

**令和8年度  
農林水産省地理情報共通管理システム  
運用保守等業務**

**調達仕様書(案)**

**農林水産省**

# 目次

1	調達案件の概要	4
(1)	調達件名	4
(2)	調達の背景	4
(3)	調達目的及び調達の期待する効果	5
(4)	eMAFF 地図の概要	5
(5)	契約期間	7
(6)	作業スケジュール	8
2	調達案件及び関連調達案件	8
(1)	調達範囲	8
(2)	調達案件及びこれと関連する調達案件	9
(3)	調達案件間の入札制限	11
3	情報システムに求める要件	12
4	作業の実施内容	12
(1)	作業実施内容（運用保守業務及びクラウドサービス等の提供業務）	13
(2)	作業実施内容（紐づけ実施業務）	18
(3)	引継ぎの実施	21
(4)	定例会等の実施	22
(5)	契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出	22
(6)	業務実施結果報告書の提出	24
(7)	成果物	24
5	作業の実施体制・方法	28
(1)	作業実施体制	28
(2)	作業要員に求める資格等の要件	30
(3)	作業場所	31
(4)	作業の管理に関する要領	32
6	作業の実施に当たっての遵守事項	33
(1)	機密保持、資料の取扱い	33
(2)	個人情報の取扱い	34
(3)	法令等の遵守	35
(4)	環境負荷低減に係る遵守事項	35
(5)	標準ガイドラインの遵守	36
(6)	その他文書、標準への準拠	36
(7)	情報システム監査	37
(8)	セキュリティ要件	38
7	成果物の取扱いに関する事項	39
(1)	知的財産権の帰属	39
(2)	契約不適合責任	40
(3)	検収	41
8	入札参加資格に関する事項	41
(1)	競争参加資格	41
(2)	公的な資格や認証等の取得	41
(3)	受注実績	42
(4)	複数事業者による共同入札	42
(5)	入札制限	42
9	再請負に関する事項	43

(1) 再請負の制限及び再請負を認める場合の条件 .....	43
(2) 承認手続 .....	43
(3) 再請負先の契約違反等 .....	43
10 クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項 .....	43
11 その他特記事項 .....	44
(1) 前提条件等 .....	44
(2) 入札公告期間中の資料閲覧等 .....	44
(3) その他 .....	45
12 附属文書 .....	46

## 1 調達案件の概要

### (1) 調達件名

令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務

### (2) 調達の背景

農林水産省地理情報共通管理システム(以下「eMAFF 地図」という。)は、農地関連業務の効率化・省力化を図るため、以下の機能を持つシステムであり、令和3年度から開発を進め、令和4年度より運用を行っている。また、以下 eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリの運用を管理する上で必要となるサブシステムとして地図管理 Web、紐づけ管理 Web も存在する。

#### ア 農地情報をデジタル地図として公表し、検索機能もある eMAFF 農地ナビ



#### イ 紙の地図を用いて行われてきた農地の現地確認を、タブレット端末1台で実施可能とする現地確認アプリ



eMAFF 地図においては、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月 11 日閣議決定)においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の一環として、「地域計画における目標地図で示された農地利用意向情報の活用・デジタル化の促進」及び「現地確認業務の効率化」を目指し、eMAFF 地図の利活用の向上を図ることとされている。

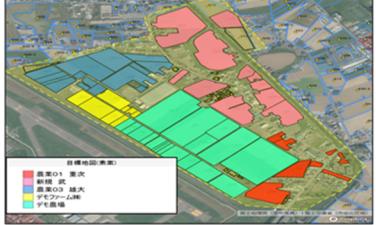
eMAFF地図の今後の展開

(1) 目標地図のデジタル化支援

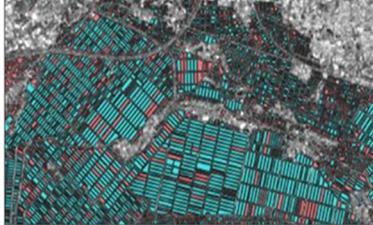
- 目標地図は、PDFや紙による作成も多いが、デジタル化により更新作業の省力化、情報分析への活用、eMAFF地図との連動等が期待。
- このため、eMAFF地図の農地データと連携させながら、現場におけるデジタル化への課題や対応策の検討・デジタル化事例集の作成等を実施。

(2) 現地確認業務の効率化支援

- eMAFF地図事業は、これまで農業委員会における現地確認アプリの活用を推進。
- また、現地へのナビ機能、メモ機能等の現地確認を行う上で最低限の機能を備えた、eMAFF農地ナビとGoogle マップ等を連携させた手法の紹介を農業共済団体・農業再生協議会等に対して実施。
- さらに、衛星画像を活用した、現場訪問を省略できる複数の確認手法の実証を実施予定。



デジタル化された目標地図の素案のイメージ



衛星画像を活用した確認結果のイメージ

4

### (3) 調達目的及び調達の期待する効果

本業務では、農地台帳と登記所備付地図(地図 XML)の紐づけを行うため、令和3年度に開発し、令和4年度から令和7年度にかけ紐づけ実施業務にて改善を行ってきた手法を活用し、全国の農地情報の紐づけ・データ移行作業を実施し、整備されたデータが eMAFF 地図において管理が行われることで、農地情報の管理事務を抜本的に効率化・省力化しつつ、EBPM 等に活用可能なベースレジストリとしての農地情報を整備することを目的とする。

加えて、「eMAFF 地図」の運用及び保守業務を行い、eMAFF 地図の安定的な運用を行うことを目指す。

### (4) eMAFF 地図の概要

#### ア eMAFF 地図と関連するシステムの概要について

eMAFF 地図及び関連するシステムの全体図を以下に示す。

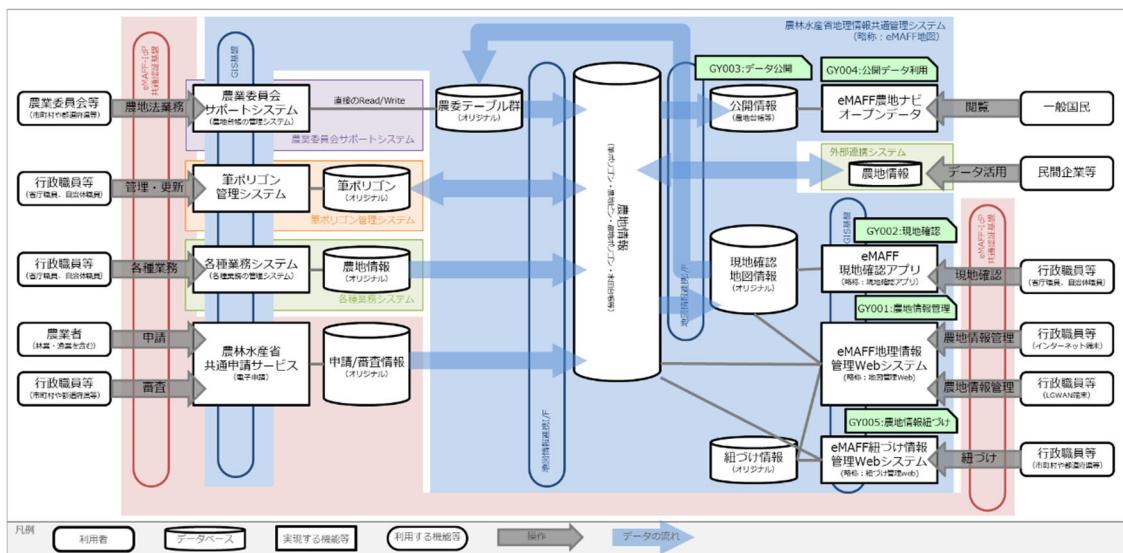


図1 eMAFF 地図全体図

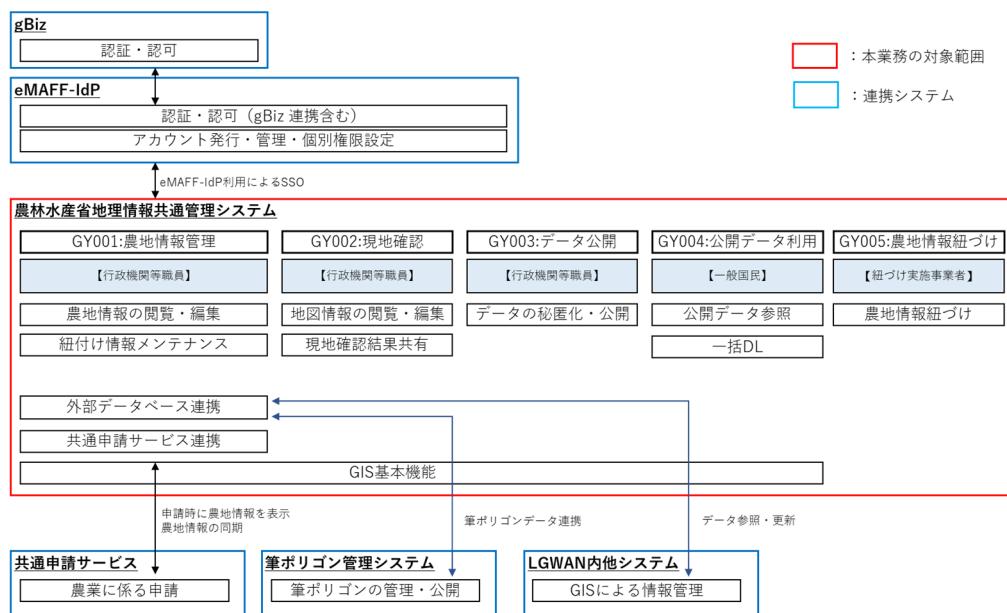


図2 eMAFF 地図概要図

#### イ 登記所備付地図(地図 XML)について

登記所備付地図(地図 XML)とは、法務局が整備する不動産登記簿において、登記記録として備え付けられる不動産の物理的状況(所在、地番、地目、地積等)及び権利関係を記録された地図である。地図情報は電子データ化され XML 形式で管理されており、一般社団法人 社会基盤情報流通推進協議会の運営する Web サイト「G 空間情報センター」より入手可能である。本業務では、この登記所備付地図(地図 XML)を活用し、農地に関する各台帳について紐づけを行っていく。

#### ウ 筆ポリゴンについて

筆ポリゴンとは、農林水産省統計部が作物統計調査等を実施する上で母集団情報として、全国の土地を隙間なく 200 メートル四方（北海道は、400 メートル四方）の区画に区分し、そのうち耕地が存在する約 290 万区画について衛星画像等を基に描画したものであり、平成 31 年3月に全国約 3,000 万筆の筆ポリゴンの整備が完了し、同年4月からオープンデータとして幅広く提供を開始している。筆ポリゴンの概要は下図のとおり。



#### エ 対象とする農地関係制度及びデータについて

「別紙1 対象とする農地関係制度及びデータについて」のとおり。

#### (5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月 31 日まで

## (6) 作業スケジュール

本業務及び関連する調達案件の想定される作業スケジュールを次の図に示す。本スケジュールは、契約予定日、各調達区分間で関連性を有する時点を表1のマイルストーンとして定め、確実な履行を実施するために必要な期間を踏まえて想定したものであるが、大臣官房デジタル戦略グループ(以下「担当部署」という。)及び農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務の受注事業者(以下「工程管理事業者」という。)の管理の下、関連する事業者と協議の上、必要に応じて見直しを行う場合がある。

図3 作業スケジュール

表1 主なマイルストーン(想定)

No	マイルストーン	時期
参考	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修分運用開始	令和8年3月下旬
1	「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務」に係る入札実施	令和8年3月中旬
2	紐づけ実施	令和8年9月下旬

## 2 調達案件及び関連調達案件

### (1) 調達範囲

本調達では、eMAFF 地図の令和8年度運用保守業務及び紐づけ実施業務を行うものとする。受注者は、農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ（以下、「担当部署」という。）の管理の下、以下に示す作業について担当部署との協議に基づき実施すること。

### ア 令和8年度運用保守業務

eMAFF 地図の全てのサブシステムに係る運用保守業務を実施すること。運用保守業務の具体的な内容は「4(1)作業実施内容(運用保守業務及びクラウドサービス等の提供業務)」に記載する。

#### イ 紐づけ実施業務

受注者は、本業務で必要となる関連情報の取りまとめ及び農地台帳データ等の収集を行うこと。また、紐づけ実施準備作業として、令和7年度に実施した農地情報紐づけ実施業務において作成した、紐づけ作業の他、農林水産省の制度原課や自治体、法務局等との調整等を含めた業務・運用フローや手順書等を確認し、必要に応じて修正し、円滑に紐づけ業務が実施できるようにすること。

加えて、農地台帳の紐づけ実施済データの更新を行うこと。紐づけ実施地域数については、「4(2)(エ)農地情報紐づけ実施」に記載する。

#### ウ クラウドサービス等の提供業務

eMAFF 地図に必要なクラウドサービスやライセンス等(以下、「クラウドサービス等」という。)を提供すること。本調達の対象業務である運用保守業務、紐づけ業務で必要となるクラウドサービス等に加えて、別途調達する農林水産省地理情報共通管理システム開発等業務(令和8年度)の中で必要となるクラウドサービス等の提供についても本調達の範囲とする。なお、具体的に必要なクラウドサービス等は、「別紙2 ライセンス等情報一覧」を参照すること。

また、本業務を実施する中で、開発等業務で新たにクラウドサービス等が必要となる場合、運用状況を踏まえ調達予定数量と実際の必要数量の間で明らかな乖離が出てきた場合又は他の手法で要件の実現が可能となった場合には、担当部署、改修業務の受注事業者と協議の上で、社会通念から逸脱しない範囲で内訳の見直しを行えることとする。

#### (2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は次の表のとおりである。

表2 関連する調達案件の一覧

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
1	令和7年度農林水 産省地理情報共通 管理システム改修 業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年8月	- 令和7年7月頃 令和7年8月頃	令和7年8月から 令和8年3月まで

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
2	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム追加改修業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年1月	- 令和7年11月頃 令和8年1月頃	令和8年1月から 令和8年3月まで
3	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	- 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
4	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	令和6年11月頃 令和7年1月頃 令和7年3月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで
5	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年2月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
6	令和9年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務(仮)	一般競争入札 (総合評価)	令和9年4月	令和8年11月頃 令和9年1月頃 令和9年3月頃	令和9年4月から 令和10年3月まで
7	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	- 令和7年2月頃 令和7年3月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで
8	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	- 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
9	令和7年度 eMAFF 運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	令和6年11月頃 令和7年1月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
				令和7年3月頃	
10	令和8年度 eMAFF 運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
11	令和7年度農林水産省次期オンライン申請システムの導入業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年7月	令和7年3月頃 令和7年6月頃 令和7年7月頃	令和7年7月から 令和8年3月まで
12	令和8年度次期オンライン申請システム追加開発・運用・保守業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで



図4 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等

### (3) 調達案件間の入札制限

相互けん制の観点から、本業務と「表 2 関連する調達案件の一覧」項番8に挙げる業

務は、相互に入札制限の対象とする。また、調達の公平性の観点から、「本調達仕様書の作成支援事業者」である、「表 2 関連する調達案件の一覧」項番7に挙げる業務の事業者は、本調達の入札には参加できない。詳細については「8(5)入札制限」も参照すること。

### 3 情報システムに求める要件

本業務の対象である eMAFF 地図については、「別紙3 令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務要件定義書」の各要件を満たすこと。

特に本業務においては、eMAFF 地図を利用する農地に係る申請の段階的増加に対応した柔軟なリソース追加、開発容易性の確保、申請情報を保有するためのセキュリティ水準の維持・向上等を図ること。

また、本業務の実施に当たっては、原則、令和7年度に運用していたシステム基盤を引き継いで使用すること。他のクラウドサービスを利用する場合においても、ISMAP 管理基準に定められている管理策基準が求める対策と同等以上の水準を満たすものを選定し利用すること。その場合においても、平成 30 年6月に決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」で「クラウド・バイ・デフォルトの原則」が打ち出されていることを踏まえ、システム基盤としてパブリッククラウドを活用する方針は堅持すること。

加えて、以下の観点等に留意してシステム構築を実施すること。

- ・ 環境が変化した場合でも、新規サービスの提供や設定変更を継続的に行い、運用の効率性を確保し、高度なセキュリティ対策等を実施すること。
- ・ リファレンスアーキテクチャを提供しているパブリッククラウドを可能な限り選定し、その活用による効率的な設計・開発を行うこと。
- ・ 保守の困難化につながる独自仕様は最小化し、可能な限り広く利用されている技術や製品を検討すること。
- ・ インフラ構築・運用保守等の手作業は可能な限り自動化すること。
- ・ 工程管理事業者により逐次可視化された運用状況やクラウドサービス利用料を確認し、定期的に最適化の取り組みを行うこと。
- ・ 設計段階から実環境を利用した検証を行えるため、その特性を活かした設計方法を採用すること。
- ・ 多岐にわたる分野で提供される多様なマネージドサービスを活用し、コストの削減を図ること。
- ・ クラウドアーキテクトのベストプラクティス(Azure Well-Architected Framework)及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル 別冊クラウド設計・開発編」に準拠すること。

### 4 作業の実施内容

## (1) 作業実施内容(運用保守業務及びクラウドサービス等の提供業務)

### ア 共通要件

- (ア) 本業務を実施するに当たっては、本省及び関連事業者(2(2)に記載の関連調達案件の受注者)との連携を十分に行うこと。
- (イ) 品質管理担当者を中心に本業務受注者内でレビューを実施するとともに、本省からのレビュー指摘を受けた場合は修正を実施すること。
- (ウ) 本業務は、本省の管理の下、本調達仕様書の内容及び担当部署との協議に基づき実施すること。

### イ システム運用・保守及びクラウドサービス等の提供業務に係る要件

#### (ア) 前保守事業者からの引継ぎ

受注者は、前運用・保守事業者と協業して引継計画書を作成し、担当部署の承認を得た上で、令和8年4月 30 日までに提出すること。引継期間は概ね3か月以内とし、運用・保守の引継ぎにおいては、eMAFF 地図利用者へのサービス低下等が発生しないように実施すること。引継の状況については、進捗を管理し定期的に担当部署に進捗報告を実施し、引継完了後は引継結果報告書を前運用・保守事業者と協議し作成し、担当部署に令和8年6月 30 日までに提出すること。

受注者は、eMAFF 地図の前運用・保守業務の事業者からパブリッククラウド上に構築された情報システムの引継ぎを受け、アカウント(Azure の場合は CSP ライセンスの契約)の契約の移管を行い、環境を維持すること。

#### (イ) 運用及び保守業務の実施

受注者は、eMAFF 地図の運用・保守(以下の a 及び b)を実施すること。運用・保守を実施するにあたっては、令和7年度開発において作成した運用・保守設計書、運用計画書及び保守計画書、運用実施要領及び保守実施要領の内容に則り実施することとするが、業務を行う中で、変更が必要な場合においては見直しを行い、担当部署の承認を得た上で提出すること。

本業務の範囲として発生するシステム改修作業は原則不具合による改修のみを対象とし、頻度は最大でも月1回程度を想定しているが、具体的には担当部署と相談の上で決定する。ただし、障害発生や、業務が実施できないなどの大きな業務影響が発生している場合はこの限りではない。クラウド調達に係る経費の最小化に努める観点から、紐づけ実施作業のスケジュール(9-10 月)期間外については、紐づけ実施に利用している各サブシステムのリソースをシステム維持に必要な最低限のスペックまでスペックダウンする。

また、本業務を実施する中で検知した修正を反映した上記資料については、とりまとめて、令和9年3月 31 日までに担当部署へ提出すること。運用及び保守業務の

実施概要については、別紙3附属書⑦運用設計書を参照すること。

なお、本業務と並行して実施される令和8年度開発において、運用・保守業務に変更が必要な場合においては、開発機能の運用開始までに開発事業者から作業経緯、設計・開発の設計書、運用・保守設計書、運用計画書及び保守計画書、運用実施要領及び保守実施要領、残存課題等に関する情報提供・引継ぎを受けること。

加えて、利用するクラウドサービスの機能やマネージドサービスを活用して、運用の可視化や自動化を図ること。SaaS 等、クラウドサービス側で運用・保守が提供されている場合には、以下の a 及び b と同等の要件を満たしているかを確認し、サービスレベルを維持すること。

a 定常時対応

(a) 受注者は、以下を例とする定常時の運用業務及び保守作業を実施すること。

(A) 運用業務

- ① 監視作業(死活監視、稼働状況監視、ネットワーク監視、性能監視、セキュリティ監視、防犯監視、ログ管理、データ監視)
- ② 情報システム維持作業(データー括処理、バックアップ管理、計画停止、データ維持管理、情報資産管理、システム構成管理、情報システムの変更要求管理、アクセス管理、情報システムの設定変更、業務運用支援、監査対応、大規模災害時対応、アプリケーションプログラムリリース、ソフトウェア製品リリース、ハードウェアリリース)
- ③ ユーザサポート業務(ヘルプデスク、利用者教育支援、定型的変更への対応)
- ④ データ収集及び報告(月次定期報告)
  - ・ (担当部署と相談の上対応要否は決定)各サブシステムにおける筆ボリゴン(令和8年公開)の取込・表示

(B) 保守業務

- ① アプリケーション保守(プログラムの不具合の報告・連絡の受付、バージョンアップに伴う対応(影響分析、修正等)、クラウドサービスのリリースに伴う対応(影響分析、修正等))
- ② ソフトウェア製品保守(アップデートファイル・セキュリティパッチ等の提供)
- ③ ハードウェア保守(定期点検、予防保守、保守部品提供・交換、ファームウェア等保守)
- ④ システム監査対応(ヒアリング対応、情報提供)
- ⑤ データ収集及び報告(月次定期報告)

(b) 受注者は、保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。改修の際に作成、更新した資料(ソースコード、実行プログラム一式等)は、担当部署から承認を得た上で提出す

ること。

- (c) 受注者は、運用及び保守の作業単位ごとに作業内容、回数、工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況(情報セキュリティ監視状況を含む。)、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について月次で運用業務報告書及び保守業務報告書、年度末に運用実績報告書及び保守実績報告書を取りまとめるとともに必要に応じて運用・保守設計書、運用計画書及び保守計画書、運用実施要領及び保守実施要領に対する改善提案を行い、担当部署の承認を得た上で提出すること。なお、上記の改善提案に当たっては、パブリッククラウドの運用体制において、マネージドサービスプロバイダーが提供している共有型のクラウド運用・保守サービスの活用についても検討し整理することとする。検討した結果、MSP サービスの活用を運用・保守計画に組み始めた場合は、実際にサービス等の活用を開始すること。また、上記の改善提案に当たっては、クラウドサービスプロバイダーが提供する ベストプラクティス準拠状況を定期的に調査(Azure の場合、Azure Advisor)し、検出項目の対応可否を検討し、担当部署の承認の上、対応すること。クラウド構成のベストプラクティス(Azure の場合、Microsoft Azure Well-Architected Framework の全ての柱)を活用し、年に1度システムが適切に運用されているかチェックし、次年度の改善点を整理すること。
- (d) 受注者は、クラウドサービスの利用実績について、利用明細書の写し及び月額の運用サービスの費用実績(MSP サービスを利用した場合)を一覧表にとりまとめ、担当部署から求められた場合は提出すること。また、MSP サービスを利用した場合等の運用サービスの共通化の効果を定量で説明すること。
- (e) 受注者は、月間の運用及び保守作業実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- (f) 受注者は、運用業務報告書及び保守業務報告書の内容について、月例の定期運用及び保守作業会議を開催し、その内容を報告すること。
- (g) 受注者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、担当部署にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること。また、自動取得したソフトウェアの情報を把握し、担当部署から求めがあった場合は相談の上、最新の構成情報の出力結果を提出すること。
- (h) 受注者は、ソフトウェアにセキュリティのせい弱性が見つかった場合は、対応策について計画し、承認を得た上で対応すること。
- (i) 受注者は、パッチの自動適用を用いて、検証環境や品質保証環境などを用いて

パッチベースラインを検証し、その後に本番環境にパッチを適用するなど、パッチのリリース管理を行うこと。なお、パッチ適用に起因する不具合が出た際に行う切り戻しやアプリケーション修正などの対応を予め計画すること。

- (j) 受注者は、構成管理及びパッチの適用について自動化すること。なお、自動化とは、対象を選定し、タイミングをコントロールして適用することをいう。
- (k) 受注者は、原則、メンテナンスの際に踏み台サーバを独自で構築せず、クラウドサービスプロバイダーのサービス(Azure Bastion)を利用して運用すること。
- (l) 受注者は、インフラの設定変更があった場合はパラメータシートを更新し、担当部署に提出すること。
- (m) 受注者は、担当部署の求めに応じ、クラウドサービスを含めた情報システムの構成を適切に見直すための資料(Azure Cost Management 等の出力結果)を提出すること。なお、Shared 型の MSP サービスの利用とは、以下の定義のいずれかとする。
  - (A) 受注者が自社で MSP サービスを提供している企業の場合はそれを利用すること。
  - (B) 受注者が自社で MSP サービスを提供していない企業は、運用品質の均一化と不要なコストを削減するために
    - ① 外部企業が提供する MSP サービスを利用すること、又は
    - ② 複数の運用案件を受注することで、自社内で運用サービス(サービスデスク、監視サービス等)の Shared service(シェアードサービス)に取り組み、費用を削減すること。
- (n) 農林水産省をエンドカスタマー(エンドユーザー)として登録していることを証明する書面を提出すること。
- (o) 改善提案を作成したら担当部署ならびに PMO／MAFF クラウド CoE に報告すること。
- (p) 受注者は、担当部署が、情報システム運用継続計画を作成又は更新するにあたり、情報提供等の支援を行うこと。
- (q) 受注者は、担当部署からの緊急時の問い合わせを電話で受け付けられるよう、本業務内部利用限定の担当窓口を設けること。
- (r) セキュリティ管理として、(Azure の場合 Azure policy)が発報したセキュリティアラートについて、対応ならびに無効化／抑制を検討するものとする。なお、新たなルールの追加について、迅速に対応するものとする。
- (s) 農林水産省は、デジタル庁が整備する「ガバメントソリューションサービス」(以下「GSS」という。)を利用している。設計、構築にあたり、GSS や農林水産省に申請が必要な場合は、定められた様式で申請書等を作成し提出すること。なお、GSS の DNS に設定を行う場合は、デジタル庁 GSS 担当が定めた DNS 設定規則を担

当部署から受領して、その内容に基づいて申請書を作成し、担当部署を通じて申請すること。

- (t) LGWAN 又は G-Net を利用する場合は、当省に割り当てられた専用のドメイン名・IP アドレスを利用する必要がある。LGWAN 又は G-Net 側から eMAFF 地図のサーバーに接続する場合、受注後に担当部署から「GSS G-Net サービス利用ガイド」、「申請様式」等を受領して、その内容に基づいてドメイン名・IP アドレス・NAT 設定の申請書を作成し、担当部署を通じて申請すること。NAT 設定に当たっては、eMAFF 地図のサーバーに固定 IP アドレスが必要になることを踏まえて設計・構築を行うこと。LGWAN 又は G-Net の DNS 設定について、申請から実施までに1か月程度を要することを踏まえて、計画的に申請を行うこと。

b 障害発生時対応

- (a) 受注者は、eMAFF 地図の障害発生時又は発生が予測された際、速やかに担当部署に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断し、以下を例とする障害発生時の運用業務及び保守作業を実施すること。なお、障害には情報セキュリティインシデントを含めるものとする。また、クラウドのオートヒーリング機能を利用する等、迅速な障害回復に努めること。

(A) 運用業務

情報システム維持作業(インシデント管理、障害復旧対応、アプリケーションプログラムリリース、ソフトウェア製品リリース、ハードウェアリリース、バックアップからの復旧)

(B) 保守業務

- ・ アプリケーションプログラム保守(不具合対応)
- ・ ソフトウェア製品保守(不具合対応)
- ・ ハードウェア保守(不具合対応)

- (b) 受注者は、eMAFF 地図の障害発生時又は発生が予測された際、情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い、障害報告書の作成及び担当部署への提出を速やかに実施し、障害報告書の内容について、担当部署から承認を得ること。併せて、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。

- (c) 受注者は、大規模災害等の発災時には、担当部署の指示を受けて、担当部署が提示する情報システム運用継続計画に基づく運用及び保守作業業務を実施すること。なお、災害等の発生に備え、最低年1回は事前訓練を実施すること。
- (d) 受注者は、生成 AI を活用しているシステムにおいて、生成 AI システムのアウトプットが期待する品質を満たさなくなった場合、そこから生じる被害を最小限に食い止め、原因を特定し、改善措置を講じること。

#### (ウ) 情報システムの現況確認支援

受注者は、年1回、農林水産省の指示に基づき、情報資産管理データと情報システムの現況との突合・確認(以下「現況確認」という。)を支援すること。

- ・ 受注者は、現況確認の結果、情報資産管理データと情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、運用実施要領に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。
- ・ 受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上農林水産省に報告すること。
- ・ 受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上農林水産省に報告すること。

#### (エ) 情報システム運用継続計画の作成支援

受注者は、担当部署が情報システム運用継続計画を作成・更新するに当たり、eMAFF 地図の問題発生時に求められる必要最低限の機能、目標復旧時間等に関する資料提供等の支援を行うこと。

#### (オ) 契約期間終了後の措置

##### a 撤去・搬出作業

eMAFF 地図はクラウド基盤上に構築されていることから、基本的に設置機器等の撤去・搬出作業は想定していない。また、利用しているクラウドサービスは次期運用業務において引き続き利用できる条件とすること。本調達の契約期間終了後も継続して本省がクラウドサービスを利用可能となるよう必要な措置をすること。

##### (a) データ引継業務

受注者は、本業務において作成した全てのデータを担当部署の求めに応じて提出すること。また、引継情報が漏えいしないよう、厳重に情報セキュリティ管理を行うこと。

#### (2) 作業実施内容(紐づけ実施業務)

##### ア 作業計画書の作成

受注者は、本仕様書に基づき、契約締結後5日(行政機関の休日を含まない。)以内に作業計画書(案)を作成して提出し、キックオフ会議を開催した上で、担当部署の承認を受けること。

受注者は、担当部署が承認した作業計画書の作業体制、スケジュール等に従い作業

を実施し、記載された成果物を作成すること。その際、本業務におけるコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

なお、作業計画書には、本業務の実施に当たって必要な詳細化を行うこと。具体的には次の内容を記述すること。

- ・スケジュール(WBS(各作業の関連性などを整理してガントチャートとして記述し、依存関係を明確にすること。)、作業担当、開始・完了日等の制約、各作業項目の作業内容と成果物の関係を踏まえ整理するもの。)
- ・作業の概要
- ・前提条件、制約条件等
- ・作業体制図
- ・会議体ルール
- ・コミュニケーション管理(手段、様式を含む。)
- ・本業務の成果物を詳細に定義した資料体系
- ・資料管理(採番ルール、版数管理を含む。)
- ・セキュリティ管理(再請負先等を含む。)
- ・作業体制の管理手法
- ・課題管理
- ・工程管理
- ・品質管理
- ・リスク管理
- ・変更管理
- ・情報セキュリティ対策

また、作業計画に変更の必要が生じた場合は、変更の理由及び変更内容とともに修正された作業計画書を担当部署に書面にて届け出て承認を得ること。

#### イ 必要となるデータの収集

受注者は、収集について管理団体と調整を行った以下の台帳やその紐づけに必要な関連データの収集を行う。収集にあたっては、農林水産省の制度原課や自治体、法務局等との調整を含め、基本的には受注者が実施するが、担当部署がそのサポートを行う。データの収集にあたっては、令和3年度に実施した農地情報紐づけ手法開発支援等業務、令和4年度、5年度、6年度、7年度に実施した農地情報紐づけ実施業務において一部実施しているため、その状況を把握した上で収集を行うこと。その際に、令和3年度、4年度、5年度、6年度、7年度に収集している場合においても、本業務において最新データを再度収集する必要があるか検討し、必要に応じて収集すること。また、令和8年度の本業務においては4(2)エに記載の農地情報の紐づけを実施する地域に対する紐づけを予定しており、その実施において必要となる範囲でデータを収集することとする。また、紐づけを行うことの意義や紐づけを実施した先行事例等の自治体等への説明等、データの収集や紐づけ実施を円滑に進めるための活動に担当部署と相談の上、協力すること。

なお、収集するデータは個人情報を含むものであり、取扱いには留意が必要となるため、担当部署から承認を得た上で、機密性の高い方法で収集・保管すること。

- (ア) 農地台帳
- (イ) 登記所備付地図(地図 XML)
- (ウ) 地図・公図データ
- (エ) 地番図

上記により収集したデータについて、令和9年3月 31 日までに担当部署に提出すること。

#### ウ 農地情報紐づけ実施準備

紐づけを実施するにあたって、令和7年度に実施した農地情報紐づけ実施業務において作成した、紐づけ作業の他、農林水産省の制度原課や自治体、法務局等との調整等を含めた業務・運用フローや手順書等を確認し、必要に応じて修正し、円滑に紐づけ業務が実施できるようにすること。本作業において修正した業務・運用フロー、手順書は令和8年4月 30 日までに担当部署に提出すること。なお、業務・運用フロー、手順書は「4(2)(エ)農地情報紐づけ実施」を行う中で、必要に応じて修正を行い、令和9年3月 31 日までに最終版を担当部署に提出すること。

#### エ 農地情報紐づけ実施

担当部署と相談の上、令和7年度の農地情報紐づけ実施業務で使用した手法を用いて、下表の地域数での紐づけ実施を目指し、紐づけを行うこと。ただし、データの収集状況や地方自治体の協力状況等によってはこの限りではない。

- (ア) データクレンジング:後続作業においてマッチング処理を行うために、収集したデータの加工等の処理を行う
- (イ) アルゴリズムによるマッチング等処理:クレンジングしたデータに対して、アルゴリズムによるマッチング処理にて、農地情報の紐づけを行う
- (ウ) 関係機関による手動紐づけ:マッチング処理にて紐づけができなかったデータに対して、台帳提供元の市町村等の協力の上で紐づけ補正ツール等を利用し農地情報の紐づけを行う
- (エ) 紐づけ実施済データの更新:過去に紐づけを行ったデータに対して、最新の台帳データを用いて紐づけデータの更新を行う。実施頻度、実施タイミングについては、担当部署と調整の上、決定すること。

**表3 農地情報紐づけ実施の予定地域数**

台帳名	紐づけ実施タスク	令和7年度 以前 (実施地域 数)	令和8年度 (実施地域数(予定))
農地台帳	①データ収集・クレンジング	1,669 地域分	全地域
	②アルゴリズムによるマッチング等処理	1,669 地域分	全地域
	③関係機関による手動紐づけ	1,074 地域分	予定無し (農業委員会から個別相談があった場合は担当部署と相談の上、対応すること)
	④紐づけ実施済データの更新	1,669 地域分	全地域

令和7年度に実施した農地情報紐づけ実施業務において実施した手法を用いて紐づけを行うにあたっては、eMAFF ID が必要になるため担当部署と相談の上、準備すること。

紐づけ手法について不具合を検知した場合は、人為的ミスかシステム不具合か切り分けを行った上で、人為的ミスの場合は、再発防止策の検討・実施、システム不具合の場合は、改修を行うこと。

紐づけ手法について自治体等から改善要望等があった場合は取りまとめを行い、対応を検討・実施すること。

紐づけ実施においては、収集について管理団体と調整を行った下記のデータを対象とすること。

- a 農地台帳
- b 登記所備付地図(地図 XML)
- c 地図・公図データ
- d 地番図

本作業において紐づけしたデータは、農地情報紐づけ実施結果として取りまとめ令和9年3月31日までに担当部署に提出すること。紐づけ手法改善要望については対応策を含め、改善要望を認知してから1か月以内に担当部署へ提出し、本業務内で発生した改善要望を取りまとめた資料については、令和9年3月31日までに提出すること。

### (3) 引継ぎの実施

受注者は本業務の後継業務の実施事業者に対し、システムの運用等を行うクラウド環境を原則としてそのまま引継ぐこと。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて本業務の後継業務の実施事業者との間で書面による契約等を行い、管理者権限の引き渡し等、クラウド環境の引継ぎを適切に行うこと。

作業経緯、残存課題等に関する情報提供・引継ぎに係る資料を作成し、遺漏無く引継ぎ

を実施すること。引継資料については、令和9年3月 31 日までに担当部署に提出すること。引継ぎ後、運用業務及び農地情報紐づけ実施業務が軌道に乗るまでの間、おおむね3か月程度は作業経緯、残存課題等について情報提供及び質疑応答等の確実な引継ぎへの協力を行うこと。

#### (4) 定例会等の実施

受注者は、以下のアからエまでの会議を開催するとともに、会議終了後、3日以内(行政機関の休日(行政機関の休日を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

##### ア キックオフ会議

受注者は、契約後5日(行政機関の休日を含まない。)以内に、本業務の設計・開発実施計画書等の案について、担当部署に説明し、認識共有を図ること等を目的とする会議を開催すること。なお、会議の参集者については、担当部署と協議の上、決めるここと。

##### イ 定例会議

受注者は、担当部署から要請があった場合、又は受注者が本業務を遂行する上で必要と判断した場合、必要資料を作成の上、会議を開催すること。なお、開催時期は、担当部署からの要請から原則5日(行政機関の休日を含まない。)以内とし、頻度は原則週に1回1時間を想定する。担当部署からの要請または受注者側で必要と判断した事態が収束し、定例会議の開催が必要なくなったことについて担当部署から承認を得られた場合は、定例での会議開催を不要とすることを許容するものとする。

##### ウ 業務実施結果報告会議

受注者は、業務実施結果報告書の納入期限の5日(行政機関の休日を含まない。)前までに、本業務の結果を報告する業務実施結果報告会議を開催すること。

##### エ 本業務と関係する会議への出席

受注者は、工程管理事業者が開催する会議の他、各プロジェクトにおいて開催される各種会議及び打合せに必要に応じて参加し、業務状況の報告等を行うこと。

#### (5) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出

受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:令和7年5月 27 日以下「標準ガイドライン」という。)「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。

なお、人件費については人件費単価ごとに工数を提示すること。再請負先がある場合は再請負先の法人番号と再請負金額を提示すること。最大何次請負、再請負総額、累計契約額(前年度まで)、年度契約金額を提示すること。

- ア 受注者は、担当部署が定める時期に、情報資産管理標準シートを提出すること。
- イ 受注者は、標準ガイドライン「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業」に基づき担当部署から情報資産管理標準シートの作成を依頼された場合、次に掲げる事項について記載した様式について、担当部署が定める時期に、提出すること。
- (ア) ハードウェアの管理
- 情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
- (イ) ソフトウェアの管理
- 情報システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
- (ウ) 回線の管理
- 情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等
- (エ) 外部サービスの管理
- 情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等
- (オ) 施設の管理
- 情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等
- (カ) 公開ドメインの管理
- 情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等
- (キ) 取扱情報の管理
- 情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等
- (ク) 情報セキュリティ要件の管理
- 情報システムの情報セキュリティ要件
- (ケ) 指標の管理
- 情報システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案
- (コ) 各データの変更管理
- 情報システムの運用及び保守において、上記各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目
- (サ) 作業実績等の管理
- 情報システムの運用及び保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

(シ) スケジュールや工数の管理

スケジュールや工数等の計画値及び実績値

(6) 業務実施結果報告書の提出

受注者は、4(1)から4(3)までの作業結果を業務実施結果報告書として取りまとめて提出し、令和9年3月31日までに担当部署の承認を得ること。

(7) 成果物

ア 成果物名

本業務の成果物を以下に示す。

- ・ 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに担当部署に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、交換等を行い、変更点について担当部署に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・ 成果物については、運用計画書及び保守計画書、作業計画書で計画した時期に担当部署の承認を得ること。

表4 成果物一覧

No	業務	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
1	運用・ 保守	4(1)イ(ア) 引継計画書	令和8年4月 30日	前運用・保守事業者からの引継ぎ
2		4(1)イ(ア) 引継結果報告書	令和8年6月 30日	前運用・保守事業者からの引継ぎ
3		4(1)イ(イ) 運用・保守設計書 運用計画書及び保守 計画書 運用実施要領及び保 守実施要領	令和9年3月 31日	➢ 本業務を実施する中で検知した修 正及び令和8年度開発の内容を反 映させた資料。 ➢ 改善提案の内容を反映させた運 用・保守設計書、運用計画書及び 保守計画書、運用実施要領及び保 守実施要領

No	業務	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
4		4(1)イ(イ) 運用業務報告書及び 保守業務報告書	原則として翌 月の月次定例 会議前	➢ 運用開始時から契約終了まで。 ➢ 各年度の最終月は同月最終日。
5		4(1)イ(イ) 保守作業で改修及び 作成したソースコー ド、実行プログラム一 式	令和9年3月 31日	
6		4(1)イ(イ) 改修の際に作成、更 新した資料	備考欄に記載	➢ 担当部署と協議の上、期日を設定 すること。 ➢ 担当部署の承認を得た後、速やか に提出すること。
7		4(1)イ(イ) 運用実績報告書及び 保守実績報告書	令和9年3月 31日	
8		4(1)イ(イ) 障害報告書	備考欄に記載	障害発生後、速やかに提出すること。
9		4(1)イ(イ) パラメータシート	備考欄に記載	インフラの構成変更、設定変更があつた 場合。
10		4(1)イ(エ) 担当部署が情報シス テム運用継続計画書 を作成又は更新する ための資料	備考欄に記載	担当部署と協議の上、期日を設定する こと。
11		4(1)イ(オ) データ消去完了報告 書	令和9年3月 31日	
12		4(2)ア 作業計画書	備考欄に記載	契約締結後5日(行政機関の休日を含 まない。)以内。

No	業務	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
13	紐づけ実施	4(2)ウ 農地情報紐づけ実施における業務・運用フロー、手順書	年度当初に見直しを実施した資料 令和8年4月30日  本業務を実施する中で検知した修正を反映した最終版資料 令和9年3月31日	
14		4(2)イ、エ 農地情報紐づけ実施結果および関連データ	令和9年3月31日	
15		4(2)エ 紐づけ手法改善要望資料	備考欄に記載	改善要望を認知してから1か月以内に提出(対応策を含む)。また、項番20の業務実施結果報告書と合わせて当該年度分一式を提出。
16	共通	4(3) 引継資料	令和9年3月31日	次期運用・保守事業者への引継ぎ(作業経緯、残存課題等)

No	業務	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
17	共通	4(4) 会議開催結果	備考欄に記載	<p>➤ 会議の議事録はWord形式ファイルで作成し、会議終了後3日以内に担当部署の承認を得た後に、メールで提出。</p> <p>➤ 各会議において受注者が準備する資料については、会議開催前に担当部署へメールまたは電子ファイル連携サービスを用いて提出とともに、担当部署からの指示があった場合は必要部数を紙資料等で準備すること。また、業務実施結果報告書と合わせて当該年度分一式を提出。</p>
18		環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書	担当部署が定める時期	6(4)環境負荷低減に係る遵守事項を参照
19		4(5) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シート	担当部署が定める時期	
20		4(6) 業務実施結果報告書	令和9年3月 31日	
21		各種申請書	担当部署が定める時期	

#### イ 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方」の周知について（令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知）」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

- ・成果物は Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成すること。
- ・納品後、担当部署において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・成果物は電磁的記録媒体により作成し、電磁的記録媒体の場合は2部を納品すること。
- ・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

#### ウ 成果物の納品場所

成果物は次の場所において引渡しを行うこと。なお、担当部署から指示がある場合は指定したサーバへの納品(例:PrimeDrive 又は SharePoint 等)も合わせて実施すること。サーバ納品の際は、検収が終了したファイル一式を時点がわかるような形式(例:zip 等)で提出すること。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ

### 5 作業の実施体制・方法

#### (1) 作業実施体制

本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は図5及び表5とおりである。なお、受注者は、担当部署及び工程管理事業者の管理の下、関連する各事業者と連携し、本業務を実施すること。

受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後、速やかに提案書に基づいた体制図を作成し、役割を明らかにした上で、担当部署に提出して承認を得ること。合わせて、各役割を担う作業者の要員計画を作業全体及び作業全期間について記述し提出することとし、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。また、業務全体管理者、運用・保守業務担当者(運用保守、紐付け実施)を本業務において必ず配置すること。

本業務においては、経営局農地政策課、大臣官房統計部及び PMO は、本省全体としての行政手続等のオンライン化に係るプログラムにおいて重要な関係組織であることから、連携を密にできる体制を準備すること。

また、eMAFF 地図を整備・運用していく上で、総合行政ネットワーク(LG-WAN)を運営する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)についてはネットワーク構成、農地情報管理に従事する各地方自治体についてはユーザビリティ、農業委員会等の関係機関については農林水産施策の推進等の面から、それぞれ重要な関係機関であることを認識すること。

図5 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制

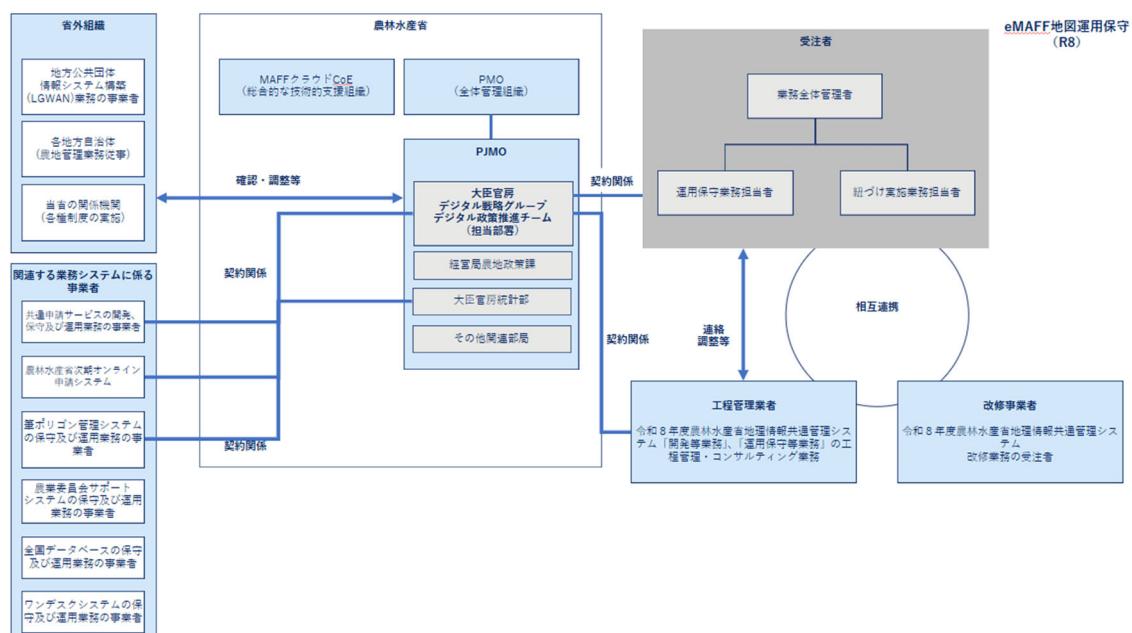


表5 本業務における組織等の役割および本業務受注者に求める作業実施体制の役割

No.	組織等	本業務における役割
1	PMO(全体管理組織)	・ 本省の全体組織として、個別システムの統括的な管理助言を行う。
2	MAFFクラウドCoE	・ 担当部署・受注者に対してパブリッククラウド全般及びMAFFクラウド利用に係る技術的な支援を行う。
3	PJMO 大臣官房デジタル戦略グループ	・ eMAFF地図の管理組織として本業務の進捗等を管理する。また、各種資料に対する承認を行う。
4	経営局農地政策課	・ 受注者からの農地台帳や農地法関連の現地確認業務に係る問合せ対応等を行う。
5	大臣官房統計部	・ 受注者からの筆ポリゴンに係る問合せ対応等を行う。
6	その他関連部局	・ 必要に応じてeMAFF地図運用保守等に係る問合せ対応等を行う。
7	省外組織	・ それぞれの組織が所管するシステムや制度と連携できるよう、適宜、確認や相談に応じる。

No.	組織等	本業務における役割
8	関連する業務システムに係る事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通申請サービス、農林水産省次期オンライン申請システム、農業委員会サポートシステム、ワンデスクシステム、全国データベース、筆ポリゴン管理システムといったeMAFF地図と連携するシステムの開発業務、運用業務の事業者であり、適宜、確認や相談に応じる。</li> </ul>
9	業務全体管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務全体を管理し、本業務における作業・意思決定の責任を持つ。</li> <li>・ PJMOとの各種調整を行う。</li> </ul>
10	運用・保守業務担当者(運用保守)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務全体管理者の管理の下、その指示に基づいて各作業を実施する。</li> </ul>
11	運用・保守業務担当者(紐づけ実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紐づけ実施業務における各業務を担当する。業務全体管理者が兼務しても良い。</li> </ul>
12	工程管理事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eMAFF地図における改修業務の工程管理等を実施する。</li> <li>・ 関連するプロジェクトを横断的に把握し全体管理、調整等を実施する。</li> </ul>
13	改修事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eMAFF 地図における改修業務を実施する。</li> </ul>

## (2) 作業要員に求める資格等の要件

本業務にあたるシステムエンジニアは、農林水産省に対して問題解決に資する情報を的確かつ速やかに提供できる技術力を有すること。

受注者は、運用保守業務の業務全体管理者及び担当者等の役割に応じて次に示すスキル・経験を持つ人員を充て、プロジェクト全体として全ての要件を満たす作業実施体制とすること。

なお、同一要員がすべての資格・実績を保有していない場合は、農林水産省との協議により、同一チーム内の複数名で資格・実績要件を満たすことを認める場合がある。

再請負をする場合には、再請負先の作業・意思決定権を持つ再請負先責任者を再請負先に配置すること。再請負先責任者及びその要員について、再請負の内容に適した資格、経験等を保有していることを確認すること。業務全体責任者は、再請負先も含めた業務の全体の進行管理を実施すること。

### ア 業務全体管理者

本業務全体を管理し、本業務における作業・意思決定の責任を持つ者として(ア)、(イ)及び(ウ)の全要件を満たす者を配置することし、定例及び重要かつ緊急時の打合せには原則参加すること。ただし、(ウ)については責任者を補佐する者が満たしている場合も可とする。

(ア) プロジェクト管理の経験を5年以上有し、標準ガイドラインを熟知しており、本業務実

施範囲について、EVM(Earned Value Management)を用いたプロジェクト管理を行えること。

- (イ) 官公庁における情報システムの設計開発業務について、直近5年以内にプロジェクト管理者レベルとして業務を実施し、適正に業務を完了した実績を有すること。
- (ウ) PMP (Project Management Professional)若しくは情報処理技術者(プロジェクトマネージャ)のいずれかの資格を有すること。

#### イ 運用・保守業務担当者(運用保守)

情報システムの運用・保守業務の経験年数を2年以上有する者を1名以上配置すること。加えて受注者は、原則業務完了まで継続して続けられる者を担当者とすること。万が一交代する場合も担当部署の事前承認を得た上で、同等以上の人物を確保すること。

なお、本業務を行う担当者は、業務を効率的、効果的に推進するために求められる業務遂行能力を有すること。

- ・ 情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力
  - ・ 課題・改善点を識別し、改善する能力
  - ・ 担当する職務に応じた技術力(クラウド業務を実施する場合は、(Azure)のスキル)
- また、運用・保守を行う担当者には、以下の資格のいずれかを有する者を1名以上配置すること。

Azure Solutions Architect Expert / Azure Administrator Associate

#### ウ 運用・保守業務担当者(紐づけ実施)

受注者は、紐づけ実施業務の遂行にあたり、GIS、農地情報及びその諸制度について知識のある者、ならびに本業務に必要な知識・知見のある者を確保すると共に、適切な作業体制を確保すること。

なお、作業体制全体として満たすべき要件は以下のとおり。

- (ア) 直近5年間に、クラウドサービスを用いたシステムの運用・保守業務の実績を有すること。
- (イ) IPA の情報処理技術者試験の高度試験のうち、ネットワークスペシャリスト試験又はIT サービスマネージャ試験のいずれかに合格している、あるいは情報処理安全確保支援士、情報セキュリティスペシャリスト又はテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の認定資格を有する者を配置すること。

#### (3) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。

#### (4) 作業の管理に関する要領

受注者は、担当部署が承認した作業計画書の作業体制、スケジュール等に従い、記載された成果物を作成すること。その際、作業計画書及び農林水産省が定める運用実施要領、保守実施要領に従い、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

##### ア コミュニケーション管理

保守実施要領に基づき、関係者間のコミュニケーションの円滑化、認識相違の防止を目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 保守実施要領の一部として、プロジェクト管理情報の作成、共有、蓄積等のルールや本プロジェクトの意思決定プロセス等のコミュニケーション管理計画を定義し、本省の承認を受けること。
- (イ) 4(4)アからエまでに示す各会議体のアジェンダ、提示するドキュメントの種類、会議参加者、報告の締日、開催日等を定めることとし、その内容について担当部署、工程管理事業者等と原則3日(行政機関の休日を除く。)前までに共有すること。
- (ウ) 本業務において作成する文書の種類別に配布先を定めること。
- (エ) 会議終了後、3日(行政機関の休日を除く。)以内に議事録を作成し、本省の承認を得ること。
- (オ) メール、電話等のコミュニケーションルールを定めること。電子データの授受について、効率的な情報共有を図る観点から、ファイル共有サービスやツールの利用について、情報セキュリティ対策や将来的なデータの引継ぎについて考慮の上で検討し、担当部署に提案すること。

##### イ 体制管理

担当部署が承認した体制や要員計画について、原則として作業期間中の要員の変更是認めないが、やむを得ず変更する場合は速やかに変更予定の体制図を提出し、本省の承認を得るものとする。保守実施要領において、体制変更におけるプロセスを規定すること。

##### ウ インシデント管理

保守作業に係るインシデントについて適切に管理を行い、インシデントへの対応状況が判別できるよう対応履歴を記録として、インシデントに係る対応が完了した場合は、担当部署に報告し承認を得ること。

##### エ 課題管理

保守業務の実施に当たって、様々な局面で発生する課題について、課題の認識、対策

の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすること。

- (ア) 課題管理に当たっては、課題内容、影響度、優先度、発生日、担当者、対応策、対応状況、対応結果、解決日等の内容を一元管理すること。これら以外に必要と考えられる項目についても、管理すること。
- (イ) 担当部署と課題等を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- (ウ) 各作業の進捗状況を担当部署へ毎月報告を行うこと。
- (エ) 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- (オ) 重大な課題が発生した場合には、あらかじめ定めたエスカレーション手続きに従って速やかに担当部署に報告し、対応策について協議すること。
- (カ) 上記(ア)から(オ)までに示した管理手法以外についても、有効と考えられる手段については積極的に提案し、担当部署の承認の上、当該管理手法を用いた管理を行うこと。

#### オ ドキュメント管理

作業に係る設定変更を行った場合は、設計書(機器構成一覧(ライフサイクル情報を含む)、ネットワーク構成図)に速やかに反映し、設定変更後5日(行政機関の休日を除く。)以内に設計書を提出するとともに、担当部署の承認を得ること。

なお、対応実績及び予定は、ドキュメント管理一覧として整理すること。

#### カ 貸出データ管理

障害調査、不具合調査、拡張の調査等で、担当部署からシステム、ログ及びその他のデータの借用を行う場合には、貸出データ及びその目的を記載したデータ貸与及び消去報告書を作成して担当部署の承認を得ること。また、貸出データについては管理台帳を作成して管理するとともに、データの状況(調査中、返却済み、消去済み等)について、毎月担当部署に報告すること。

なお、返却又は消去については対応後、速やかに担当部署に報告すること。

### 6 作業の実施に当たっての遵守事項

#### (1) 機密保持、資料の取扱い

担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏

まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

- ア 請け負った業務以外の目的で利用しないこと。
  - イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
  - ウ 持出しを禁止すること。
  - エ 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があつた場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
  - オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
  - カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
  - キ 生成AIシステム特有のリスクケース等が発生した場合、受注者は関係するデータの提供や調査等に協力すること。
  - ク 本業務の開発・運用において、ソースコード解析やソースコード生成、ソースコードの管理を行う際には、セキュリティ・バイ・デザイン(DS-200)を元に、情報セキュリティ対策の責任者を定め、開発環境や開発工程等も含めたすべてのライフサイクルに対してぬけ漏れなく情報セキュリティ対策を実行すること。
- 上記以外に、「別紙4 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

## (2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について担当部署と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - (ア) 個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
  - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、担当部署の了承を得たうえで実施すること。
- ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去

- を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- オ 受注者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再請負する場合は、受注者(必要に応じ農林水産省)は、原則として年1回以上の再請負先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- カ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかつた場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

### (3) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規等の関係法規を遵守し履行すること。また、農林水産省の規程等を遵守すること。法令の遵守において、必要に応じて担当部署と協議の上、手続きを実施すること。

また、関連する環境関係法令として以下を遵守すること。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律49号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)
- ・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

### (4) 環境負荷低減に係る遵守事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に「別紙5 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書様式」を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該

当」のどちらかにチェックを入れるとともに、(ア)～(エ)の各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める。

#### (5) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書（令和5年10月）」及び「デジタル社会推進標準ガイドライン群」のうち標準ガイドライン（政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキュメント）に該当する以下のアから力に基づくこと。また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」を参考とすること。なお、デジタル社会推進標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

また、本業務の遂行に当たっては、生成AIを活用する場合、「デジタル社会推進標準ガイドライン DS-920 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン 別紙3調達チェックシート」の基本項目を満たすこと。本業務においては、「国民等による農林水産省外利用の場合」、「個人情報、プライバシー、知的財産を取り扱う場合」の項目もそれぞれ満たすこと。行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

- ア DS-100 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- イ DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な 利用に係る基本方針
- ウ DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン
- エ DS-900 Webサイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン
- オ DS-910 安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い
- カ DS-920 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン

#### (6) その他文書、標準への準拠

##### ア プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。

##### イ プロジェクト標準

開発に当たっては、「農林水産省地理情報共通管理システム コーディング規約」に準拠して作業を行うこと。

#### ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

本業務の遂行に当たり、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティ水準の低下を招かないこと。

- ・ 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- ・ 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。
- ・ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- ・ 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- ・ 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ・ サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。
- ・ 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。  
なお、ドメインを新規に導入する場合又はドメインを変更等する場合は、担当部署から農林水産省ドメイン管理マニュアルの説明を受けるとともに、それに基づき必要な作業を行うこと。
- ・ 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

#### エ IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

- ・ 納入候補となる機器・役務等について、提案書の提出期限までに、担当部署へ機器等リスト(区分(ノート PC 等)、製造業者・役務実施業者名、業者の法人番号、製品名・役務実施場所、型番等を記載したリスト)を提出することとし、農林水産省においてサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、速やかに担当部署に確認した上で、代替品の選定等、納入候補となる機器・役務等を見直すこと。

### (7) 情報システム監査

ア 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農

林水産省が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。(農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む)。

イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

(8) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。なお、実施内容については、担当部署と相談の上、決定し実施すること。

ア AT-1-1 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。

イ PR-1-2 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。

ウ SC-2-1 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

エ PH-1-1 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策(自動スクリーンロック等)、端末のワイヤーロック、施錠可能なサーバラックの採用等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

オ PH-1-2 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

カ SC-1-1 請負先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質

保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、役務内容を一部再請負する場合は、再請負されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。
- イ 受注者又は第三者に帰属する知的財産権を用いて成果物を作成(情報システムの構築等を含む。)する場合、当該知的財産権の利用における制約等を担当部署に説明するとともに、WEB サイトのコンテンツ利用規約にその内容を記載する等によりシステム利用者が意図せず知的財産権を侵害することがないよう、必要な措置を講じること。
- ウ 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- エ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- オ 本調達に係る成果物に関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、検収に合格した成果物の引渡しを受けたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。

- カ 受注者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
- キ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- ク 生成 AI を活用したシステムを構築・運用する場合、生成 AI で作成したアウトプットや本業務で作成した生成 AI 向けの指示文については、農林水産省に権利が帰属するものとする。

## (2) 契約不適合責任

- ア 農林水産省は検収（「検査」と同義。以下同じ。）完了後、成果物について調達仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法を指定して追完を請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- イ 前記アの場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、農林水産省は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。
- ウ 前記イの規定にかかわらず、次に掲げる場合には、農林水産省は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。
  - (ア) 追完が不能であるとき。
  - (イ) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (ウ) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、農林水産省が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- エ 農林水産省は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- オ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- カ 前記アからオまでの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合がある場合であって、農林水産省が検収完了後1年以内に当該契約不適合について通知しないときは、農林水産省は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失

- により知らなかつたとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときはこの限りでない。
- キ 前記アからオまでの規定にかかわらず、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときはこの限りでない。

### (3) 檢収

- ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに担当部署に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 檢収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、交換等を行い、変更点について担当部署に説明を行つた上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 8 入札参加資格に関する事項

### (1) 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

### (2) 公的な資格や認証等の取得

- ア 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。
- (イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。)。
- イ 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
- (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (ウ) 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

ウ 応札者は以下の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たすこと。

- (ア) クラウドサービスプロバイダーから代理店の認定を受け、かつ Licensing Solution Partner (LSP) の登録を受けていること。加えて、本案件の関係者が、日本国内のクラウドサービスプロバイダーから日本語で契約や技術に関するサポートを受けられる商流であること。
- (イ) 国内企業のディストリビュータ経由でクラウドサービスの再販が可能であること。

(3) 受注実績

本調達を受注する業者は、本調達の実績以前5年以内に、クライアント端末が 3,000 台以上を有し、かつ、全国規模の情報ネットワークシステムの設計、開発を行った実績を複数有するものであること。また、情報システムを導入予定のパブリッククラウドへの移行又は構築を行った実績を過去3年以内に有すること。ただし、実績があったとしても、情報システムの受注者から委託、委任、代理又は下請けされたものである場合は、ここでいう実績には含まれない。

(4) 複数事業者による共同入札

- ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- エ 共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

(5) 入札制限

- ア 調達の公平性の観点から本仕様書の作成支援事業者である「令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」及び「農地情報紐づけ実施業務」の工程管理・コンサルティング業務」の受注事業者(再請負先等を含む。)及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年 11 月 27 日 大蔵省令第 59 号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。
- イ 相互けん制の観点から、「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム「改修業

- 務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務」と本業務は、相互に入札制限の対象とする。
- ウ 本業務を直接担当する農林水産省 IT アドバイザー(デジタル統括アドバイザーに相当)、農林水産省全体管理組織(PMO)支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。
- エ 応札者は、eMAFF 地図で利用中のパブリッククラウドにおいて運用・保守を行った実績を過去3年以内に有すること。

## 9 再請負に関する事項

### (1) 再請負の制限及び再請負を認める場合の条件

- 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再請負してはならない。
- ア 受注者における遂行責任者を再請負先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- イ 受注者は再請負先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ウ 再請負先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- エ 再請負を行う場合、再請負先が「8(5)入札制限」に示す要件を満たすこと。

### (2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再請負する場合には、あらかじめ再請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再請負を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した別添の再請負承認申請書を担当部署に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- イ 前項による再請負の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再請負に関する書面を担当部署に提出し、承認を受けること。
- ウ 再請負の相手方が更に請負を行うなど複数の段階で再請負が行われる場合(以下「再々請負」という。)には、当該再々請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々請負を行う業務の範囲を書面で報告すること。

### (3) 再請負先の契約違反等

再請負先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、農林水産省は、当該再請負先への再請負の中止を請求することができる。

## 10 クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項

- ・ 情報システム、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利がクラ

ウドサービスプロバイダーに帰属せず、また、発注者からクラウドサービスプロバイダーに移転されるものでないこと。

- ・ 農林水産省の情報システムにおけるクラウドサービスの契約は、農林水産省を契約者として契約すること。本業務の契約とクラウドサービスの契約は別に契約することが必要であることを理解して対応すること。
- ・ ガバメントクラウドでも MAFF クラウドでもないクラウドを使用する場合は、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利がクラウドサービスプロバイダーに移転されないクラウドサービスプロバイダーのみを使用すること。なお、ISMAP を取得したクラウドサービス (SaaS) を利用する場合は当たらない。
- ・ クラウドサービスの利用にあたり、情報資産が漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
- ・ 現在利用しているクラウドサービスの解約に伴うデータの削除については、クラウドサービスプロバイダーが定めるデータ消去の方法で、データ削除し、削除したことを証明する資料を提出すること。なお、クラウドサービスの契約を移管する場合は当たらない。

## 11 その他特記事項

### (1) 前提条件等

- ア 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- イ 令和9年2月から令和9年3月の期間は、担当部署の繁忙期に当たるため、担当職員のプロジェクトへの関与が十分にできなくなる恐れがあることに留意すること。
- ウ 本仕様書について疑義等がある場合は、「別紙6 質問書」により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。
- エ 本業務受注後に調達仕様書(別紙を含む。)の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって担当部署に申し入れを行うこと。
- オ 本業務に使用する言語(会話によるコミュニケーションを含む。)は日本語、数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。
- カ 本業務に関する契約の締結は、令和8年度の予算成立を条件とする。令和8年3月31日以前に令和8年度予算が成立していない場合には契約締結の中止等を行う可能性があり、この場合、農林水産省は、契約締結の中止等に伴ういかなる責任も負担しない。

### (2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、農林水産省内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

#### ア 資料閲覧場所

資料閲覧場所は本省(東京都千代田区霞が関 1-2-1)とし、会場となる部屋は担当部署から別途連絡する。

イ 閲覧期間及び時間

- ・ 公告日から提案書締切前日まで
- ・ 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。(12 時から 13 時を除く。)

ウ 閲覧手続

最大5名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を「別紙7 資料閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに「別紙

8 機密保持誓約書」に記載の上、提出すること

エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ 連絡先

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ

電話 03-3502-8438

メールアドレス:map@maff.go.jp

担当者 姫野、森、工藤、田川

カ 事業者が閲覧できる資料

閲覧に供する資料の例を次に示す。

(ア) 令和7年度の「農地情報紐づけ実施業務」の成果物(本業務公告開始時点)

(イ) 令和7年度の「運用保守等業務」の成果物(本業務公告開始時点)

(ウ) 遵守すべき各府省独自の規定類

　a 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則

　b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

(エ) 現行の情報システムの情報システム設計書、操作マニュアル

(オ) 関連する他の情報システムの操作マニュアル、設計書、各種プロジェクト標準

(カ) 過去の検討資料等

(3) その他

ア 本仕様書について疑義等がある場合は、「別紙6 質問書」により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

イ MAFF クラウド CoE からクラウドのシステム構成について、改善点の指摘を受けた場合に協議の上、対応を行うこと。また、MAFF クラウド CoE が監査・指導の観点でクラウド環境の確認が必要と判断した際には、要請に基づき、リードオンリーの IAM ユーザーを払い出すこと。

ウ 8 入札参加資格に関する事項の証明、「別紙4 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」<sup>XII</sup> 資料等の提出における証明書類について、「別紙9 証明書別添資料」の回答欄に添付した資料の名称、提案書の該当ページまたは記載をもって事実を回答し、提案書等の提出時に証明書に添付書類と共に添付すること。なお、該当しない項目については、回答欄にその旨を記載すること。

## 12 附属文書

- 別紙1 対象とする農地関係制度及びデータについて
- 別紙2 ライセンス等情報一覧
- 別紙3 令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務要件定義書
- 別紙4 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- 別紙5 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書様式
- 別紙6 質問書
- 別紙7 資料閲覧申込書
- 別紙8 機密保持誓約書
- 別紙9 証明書別添資料
- 別紙10 AWS/Azure 設定確認リスト
- 別紙11 Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書

以上

## 対象とする農地関係制度及びデータについて

以下の表については、農地情報紐づけ手法開発にあたっての参考とするため、令和3年度の「農地情報紐づけ手法開発支援等業務」の調達仕様書作成時点での概要をまとめたものに対して、農林水産省共通申請サービスからオンライン手続を開始する時期、データ件数について令和7年度時点の内容で更新したものである。制度により、地域ごとに運用が異なっているため実態把握が難しいケースがあることや、既存の情報からの推計等も含んでいることに留意されたい。

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象外)	中山間地域等直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)
農林水産省 共通申請サ ービスから オンライン手 続を開始す る時期	令和3年度:農林水產 省共通申請サービスと 農業委員会サポートシ ステムとの連携機能を 開発 令和4年度以降:オンライン 手続きを開始	令和2年度:一部協議会 による試行を実施 令和3年度以降:農林水 産省共通申請サービス の本格利用を開始し、 対象協議会を順次拡大	令和3年度:農業共済團 体において、農業共済 事務処理システムの開 発・改修業務を開始 令和4年度:共通申請サ ービスと農業共済事務 処理システムとの連携 機能を開発 なお、オンラインによる 申請手続(入力等)は、 農林水産省共通申請サ ービスから農業共済事 務処理システムへログ インして、農業共済事務 処理システム上で実施	該当なし	令和3年度:申請フォーム 公表 令和4年度:標準機能改善 のための改修 令和5年度:全国でオンラ イン手続きを開始	令和3年度:申請フォー ム公表 令和4年度:一部地域で の試行 令和5年度:全国でオン ライン手続きを開始	令和3年度:申請フォー ム公表 令和4年度:全国でオン ライン手続きを開始
データ件数 (行)	土地情報:約 6,000 万件 世帯員情報:約 1,200 万 件 経営体情報:約 400 万 件	約 2,100 万件	約 1,800 万筆	約3000万筆(筆ポリゴン 数)	約 1,700 万件 (認定農用地面積:約 227万ha、筆数単位と推 測)	約 300 万件 (対象農用地面積:約 79 万 ha、筆数単位と推測)	約 400 万件 (実施面積:約 8 万件、 取組圃場数単位のデー タが存在すると推測)
データ項目 数(列)	土地情報:345 カラム 世帯員情報:191 カラム 経営体情報:261 カラム	営農計画書基本情報: 151 項目 営農計画書明細情報 (農地の利用計画):108 項目	加入申込書の様式の項 目:13 項目(農作物共済 の例)	10 項目:筆ポリゴン ID、 履歴情報等	・農地維持支払 :10 項 目 ・資源向上支払(共同): 8 項目 ・資源向上支払(長寿命 化):9 項目 (要領の別記 3-1 様式 2 号~4 号、認定農用地確 認野帳など) ※それぞれの取組有無を 記録しているかは、都 道府県、市町村による。	35 項目 (25 項目(要領の運用 P59 別紙様式2の農用 地一覧の項目数) + 予 備 10 項目)	9項目 (実施要領 添付様式 3 (農場管理シート)など) ※有機農業以外は生産 記録を提出のため記載 内容は異なる
データ管理 主体	市町村農業委員会	地域農業再生協議会	農業共済組合	統計部	水土里情報システムで 整理している都道府県 は、都道府県(推進組 織)単位。 それ以外は市町村。	市町村	市町村
データ容量 (概算)	土地情報:約 156GB 世帯員情報:約 20GB 経営体情報:約 6GB	約 16GB	約 15GB	約 7GB	約 13GB	約 2.5GB	約 3.5GB

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象外)	中山間地域等直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)
データ形式	SQLServer	紙、Excel、システムが 保持するデータベース	不明	GeoJSON	不明※市町村単位はエ クセルもしくは紙ベース が主体※都道府県単位 だが、独自システムの 例もあり	エクセルもしくは紙ベー ス	不明※Excelや紙ベー スでの地図等が主体と思 われる
他のデータ ベースとの 共通キー等 があるか	ない。 農業委員会等コードと 下記で一意。 【土地情報】 一筆番号(農業委員会 が独自に採番) 【世帯員情報】 世帯員番号(農業委員 会が独自に採番) 【経営体情報】 農家法人番号(農業委 員会が独自に採番)	不明 地域農業再生協議会に より、農地台帳、農業共 済と連携している場合 がある。	同上	該当なし	地番	地番	不明 ※市町村によっては水 田台帳等と連携してい る場合もある
他制度との 共通キーが あるか	無し	無し	無し	無し	水土里情報システムで 整理している県がある。 民間ソフトウェアで整理 している例については、 共通キーの状況は不 明。	ない (水土里情報システム等 と連携している市町村も あるが少數)	不明 ※市町村によっては他 制度と連携している可 能性もある
その他特記 事項	—	無し		統計部での利用ファイ ルごとの境界線におけ る重複等の修正を施し た全国ファイルを、令和 2年度中に作成予定。 また、筆ポリゴンには、 耕地を基準に作成した 都道府県と、本地を基 準に作成した都道府県 がある。	多面的機能支払では、 農用地だけでなく、水路 や農道等の施設の保全 管理も支援しているた め、そちらの確認事務も 行っている。 水土里情報 GIS、CAD、 エクセル上で実施区域 図を作成している県もあ るが、筆毎の情報では なく、実施区域の外形線 として整理しているた め、今回の「農地デー タ」としては活用でき ない。また、水土里情報 システムで整理している県 でも、必ずしも毎年度更 新されていない県もあ る。	—	基本的に国側で対象デ ータを把握していない。 (取組圃場の実施確認 等のため、市町村レベ ルでは、申請情報(農業 者名、面積、実施取組 等)と地図情報を何らか の形で紐付けています が、その管理方法等は 市町村によって異なる)
サンプルデ ータ		経営所得安定対策等実 施要綱(平成23年4月1 日付け 22 経営第 7133 号 農林水産事務次官 依命通知)様式第2号 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書	農作物共済引受要綱様 式第 1-1 号(加入申込 書)(農作物共済の例)	HP にて公開中	実施要領の別記 3-1 様 式 2 号~4 号(認定農用 地確認野帳など)	実施要領の運用 P59 別 紙様式2(農用地一覧)	記載例: 実施要領の添 付様式3(農場管理シ ート)

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象外)	中山間地域等直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)
実施面積	500万ha(全農地)	不明	203万ha	該当なし	実施面積:約227万ha	対象農用地面積:791,536ha	実施面積:79,839ha
実施農業者数	土地の現況の調査	約48万件	142万件	該当なし	申請者数(組織数):26,618 農業者数(個人):1,526,455人(非公表) 農業者(農事組合法人、 営農組合等):31,194団体(非公表)	協定参加者数:605,988人	実施農業者数:25,475人(非公表)
現地確認の実施数(概算)	【以下、農地の利用状況調査(遊休農地調査)】 実施委員会数:1,736委員会 実施回数:年1回	約2,100万件の内数	被害状況によって異なる	該当なし	約27,000件/年(農用地の状況)	約264万件(対象農用地面積:約79万ha、協定数:26,013件)※件数は農地数の概算※荒廃農地発生・解消状況に関する調査、写真、衛星画像等による確認も可能(※1件0.3haとして、実施面積等を除して算出。※いずれも正確な件数(筆数、ほ場数等)は把握できていない。)	・申請書類は約24万件・現地確認は抽出検査の場合もあり、全体の50%程度である、約12万件
現地確認のピーク時期	8月~10月	7~8月	9~10月(農作物共済の例)	該当なし	7~10月	不明 (実施時期は市町村により異なるが、9月末までに実施することとしている)(5カ年の対策の初年度は10月末までとしている。)	申請書類の照合:6月~7月 現地確認のピーク時期: 6月~8月、12月~3月 (取組によりピーク時期が異なる)
ピーク時期に行われる現地調査の実施数または割合	8割	約2,100万件の内数	被害状況によって異なる	該当なし	上記の間にほぼ100%	不明	申請書類の照合のピーク時期:6月~7月に約80% 現地確認のピーク時期: 6月~8月に約40%、12月~3月に約40%
現地確認において確認する内容	農地の利用状況(遊休農地の状況)	申請された営農計画書の作物作付面積が現地と一致しているかを確認	損害評価項目:災害の種類、肥培管理、被害筆の収穫量等	該当なし	管理状況の適否(活動計画書どおり農地法面等が草刈りされているか)	協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況、個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況	作付面積、作付作物名、作付状況、農地の管理状況、緩衝帯設置の有無(有機農業に限る)

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象外)	中山間地域等直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象外)
現地確認時、検査員が参照しなければいけない情報(わかる範囲で結構です。)	農地の場所、境界線、所有者名	當農計画書	損害通知書の記載項目:農地の場所、加入者名、加入面積、品種、基準収穫量、加入者の申告事項(災害の発生月日、災害の種類等)	該当なし	農地の場所、現況地目	農地の場所、地番、地目、境界線(一団の農用地の境界)、水路・農道等の施設名等	業務計画書に記載のある地図と農地台帳等を照合し、現地確認で補完。  農振農用地域計画図(境界線)、農地の場所、境界線、所有者名、農地面積、耕作者名、耕作面積、作付面積、作付作物名、作付状況、緩衝帯設置の有無、 〔農振農用地域計画図、農地台帳及び耕作台帳(水田台帳)システムに関する情報〕
現地確認の実施数(概算)(2)  (制度により現地確認が2種類あるものを記載)	【以下、農地法許可等時の現地調査】 農業委員会数:1,736 許認可数(最大値):700千件				約27,000件／年(水路、農道等の状況) ※農用地に紐付く調査ではないが、地図は活用。地図に水路等が登録されている地域もある。		
現地確認のピーク時期	通年で一定の実施数				3~4月		
ピーク時期に行われる現地調査の実施数または割合	—				上記の間にほぼ100%		
現地確認において確認する内容	許可等申請があった農地の利用状況				管理情報の適否(活動計画書どおり法面草刈や泥上げがされているか)		
現地確認時、検査員が参照しなければいけない情報	農地の場所、境界線、所有者名(耕作者名)、許可等申請情報				農地の場所、現況地目		

【別紙2】ライセンス等情報一覧（※）

No.	製品名・提供事業者名	サービス・ライセンス名	数量	単位	補足
1	日本マイクロソフト株式会社	Azure	5	サブスクリプション	Azure プラットフォーム上に展開される仮想ネットワーク空間であり、システム内 PaaS リソース間のプライベート接続、及びルーティング制御のために構成する。
2		ExpressRoute			LGWAN網との閉域接続を実現するための論理構成、及び接続アプライアンスを提供する。
3		Azure Firewall			仮想ネットワーク上のリースが外部通信を行う際の通信制御を実現するためのファイアウォールアプライアンス。
4		VPN Gateway			運用ベンダーによる各システムの監視運用実現のためのプライベート接続を提供するVPNアプライアンス。
5		App Service			地図管理Web、現地確認API/APIサーバー、GIS基盤サービス、eMAFF農地ナビ用のWeb/APサービス、紐づけ管理Web実行基盤として構成。LGWAN端末、インターネット端末のWeblリクエストを受け付ける。
6		Azure SQL Database			現地確認結果、公開農地情報、農地情報紐づけデータのデータを格納するデータベースとして構成する。
7		Web App for Containers			現地確認アプリによりアップロードされる画像データについて、Azure Storage 格納前にウイルスチェックを行なう。ファイル検査サバとして構成する。
8		Azure Storage			現地確認写真を格納するオブジェクトストレージ。
9		Azure Functions			外部システムやデータベース間のデータ連携用のパッチ処理を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
10		Azure Data Factory			外部システムやデータベース間のデータ取り込み、変換、出力を実行するデータ連携基盤として構成する。
11		Azure Kubernetes Service			LGWAN端末のMapbox利用のため、Mapbox Atlasコンテナオーケストレーション基盤として構成する。
12		Virtual Machine			仮想ネットワーク内にてプライベート接続が必要となる運用保守作業を行うための踏み台サーバとして構成する。
13		NSG			仮想ネットワークのInbound/Outbound通信に対するL4レベルの制御を提供するネットワーク制御リソース、各サブネットの通信要件に応じて制御設定を行う。
14		Traffic Manager			リージョン跨ぎでトラフィックを振り分けるDNS/広域負荷分散サービス。リージョン障害時に継続してWebサービスのネットワークラッシュを待機機のサイトに振り分ける処理を行う。
15		Azure Application Gateway			複数のAKSクラスターでの負荷分散用のロードバランサーとして構成する。
16		Private Endpoint			PaaSサービスのプライベート接続を提供するためのネットワークインターフェースリソース。バックエンドリソース(DB、ストレージ等)へのプライベート接続を提供する。
17		Container Registry			コンテナイメージを格納するためのレジストリリソース。Mapbox Atlas用のコンテナイメージ、マニフェスト(Helm Chart, Kubernetesマニフェスト)格納用として構成する。
18		Key Vault			Azure リソース間の連携を行う際のクレデンシャル情報格納用のキー・コンテナサービス。Managed IDが利用できないAzureリソースのログ収集、解析を行うためのログサービス基盤。
19		Log Analytics			各種 Azure リソースのログ収集、解析を行うためのログサービス基盤。
20		Application Insights			Web サービス基盤におけるアプリケーションログの収集、解析を行うためのログサービス基盤。
21		Azure Storage (長期保管用)			各種ログの長期保管用に利用するトレージサービス。
22		Azure Backup			Azure リソースのバックアップデータを格納。本システムにおいては、ストレージ、ディスクデータのバックアップに利用。
23		Azure AD			Azure利用における認証・認可を提供するIDaaS基盤。Azure環境の操作を行なうユーザIDの管理、及びAzureリソース間のシステム認証の際に使用するManaged IDの管理を行う。
24		SQL Server (IaaS)			農委テーブル群のデータを格納するデータベースとして構成する。
25		Active Directory Domain Service			SQL Server (IaaS) が参加するAD。AlwaysOn可用性グループのシステム要件として、Active Directory Domain Service
26		DNSサーバ			(ドメインコントローラ)とDNSサーバを構成する。
27		Web App for Containers			農地情報紐づけFunctionsによりリガーされ、農地情報紐づけ用SQLDB及びAzure Storageにデータを格納するサーバとして構成する。
28		Azure Storage			農地情報紐づけデータを格納するオブジェクトストレージ。
29		Azure Functions			農地情報紐づけデータを格納するオブジェクトストレージ。
30		Azure Functions			紐づけ地番位置参照データーベースをDBに作成するアプリケーション実行基盤として構成する。
31		Azure Functions			公開農地情報DBからオーフィーダータ出力行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
32		Azure Storage			オーフィーダータ格納するオブジェクトストレージ。
33		Azure Content Delivery Network			オーフィーデータを効率的に配信できるサーバの分散ネットワークとして構成する。配信サーバ(Edgeサーバ)がAzureStorageに配置されたオーフィーデータをキャッシュとして格納し、ユーザが配信サーバにてオーフィーデータを受け取る。
34		Windows Remote Desktop Services	-	53 式	本システムで踏み台サーバを利用ためのライセンス。
35	マップボックス・ジャパン合同会社	Mapbox	-	1 式	インターネット環境向け、衛星画像配信サービス+地図機能提供を実現するためのライセンス。
36		Mapbox Atlas	-	1 式	本システムで利用する地図機能を提供するためのライセンス。
37	株式会社両備システムズ	R-Cloud Proxy	-	12 月	LGWANに繋がったクラウド環境上の専用プライベートネットワーク。
38	OSS	クラウド型WAF(Imperova App Protect)	-	1 式	本システムでクラウド型WAFを利用するためのライセンス。
39	株式会社日立システムズ	GRED	-	8 式	本システムでWebサイトの改ざん検知を行うためのライセンス。
40	NTTインフラネット株式会社	GEOSPACE CDS for LGWAN	-	1 式	LGWAN環境向け、衛星画像配信を行うためのライセンス。
41	ヨミルック株式会社	Cuenote	-	1 式	本システムでメール配信サービスを利用するためのライセンス。
42	GitHub	GitHub Enterprise 統合プラン	-	70 式	GitHub Enterpriseを利用ためのライセンス。
43		GitHub Advanced Security	-	10 式	GitHub Advanced Securityを利用ためのライセンス。
44		GitHub copilot	-	16 式	GitHub copilotを利用ためのライセンス。
45	株式会社NTTデータ	NTTデータ AW3D オルソ画像	-	1 式	本システムで利用するオルソ補正を行なう衛星画像データを利用ためのライセンス。
46	GMOインターネットグループ株式会社	お名前.com	-	1 ドメイン	本システムで利用するCI/CD基盤のドメインを利用ためのライセンス。
47	Broadcom	Symantec Endpoint Protection	-	1 式	本システムで利用するCI/CD基盤のセキュリティ対策ソフトウェアを利用ためのライセンス。
48	株式会社SHIFT	CAT	-	40 式	テスト工程の進捗管理・課題管理を行うためのライセンス。

※本業務で調達が必要なライセンス等について、その種類、数量等は意見招請段階では調整中のため、変動する可能性がある

**令和7年度**

**農林水産省地理情報共通管理システム**

**改修業務**

**別紙3 要件定義書**

---

**農林水産省**

1. 業務要件定義.....	1
1.1. 業務実施手順 .....	1
1.2. 業務の規模.....	2
1.3. 業務実施の時期・時間 .....	2
1.4. 情報システム化の範囲.....	5
2. 機能要件定義.....	6
2.1. 機能に関する事項.....	6
2.2. 画面に関する事項.....	6
2.3. 帳票に関する事項.....	6
2.4. データに関する事項 .....	6
2.5. 外部インターフェースに関する事項.....	8
3. 非機能要件定義 .....	9
3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 .....	9
3.2. システム方式に関する事項 .....	11
3.3. システム規模に関する事項 .....	16
3.4. 性能に関する事項.....	28
3.5. 信頼性に関する事項 .....	29
3.6. 拡張性に関する事項 .....	31
3.7. 上位互換性に関する事項 .....	31
3.8. 中立性に関する事項 .....	31
3.9. 繙続性に関する事項 .....	32
3.10. 情報セキュリティに関する事項.....	32
3.11. 情報システム稼働環境に関する事項 .....	35
3.12. テストに関する事項 .....	47
3.13. 移行に関する事項 .....	48
3.14. 引継ぎに関する事項 .....	49
3.15. 教育に関する事項 .....	50
3.16. 運用に関する事項 .....	50
3.17. 保守に関する事項.....	52

# 1. 業務要件定義

## 1.1. 業務実施手順

### (1) 業務範囲

本業務の範囲は以下に示す農林水産省本省（以下、「本省」という。）が開発・運用する農林水産省地理情報共通管理システム（以下、「本システム」という。）上の範囲となる。

なお、各機能の詳細については「2. 機能要件定義」を参照すること。

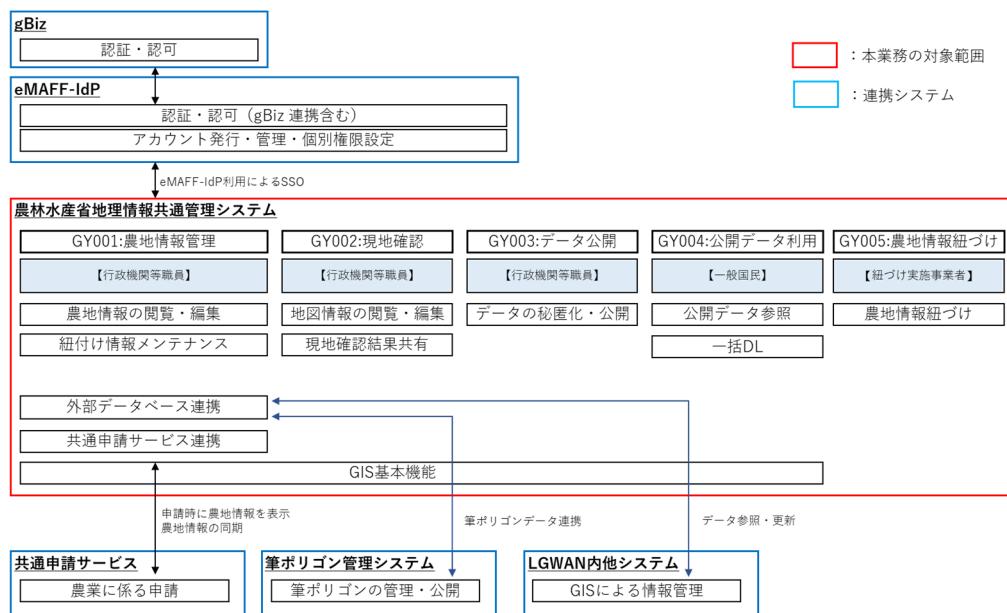


図 1 本業務の範囲

本業務の業務一覧は以下の通り。

表 1 本業務の一覧

業務ID	業務名	業務概要
GY001	農地情報管理	<p>農地情報を管理するための以下の業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が農地情報の閲覧・編集を行う業務</li><li>② 外部データベースと連携して農地情報を参照・更新を行う業務</li><li>③ 申請人（農業者等）に農林水産省共通申請サービスと連携して農地情報を提供、申請完了後に本システムの紐づけ情報の更新を行う業務（令和7年度時点で停止中）</li></ul>
GY002	現地確認	<p>農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が以下の方法により現地確認を行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 現地に移動し、タブレットを使用して行う現地確認</li></ul>
GY003	データ公開	<p>農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が農地情報公開の可否及び範囲を設定する業務</p>

務		
GY004	公開データ利用	農地情報の閲覧等を希望する一般国民が農地情報の公開データの参照、オープンデータの公開等の公開データを利用する業務
GY005	農地情報紐づけ	紐づけ実施事業者が農地台帳、水田台帳等の農地関連台帳と地番図や登記所備付地図等ポリゴンデータ（以降地番位置参照データと記載）との紐づけを行う業務

## (2) 業務フロー

本業務の業務フローについては、「附属書②-1、2、3、4、5、6、7 システム化業務フロー」のとおり。

※附属書②-2、3、4、5、6は令和7年度現在利用者がおらず、令和8年度以降も利用開始の予定はない

## 1.2. 業務の規模

---

本システムで実現する業務で想定される規模について、以下に示す。

### (1) 想定されるサービスの利用者数

以下が本要件定義書作成時点で想定しているユーザ数の推移である。本ユーザ数については、実情を見て変更していく予定である。

表2 本業務におけるサービス及び情報システムの利用者

各システム	想定利用者	R3	R4	R5	R6	R7 以降
eMAFF 地理情報管理 Web システム（地図管理 Web）	行政機関等職員 その他審査機関等	(開発中)	(本格利用開始前)	70	70	70
eMAFF 現地確認アプリ（現地確認アプリ）	行政機関等職員 その他審査機関等	(開発中)	1,000	5,800	8,250	8,250
eMAFF 農地ナビ	農業者、就農希望者等	-	-	-	-	-
eMAFF 紐づけ情報管理 Web システム（紐づけ管理 Web）	紐づけ実施事業者 行政機関等職員 その他審査機関等	493	3,661	779	46	46

## 1.3. 業務実施の時期・時間

---

### (1) 業務実施時期・期間及び繁忙期

本業務の時期・時間については、以下のとおり。なお、繁忙期においてもレスポンスの低下等を招かないよう、十分な処理性能を確保すること。

表3 本業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	12月～6月	0:00～24:00	
繁忙期	7月～11月	0:00～24:00	繁忙期については、制度ごとに異なるため、あくまで参考値として参照すること

## (2) 業務の実施・提供時間

本システムについては、主管課の責任のもとで運用・保守事業者が運用作業を実施する。なお、本システムのサービス提供時間、運用時間、システム障害時の対応については以下のとおりである。

### ア 運用時間

運用・保守業者の運用時間は平日（土日及び祝日、年末年始を除く）の9時から17時までとする。ただし、システムの監視は24時間365日行うこと。

夜間や休日におけるシステム障害時の連絡体制については、運用時間と同等の体制を維持することは求めないが、障害の重要性に応じた機動的な体制を提案すること。

### イ システム障害時の対応

システム障害時は復旧を優先し、一次対応を速やかに実施すること。障害の原因究明・恒久的対策は、原則としてシステム復旧後、翌開庁日の運用時間内にシステム保守として実施すること。

#### 【プロジェクトの特性上ミッションクリティカルである場合】

システム障害時は復旧を優先し、一次対応を速やかに実施すること。障害の原因究明・恒久的対策についても速やかに実施し、結果を主管課に報告すること。

## (3) ヘルプデスク業務

メールによる問い合わせが24時間365日受付可能なヘルプデスクを設置すること。

特に、農地情報紐づけ実施期間およびシステム繁忙期間中の問合せに対して即座に一次応答、エスカレーションの対応ができる体制とする。

問合せ対応を効率化するため、蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ（よくある質問とそれに対する回答）を作成し、システム上で閲覧できるようにすることとする。

#### 【問合せの対応範囲】

問合せ対応を行う範囲は、以下に示すとおり。

表4 問合せ対応の範囲

項目	業務名	説明
1	地図管理Webに関する問合せ対応	行政職員等からの地図管理Webの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
2	現地確認アプリに関する問合せ対応	行政職員等からの現地確認アプリの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。

3	eMAFF 農地ナビに関する問合せ対応	一般国民からの eMAFF 農地ナビの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
4	API に関する問合せ対応	行政職員等からの API に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
5	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーション対応	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーションについて、問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
6	紐づけ管理 Web に関する問合せ対応	行政職員からの紐づけ管理 Web の基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
7	紐づけ実施作業に関する問合せ対応	行政職員からの紐づけ実施作業に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。

なお、制度に係る問合せについては各制度所管、公開データ及びオープンデータのデータ内容に係る問合せについては各データの管理元にて対応する。

## 1.4. 情報システム化の範囲

### (1) 情報システム化の範囲

本業務における情報システム化の範囲については、以下のとおり。

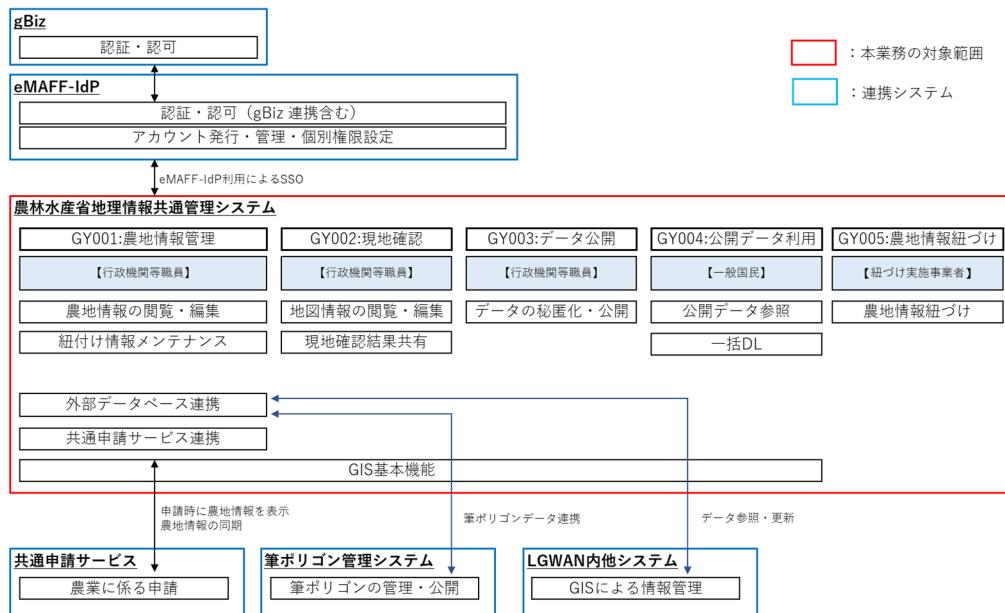


図2 本業務における情報システム化の範囲（図1再掲）

## 2. 機能要件定義

### 2.1. 機能に関する事項

---

#### (1) 機能一覧

本システムにおいて備える機能は、「附属書①機能一覧」を参照すること。令和7年度の開発として、以下の開発を行う予定としているが、各機能は設計工程において具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

- ・ 令和6年度現在、G空間情報センターのWebサイト(<https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/>)より登記所備付地図をダウンロードし、紐づけ管理Webへアップロードする一連の手動作業を、紐づけ管理Web上で自動実行される機能を実装すること。
- ・ 令和6年度現在、紐づけ作業を行うために紐づけ管理Web上で手動実行を行っている各機能群（詳細は附属書①機能一覧を参照すること）について、農地台帳または地番位置参照データが紐づけ管理Webへアップロードされたことを契機として自動実行するよう改修を行うこと。
- ・ 地番位置参照データを紐づけ管理Webへアップロードする際、差分データ（＝地名地番またはポリゴンの緯度経度などに変更があるデータ）を検知することで、差分データのみを紐づけ処理の対象として後続の各機能群（詳細は附属書①機能一覧を参照すること）が実行されるよう改修を行うこと。

### 2.2. 画面に関する事項

---

前述の「2.1 機能に関する事項」を実現するために必要な画面については、本システムの受託者の提案を踏まえ、設計時点で決定する。

#### (1) 画面一覧

本システムに備える画面の概要については、「附属書③画面一覧」を参照すること。なお、画面構成等については、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

### 2.3. 帳票に関する事項

---

本システムにおいて必要となる帳票については、「附属書④帳票・ファイル一覧」を参照すること。なお、帳票・ファイルについては、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

### 2.4. データに関する事項

---

#### (1) データ一覧

本システムで必要となる情報・データの概要について、「附属書⑤ 情報・データ一覧」を参照すること。なお、情報・データについては、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

## (2) データ定義

本システムのデータ定義の基本要件を以下に記す。

- ・ データの構造化を行い再利用しやすいデータとすること。
- ・ インターフェースになるデータに関しては、データの意味や記述方法を定義したインターフェース仕様書（API の場合、API 仕様書）を作成すること。
- ・ データ設計にあたっては、政府 CIO ポータルの「行政運営基本データ設計・運用実践ガイドブック β」を参照すること。
- ・ コードを使う必要がある場合には、できるだけ既存のコードを活用すること。コードの設計にあたっては、政府 CIO ポータルの「コード（分類体系）導入実践ガイドブック」を参照すること。
- ・ 他システムとの連携や過去データの参照等が必要な場合には、そのデータのコンバージョンを実施すること。
- ・ 氏名や法人名等の特段の指示がない場合には、文字は以下の条件で整備すること。
  - ・ 取り扱う日本語文字集合の範囲：JIS X 0213:2012
  - ・ 符号 JIS X 0221:2014 (ISO/IEC 10646 (UCS) ) の USC-2 の範囲を符号化
  - ・ 文字の符号化方式：UTF-8
- ・ なお、第三水準文字や第四水準文字に含まれる異体字についても考慮すること。

## (3) GIS の地図及び背景画像に関する事項

現地確認等で使用する地図の背景画像（衛星写真等）については、令和 3 年度開発時においては、国土地理院において公表されている地図や背景画像の活用を基本としていたが、令和 4 年度開発において衛星画像を追加している。ユーザ数の増加や衛星技術の進展等を考慮して、本システムを用いた現地確認等に活用可能な背景画像等の活用を検討すること。

## 2.5. 外部インターフェースに関する事項

---

外部インターフェースに関する基本要件を以下に示す。

- ・ 政府 CIO ポータルの「API 導入実践ガイドブック」及び「API テクニカルガイドブック」に準拠すること。
- ・ 連携先システムの停止等を想定し、接続エラーに掛かる制御を行うこと。

連携の可否及び範囲については、eMAFF-IDP で管理する権限による制御を行うこと。

### (1) 外部インターフェース一覧

本システムにおいて必要となる外部インターフェースは「附属書⑥ 外部インターフェース一覧」を参照すること。なお、これらの外部インターフェースについては、設計工程において具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的な連携が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

### (2) オープンデータの公開に関する事項

本システムおいて公開するオープンデータについて、以下に示す。なお、これらについては設計工程において具体化されるものとする。

なお、ダウンロードサイトは、筆ポリゴンダウンロードサイト  
(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/polygon/hudeporidl.html>) と別に構築する。公開データおよび公開要否、公開範囲、公開方法、ダウンロードデータのファイル形式については、担当部署と協議の上、決定すること。

- ・ 公開データ
  - ア 農地のポリゴンデータ
  - イ 農地のピンデータ
  - ウ 台帳情報

- ・ 公開範囲
  - ア 都道府県単位
  - イ 市区町村単位

- ・ 公開方法
  - ア ファイルダウンロード
  - イ eMAFF 農地ナビ上で公開

- ・ ダウンロードデータのファイル形式
  - ア GeoJSON ファイル

### 3. 非機能要件定義

#### 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

##### (1) 情報システムの利用者の種類、特性

本システムの利用者の種類、特性については、以下のとおり。

表 5 本システムの利用者の種類、特性

No.	ユーザ	役割	特性
1	行政機関等職員 (農業委員会等)	農地情報の管理や現地確認を行う	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるが、データベースの操作まではできない</li><li>・利用機器：パソコン、タブレット</li><li>・機器の用途：農地情報の管理、現地確認</li><li>・機器の設置場所：不定</li><li>・市町村、都道府県職員の場合、LGWANまたはインターネット端末から接続する</li></ul>
2	※令和7年度以降利用想定無し その他審査機関等 (地域農業再生協議会、共済組合等)	農地情報の管理や現地確認を行う	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様</li><li>・行政機関等職員を含む場合がある</li><li>・利用機器：パソコン、タブレット</li><li>・機器の用途：農地情報の管理、現地確認</li><li>・機器の設置場所：不定</li></ul>
3	※令和7年度以降利用想定無し 申請者	農地に係る各種申請を実施する際に地図情報を閲覧する	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様</li><li>・利用機器：パソコン、タブレット、スマートフォン</li><li>・機器の用途：申請時の地図情報の閲覧</li><li>・機器の設置場所：不定</li></ul>
4	農業者、就農希望者等	公開用地図を閲覧する、オープンデータをダウンロードする、もしくは自身が利用する営農管理ソフトとデータ連携する	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様</li><li>・利用機器：パソコン、タブレット、スマートフォン</li><li>・機器の用途：公開用地図の閲覧、オープンデータのダウンロード、自身が利用する営農管理ソフトとデータ連携する</li><li>・機器の設置場所：不定</li></ul>
5	運用・保守及び紐づけ実施事業者	本システムの保守・運用作業、報告作業等及び農地情報(地番図・各種)	<ul style="list-style-type: none"><li>・PCスキル：円滑かつセキュアにシステム運用を実施できるITスキルを持つ</li><li>・利用機器：パソコン</li><li>・機器の用途：本システムの保守・運用作業</li><li>・機器の設置場所：運用・保守及び紐づけ実施</li></ul>

		台帳等) の紐づけを行う	事業者執務室等
--	--	--------------	---------

## (2) ユーザビリティ要件

情報システムに求めるユーザビリティ要件については、以下のとおり。本システムのサブシステム間で統一を図ることとし、要件の具体化は、令和5年度開発で作成した詳細設計書の「デザインルール」を基に必要に応じて更新を行い、設計フェーズで具体化を実施することとし担当部署と合意の上進めること。

表 6 ユーザビリティ要件

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	画面の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザが想定する流れに沿った手順(画面遷移・タブの移動順等)にすること。</li> <li>・ ユーザが必要な操作を想起しやすい画面構成とすること。</li> <li>・ 出来る限り、最小限の操作、入力で農地情報の管理・編集等の作業ができるような画面構成とすること。</li> <li>・ 無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面であること。</li> <li>・ 基本的なデザインには一貫性を持たせること。</li> <li>・ 十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。</li> <li>・ タブレットやスマートフォンからのアクセスが想定されることから、アクセスした端末に合わせて適切な画面構成で表示されること。</li> </ul>
2	操作方法の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等でユーザが作業できるようにすること。</li> <li>・ 画面上で入出力項目のコピー及び貼り付けができること。</li> <li>・ 業務の実施状況によっては、ショートカットや代替入力方法が用意されること。(例えば、片手だけで主要な操作が完了することが求められたり、マウスを利用することが困難であったりする場合が考えられる。)</li> <li>・ タブレットやスマートフォンからのアクセスが想定されることから、タブレットやスマートフォンにおいては操作性を考慮し、適度な表示サイズとなる画面構成にすること。</li> </ul>
3	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作の指示、説明、メニュー等には、ユーザが正確にその内容を理解できる用語を使用すること。</li> <li>・ 基本的な用語には一貫性を持たせること。</li> <li>・ 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度をユーザが認識できるようにすること。</li> <li>・ システムが処理を行っている間、その処理内容をユーザが直ちに分かるようにすること。</li> <li>・ 操作する内容がすぐに分かるように、画面内に適度な説明を記載し、ユーザが分かりやすく操作できること。</li> </ul>

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
4	エラーの防止と処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザが操作、入力等を間違えないようなデザインやガイド(案内)を提供すること。</li> <li>・ 入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、ユーザがその都度その該当項目を容易に見つけられるようにすること。</li> <li>・ 必要に応じて確認画面等を設け、ユーザが行った操作または入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。</li> <li>・ 重要な処理については事前に注意表示を行い、ユーザの確認を促すこと。</li> <li>・ エラーが発生したときは、ユーザが容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供すること。</li> </ul>
5	ヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザが必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を利用できるようにすること。</li> </ul>

### (3) アクセシビリティ要件

本システムに求めるアクセシビリティ要件については、以下のとおり。なお、要件の具体化は、令和5年度開発で作成した詳細設計書の「デザインルール」を基に必要に応じて更新を行い、設計フェーズで具体化を実施することとし担当部署と合意の上進めること。

表7 アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	基準等への準拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JIS X 8241-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」等に準拠していること。</li> </ul>
2	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入力内容の形式に問題がある項目の強調表示やエラーメッセージ等については、色の違いを識別しにくいユーザ（視覚障害者の方等）を考慮し、可能な限り色のみで判別するようなものは用いないこと。</li> </ul>
3	操作画面や操作手順の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者には、情報端末の操作に不慣れな方や情報システムの仕組みに詳しくない方が存在すると想定されるため、操作画面や操作手順の分かりやすさに配慮すること。</li> </ul>
4	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の行政担当職員が使用する環境のネットワーク回線が脆弱である場合があることを考慮すること。</li> <li>・ 一部行政担当職員が使用する端末はインターネット接続が無く、LGWAN環境にあることを考慮すること。</li> </ul>

## 3.2. システム方式に関する事項

### (1) 前提事項

#### ア 本システムの利用環境

本システムは、自治体の職員、その他審査機関の職員等、複数の種類のユーザが複数の環境（アプ

リケーションを含む）から利用することを前提とする。利用する端末やブラウザについては Windows OS、macOS における Edge、Chrome、Firefox 及び Android、iOS の Chrome、Safari とし、本調達業務の開始以前に公開されているバージョンを最新とする。なお、業務開始後に公開されたバージョンに対してのバージョンアップ対応は必須としない。ただし、現行バージョンに致命的な脆弱性の検知等がされた場合は、本業務の担当部署（以下、「担当部署」という。）と協議の上、障害対応の一環としてアップデート対応を行うこと。また、ユーザと各ユーザが使用する環境は以下の通り。

#### (ア) ネットワーク環境

表 8 ユーザ分類ごとのネットワーク環境

ユーザ分類			ネットワーク		
			LGWAN	ガバメントソリューションサービス（GSS）	インターネット
行政機関等職員	農林水産省	本省		○	
		地方支分部局		○	
	自治体	都道府県	○		○
		市町村	○		○
申請者					○
その他審査機関等	農業委員会		○		○
	都道府県再生協議会		○		○
	地域農業再生協議会		○		○
	共済組合等				○
農業者、就農希望者等					○
システム運用業者	運用保守担当者 ※2				○
	ヘルプデスク担当者				○

※1:自治体職員が用いる端末は、LGWANのみに接続できる端末、インターネットのみに接続できる端末、LGWAN 端末であるが VDI 上でインターネット接続できる端末が存在する。

※2:運用保守担当者が、本システムが稼働するサーバに接続する際は、閉域網を通じて接続するものとする。

#### (イ) オフライン環境

現地確認機能については、オフラインで利用できること。その際、「3.10 （1） 19 保存情報の機密性確保」の項目にある暗号化や最低限の情報のみをダウンロードする等により、機密性の確保を行うこと。また、1 アプリに対して複数ユーザが利用できるようにするとともに、オフライン時でもユーザ認証させる対策を講じること。

### イ 各ネットワークの特徴

#### (ア) LGWAN

総合行政ネットワーク（LGWAN）は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであり、インターネットとは分離されている。自治体で職員が利用している端末は LGWAN 専用端末が多いことから、本システムは LGWAN に接続している端末でも利用することを前提とする。

なお、本システムでは LGWAN に接続している端末と、申請者等である農家等が利用する、インタ

ーネットに接続する端末の双方から利用することとなる。

実現するため、LGWAN 上にシステムを構築・接続する場合は LGWAN-ASP の規程類 ([http://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/regulation/cms\\_15763841.html](http://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/regulation/cms_15763841.html)) に準拠する必要があり、本システムの構成にも規程・制約が発生するものである。本システムの実現において当該規程に準拠することをシステム方式の前提とする。

なお、LGWAN は自治体単位で帯域が確保されているのではなく、一定の地域で帯域が設定されているため、本システムの実現において LGWAN を利用する場合は各自治体の帯域を踏まえて非機能要件の実現性を確保した設計とすること。

#### (イ) ガバメントソリューションサービス（GSS）ネットワーク

ガバメントソリューションサービス（GSS）ネットワークとは、デジタル庁が整備した本省の閉域ネットワークを示す。

GSS ネットワークはインターネットにも接続しており、LGWAN とも新 G-net を経由してアクセスすることが可能であるが、新 G-net は複数のシステム等が共用して利用しているネットワークであることから、本システムの通信が新 G-net の帯域を占有するような利用の仕方は許容されない。新 G-net 接続は 10Gbps(同一の回線を本省の GSS ネットワーク接続回線と共有しており 10Gbps 占有ではない)、インターネット接続は 10Gbps(他府省との共用利用)の通信帯域であること及び他業務と共に用する通信回線であることを踏まえて、デジタル庁を含め、事前の調整やテストなどを実施すること。なお、内閣府沖縄総合事務局との接続は GSS ネットワークによる接続と新 G-net 接続のいずれかが利用可能であるが、内閣府を含め、事前の調整やテストなどを実施すること。

#### (ウ) LGWAN 接続の制約

前述の LGWAN に接続するシステムを構築する場合、C-7-1 総合行政ネットワーク ASP ガイドライン「4.3.1 閉域性の確保」等に示されている構成をとる必要があり、全体方式に影響を及ぼす。本システムの実現方法として、SaaS や IaaS のクラウドを活用する方法やデータセンタにサーバ機器などを構築するオンプレミスの方法など、複数の実現方式を検討することができるが、どの方法であっても LGWAN の規定や各種要件の内容に準拠することを前提とする。

### (2) システム方式についての全体方針

本システムの全体方針として、以下の点に留意し、設計を進めること。

#### ア 汎用ソフトウェアの活用

可能な限り汎用ソフトウェアの活用を図り、低コストでかつ効率的にシステム化を行う。

#### イ パブリッククラウドの活用

本システムの要件を満たす構成として、パブリッククラウドをプラットフォームとし、SaaS やその他 PaaS/IaaS 等を必要に応じて組み合わせることを可とする。その際には、GIS データの追加やシステム利用の増加等に応じて、柔軟にリソース等を調整し、構築・運用コストを最適化できること。

#### ウ Web 対応のアプリケーション

本システムの実現方式は Web 対応のアプリケーションとし、JAVA アプレット等の端末に対して実行環境のインストールを必要とする仕組みは原則として使用しないものとする。なお、現地確認機能については、インターネットが届かない山間地等での使用を考慮し、スタンドアロン等での動作を考慮すること。

工 開発生産性及び保守性向上

開発生産性及び保守性向上のため、画面、業務ロジック、データアクセスを極力疎結合な構造とし、各々の変更における影響範囲を極小化する。

開発生産性向上のため、遷移制御、トランザクション制御、ログ出力等の業務処理とは直接関係のない機能を共通機能として実現する。

なお、コーディングの際は、令和6年度開発で作成したコーディング規約を基に実施することとする。コーディング規約に修正・見直しが必要な場合は、受託者において実施すること。

オ 本システムの利用環境

本システムは、本省にて運用している農林水産省共通申請サービス及び MAFF アプリと連携している。農林水産省共通申請サービスとの連携については、eMAFF-IdP を利用し、SSO（シングルサインオン）による連携が行えるように開発を行うこと。

カ 行政機関等職員、その他審査機関等における負荷軽減

現在、農業委員会等においては現地確認において紙地図印刷が必要となる等負荷が高い状況となっている。この状況を踏まえ、負荷軽減に繋がるシステム化を行うこと。

(3) クラウドサービスの選定、利用に関する要件

- ア セキュリティ確保のため、本システムで用いるクラウドサービスは、原則として ISMAP クラウドサービスリストまたは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定すること。なお、例外的に ISMAP クラウドサービスリスト、または ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスを選定する場合は、受託者の責任において、当該クラウドサービスが「ISMAP 管理基準」の管理策基準における統制目標（3 行の番号で表現される項目）及び末尾に B が付された詳細管理策（4 行の番号で表現される項目）と同等以上のセキュリティ水準を確保していることを選定すること。
- イ 要機密情報を取り扱うクラウドサービスの選定、利用に関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）」の「4.2.1 クラウドサービスの選定（要機密情報を取り扱う場合）」「4.2.2 クラウドサービスの利用（要機密情報を取り扱う場合）」の内容を遵守すること。
- ウ 情報資産を管理するデータセンタの設置場所に関しては、国内であることを基本とする。設置場所の考え方についてはクラウド方針を参照すること。
- エ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- オ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- カ 主管課の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。情報資産を国外に設置されるクラウドサービスに保管する際の考え方についてはクラウド方針を参照すること。なお、利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する。
- キ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。

- ク 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、主管課が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ケ クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替え等の対策が講じられていること。
- コ クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- サ クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、主管課からの要求があった場合は提供すること。
- シ インターネット回線を通じたセキュリティ侵害を防ぐため、インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- ス クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。
  - ・ ISO/IEC 27017:2015
  - ・ CS マーク（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの）

#### (4) 開発方式

- ア 開発に当たっては、継続的インテグレーション・継続的デリバリー（以下、「CI/CD」という。）を可能とし、必要な要素（開発環境、検証環境等）一式を用意すること。
- イ 統合開発環境（エディタ、コンパイラ、デバッガなどプログラミング支援機能を含む）等は、受託者が用意すること。また、リポジトリ管理・プロジェクト管理の効率化やソースコード品質向上を目的としたプロジェクト関係者間のコラボレーション促進機能等の提案も許容する。
- ウ これらの開発環境については運用・保守事業者に引き継ぐことを想定し、可能な限りクラウド提供のCI/CD パイプラインもしくはマネージドサービス等と連携してクラウド環境に構築すること。なお、開発ツール等の組合せで実現した場合には、運用・保守事業者が該当ライセンス等を用意した上でそれらを引き継ぐことが可能であること。
- エ UI 設計は UI 設計専用のアプリケーションを利用し隨時共有すること。
- オ API 設計には Open API 設計用のツールを利用すること。

#### (5) 機器等の設置方針

本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダの提供する場所となるが、その際は日本国内のリージョンを選択すること。

#### (6) その他

本システムは短期間での機能追加・改善を行うことが想定されており、できるだけ簡潔なアーキテクトかつ簡易な構成とすること。なお、IaaS/PaaS については単一クラウドサービスでの構築を想定している。

### 3.3. システム規模に関する事項

本サービスの規模要件を以下に示す。また、本サービスの規模に関する業務要件は、「1.2 業務の規模」を参照のこと。

#### (1) 規模に関する前提条件

本システムはクラウドサービスを利用して運用されるため、以下の取り組みを行うこと。

- ア クラウドサービスのマネージドサービスを効果的に活用し、コスト削減を継続的に図ること。原則としてサーバレスの構成を取ることとするが、インスタンスを利用してサーバを立てる場合は、サーバのスペック等を適切な範囲に調整してコスト削減を継続的に図ること。（オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限値等を含む。）
- イ リソース確保の方式（リザーブドインスタンス、スポットインスタンス等）についても検討すること。

#### (2) 各台帳のデータについて

表 9 各台帳データのレコード数（見込）

No.	対象データ	想定レコード数 (全量)	令和4年度までに 本システム取込	令和5年度の 取込	令和6年度の 取込	令和7年度の 移行の取込想定
1	農地台帳	約6,000万	約6,000万	(全量取込済)	(全量取込済)	(全量取込済)
2	水田台帳	約2,100万	約1,600万	約500万	-	-
3	農業共済台帳	約1,800万	約1,800万	(全量取込済)	-	-
4	多面的機能支払 台帳	約1,700万	約170万	-	-	-
5	中山間地域等直 接支払台帳	約300万	約40万	-	-	-
6	環境保全型農業 直接支払台帳	約440万	約55万	-	-	-

#### (3) アдресコードマスタについて

以下に令和6年度開発のデータ移行を行った共通申請サービス内で保有するアドレスコードマスタのデータ容量、形式、テーブル一覧を示す。

表 10 データベース

データ容量	約 5GB
データ形式	PostgreSQL

表 11 テーブル一覧

日本語名	レコード件数	項目数
都道府県マスタ	235	4
市町村マスタ	20,492	5
字マスタ	893,715	7
小字等コード化マスタ	14,209,494	6
合併市町村コードマスタ	2,211	2
特殊合併市町村マスタ	474	2
地方公共団体コードマスタ	1,969	2
大字なし市町村マスタ	81	2
京都町名重複マスタ	1,581	7
通り名マスタ	1,784	4
方角マスタ	19	4

#### (4) 各制度のデータ数及び現地確認等の実施業務の実態について

以下の表については、農地情報紐づけ手法開発にあたっての参考とするため、令和3年度の「農地情報紐づけ手法開発支援等業務」の調達仕様書作成時点での概要をまとめたものに対して、農林水産省共通申請サービスからオンライン手続を開始する時期、データ件数について令和7年度時点の内容で更新したものである。制度により、地域ごとに運用が異なっているため実態把握が難しいケースがあることや、既存の情報からの推計等も含んでいることに留意されたい。

表 12 各制度のデータ数及び現地確認等の実施業務の実態について

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
農林水産省共通申請 サービスからオンライン 手続を開始する時期	令和3年度：農業委 員等利用システム内に 審査者ページを作成。 農林水産省共通申請 サービスの申請情報と 連携 令和4年度以降：順 次実施	令和3年度：農業委 員等利用システム内に 審査者ページを作成。 農林水産省共通申請 サービスの申請情報と 連携 令和4年度以降：順 次実施	令和2年度：一部協 議会による試行 令和3年度以降：本 格実施、対象協議会 を順次拡大	令和3年度から農業 共済団体において、農 業共済事務処理シス テムの開発・改修業務 を開始し、令和4年 度中に実施予定。 なお、オンラインによる 申請手続（入力等） は、農林水産省共通 申請サービスから農業 共済事務処理シス テムへログインして、当該 システム上で行うことを 想定。	該当なし	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：標準機 能改善のための改修 令和5年度：全国で オンライン手続きを開 始	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：一部地 域での試行 令和5年度：全国で オンライン手続きを開 始	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：全国で オンライン手続きを開 始
データ件数（行）	土地情報：約6,000 万件 世帯員情報：約 1,200万件 経営体情報：約400 万件	約6,000万件	約2,100万件	約1,800万筆	約3000万筆（筆ポ リゴン数）	約1700万件 (認定農用地面積： 約227万ha、筆數 單位と推測)	約300万件 (対象農用地面積： 約79万ha、筆數單 位と推測)	約400万件 (実施面積：約8万 件、取組圃場数単位 のデータが存在すると 推測)

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
データ項目数(列)	土地情報:345カラム 世帯員情報:191カラム 経営体情報:261カラム	農地台帳情報:77カラム	営農計画書基本情報:151項目 営農計画書明細情報(農地の利用計画):108項目	加入申込書の様式の項目:13項目(農作物共済の例)	10項目:筆ポリゴンID、履歴情報等	・農地維持支払:10項目 ・資源向上支払(共同):8項目 ・資源向上支払(長寿命化):9項目 (要領の別記3-1様式2号~4号、認定農用地確認野帳など) ※それぞれの取組有無を記録しているかは、都道府県、市町村による。	35項目 (25項目(要領の運用P59別紙様式2の農用地一覧の項目数)+予備10項目)	9項目 (実施要領添付様式3(農場管理シート)など) ※有機農業以外は生産記録を提出のため記載内容は異なる
データ管理主体	市町村農業委員会	市町村農業委員会	地域農業再生協議会	農業共済組合	統計部	水土里情報システムで整理している都道府県は、都道府県(推進組織)単位。 それ以外は市町村。	市町村	市町村
データ容量(概算)	土地情報:約156GB 世帯員情報:約20GB 経営体情報:約6GB	農地台帳情報:約80GB	約80GB	約5G	約7GB	約3GB	約1GB	約100MB
データ形式	SQLServer	SQLServer	紙、Excel、システムが保持するデータベース	不明	GeoJSON	不明※市町村単位はエクセルもしくは紙ベースが主体※都道府県単位だが、独自システムの例もあり	エクセルもしくは紙ベース	不明※Excelや紙ベースでの地図等が主体と思われる

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
他のデータベースとの共 通キー等があるか	ない。 農業委員会等コードと 下記で一意。 【土地情報】 一筆番号（農業委員 会が独自に採番） 【世帯員情報】 世帯員番号（農業委 員会が独自に採番） 【経営体情報】 農家法人番号（農業 委員会が独自に採 番）	【農地台帳情報】 地番（公開前と公開 中とでは重複あり）	不明 地域農業再生協議会 により、農地台帳、農 業共済と連携してい る場合がある。	同上	該当なし	地番	地番	不明 ※市町村によっては水 田台帳等と連携してい る場合もある
他制度との共通キーが あるか	無し	無し	無し	無し	無し	水土里情報システムで 整理している県があ る。民間ソフトウェアで 整理している例につい ては、共通キーの状況 は不明。	ない (水土里情報システ ム等と連携している市 町村もあるが少数)	不明 ※市町村によっては他 制度と連携している可 能性もある

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和 6 年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和 6 年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和 6 年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和 6 年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和 6 年度以降紐 づけ対象外)
その他特記事項	—	—	無し	統計部での利用ファイ ルごとの境界線におけ る重複等の修正を施し た全国ファイルを、令和 2 年度中に作成予 定。 また、筆ポリゴンには、 耕地を基準に作成した 都道府県と、本地を基 準に作成した都道府 県がある。	—	多面的機能支払で は、農用地だけでなく、 水路や農道等の施設 の保全管理も支援して いるため、そちらの確認 事務も行っている。 水土里情報 GIS、 CAD、エクセル上で実 施区域図を作成してい る県もあるが、筆毎の 情報ではなく、実施区 域の外形線として整理 しているため、今回の 「農地データ」としては 活用できない。また、水 土里情報システムで整 理している県でも、必 ずしも毎年度更新され ていない県もある。	—	基本的に国側で対象 データを把握していな い。 (取組圃場の実施確 認等のため、市町村レ ベルでは、申請情報 (農業者名、面積、 実施取組等)と地図 情報を何らかの形で紐 付けていますが、その管 理方法等は市町村に よって異なる)
サンプルデータ			経営所得安定対策等 実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号 農 林水産事務次官依命 通知）様式第 2 号 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書	農作物共済引受要綱 様式第 1-1 号（加入 申込書）（農作物共 済の例）	HP にて公開中	実施要領の別記 3-1 様式 2 号～4 号（認 定農用地確認野帳な ど）	実施要領の運用 P59 別紙様式 2（農用地 一覧）	記載例：あ実施要領 の添付様式 3（農場 管理シート）
対象組織数	農業委員会数： 1,737 委員会		地域農業再生協議会 数：約 1,700 団体	農業共済組合等数： 66 組合等	該当なし	対象組織数：約 27,000 ( R1 : 26,618)	協定締結数： 26,013	実施件数：3,479 件

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ボリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
実施面積	500万ha(全農 地)		不明	203万ha	該当なし	実施面積：約227万 ha	対象農用地面積： 791,536ha	実施面積： 79,839ha
実施農業者数	土地の現況の調査		約48万件	142万件	該当なし	申請者数(組織 数)：26,618 農業者数(個人)： 1,526,455人(非 公表) 農業者(農事組合法 人、営農組合等)： 31,194団体(非公 表)	協定参加者数： 605,988人	実施農業者数： 25,475人(非公 表)
現地確認の実施数 (概算)	【以下、農地の利用状 況調査(遊休農地調 査)】実施委員会 数：1,737委員会実 施回数：年1回		約2,100万件の内数	被害状況によって異なる	該当なし	約27,000件／年 (農用地の状況)	約264万件(対象農 用地面積：約79万 ha、協定数： 26,013件)※件数 は農地数の概算※荒 廃農地発生・解消状 況に関する調査、写 真、衛星画像等による 確認も可能(※1件 0.3haとして、実施面 積等を除して算出)※ いずれも正確な件数 (筆数、ほ場数等) は把握できていな い。)	・申請書類は約24万 件・現地確認は抽出 検査の場合もあり、全 体の50%程度である、約12万件

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
現地確認のピーク時期	8月～10月		7～8月	9～10月(農作物共 済の例)	該当なし	7～10月	不明 (実施時期は市町村 により異なるが、9月 末までに実施すること している)（5カ年の 対策の初年度は10 月末までとしている。)	申請書類の照合：6 月～7月 現地確認のピーク時 期：6月～8月、12 月～3月（取組により ピーク時期が異なる）
ピーク時期に行われる 現地調査の実施数ま たは割合	8割		約2,100万件の内数	被害状況によって異な る	該当なし	上記の間にほぼ 100%	不明	申請書類の照合のピ ーク時期：6月～7 月に約80% 現地確認のピーク時 期：6月～8月に約 40%、12月～3月に 約40%
現地確認において確 認する内容	農地の利用状況（遊 休農地の状況）		申請された営農計画 書の作物作付面積が 現地と一致しているか を確認	損害評価項目：災害 の種類、肥培管理、 被害筆の収穫量等	該当なし	管理状況の適否（活 動計画書どおり農地法 面等が草刈りされてい るか）	協定に定められた農業 生産活動等及び多面 的機能を増進する活 動の実施状況、個別 協定に定められた農業 生産活動等の実施状 況	作付面積、作付作物 名、作付状況、農地 の管理状況、緩衝帯 設置の有無（有機農 業に限る）

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
現地確認時、検査員 が参照しなければいけ ない情報 (わかる範囲で結構で す。)	農地の場所、境界 線、所有者名		営農計画書	損害通知書の記載項 目：農地の場所、加 入者名、加入面積、 品種、基準収穫量、 加入者の申告事項 (災害の発生月日、 災害の種類等)	該当なし	農地の場所、現況地 目	農地の場所、地番、 地目、境界線（一団 の農用地の境界）、 水路・農道等の施設 名等	事業計画書に記載の ある地図と農地台帳 等を照合し、現地確 認で補完。  農振農用地域計画図 (境界線)、農地の 場所、境界線、所有 者名、農地面積、耕 作者名、耕作面積、 作付面積、作付作物 名、作付状況、緩衝 帯設置の有無、 〔農振農用地域計画 図、農地台帳及び耕 作台帳（水田台帳） システムに関する情報〕
現地確認の実施数 (概算) (2) (制度により現地確 認が2種類あるものを 記載)	【以下、農地法許可 等時の現地調査】 農業委員会数： 1,737 許認可数（最大 値）：700千件					約27,000件／年 (水路、農道等の状 況) ※農用地に紐付く調 査ではないが、地図は 活用。地図に水路等 が登録されている地域 もある。		
現地確認のピーク時期	通年で一定の実施数					3～4月		
ピーク時期に行われる 現地調査の実施数ま たは割合	-					上記の間にほぼ 100%		

	農業委員会制度 (各農業委員会等利 用システム)	【参考】農業委員会制 度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	農業共済 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	中山間地域等直接支 払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)	環境保全型農業直接 支払 (令和6年度以降紐 づけ対象外)
現地確認において確 認する内容	許可等申請があった農 地の利用状況					管理情報の適否（活 動計画書どおり法面草 刈や泥上げがされてい るか）		
現地確認時、検査員 が参照しなければいけ ない情報	農地の場所、境界 線、所有者名（耕作 者名）、許可等申請 情報					農地の場所、現況地 目		

## (5) eMAFF 農地ナビのアクセス数について

eMAFF 農地ナビのアクセス数は以下の通り。なお、以下は eMAFF 農地ナビの「ホーム画面である農地詳細情報画面のページビュー数（2024 年リニューアル後地図画面に変更）」と「API コール数」を記載している。

表 13 eMAFF 農地ナビのアクセス数

2022 年度						
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
ページビュー数 (農地詳細情報 画面)	602,207	590,902	673,943	665,194	976,207	660,772
API コール数	13,985,448	14,550,570	15,613,914	15,193,198	16,593,915	15,137,032
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ページビュー数 (農地詳細情報 画面)	791,341	526,043	650,291	501,059	719,595	1,976,992
API コール数	15,500,782	14,052,669	13,746,500	13,408,491	15,429,046	24,108,501
2023 年度						
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
ページビュー数 (農地詳細情報 画面)	2,696,119	1,380,401	1,402,087	2,250,698	1,122,937	660,321
API コール数	27,958,858	19,641,707	21,256,009	24,304,658	17,292,059	14,813,720
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ページビュー数 (農地詳細情報 画面)	951,211	600,189	556,987	577,409	659,708	598,125
API コール数	16,929,330	13,880,889	12,724,618	13,536,500	15,169,198	15,654,742
2024 年度						
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
ページビュー数 (地図画面)	803,211	861,155	845,373	895,854	785,760	853,004
API コール数	16,488,796	17,692,222	18,030,953	19,306,823	16,914,435	19,564,209
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
ページビュー数 (地図画面)	870,726	756,654	739,459	774,104	784,258	917,805
API コール数	18,456,556	14,884,635	15,960,696	16,570,022	16,525,075	17,923,829

(6) 全国農地ナビ（eMAFF 農地ナビの前身システム）のアクセス数について

参考として、全国農地ナビ（eMAFF 農地ナビの前身システム）のアクセス数を以下に示す。

表 14 全国農地ナビ（eMAFF 農地ナビの前身システム）のアクセス数

全体アクセス数												
ページビュー数	2015年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	386,134	1,029,696	1,141,875	1,188,561	1,218,450	1,144,995	1,211,885	1,358,420	1,378,179	1,506,737	1,871,328	1,955,864
	38,204	39,337	46,798	40,170	36,318	36,437	39,809	43,115	45,057	50,033	65,792	67,045
セッション数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10.11	26.18	24.40	29.59	33.55	31.42	30.44	31.51	30.59	30.11	28.44	29.17
	2016年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	1,930,718	2,250,417	3,219,891	2,944,542	3,307,912	3,817,017	5,519,884	4,002,861	4,036,486	4,260,697	4,348,176	4,116,978
	57,049	65,389	105,083	83,364	98,417	118,807	98,452	99,522	102,017	98,911	107,472	127,029
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	33.84	34.42	30.64	35.32	33.61	32.13	56.07	40.22	39.57	43.08	40.46	32.41
セッション数	2017年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	3,886,665	4,346,111	4,589,723	4,389,139	4,499,081	4,817,531	4,994,401	4,530,567	4,276,701	4,232,078	4,380,268	5,365,225
	122,571	128,122	164,091	351,196	128,506	141,314	136,311	113,813	120,855	230,085	232,023	487,717
平均閲覧ページ数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	31.71	33.92	27.97	12.50	35.01	34.09	36.64	39.81	35.39	18.39	18.88	11.00
	2018年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	5,367,145	6,811,582	7,465,432	7,349,254	5,663,454	5,329,721	6,014,329	5,229,458	4,915,428	5,204,558	6,616,233	7,051,699
	524,952	726,443	911,738	358,723	148,420	151,288	133,783	117,663	110,674	117,163	129,539	140,311
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10.22	9.38	8.19	20.49	38.16	35.23	44.96	44.44	44.41	44.42	51.08	50.26
セッション数	2019年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	5,722,814	5,862,873	6,274,818	7,233,666	5,945,685	6,345,393	5,704,202	4,916,635	4,517,612	4,560,625	4,441,893	4,819,490
	138,061	143,896	157,465	159,820	150,775	161,419	143,817	123,732	125,991	130,143	126,962	493,445
平均閲覧ページ数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	41.45	40.74	39.85	45.26	39.43	39.31	39.66	39.74	35.86	35.04	34.99	9.77
	2020年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	3,906,859	4,792,701	6,707,913	6,764,137	6,380,827							
	184,309	143,414	175,830	188,062	182,234							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	21.20	33.42	38.15	35.97	35.01							

### 3.4. 性能に関する事項

本サービスの性能要件を以下に示す。下記の性能要件を踏まえて、本サービスの業務処理の特徴を考慮し、業務処理のピーク時においても大幅なレスポンスの低下等を招かないように、十分な処理性能を確保すること。ただし、原則「1.2 業務の規模」に記載されている想定利用者数を上限として性能は定めるものとし、想定を上回るアクセス集中が起きた場合には、一時的に目標値を下回ることは許容されるものとする。

#### (1) 応答時間

本システムにオンライン処理の性能として求める要件については、以下の通り。

表 15 応答時間

No.	ユーザ	要件
1	行政機関等職員 (農業委員会等)	<ul style="list-style-type: none"><li>システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することとし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。 ※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。 ※LGWAN接続をする自治体に関しては、LGWANとの接続に鑑みてストレスを感じさせないレスポンスに留意すること。</li></ul>
2	※令和 7 年度以降利用想定無し その他審査機関等職員 (地域農業再生協議会、共済組合等)	<ul style="list-style-type: none"><li>システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することとし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。 ※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。 ※その他審査機関等の内、例えば地域農業再生協議会の中には自治体職員を兼ねる担当者も存在しており、LGWANを介した接続が想定される。そのため、LGWAN接続をする自治体に関しては、LGWANとの接続に鑑みてストレスを感じさせないレスポンスに留意すること。</li></ul>
3	※令和 7 年度以降利用想定無し 申請者	<ul style="list-style-type: none"><li>応答時間について、基本的なリクエスト（20 項目・100 文字程度）に対し 3 秒を基本の目標値とすること。</li><li>システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保すること。</li></ul>

No.	ユーザ	要件
		<p>※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。</p> <p>※レスポンスタイムに外部システム連携処理は含まれないものとすること。</p> <p>※目標値の達成率は90%とすること。</p>
4	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することとし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。</li> </ul> <p>※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。</p>
5	運用保守事業者	円滑なシステム運用及び農地情報紐づけ作業が実現できるレスポンスを確保すること。

### 3.5. 信頼性に関する事項

本サービスに備える機能の停止等による業務への影響を最低限にとどめるため、クラウドサービスの利用を前提として、以下に示す要件を踏まえ本サービスの信頼性を確保すること。

#### (1) 可用性要件

##### ア 可用性に係る目標値

本システムの可用性に係る指標とその目標値については、以下のとおり。なお、以下に示す目標値は、シングルリージョンとして運用を行う上での目標値となる。

表 16 可用性に係る目標値

No.	指標分類	指標名	目標値
1	稼働率	稼働率	年97.0%

##### イ 可用性に係る対策

本システムの可用性に対して求める対策要件については、以下のとおり。

- ・ アクセス頻度が高くなる 6 月～8 月の現地確認期間に限らず、現地確認状況などを把握するために地図参照等を実施することから、円滑に業務を遂行できる可用性の対策を実施すること。
- ・ 対策により得られる効果と対策に要するコストの両面を考慮し、目標値に見合った最適な対策を選択すること。
- ・ 365 日 24 時間の運用を目標とすること。

- ・ 通常時の負荷分散及び障害発生時の縮退運転を可能とすること。
- ・ 障害発生時にも業務が継続できるよう待機系への切替えを可能とすること。
- ・ 障害時のデータ消失対策として、サーバ上のデータベースファイルは、冗長構成をとるものとすること。
- ・ 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
- ・ 異常な入力や処理を検出しデータの滅失や変更を防止する対策を講ずること。
- ・ 処理の結果を検証可能とする為、ログ等の証跡を残すこと。
- ・ システムの再起動等、業務システムに影響の出るメンテナンスを行う場合は、開始から 5 日前までに連絡すること。
- ・ バックアップの適切な保管場所を設定すること。
- ・ 障害テストを実施し、設計通りに可用性が担保されることを確認すること。
- ・ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として【1．0日（クラウドサービス提供元の障害は最大10時間以内で復旧する想定）】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

## (2) 完全性要件

機器の故障や誤操作に起因するデータの滅失や変更の防止、処理結果の信頼性確保、データの真正性確保に係る対策要件については、以下のとおり。

- ・ 30日分のアプリケーション及びネットワークログをいつでも閲覧可能とし、本番環境については30日以前のログも請求・取得可能とすること。（最低ログ保存期間は5年）
- ・ なお、30日以前のログの保管場所については、利用頻度とクラウド利用料を鑑みて最適な場所に保管すること。
- ・ 自動でデータベースファイルのバックアップを取得し、必要に応じ手動バックアップも可能であること。（過去30日前まで戻すことが可能とすること。ただし、業務データを保持していないMapbox Atlasのデータについては、バックアップ取得を必須としない。）
- ・ 機器の故障に起因するデータの滅失や変更を防止する対策を講ずること。
- ・ 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や変更を防止する対策を講ずること。
- ・ 処理の結果を検証可能とするため、ログ（ネットワークログ、アプリケーションログ、セキュリティログ、システムログ、システム管理ログ等）等の証跡を残すこと。
- ・ データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
- ・ データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- ・ 電子データの送受信を行う際には電子署名やタイムスタンプを用いることで偽造等から保護することができるること。

## (3) リスク低減対策

- ・ データの紛失や改ざんからデータを保護し、データの正確性及びデータの一貫性を保証すること。
- ・ プロバイダー提供による暗号化にてデータ保護が行われていること。
- ・ ノード、リソース(CPU・メモリ・ディスク)、プロセス、ジョブ、データベースの監視を実施すること。
- ・ 不正な通信を遮断する対策を講じることができること。
- ・ 不正アクセスが無いか、攻撃検知・不正検知・防止ができること。
- ・ マルウェアやDos攻撃に代表される、外部からの攻撃に対する対策が講じられていること。
- ・ アプリケーション特有の脅威、脆弱性について対策すること。

- ・ 権限設定により機能やデータに対する認可を制御できること。
- ・ 動作環境として対象とするブラウザで、最低でも年に2回バージョンアップされていないかを確認し、バージョンアップされている場合は当該ブラウザでテストすること。
- ・ 認証強化策を検討し実施すること。
- ・ 認証情報の管理を適切に実施すること。
- ・ 管理画面など管理系へのアクセス制御を適切に実施すること。

### 3.6. 拡張性に関する事項

---

#### (1) 性能及び機能の拡張性

本システムの機能の拡張性として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 台帳種類の追加、省内外の接続先システムとのインターフェース、バッチ処理の追加、及びユーザ種別の追加、衛星画像の取込、民間の営農支援システム等とのインターフェースの追加等に対応できること。
- ・ 将来的に行政機関が保持する審査系業務システム、マスター系システム、データ活用基盤系システム、申請系システム、自治体システム等やその他民間サービスとの連携が必要になった際、柔軟に対応できること。
- ・ 令和7年度開発の機能追加により、性能が劣化することがないようにすること。なお、やむを得ず、性能劣化が発生する場合は、担当部署と協議の上、代替措置等を検討し対応すること。

### 3.7. 上位互換性に関する事項

---

#### (1) 上位互換性

上位互換性として、求める要件は以下のとおり。

- ・ クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- ・ Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、担当部署からの依頼があった場合に必要な調査及び作業を実施すること。
- ・ 契約期間中にアプリケーション稼働環境として導入しているソフトウェアのバージョンアップが発生した場合は、原則、バージョンアップ後の環境を前提として開発を行うこと。なお、バージョンアップの決定時期によって対応が困難な場合には、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ OSやブラウザのバージョンアップ等に伴い、大幅な改修が見込まれる場合は、対応要否や範囲等を別途担当部署と協議の上、決定すること

### 3.8. 中立性に関する事項

---

#### (1) 中立性

中立性として、求める要件は以下のとおり。

- ・ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとすること。
- ・ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- ・ 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IEC、IEEE、

I T U、J I S C 等) が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。

- ・ 次期情報システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式は X M L、C S V 等の標準的な形式で取り出すことができるものとすること。
- ・ 特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。

### 3.9. 繼続性に関する事項

---

本サービスの停止等に際しても必要最低限の業務を継続（又は回復）するため、以下に示す要件を踏まえ、本サービスの継続性を確保すること。

#### (1) 想定するリスク

本システムの継続性について想定されるリスクについては、以下のとおり。

- ・ 地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンター設備及びシステムの損壊。
- ・ センター周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による情報システムの長時間停止。
- ・ 新型インフルエンザウイルス等によるパンデミック、及び人員や交通機関の被災等によるセンターの運用者不在。

#### (2) 事業再開の定義

本システムの事業の再開の定義については、以下のとおり。

- ・ システム運用をメインセンターからバックアップセンターへ切替え、システム資源及び要員体制の範囲内の縮退運用により業務を継続できること。
- ・ 本番環境については、原則、冗長化構造やホットスタンバイ状態の予備機の提供等の対策を講じることで、大規模障害発生時もサービスを継続できること。ただし、令和 4 年度開発において、バックアップセンターである西日本リージョンのリソースを撤廃しているため、対応については担当部署と協議の上決定すること。

#### (3) 目標値

本システムの継続性目標値として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 目標復旧時点：1 営業日前の時点（日次バックアップからの復旧）。
- ・ 目標復旧時間：24 時間程度（クラウドサービス提供元の障害は最大 10 時間以内で復旧する想定）。

※各目標値については担当部署と協議の上決定すること。

### 3.10. 情報セキュリティに関する事項

---

#### (1) セキュリティ対応要件

情報セキュリティに係る対策については、クラウドアーキテクトのベストプラクティス（Azure Well-Architected Framework）及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」（2024 年 10 月 8 日 内閣サイバーセキュリティセンター）等に従い、必要な対策を講じることとする。本システムの情報セキュリティに係る対策要件は以下のとおり。

表 17 セキュリティ対策要件

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
1	通信経路の分離	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。
2	不正通信の遮断	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
3	通信のなりすまし防止	情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
4	サービス不能化の防止	サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。
5	不正プログラムの感染防止	不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
6	不正プログラム対策の管理	システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。
7	構築時の脆弱性対策	情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
8	運用時の脆弱性対策	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。
9	ログの蓄積・管理	情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、本番環境についてはシステム稼働期間中のものをすべて保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。 データ形式は、テキストデータ等の汎用性のある形式であること。
10	ログの保護	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。
11	時刻の正確性確保	情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
12	侵入検知	不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
13	サービス不能化の検知	サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
14	主体認証	情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち正当な利用者のみの認証を行う機能として、識別コード（ID）とパスワードによる主体認証、パスワード規則の設定（文字列の長さの規定、文字種の規定等）、送信又は保存時の主体認証情報の暗号化、保存された主体認証情報へのアクセス制限の他、2つ以上の主体認証方式を用いて認証を行う多要素主体認証、ワンタイムパスワードによる主体認証等の方式を採用すること。
15	ライフサイクル管理	本システムを構成するソフトウェアについては 3.11. (6) ソフトウェア要件を順守すること。 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。
16	アクセス権管理	情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。
17	管理者権限の保護	特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
18	通信経路上の盗聴防止	通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。
19	保存情報の機密性確保	情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。
20	保存情報の完全性確保	情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。
21	情報の物理的保護	情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）、端末のワイヤーロック、施錠可能なサーバラックの採用等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
22	侵入の物理的対策	物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
23	システムの構成管理	情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
24	システムの可用性確保	サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として【1．0日（クラウドサービス提供元の障害は最大10時間以内で復旧する想定）】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
25	委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策	情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。 また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
26	調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策	機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
27	情報セキュリティ水準低下の防止	情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
28	プライバシー保護	情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

### 3.11. 情報システム稼働環境に関する事項

本システムの稼働環境要件については、原則として「3.2 システム方式に関する事項」、本節、及び調達仕様書に準ずるものとするが、設計工程で詳細化するものとする。以下に記載の要件の他に本システムを稼働させる上で必要なものがあれば、受注者の負担で全て用意すること。なお、業務要件、機能要件、及び他の非機能要件を満たすことができるのであれば、代替の提案をすることは許容する。

#### (1) システム構成

本システムの現行の構成は、パブリッククラウドをプラットフォームとし、SaaS やその他 PaaS/IaaS 等を必要に応じて組み合わせることで構成され、SaaS である Mapbox を活用して Microsoft Azure（以下、Azure という）の PaaS 上に機能を実装している。令和 7 年度の開発を実施するにあたり、必要に応じて他のサービスを利用し、構成を変更することも可とする。

本システムは、Azure 上に構築される、以下のサブシステムから構成される。

表 18 本システムのサブシステム概要

項目番	サブシステム	サブシステム概要	対応する業務 ID
1	eMAFF 地理情報管理 Web システム (略称：地図管理 Web)	農林水産省の農地情報を一元管理するシステム	GY001
2	地図情報連携インターフェース	農林水産省の農地情報を外部と連携する地図情報連携インターフェース	全般
3	eMAFF 農地ナビ	公開された農地情報の参照・利用を行うシステム	GY003、GY004
4	eMAFF 現地確認アプリ (略称：現地確認アプリ)	現地確認を行うためのシステム（タブレットアプリ）	GY002
5	GIS 基盤	GIS ライブリとして、各種 GIS 機能を提供する	全般
6	eMAFF 紐づけ情報 管理 Web システム (略称：紐づけ管理 Web)	座標系変換ツール 登記所備付地図（任意座標系）を公共座標系へ 変換するツール	GY005
7		位置情報付与ツー ル 地番位置参照データを用いて台帳データへ自動で位 置情報を付与するツール	
8		12 衍コード化付 与ツール 紐づけ管理 Web において地名地番のアドレスコード 化を実行する。 アドレスコードを台帳と地番位置参照データに付与する ツール	
9		紐づけ補正ツール 台帳データへの位置情報の付与を手動で実施するツ ール	
10		地番位置地図マス タ生成ツール 紐づけ実施結果と、地番位置参照データから、地番位 置地図マスタと複数地番管理マスタを作成するデータ 生成ツール	
11		位置情報結合ツー ル 共通申請サービスで管理される台帳データ、農地情報 に含まれる位置情報が振られていないなど未完成な台 帳データに対して、地番位置地図マスタおよび複数地 番管理マスタと結合し、農地情報に位置情報を結合 するツール	

上記のサブシステムの構成を踏ましたシステムの全体図を以下に示す。

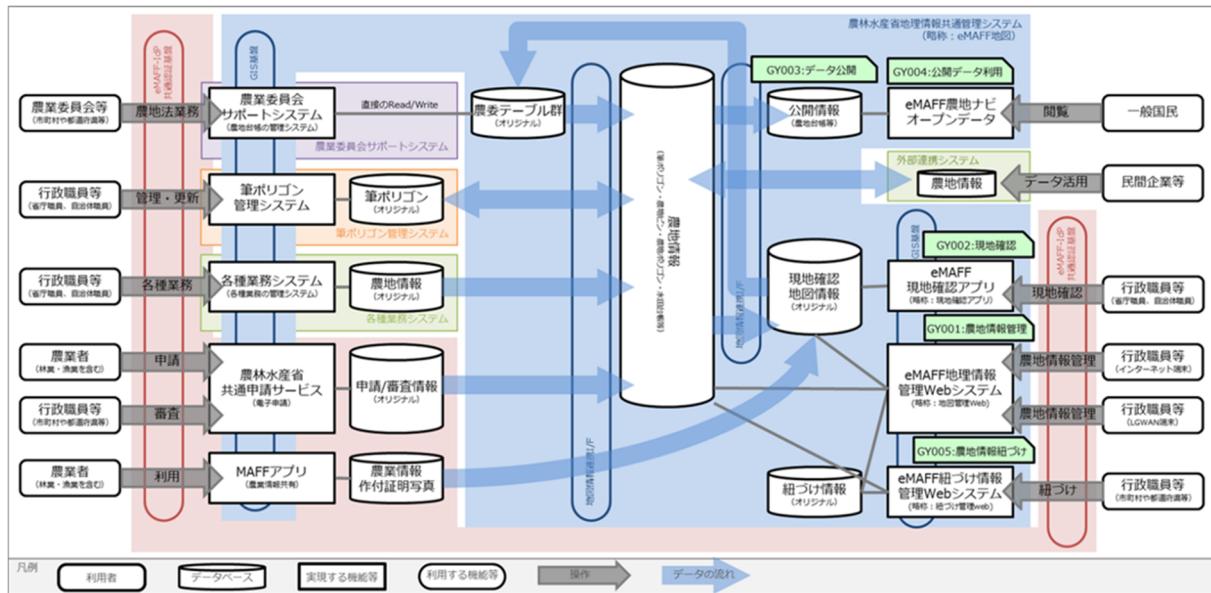


図 3 システム全体図

## (2) システム稼働環境

本システムの稼働環境は下記に示す環境を運用・保守事業者の負担と責任において用意する。本番環境以外は、必要な時のみの稼働を想定する。下記に加え、その他環境を追加する場合は、担当部署及び運用・保守事業者と協議の上、決定することとする。

表 19 システム稼働環境

No.	環境	定義
1	本番環境	本システムとして稼働する環境。
2	ステージング環境	本番環境に展開する前に動作確認テストなどを行う環境。
3	開発環境	プログラム開発を行う環境。必要に応じてテスト環境として用いる。
4	研修環境	行政機関等職員やその他審査機関担当者がシステムの使用方法を習得するための環境。本番環境と同様の機能が動作する構成とする。

### (3) クラウドサービス構成

本システムを構成する Azure リソースの構成図を以下に示す。

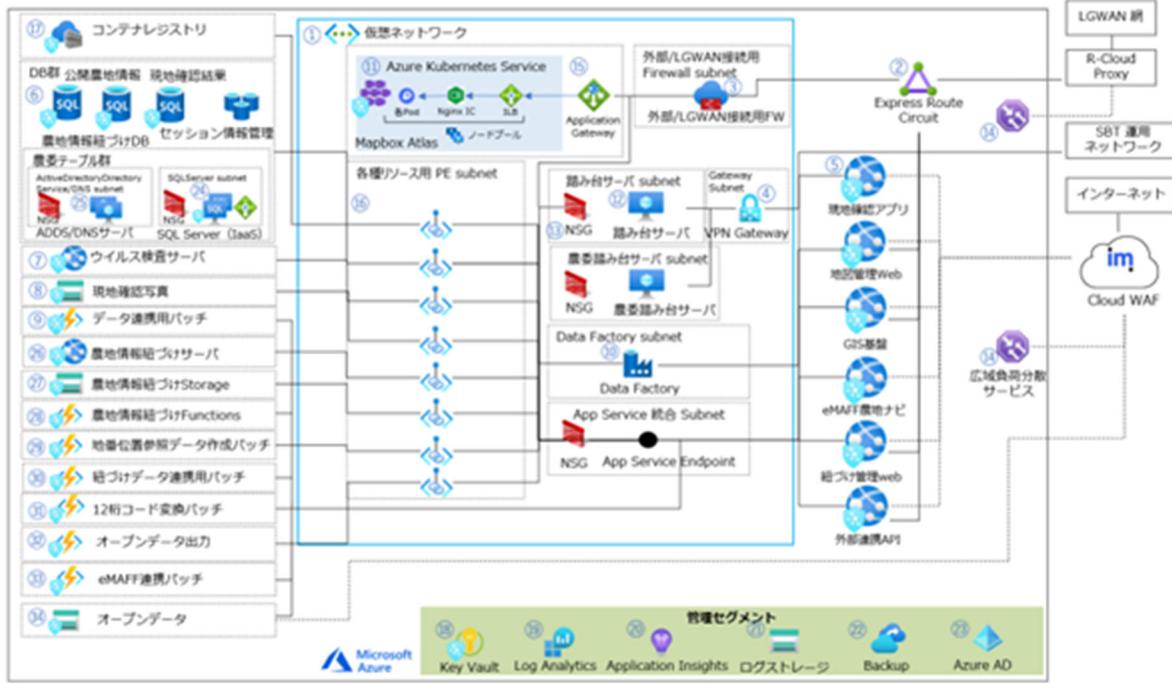


図 4 Azure リソース構成図

各 Azure リソースの概要について以下に示す。

表 20 Azure リソース概要

項目番号	リソースの種類	用途
1	Virtual Network	Azure プラットフォーム上に展開される仮想ネットワーク空間であり、システム内 PaaS リソース間のプライベート接続、及びルーティング制御のために構成する。
2	ExpressRoute	LGWAN 網との閉域接続を実現するための論理構成、及び接続アプライアンスを提供する。
3	Azure Firewall	仮想ネットワーク上のリソースが外部通信を行う際の通信制御を実現するためのファイアウォールアプライアンス。
4	VPN Gateway	運用ベンダーによる各システムの監視運用実現のためのプライベート接続を提供する VPN アプライアンス。
5	App Service	地図管理 Web、現地確認アプリ API サーバ、GIS 基盤サービス、eMAFF 農地ナビ用の Web/AP サービス、紐づけ管理 Web 実行基盤として構成。LGWAN 端末、インターネット端末の Web リクエストを受け付ける。
6	Azure SQL Database	現地確認結果、公開農地情報、農地情報紐づけデータのデータを格納するデータベースとして構成する。
7	Web App for Containers	現地確認アプリによりアップロードされる画像データについて、Azure Storage 格納前にウイルスチェックを行うウイルス検査サーバとして構成する。

項目番	リソースの種類	用途
8	Azure Storage	現地確認写真を格納するオブジェクトストレージ。
9	Azure Functions	外部システムやデータベース間のデータ連携用のバッチ処理を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
10	Azure Data Factory	外部システムやデータベース間のデータ取り込み、変換、出力を実行するデータ連携基盤として構成する。
11	Azure Kubernetes Service	LGWAN 端末の Mapbox 利用のための、Mapbox Atlas コンテナオーケストレーション基盤として構成する。
12	Virtual Machine	仮想ネットワーク内にてプライベート接続が必要となる運用保守作業を行うための踏み台サーバとして構成する。
13	NSG	仮想ネットワークの Inbound/Outbound 通信に対する L4 レベルの制御を提供するネットワーク制御リソース。各サブネットの通信要件に応じて制御設定を行う。
14	Traffic Manager	リージョン跨ぎでトラフィックを振り分ける DNS 広域負荷分散サービス。リージョン障害時に継続して Web サービスのネットワークトラフィックを待機系のサイトに振り分ける処理を行う。
15	Azure Application Gateway	複数の AKS クラスターでの負荷分散用のロードバランサーとして構成する。
16	Private Endpoint	PaaS サービスへのプライベート接続を提供するためのネットワークインターフェースリソース。バックエンドリソース (DB、ストレージ等) へのプライベート接続を提供。
17	Container Registry	コンテナイメージを格納するためのレジストリリソース。Mapbox Atlas 用のコンテナイメージ、マニフェスト (Helm Chart, Kubernetes マニフェスト) 格納用として構成する。
18	Key Vault	Azure リソース間の連携を行う際のクレデンシャル情報格納用のキー・コンテナサービス。Managed ID が利用できない Azure リソースのクレデンシャル管理のために使用する。
19	Log Analytics	各種 Azure リソースのログ収集、解析を行うためのログサービス基盤。
20	Application Insights	Web サービス基盤におけるアプリケーションログの収集、解析を行うためのログサービス基盤。
21	Azure Storage (長期保管 ログ用)	各種ログの長期保管用に利用するストレージサービス。
22	Azure Backup	Azure リソースのバックアップデータを格納。本システムにおいては、ストレージ、ディスクデータのバックアップに利用。
23	Azure AD	Azure 利用における認証・認可を提供する IDaaS 基盤。Azure 環境の操作を行うユーザ ID の管理、及び Azure リソース間のシステム認証の際に使用する Managed ID の管理を行う。
24	SQL Server (IaaS)	農委テーブル群のデータを格納するデータベースとして構成する。
25	Active Directory Domain Service /DNS サーバ	SQL Server (IaaS) が参加する AD。AlwaysOn 可用性グループのシステム要件として、Active Directory Domain Service (ドメインコントローラー) と DNS サーバを構成する。
26	Web App for Containers	農地情報紐づけ Functions よりトリガーされ、農地情報紐づけ用 SQLDB 及び Azure Storage にデータを格納するサーバとして構成する。

項目番	リソースの種類	用途
27	Azure Storage	農地情報紐づけデータを格納するオブジェクトストレージ。
28	Azure Functions	農地情報紐づけサーバのバッチ実行をトリガーするアプリケーション実行基盤として構成する。
29	Azure Functions	紐づけ地番位置参照データーブルを DB に作成するアプリケーション実行基盤として構成する。
30	Azure Functions	農地情報 DB から紐づけ情報 DB へ台帳情報を移行するバッチの実行基盤として構成する。
31	Azure Functions	紐づけ管理 Web において地名地番のアドレスコード化を実行する。アドレスコードを台帳と地番位置参照データに付与するツールの実行基盤として構成する。
32	Azure Functions	公開農地情報 DB からオープンデータ出力を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
33	Azure Functions	共通申請サービスより水田台帳を連携するための夜間バッチの実行基盤として構成する。
34	Azure Storage	オープンデータを格納するオブジェクトストレージ。

#### (4) ソフトウェア構成

本システムのソフトウェア構成を以下に示す。

なお、本調達期間内にサポート期限が切れるソフトウェアについては、令和 7 年度運用保守等業務の範囲でバージョンアップ対応がされる点に留意すること。

表 21 ソフトウェア構成

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
1	地図管理 Web	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
2		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2029/1/7
3			Node.js	20	-	2026/4/30 (令和 8 年度事業内で要更新)
4		言語	HTML	5	-	-
5			C#	7.3	Microsoft	-
6			React	17.0.2	-	-
7		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
8		地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-
9		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度事業内で更新予定)

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
10	地図情報連携インターフェース	OS	Windows Server	Windows Server 2019 Datacenter	Microsoft	2029/1/9
11		データベース	SQL Server (IaaS)	2019	Microsoft	2030/1/8
12		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2029/1/7
13			.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度事業内で要更新)
14		Azure Functions Runtime (C#)		1.x	Microsoft	.NET Framework 4.8と同様
15				4.x	Microsoft	-
16		言語	HTML	5	-	-
17			C#	7.3	Microsoft	-
18				12	Microsoft	-
19		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
20		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和7年度事業内で更新予定)
21	eMAFF 農地ナビ	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
22		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2029/1/7
23			.NET	6.0	Microsoft	2024/11/12 (令和7年度運用保守事業内で更新予定)
24			Azure Functions Runtime (C#)	1.x	Microsoft	.NET Framework 4.8と同様
25				4.x	Microsoft	-
26		言語	HTML	5	-	-
27			C#	Microsoft	-	
			10	Microsoft	-	
			開発ツール	Visual Studio 2019	Microsoft	2029/4/10
			Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
			Microsoft.WindowsAzure.SDK	2.9.0	Microsoft	-

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
		地図ライブラリ	Facebook SDK	18.0	Facebook	-
28			Mapbox	v2 系	Mapbox	-
29		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度 事業内で更新予定)
30	現地確認アプリ ※3	データベース	realm-java	10.18.0	MongoDB	-
31			realm-swift	10.47.0	MongoDB	-
32		フレームワーク	Android SDK	API34	Google	-
33			iOS SDK	iOS17	Apple	-
34			iPadOS SDK	iPadOS17	Apple	-
35		言語	Kotlin	1.6.20	-	-
36			Swift	5.9	Apple	-
37		開発ツール	Xcode	15.2	Apple	-
38			Android Studio	Hedgehog	Google	-
39		地図ライブラリ	MapBox SDK for Android	9.7.2	MapBox	-
40			MapBox SDK for iOS	6.4.1	MapBox	-
		セキュリティ対策	ClamAV	1.2.2	-	2027/12/15
41	GIS 基盤	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
42		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2029/1/7
43		言語	C#	7.3	Microsoft	-
44			HTML	5	-	-
45		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
46		地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-
47		背景地図	国土地理院 空中写真	-	国土地理院	-
48			国土地理院 標準地図	-	国土地理院	-
49			GEOSPACE CDS for LGWAN ハイブリッド	-	NTT インフラネット	-
50			GEOSPACE CDS for LGWAN 電子地図	-	NTT インフラネット	-
51			Mapbox Satellite	-	Mapbox	-
52			Mapbox Streets	-	Mapbox	-
53			NTT データ AW3D オルソ画像 (Mapbox から配信)	-	国際航業	-
54		セキュリティ対策	Falco	0.30.0	-	-

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
55	位置情報付与ツール	構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
56		その他	Velero	1.6.3	-	-
57			Nginx Ingress Controller	1.0.3	-	-
58	12 行コード付与ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
59		フレームワーク	.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和 8 年度事 業内で要更新)
60			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	.NET8 と同様
61		言語	C#	12	Microsoft	-
62			HTML	5	-	-
63		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
64		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
65		データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
66		フレームワーク	.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和 8 年度事 業内で要更新)
67			Spring Boot	3.4.x	-	2025/11/21 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
68			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	.NET8 と同様
69			Azure Functions Runtime (Java)	17	Microsoft	2027/9
70	開発ツール	言語	C#	12	Microsoft	-
71			Java	17	Oracle	2027/9/1
72		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
73			Eclipse	2024	Eclipse Foundation	-

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
74		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
75	紐づけ補正ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
76		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2029/1/7
77		言語	C#	7.3	Microsoft	-
78			HTML	5	-	-
79		開発ツール	Visual Studio 2019	-	Microsoft	2029/4/10
80			Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
81		地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-
82		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
83		データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
84		フレームワーク	.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和 8 年度事 業内で要更新)
85			Azure Functions Runtime (Python)	4.x	Microsoft	-
86			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	.NET8 と同様
87		言語	C#	12	Microsoft	-
88			Python	3.9.2	-	2025/10/31 (令和 7 年度 事業内で更新予 定)
89		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
90			VS Code	-	Microsoft	-
91		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.15	GitHub	2025/12/19
92	地番位置地図マス タ生成ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
93	位置情報結合ツー ル	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
94	その他 (踏み台サ ーバ)	OS	Linux Server (RHEL)	8.8	Red Hat	2029/5/31
95			Linux Server (Ubuntu)	20.04 LTS	-	2029/5/31

項目番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
96		セキュリティ対策	Symantec Endpoint Protection	14.3.1169.0 100	Broadcom	2025/12/31 (令和7年度 事業内で更新予定)
97			Alpine Linux	3.19.1	-	2025/11/30 (令和7年度 事業内で更新予定)

#### (5) アプリケーション構成

本システムのアプリケーション構成について、以下に示す。

表 22 アプリケーション構成

サブシステム	OS	ブラウザ
地図管理 Web	Windows 10,11	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Microsoft Edge
	macOS 14.0.1	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Apple Safari
	iPad OS 17.X	Apple Safari
	AndroidOS 12 (API Level31)	Google Chrome
eMAFF 農地ナビ	Windows 10,11	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Microsoft Edge
	macOS 14.0.1	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Apple Safari
	iOS 17.X、 iPad OS 17.X	Apple Safari
	AndroidOS 12	Google Chrome

サブシステム	OS (API Level31)	ブラウザ
現地確認アプリ	iOS 17.X	使用しない（ネイティブアプリ）
	iPad OS 17.X	使用しない（ネイティブアプリ）
	AndroidOS 12 (API Level31)	使用しない（ネイティブアプリ）
位置情報付与ツール	Windows 10,11	Google Chrome Microsoft Edge
	Windows 10,11	Google Chrome Microsoft Edge
紐づけ補正ツール	Windows 10,11	Google Chrome Microsoft Edge

## (6) ソフトウェア要件

本システムのソフトウェア要件については、以下のとおり。

- ・ 「拡張性に関する事項」、「中立性に関する事項」を踏まえたソフトウェアを導入すること。
- ・ 既知の脆弱性が存在するソフトウェアをシステムの構成要素としないこと。
- ・ システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新バージョンを採用すること。古いバージョンを採用する場合は、ソフトウェアベンダーのサポート期間内であることを前提とすること。
- ・ 脆弱性が発見された時に、その情報を可能な限り早く入手でき、かつ可能な限り早く対応策を講じられること。

## (7) 情報セキュリティ対策要件

本システムのアプリケーション構成について、以下に示す。「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を踏まえて、クラウドサービスを利用する場合の要件は、以下のとおり。

- ・ 情報システムの保護
  - (ア) 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が、日本国内であること。
    - (イ) 本省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
    - (ウ) 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
    - (エ) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
    - (オ) 契約の解釈が、日本法に基づくものであること。
    - (カ) 情報資産の所有権が、クラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。したがって、本省が要求する任意の時点又は契約終了時点において、情報資産を他の環境に移管させることができること。
    - (キ) 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
    - (ク) 情報資産が残留して漏えいするがないよう、必要な措置を講じること。

- (ケ) 自らの知的財産権について、クラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。
- (コ) 運用段階において、本省又は本省の委託等を受けた第三者が行うクラウドサービス提供者への情報セキュリティの監査の受入れを認めること、又はクラウドサービス提供者が受けた情報セキュリティに係る外部機関による監査若しくは審査の内容及び結果を提示すること。
- (サ) 災害対策の観点から、国内の複数リージョンで本システムのために同一内容のサービスが提供可能であること。
- (シ) サプライチェーンリスク対策の観点から、本省が求めた場合には「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ、令和 2 年 6 月 30 日一部改正）及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ監査報告書等を確認することがあるので、対応が可能であること。
- (ス) クラウドサービスにおいて、本システムの稼働に影響する問題が発生した場合、当該問題の原因、発生経緯、対応方針及び再発防止策に関する報告を行うこと。

#### (8) 技術的要件

クラウドセキュリティに関して、次のいずれかを取得していること。

- (ア) ISO/IEC 27017:2015 認証
- (イ) CS ゴールドマーク

### 3.12. テストに関する事項

---

#### (1) 基本方針

- ・ 受注者は、テスト手法及び品質検証の手法として、過去のシステム構築（テスト）案件において、豊富な成功実績を有する手法を利用すること。なお、受注者固有のテスト手法及び品質検証手法を利用する場合は、ISO/IEC12207、共通フレーム SLCP-JCF2013 等の標準的なテスト手法、ISO/IEC25040 等の標準的な品質評価規格との対応関係について、農林水産省に説明すること。
- ・ 単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、各工程におけるテスト方針、テスト観点、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、テストデータ、テストで使用するツール、品質管理指標、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、担当部署の承認を受けること。なお、テスト計画書にはセキュリティ診断の実施に係る記載を必須とし、システムのセキュリティ上の脆弱性について静的検査及び動的検査を実施すること。受注者は、「安全なウェブサイトの作り方」（独立行政法人情報処理推進機構）等の内容を踏まえ、必要と考えられるセキュリティ診断内容及び方法を提案すること。
- ・ 各テスト実施時にテスト計画書に基づくテストケース、テスト項目、テスト手順、テスト条件、想定するテスト結果等を含むテスト仕様書をテストごとに作成の上、テスト実施期間中には、各テストの進捗及び品質の状況を隨時担当部署に報告すること。
- ・ 各テスト終了時には、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書をテストごとに作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 必要に応じてテストツール、テスト管理ツールを活用し、効率良くテストを実施すること。
- ・ システム運用保守においては、本省が許可した第三者によるセキュリティテストを年 1 回実施すること。
- ・ 外部接続先システムが更改等を行った際は、テストデータを提供するなどの協力を行うこと。

## (2) テストの種類及び目的、内容

テストの種類及び目的、内容については、以下のとおり。

表 23 テストの種類及び目的、内容

No.	テストの種類	テストの目的、内容
1	単体テスト	プログラム及びモジュールが個別単体において正しく機能することを確認するためのテストを実施する。
2	結合テスト	本システムで想定される機能全体において、システム内、システム間及び外部インターフェース接続等の順に、段階的にプログラム及びモジュールを結合した状態でテストを行い、アプリケーションプログラムの結合が完全であること、詳細設計の内容を実現していることを確認するためのテストを実施する。
3	総合テスト	本システム全体の欠陥欠如及びシステム要件の充足を目的とし、システム全体として妥当であることを機能性、使用性、運用性、性能、信頼性及びセキュリティ等の観点から確認するためのテストを本番環境と同様の環境にて実施する。
4	受入テスト	機能及び運用手順の確認を目的として、農林水産省が受入テストを実施する。受注者は、受入テストの実施要件に従って、農林水産省が受入テストを実施する上で必要な支援を行う。

## (3) テスト環境

テスト環境で求める要件については、以下のとおり。

- ・ ステージング環境、開発環境、研修環境を利用するものとする。「3.11（2）システム稼働環境」を参照すること。単体テストにおいては、必要に応じてローカル環境も利用するものとする。

## (4) テストデータ

テストデータで求める要件については、以下のとおり。

- ・ テストデータは、原則として設計・開発事業者が擬似データを作成して用いること。ただし、外部の連携情報システムとの調整を踏まえて作成分担を決定すること。

## 3.13. 移行に関する事項

### (1) 移行手順

移行に必要な作業としては、以下を想定している。

- ・ 受注者は、システム移行/初期データ移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 受注者は、農林水産省の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。
- ・ 受注者は、データ移行に当たり、新規テーブルのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 受注者は、上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

## (2) 移行要件

本システムの令和7年度の開発における移行として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 令和7年度開発においては、新規機能の実装および既存機能の改修のみを予定しており、データ移行作業は発生しない想定。対象の各機能の本番システム移行作業は運用保守事業者が実施するため、連携して対応すること。

## 3.14. 引継ぎに関する事項

---

他事業者への円滑な引継ぎとして求める要件については、以下のとおり。

- ・ 特定の事業者に依存することなく、他者による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。
- ・ 特定のベンダーが保有するソフトウェア及びライセンスを前提としないこと。
- ・ 設計書等の既存資料を最新化すること。また、担当部署の要望に応じて、検討資料等の文書を残すこと。

また、本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者（運用・保守事業者を想定）への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべき管理者権限の引渡し等を行うこと。

### 3.15. 教育に関する事項

#### (1) 教育対象者の内容・方法

令和7年度の開発において、教育実施は想定していない。以下は参考として令和6年度開発までに対応した要件を記載する。

教育の対象範囲については、本システムの概要、基本操作等のほかに、当該開発で開発する機能の操作等を対象とするが、詳細については担当部署と協議して決定すること。オンライン説明会を実施する場合は、動画の公開 URL を教育対象者に事前連絡しておく等、教育対象者が任意のタイミングで受講できるように考慮すること。また、オンライン説明会に必要となる機器等については、受託者が用意すること。

##### 【オンライン説明会における方針】

オンライン説明会については、動画の公開 URL を教育対象者に事前連絡しておく等、教育対象者が任意のタイミングで受講できるように考慮すること。

また、オンライン説明会に必要となる機器等については、受託者が用意すること。

#### (2) 教材の作成

教育に用いる教材の種類、概要、対象者については、以下のとおり。令和4年度開発、令和5年度開発、令和6年度開発の内容が反映された内容とすること。

表 24 教材一覧

No.	教材の種類	教材の概要	対象者
1	基本的な操作手順	システム基本的な操作方法及び手順を記載したマニュアル。業務シーンごとに利用する画面等が整理され、操作方法等が分かりやすく図解されていること。また、よくある質問に対する回答が記載されていること。なお、必要に応じて、対象者毎に作成すること。	行政機関等職員 その他審査機関等 農業者、就農希望者等
2	GIS基本機能に関する操作手順	GIS基本機能を用いた独自レイヤの追加及び管理項目の追加等についての操作手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	行政機関等職員 その他審査機関等
3	公開農地情報の参照手順	本システムで公開する農地情報の参照に関するマニュアル。参照手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	農業者、就農希望者等
4	オープンデータの利用方法	本システムで提供するオープンデータの利用方法に関するマニュアル。ダウンロード方法やファイル形式等について、分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	農業者、就農希望者等
5	職員操作における操作手順	本システムで現地確認要領を定義する操作手順等、職員操作の手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	行政機関等職員 その他審査機関等

### 3.16. 運用に関する事項

本システムにおける運用要件について、以下に示す。なお、「附属書⑦運用設計書」を併せて参考すること。また、当該資料は、本業務の内容を踏まえ、受託者にて見直しを行うこと。

### (1) システム運用

システム運用における要件については、以下のとおり。

表 25 運転管理・監視要件

No.	作業名	作業概要	管理・監視項目
1	死活監視	本システムを構成する機器類の障害発生状況等を把握するために、機器の通信状況を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再起動回数</li> <li>・機器応答率</li> <li>・機器応答時間</li> <li>…等</li> </ul>
2	性能監視	本システムの性能要件が維持されていることを確認すること。また、業務特性やピーク時特性を踏まえて情報システムの性能等の分析・管理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンド、サーバ処理時間等）</li> <li>・スループット</li> <li>…等</li> </ul>
3	稼働状況監視	本システムの稼働状況や利用状況の監視、ソフトウェアライセンス数の把握等を行うこと。 また、IaaS/PaaSといったクラウドサービスを利用する場合は、サービスの利用量を把握できるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働率</li> <li>・CPU使用率</li> <li>・メモリ空き容量</li> <li>・HDD空き容量</li> <li>・情報システム利用状況（アクセス数、ユーザ数）</li> <li>・ソフトウェアライセンス</li> <li>…等</li> </ul>
4	セキュリティ監視	情報セキュリティに関する事象の発生状況を監視すること。具体的な要件については、「4.10 情報セキュリティに関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス件数</li> <li>・ウイルス検知数</li> <li>・不正侵入検知数</li> <li>…等</li> </ul>
5	ジョブ管理	本システムのジョブの実行結果を確認し、問題があれば報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョブ成功</li> <li>・ジョブ失敗</li> <li>…等</li> </ul>
6	ログ管理	本システムのログの解析結果を確認し、問題があれば報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常検知件数</li> <li>・改ざん検知件数</li> <li>…等</li> </ul>
7	構成管理	ソフトウェア製品、ネットワーク等の情報システムを構成する資産の管理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成変更件数</li> <li>…等</li> </ul>
8	ネットワーク管理	ネットワークの稼働状況や利用状況の監視を行うこと。また、ネットワーク機器や管理すべきサービスの構成情報（IPアドレス、ポート接続情報、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回線使用率</li> <li>・ネットワーク障害発生件数</li> </ul>

No.	作業名	作業概要	管理・監視項目
		回線情報等)を管理すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク機器故障率</li> <li>・ネットワーク構成変更件数</li> <li>…等</li> </ul>
9	防犯監視	施設・区域等に対する物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理的な不正侵入発生状況</li> <li>・火災発生状況</li> <li>…等</li> </ul>
10	バックアップ管理	本システムにおけるデータのバックアップ管理を行うこと。具体的な要件については、「4.5 信頼性に関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時バックアップ率</li> <li>・バックアップ実施回数</li> <li>・バックアップデータからの復旧回数</li> <li>…等</li> </ul>
11	障害復旧対応	障害発生時に影響度等の分析を行った上で、障害による影響を最小限にとどめ、本システムの復旧作業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害復旧時間</li> <li>…等</li> </ul>
12	情報システムの設定変更	本省からの依頼内容に基づき、情報システムの設定変更等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムの設定変更件数</li> <li>…等</li> </ul>
13	セキュリティパッチ運用等業務	セキュリティパッチの適用やアップデートを年2回(年に1回)実施すること。なお、セキュリティパッチの適応について緊急性の高い場合には、担当部署と協議のうえ、追加で実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティパッチ適用件数</li> <li>・アップデート実施件数</li> <li>…等</li> </ul>

## (2) 運用の実績の評価と改善

- ・ 運用実績（サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況等）の値の取得、評価及び管理を行うこと。
- ・ 運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討を行うこと。
- ・ 運用実績の評価内容、改善活動の内容等を含めた運用状況について、報告を行うこと。

## 3.17. 保守に関する事項

---

保守要件については、以下のとおり。なお、「附属書⑦運用設計書」を併せて参考すること。また、当該資料は、本業務の内容を踏まえ、受託者にて見直しを行うこと。

### (1) アプリケーションの保守

- ・ アプリケーションプログラムの不具合の受付  
9時30分から17時30分（行政機関の休日を除く。）の間、アプリケーションプログラムの不具合の報告・連絡を受けること。
- ・ アプリケーションプログラムの不具合の原因調査

アプリケーションプログラムの不具合の原因を調査し、特定すること。

- ・ 修正プログラムの作成、提示  
アプリケーションプログラムの不具合を修正するための修正プログラムを作成し、検証環境においてテストを行うこと。
- ・ アプリケーションのバージョンアップ・クラウドサービスリリース時の対応  
アプリケーションのバージョンアップ及びクラウドサービスのリリースに伴う影響分析を行い、必要に応じて対応等を行うこと。

## (2) クラウドサービスの保守

クラウドサービスの保守として以下を実施すること。

- ア 利用しているクラウドサービスにおいて脆弱性及び不具合が確認された場合は、その対応について主管課と協議し、パッチ適用要否を判断すること。
- イ クラウドサービスにおいてバージョンアップ等の情報が公開された場合には、バージョンアップに伴う影響調査を実施した上で、主管課と協議し、適用等の可否を決定すること。なお、実施することとなったバージョンアップに伴う機器・サービス等の停止は計画停止に準ずるものとして扱う。また、バージョンアップに起因して改修が必要な場合には、対応について別途主管課と協議すること。
- ウ クラウドサービスで利用している環境の最新化や更新は、原則として IaC（Infrastructure as Code）を活用しコードを変更し、変更後のコードを実行することにより実施すること。
- エ 修正パッチ適用やバージョンアップ等を行う場合には、事前に検証環境において本サービスの運用に影響が生じないことを十分に検証し、環境更新の事前評価を実施すること。

## (3) ソフトウェア保守

- ・ ソフトウェア製品の不具合の受付  
9時30分から17時30分（行政機関の休日を除く。）の間、ソフトウェア製品の不具合の報告・連絡を受けること。なお、利用するクラウドサービスでは、クラウド事業者がソフトウェア保守作業を実施することを前提とする。OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性確認、不具合修正はクラウド事業者が実施するが、OS・ミドルウェアのアップデート後に機能の不具合があった場合には、運用・保守事業者はアプリケーション整合性確認を実施すること。ソフトウェアの脆弱性確認は年2回（半年に1回）程度を想定している。ただし、具体的な回数は担当部署と相談の上決定されるものとする
- ・ アップデートファイル（セキュリティパッチ等）の提供  
アップデートファイル（セキュリティパッチ等）の提供を年2回（半年に1回）実施すること。なお、セキュリティパッチの適応について緊急性の高い場合には、担当部署と協議のうえ、追加で実施すること。
- ・ サポート対応  
ソフトウェア製品の利用に関する問合せに対応すること。

## (4) データの保守

- ・ マスタデータや業務データの品質確認  
本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データについて完全性等を確認すること。
- ・ 異常・不整合等が発生したデータの検出

本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データから異常・不整合等が発生したデータを検出すること。

- ・ 異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除  
検出された異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行うこと。担当部署からの依頼に基づきデータを抽出すること。

(5) 職員操作の支援

- ・ 行政機関等職員等が実施する現地確認要領を定義する操作等、職員のシステム操作について、支援を行うこと。

(6) 保守実績の評価及び改善

- ・ 保守実績（サービスレベルの達成状況等）の値の取得、評価及び管理を行うこと。
- ・ 保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討を行うこと。

(7) ドキュメントの保守

設計・開発関連ドキュメント及び運用・保守関連ドキュメントが、受託者の契約期間において、最新の状態であるよう維持・更新等を行う。



## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																	
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し込み事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の 開発		
				1.4.2.	紐付け自動更新 (「ポリゴン紐付け自動更新」から名称変更)	1.4.2.1.	更新検知	ビズ、ボリゴン台帳、不動産登記簿等が更新された場合等、編集が必要な際に、自動で紐づけ情報を更新する機能  【補足】 ・ポリゴン情報や台帳情報の更新を自動で検知し、紐づけ情報の更新が実施できること ・過去の紐づけ情報について、後から確認できるよう履歴として残すこと ・データ更新時に、過去のポリゴンデータ、台帳データが合算・分離している場合は、その履歴が管理され、確認できるようにすること ・複数レイヤー間のエラーチェック・整合性チェック等、特定のレイヤーでビズ、ボリゴン、台帳等を修正した場合のチェックが行えること。 この場合の整合性チェックは、例えば、ある台帳で耕作していることが確認できれば、別の台帳では遊休農地ではないと判断できること いつよう、台帳間での項目間の整合性チェックを含む。		○ (#23)	○						
						1.4.2.2.	紐付け情報の自動更新	・ポリゴン情報や台帳情報の更新を自動で検知し、紐づけ情報の更新が実施できること ・過去の紐づけ情報について、後から確認できるよう履歴として残すこと ・データ更新時に、過去のポリゴンデータ、台帳データが合算・分離している場合は、その履歴が管理され、確認できるようにすること ・複数レイヤー間のエラーチェック・整合性チェック等、特定のレイヤーでビズ、ボリゴン、台帳等を修正した場合のチェックが行えること。 この場合の整合性チェックは、例えば、ある台帳で耕作していることが確認できれば、別の台帳では遊休農地ではないと判断できること いつよう、台帳間での項目間の整合性チェックを含む。		○ (#23)	○						
						1.4.2.3.	新規発生データの取り込み	・データ更新時に、過去のポリゴンデータ、台帳データが合算・分離している場合は、その履歴が管理され、確認できるようにすること ・複数レイヤー間のエラーチェック・整合性チェック等、特定のレイヤーでビズ、ボリゴン、台帳等を修正した場合のチェックが行えること。 この場合の整合性チェックは、例えば、ある台帳で耕作していることが確認できれば、別の台帳では遊休農地ではないと判断できること いつよう、台帳間での項目間の整合性チェックを含む。		○ (#23)	○						
						1.4.2.4.	会議/分筆データへの付け替え	・紐づけ管理Webのロジックの活用、もしくは紐づけ管理Webの改修・活用による機能の実現可否も含め検討すること。		○ (#23)	○						
1.5.	現地確認行程管理	1.5.1.	現地確認行程参照	1.5.1.1.	現地確認行程検索機能		現地確認行程の検索機能		○								
				1.5.1.2.	現地確認行程一覧表示機能		検索した現地確認行程を一覧表示する機能		○								
				1.5.1.3.	現地確認行程詳細表示機能		選択した現地確認行程の詳細情報を表示する機能		○								
				1.5.1.4.	現地確認行程対象農地一覧表示機能		選択した現地確認行程の対象農地を一覧表示する機能		○								
				1.5.1.5.	現地確認行程対象農地詳細表示機能		選択した現地確認行程の対象農地の詳細情報を表示する機能		○								
		1.5.2.	現地確認行程編集	1.5.2.1.	現地確認行程登録機能		現地確認行程を新規登録する機能  (令和4年度開発)			○	○ 改修要件						
				1.5.2.2.	現地確認行程編集機能		現地確認行程を編集する機能		○								
				1.5.2.3.	現地確認行程削除機能		現地確認行程を削除する機能		○								
				1.5.2.4.	現地確認行程担当者追加/削除機能		現地確認行程に担当者を追加/削除し、割り当てられた担当者にPush通知を行う機能		○								
				1.5.2.5.	現地確認行程対象農地検索機能		現地確認行程の対象農地を検索する機能		○								
				1.5.2.6.	現地確認行程対象農地追加/削除機能		現地確認行程に対象農地を追加/削除する機能		○								
				1.5.2.7.	現地確認行程確認ルート登録機能		現地確認行程に地上で作成した現地確認ルートを登録する機能		○								
				1.5.2.8.	現地確認結果編集機能		・現地確認結果を現地確認行程に登録する機能 ・メモの編集や写真的アドポート機能を含む		○								
				1.5.2.9.	現地確認結果承認機能		現地確認結果を承認する機能		○								
				1.5.2.10.	現地写真撮影依頼機能		現地確認に必要な写真的撮影を農業者に依頼する機能		○								
1.6.	現地確認要領管理	1.6.1.	現地確認要領参照	1.6.1.1.	現地確認要領検索機能		現地確認要領を検索する機能		○								
				1.6.1.2.	現地確認要領一覧表示機能		検索した現地確認要領を一覧表示する機能		○								
				1.6.1.3.	現地確認要領詳細表示機能		選択した現地確認要領の詳細を表示する機能		○								
				1.6.1.4.	現地確認要領レビュー表示機能		現地確認要領の確認項目が現地確認アリでどう表示されるかレビュー表示する機能		○								
		1.6.2.	現地確認要領編集	1.6.2.1.	現地確認要領登録機能		現地確認要領を新規登録する機能  (令和4年度開発)			○	○ 改修要件						
				1.6.2.2.	現地確認要領編集機能		現地確認要領を編集する機能		○								
				1.6.2.3.	現地確認要領削除機能		現地確認要領を削除する機能		○								
1.7.	ダウンロード	1.7.1.	ファイル出力	1.7.1.1.	ファイルダウンロード機能		レイヤーと該当する農地の情報をダウンロードする機能		○								
1.8.	データ公開	1.8.1.	データ取込	1.8.1.1.	データ取込機能		レイヤー情報や農地の情報を読み込み、表示する機能  【補足】 ・民間企業の保有する外部システムのデータ取込についてペンダー及びそのユーザのニーズを踏まえた方式が実現されること ・市町村やユーザーごとに独自のレイヤを作り、公開・非公開の設定が可能な機能とすること ・新しい制度の追加や農林水産省の各制度原課からのデータ取込等の要望が発生した際に、新たな台帳をレイヤーとして追加する度に調達を行うのは困難であることを考慮し、職員もしくは運用・保守事業者にて対応できる仕組みとすること			○ (基本設計までを実施)							○ (詳細設計以降を実施)
1.9.	お知らせ、FAQ管理	1.9.1.	一般ユーザ向けお知らせ管理	1.9.1.1.	一般ユーザ向けお知らせ登録・更新機能		一般ユーザ向けに公開システムに掲載する、システムのバージョンアップ情報等のお知らせを管理する機能		○								
		1.9.2.	一般ユーザ向けFAQ登録・更新機能	1.9.2.1.	一般ユーザ向けFAQ登録・更新機能		一般ユーザ向けに公開システムに掲載する、よくある質問等のFAQを管理する機能		○								

## ■機能一覧

要定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発	
1.	農地情報連携システム			1.9.3.	公開システム用お問い合わせ管理	1.9.3.1.	公開システム用お問い合わせダウンロード機能	公開システムから一般ユーザーが登録したお問い合わせ内容の検索およびダウンロードを行う機能	○							
				1.9.4.	チャットボット	1.9.4.1.	チャットボット機能	ユーザーが地図管理Web、現地確認アプリ、eMAFF農地ナビの各システムから利用できるチャットボット機能 【補足】 ・問合せ内容や閲覧した回答内容の確認・集計ができること ・回答の追加・削除等の更新ができること						○		
		1.10.	データ公開	1.10.1.	全国農地ナビデータ連携	1.10.1.1.	全国農地ナビデータ連携	定期で「農地情報」から「公開用農地情報」へデータを移行する機能 農地情報内で個人情報が含まれるかみを非公開項目としてマスクする等、一部データ変換も実施する	○							
				1.11.	OpenData生成	1.11.1.	一括ダウンロードデータバッチ	1.11.1.1. データ変換 1.11.1.2. データ移行	「3.2.一括ダウンロード」機能で選択されたダウンロード対象のデータについてzip形式に変換する機能 【補足】 （令和4年度開発） ・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする （令和7年度以降の開発） ・農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードを対象とする 「1.11.1.1.データ変換」機能で変換したzip形式のファイルをオープンデータ格納ストレージへ移行する機能 【補足】 （令和7年度開発） ・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする ・農業委員会の単位で公開非公開の設定がおこなえること （令和7年度以降の開発） ・農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードを対象とする ・農業委員会、地域農業再生協議会の単位で公開非公開の設定がおこなえること	○ （農地台帳の静的 ダウンロードのみ対 象）					○ （農地台帳、水田 台帳の動的ダウン ロードが対象）	
				1.12.	システム共通	1.12.1.	縮退・正規化	1.12.1.1. 縮退バッチ 1.12.1.2. 正規化・コード化バッチ	共通申請サービスのAPIを呼び出し、入力されたデータに対して縮退処理を行う 共通申請サービスのAPIを呼び出し、入力されたデータに対して正規化・コード化処理を行う	○ ○						
		1.13.	現地確認業務自動化	1.13.1.	画像取込	1.13.1.1.	画像取込	衛星画像等、現地確認自動化に使用する画像の取込を行う（令和7年度以降開発を検討）								
				1.13.2.	現地確認自動化	1.13.2.1.	現地確認自動化	衛星画像等の画像解析等により、現地確認業務の確認内容を自動で判定する（令和7年度以降開発を検討）								
		1.14.	農業共済台帳	1.14.1.	ファイル入力	1.14.1.1.	ファイル登録	共済台帳業務システムから出力された加入申込ファイル、加入確定ファイル、共通申請サービスより出力された損害通知ファイルの読み込みをおこなう。			○					
				1.14.2.	ファイル出力	1.14.2.1. 結果ファイル出力 1.14.2.2. 帳票ファイル出力 1.14.2.3. 損害通知ファイル出力	行程単位で共済台帳業務システムへ渡す加入結果ファイルの出力をおこなう。 農地単位で現地確認結果、現地確認写真の出力をおこなう。 損害通知ファイルのひな形ファイルの出力をおこなう。			○		○				
				2.	地理情報共通管理システム (外部システムインターフェース)	2.1.	他システム連携インターフェース (外部システムインターフェース)	2.1.1.	農地情報参照	2.1.1.1. 農地情報参照機能 省内・省外の外部システムが本システムの農地情報を参照するAPI 【補足】 （令和4、5年度開発） ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること	○ ○ （詳細設計までを 実施）		○ （プログラム開発・テ スト以降を実施）			
				2.1.2.	農地情報更新	2.1.2.1.	農地情報更新機能	省内・省外の外部システムを参照し、本システムの農地情報を更新するAPI 【補足】 （令和4、5年度開発） ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること	○ ○ （詳細設計までを 実施）		○ （プログラム開発・テ スト以降を実施）					
		2.2.	共通申請サービス連携 (外部システムインターフェース)	2.1.3.	紐付け情報参照	2.1.3.1.	紐付け情報参照機能	省内・省外の外部システムが本システムの紐づけ情報を参照するAPI 【補足】 （令和4、5年度開発） ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること		○ ○ （詳細設計までを 実施）		○ （プログラム開発・テ スト以降を実施）				
				2.1.4.	紐付け情報更新	2.1.4.1.	紐付け情報更新機能	省内・省外の外部のシステムを参照し、本システムの紐づけ情報を更新するAPI 【補足】 （令和4、5年度開発） ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること		○ ○ （詳細設計までを 実施）		○ （プログラム開発・テ スト以降を実施）				
		2.2.	申請対象農地選択 農地選択	2.2.1.	申請対象農地選択 農地選択	2.2.1.1.	農地選択機能	選択した農地の情報を共通申請サービス側へ連携する機能	○							

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し込み事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発	
2.	農地情報・現地確認連携	2.2.	農地情報・現地確認連携	2.2.2.	共通申請審完了受付	2.2.2.1.	農地情報・紐付け情報最新化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の審査が完了した地理情報を共通申請サービスから受領し、本システムで管理する情報を最新化する機能</li> <li>・農地の紐付け情報についても最新化を可能とする</li> <li>・経営所得安定対策における二毛作の申請に対する翌年度の現地確認ができるよう、年度を切り替えて現地確認を可能とすること※例えば、委託令和3年の秋に補てて、経営所得安定対策の申請の開始前（令和4年6月頃）に収穫されるため、申請データも令和4年度の水田台帳データも存在しない可能性がある</li> </ul>		○						
				2.2.3.	現地確認用地図情報生成	2.2.3.1.	現地確認用地図情報生成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通申請サービスから受領した情報について、本システムにおいて現地確認用地図情報を生成する機能</li> </ul>		○						
				2.3.	MAFFアプリ連携 (外部システムインターフェース)	2.3.1.	現地写真のアップロード依頼処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地写真アップロード依頼</li> <li>・現地確認タスク生成機能において、農業者をアサインしてMAFFアプリに通知する際に使用されるAPI</li> </ul> <p>【補足】 (令和4年度開発、令和7年度以降の開発) ・撮影依頼を行う申請者のMAFFアプリ利用有無が判断できなければ検討し実装すること</p>	○	○ (基本設計までを実施)					○ (詳細設計以降を実施)	
		2.3.2.	現地写真のアップロードI/F	2.3.2.1.	現地写真アップロード		MAFFアプリから現地写真などを受信する際に使用されるAPI		○							
				2.3.2.2.	現地写真アップロード結果通知		現地写真撮影依頼を行った審査者などへ現地写真がアップロードされたことを通知するAPI		○							
		2.4.	農委サポートシステム連携 (外部システムインターフェース)	2.4.1.	農委テープル連携	2.4.1.1.	農委テーブル連携パッチ	農委テーブル群DBの内容で農地情報DBを差分更新する	○							
				2.4.2.	現地確認用地図情報	2.4.2.1.	現地確認用地図情報参照	現地確認用地図情報を参照するAPI	○							
				2.4.2.2.	現地確認用地図情報更新		現地確認用地図情報を更新するAPI		○							
				2.4.3.	公開情報参照外部API	2.4.3.1.	公開情報参照外部API	公開されている農地の情報を農業委員会サポートシステム側に連携するためのAPI	○							
		2.4.4.	現地確認行程連携	2.4.4.1.	現地確認行程連携		農業委員会サポートシステムと現地確認行程の情報を連携するためのAPI	<p>【補足】 (令和6年度開発)</p> <p>農業委員会サポートシステムにおいて削除した現地確認行程の情報を取り込み、本システムにおいても該当の現地確認行程を削除する機能を追加すること</p>	○							
				3.	農地情報公開	3.1.	eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1.1.1. 地図上情報表示機能</li> <li>3.1.1.2. 住所検索</li> <li>3.1.1.3. 目印アイコン・マーカー表示機能</li> <li>3.1.1.4. 現在地表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地図上に変更を加える各種ボタンや農地の情報を地図上に表示し、操作可能とする機能</li> <li>【補足】 (令和7年度以降の開発) 土地改良施設（ダム等）データについて、地図上への表示、属性情報の表示等を汎用的に利用できるレイヤー表示ができること</li> </ul>	○	○ (#110)					○ 改修要件
		3.1.2.	条件から探す画面	3.1.2.1.	市区町村・大字選択		都道府県市区町村大字で検索する際に、市区町村、大字のみを変更して再検索できるようにする機能		○	○ (#110)						
				3.1.2.2.	検索結果一覧表示		検索結果の件数が5000件以上時も検索結果一覧画面を表示する機能		○	○ (#110)						
				3.1.2.3.	複数地番検索		複数の地番を入力して検索できる機能		○	○ (#110)						
		3.2.	一括ダウンロード	3.2.1.	ダウンロードデータ選択	3.2.1.1.	選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地のポリゴンデータ、農地のピントデータ、台帳情報等をダウンロード対象を選択する機能</li> <li>【補足】 (令和4年度開発)</li> <li>・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする</li> <li>・農地台帳のダウンロード対象データは、すでにeMAFF農地ナビのダウンロード機能にて提供している項目とすること</li> <li>・ダウンロードデータのファイル形式としては以下の1種類とする GeoJSONファイル (令和7年度以降の開発)</li> <li>・農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードを対象とする</li> <li>・ダウンロード対象データは、オープンデータとしての個人情報の秘匿性や項目の標準化が考慮した形が検討され、提供されること</li> </ul>		○ (農地台帳の静的) ダウンロードのみ対象)	○ (#110)					○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発	
4.	現地確認アフリ	4.1.	現地確認アフリ	3.2.	ダウンロード範囲選択	3.2.2.1.	選択	ダウンロード対象データのダウンロード範囲を選択する機能  【補足】 ・ダウンロード範囲として都道府県単位、市区町村単位を選択できること (令和4年度開発) ・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする (令和7年度以降の開発) ・農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードを対象とする	○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)	○ (#110)					○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)	
4.	現地確認アフリ	4.1.	現地確認アフリ	4.1.1.	ログイン	4.1.1.1.	オンライン認証	オンライン認証のログイン画面を表示する（eMAFF-ID、パスワード入力）  eMAFF-ID認証 eMAFF-IDP認証 eMAFF-IDP2段階認証 4桁のパスワードを用いて認証を実施する	○	○				○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)	○ (#110)	
						4.1.1.4.	ログインモード選択	オンラインモード、オフラインモードのいずれかでログインをするか選択する画面を表示する  eMAFF-IDと4桁のパスワードを用いてオンライン認証を実施する	○	○			○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)	○ (#110)		○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)
						4.1.2.	HOME	4.1.2.1.	HOME機能	地図+メニュー等、現地確認アフリの基本画面を表示する	○	○ (#75)			○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)	
								4.1.2.2.	現地確認レイヤー表示	背景画像+各種台帳、現地確認地図のレイヤー表示を実施する	○	○			○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)	
								4.1.2.3.	現在位置表示	現在位置を地図上にアイコン表示する  （令和4年度開発） 現在位置の移動に追従して地図の中心を移動する機能を追加すること	○	○ 改修要件			○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)	
						4.1.2.4.	農地情報色分け	農地情報の属性値で現地確認のデータごとにフィーチャーの色分けをする  現地確認地図のレイヤーを表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.5.	要注意表示	現地確認地図の要注意マークを表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.6.	ルート検索	2点間のルート探索結果を行いルート表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.7.	エリア選択	地図上でアリ指定で複数の農地の一括選択する  （令和4年度開発） アリードでの複数農地一括選択機能を追加すること	○	○ 改修要件				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.8.	ポイント表示	指定された農地情報を地図中心に表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.9.	色別表示	農地ごとの色分けの凡例を表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.10.	レイヤー切り替え	レイヤーの切り替えを可能とする  【補足】 (令和5年度開発) 選択した現地確認地図のレイヤーのピン、及び、ポリゴンを地図上に描画する	○	○ 改修要件				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.11.	現地確認行程切り替え	現地確認行程の切り替えを可能とする  レイヤーの一覧を表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.12.	現地確認レイヤー表示	現地確認アフリのレイヤーを表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.13.	フッター	現地確認アフリメニューバーを表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.14.	面積計算	作付面積計算を行ない面積計算	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.15.	住所施設検索	住所・施設の検索を行い、その位置に画面を移動する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.2.16.	現地確認地図表示	現地確認地図表示一覧画面を表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)		
						4.1.3.	現地確認行程一覧	現地確認行程一覧機能	ログインユーザーに紐づく現地確認行程情報を一覧を表示する	○	○				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)	

■機能一覧

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧															
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し込み事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の 開発
4.	オンライン	オフライン	地図機能	地図	地図	地図	地図	地図	地図	地図	地図	地図	地図	地図	
								4.3.1.15. 現地確認地図標準レイヤー一覧取得	GIS基盤から現地確認地図に必要なレイヤー情報を取得し返却する (標準レイヤーのみ)	○					
								4.3.1.16. 現地確認地図標準レイヤージオメトリ取得	GIS基盤から現地確認地図に必要なレイヤーのジオメトリを取得し返却する (標準レイヤーのみ)	○					
								4.3.1.17. 現地確認地図レイヤージオメトリ取得	現地確認地図情報からジオメトリ情報を取得しGeoJson形式で返却する	○					
								4.3.1.18. 現地確認変更通知取得	現地確認変更通知を受け取る	○					
								4.3.1.19. フォルダ構成ログ	現地確認変更通知取得 Web API(ワーカーチェーン)をAzure Monitorを使用して取得する	○					
								4.4.1.1. ダウンロード・アップロード履歴確認画面表示	ダウンロード・アップロード履歴確認画面表示 ダウンロード・アップロードの履歴を確認する画面を表示する	○					
								4.4.1.2. 強制更新	アップロード時に誤合が発生し、アップロード失敗したデータについて強制アップロードを行う	○					
								4.4.2.1. 台帳ダウンロード・アップロード	台帳ダウンロード オフラインモードで利用する台帳データのダウンロードをする	○					
								4.4.2.2. 台帳アップロード	台帳アップロード オフラインモードで利用する台帳データのアップロードをする	○					
								4.4.2.3. 台帳削除 (オフラインデータ)	台帳データから台帳データを削除する オフラインモードで台帳データを削除する	○					
								4.4.3.1. 背景画像ダウンロード	背景画像データのダウンロードをする 背景画像データのダウンロードをする (地図領域選択、地図種別選択、ダウンロード)	○	○ (#75)				
								4.4.3.2. 背景画像削除	背景画像データの削除を行う	○					
								4.4.4.1. 各種ダウンロード・アップロード画面遷移	各種ダウンロード・アップロード画面へ遷移する 各種ダウンロード・アップロード画面へ遷移する	○					
								4.4.4.2. タグロード・アップロード履歴確認画面遷移	タグロード・アップロード履歴確認画面へ遷移する	○					
								4.4.4.3. オフラインモード利用設定	オフラインモードで利用するオフラインバードについて、オンラインで更新する必要がある旨のメッセージを画面上に表示する	○		○ 改修要件			
								5.1.1.1. レイヤー表示	タイル地図、ベクター地図をレイヤー表示する機能 ※MapboxGLJS標準機能として提供 (令和4年度開発時点)	○					○ 改修要件
								【補足】 (令和7年度以降の開発) ・地図管理Web、現地確認アド、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータの表示にも対応できること ・土地改良施設（ダム等）、農地以外の地理的情報について汎用的に利用できる農地以外の地理的情報のレイヤー表示に対応すること							
								5.1.1.2. 移動	地図をスクロールする ※MapboxGLJS標準機能として提供	○					
								5.1.1.3. ズーム	地図縮尺を変更する ※MapboxGLJS標準機能として提供	○					
								5.1.1.4. 表示レイヤー切換	表示レイヤーのON/OFF切り替える機能 ※MapboxGLJS標準機能として提供 (令和4年度開発時点)	○					○ 改修要件
								【補足】 (令和7年度以降の開発) ・地図管理Web、現地確認アド、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータの表示切換にも対応できること ・土地改良施設（ダム等）、農地以外の地理的情報について汎用的に利用できる農地以外の地理的情報のレイヤー表示切換に対応すること							
								5.1.1.5. レイヤー表示表示順の変更	表示レイヤーの順番を入れ替える機能 ※MapboxGLJS標準機能として提供 (令和4年度開発時点)	○					○ 改修要件
								【補足】 (令和7年度以降の開発) ・地図管理Web、現地確認アド、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータの表示順の変更にも対応できること ・土地改良施設（ダム等）、農地以外の地理的情報のレイヤー表示順変更に対応すること							
								5.1.1.6. レイヤー透過率の変更	表示レイヤーの透過率を変更する機能 ※MapboxGLJS標準機能として提供 (令和4年度開発時点)	○					○ 改修要件
								【補足】 (令和7年度以降の開発) ・地図管理Web、現地確認アド、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータのレイヤー透過率の変更にも対応できること ・土地改良施設（ダム等）、農地以外の地理的情報のレイヤー透過率の変更に対応すること							
								5.1.1.7. 色分け	農地情報の各属性やステータス値により地図上の図形の色分けを行う機能 ※eMAFF地図機能として提供	○					○ 改修要件
								【補足】 (令和7年度以降の開発) ・地図管理Web、現地確認アド、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータの色分けにも対応できること ・土地改良施設（ダム等）、農地以外の地理的情報の色分けに対応すること							

## ■機能一覧

大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	要件定義書 機能一覧					令和8年度以降の開発			
									令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発			
5.1.	農地情報	農地情報	農地情報	農地情報	農地情報	農地情報	農地情報	農地情報	5.1.1.8.	メモ保存	各图形（農地情報）にメモを作成・保存・表示する機能 ※eMAFF地図機能として提供  【補足】 （令和7年度以降の開発） ・地図管理Web、現地確認アリ、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータのメモ保存に対応すること	○					○ 改修要件
									5.1.1.9.	属性表示	各图形（農地情報）が選択された際に属性値を吹き出し表示する機能 ※eMAFF地図機能として提供  【補足】 （令和7年度以降の開発） ・地図管理Web、現地確認アリ、eMAFF農地ナビ、紐づけ管理Webの各サブシステムにおいて、ポリライン、メッシュデータの属性表示に対応できること ・土地改良施設（ダム）等、農地以外の地理的情報の属性表示に対応すること	○					○ 改修要件
						5.1.2.	レイヤー管理	5.1.2.1.	標準レイヤー情報 追加、編集、削除	標準レイヤーの追加、編集、削除を行う機能  【補足】 （令和4年度開発、令和7年度以降の開発） ・標準レイヤーの追加、編集、削除を行うAPIを追加すること	○	○ (基本設計までを実施)					○ (詳細設計以降を実施)
									5.1.2.2.	ユーザーレイヤー情報 追加、編集、削除	ユーザーレイヤーの組織単位での追加、編集、削除を行う前提とする	○					
								5.1.2.3.	レイヤー一覧取得	組織、システム単位ごとにアクセスできるレイヤーの一覧を返却するAPI  （令和4年度開発） 組織ごとに背景レイヤーを取得できる機能を追加すること	○	○ 改修要件	○ (#32、#70、#75)				
								5.1.2.4.	レイヤージオメトリ情報取得	レイヤーに紐づくジオメトリ情報を返却するAPI  （令和4年度開発） ・機密情報の取得権限を判断して適切な情報を返却できる機能を追加すること ・ジオメトリ情報は軽量化する機能を追加すること	○	○ 改修要件					
								5.1.2.5.	お気に入りレイヤー設定	ユーザ単位で頻繁に使用的なレイヤーの組み合わせや各種の項目（表示順・透過率など）を設定するAPI	○						
								5.1.2.6.	お気に入りレイヤー一覧取得	ユーザ単位で頻繁に使用的なレイヤーの組み合わせを返却するAPI	○						
		検索	検索	検索	検索	5.1.3.1.	住所検索	住所文字列等に沿った位置（緯度・経度）を検索し地図上にポイント化する ※MapboxGLJS標準機能として提供	○								
								5.1.3.2.	経路検索	任意の2地点間の経路を検索する ※MapboxGLJS標準機能として提供	○						
		入出力	入出力	入出力	入出力	5.1.4.	ファイル出力	指定されたレイヤーの農地情報を、ファイル出力する機能  【補足】 （令和5年度開発、令和7年度以降の開発） ・本システムで更新された筆ボリゴンデータを筆ボリゴン管理システムへ提供するためのファイル出力ができること  令和5年度事業において統計部と打合せを実施し、当面の間筆ボリゴン管理システム側とのデータ連携頻度が年1回から増加する見込みが無くなることを確認。当案件の令和5年度開発は基本仕様までを行い、詳細設計以降の検討は翌年度以降（データ連携頻度が増加することが決定された際）改めて「実装モジュール」に申し送りすることで合意。なお、当機能の実装までの間、筆ボリゴン管理システム側とのデータ連携は運用保守事業者によるSE対応を継続すること。	○					○ (詳細設計以降を実施し、API連携を実現)			
								5.1.4.2.	印刷	表示されている地図を画像形式にエクスポートし、印刷を行う ※eMAFF地図機能として提供	○						
								5.1.4.3.	ファイル入力	・ジオメトリ情報等が格納された外部ファイルをインポートし、表示する機能  【補足】 （令和5年度開発、令和7年度以降の開発） ・1.8.1.1.データ取込機能に記載の要件について満たすこと ・筆ボリゴン管理システムから提供される更新された筆ボリゴンのデータの取込が行えること  令和5年度事業において統計部と打合せを実施し、当面の間筆ボリゴン管理システム側とのデータ連携頻度が年1回から増加する見込みが無くなることを確認。当案件の令和5年度開発は基本仕様までを行い、詳細設計以降の検討は翌年度以降（データ連携頻度が増加することが決定された際）改めて「実装モジュール」に申し送りすることで合意。なお、当機能の実装までの間、筆ボリゴン管理システム側とのデータ連携は運用保守事業者によるSE対応を継続すること。	○					○ (詳細設計以降を実施し、API連携を実現)	
		編集	編集	編集	編集	5.1.5.	图形編集	地図上の图形（点、線、面）の形状・属性値を編集する機能。点、面について、分筆／合筆にも対応する ※eMAFF地図機能として提供  【補足】 （令和7年度以降の開発） ・ポリラインの形状・属性値、メッシュデータの属性値の編集にも対応できること	○						○ 改修要件		



## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧															
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の 開発
						6.1.1.9.	水田台帳ファイルアップロード	水田台帳ファイルのアップロードを行う ・紐づけ用のファイルをフル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アプロード履歴を作成すること ・データ入出力実施事業者が農業共済組合より受領する ・アプロード履歴を作成すること	○						
						6.1.1.10.	農業共済台帳ファイルアップロード	農業共済台帳ファイルのアップロードを行う ・紐づけ用のファイルをフル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アプロード履歴を作成すること ・データ入出力実施事業者が農業共済組合より受領する ・アプロードファイルの確認・変更・削除ができること ・アプロード履歴の一覧を表示すること ・アプロードファイルの削除ができること ・アプロードファイルの変更是、削除後に再アップロードすること	○						
						6.1.1.11.	日本型直接型支払い台帳ファイルアップロード	日本型直接型支払い台帳ファイルのアップロードを行う ①中山間地域等直接支払台帳 ②多面的機能支払台帳 ③環境保全型直接支払台帳 ・紐づけ用のファイルをフル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アプロード履歴を作成すること ・データ入出力実施事業者が市町村：農政課より受領する ・アプロードファイルの確認・変更・削除ができること ・アプロード履歴の一覧を表示すること ・アプロードファイルの削除ができること ・アプロードファイルの変更是、削除後に再アップロードすること	○						
						6.1.1.12.	アップロードファイル一覧確認	アップロードファイルの一覧を表示する	○						
						6.1.1.13.	地番履歴データファイルアップロード	地番履歴データファイルのアップロードを行う ・紐づけ用のファイルをフル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アプロード履歴を作成すること ・データは農林水産省が各都道府県より受領する ・アプロードファイルの確認・変更・削除ができること ・アプロード履歴の一覧を表示すること ・アプロードファイルの削除ができること ・アプロードファイルの変更是、削除後に再アップロードすること	○						
	ダウンロード機能					6.1.2.1.	登記所備付地図手動変換ファイルダウンロード	登記所備付地図手動変換ファイルのダウンロードを行う	○						
						6.1.2.2.	不動産登記簿手動修正ファイルダウンロード	不動産登記簿手動修正ファイルのダウンロードを行う	○						
						6.1.2.3.	農地台帳自動加工結果ダウンロード	農地台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○						
						6.1.2.4.	水田台帳自動加工結果ダウンロード	水田台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○						
						6.1.2.5.	農業共済台帳自動加工結果ダウンロード	農業共済台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○						
						6.1.2.6.	日本型直接型支払い台帳自動加工結果ダウンロード	日本型直接型支払い台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○						
						6.1.2.7.	登記所備付地図ダウンロード	G空間情報センターのWebサイト( <a href="https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/">https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/</a> )に記載される全国区分の登記所備付地図データを自動でダウンロードを行う ダウンロードファイルのち番標づけのあるファイルの削除を行う ダウンロードファイルのち番標系定義に誤りがあるものについて座標系定義の修正を行う							○
	6.1.3.					6.1.3.1.	ファイル削除機能	前記ナビゲーションメニューの「登記所備付地図」をクリックする	○						
						6.1.4.1.	台帳状態確認機能	アプロードしたファイルの一覧を表示し、各ファイルの業務状態の確認を行う	○						
6.2.	座標系変換					6.2.1.	座標系変換機能	手動で座標系変換を行ふ	○						
						6.2.1.1.	手動座標系変換	手動で座標系変換を行ふ	○			(#56)			
						6.2.1.2.	座標系変換	自動で座標系変換を行ふ ・自動処理で不動産登記簿の登記所備付地図（任意座標系）に対して、地番データが図郭内に存在する場合、移動/拡縮/アフィン変換のアルゴリズムを利用して、各公共座標系に変換できること ・なお、任意座標系を公共座標系にて変換するため十分な情報をないごとから、完全に公共座標系に変換できることは期待できない。そのため、精度が高いデータについては検出できるようになります (令和7年度開発) ・「登記所備付地図アップロード機能」を契機として本機能を自動実行可能すること	○						○ 改修要件

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧															
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発
		6.3.	地番位置参照データ作成	6.3.1.	地番位置参照データ作成機能	6.3.1.1.	地番位置参照データ作成	<p>地番位置参照データを作成する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各台帳ごとにデータを登録するために、地番アドレスとその位置情報を具備した地番位置参照データを作成できること</li> <li>・以下のデータを利用して作成すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>①登記所備付地図データ（公共座標系）</li> <li>②登記所備付地図データ（任意座標系）</li> <li>③地番図データ</li> <li>④農地地図データ</li> <li>⑤水土里情報データ</li> <li>⑥農地地図データ</li> <li>⑦BMLデータ</li> </ul> </li> <li>・地番位置参照データ内の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること</li> </ul> <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応データベースの増加やレイアウト変更等の改善伴う改修を行うこと</li> <li>・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと</li> <li>・バーコード用PDFファイルを生成すること</li> </ul> <p>(令和6年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通申請サービスからeMAFF地図内の組み合せ情報データベースに移管されたアドレスコードマスクを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること</li> </ul> <p>(令和7年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のアドバイスを契機として本機能を自動実行可能とすること           <ul style="list-style-type: none"> <li>①登記所備付地図データ（公共座標系）</li> <li>②登記所備付地図データ（任意座標系）（以後の任意座標系データの利用方針次第で実装要否は調整するものとする）</li> <li>③地番図データ</li> <li>④農地台帳</li> </ul> </li> <li>・地番位置参照データ作成時に前回実行時からの差分として           <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存・更新（地番位置参照データ元データと土地台帳が一致するレコード）</li> <li>・新規（追加）（今回新たに追加された土地アドレスを持つレコード）</li> <li>・削除（今回存在しなくなった土地アドレスを持つレコード）</li> </ul> </li> </ul> <p>を検知し地番位置参照データを更新すること。また、農地台帳 位置情報付与情報に地番位置参照データの変更を反映すること</p>	○	○	○ (#51,91)	○	○	○ (#51,91)	
						6.3.1.2.	地番位置参照データマッチング	<p>・地番位置参照データ各台帳データの地番アドレスを変換した12桁コード+12桁以降コードをキーとしてマッチングできること。また、マッチングランクをセレクトしてコードペアリングとして各台帳データを出力すること。</p> <p>■2023年06月以降 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング時の地番位置情報データの優先順位は以下の通りであること</li> <li>地図図&gt;登記所備付地図（公共座標系）&gt;地番履歴（公共座標系）&gt;水土里情報&gt;農地地図&gt;農地ビン&gt;BMビン&gt;登記所備付地図（任意座標系）&gt;地番図（任意座標系）</li> <li>※地番図、登記所備付地図（公共座標系）は必須でのマッチング。</li> <li>それ以下の優先順位は上位のマッチングでAランクになら実施しないこと</li> </ul> <p>■2023年03月時点 ■</p> <p>【農地地図】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地番図&gt;登記所備付地図&gt;水土里情報&gt;農地地図&gt;農地ビン&gt;BMビン</li> <li>※地図図、登記所備付地図（公共座標系）は必須でのマッチング。</li> <li>それ以下の優先順位は上位のマッチングでAランクになら実施しないこと</li> </ul> <p>【農地地図以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記所備付地図&gt;地図図&gt;水土里情報&gt;農地地図&gt;農地ビン&gt;BMビン</li> </ul> <p>・マッチング時の判定結果（マッチングランク）は以下の通りであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A：地名地番が完全一致した場合の判定結果</li> <li>B：地名地番の 緯度まで一致した場合の判定結果</li> <li>台帳データ：前田字坂道 1-2-1. 地番位置参照データ：前田字坂道 1-3</li> <li>C：地名 小字まで一致した場合の判定結果</li> <li>台帳データ：前田字坂道 1-2-1. 地番位置参照データ：前田字坂道 2</li> <li>D：地名 大字まで一致した場合の判定結果</li> <li>台帳データ：前田字坂道 1-2-1. 地番位置参照データ：前田字横道 2</li> <li>E：アーマチャードの場合の判定結果</li> <li>台帳データ：高田字福道 1-2-1. 地番位置参照データ : 該当なし</li> </ul> <p>・マッチングランクは、A～Eの段階を基本とする。」」（ランク）付きのランクは地番位置参照データとのマッチングすること。</p> <p>・地番位置参照データ各台帳データがアーマチャード場合は、地番履歴データを参照して旧地番や新地番でマッチングすること</p> <p>(令和7年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地台帳地番位置参照データのマッチングを行う際に、以下のバージョンで位置情報付与を行ふ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地台帳のレコードで前回 地番位置参照データを組み立てる場合 地番位置参照データが削除されていない場合 地番位置参照データ：新規（追加）レコードと位置情報付与を行ふ</li> <li>・農地台帳のレコードで前回 地番位置参照データを組み立てる場合 削除された地番位置参照データが削除されている場合 地番位置参照データ：全レコード位置情報付与を行ふ</li> <li>・農地台帳のレコードで今回 新規のレコードの場合 地番位置参照データ：全レコード位置情報付与を行ふ</li> </ul> </li> </ul>	○	○	○ (#51,91)	○	○	○ (#51,91)	
6.4.	地番履歴データ作成	6.4.1.	地番履歴データ作成機能	6.4.1.1.	地番履歴データ作成	6.4.1.2.	手動地番履歴データ作成	<p>自動で地番履歴データを作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番位置参照データマッチングした台帳とマッチングするための地番履歴データを自動で作成すること</li> <li>・不動産登記簿データの登記簿CSVと地番履歴データを利用して自動作成すること</li> <li>・分筆・合筆等の履歴を保持し、各台帳のマッチング率を向上させるること</li> <li>・地番履歴データの地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること</li> </ul>	○	○	○ (#51,91)	○	○	○	

## ■機能一覧

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧															
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し込み事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の 開発
				6.6.2.	水田台帳	6.6.2.1.	水田台帳取込	データベース連携により水田台帳の取込を行う ・共通申請サービスを使用している市町村は共通申請サービスから全国分の水田台帳の取り込みをすること ・共通申請サービスを使用していない市町村はアップロードファイルから水田台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の水田台帳データをファイルとしてダウンロードできるようになること ・編集したファイルをアップロードして対象の水田台帳データの再取込ができること	○						
				6.6.2.	水田台帳自動加工	6.6.2.2.	水田台帳自動加工	水田台帳データを組み立てを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能 ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工すること ※レイアウト変換、町名、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録すること ・水田台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること  (令和4年度開発) ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと ・差分データ(*)の追加(更新)に関する改修を行うこと (*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上の確認項目が更新されたデータ  (令和5年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスクを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)		○ 改修要件		
				6.6.2.	水田台帳位置情報付与	6.6.2.3.	水田台帳位置情報付与	水田台帳データに位置情報付与を行う機能 ・地番位置参照データ12桁コード+12桁以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること ・地番位置参照データ12桁コード+12桁以降コードでマッチする地区面積情報がある場合はボリゴンIDを付与すること ・地番位置参照データ12桁コード+12桁以降コードがマッチする地図ID情報を付与すること ・位置情報付与に失敗した対象の水田台帳データをファイルとしてダウンロードできること ・位置情報付与とマッチング結果をファイルとしてマッチング結果を付与して水田台帳データ全件をダウンロードできること ・編集したファイルをアップロードして対象の水田台帳データの地番アドレスを更新すること  (令和4年度開発) ・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・令和3年度開発において地図管理We bと別で構築された紐づけ管理We bと地図管理We bのデータベース統合を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと ・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと	○	○ 改修要件	○ (#51,71,91,32 4)	○ 改修要件			
				6.6.3.	農業共済台帳	6.6.3.1.	農業共済台帳取込	データベース連携により農業共済台帳の取込を行う				○ 改修要件			
				6.6.3.	農業共済台帳	6.6.3.2.	農業共済台帳自動加工	農業共済台帳データを組み立てを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能 ・アップロードファイルから農業共済台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の農業共済台帳データをファイルとしてダウンロードできるようになること ・編集したファイルをアップロードして対象の農業共済台帳データの項目を更新すること ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工すること ※レイアウト変換、町名、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録すること ・農業共済台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること  (令和4年度開発) ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと  (令和5年度に向けた開発) ・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行うこと  (*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上の確認項目が更新されたデータ  (令和6年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスクを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)	○ 改修要件	○ 改修要件		

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発	
						6.6.3.	農業共済台帳位置情報付与	<p>農業共済台帳データに位置情報付与を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること</li> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチする区画情報がある場合はボルソンIDを付与すること</li> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチするビン情報ある場合は位置情報を付与すること</li> <li>・位置情報付与が失敗した対象の農業共済台帳データをフィードバックしてダミーロードすること</li> <li>・位置情報付与のマッチング結果をフィードバックしてマッチング結果を付与して農業共済台帳データ全件をダウンロードできること</li> <li>・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の農業共済台帳データの地番アドレスを更新すること</li> </ul> <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと</li> <li>・令和3年度開発において地図管理We b別で構築された紐つけ管理We bと地図管理We bのデータベース統合を行うこと</li> <li>・12行コード+12行以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと</li> </ul> <p>(令和5年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番マッチング精度、紐付け率の更なる向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと</li> <li>・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと</li> </ul>	○	○ 改修要件	○ (#30,51,71,91, 324)	○ 改修要件				
						6.6.4.	日本型直接型支払い台帳	<p>6.6.4.1. 日本国直接型支払い台帳取込</p> <p>データベース連携により日本型直接型支払い台帳の取込を行ふ</p>				○ 改修要件				
						6.6.4.2.	日本型直接型支払い台帳自動加工	<p>日本型直接型支払い台帳データを紐づけを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィードバックファイルから日本型直接型支払い台帳の取り込みをする</li> <li>・データ取込に失敗した対象の日本型直接型支払い台帳データをフィードバック用としてダウンロードできるようになること</li> <li>・編集したフィードバックファイルをアップロードして日本型直接型支払い台帳データの再取込ができる</li> <li>・実施規則ごとに管理手法が異なるのでデータ加工を行うこと</li> <li>※レイアウト変換、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等</li> <li>・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録すること</li> <li>・日本型直接型支払い台帳の地番アドレス12行コード+12行以降コードを付与すること</li> </ul> <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと</li> <li>・12行コード+12行以降コード付与するよう改修を行うこと</li> </ul> <p>(令和5年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行なうこと</li> </ul> <p>(*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上での確認項目が更新されたデータ</p> <p>(令和6年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスクを参照し、地番アドレスに12行コード+12行以降コードを付与すること</li> </ul>	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)	○ 改修要件	○ 改修要件			
						6.6.4.3.	日本型直接型支払い台帳位置情報付与	<p>日本型直接型支払い台帳データに位置情報付与を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること</li> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチする区画情報がある場合はボルソンIDを付与すること</li> <li>・地番位置参照データ12行コード+12行以降コードがマッチするビン情報ある場合は位置情報を付与すること</li> <li>・位置情報付与が失敗した対象の直系型支払い台帳データをフィードバックしてダミーロードすること</li> <li>・位置情報付与のマッチング結果をフィードバックしてマッチング結果を付与して日本型直接型支払い台帳データ全件をダウンロードできること</li> <li>・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の日本型直接型支払い台帳データの地番アドレスを更新すること</li> </ul> <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと</li> <li>・令和3年度開発において地図管理We b別で構築された紐つけ管理We bと地図管理We bのデータベース統合を行うこと</li> <li>・12行コード+12行以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと</li> </ul> <p>(令和5年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地番マッチング精度、紐付け率の更なる向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと</li> <li>・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと</li> </ul>	○	○ 改修要件	○ (#51,71,91,324)	○ 改修要件				
						6.6.5.	フィードバックファイルアップロード機能	<p>6.6.5.1. フィードバックファイルアップロード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィードバックファイルとして位置情報付与を行った結果のアップロードを行う機能</li> </ul> <p>(令和4年度開発)</p> <p>農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたファイル項目の見直しを行うこと</p> <p>(令和7年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紐づけ作業結果ファイルのアップロード時に位置情報付与を自動実行すること</li> </ul>	○	○ 改修要件					○ 改修要件	

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し込み事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の 開発	
6.7.	紐づけ補正ツール	6.7.1.	位置情報付与結果確認機能	6.7.1.1.	位置情報付与結果確認			・位置情報付与結果の確認を行う機能  (令和3年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと ・ペクターチャートを使用したレイヤー表示をするように改修を行うこと	○	○ 改修要件						
								・位置情報付与結果の修正を行う機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
								・位置情報付与結果の承認を行う機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
		6.7.2.	台帳表示機能	6.7.2.1.	台帳一覧表示			・台帳の一覧情報を表示する機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
								・台帳の詳細情報を表示する機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
		6.7.3.	CSV出力機能	6.7.3.1.	CSV出力			・CSVファイルを出力する機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務のフィードバックを踏まえたUI/UXの改善および出力項目、ロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件	○ (#99)					
		6.7.4.	印刷機能	6.7.4.1.	地図印刷			・紐づけ補正ツールで表示する地図の印刷を行う機能  (令和4年度開発) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
		6.7.5.	面積表示機能	6.7.5.1.	面積表示			・設定した各台帳の面積を表示する機能  (令和4年度開癠) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
		6.7.6.	配色設定機能	6.7.6.1.	配色設定			・レイヤの配色と配色の透明度を変更する機能  (令和4年度開癠) 農地情報紐づけ実施業務からのフィードバックを踏まえたUI/UXの改善およびロジックの見直しを行うこと	○	○ 改修要件						
		6.7.7.	不動産登記簿XML手動変換・紐づけ機能	6.7.7.1.	不動産登記簿XML手動変換・紐づけ			・令和3年度組づけ手法開発の申し込み事項No.10を対応することで自治体数拡張によるロジックの自動化対応を実施し、自動座標系変換・紐付け精度の向上を図る	○							
6.7.8.	不動産登記簿XML変換結果確認・承認機能	6.7.8.1.	不動産登記簿XML変換結果確認					・令和3年度組づけ手法開発の申し込み事項No.10を対応することで自治体数拡張によるロジックの自動化対応を実施し、自動座標系変換・紐付け精度の向上を図る	○							
								・令和3年度組づけ手法開発の申し込み事項No.10を対応することで自治体数拡張によるロジックの自動化対応を実施し、自動座標系変換・紐付け精度の向上を図る	○							
6.7.9.	その他機能	6.7.9.1.	ユーザー認証					○グインはeMAFF-Idpを活用して認証すること ・eMAFF-IdpでID（メールアドレス）とパスワードを入力すること ※初回は「ユーザ登録」にてeMAFF-Idpに対するユーザ登録をすること ・共通申請サービス、および農地情報紐づけ管理システムのユーザ管理テーブルから必要情報を取得して対応する画面に自動遷移すること ・1つのeMAFF-IDPに対して、操作可能な市町村は複数存在できること ※各機能の実行時に、操作する対象の市町村を選択できること ・ユーティリティは共通申請サービスを活用すること ・ログインIDを共通eMAFF-IDP及びユーザー情報（基本情報、権限情報）を共通申請サービスから取得すること ・共通申請サービスから情報取得できない場合は紐づけ管理Webのユーザー情報から取得すること	○							

## ■機能一覧

要件定義書 機能一覧																		
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発			
						6.7.9.2.	システム制御	【複数市区町村ユーザーのみ必須】 処理対象とする市区町村を1つのみ選択できること ・市区町村を特定できないため、ユーザー認証により、複数市区町村へのアクセスが可能なユーザーと判断された場合、処理対象となる	○									
						6.7.9.3.	地図機能	・地図を背景として表示できること ※地図、空中写真、または衛星写真を表示可能とすること。切り替え表示可能とすること ・表示中の地図を移動できること ・地図の縮尺変更（拡大・縮小）ができること ・筆記入による位置情報入力の情報を表示できること ・紐づけられた台帳の面積が表示できること ・紐づけられた台帳の面積データの面積が表示できること ・位置情報と一緒に地図を表示できること ※初期表示の優先順位：農地ボタン>地図>登記所備付地図>水土里ネット>BMJN>農地BN ・区画情報・ビン情報に紐づけ台帳情報を表示が可能であること ・紐づけられた台帳の面積が表示できること ・紐づけられた台帳の面積データの面積が表示できること ・各台帳に位置情報付与した区画情報・ビン情報の地図を表示できること ※初期表示の優先順位：農地ボタン>地図>登記所備付地図>水土里ネット>BMJN>農地BN ・地図上でレイヤーを選択できること ・筆記入・区画情報・ビン情報の表示/非表示を制御できること ・レイヤの配色と色の透明度を変更できること	○		○ (#75)							
						6.7.9.4.	出力機能	・台帳の位置情報付与結果を出力できること（形式：csv） ・印刷目的として、表示されている地図を画像形式にエクスポートできること（形式：PNG）	○									
						6.7.9.5.	参照機能	・対象の台帳に対して条件を指定して検索を行い、リストに表示するレコードの絞り込みが可能のこと ・位置情報の参照が可能のこと ・筆記入・区画情報・ビン情報の位置情報を参照できること ・紐づけ台帳の参照が可能のこと ・区画情報・ビン情報に紐づいている台帳のレコードを参照できること	○									
						6.7.9.6.	編集機能	・台帳位置参照データと各台帳の紐づけ編集が手動できること ・画面上で台帳位置参照データ台帳情報を選択し自動で紐づけの編集ができること ・過去の紐づけ情報を履歴として残すこと ・複数レイヤー間のエラーチェック・整合性チェック、特定のレイヤーでボタンを修正した場合のチェックができること	○									
						6.7.9.7.	確認機能	【承認権限があるユーザーのみ使用可】 ・指定したコードと紐づけに対して承認が可能のこと ・リストに表示されている全てのコードに対して一括承認も可能とすること 【承認権限があるユーザーのみ使用可】 ・台帳に対して紐づけの承認を行い、紐づけ台帳DBを作成すること ・対象の台帳のレコードが承認済の場合に、台帳承認が可能とすること	○									
6.8.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換ツール	6.8.1.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換機能	6.8.1.1.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換			位置情報付与された台帳データ地図を付与された台帳ボタンを、地図を軸に紐づけて農林水産省地理情報共通管理システム形式へ変換するツール	○									
6.9.	システム連携	6.9.1.	農業委員会サポートシステム	6.9.1.1.	農地台帳連携			農地と台帳が紐づいているデータ及び台帳余り農地情報を農業委員会サポートシステムから紐づけ管理Webにデータ連携できること ■連携サイクル■ ・適宜 ■連携情報■ 【区画情報】 ・農地ボタンデータ 【ビン情報】 ・農地ビンデータ 【台帳】 ・農地台帳データ				○						
7.	データ移行ツール	7.1.	データ移行	7.1.1.	共済台帳データ移行	7.1.1.1.	共済台帳 過去被害データ移行バッチ	位置情報が付与された複数台帳マスクを紐づけ管理Webから農業委員会サポートシステムにデータ連携できること ■連携サイクル■ ・適宜 ■連携情報■ ・農地台帳ファイル（複数台帳マスク） ※地図と登記所備付地図でマッチングした位置情報を連携する（地図が優先）			○			○				

附屬書②-1 業務フロー  
(令和6年12月時点)

- 1.システム化業務フロー 凡例定義
- 2.ユーザの分類について
- 3.アクター凡例定義（ユーザ）
- 4.アクター凡例定義（システム）
- 5.システム化業務フロー
  - ・GY001：農地情報管理
  - ・GY002：現地確認
  - ・GY003：データ公開
  - ・GY004：公開データ利用
  - ・GY005：農地情報紐づけ
  - ・GY006：紐づけデータ連携

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力/  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



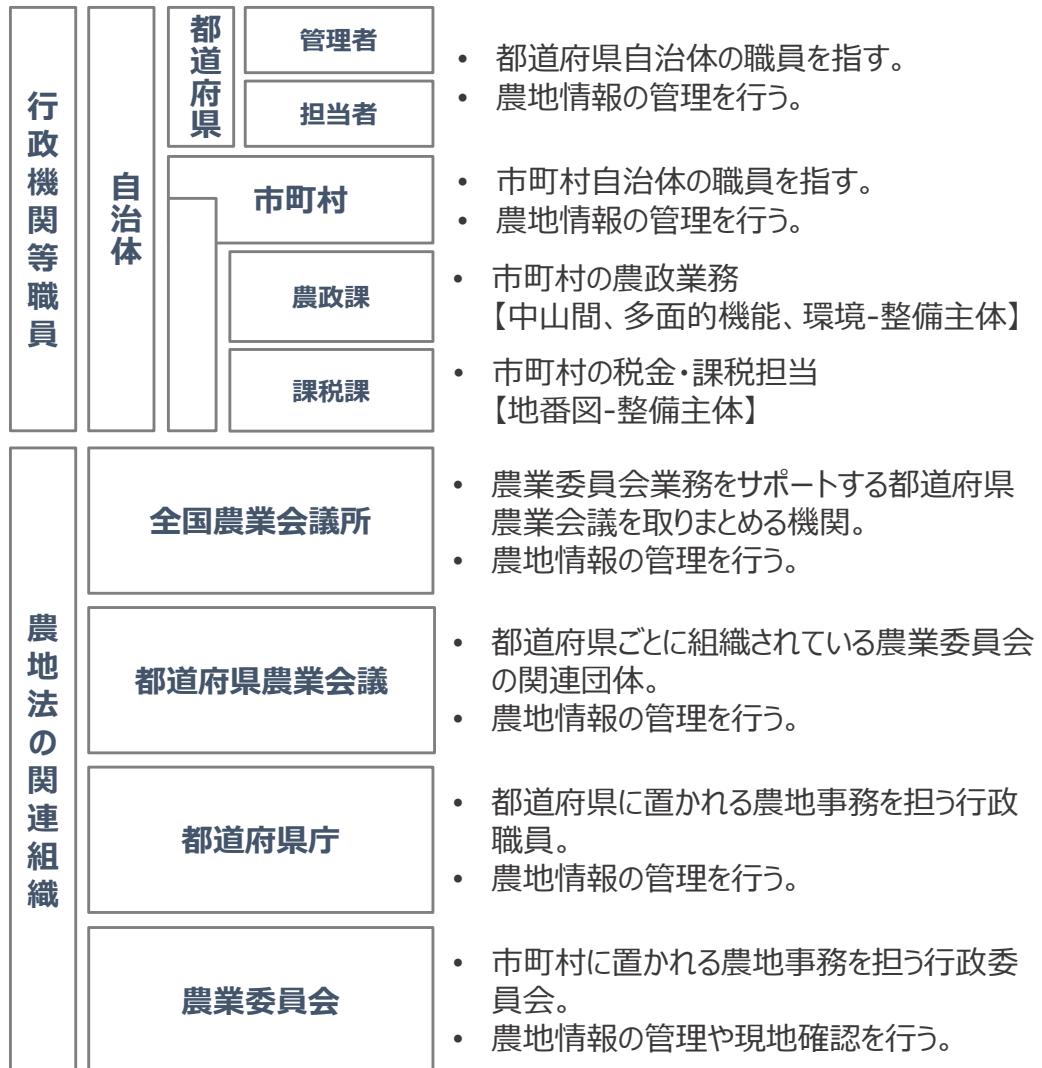
プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



- 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- 環境保全型農業直接支払交付金  
【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- 地方農政局等の職員を指す。  
農地情報の管理を行う。
- 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- ・ 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- ・ 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- ・ 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- ・ 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- ・ 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- ・ 個人農業者、法人農業者等を指す。
- ・ 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- ・ 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- ・ 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- ・ 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- ・ 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- ・ 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ・ ユーザからの問い合わせ対応を行う。

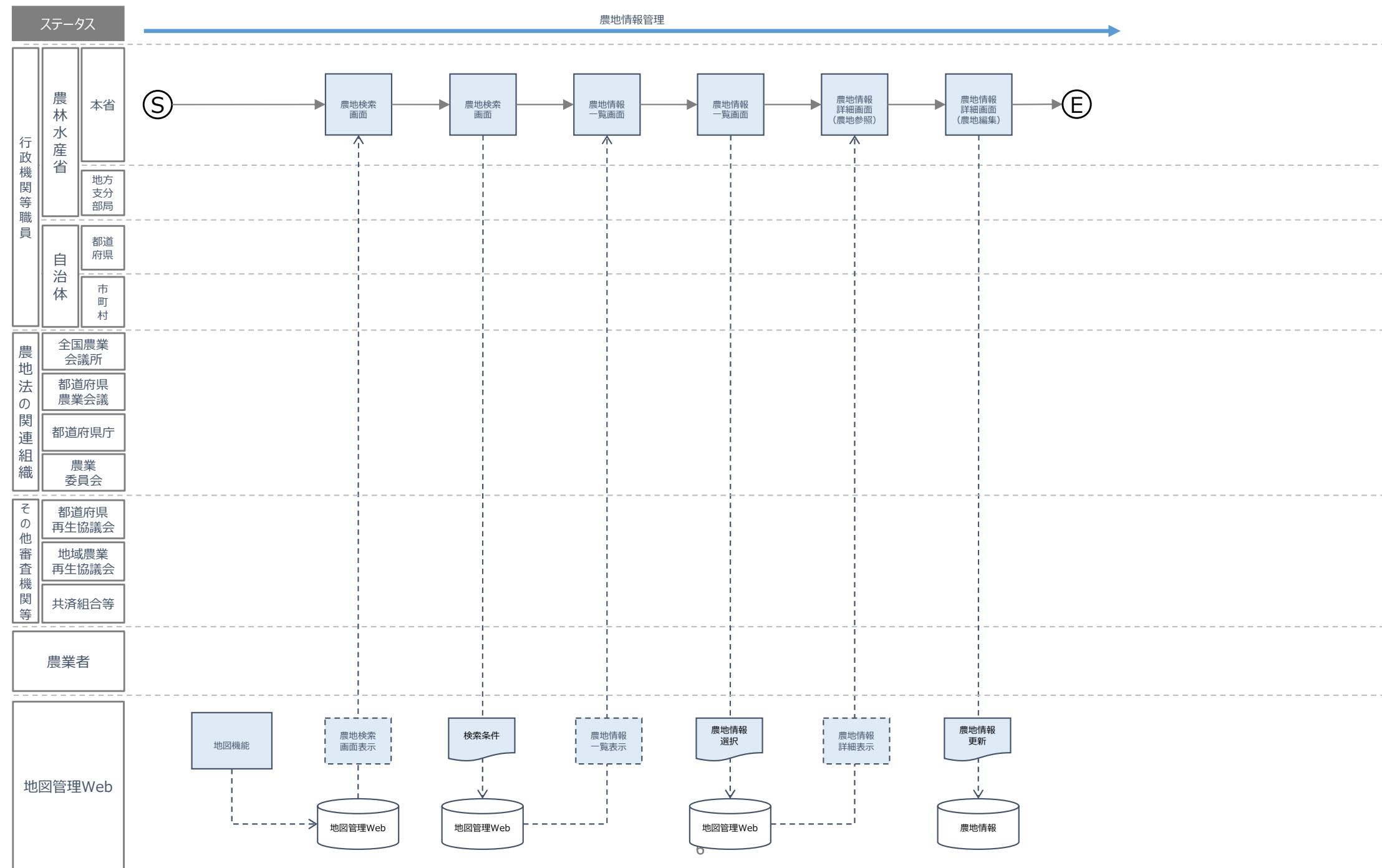
### 紐付け実施事業者

- ・ 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

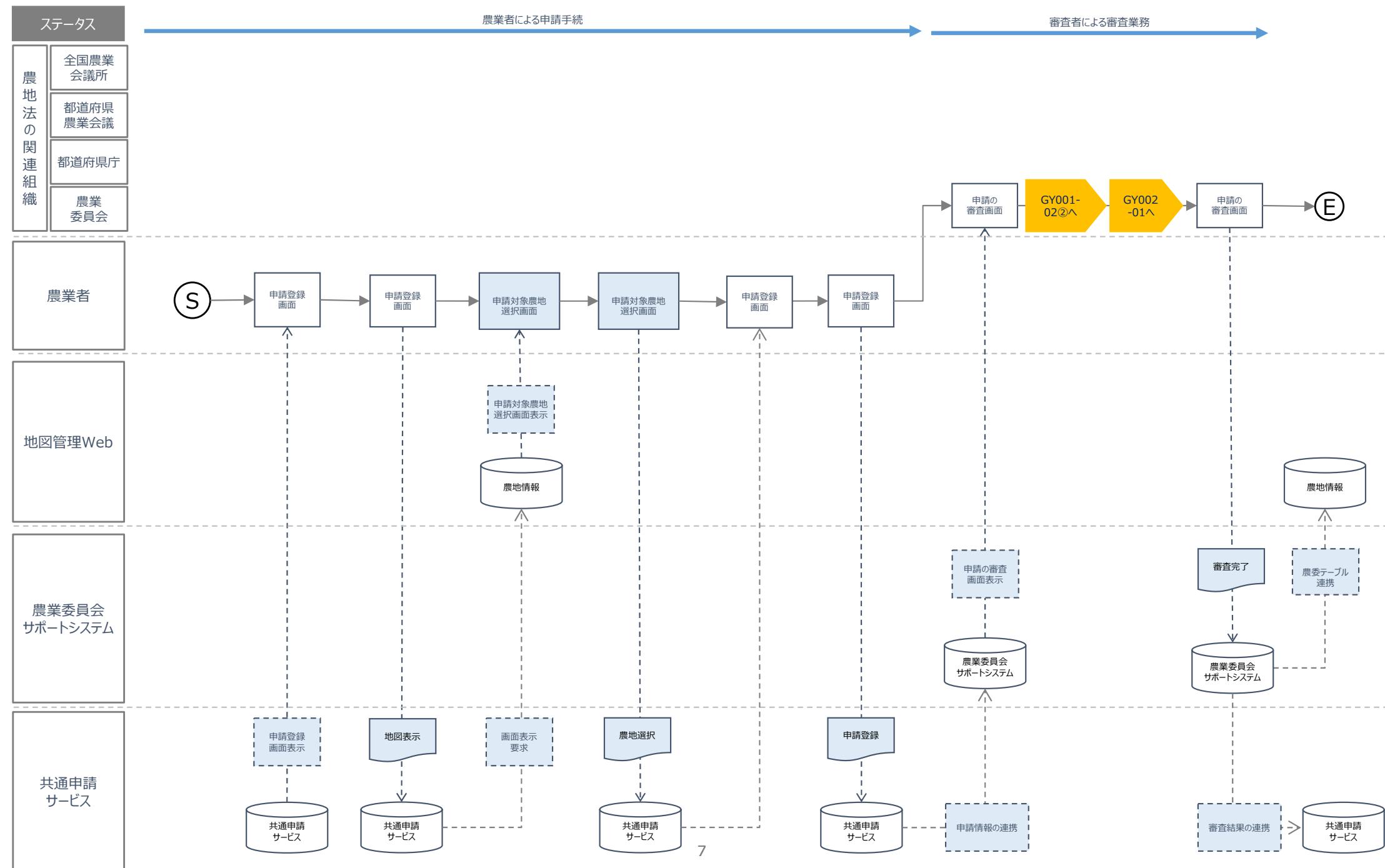
# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	• 各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	• 自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	• 農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	• 農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	• 各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	• 法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。
eMAFF-IdP	• eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	• 農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
他システム	• 上記以外の農地情報を取り扱うシステム。
GIS基盤	• GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。

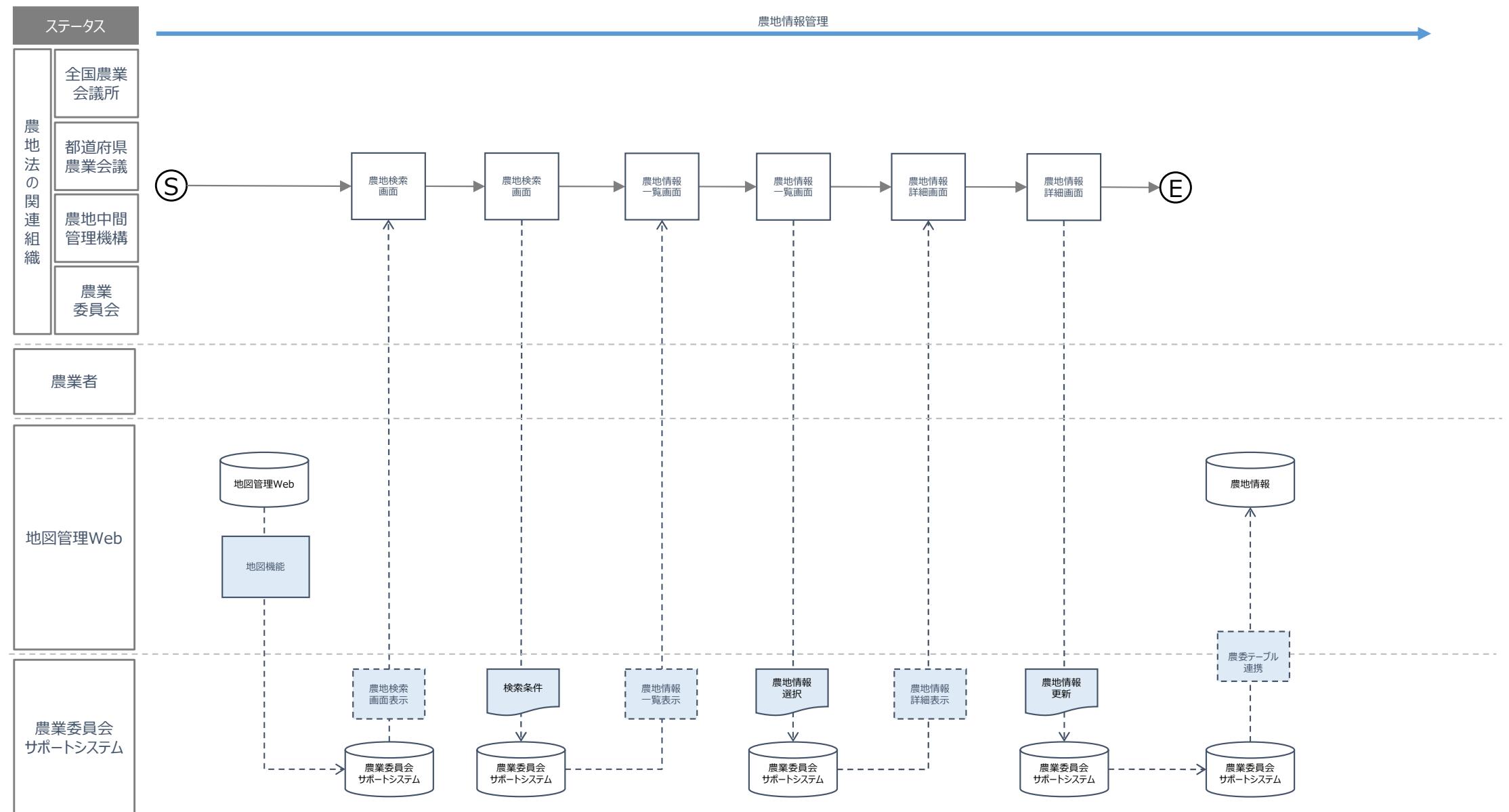
# GY001-01. 農地情報管理（地図管理Webで管理）



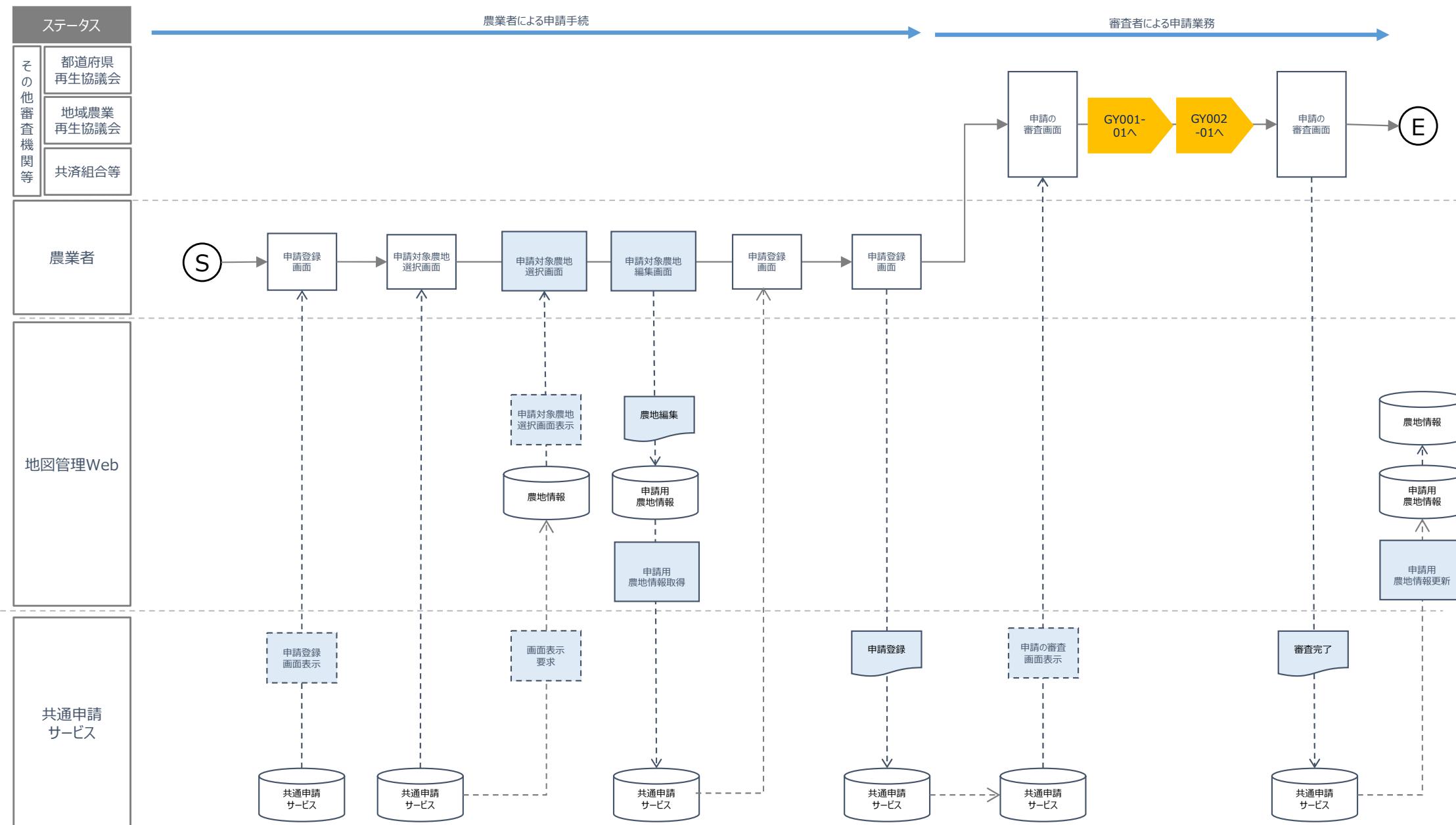
# GY001-02①. 農地情報管理（農業委員会サポートシステムで管理：農地台帳）



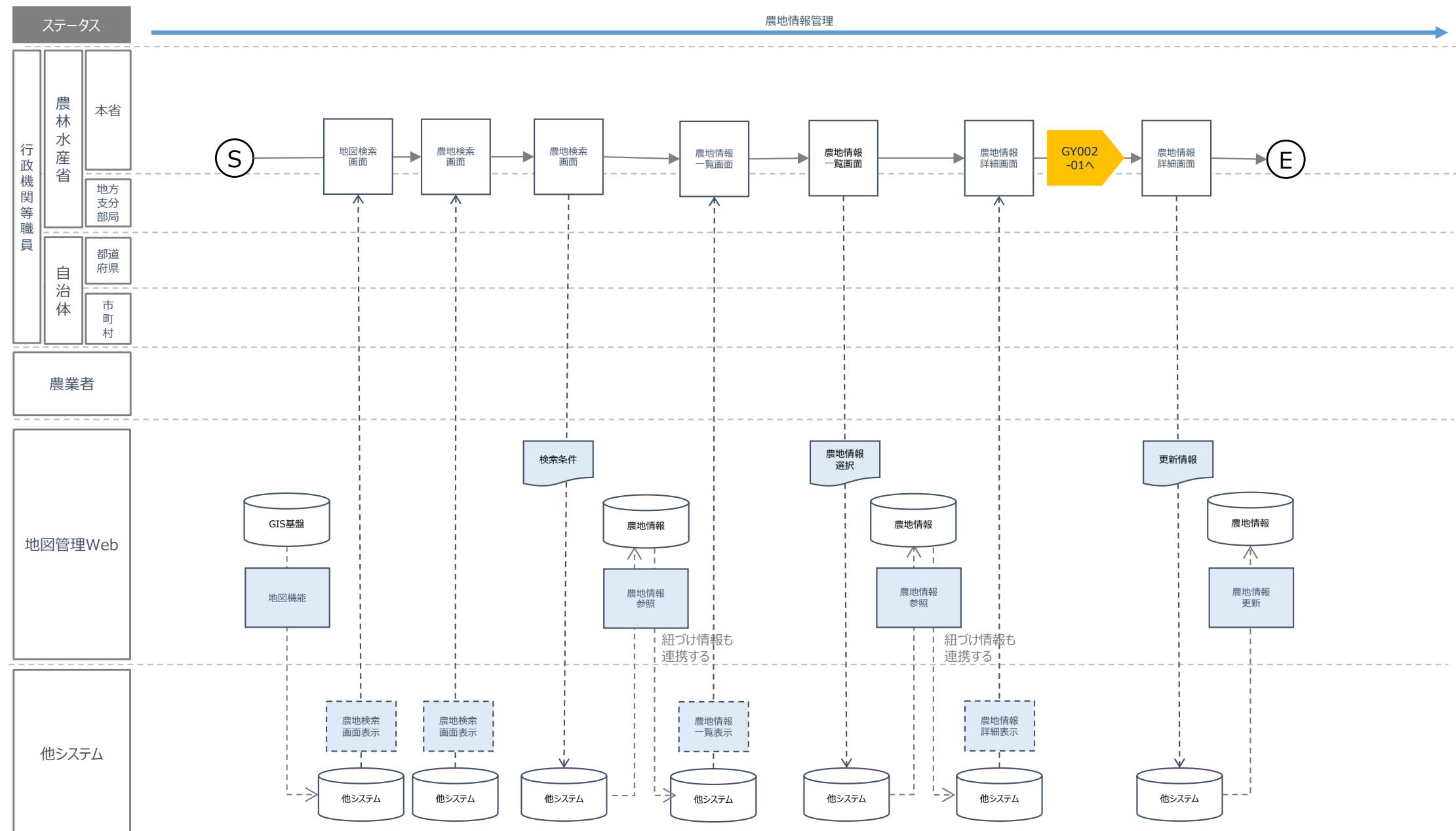
## GY001-02②.農地情報管理（農業委員会サポートシステムで管理：農地台帳）



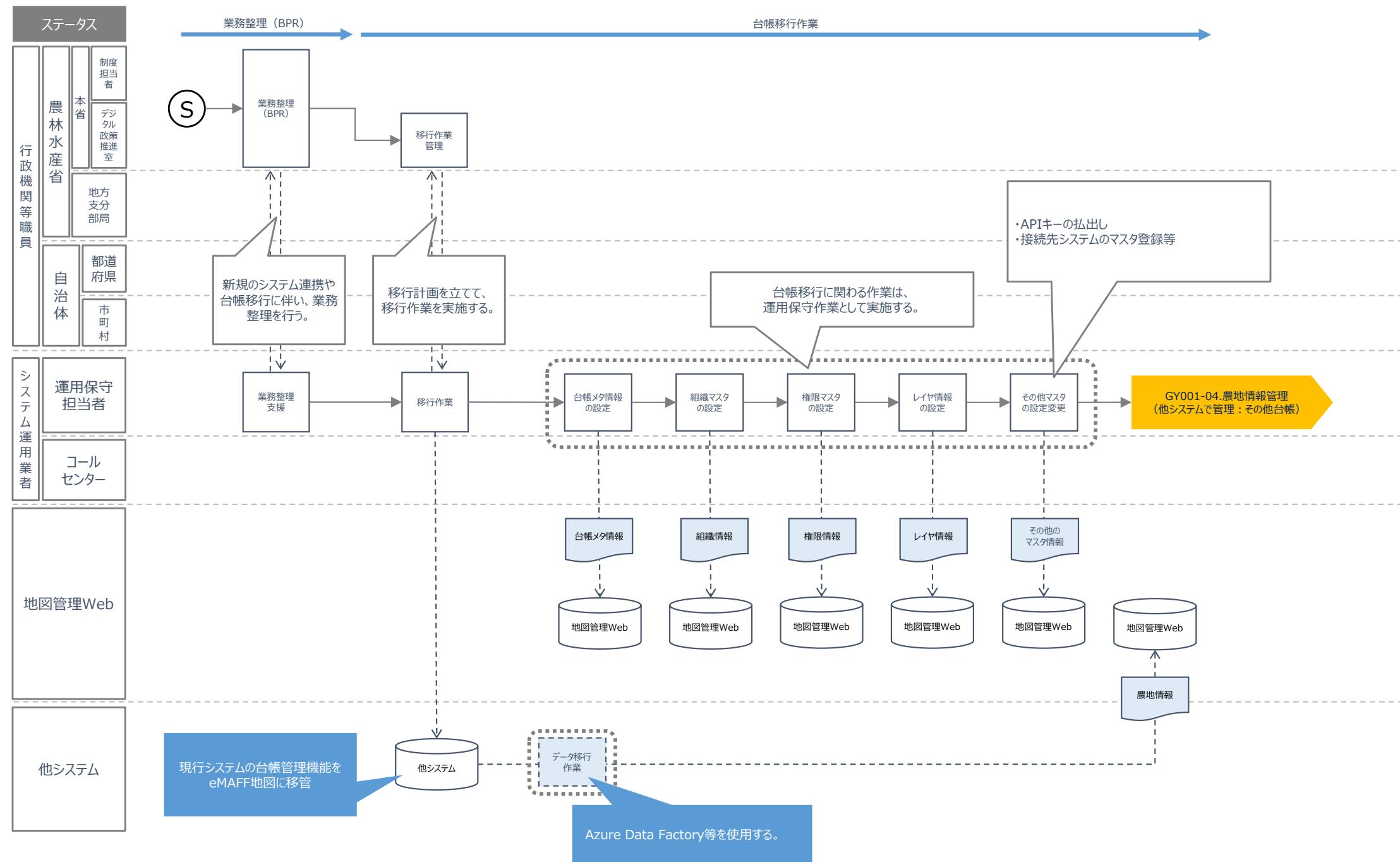
# GY001-03. 農地情報管理（共通申請サービスで管理：水田台帳）



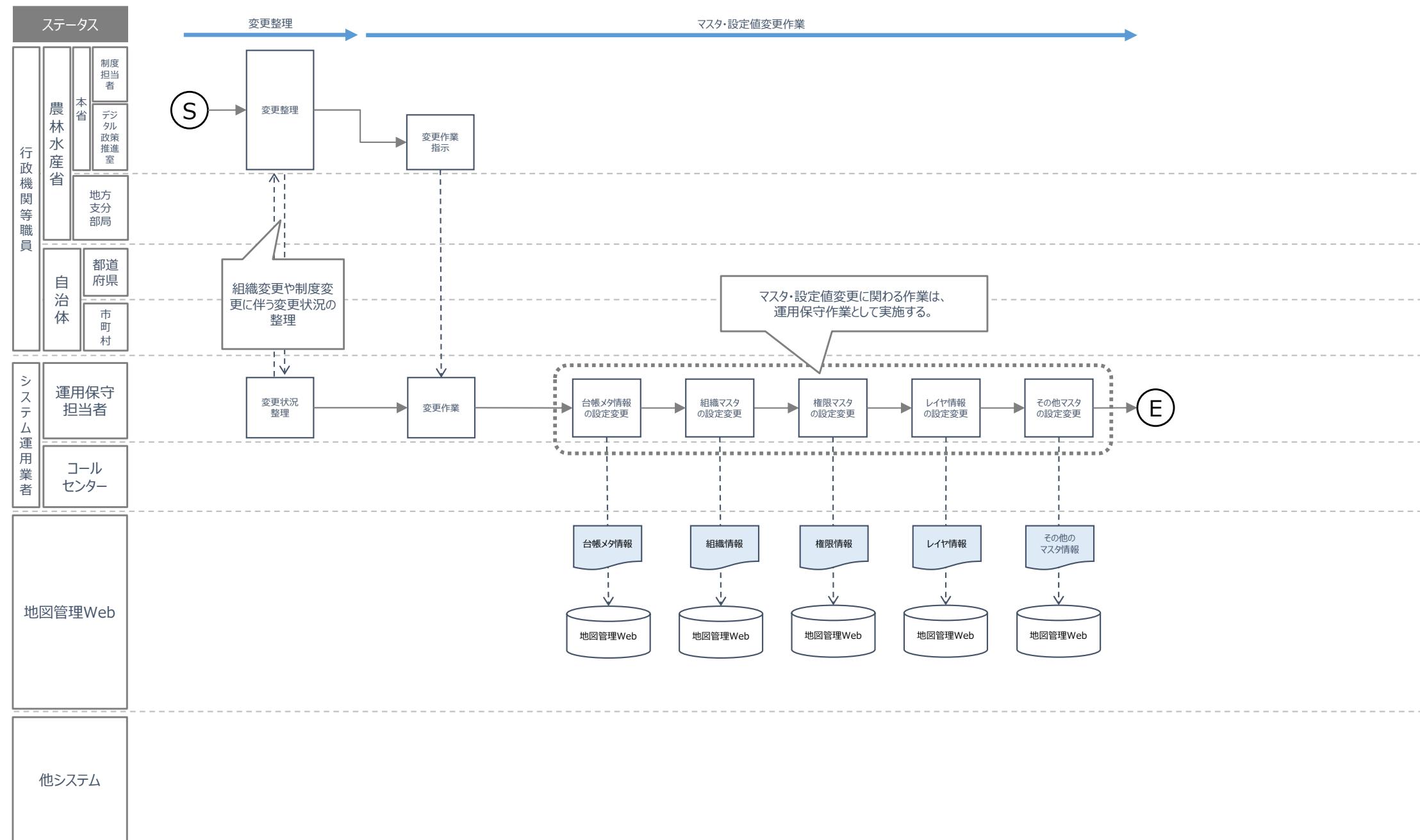
# GY001-04. 農地情報管理（他システムで管理：その他台帳）



# GY001-05. 農地情報管理（新規のシステム連携・台帳移行）

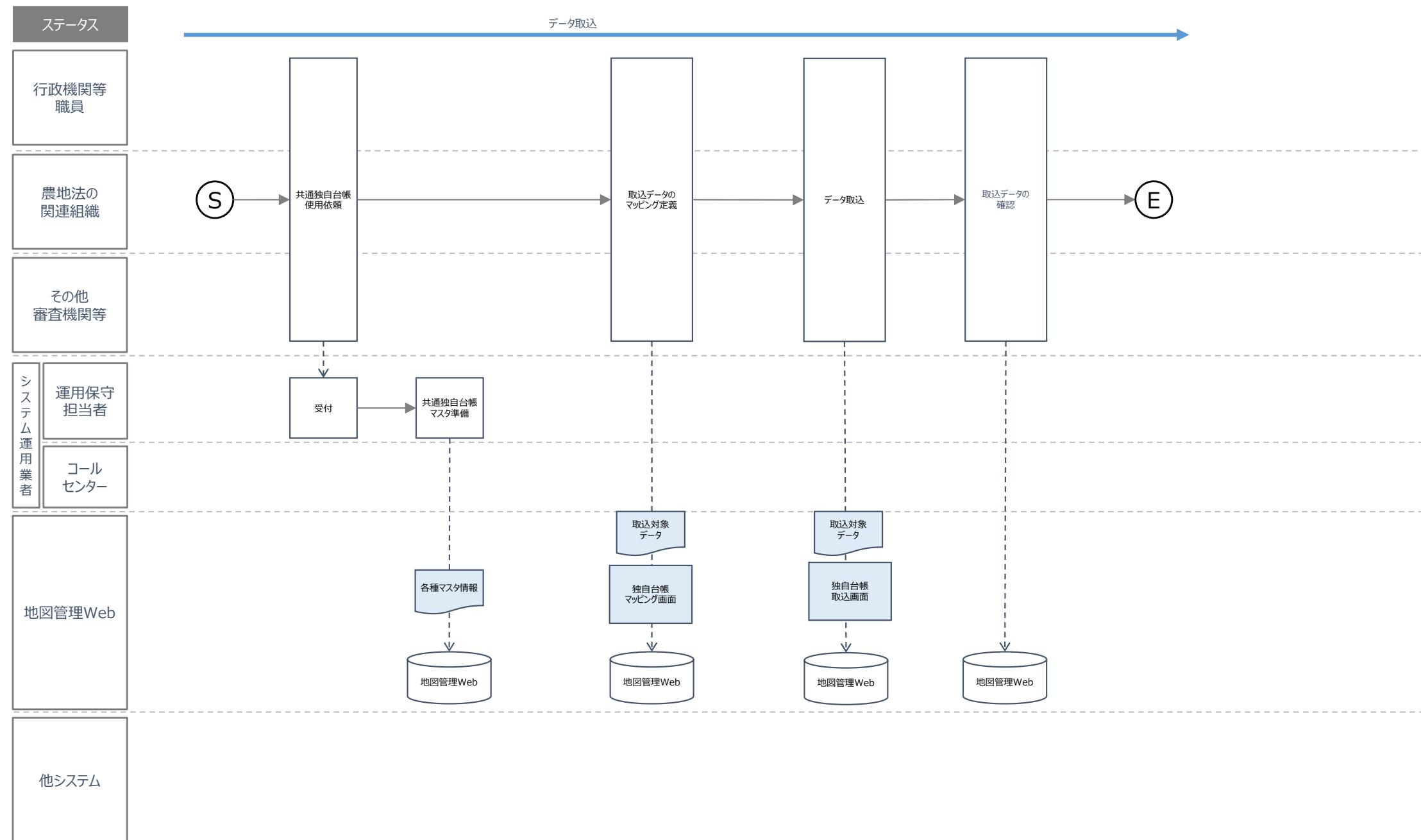


# GY001-06. 農地情報管理（マスタ・設定値管理）



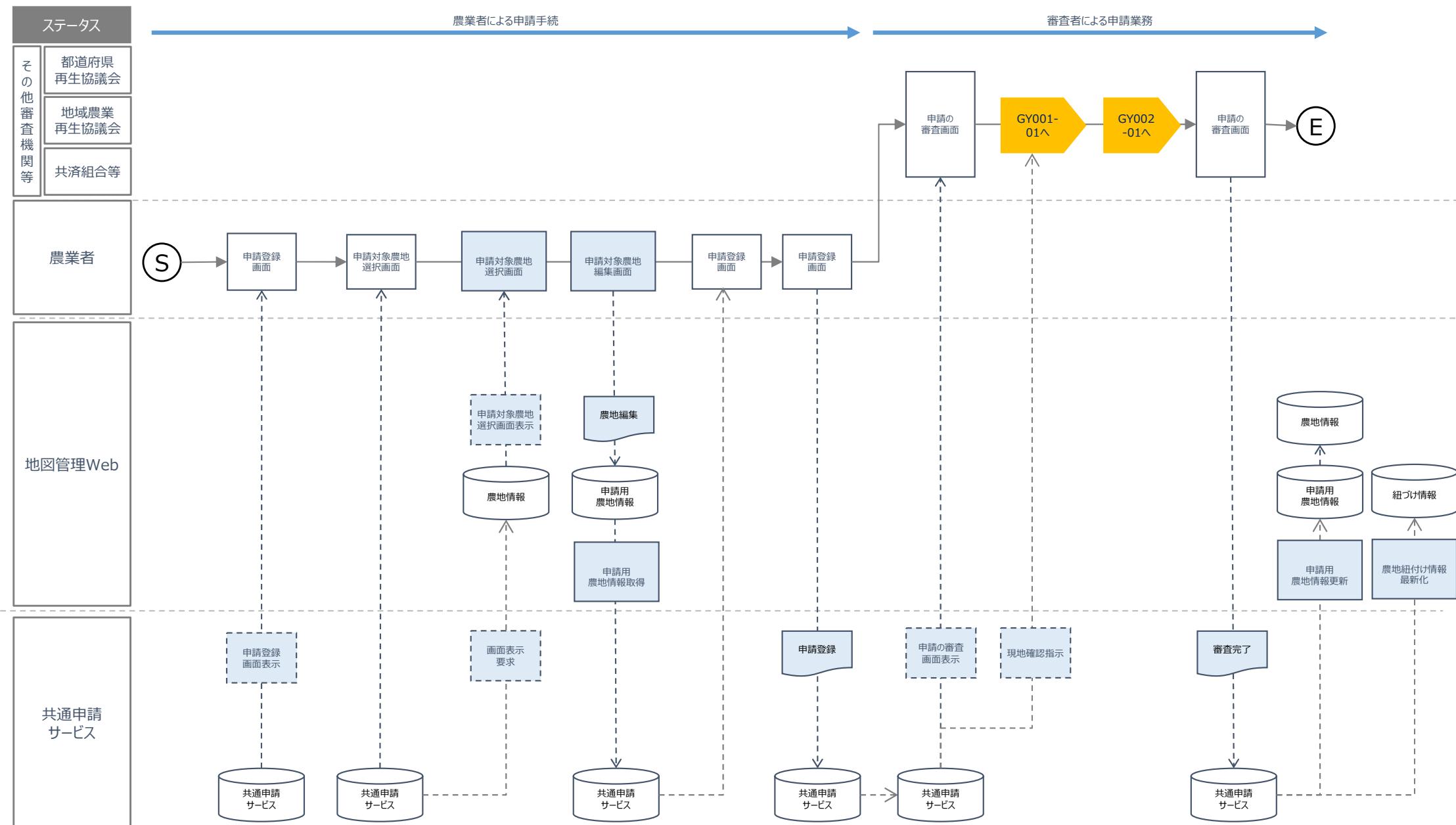
# GY001-07. 農地情報管理（データ取込）

令和6年度以降開発機能の想定フロー  
(令和4年度開発にて基本設計まで実施済)

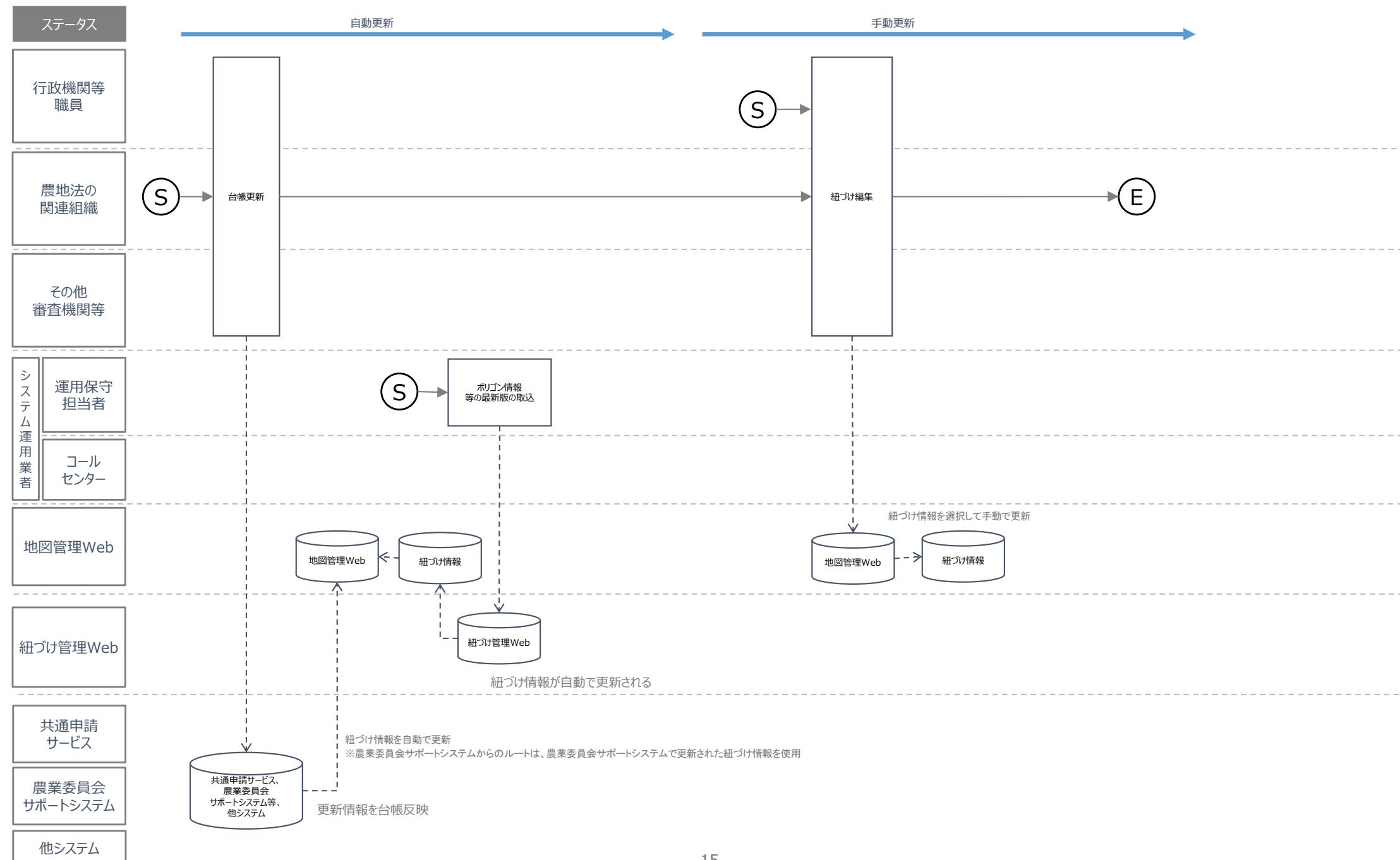


# GY001-8. 農地情報管理

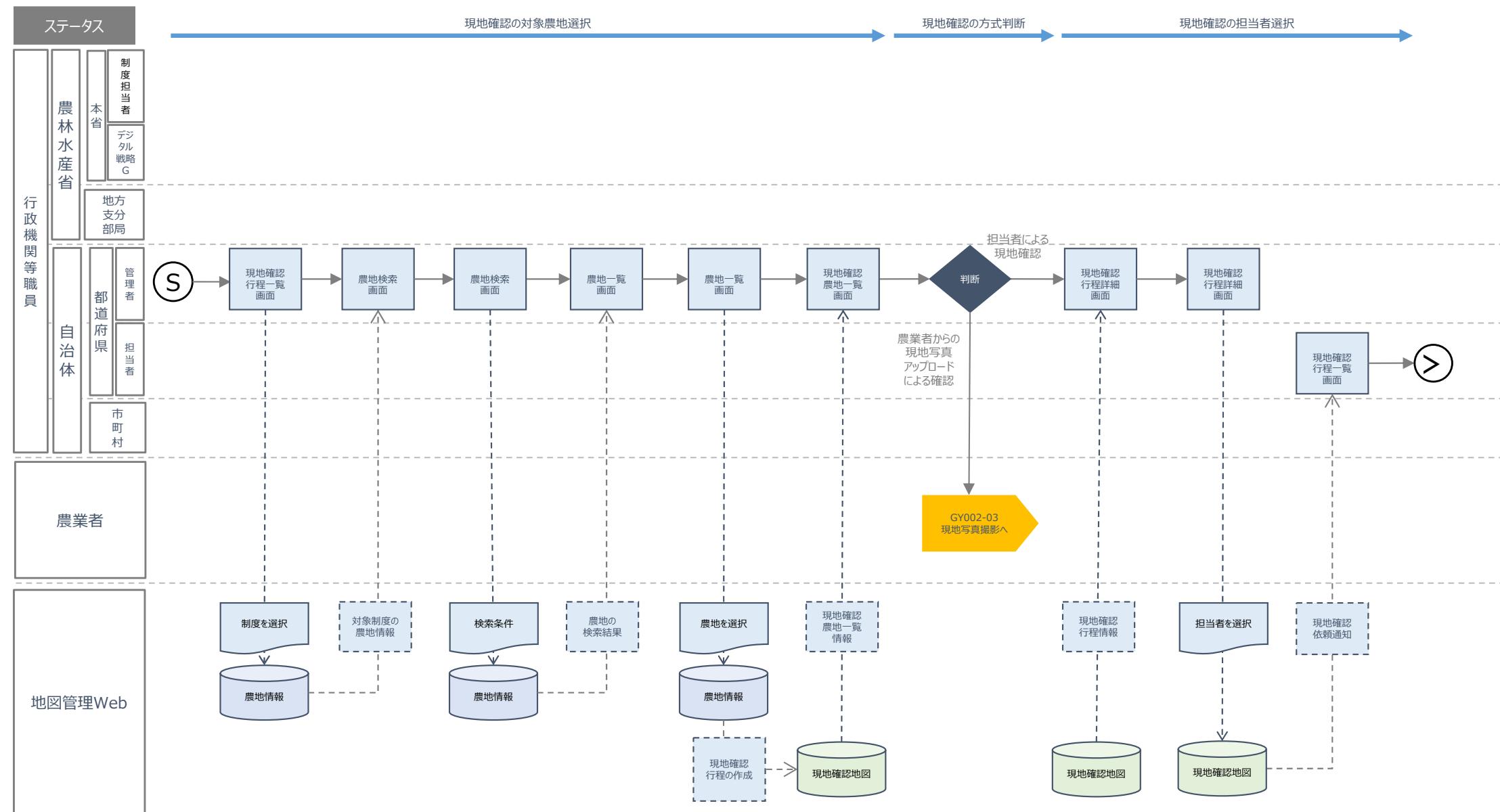
## (現地確認用地図情報生成、農地情報・紐付け情報最新化)



## GY001-9. 農地情報管理（紐づけ情報メンテナンス）



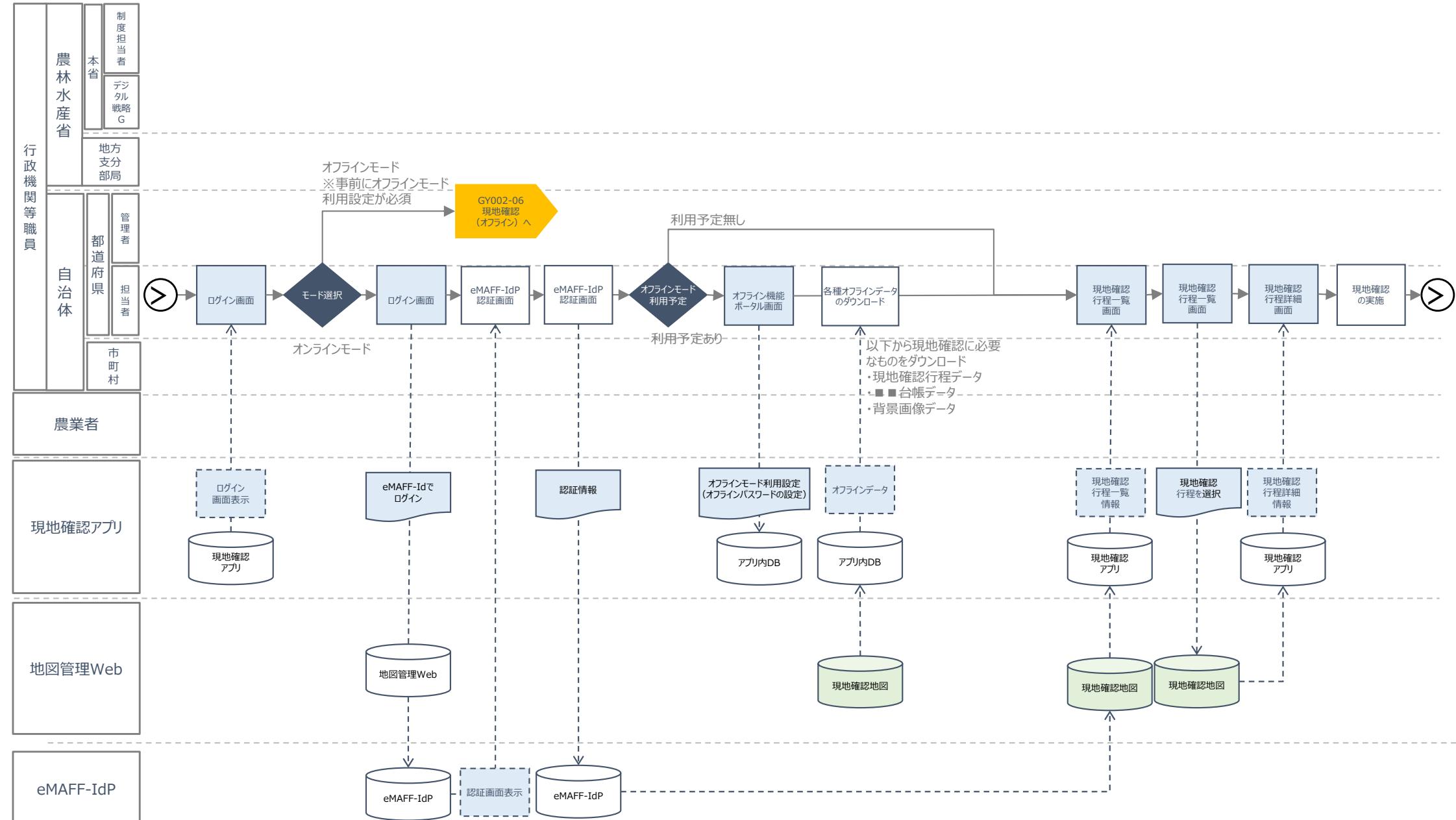
# GY002-01.現地確認行程管理



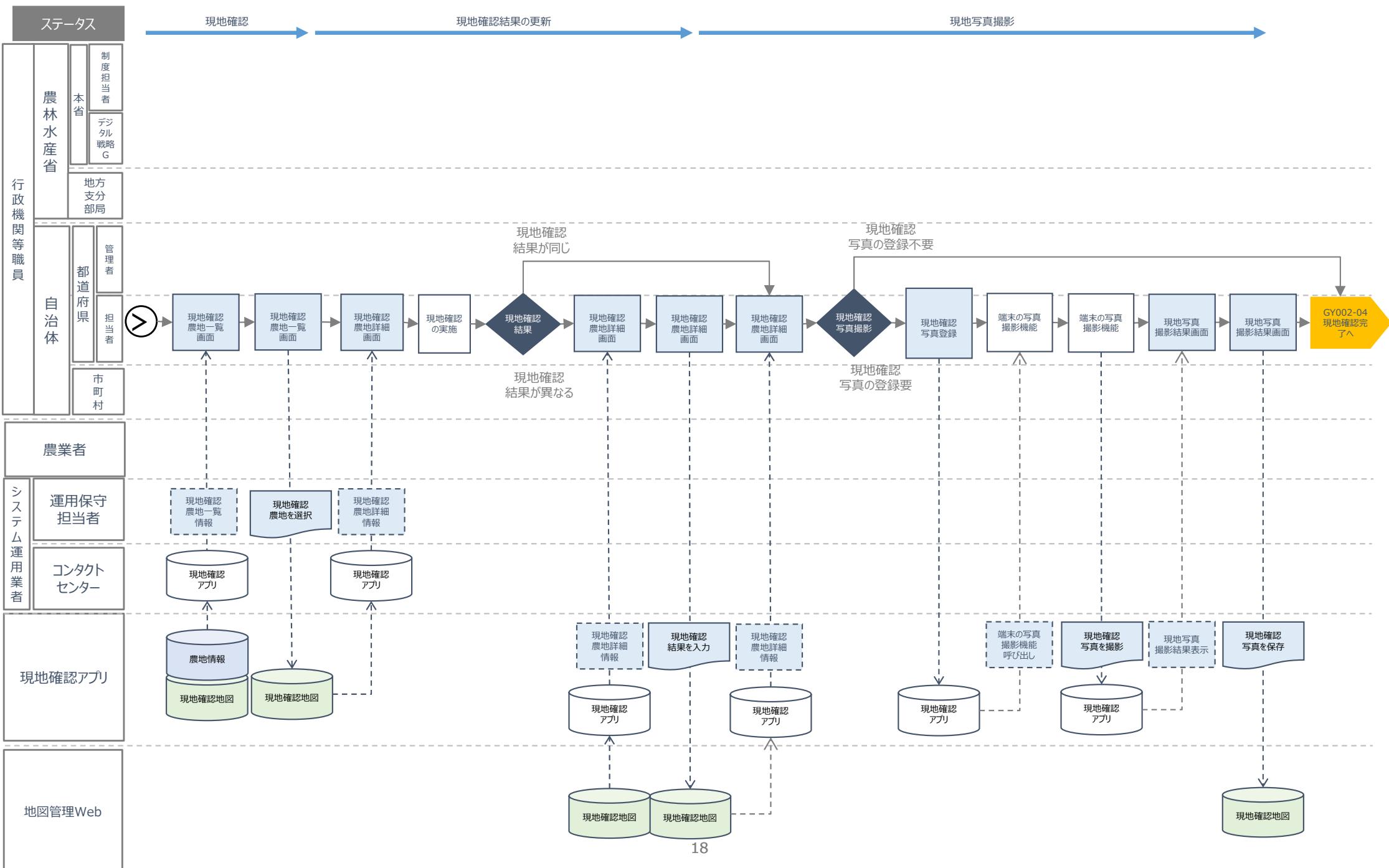
# GY002-02.現地確認①

ステータス

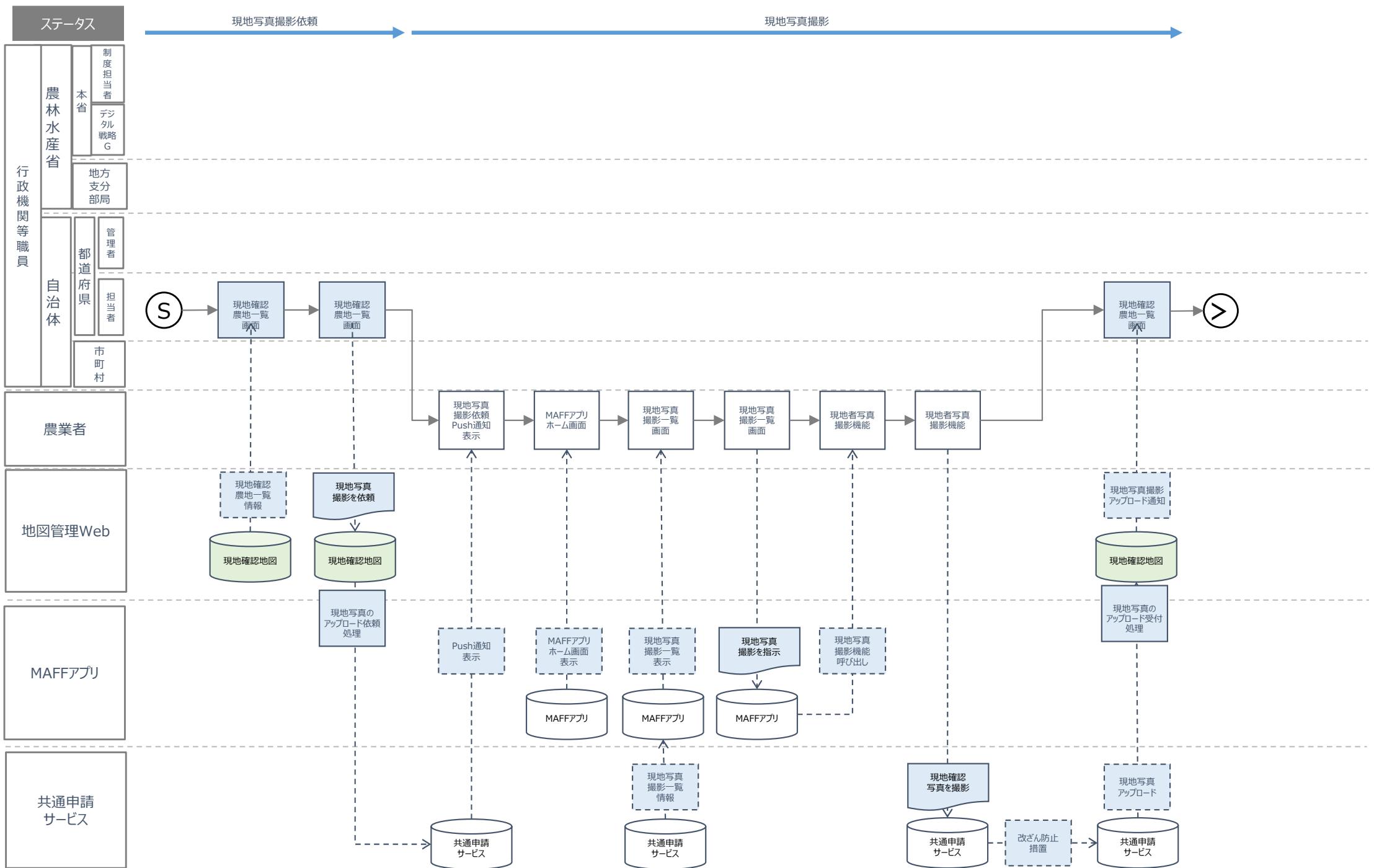
現地確認



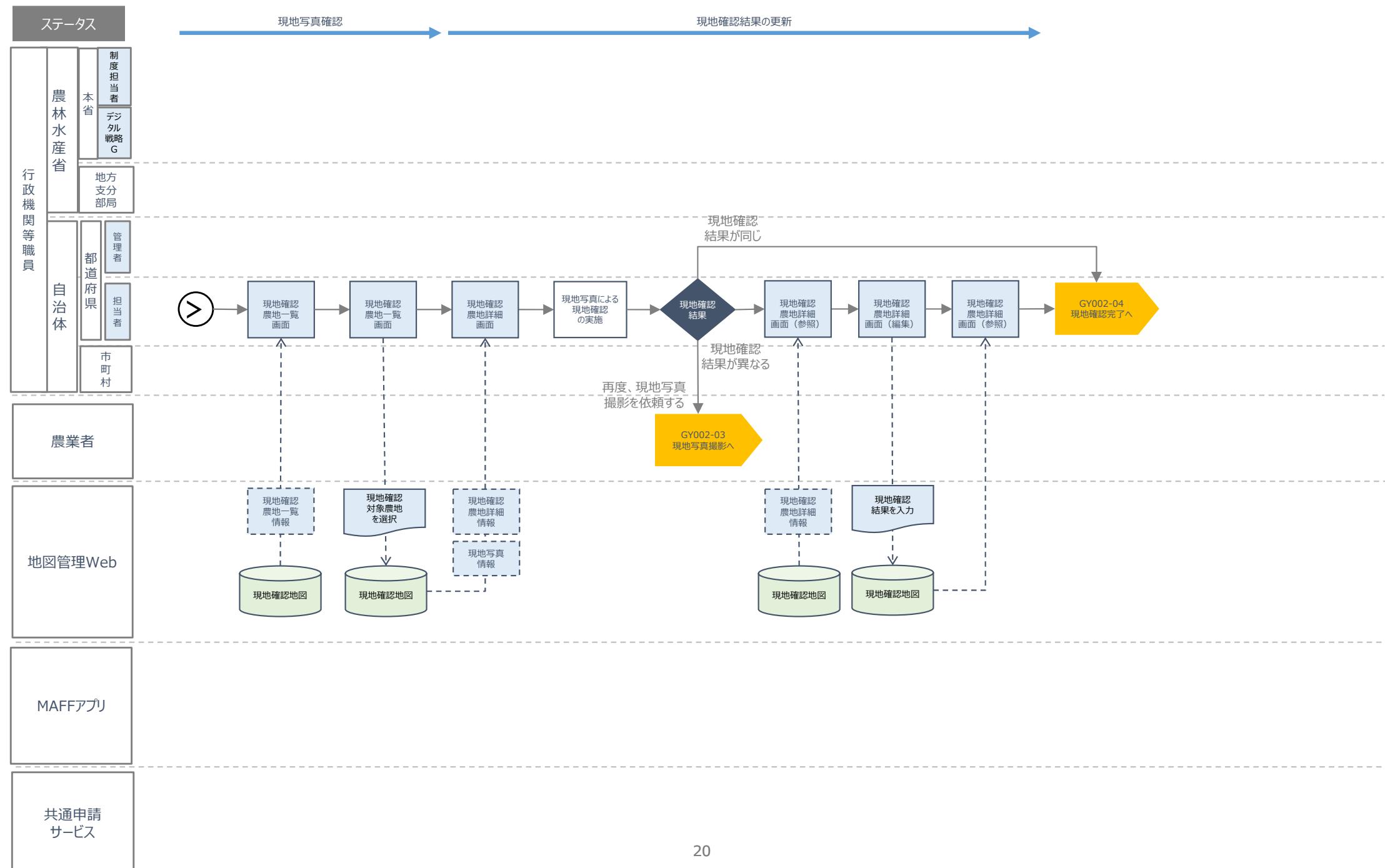
## GY002-02.現地確認②



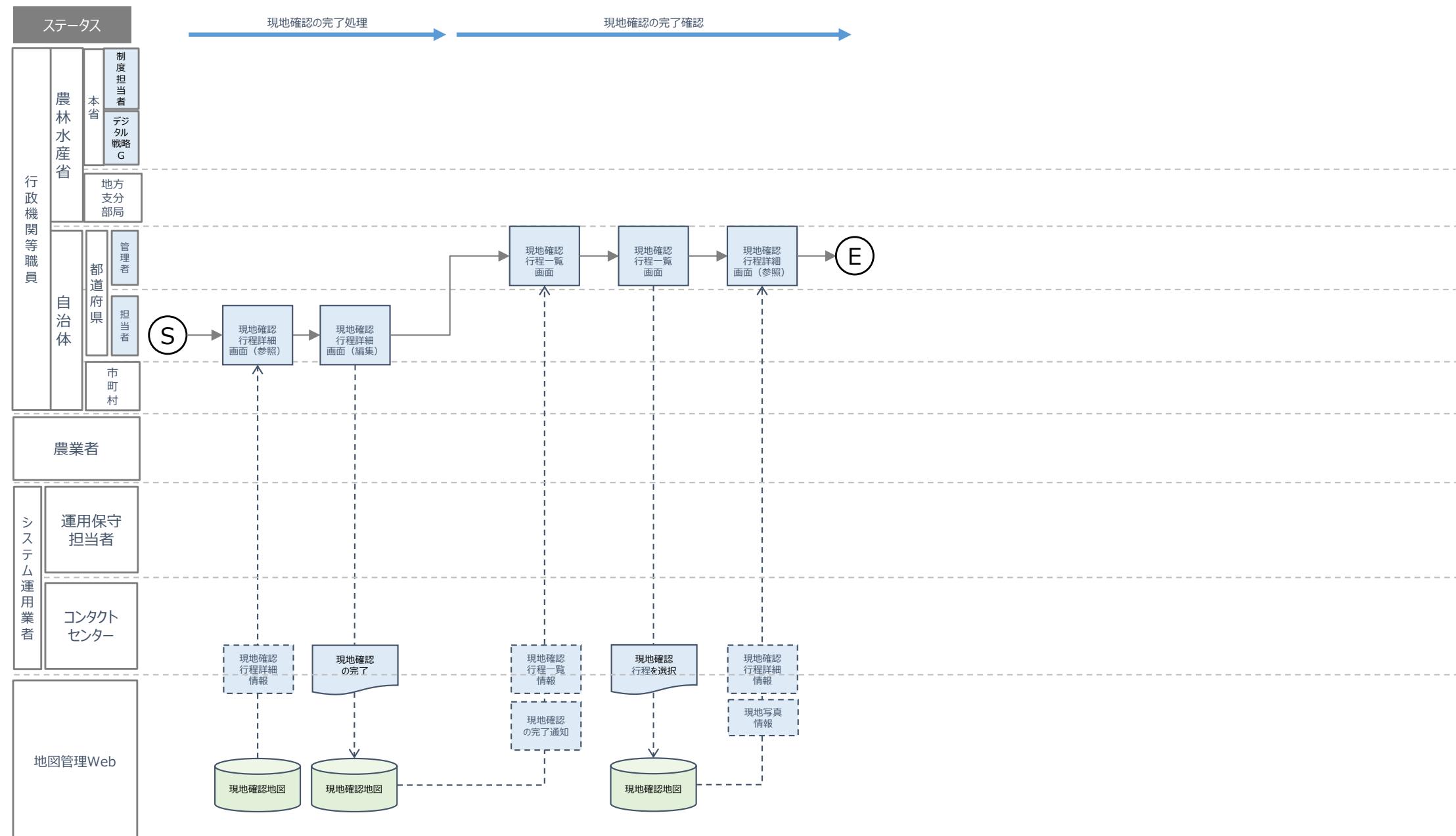
# GY002-03.現地写真撮影①



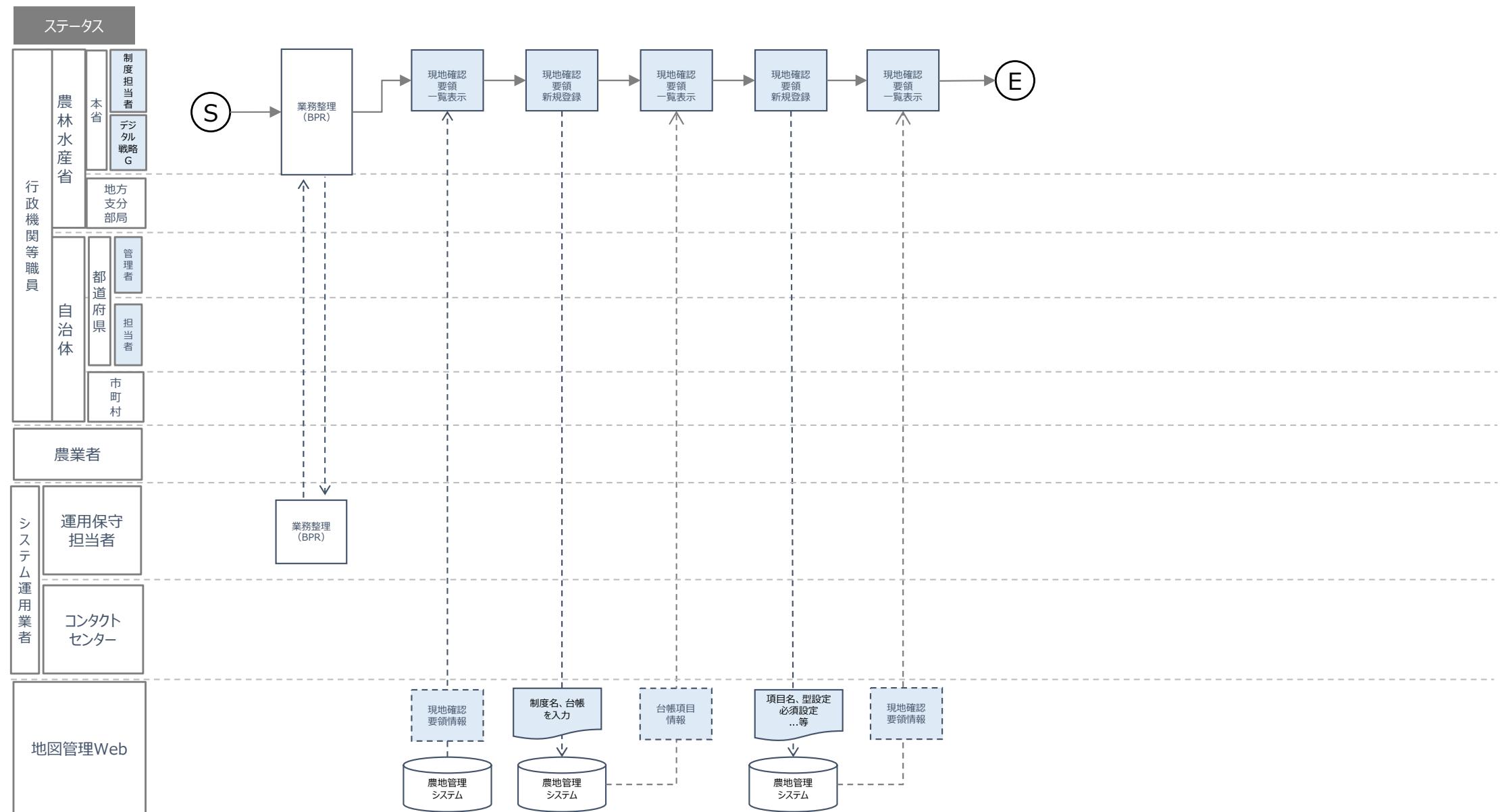
## GY002-03.現地写真撮影②



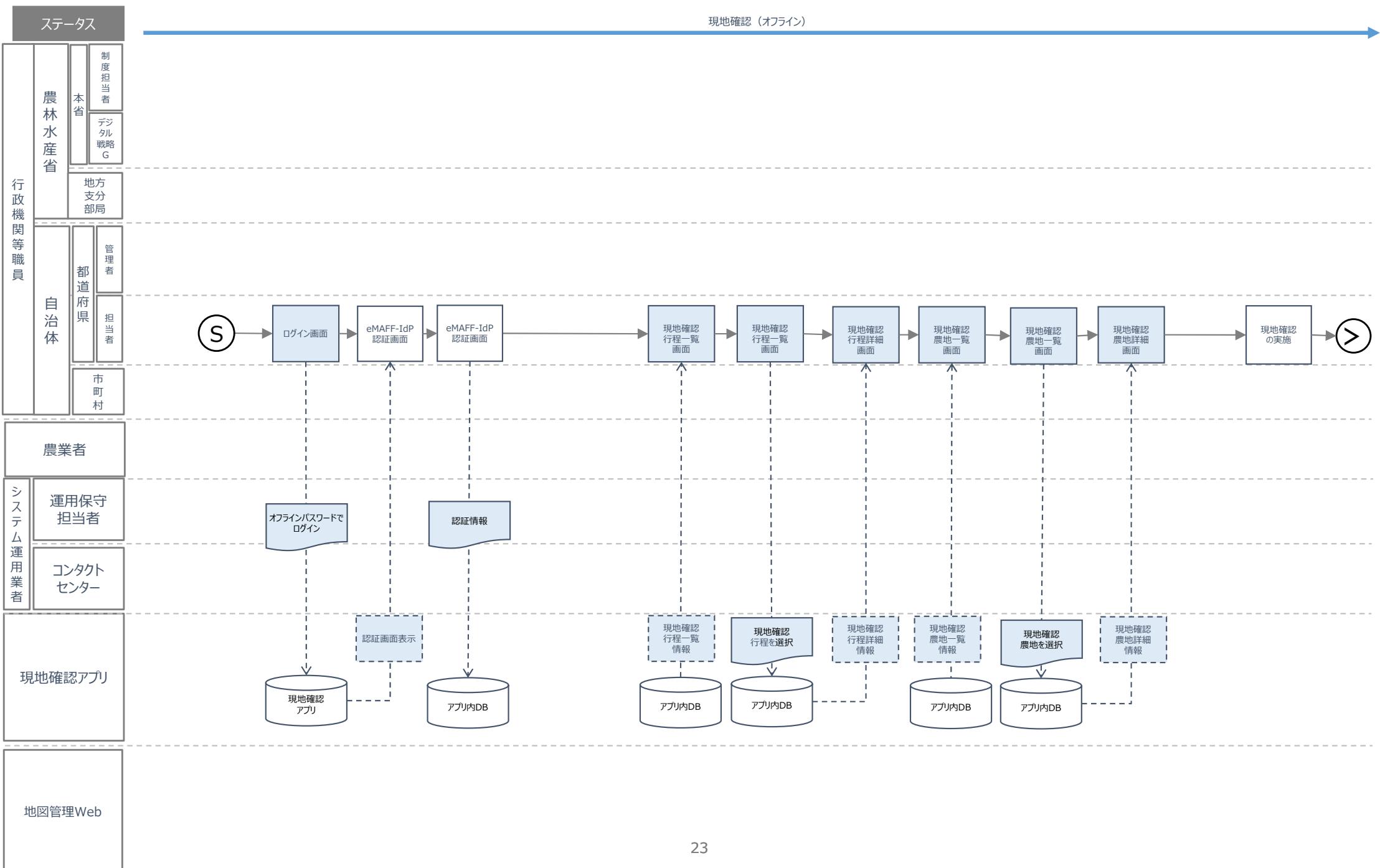
## GY002-04.現地確認完了



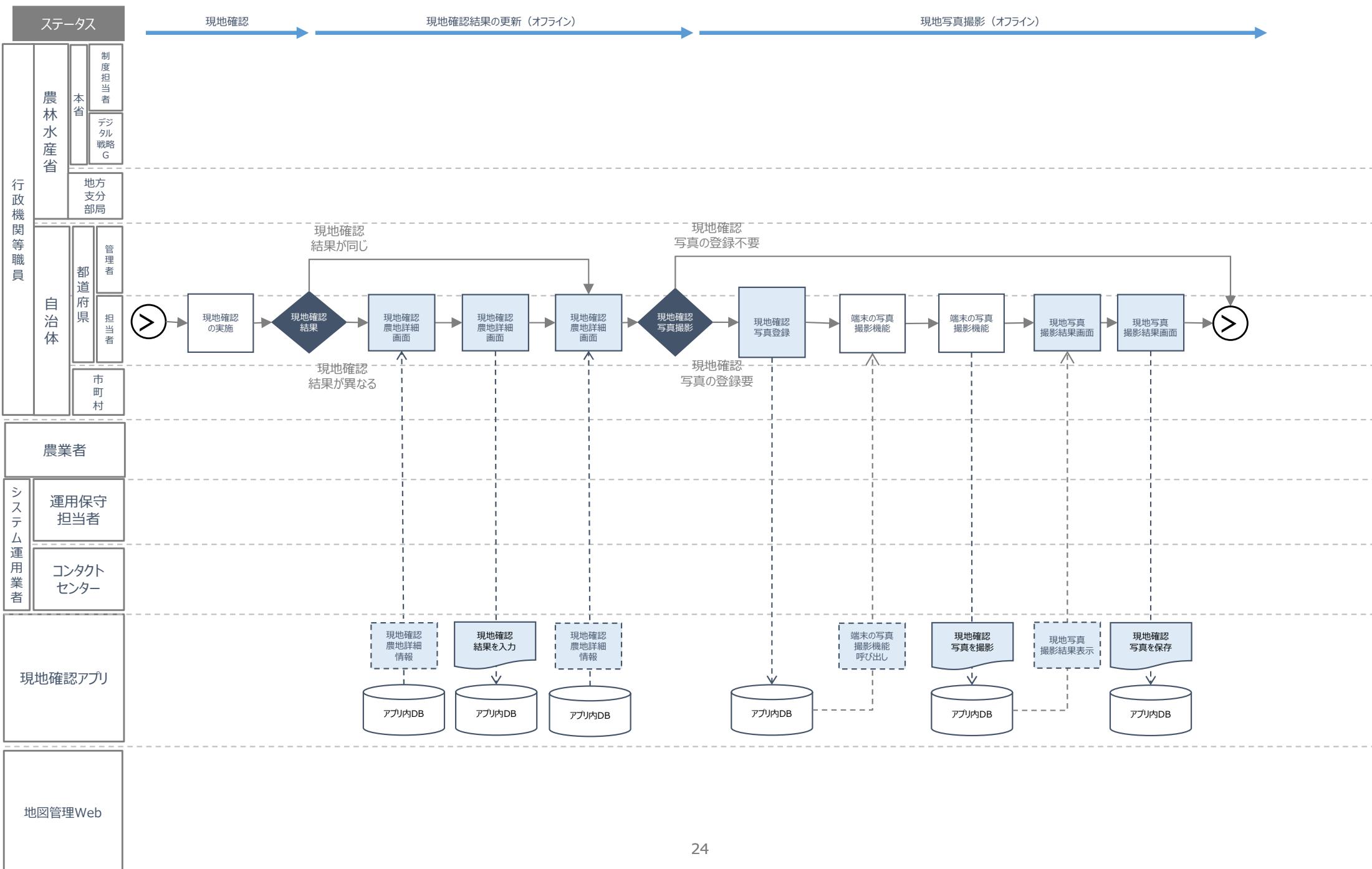
# GY002-05.現地確認要領管理



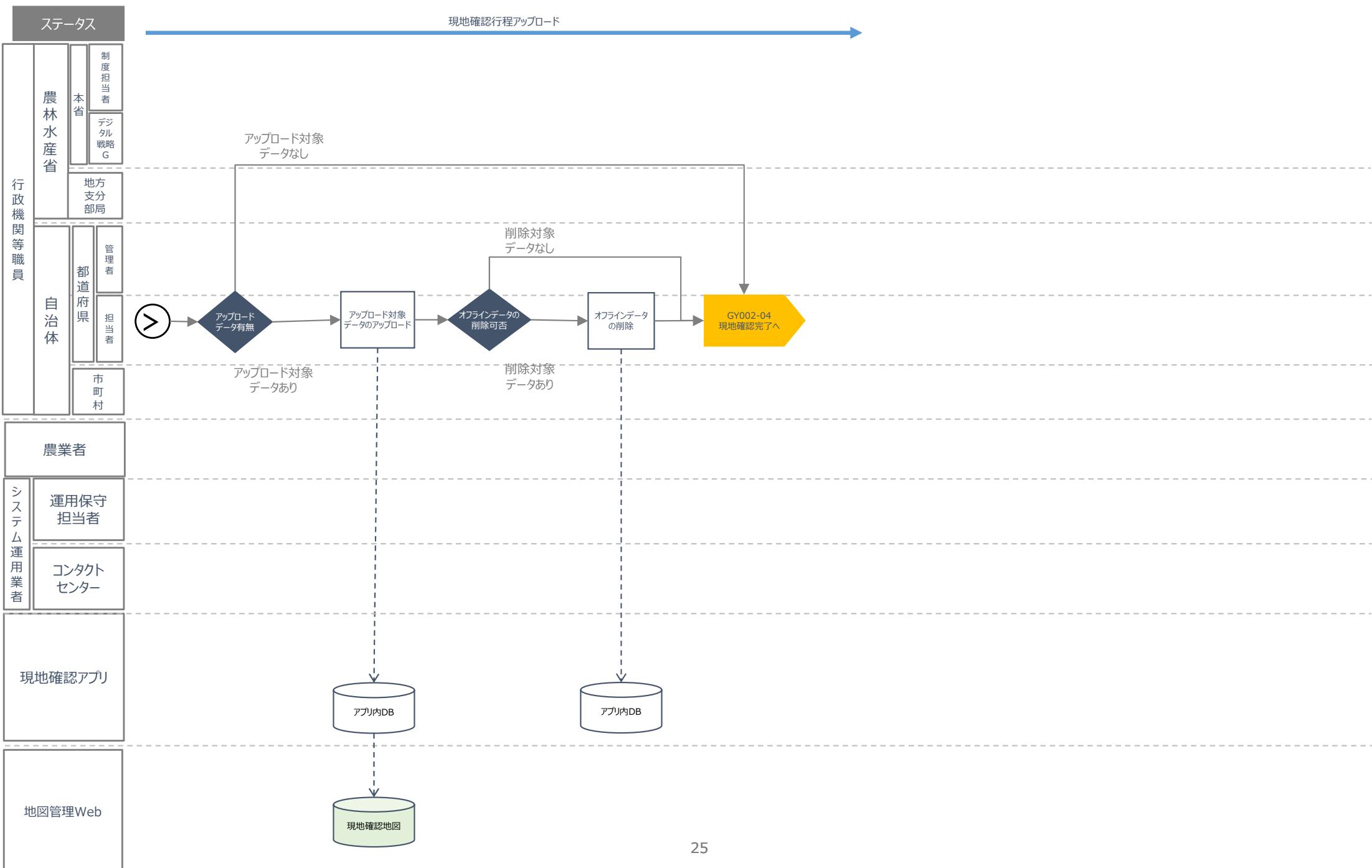
# GY002-06.現地確認（オフライン①）



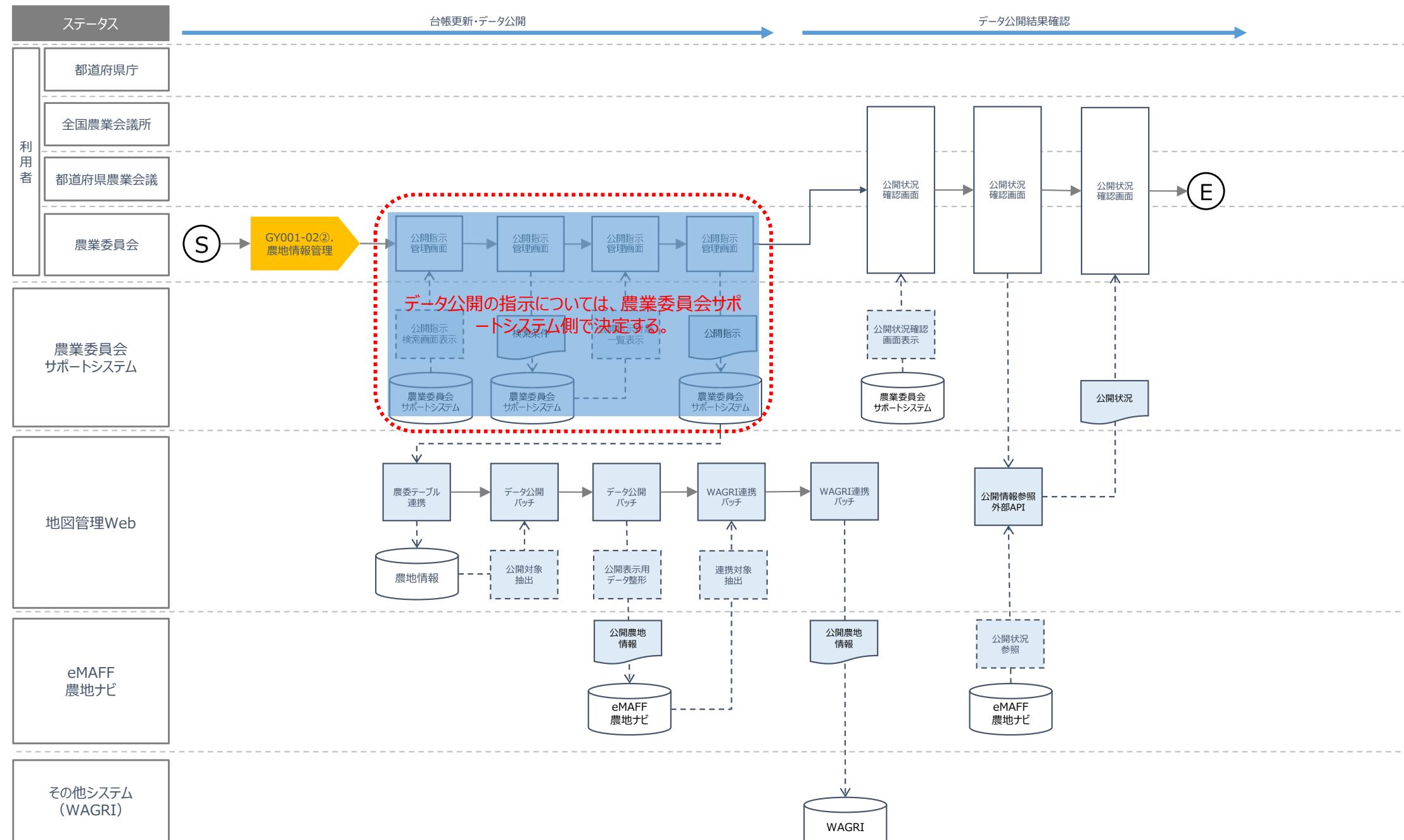
# GY002-06.現地確認（オフライン②）



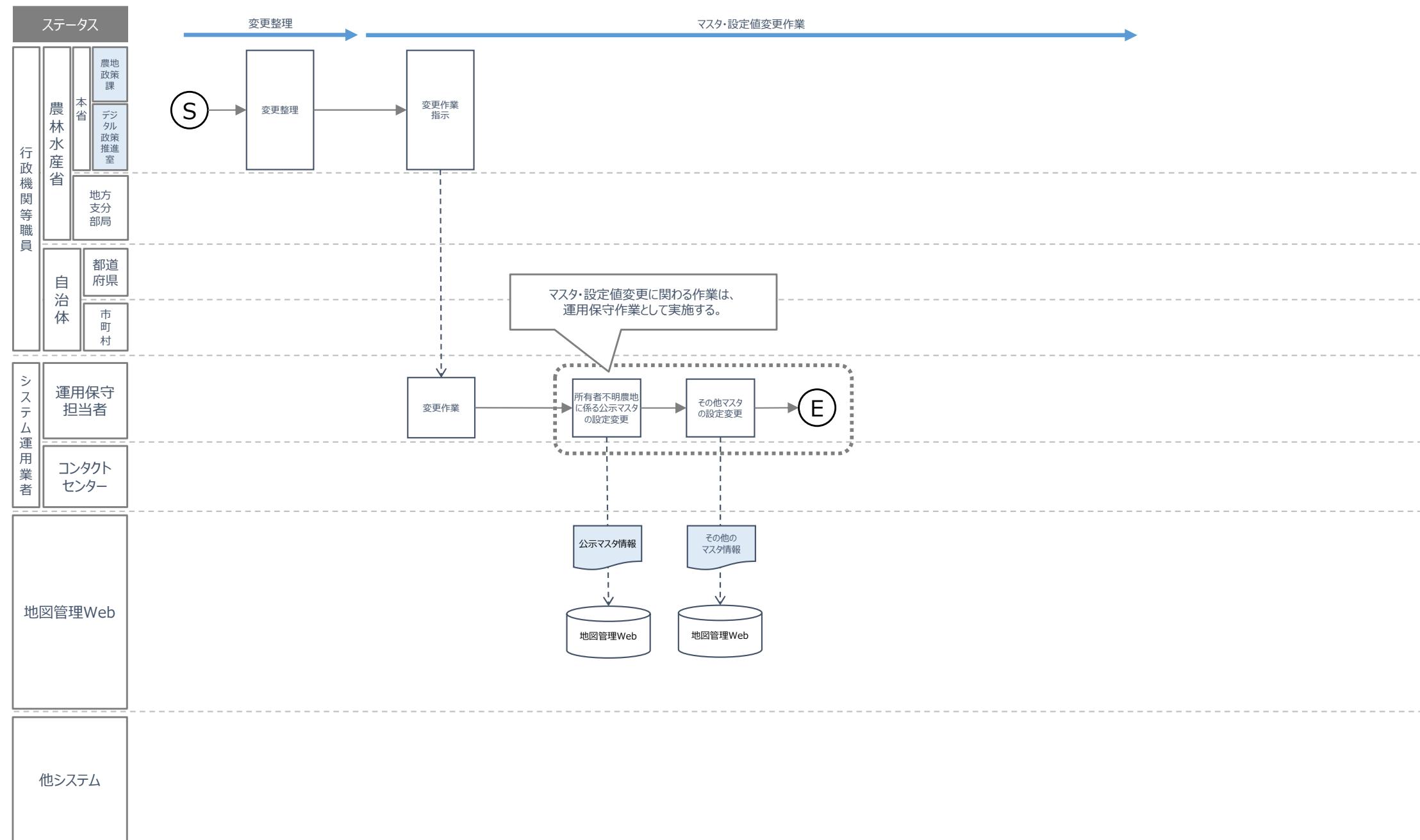
## GY002-06.現地確認（オフライン③）



## GY003-01.データ公開



# GY003-02. eMAFF農地ナビ管理（マスタ・設定値管理）



# GY004-01.公開データ参照

ステータス

公開データ参照

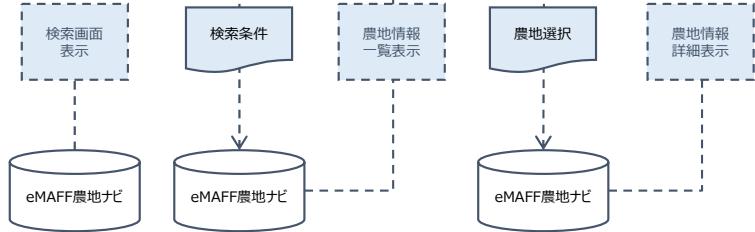


農業者  
就農希望者  
等

運用保守  
担当者

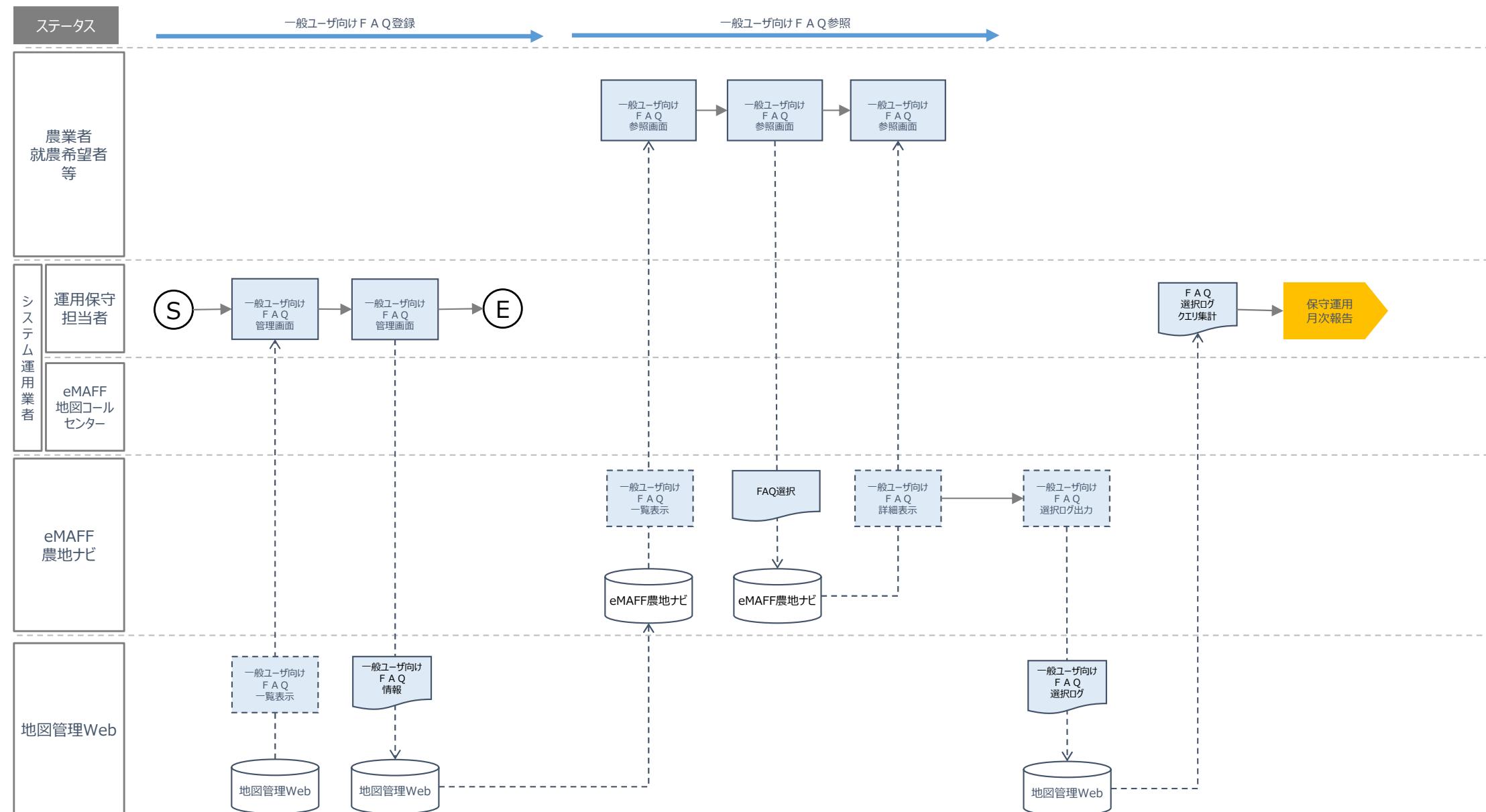
システム運  
用業者  
eMAFF  
地図コール  
センター

eMAFF  
農地ナビ

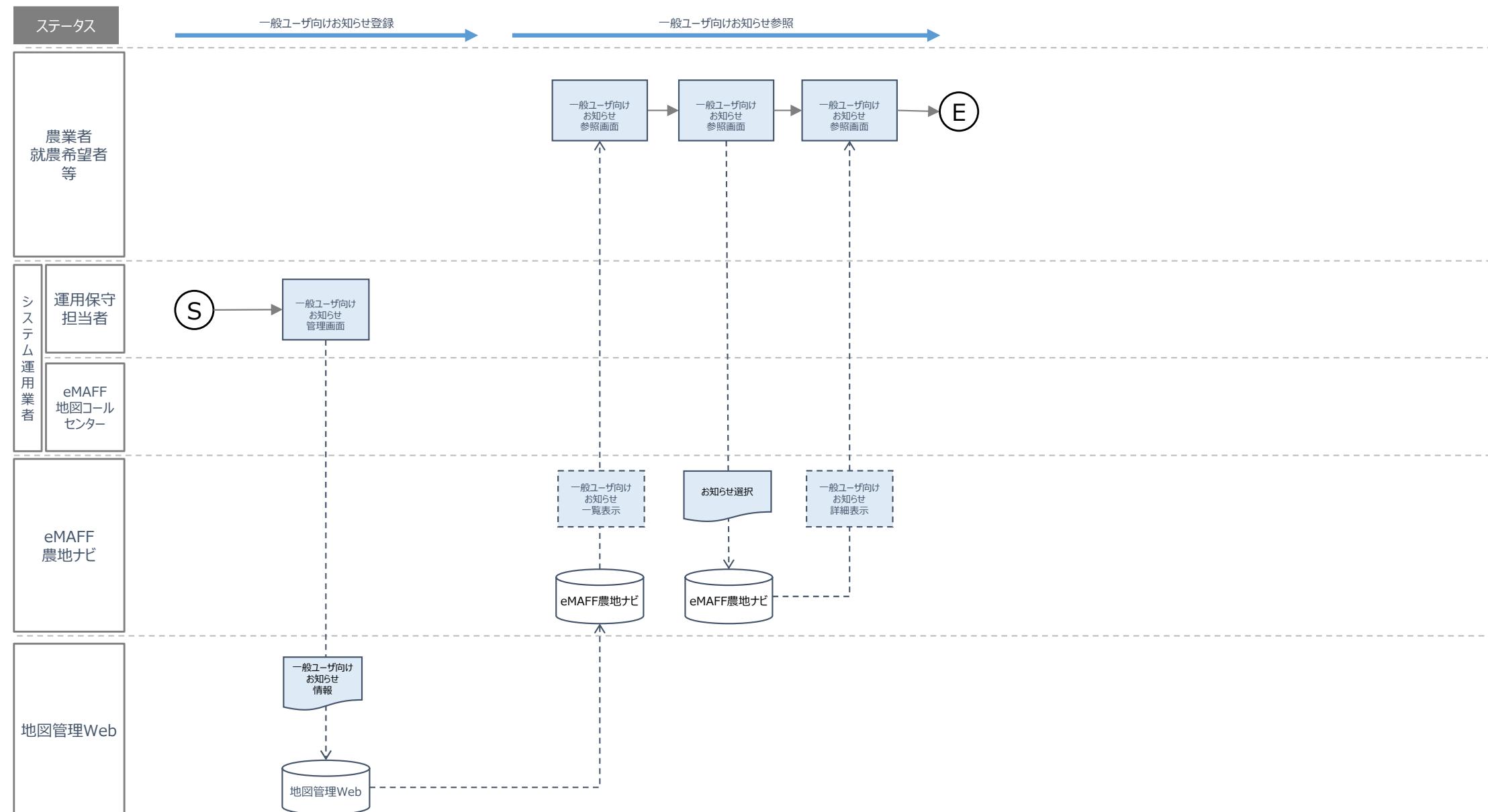


地図管理Web

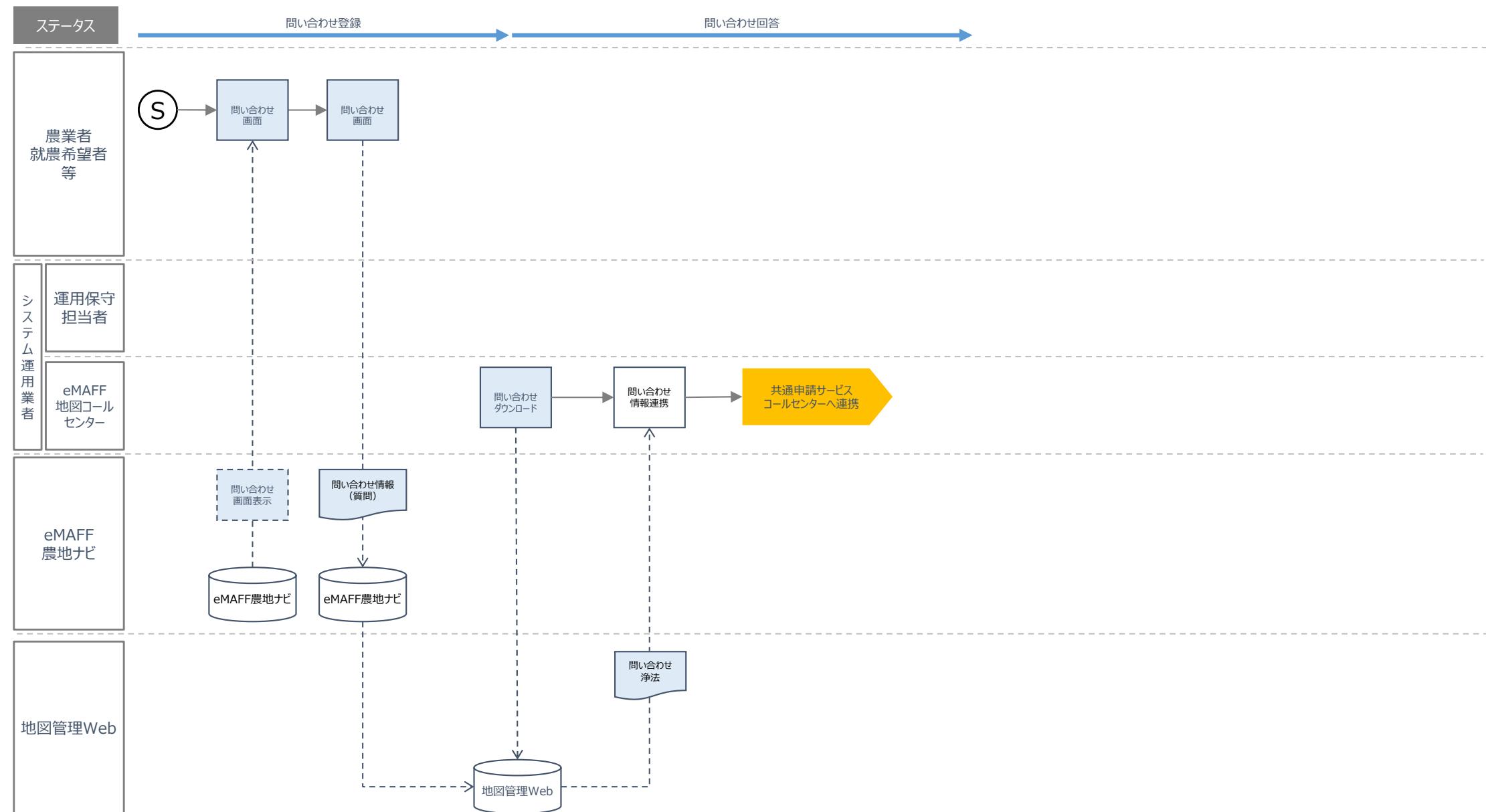
## GY004-02.一般ユーザ向けFAQ管理・参照



# GY004-03.一般ユーザ向けお知らせ管理・参照



# GY004-04.お問い合わせ登録・回答

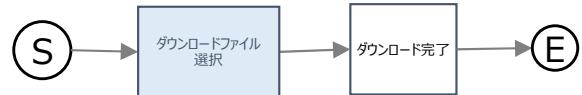


# GY004-05.オープンデータダウンロード

令和4年度開発にて機能としては開発済  
ただし、ユーザには解放していない機能

ステータス

オープンデータダウンロード



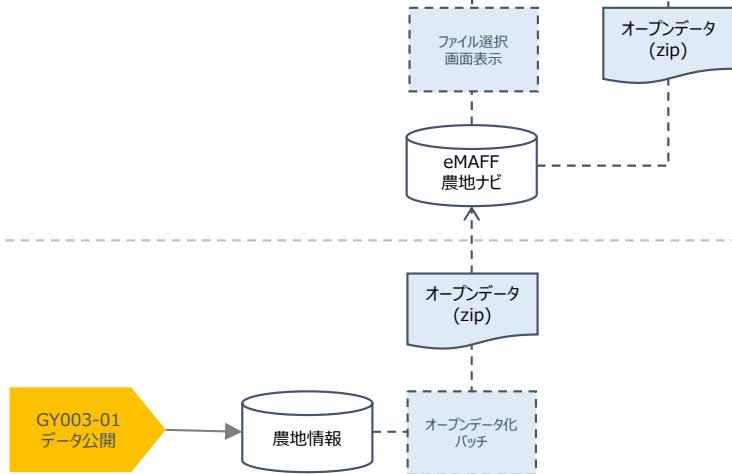
農業者  
就農希望者  
等

運用保守  
担当者

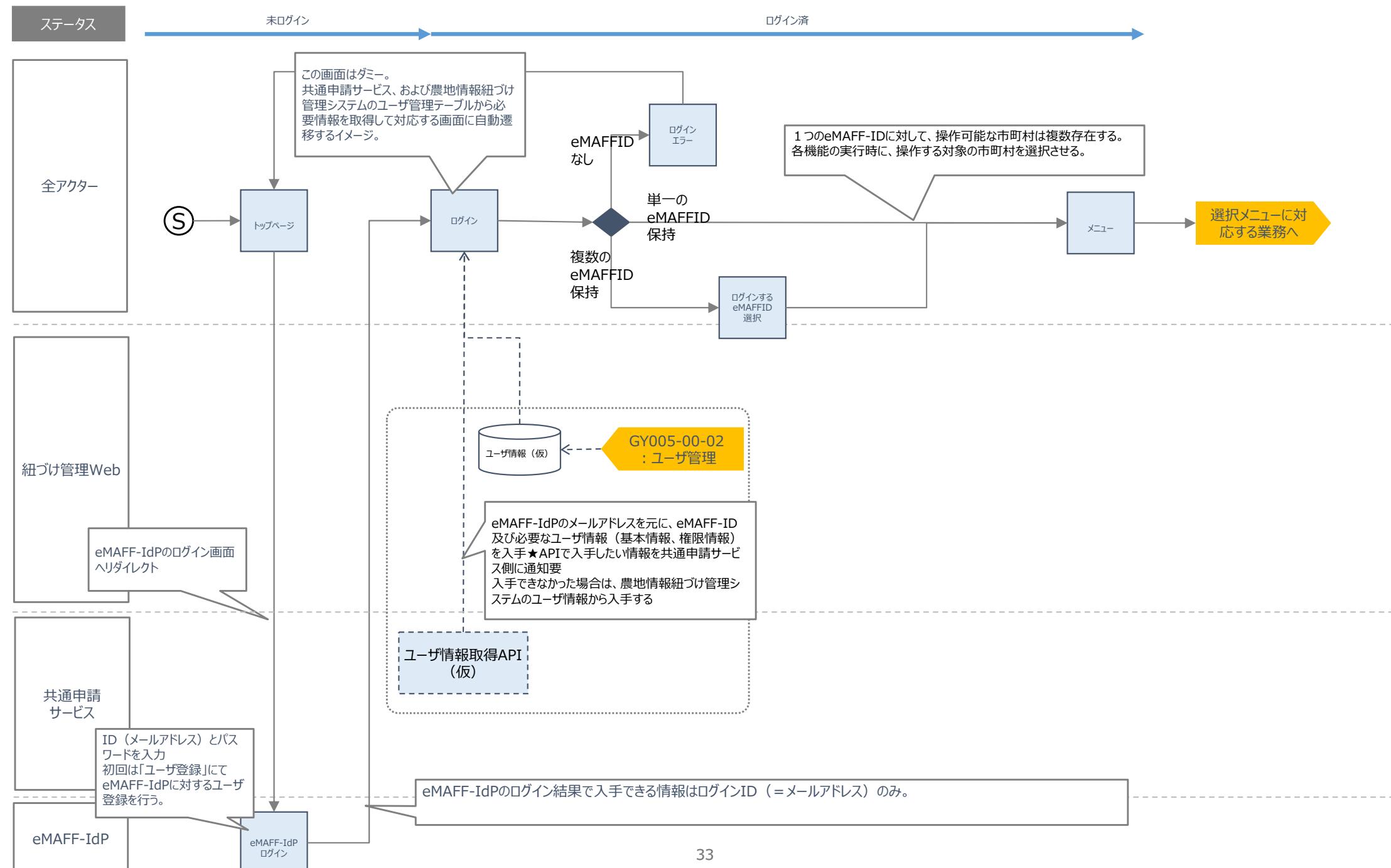
システム運用  
業者  
コール  
センター

eMAFF  
農地ナビ

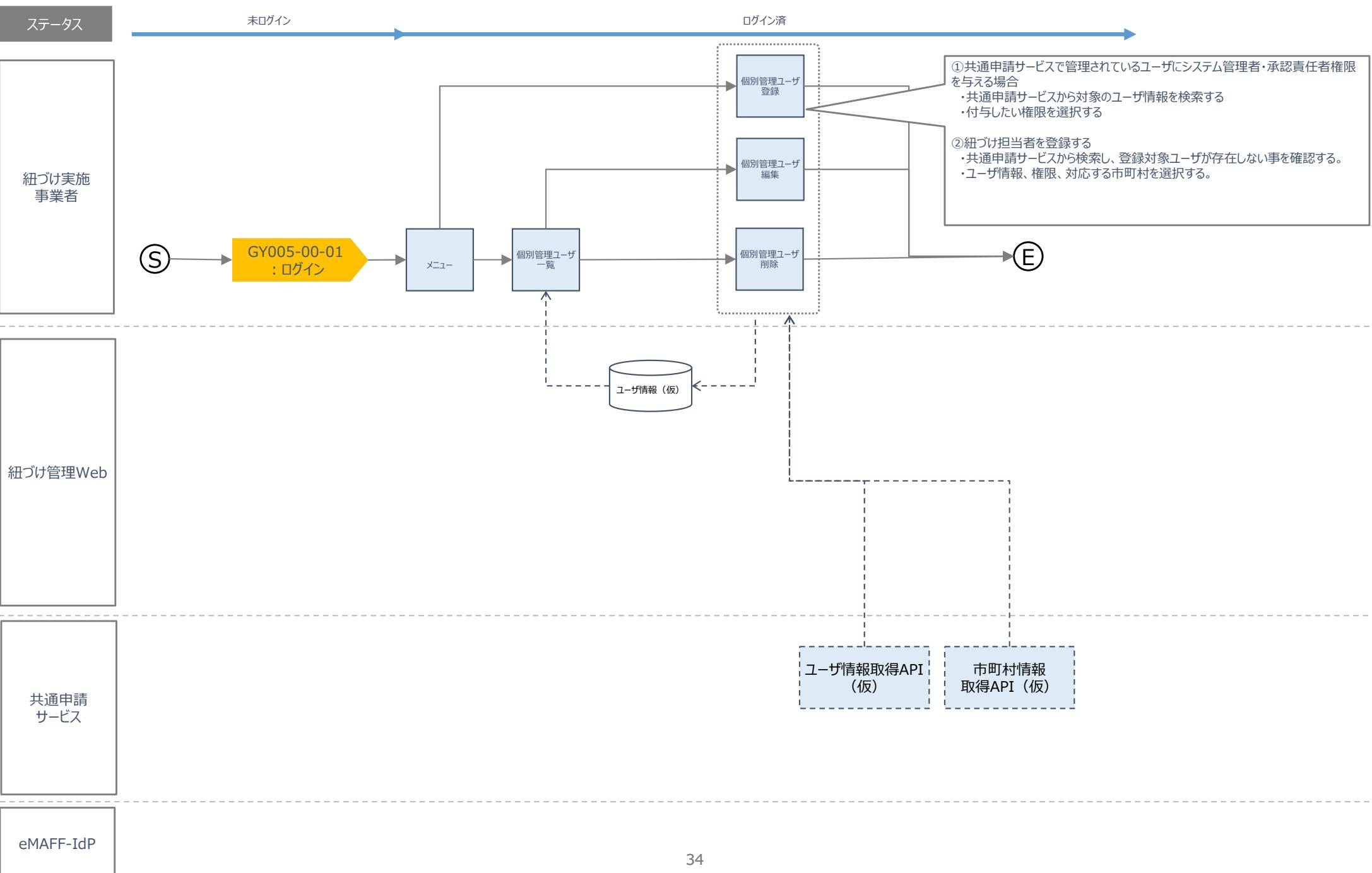
地図管理Web



# GY005-00-01 : ログイン(eMAFF-IDPを用いたログイン)



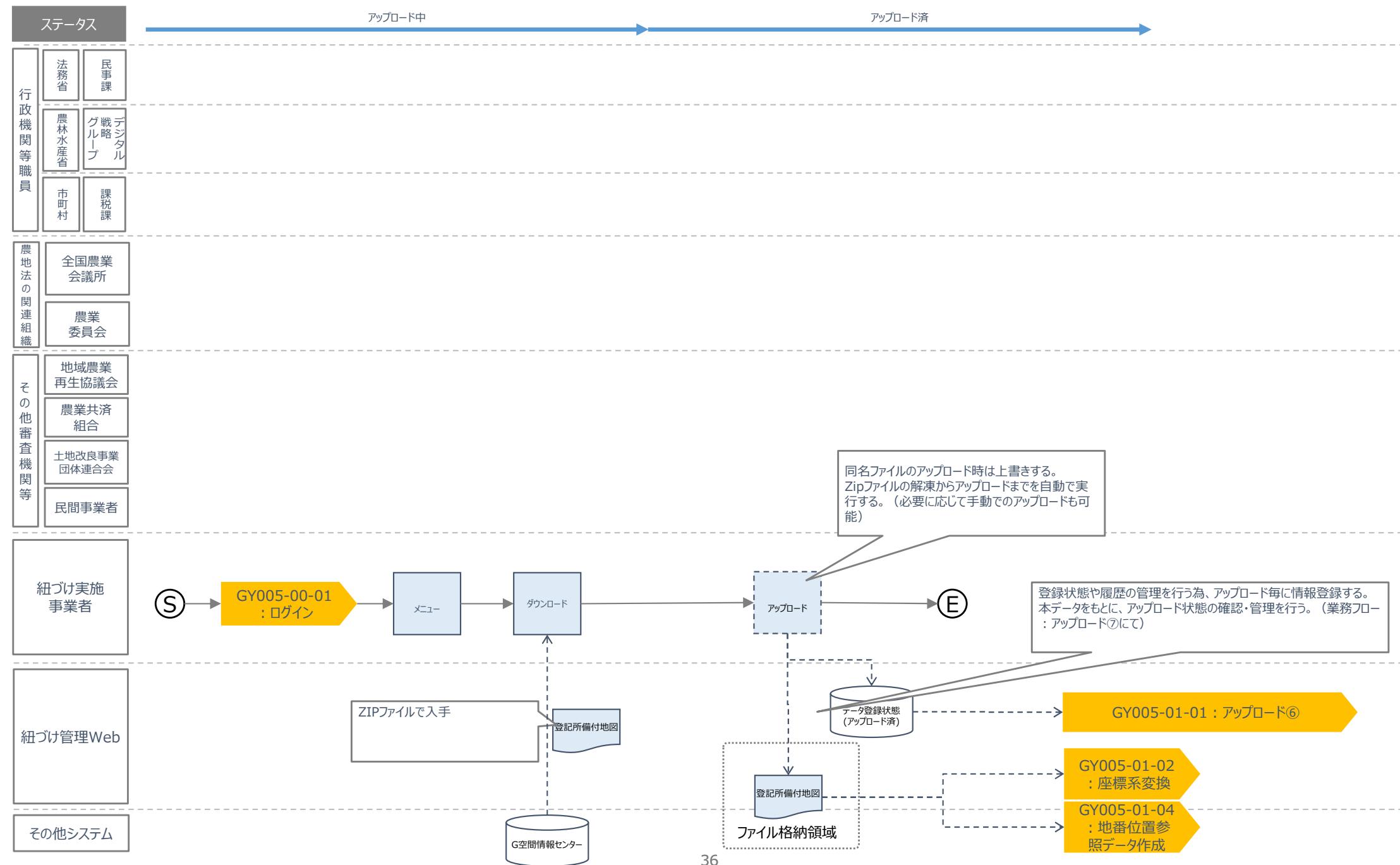
# GY005-00-02 : ユーザ管理



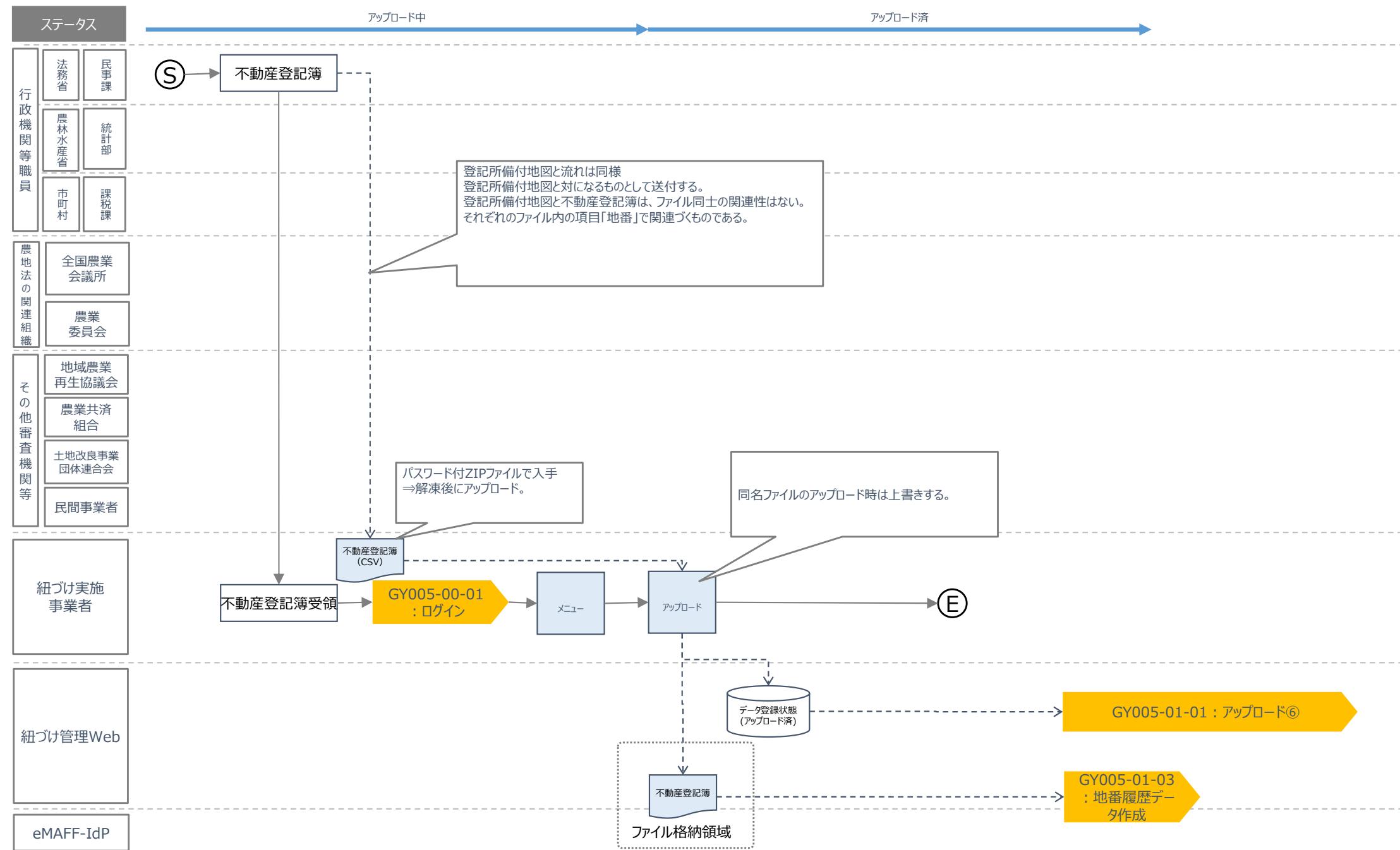
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-01 : データ前準備)

No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-01-01 : アップロード	地番位置参照データ、地番履歴、公共座標系地図のXMLデータ作成に必要な元データを入手し、紐づけ管理システムにアップロードする。
2	GY005-01-02 : 座標系変換	アップロードした不動産登記簿の登記所備付地図（任意座標系）に対して、地番データが図郭内に存在する場合、移動/拡縮/アフィン変換/曲げのアルゴリズムを利用してを公共座標系に自動処理にて変換する。 自動処理にて正確性検証でしきい値を下回る場合、手動処理にて任意座標系図郭データと地番データに対して、ジオメトリのペアを大量に作成して調整する。
3	GY005-01-03 : 地番位置参照データ作成	アップロードした各ファイルを用いて、登記所備付地図、地番図、農地ポリゴン、農地ピン、水土里情報、BMピンの6種の地番位置参照データを作成する。
4	GY005-01-04 : 筆ポリゴンデータ取込	農地情報データベースから農地情報紐づけにて利用する筆ポリゴンデータのコピーを作成する。
5	GY005-01-05 : 筆ポリゴンデータ地番アドレス付与	区画情報と筆ポリゴンとの重畠判定（最大面積、中心点直下、最近傍中心点）を実施し、区画情報に紐付いた筆ポリゴンへの地番付与を行う。m:n対応を前提とした包含関係についても整理する。 区画情報が存在しない場合、ピン情報と筆ポリゴンとの内外判定による地番付与を実施する。

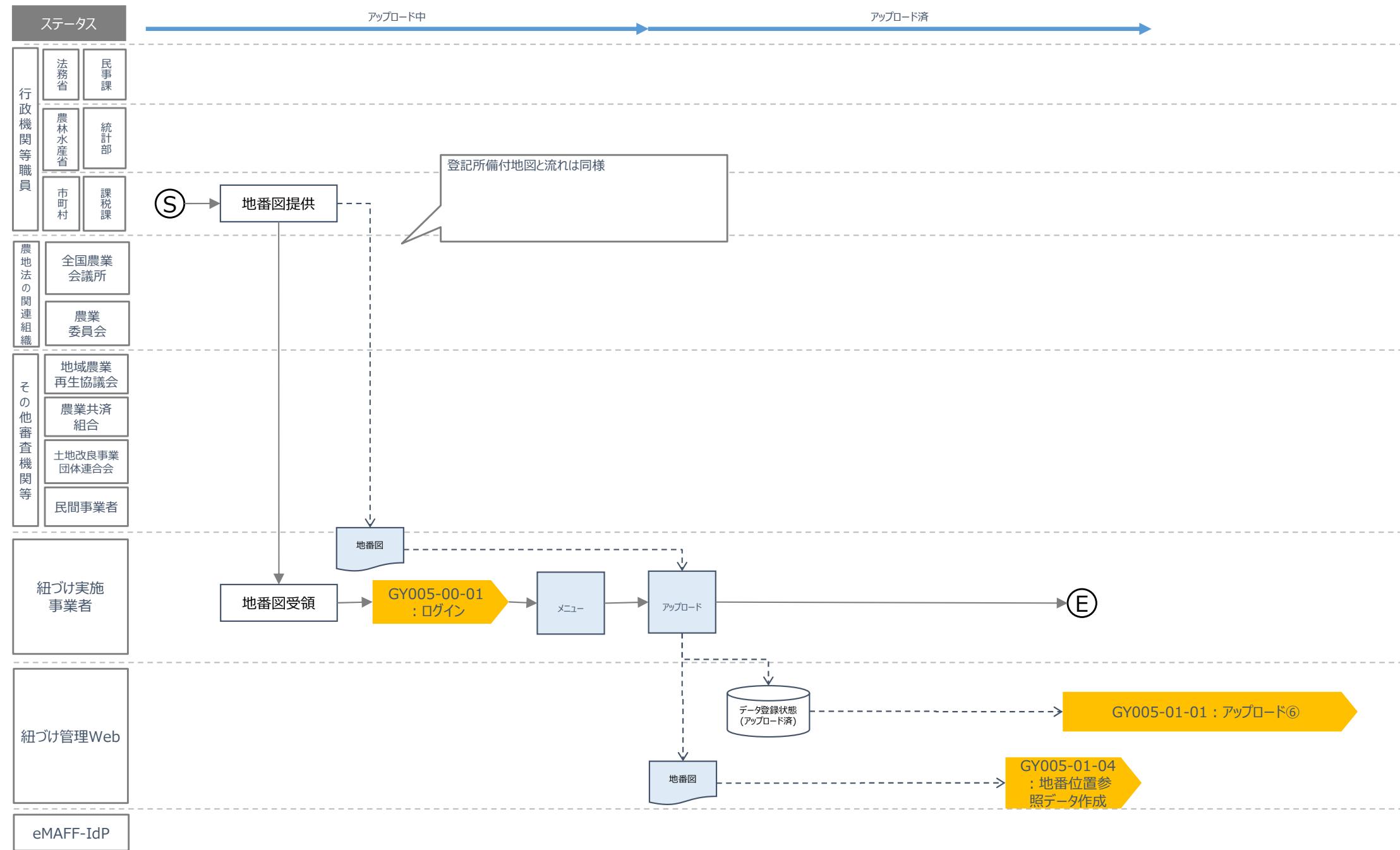
# GY005-01-01 : アップロード①(登記所備付地図)



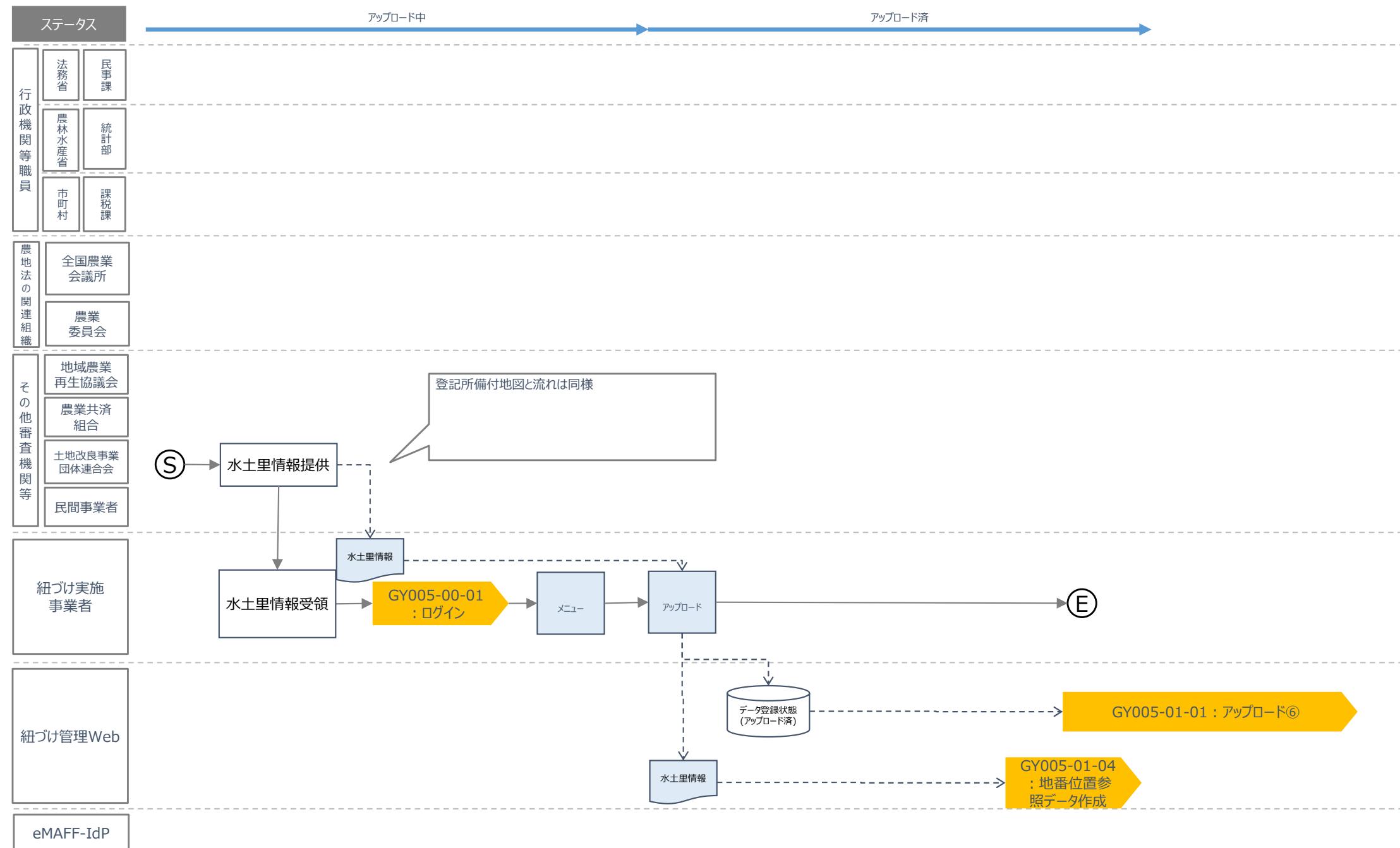
GY005-01-01 : アップロード②(不動産登記簿)



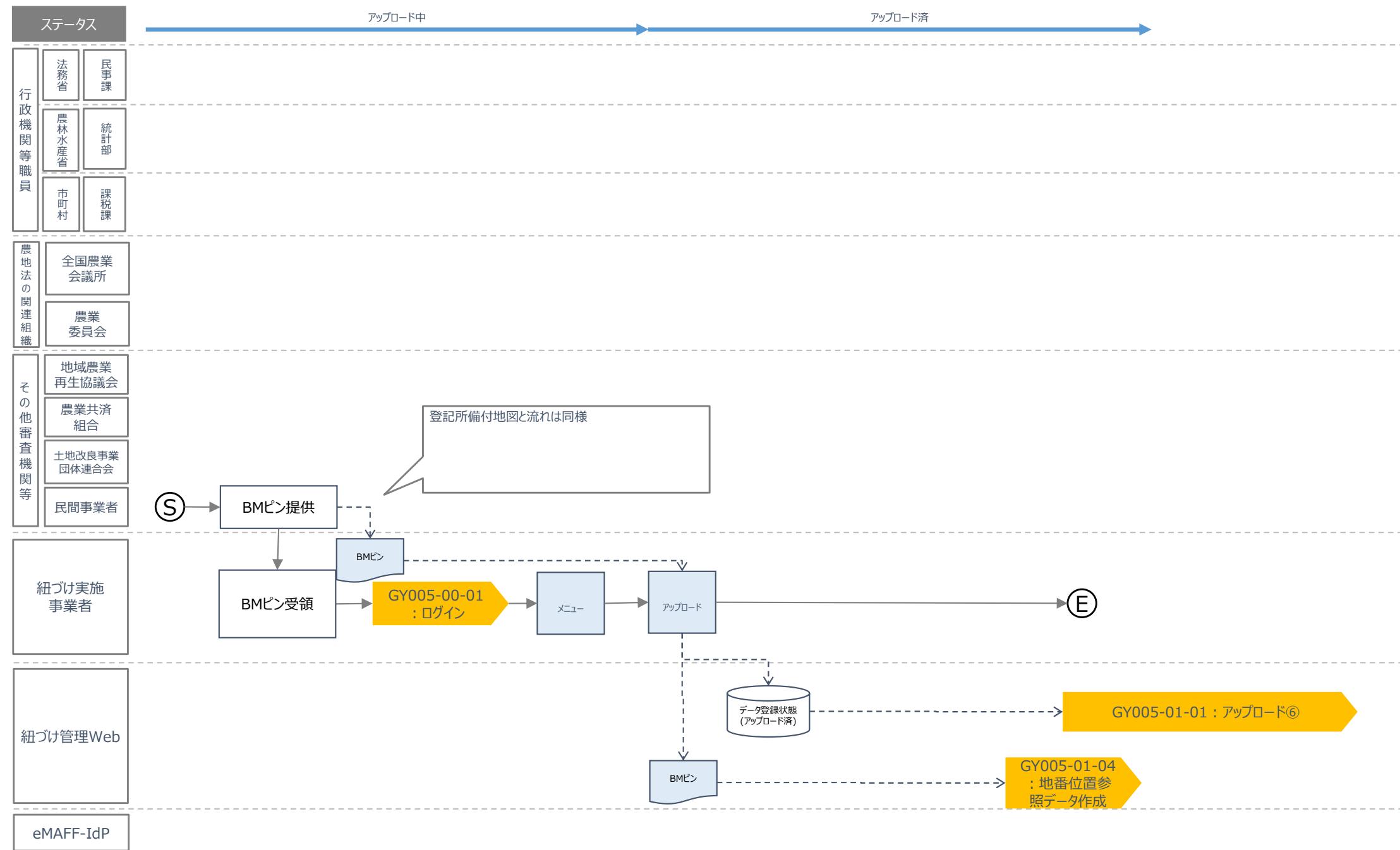
## GY005-01-01 : アップロード③(地番図)



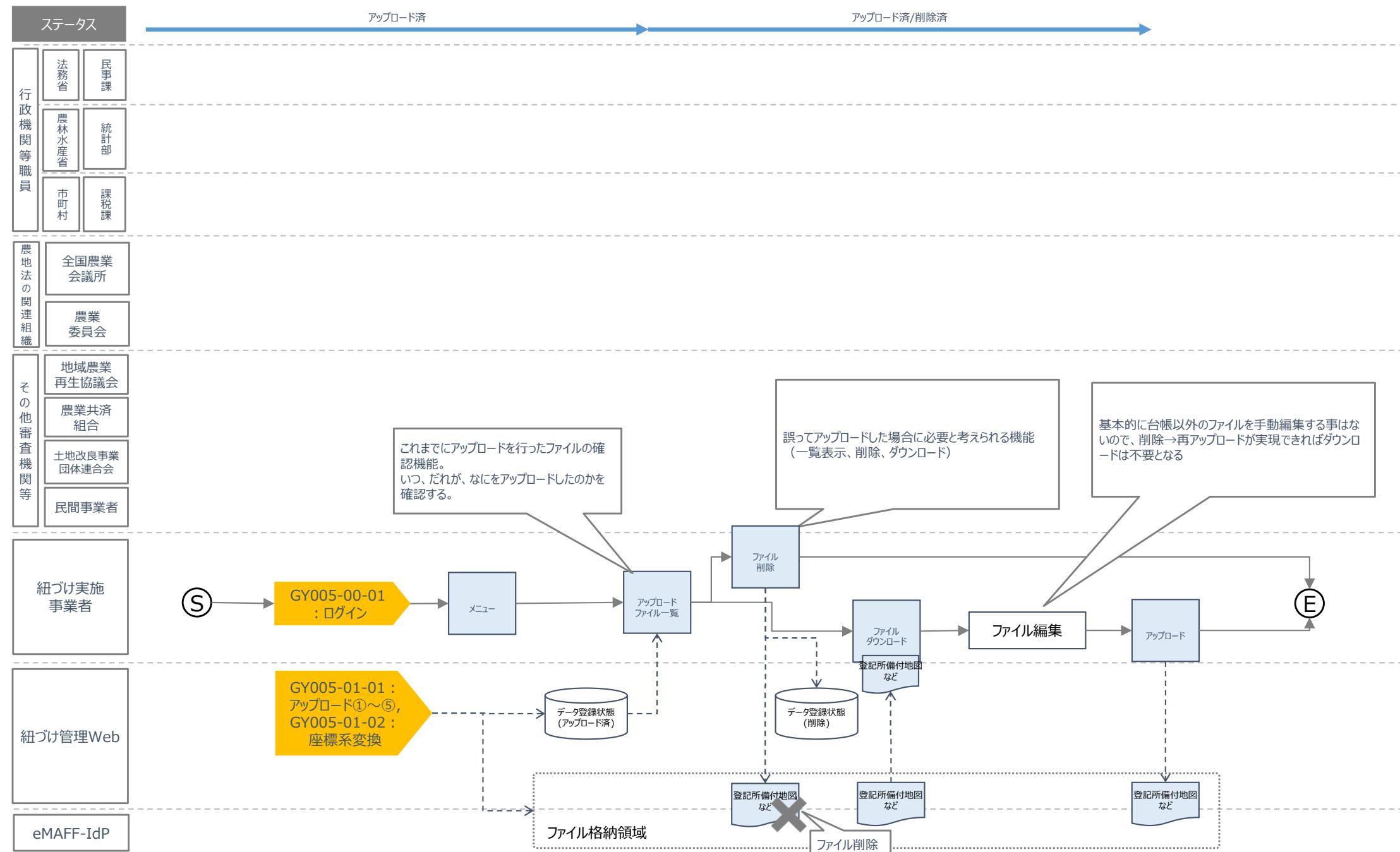
# GY005-01-01 : アップロード④(水土里情報)



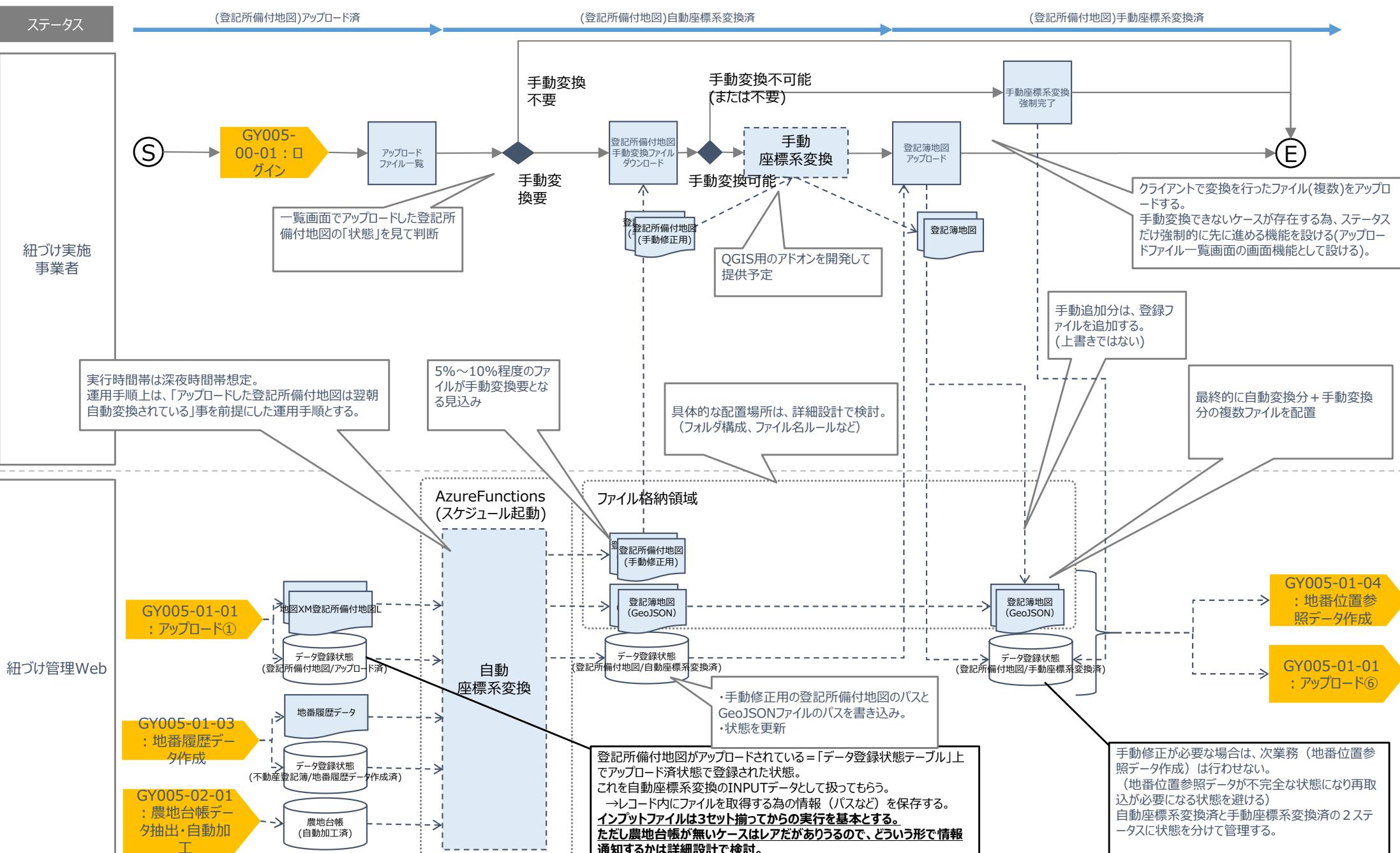
# GY005-01-01 : アップロード⑤(BMピン)



# GY005-01-01 : アップロード⑥(アップロード状態確認－共通)



# GY005-01-02 : 座標系変換

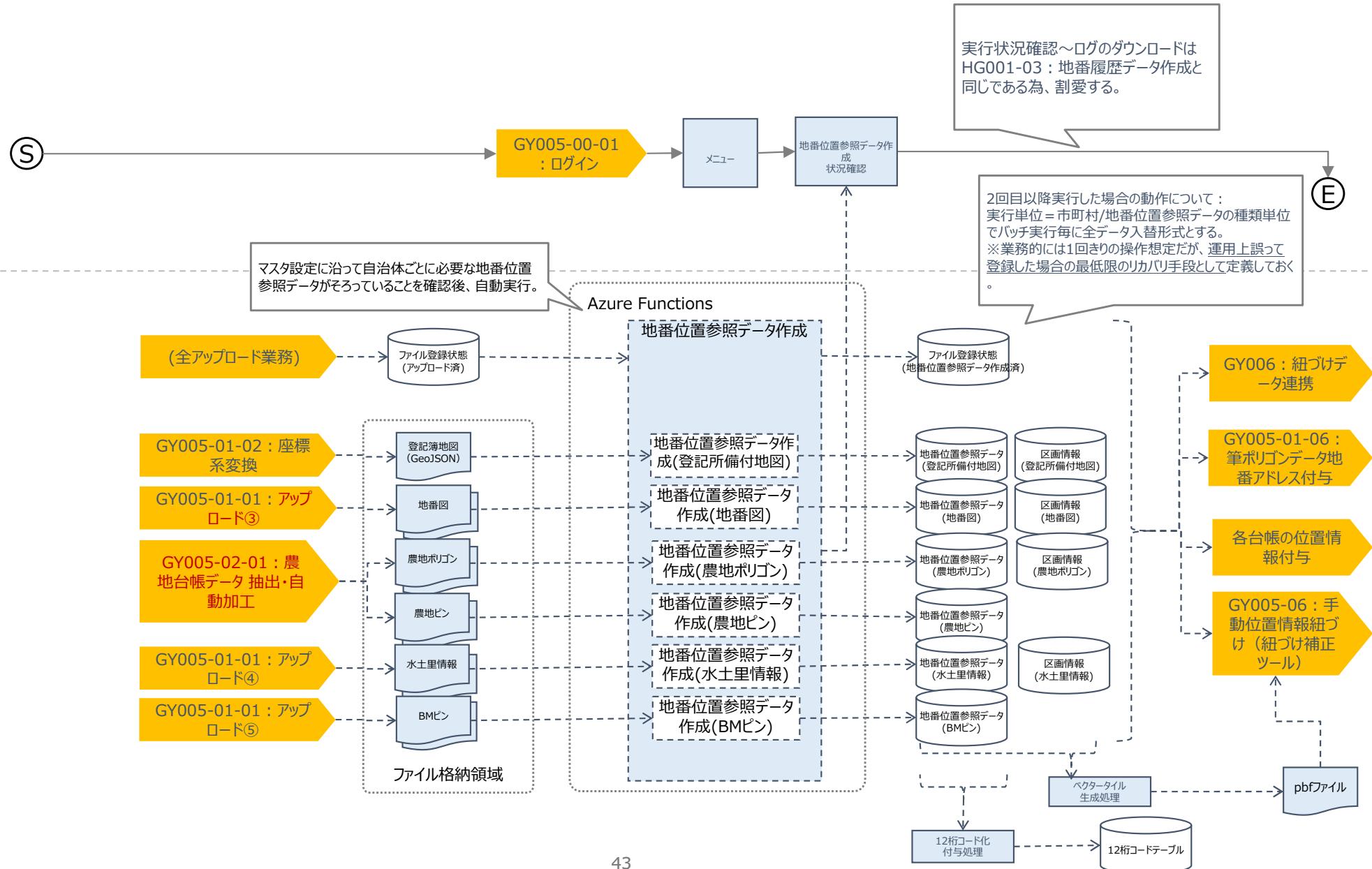


# GY005-01-04 : 地番位置参照データ作成（基本登録フロー）

ステータス

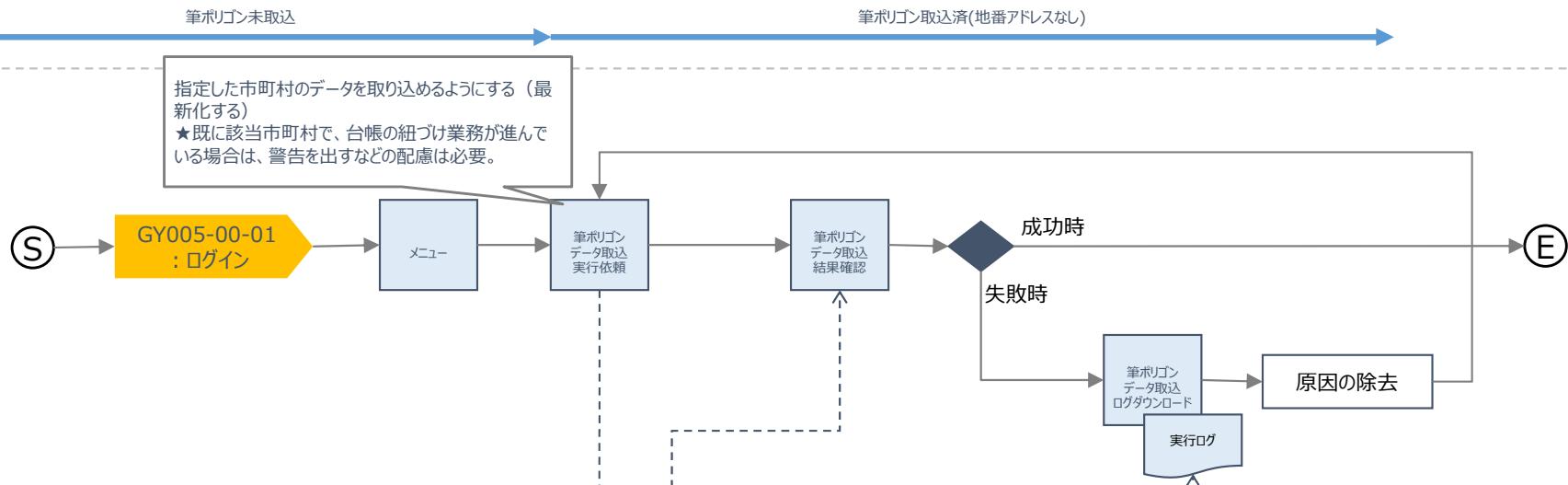
アップロード済

地番位置参照データ作成済

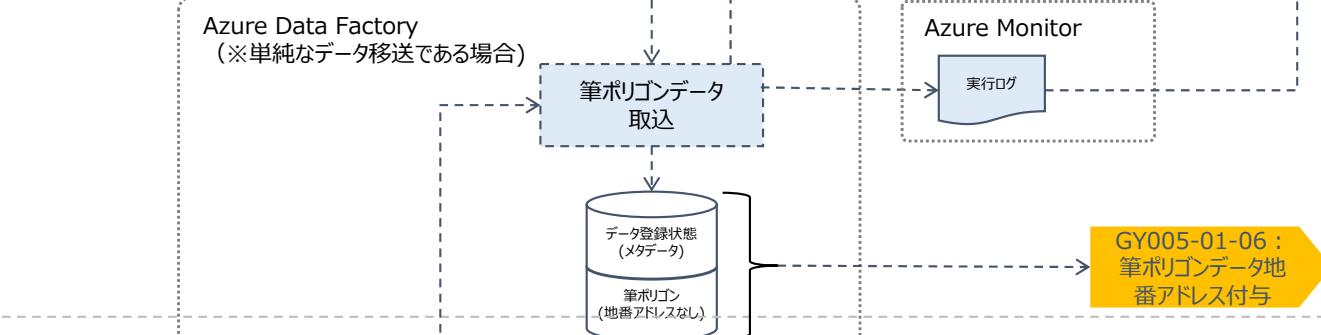


# GY005-01-05 : 筆ポリゴンデータ取込

ステータス



紐づけ実施事業者

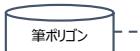


紐づけ管理Web

農林水産省地理情報共通管理システムの対象外



農林水産省地理情報共通管理システム



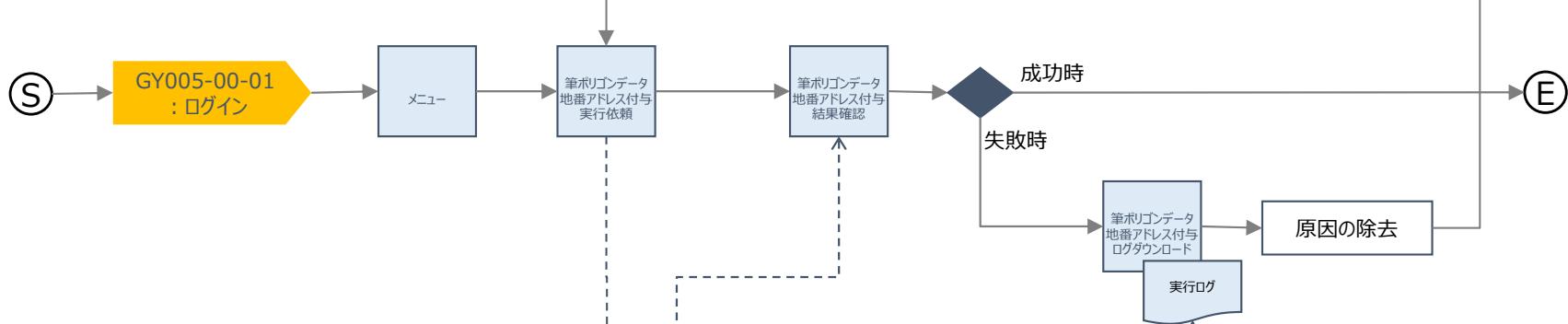
筆ポリゴン管理システム

# GY005-01-06 : 筆ポリゴンデータ地番アドレス付与

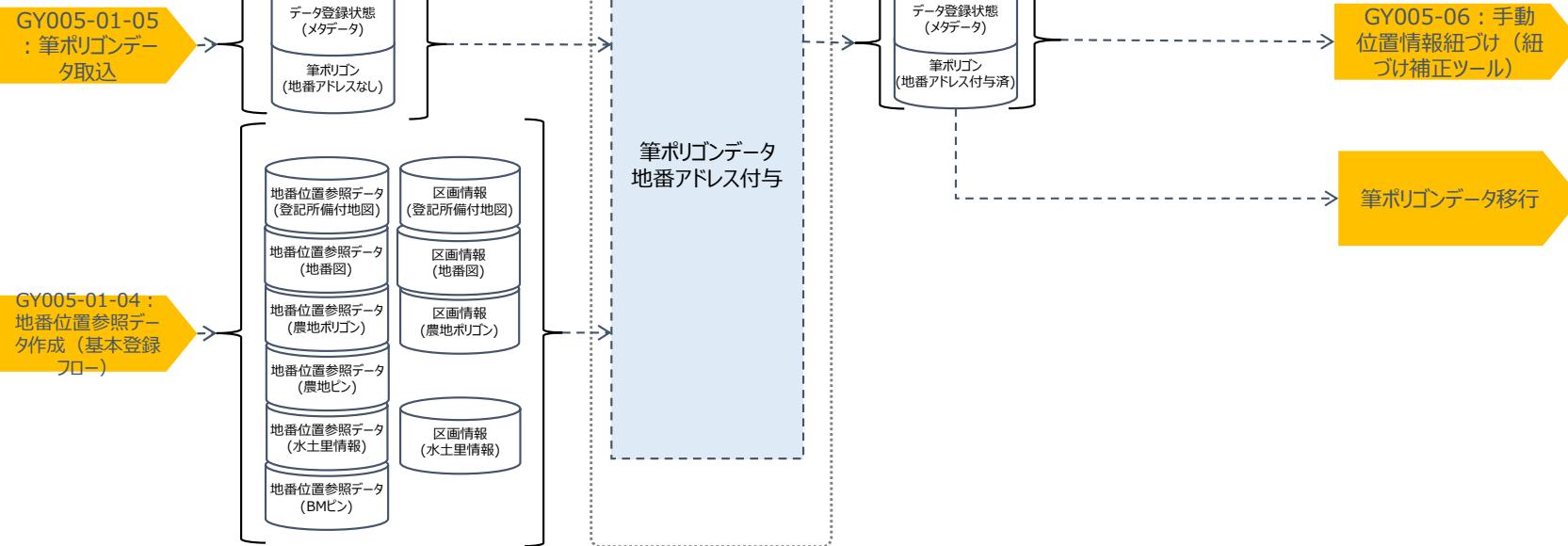
ステータス

筆ポリゴン取込済(地番アドレスなし)

筆ポリゴン取込済(地番アドレス付与済)



紐づけ実施事業者

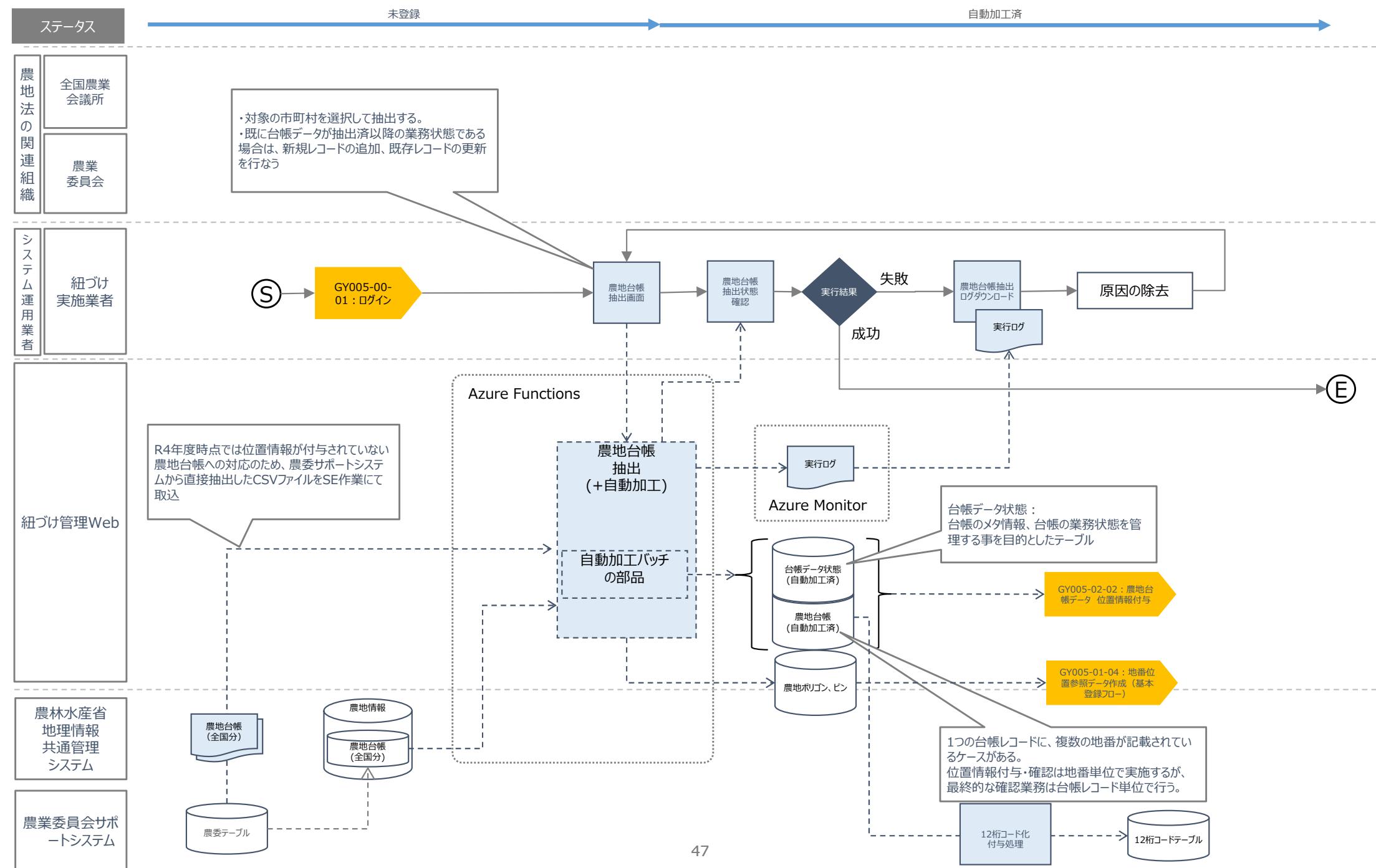


紐づけ管理Web

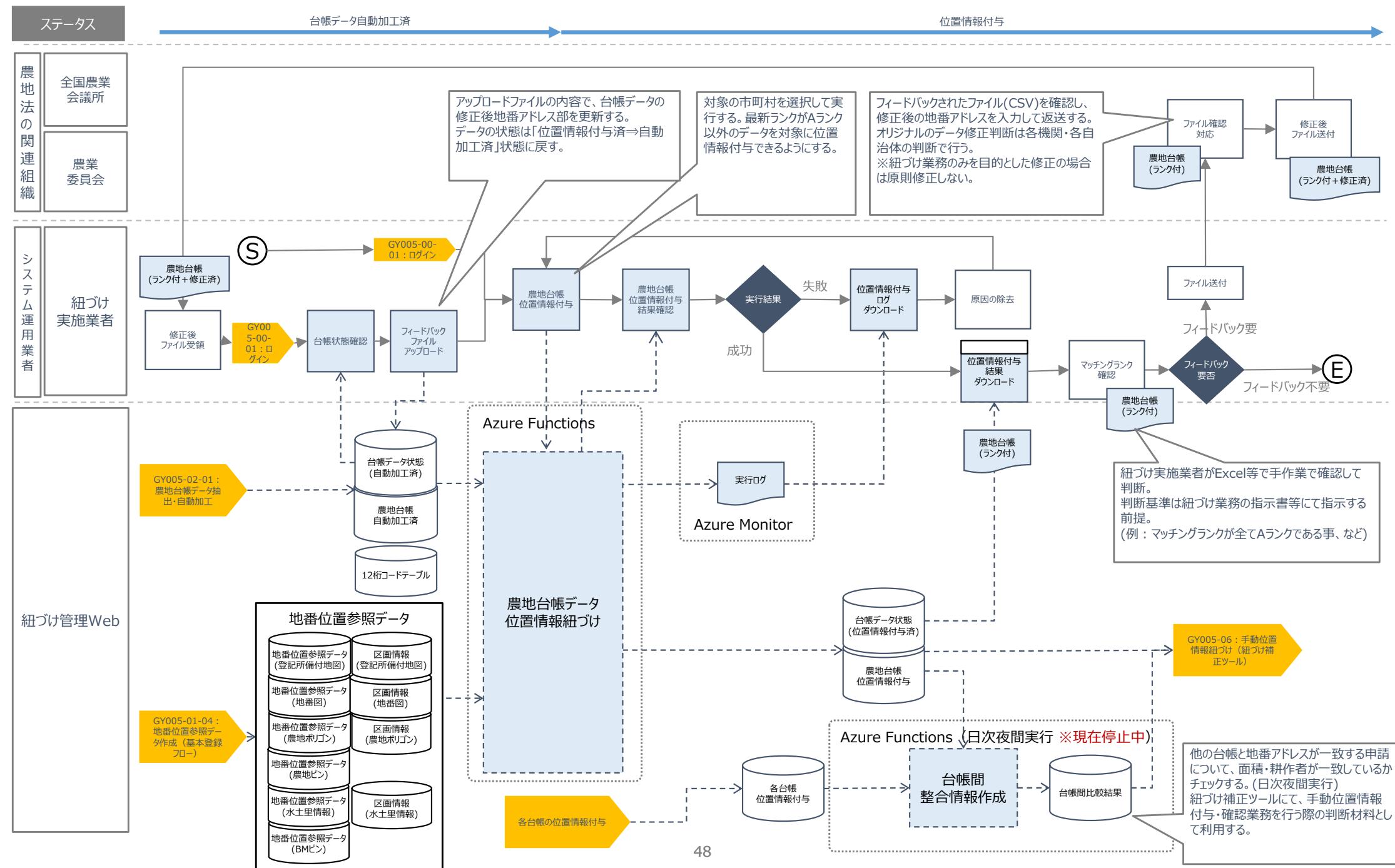
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-02 : 農地台帳紐づけ)

No.	業務フロー(小分類)名	概要
01	GY005-02-01 : 農地台帳データ 抽出・自動加工	<p>農林水産省地理情報共通管理システム（農地情報）より全国分の農地台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムに抽出する。</p> <p>あわせて、実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。</p> <p>加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。</p>
02	GY005-02-02 : 農地台帳データ 位置情報付与	<p>地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。</p> <p>地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、 ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。</p> <p>また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。</p>

GY005-02-01 : 農地台帳データ抽出・自動加工



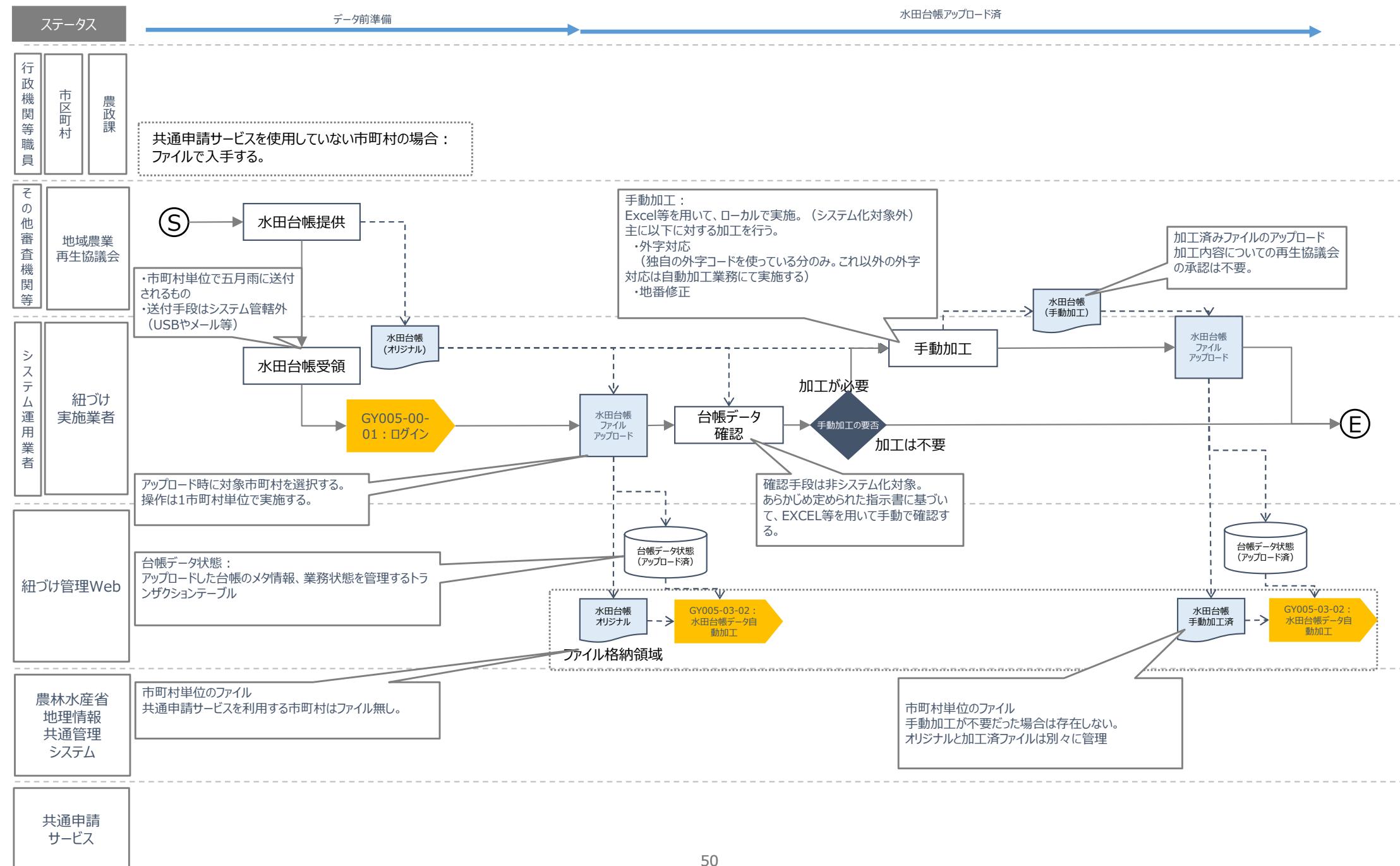
GY005-02-02：農地台帳データ 位置情報付与



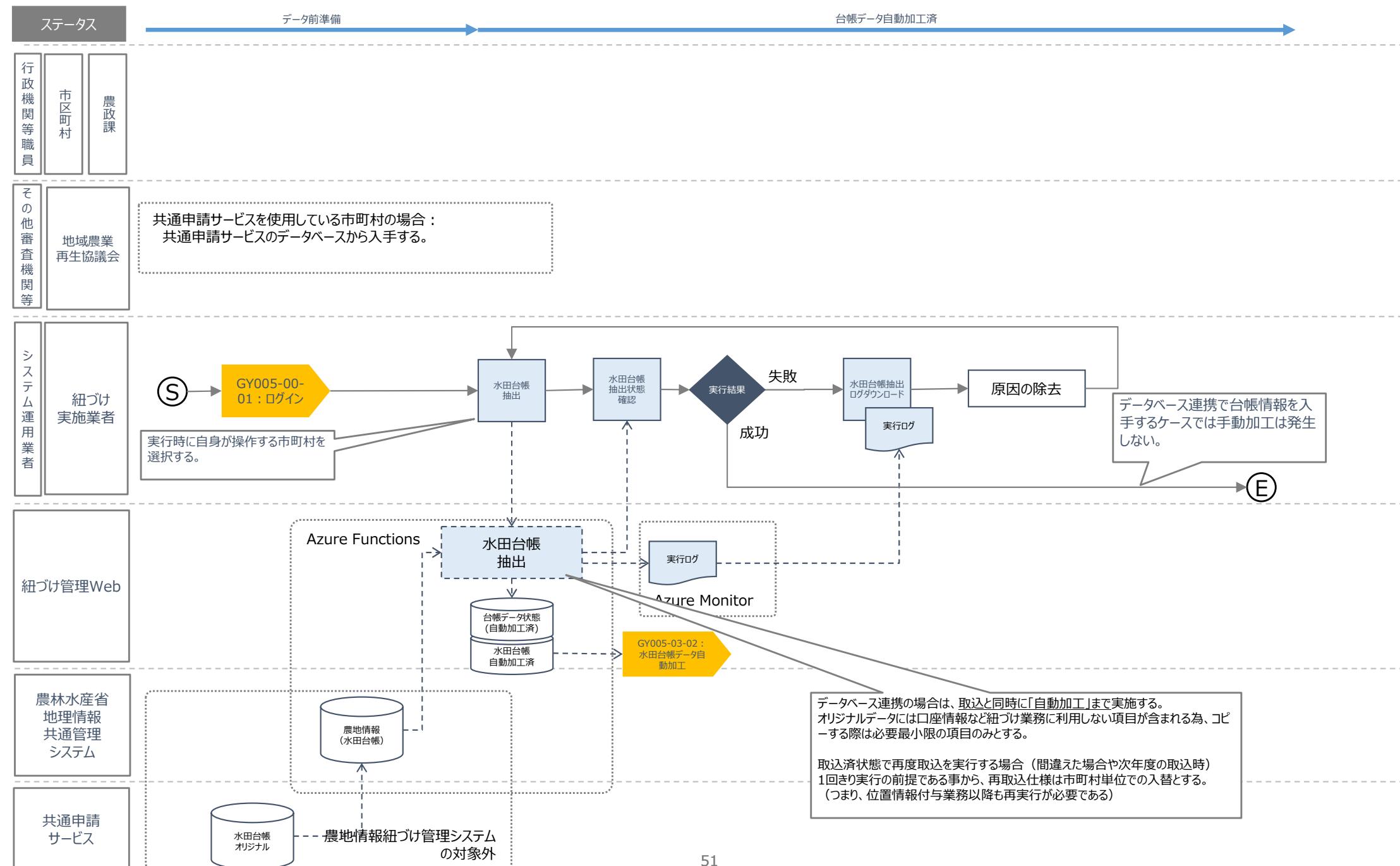
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-03 : 水田台帳紐づけ)

No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-03-01 : 水田台帳アップロード	<p>水田台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムにアップロードする。</p> <p>共通申請サービスを使用している市町村はデータベース連携によりデータ入手し、他の市町村はファイルで入手する。</p> <p>入手したファイルに対して必要に応じて外字対応・地番の手動加工を行う。</p>
2	GY005-03-02 : 水田台帳データ自動加工	<p>実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。</p> <p>加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。</p>
3	GY005-03-03 : 水田台帳データ位置情報付与	<p>地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。</p> <p>地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、</p> <p>ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。</p> <p>また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。</p>

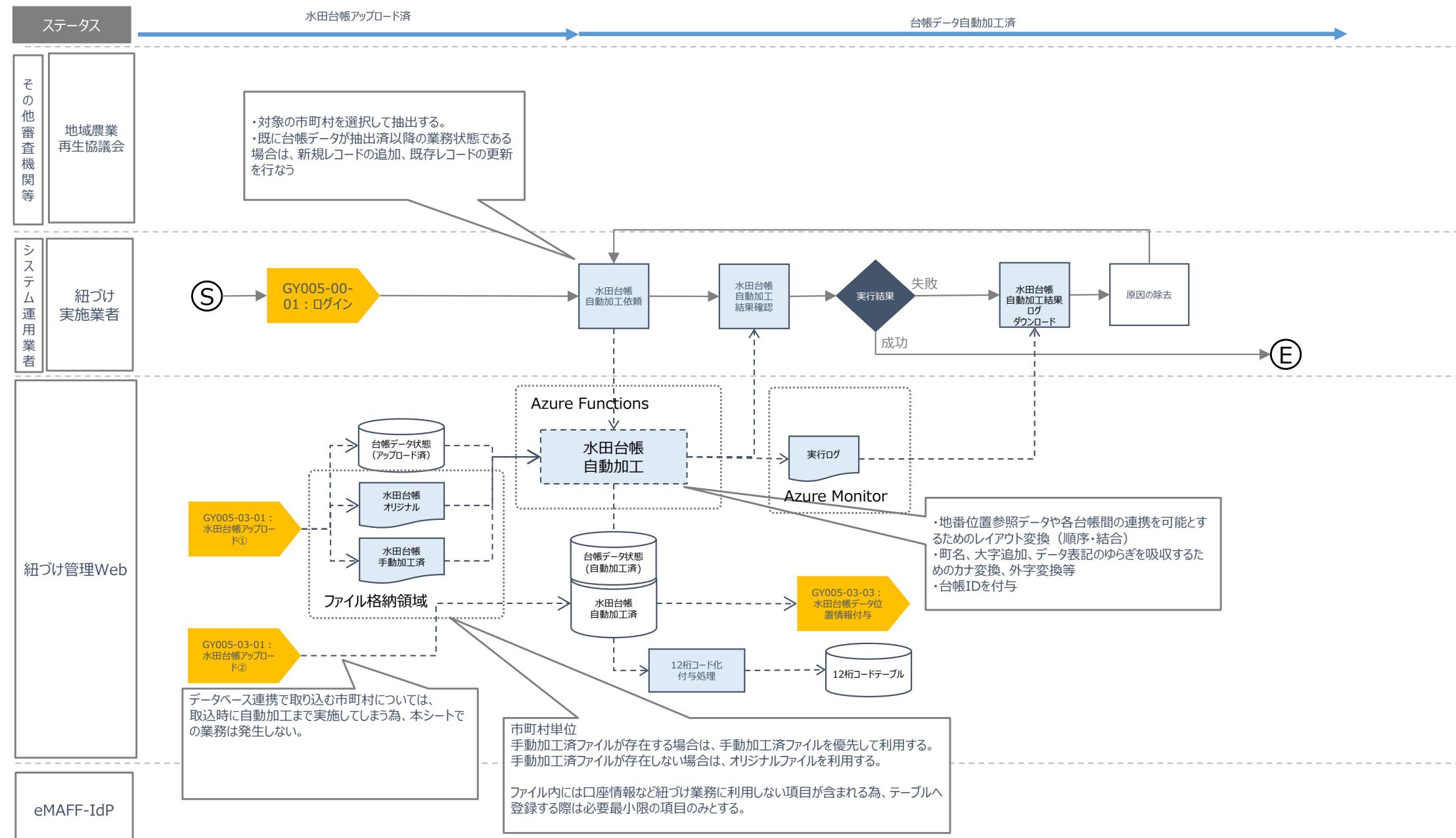
# GY005-03-01 : 水田台帳アップロード① (ファイルによる入手)



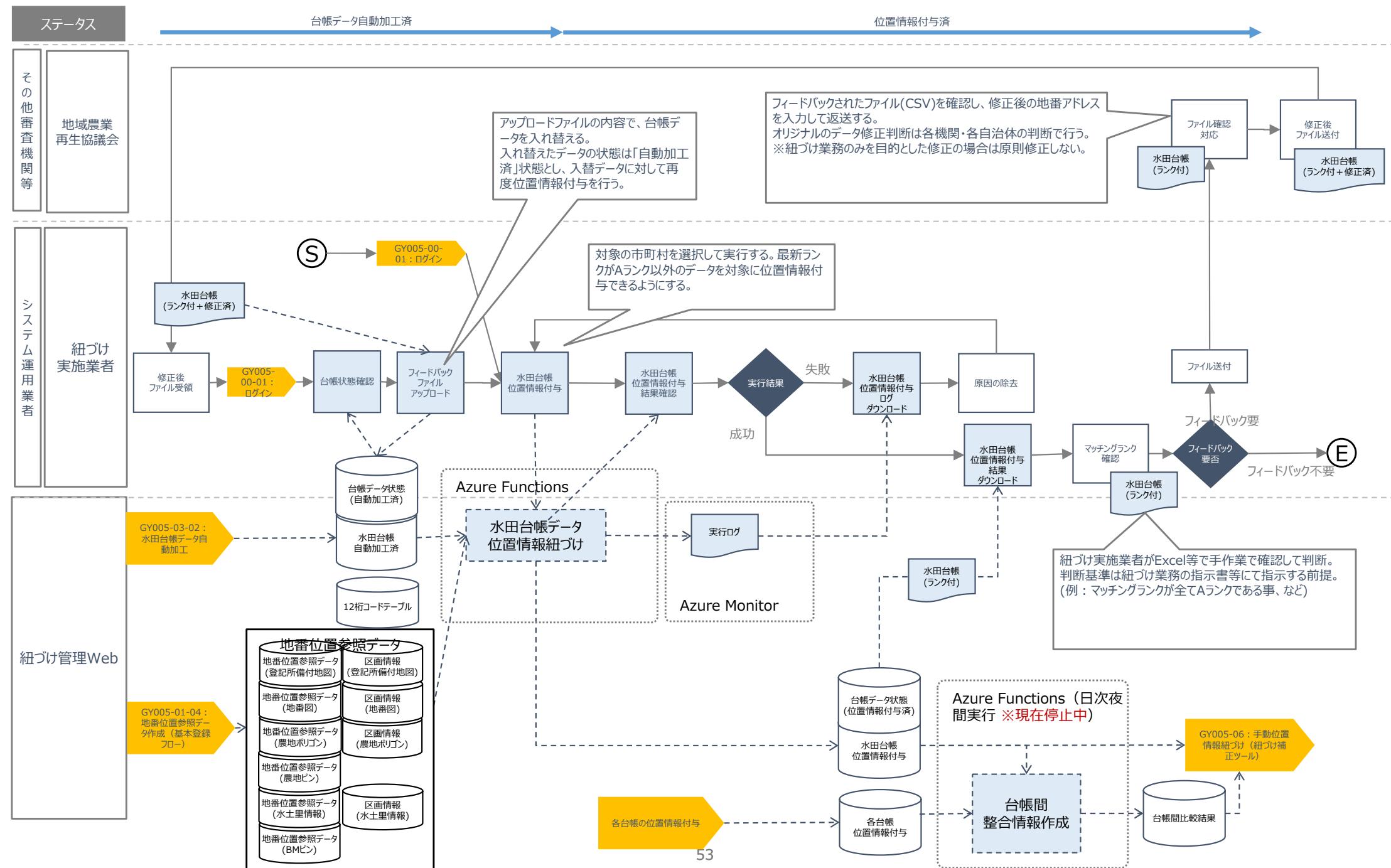
# GY005-03-01 : 水田台帳アップロード② (データベース連携による入手)



# GY005-03-02 : 水田台帳データ自動加工



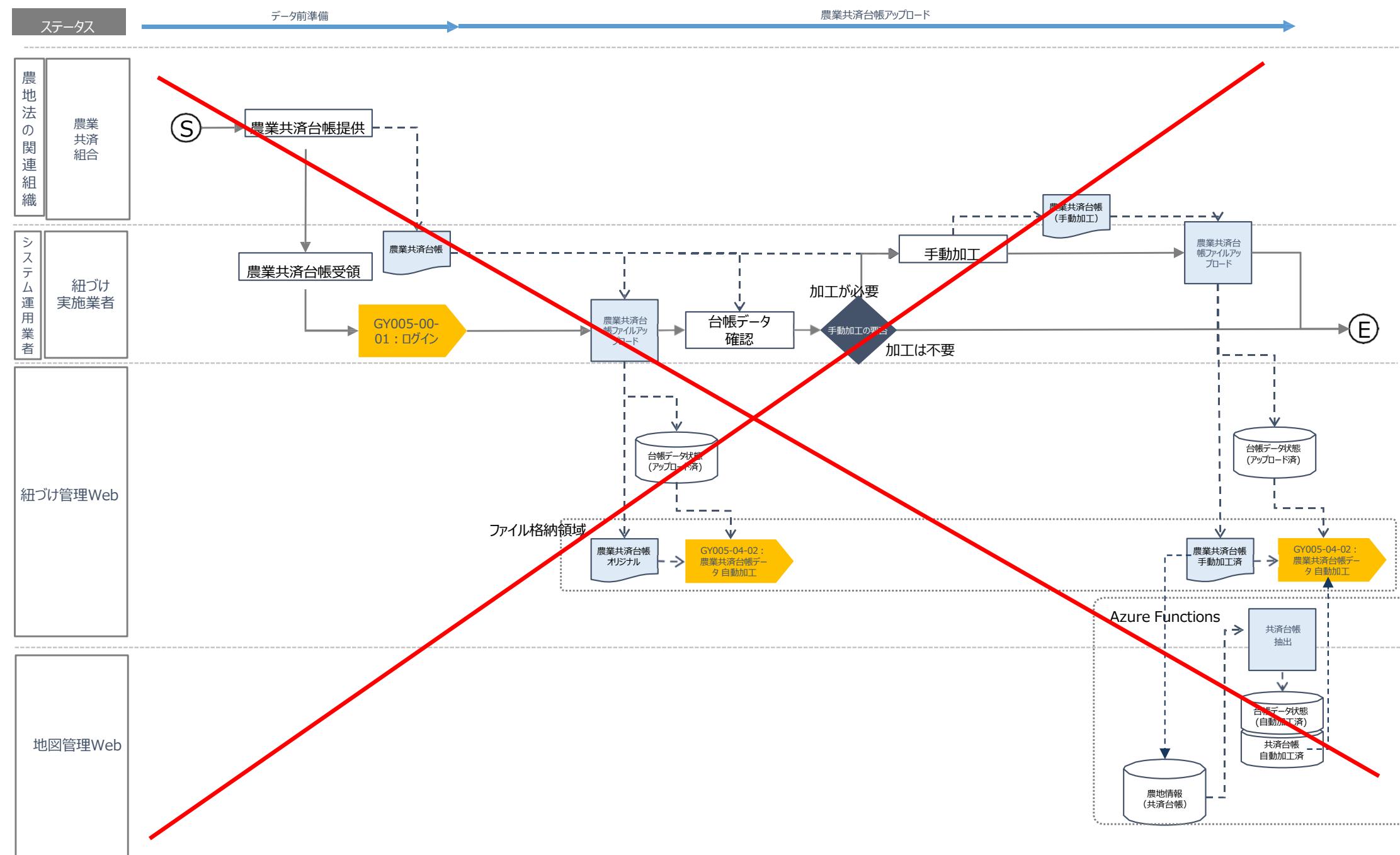
# GY005-03-03 : 水田台帳データ位置情報付与



## 業務フロー小分類一覧（GY005-04：農業共済台帳紐づけ）

No.	業務フロー(小分類)名	概要
01	GY005-04-01：農業共済台帳台帳アップロード	農業共済組合より農業共済台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムにアップロードする。現在はDB連携のため機能削除済み。
02	GY005-04-02：台帳データ自動加工	実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。 加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。
03	GY005-04-03：位置情報付与	地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、 ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。 また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。

**GY005-04-01 : 農業共済台帳 アップロード 現在はDB連携のため機能削除済み**



# GY005-04-02 : 農業共済台帳データ 自動加工

ステータス

農業共済台帳アップロード済

台帳データ自動加工

農地法の関連組織

農業共済組合

- ・対象の市町村を選択して抽出する。
- ・既に台帳データが抽出済以降の業務状態である場合は、新規レコードの追加、既存レコードの更新を行なう

システム運用業者

紐づけ実施業者

(S) → GY005-00-01 : ログイン

台帳データ自動加工画面

自動加工結果確認

実行結果

失敗

成功

自動加工結果ログダウンロード

原因の除去

(E)

紐づけ管理Web

Azure Functions

農業共済台帳データ自動加工

Azure Monitor

- ・地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）
- ・町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等
- ・台帳IDを付与

台帳データ状態（自動加工済）

農業共済台帳自動加工済

GY005-04-03 : 農業共済台帳データ位置情報付与

12桁コード化付与処理

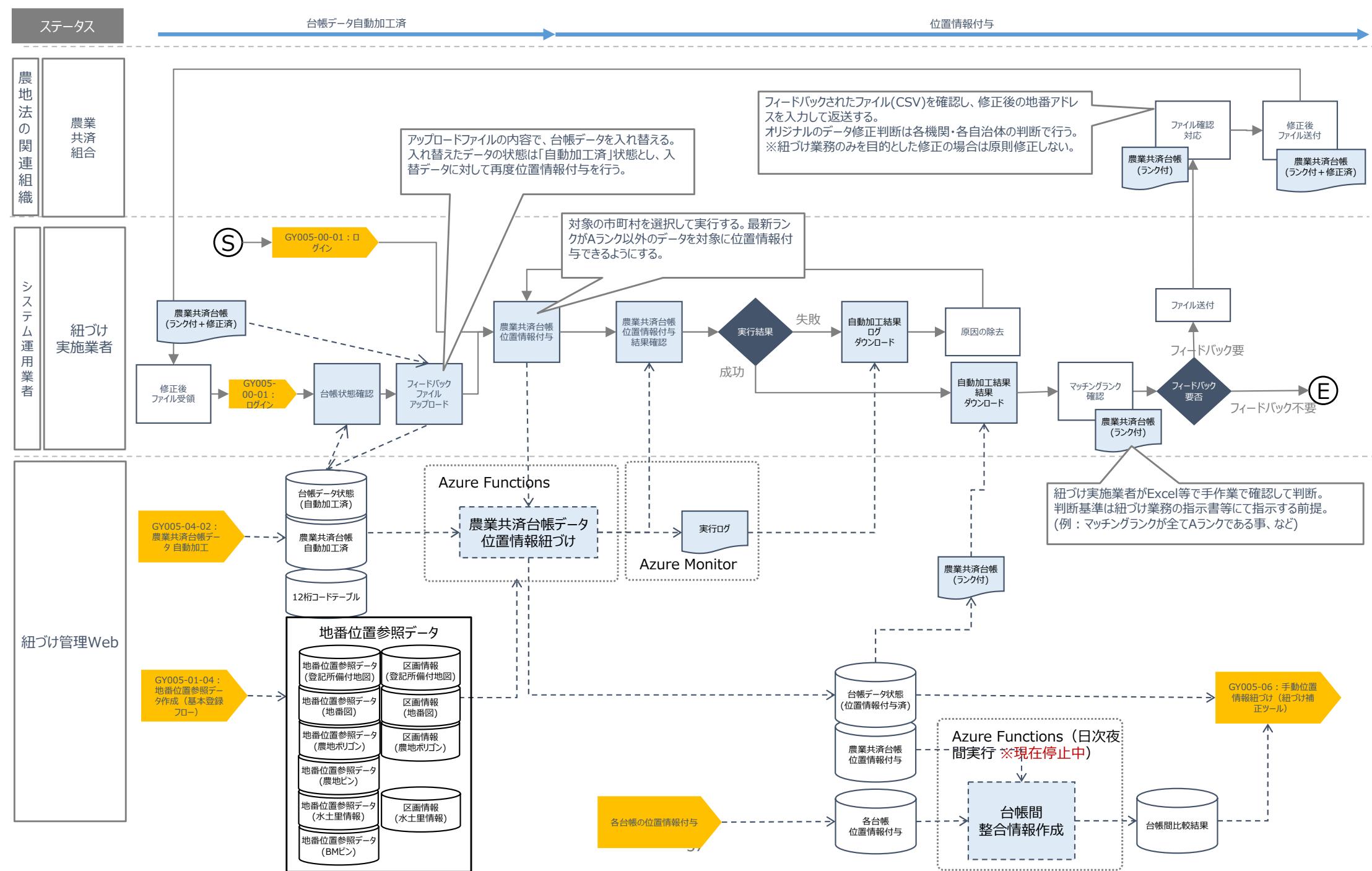
12桁コードテーブル

GY005-04-01 : 農業共済台帳 アップロード  
(共済台帳自動加工済DBから)

データベース連携で取り込む市町村については、  
取込時に自動加工まで実施してしまう為、  
本シートでの業務は発生しない。

eMAFF-IdP

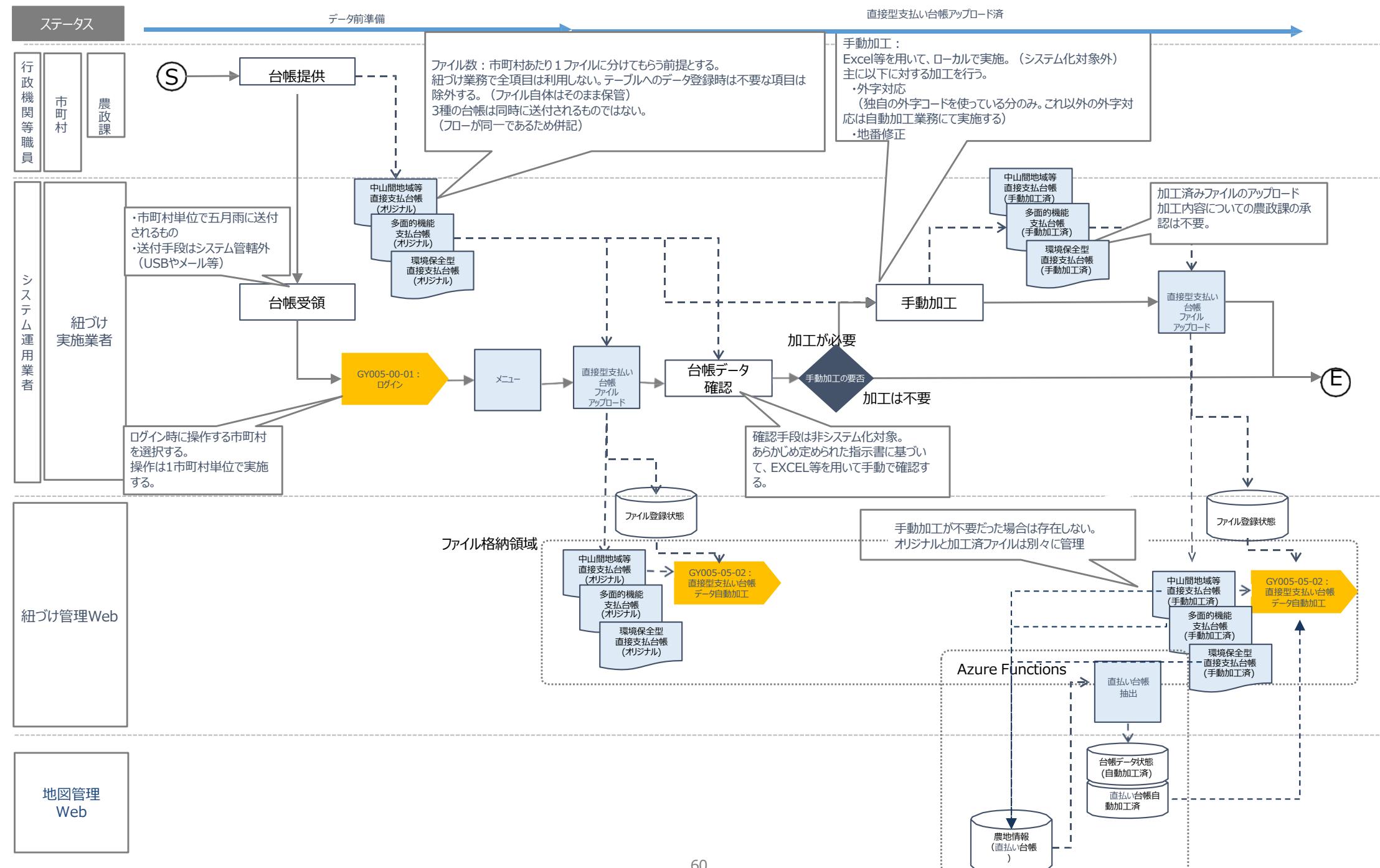
GY005-04-03 : 農業共済台帳データ 位置情報付与



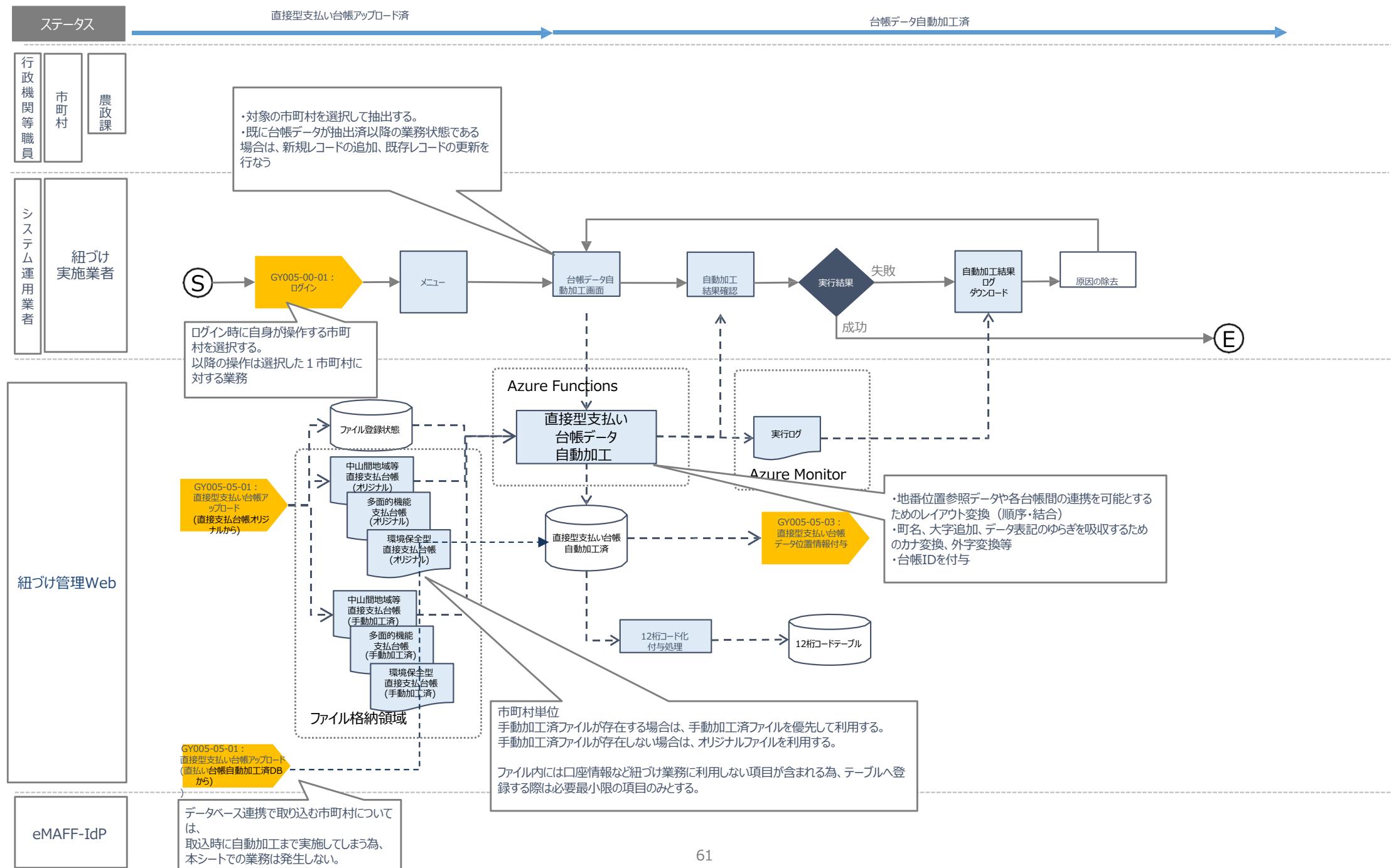
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-05 : 直接型支払い台帳紐づけ)

No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-05-01 : 直接型支払い台帳アップロード	農政課より直接型支払い台帳を取得し、紐づけ管理システムにアップロードする。
2	GY005-05-02 : 直接型支払い台帳データ自動加工	実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。 加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。
3	GY005-05-03 : 直接型支払い台帳データ位置情報付与	地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、 ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。 また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。

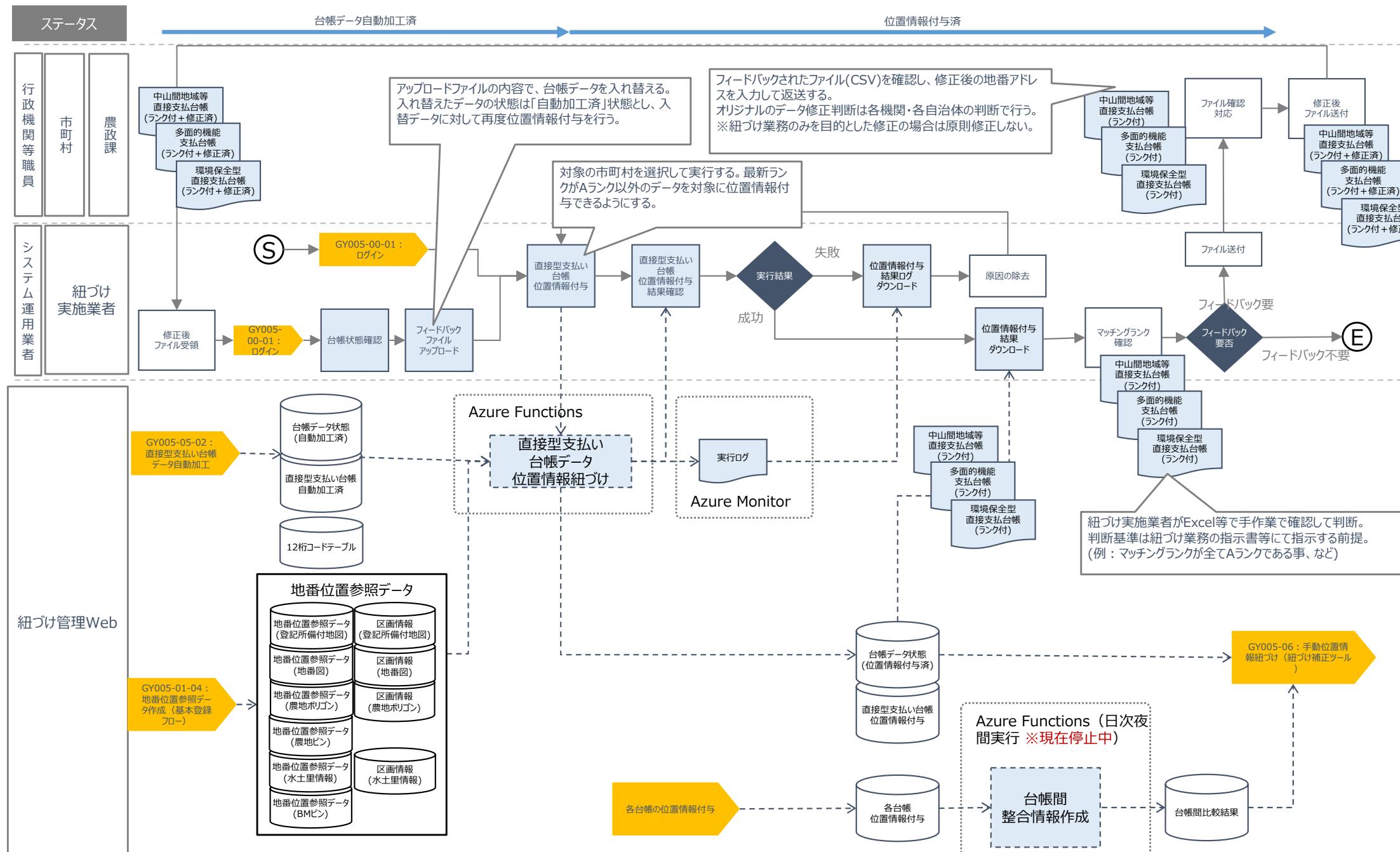
GY005-05-01：直接型支払い台帳アップロード



# GY005-05-02 : 直接型支払い台帳データ自動加工



GY005-05-03：直接型支払い台帳データ位置情報付与



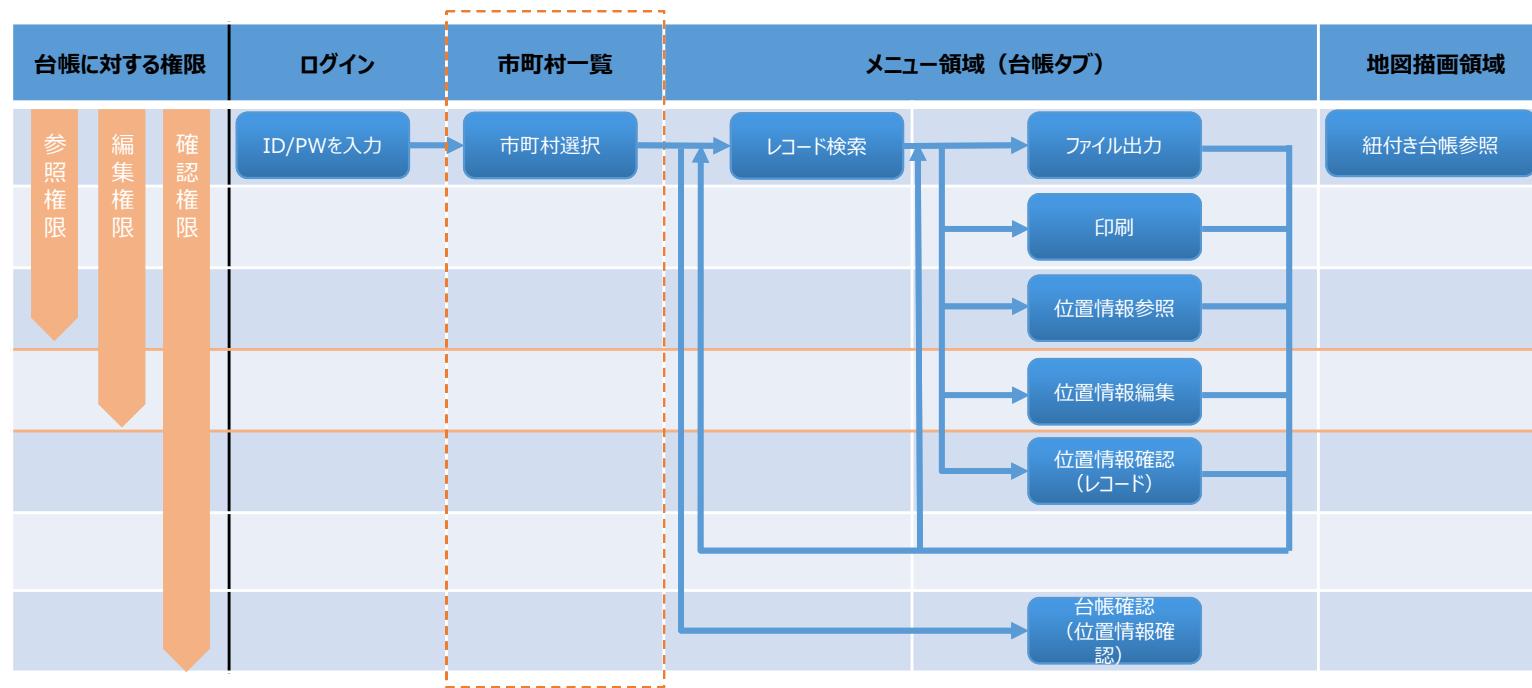
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-06 : 手動位置情報紐づけ (紐づけ補正ツール) )

No.	地理情報共通管理システム共通機能 業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-06-01 : ユーザー認証	入力されたIDとパスワードにより、eMAFF_IdPの認証方法にてユーザー認証を行う
2	GY005-06-02 : システム制御	【複数市町村ユーザーのみ必須】 処理対象とする市町村を選択する。（1つの市町村のみ選択）
3	GY005-06-03 : 地図	地図表示：地図を背景として表示する  移動：表示中の地図を移動する  ズーム：地図の縮尺変更（拡大・縮小）を行う  面積表示：区画情報に面積を表示する  レイヤ選択：農水省筆ポリゴン・区画情報・ピン情報の表示/非表示を制御する ※ 農水省筆ポリゴンはデフォルトで非表示 ※ 地番の表示／非表示も含めて制御

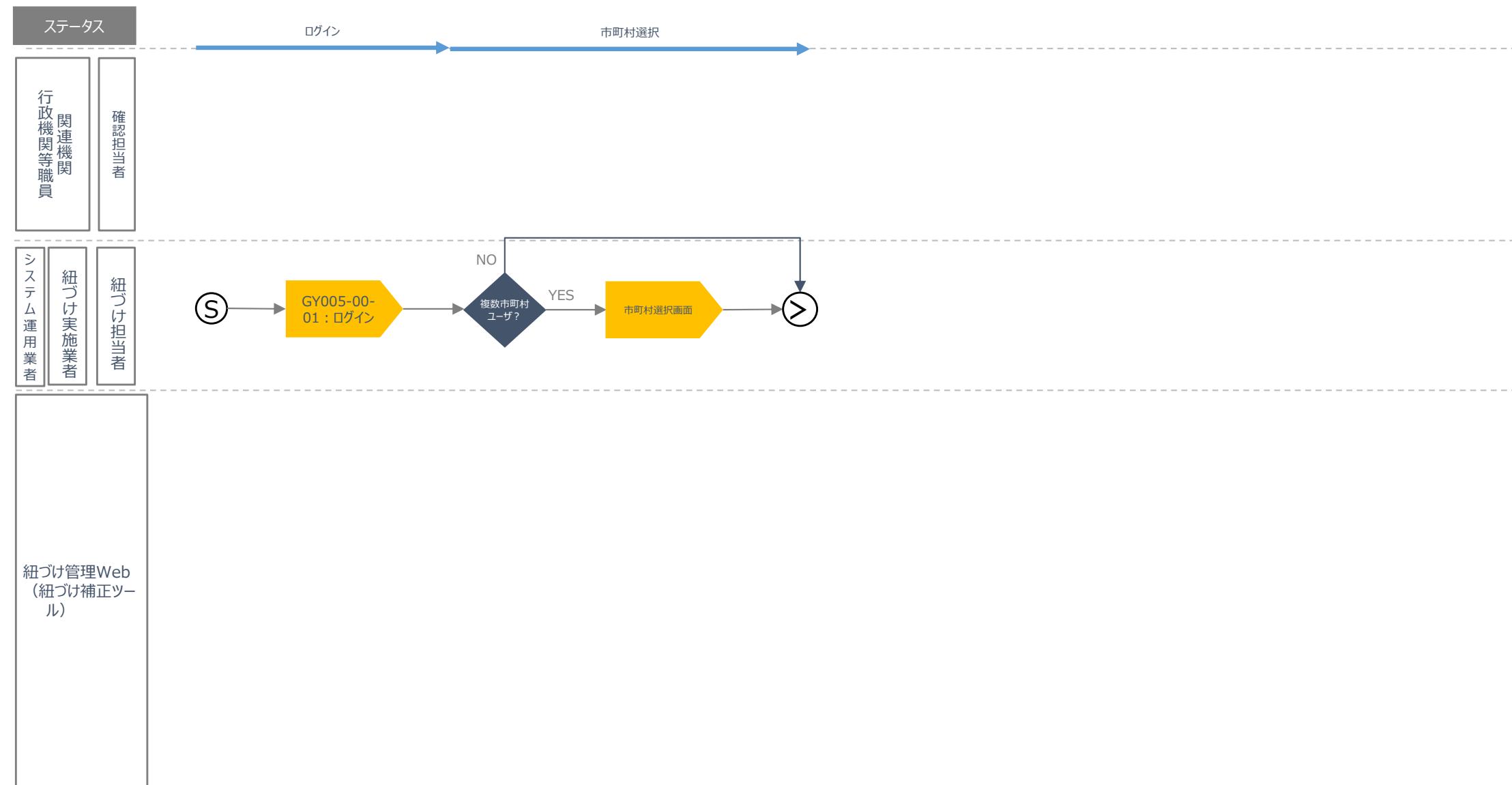
## 業務フロー小分類一覧 (GY005-06 : 手動位置情報紐づけ (紐づけ補正ツール) )

No.	紐づけ補正ツール独自機能 業務フロー(小分類)名	概要
4	GY005-06-04 : 出力	<p>ファイル出力：台帳の位置情報付与結果を出力する（形式：csv）</p> <p>印刷：表示されている地図を画像形式にエクスポートする（形式：PNG）</p>
5	GY005-06-05 : 参照	<p>レコード検索：</p> <p>処理対象の台帳に対して条件を指定して検索を行い、リストに表示するレコードの絞り込みを行う</p> <p>位置情報参照：</p> <p>台帳と区画情報・ピン情報の位置情報を参照する</p> <p>紐付き台帳参照：</p> <p>区画情報・ピン情報に紐付いている台帳のレコードを参照する</p>
6	GY005-06-06 : 編集	<p>位置情報編集：</p> <p>【編集権限があるユーザーのみ使用可】</p> <p>台帳と区画情報・ピン情報の位置情報を編集する</p>
7	GY005-06-07 : 確認	<p>位置情報確認（レコード）：</p> <p>【確認権限があるユーザーのみ使用可】</p> <p>指定したレコードの紐づけに対して確認を行う。</p> <p>台帳確認（位置情報確認）</p> <p>【確認権限があるユーザーのみ使用可】</p> <p>台帳に対して紐づけの確認を行い、紐付け台帳DB（FIX版）を作成する。</p>

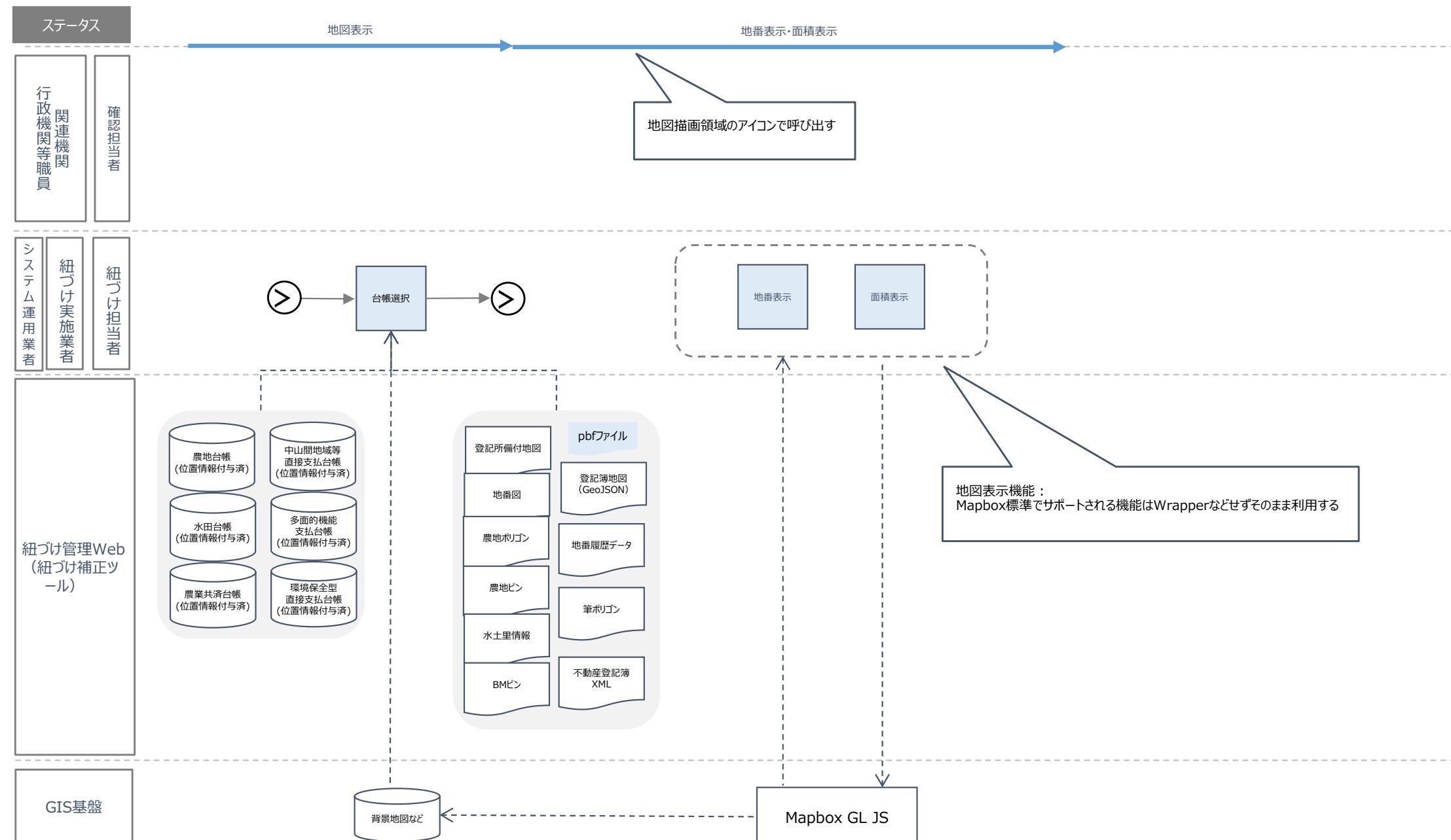
# 操作フロー（GY005-06：手動位置情報紐づけ（紐づけ補正ツール））



# GY005-06-01,02 : 紐づけ補正ツール（ユーザ認証・システム制御）



# GY005-06-03 : 紐づけ補正ツール（地図）



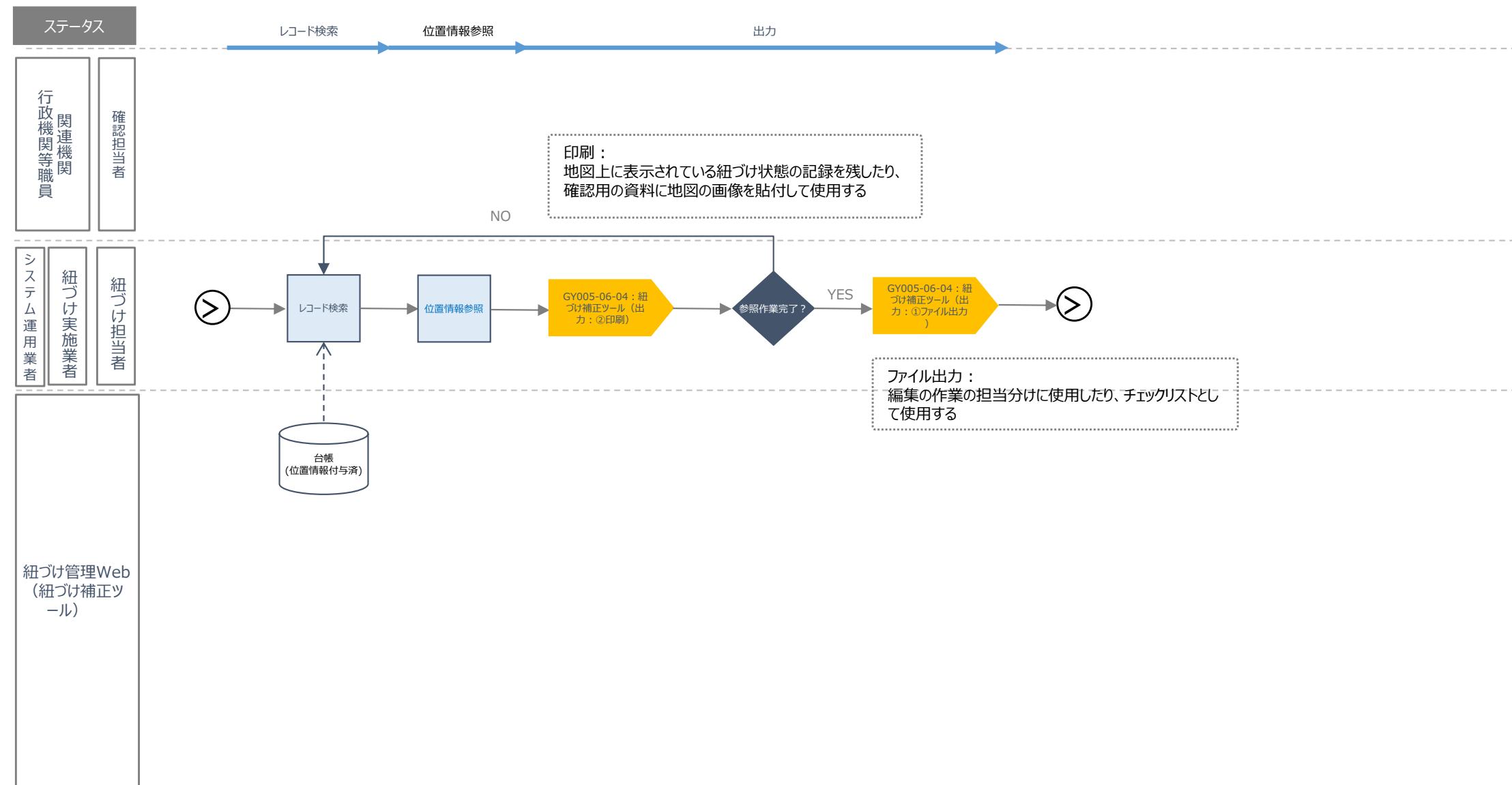
# GY005-06-04 : 紐づけ補正ツール（出力：①ファイル出力）



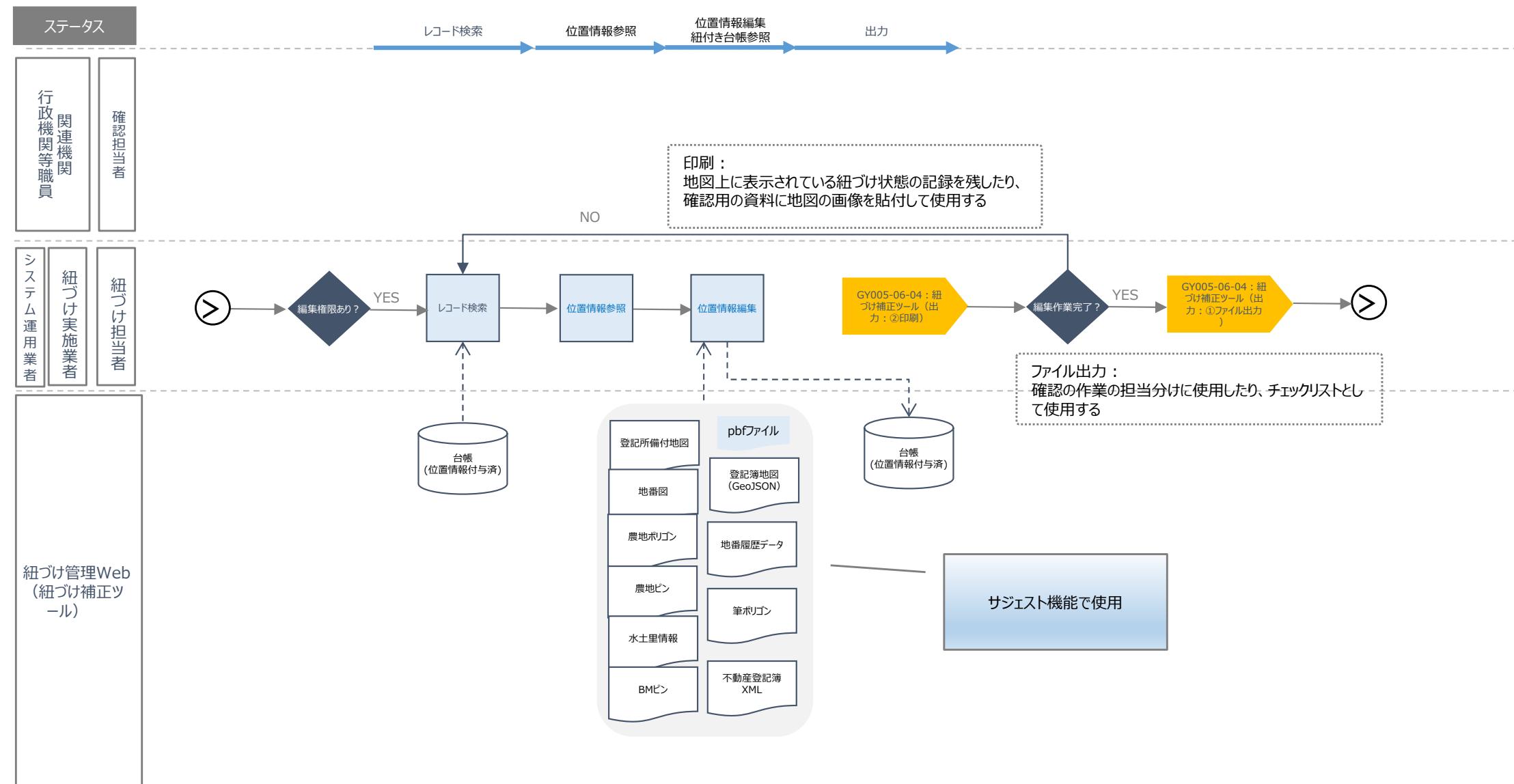
# GY005-06-04：紐づけ補正ツール（出力：②印刷）



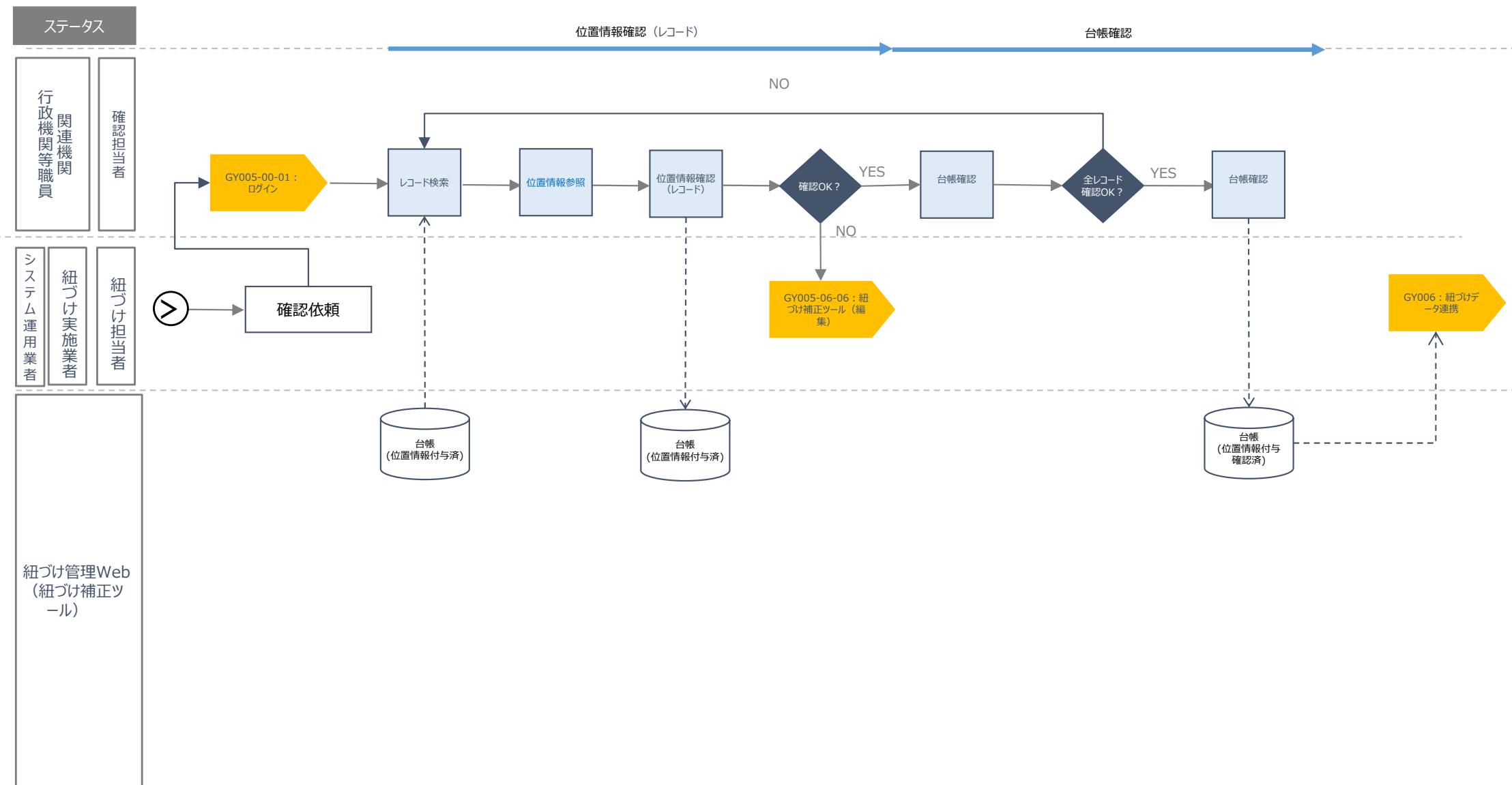
# GY005-06-05：紐づけ補正ツール（参照）



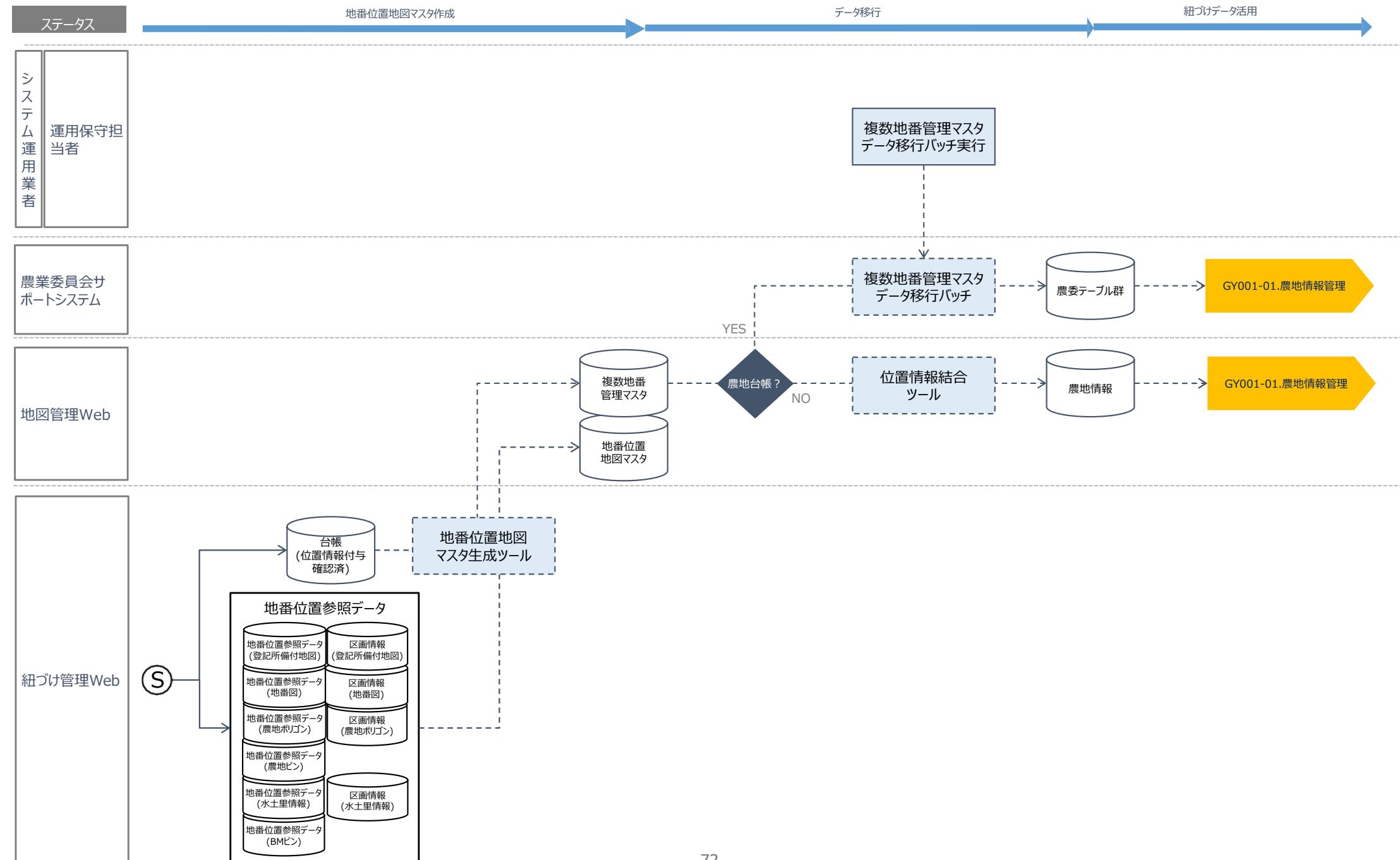
# GY005-06-06：紐づけ補正ツール（編集）



## GY005-06-07：紐づけ補正ツール（確認）



# GY006：紐づけデータ連携



附属書②-2 業務フロー（農業共済）  
(令和6年12月時点)

- 1.システム化業務フロー 凡例定義
- 2.アクター凡例定義（ユーザ）
- 3.アクター凡例定義（システム）
- 4.農業共済データの連携・現地確認の実現方式
- 5.システム化業務フロー

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力/  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



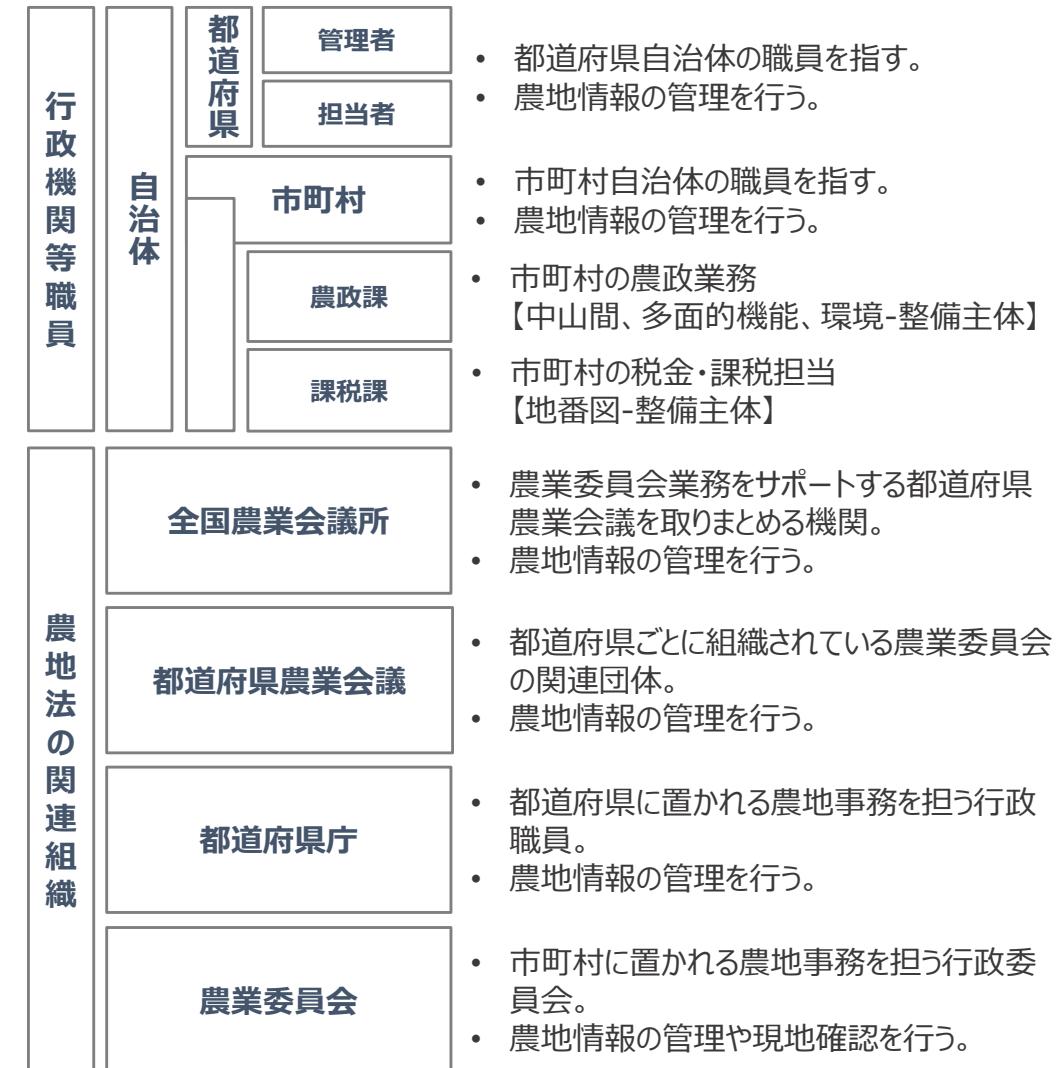
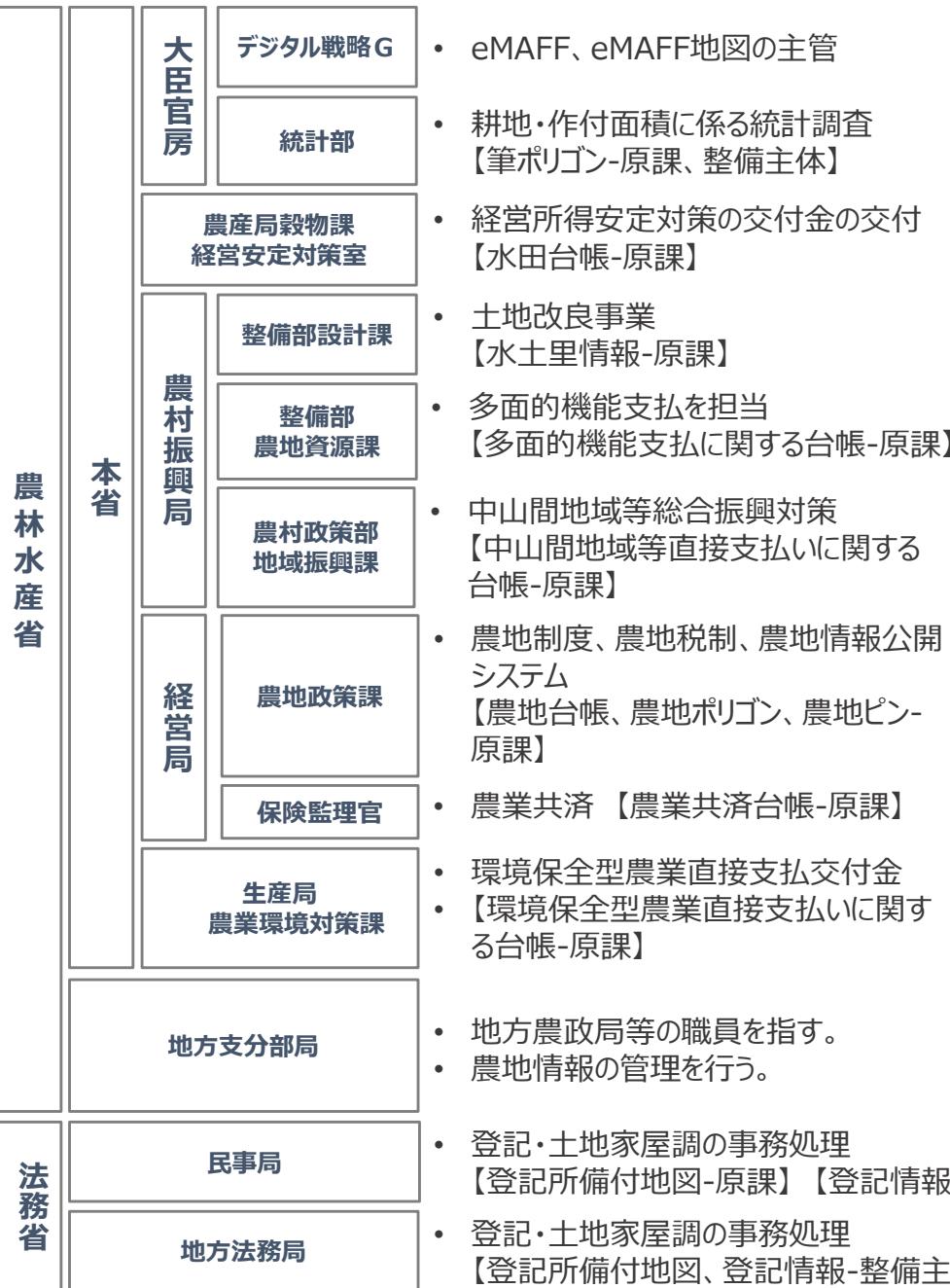
プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

## 行政機関等職員



# アクター凡例定義（ユーザ）

その他審査機関等

都道府県再生協議会

- 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

地域農業再生協議会

- 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

農業共済組合等

- 農業保険法に基づき農業共済制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。。

土地改良事業団体連合会

- 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

申請者

- 個人農業者、法人農業者等を指す。
- 農地に係る各種申請を行う。

農業者、就農希望者等

- 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- 農地情報の参照を行う。

システム運用業者等

運用保守担当者

コールセンター

紐づけ実施事業者

- 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- 定常時、障害時の運用保守を行う。
- 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ユーザからの問い合わせ対応を行う。
- 農林水産省からの業務委託により、紐づけ作業を実施する事業者

# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。</li></ul>
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。</li></ul>
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none"><li>農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。</li></ul>
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。</li></ul>
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。</li></ul>
eMAFF	<ul style="list-style-type: none"><li>法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。</li></ul>
eMAFF IdP	<ul style="list-style-type: none"><li>eMAFF IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。</li></ul>
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。</li></ul>
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none"><li>農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム</li></ul>
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。</li></ul>
他システム	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外の農地情報を取り扱うシステム。</li></ul>

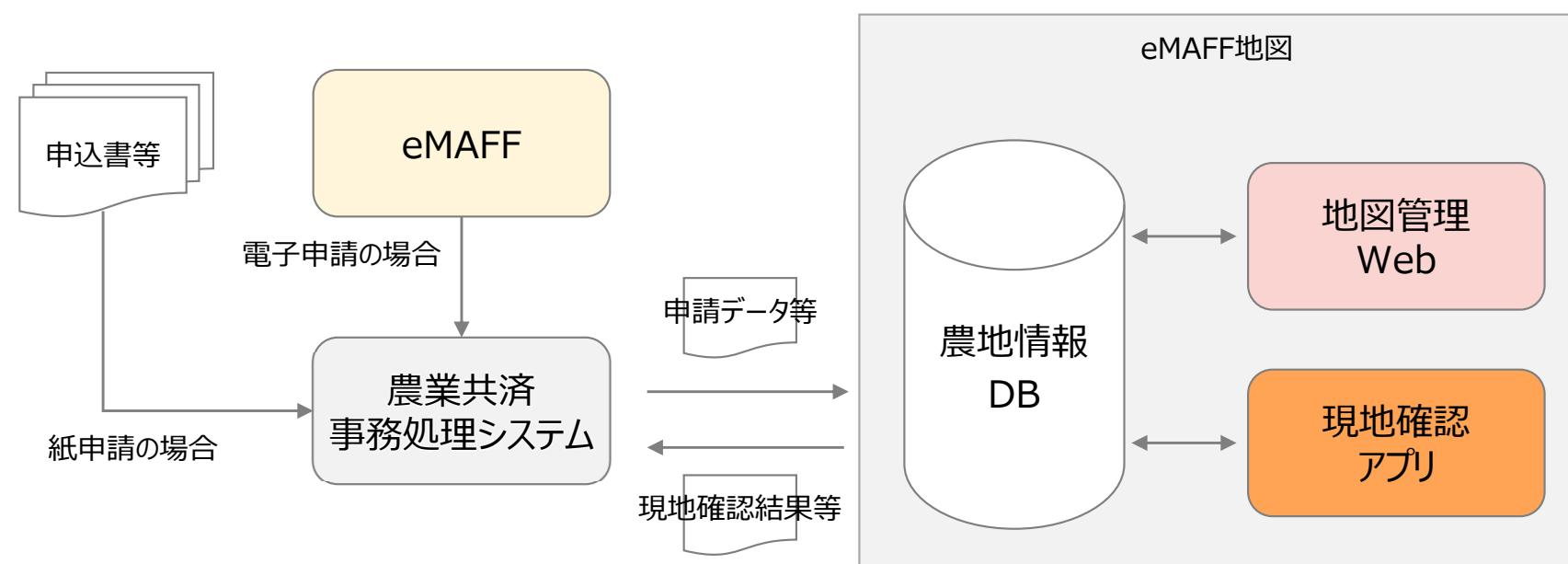
## 用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領とともに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

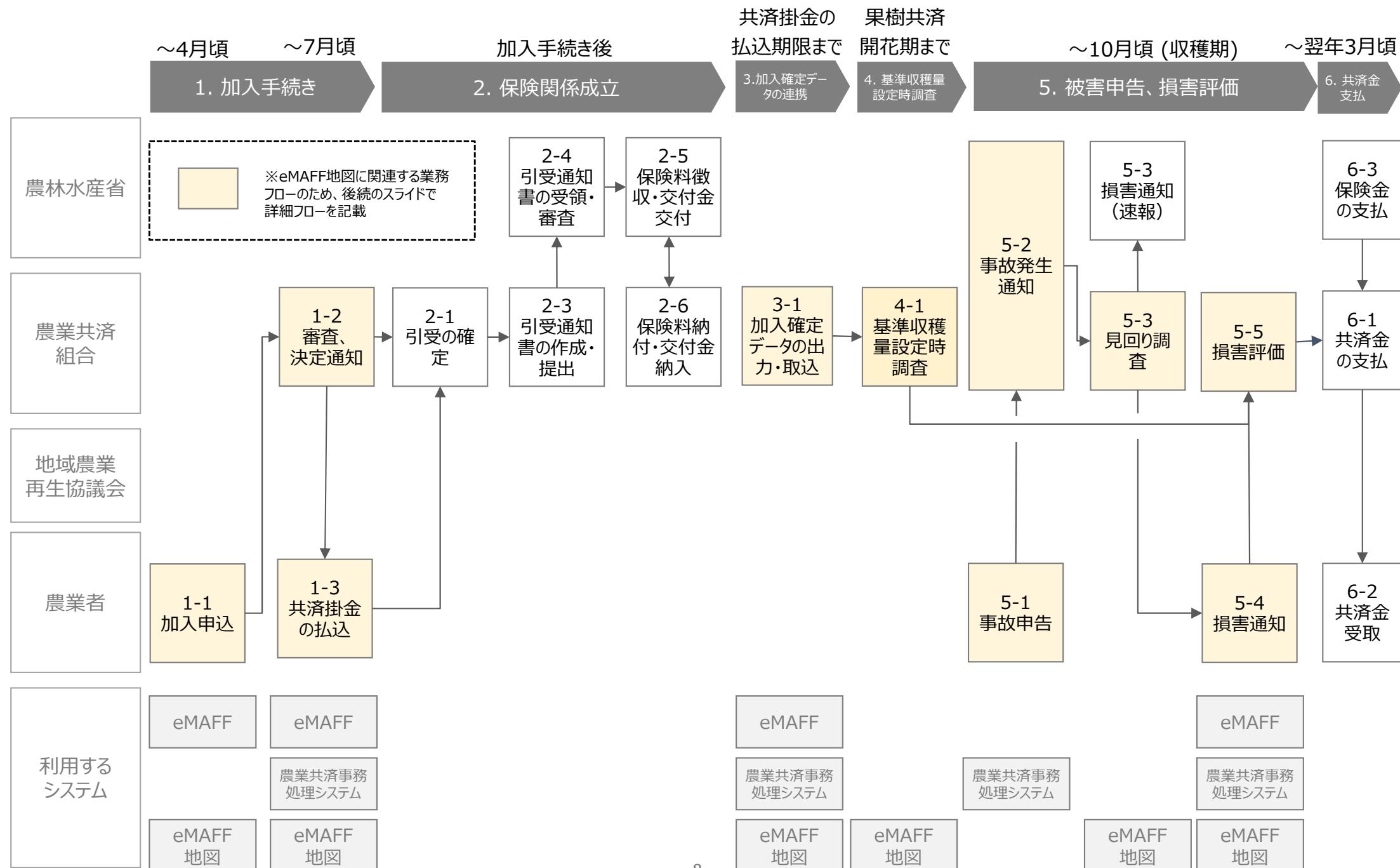
# 農業共済データの連携・現地確認の実現方式

## 農業共済データの連携・現地確認の実現方式（要件）

- eMAFF地図は、農業共済事務処理システムとデータ連携を行う。データ連携は、ファイルの入出力により実施する（将来的にはAPI連携を行うことを想定しており、設計時には将来的なAPI連携への移行を踏まえ、柔軟な設計とする必要あり）
- 現地確認時は、現地確認要領・行程を地図管理Webで作成し、現地確認アプリ（オフライン機能の利用も含む）で実施
- eMAFF地図では、紐づけデータを活用した農地の管理、現地確認を実施可能
- 地図管理Web、現地確認アプリ上で、筆毎・年次ごとに過去の被害発生状況を確認することが可能
- 対象共済は、農作物、畑作、果樹共済（業務フローや利用データに大きな差異はないため、次ページ以降に農作物共済の業務フローを記載する。ただし、組合によって現地確認のタイミングが異なる可能性があるため、現地確認のタイミングや農業共済事務処理システムとeMAFF地図とのデータ連携は、柔軟に対応できる設計とする必要あり）



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 全体フロー（将来業務）



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-1.加入申込 (1/2)

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

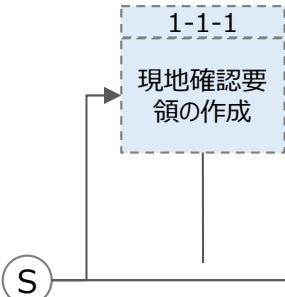
## 1-1. 加入申込

農林水産省

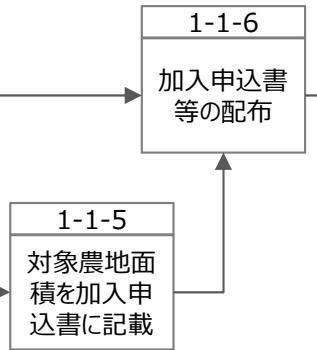
※当面はシステム運用業者にて作成を実施する。今後、システム改修を実施した後、必要に応じ、制度共通の現地確認要領に対し、項目を追加する場合に、農業共済組合にて現地確認要領の作成を実施する

※農作物共済の場合、地域農業再生協議会から受領した水田台帳の面積を農業共済の対象農地の面積として申込のあった農業者の加入申込書にあらかじめ記載して、農業者に配布。

農業共済組合



地域農業再生協議会

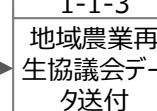


農業者

No

農作物共済

YES



利用しない

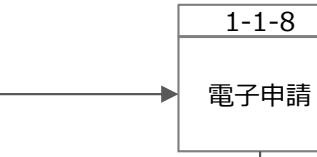
電子申請

利用する

※地域農業再生協議会から農業共済組合へ水田台帳データを提供する場合。この他、  
・農業共済組合から地域農業再生協議会へデータ提供する場合  
・複写式の申請書（紙）を共有する場合などのケースあり。

1-1-2 農業共済申込

1-1-3 地域農業再生協議会データ送付



1-1-8 電子申請

1-1-7 加入申込書等の作成・提出

地図管理 Web

eMAFF

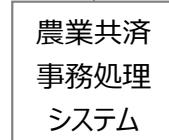
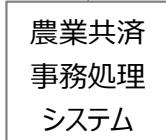
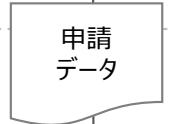
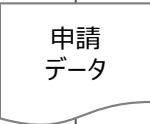
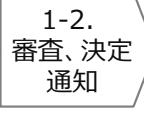
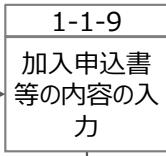
※以下申込書類を作成し、提出

- ・加入申込書兼変更届出書
- ・耕地見取り略図
- ・自動継続特約申込書
- ・全相殺方式、品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合に必要な書類（請求書/伝票等、申告書、所得税の確定申告書、販売金額等の品目別内訳書、収支内訳書、損益計算書など）
- ・畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書（経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書）

# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-1.加入申込 (2/2)

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-1. 加入申込



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (1/3)

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-2. 審査、決定通知

農林水産省

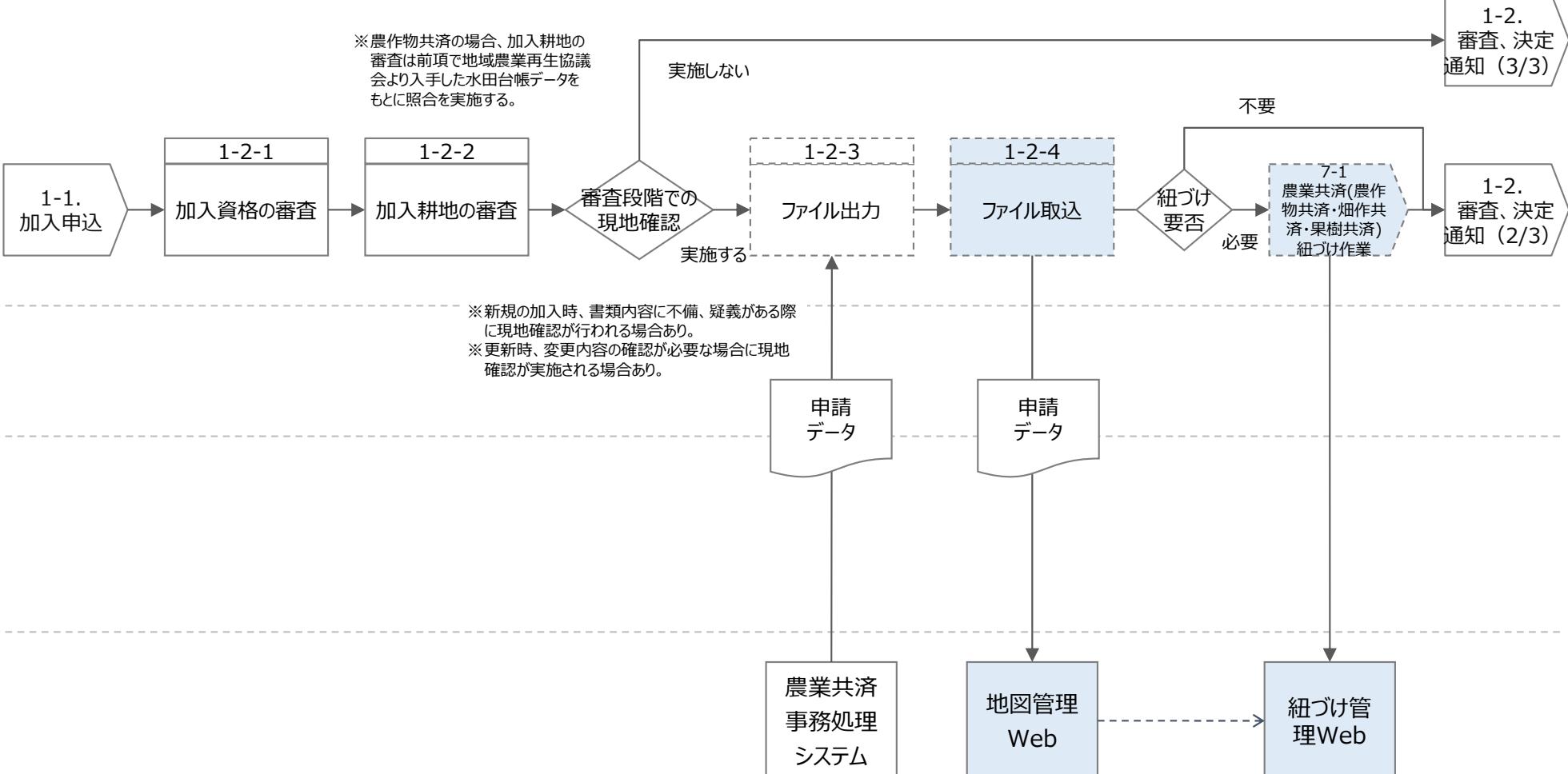
農業共済組合

地域農業再生協議会

農業者

利用するシステム

※農作物共済の場合、加入耕地の審査は前項で地域農業再生協議会より入手した水田台帳データをもとに照合を実施する。



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (2/3)

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-2. 審査、決定通知

農林水産省

農業共済  
組合

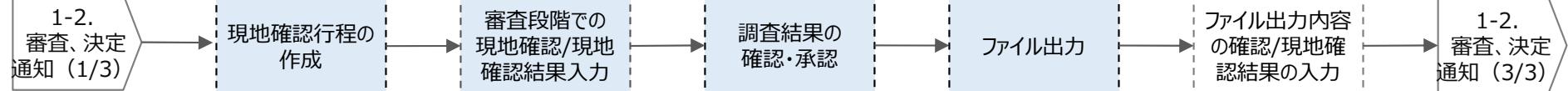
地域農業  
再生協議会

農業者

利用する  
システム

※農作物共済の場合、現地確認行程  
作成時に、水田台帳の台帳情報、現  
地確認結果を確認することが可能  
(対象の地域再生協議会の意向次  
第では非公開にすることも可能)

※地図管理Webより出力された  
ファイルを後続の業務で利用する。  
どのように利用するかは各組合の  
判断。出力されたファイルを農業  
共済事務処理システムに取り込  
むことも想定。



地図管理  
Web

現地確認  
アプリ

地図管理  
Web

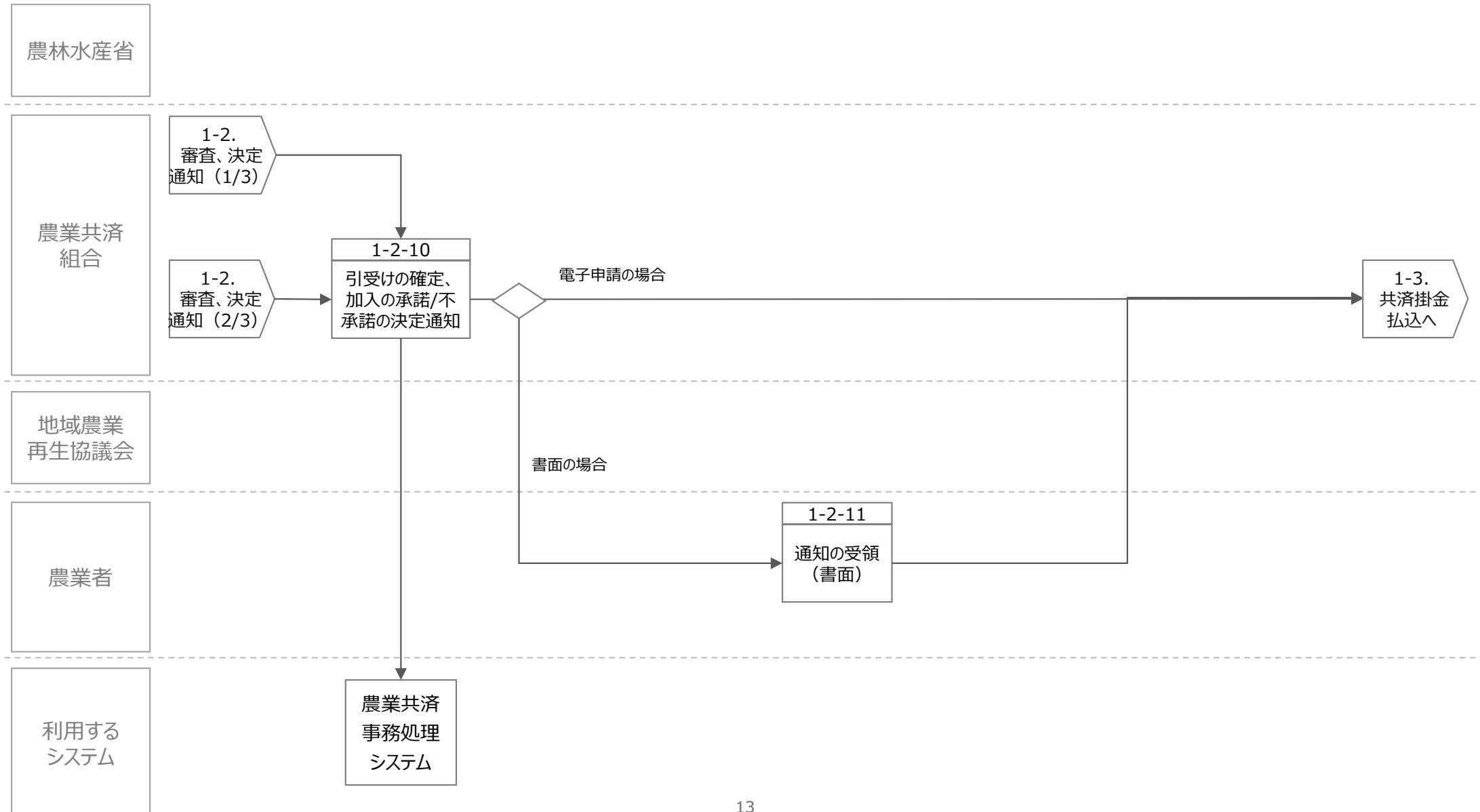
地図管理  
Web

農業共済  
事務処理  
システム

# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (3/3)

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-2. 審査、決定通知



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-3.共済掛金払込

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-3. 共済掛金の払込

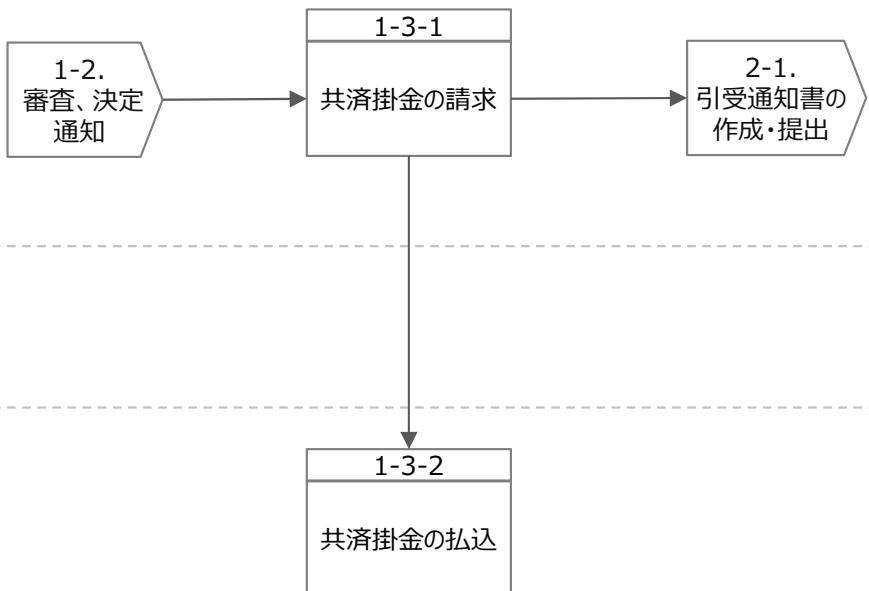
農林水産省

農業共済  
組合

地域農業  
再生協議会

農業者

利用する  
システム



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 3-1.加入確定データの連携

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-1.加入確定データの連携

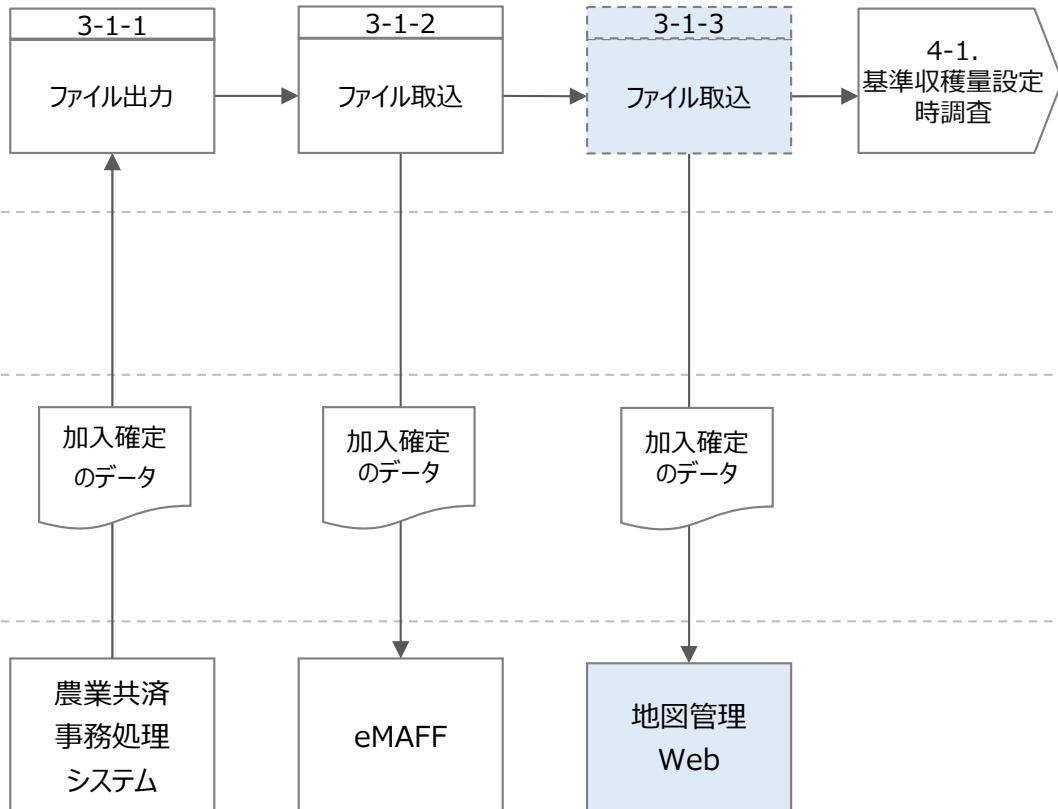
農林水産省

農業共済  
組合

地域農業  
再生協議会

農業者

利用する  
システム



# 農業共済(果樹共済) 将來業務フロー 4-1 基準収穫量設定時調査

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 4-1. 基準収穫量設定適用調査

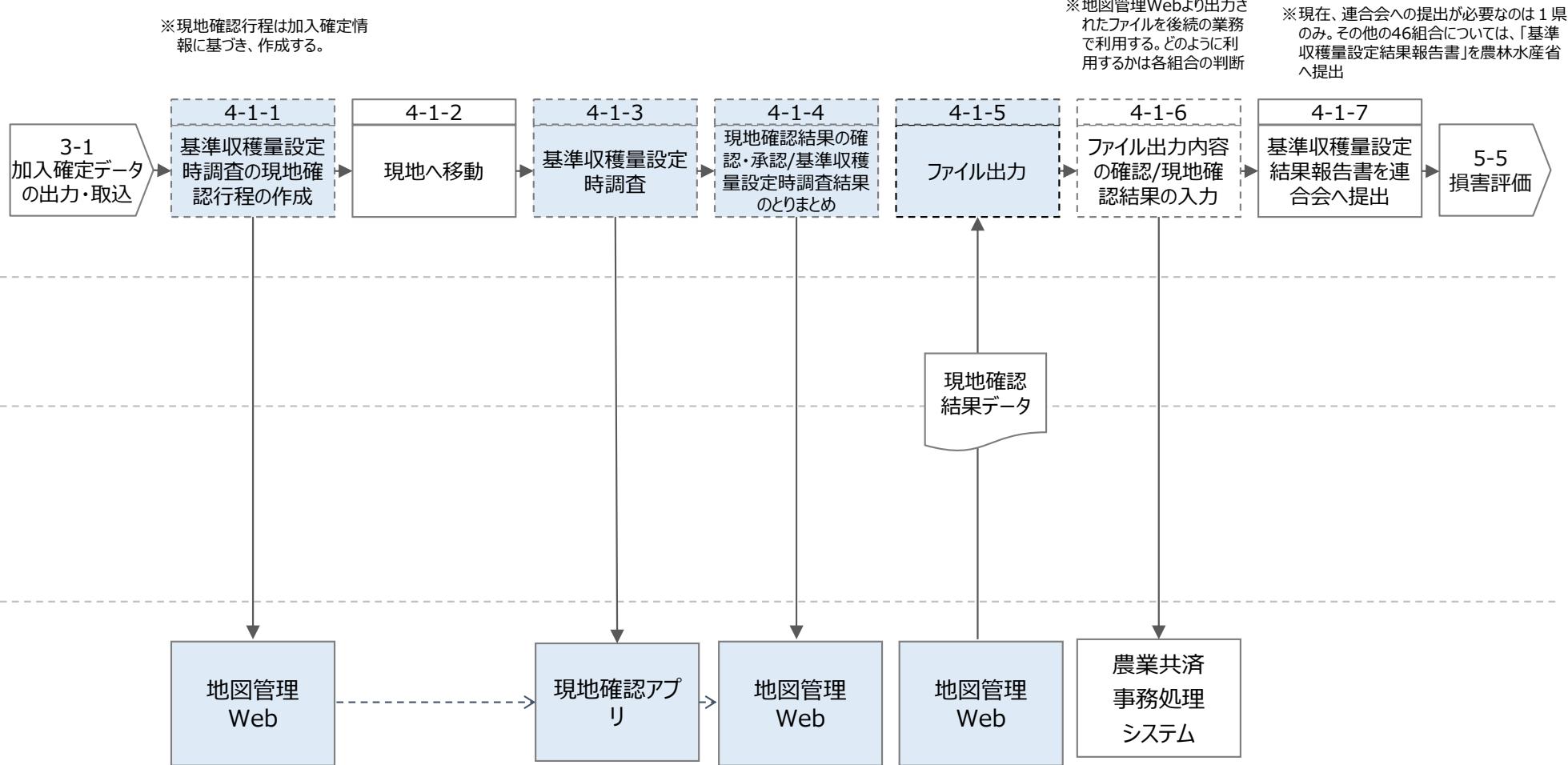
農林水産省

農業共済  
組合

地域農業  
再生協議会

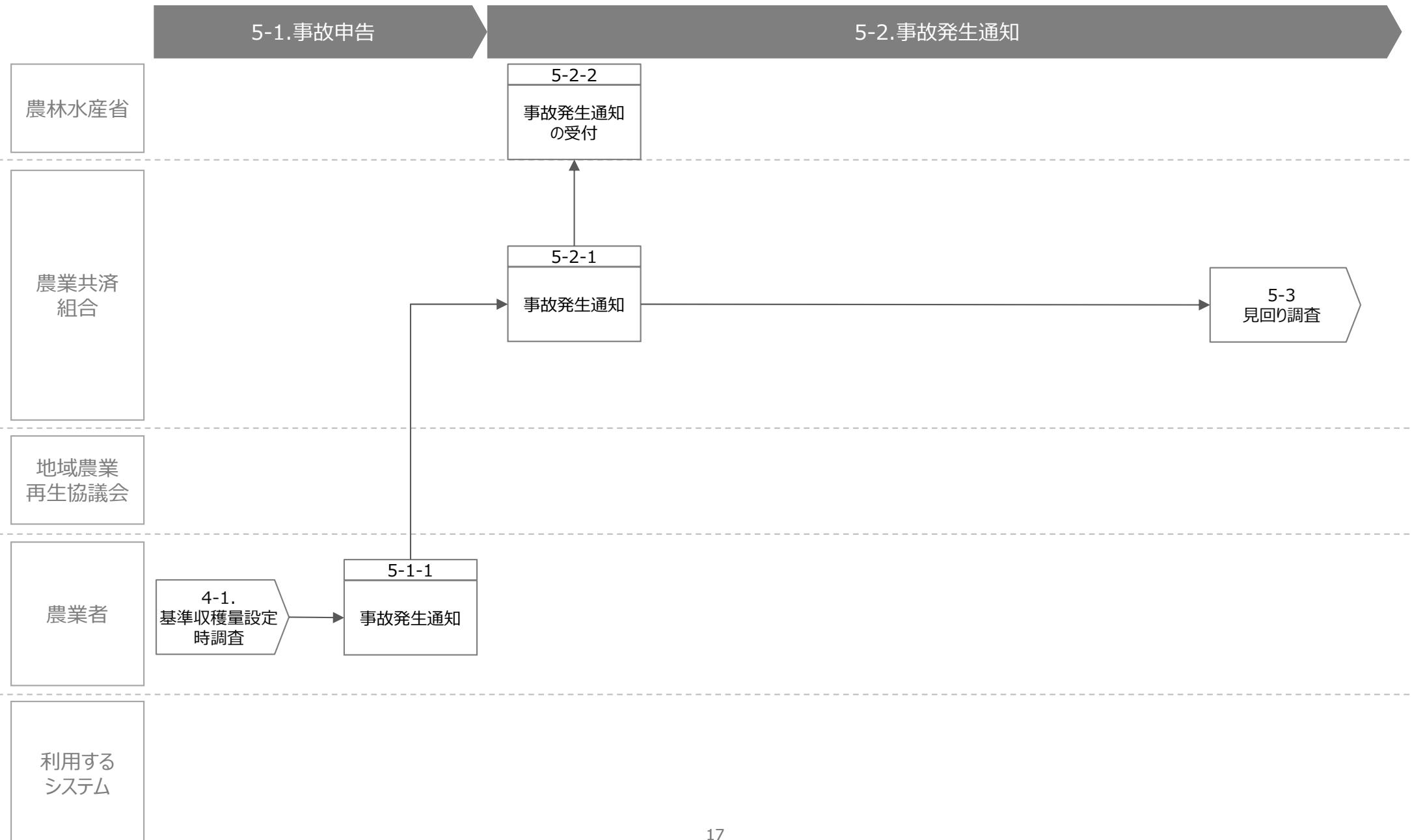
農業者

利用する  
システム



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-1.事故申告~5-2.事故発生通知

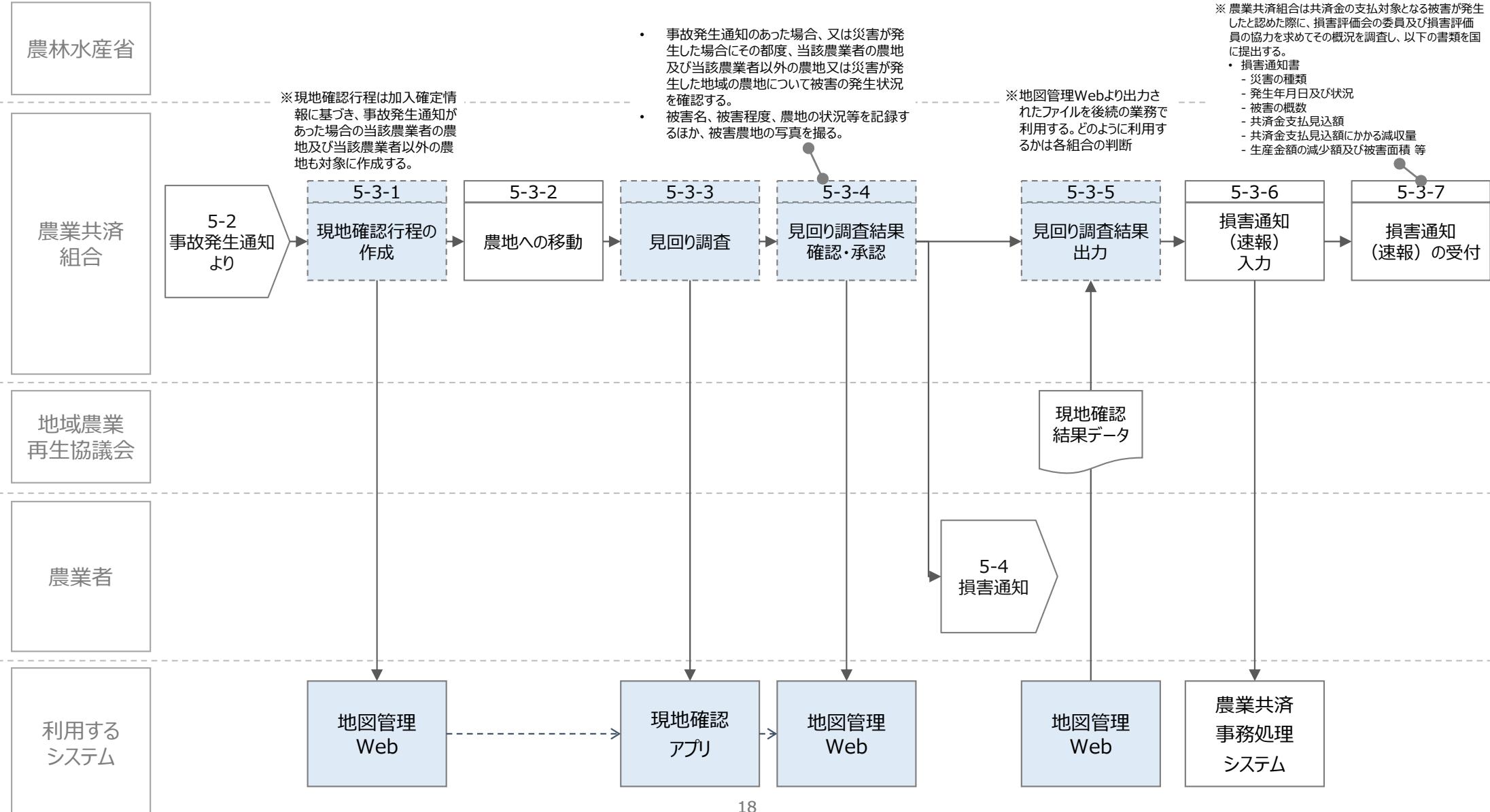
[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-3.見回り調査

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

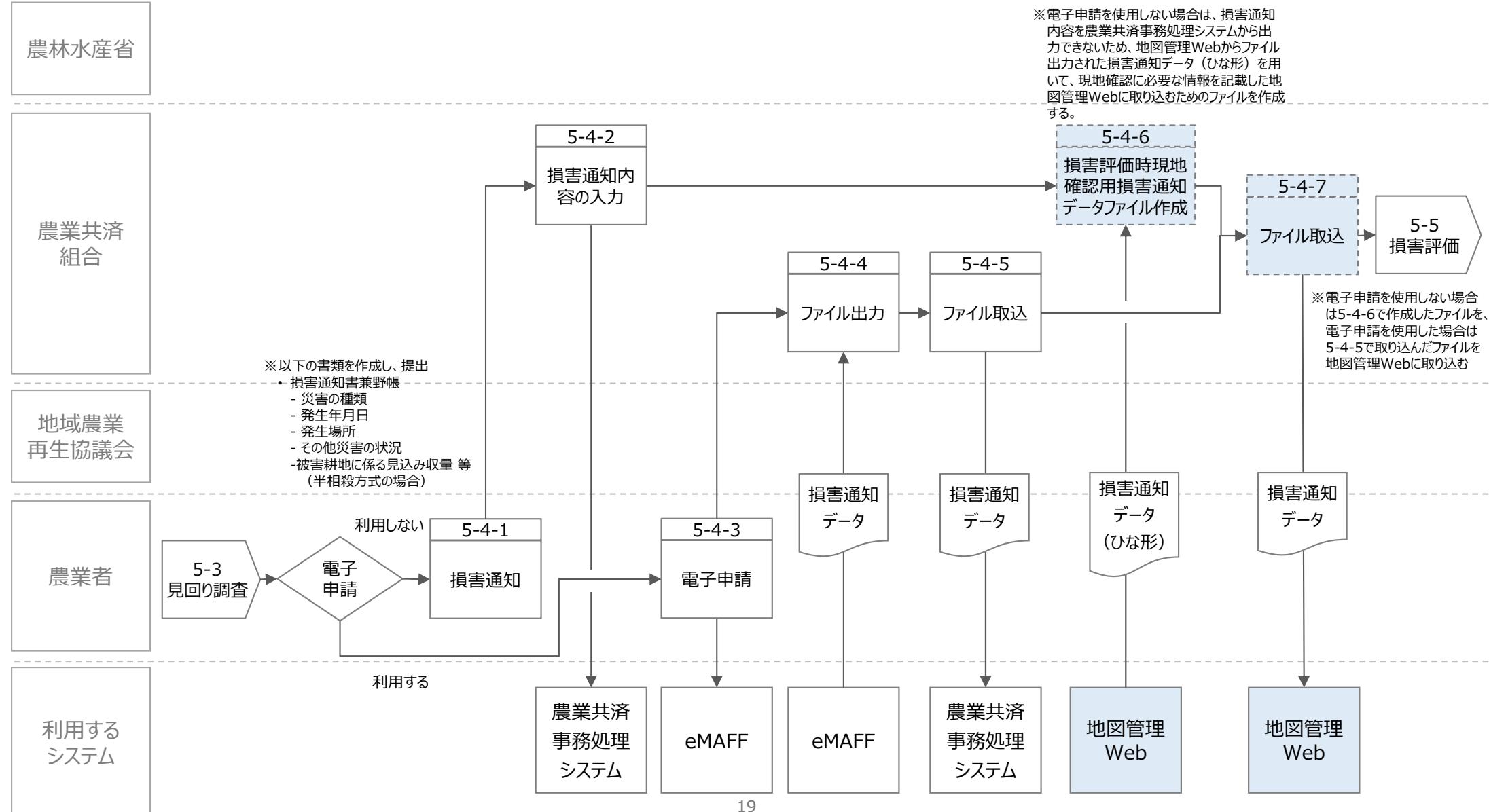
## 5-3.見回り調査



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-4.損害通知

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

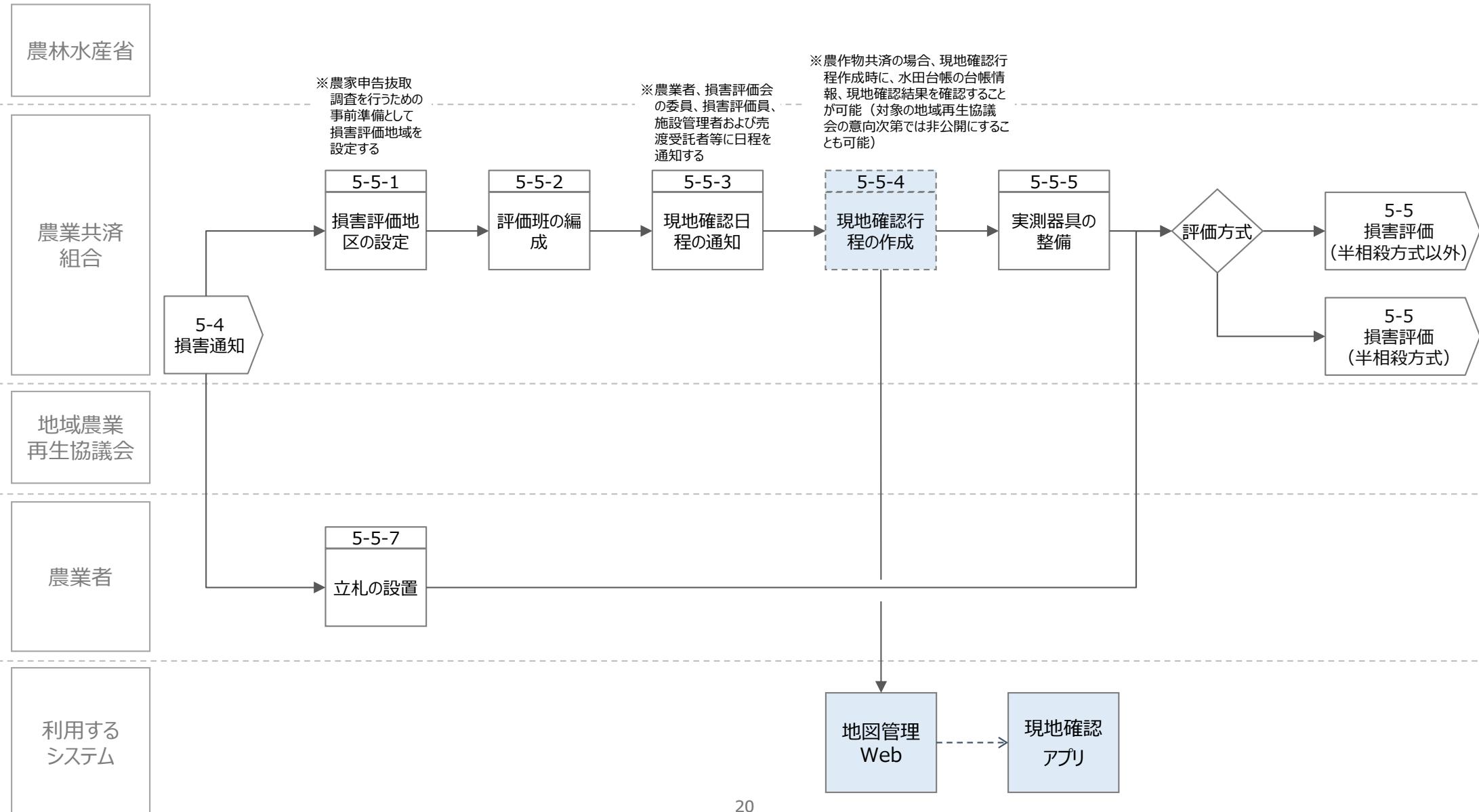
## 5-4.損害通知



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-5.損害評価（現地確認の準備）

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-5.損害評価



eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-5.損害評価

農林水産省

農業共済  
組合

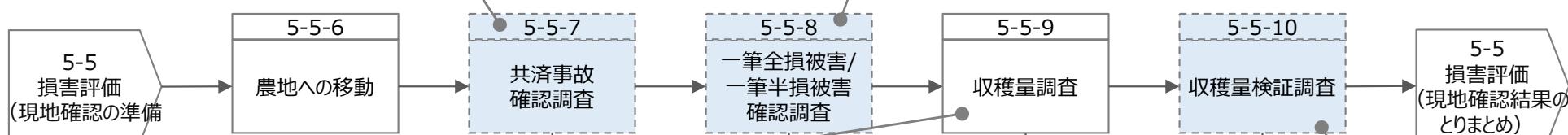
地域農業  
再生協議会

農業者

利用する  
システム

- ※全相殺方式、品質方式、災害収入共済方式の場合
  - ・損害通知のあった農業者の被害耕地の全て及び無被害耕地の一部について共済事故の発生状況を確認する。また、分割減収量が認められる場合は分割評価を行う。
- ※地域インデックス方式の場合
  - ・損害通知のあった農業者の被害耕地のうち1筆について共済事故の発生状況を確認する。また、分割減収量が認められる場合は分割評価を行う。

- ※全相殺方式、地域インデックス方式、品質方式、災害収入共済方式の場合
  - ・一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害通知のあった耕地の全てについて目視により全損耕地又は半損耕地に該当するか否かを確認する。



- ※全相殺方式の場合
  - ・以下、いずれかの方法を用いて書類等により収穫量を調査する。
    - ①施設計量全数調査
    - ②売渡数量全数調査
    - ③青色申告書等調査
    - ④確定申告関係書類調査
  - ・①～④の方法で収穫量が確認できない場合は現地確認（実測又は検見）を行う。
- ※品質方式、災害収入共済方式の場合
  - ・以下、いずれかの方法を用いて書類等により収穫量を調査する。
    - ①出荷数量等調査
    - ②青色申告等調査
  - ・①又は②の方法で収穫量が確認できない場合は現地確認（実測又は検見）及び品位判定調査を行い、実測した試料等から品位の判定を行うことで収穫量を調査する。

※農業共済組合が必要と認め  
る場合、書類等で確認を実  
施した収穫量の正確性を検  
証するため、現地確認を行う。

現地確認  
アプリ

現地確認  
アプリ

農業共済事  
務処理シス  
テム

現地確認  
アプリ

地図管理  
Web

# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-5.損害評価（現地確認（半相殺方式））

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-5.損害評価

農林水産省

農業共済  
組合

地域農業  
再生協議会

農業者

利用する  
システム

5-5  
損害評価  
(現地確認の準備)

5-5-11  
農地への移動

※半相殺方式の場合に実施

- 農業者から申告を受けた被害耕地の見込収穫量の現地確認を行う。現地確認は損害評価地区内の被害耕地の一部を任意に抽出して、検目又は実測により確認を行う。また、分割減収量が認められる場合は分割評価を行う。

5-5-12  
農家申告抜取  
調査

※半相殺方式の場合に実施（農家申告抜取調査で実測を行った場合実施の省略が可能）

- 農家申告抜取調査を実施後、損害評価地区ごとに農家申告抜取調査対象筆を任意で抽出し、農業者から申告を受けた被害耕地の見込収穫量を検目又は実測により確認を行う。また、分割減収量が認められる場合は分割評価を実施する。

5-5-13  
抜取調査

5-5  
損害評価  
(現地確認結果  
のとりまとめ)

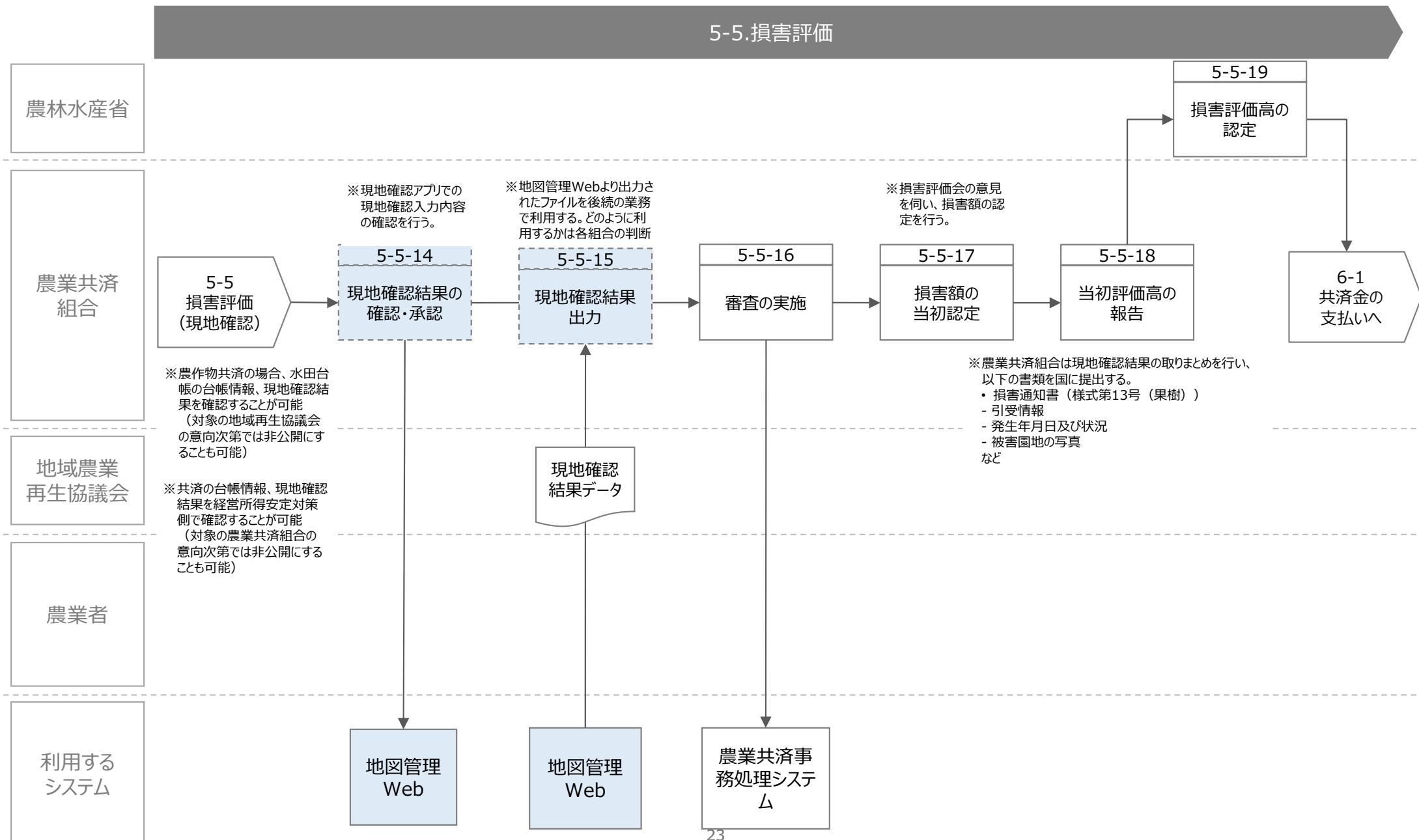
現地確認  
アプリ

現地確認  
アプリ

地図管理  
Web

# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-5.損害評価（現地確認結果の取りまとめ）

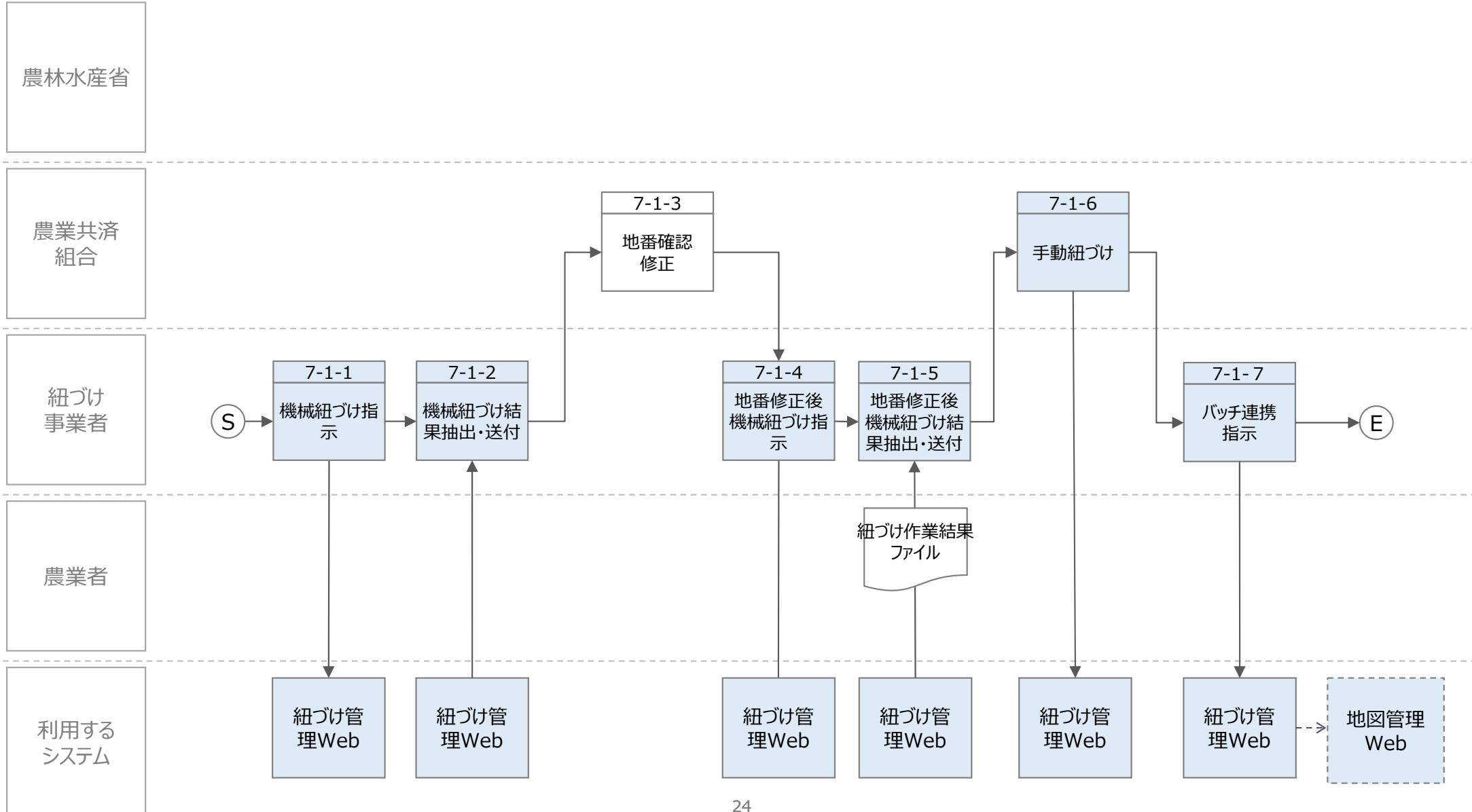
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 7-1.紐づけ作業

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 7-1.農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 紐づけ作業



[参考資料]  
業務フロー概要図（農業共済）  
(令和5年11月時点)

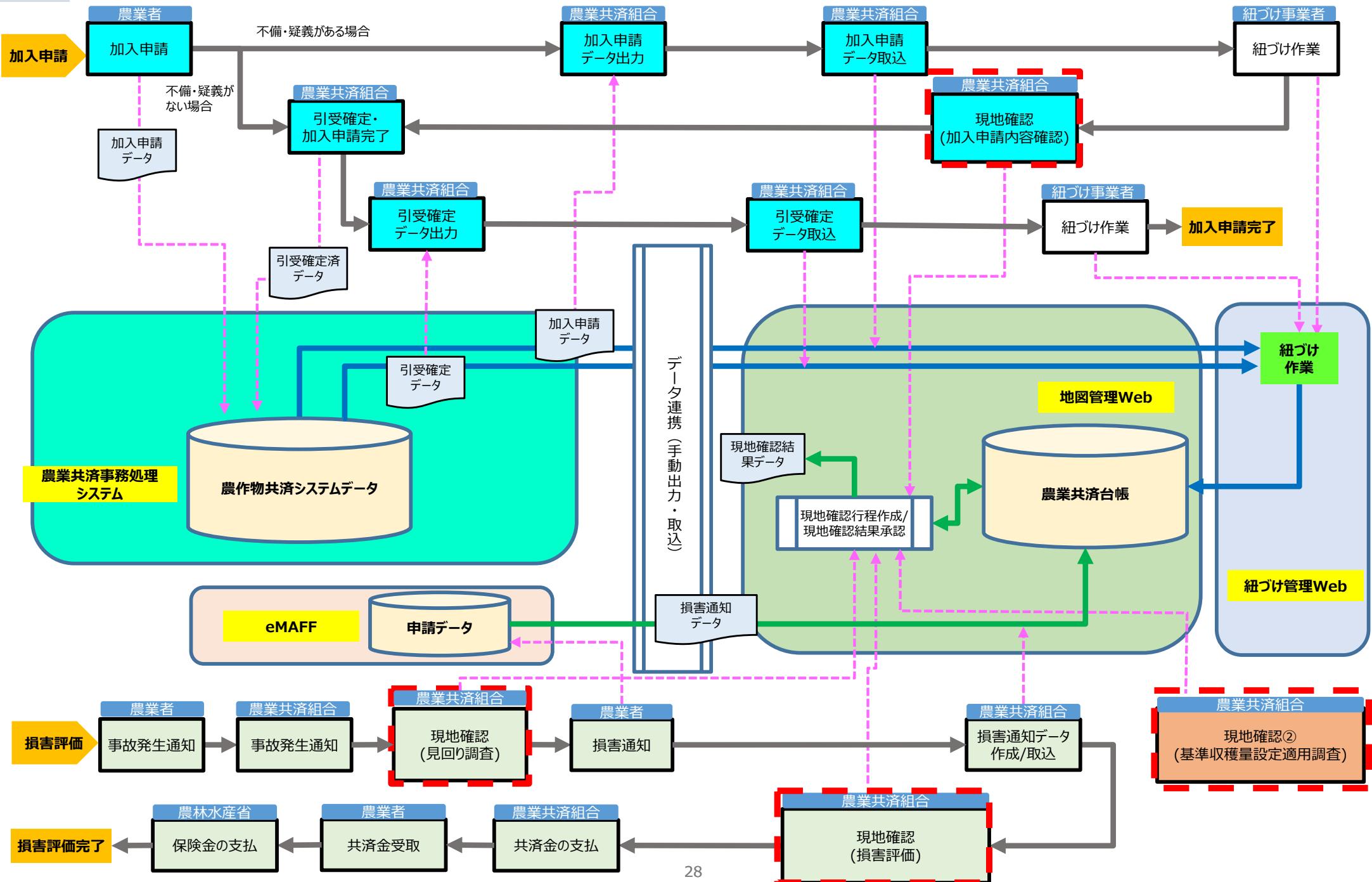
# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図凡例①

記号	説明	記号	説明
	農業共済加入申請の際のデータの流れ		システム内の処理
	被害申告・損害評価時のデータの流れ		紐づけの際に発生する業務
	システムへのインプットとアウトプットの流れ		農業共済加入申請の際に発生する業務
	業務フロー		基準収穫量設定適用調査の際に発生する業務
	業務を実行する担当者・担当部門		被害申告・損害評価時に発生する業務

## 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図凡例②

記号	説明	記号	説明
	データベース		現地確認業務を示す枠
	データ		紐づけ作業
	システム名称		
	各業務の開始点		
	各業務の終点		

# 農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図



令和7年度以降に開発予定

## 附屬書②-3 業務フロー（中山間地域等直接支払制度） (令和5年9月時点)

- 1.参考資料
- 2.システム化業務フロー 凡例定義
- 3.アクター凡例定義（ユーザ）
- 4.アクター凡例定義（システム）
- 5.システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「[中山間地域等直接支払制度](#)」にページに掲載の以下の資料

- [中山間地域等直接支払交付金実施要領（令和5年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和4年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（令和5年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払制度パンフレット\(第5期対策\)](#)

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力/  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



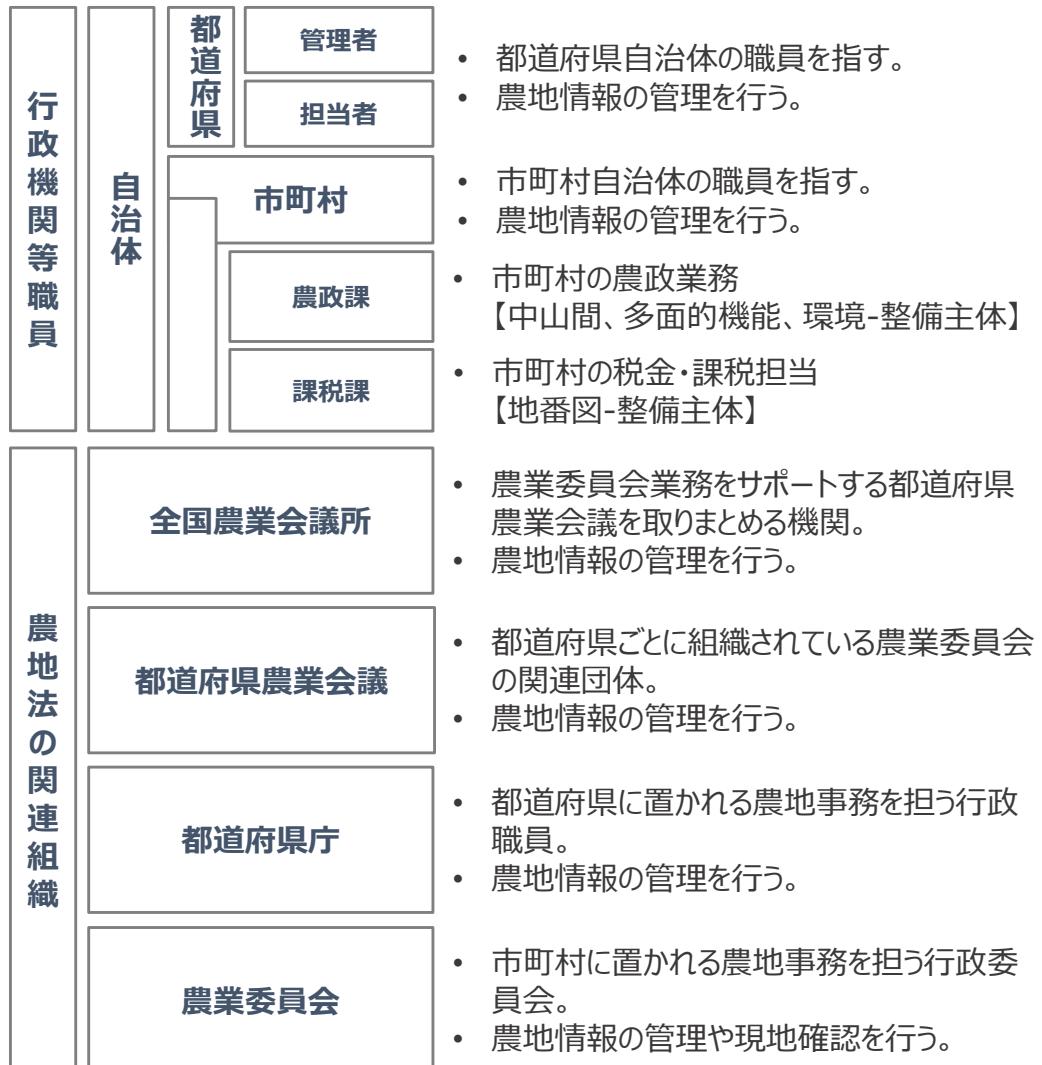
プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



- ・ 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- ・ 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- ・ 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- ・ 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- ・ 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- ・ 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- ・ 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金  
・ 【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 地方農政局等の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



- ・ 都道府県自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村の農政業務  
【中山間、多面的機能、環境-整備主体】
- ・ 市町村の税金・課税担当  
【地番図-整備主体】
- ・ 農業委員会業務をサポートする都道府県農業会議を取りまとめる機関。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県ごとに組織されている農業委員会の関連団体。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県に置かれる農地事務を担う行政職員。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村に置かれる農地事務を担う行政委員会。  
・ 農地情報の管理や現地確認を行う。

# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- ・ 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- ・ 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- ・ 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- ・ 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- ・ 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- ・ 個人農業者、法人農業者等を指す。
- ・ 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- ・ 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- ・ 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- ・ 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- ・ 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- ・ 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ・ ユーザからの問い合わせ対応を行う。

### 紐付け実施事業者

- ・ 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

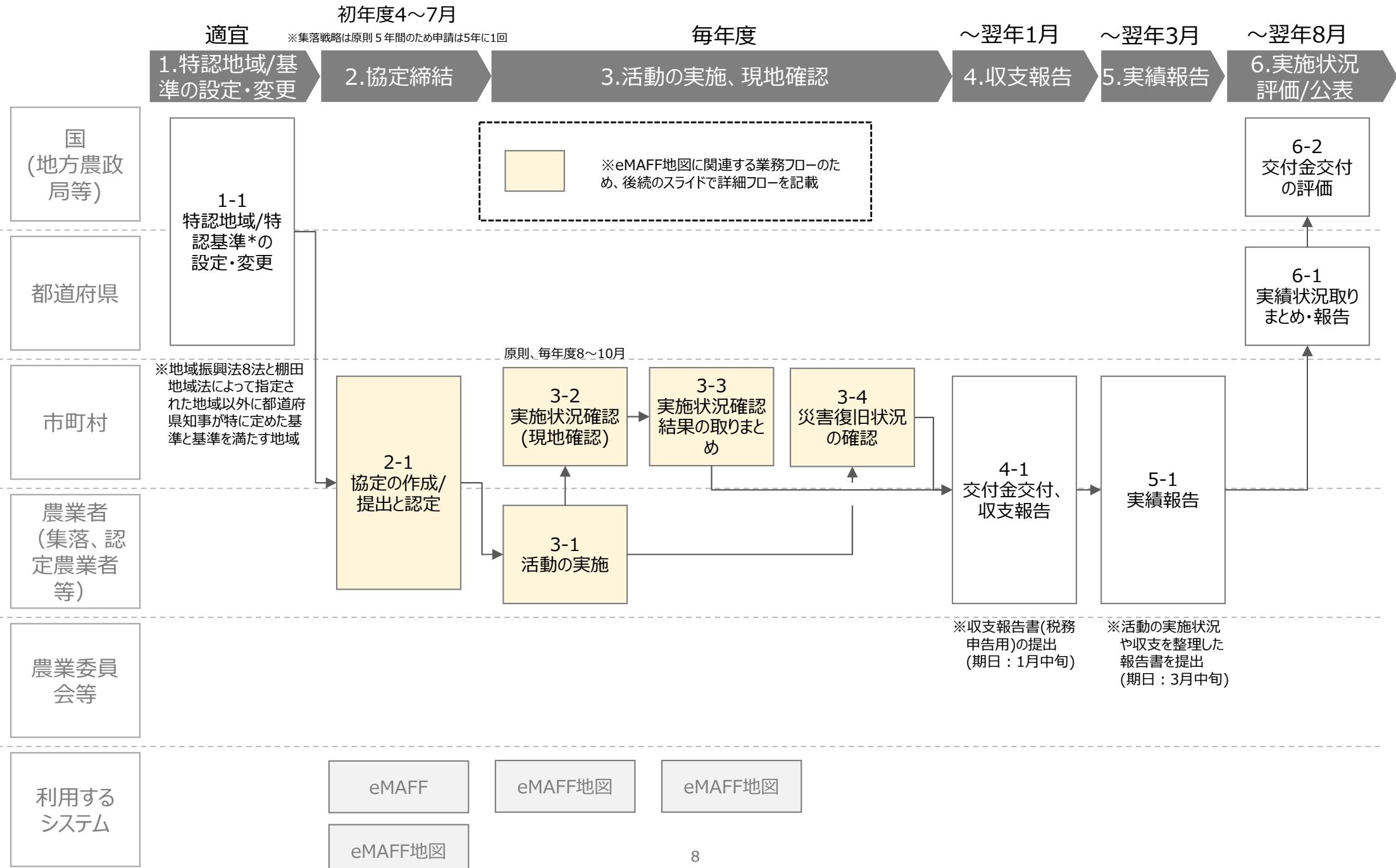
# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。</li></ul>
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。</li></ul>
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none"><li>農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。</li></ul>
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。</li></ul>
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。</li></ul>
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。</li></ul>
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none"><li>eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。</li></ul>
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。</li></ul>
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none"><li>農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム</li></ul>
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。</li></ul>
他システム	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外の農地情報を取り扱うシステム。</li></ul>

## 用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領とともに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

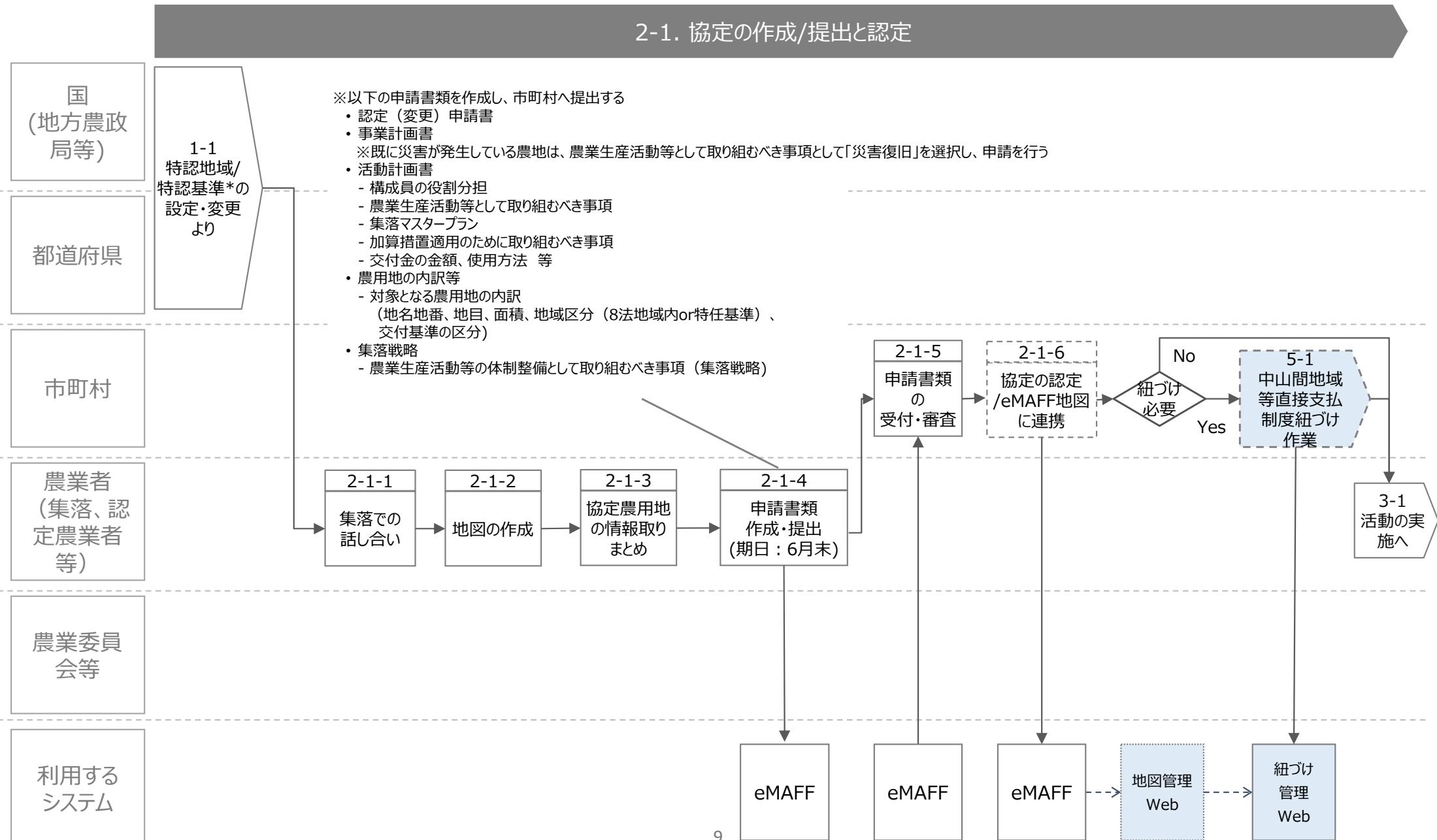
# 中山間地域等直接支払制度 全体フロー



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 2-1.協定の作成/提出と認定

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-1. 協定の作成/提出と認定



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-1.活動の実施



eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-1. 活動の実施

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

市町村

農業者  
(集落、認  
定農業者  
等)

農業委員  
会等

利用する  
システム



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-2.実施状況確認（現地確認）

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-2. 実施状況確認(現地確認)

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

※「現地確認要領の作成」は当面はシステム運用業者にて実施する。今後、システム改修を実施した後、必要に応じ、制度共通の現地確認要領に対し、項目を追加する場合に、市町村にて実施する

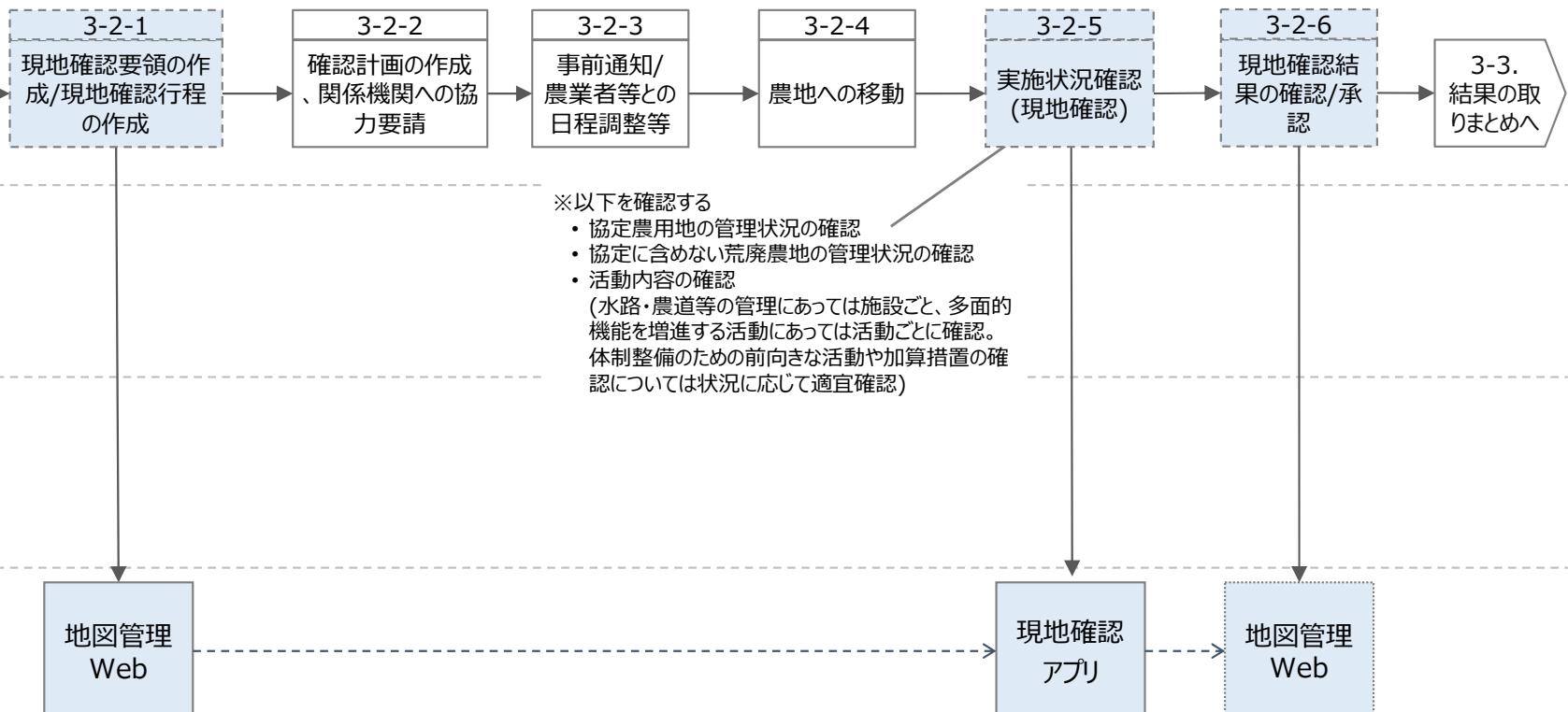
市町村

農業者  
(集落、認定農業者等)

3-1.  
活動の実施から

農業委員会等

利用する  
システム



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-3.実施状況確認結果のとりまとめ(1/2)

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-3. 実施状況確認結果の取りまとめ

国  
(地方農政  
局等)

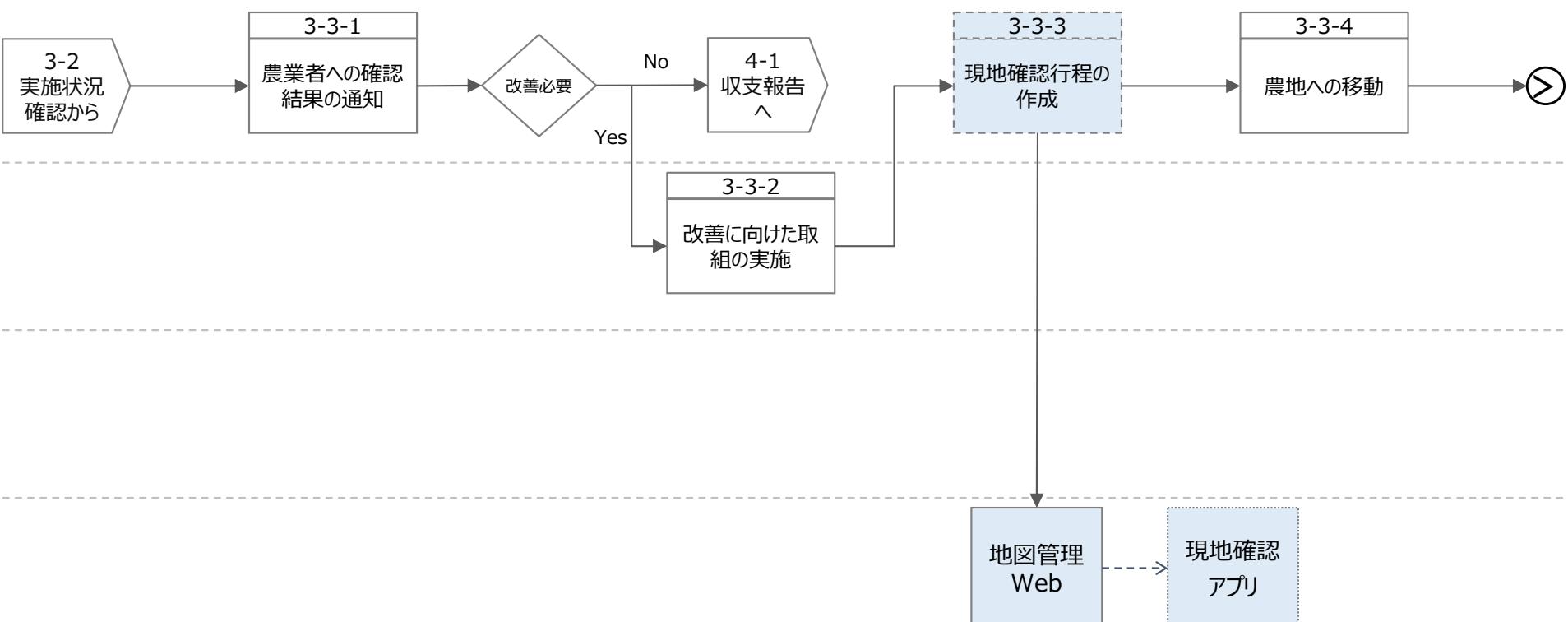
都道府県

市町村

農業者  
(集落、認  
定農業者  
等)

農業委員  
会等

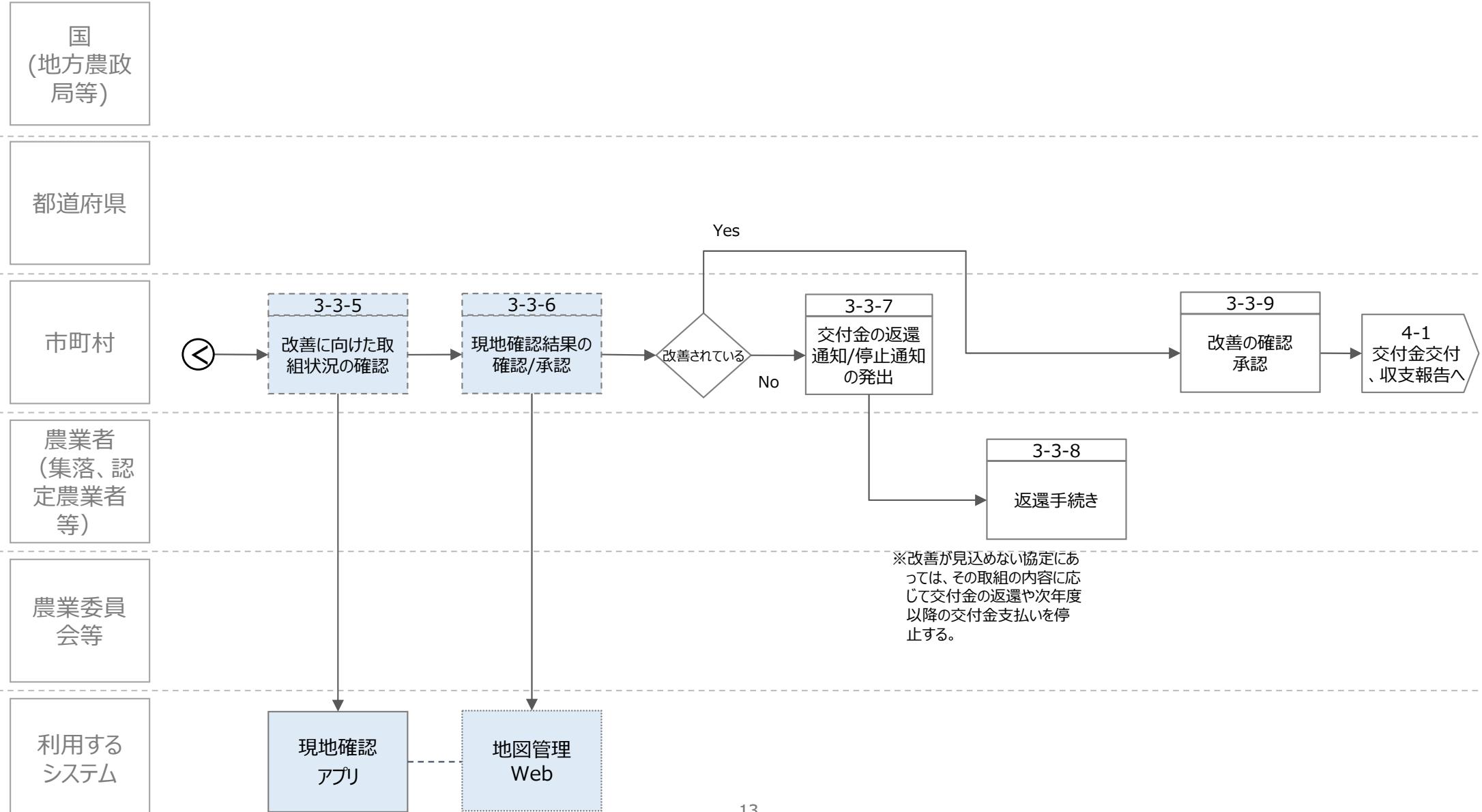
利用する  
システム



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-3.実施状況確認結果のとりまとめ(2/2)

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-3. 実施状況確認結果の取りまとめ



# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-4.災害復旧状況の確認

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-4.災害復旧状況の確認

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

市町村

農業者  
(集落、認  
定農業者  
等)

農業委員  
会等

利用する  
システム

※「現地確認要領の作成」は当面はシステム運用業者にて実施する。今後、システム改修を実施した後、必要に応じ、制度共通の現地確認要領に対し、項目を追加する場合に、市町村にて実施する

※以下を確認する  
・「災害復旧計画」に基づいた復旧状況を確認

事業計画提出時に災害が発生していた場合

3-1. 活動の実施から  
→ 災害復旧計画の提出

事業計画提出後に災害が発生した場合

3-4-2 現地確認要領の作成/現地確認行程の作成

3-4-3 確認計画の作成、関係機関への協力要請

3-4-4 事前通知/農業者等との日程調整等

3-4-5 農地への移動

3-4-6 実施状況確認(現地確認)

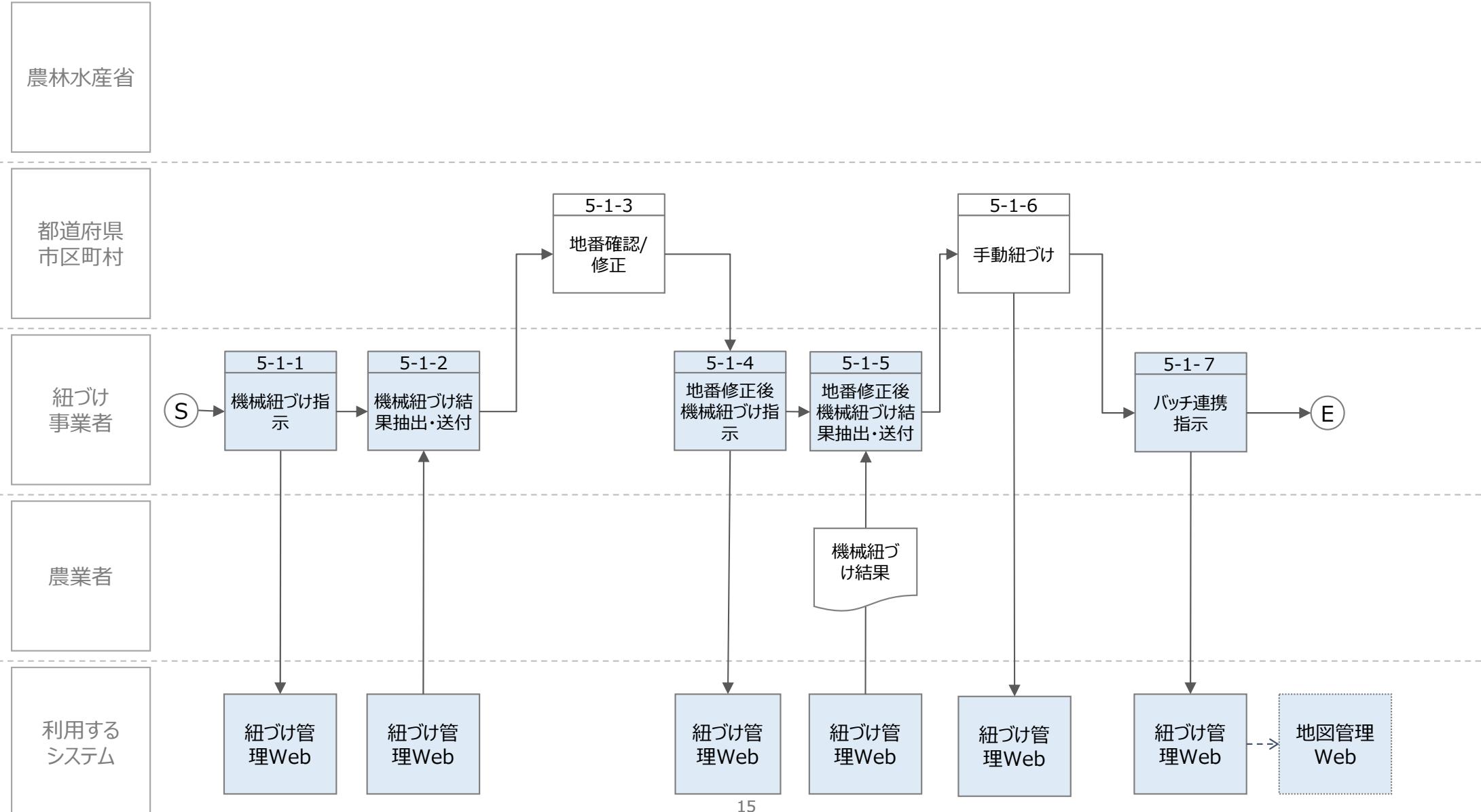
3-4-7 現地確認結果の確認/承認

4-1 交付金交付、収支報告へ

# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー 5-1.紐づけ作業

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-1. 紐づけ作業

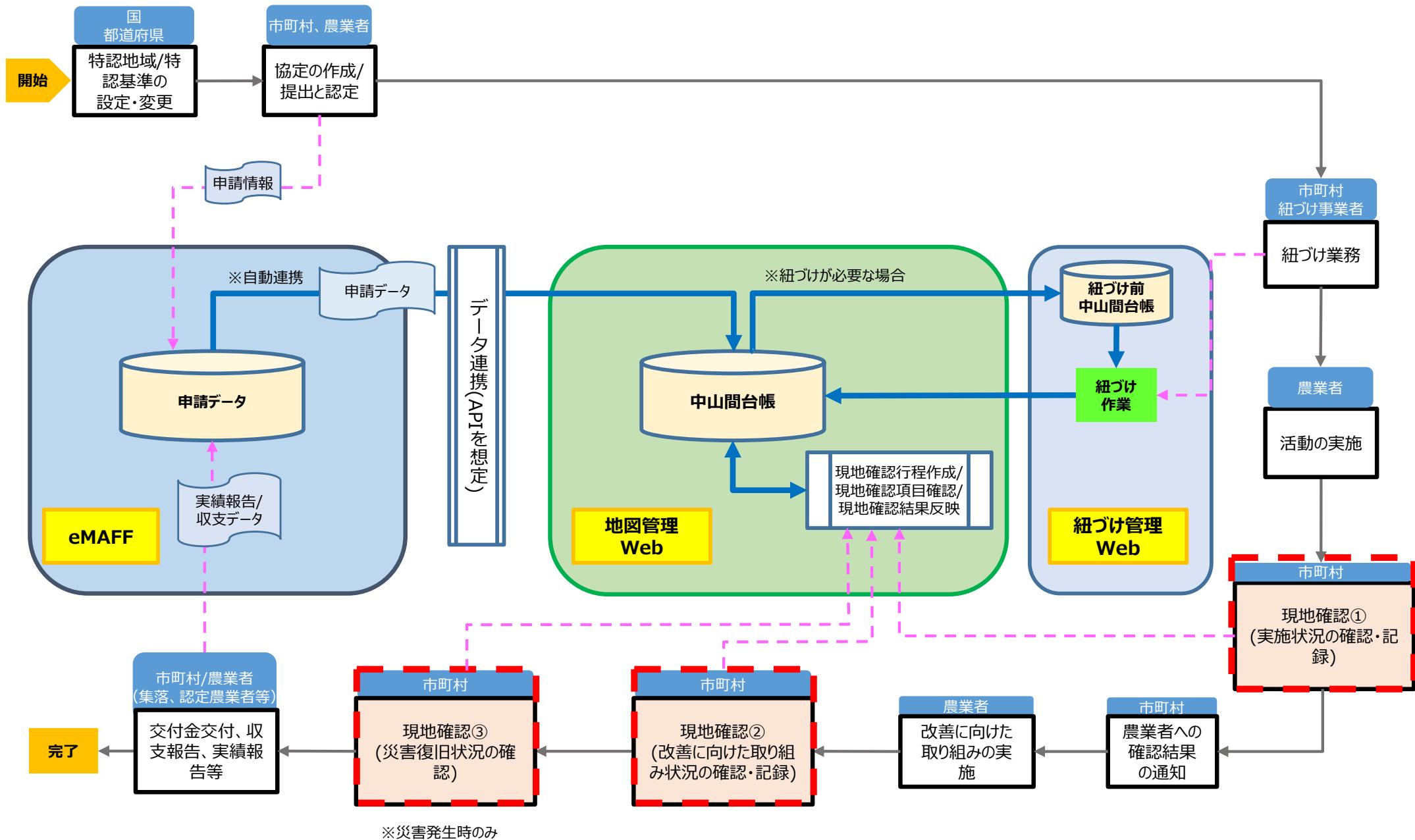


[参考資料]  
業務フロー一観要図（中山間地域等直接支払制度）  
(令和5年9月時点)

# 中山間地域等直接支払制度 業務フロー概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

## 中山間地域等直接支払制度 業務フロー概要図



令和7年度以降に開発予定

## 附属書②-4 業務フロー（環境保全型農業直接支払制度） (令和5年9月時点)

- 1.参考資料
- 2.システム化業務フロー 凡例定義
- 3.アクター凡例定義（ユーザ）
- 4.アクター凡例定義（システム）
- 5.用語定義
- 6.システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金」にページに掲載の以下の資料

- 環境保全型農業直接支払交付金について
- 令和5年度環境保全型農業直接支払交付金の紹介
- 令和5年度環境保全型農業直接支払交付金の手引き
- 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和5年4月1日一部改正）
- 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和5年4月1日一部改正）

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



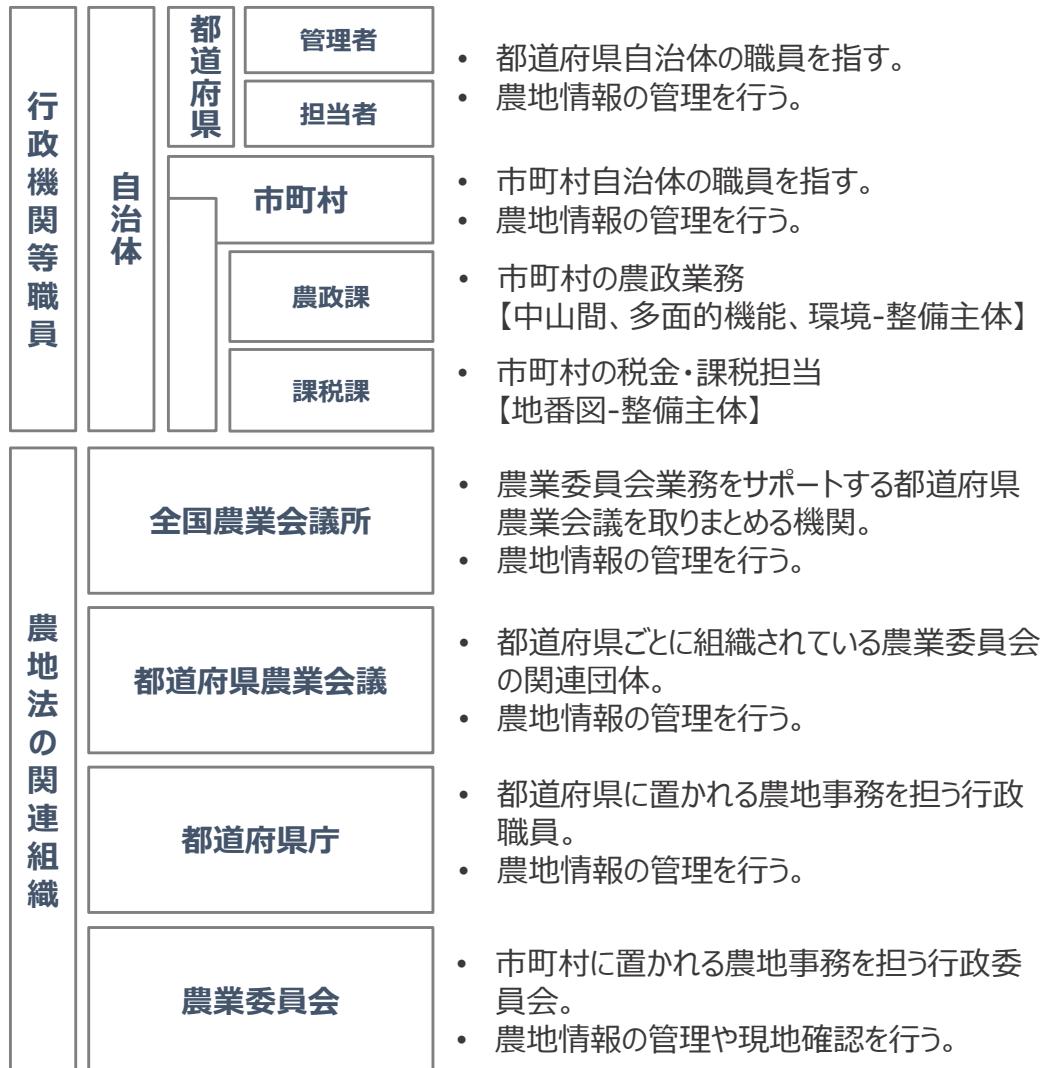
プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



- ・ 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- ・ 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- ・ 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- ・ 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- ・ 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- ・ 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- ・ 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金  
・ 【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 地方農政局等の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



- ・ 都道府県自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村の農政業務  
【中山間、多面的機能、環境-整備主体】
- ・ 市町村の税金・課税担当  
【地番図-整備主体】
- ・ 農業委員会業務をサポートする都道府県農業会議を取りまとめる機関。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県ごとに組織されている農業委員会の関連団体。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県に置かれる農地事務を担う行政職員。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村に置かれる農地事務を担う行政委員会。  
・ 農地情報の管理や現地確認を行う。

# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- ・ 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- ・ 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- ・ 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- ・ 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- ・ 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- ・ 個人農業者、法人農業者等を指す。
- ・ 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- ・ 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- ・ 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- ・ 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- ・ 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- ・ 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ・ ユーザからの問い合わせ対応を行う。

### 紐付け実施事業者

- ・ 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アpri	自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。
eMAFF-IdP	eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアpri	農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

## 用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領とともに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

# 環境保全型農業直接支払制度 全体フロー

初年度6月末

※事業計画は5年間のため  
申請は5年に1回

1. 5年間の事業計画、  
営農活動計画書の提出・認定

毎年度

2. 交付申請  
/活動の実施

毎年度

3. 実施状況報告

～毎年度3月末

4. 交付金交付

～翌年度4月末

5. 営農活動  
実績報告書の提出

国  
(地方農政  
局等)

※eMAFF地図に関連する業務フローのため、後続のスライドで詳細フローを記載

都道府県

市町村

農業者

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

利用する  
システム

1-1  
5年間の事業  
計画、営農活  
動計画書の提  
出・認定

2-1  
交付申請、  
活動の実施

3-2  
実施状況確認  
(現地確認)

3-1  
実施状況の  
報告

3-3  
実施状況の  
取りまとめ

3-4  
抽出検査

4-1  
交付金交付

5-1  
営農活動実績  
報告書の提出

※交付申請は市町村が定める  
日まで

※実施状況報告書等の提出は  
毎年度1月末日まで  
※実績報告書の提出は  
市町村が定める日まで

eMAFF

eMAFF地図

eMAFF

eMAFF

eMAFF地図

eMAFF

eMAFF地図

eMAFF

# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 1-1. 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-1. 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

市町村

農業者

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

利用する  
システム

※申請書類は以下の通り  
(共通)

- 認定申請書
- 事業計画書
- 営農活動計画書
  - 対象活動（対象活動の実施期間、作物名、栽培時期）
  - 対象活動の取組面積
  - 推進活動
  - 交付金額、構成員一覧、実施区域位置図 等  
(農業者団体の場合)
- 規約  
(単独で事業を実施する農業者の場合)
- 交付条件を満たしていることが証明できる書類  
(有機農業の取組を実施する農業者/農業者団体の場合)
- 有機農業の取組における土づくり技術の導入に関する計画
- 農場管理シート、現地確認チェックリスト

1-1-4

事業計画の認定

※地方公共団体等が主催す  
るGAP指導員等による指  
導/研修又は農林水産省  
が提供するオンライン研修を  
受講する。

1-1-5

みどりのチェックシート  
の取組に関する指  
導/研修の受講

2-1  
活動の実施  
へ

1-1-1

農業者団体等の  
設立

1-1-2

対象活動/推進  
活動の計画策定

1-1-3

事業計画等の  
作成・提出

★本開発時の検討ポイント  
現地確認のインプットになるデータが「  
実施状況報告データ」なら、この時点  
で「事業計画申請データ」をeMAFF  
地図に連携させるかは要検討

利用する  
システム

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

※代表者、組織の規約を定  
めるとともに組織としての口  
座を開設する。  
※規約には交付金の活用方  
法を定める。

※対象活動は化学肥料・化学合成農薬の  
仕様を都道府県の慣行レベルから原則5  
割以上低減する取組と併せて行う以下の  
取組を指す。

- ①有機農業 ②堆肥の使用
- ③カバークロップ ④リビングマルチ
- ⑤草生栽培 ⑥不耕起播種
- ⑦長期中干し ⑧秋耕
- ⑨取組拡大加算 ⑩地域特任取組

※推進活動とは「自然環境保全に資する農  
業生産方式を導入した農業生産活動の  
実施を推進する活動」を指す。

eMAFF

地図管理  
Web

eMAFF

地図管理  
Web

# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 2-1.交付申請/活動の実施

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-1.交付申請/活動の実施

国  
(地方農政  
局等)

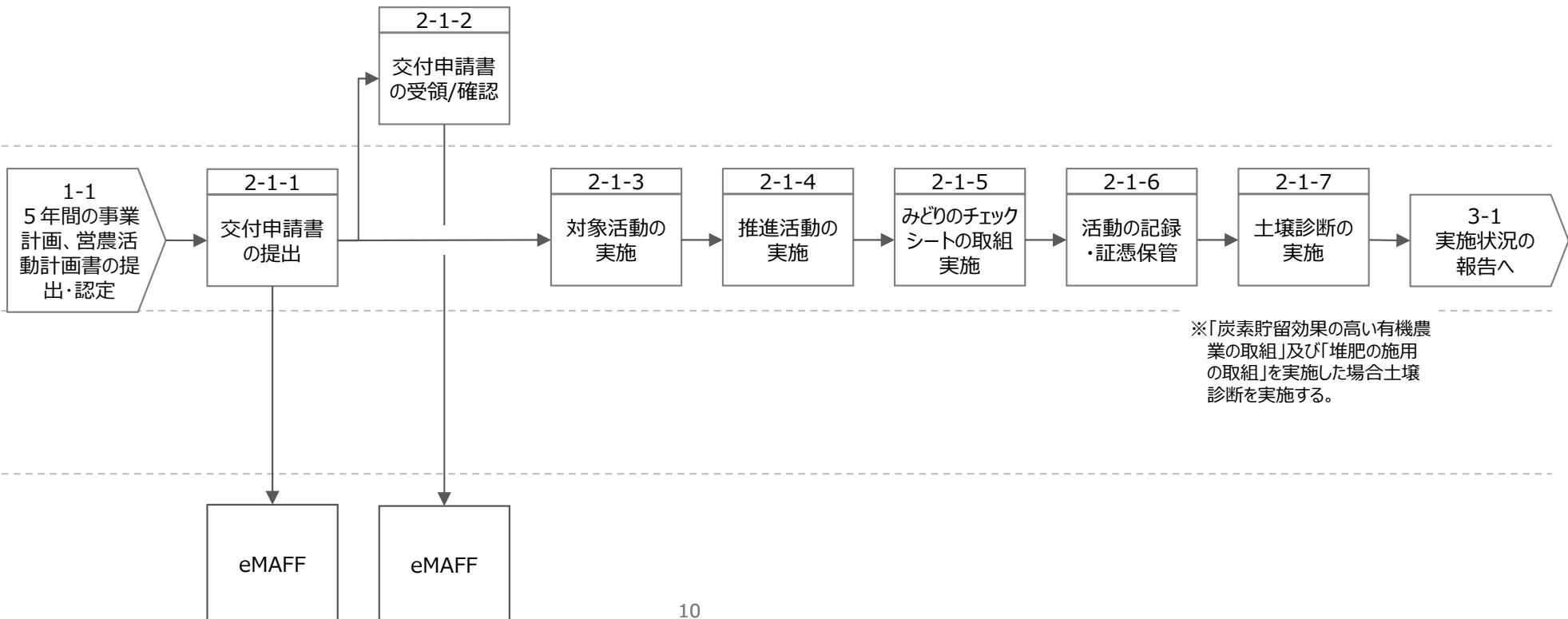
都道府県

市町村

農業者

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

利用する  
システム



# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 3.実施状況報告

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-1. 実施状況の報告

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

市町村

農業者

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

利用する  
システム

※申請書類は以下の通り  
(必須)

- 実施状況報告書
  - 対象活動（対象活動の実施期間、作物名、栽培時期）
  - 推進活動
  - 対象活動の取組面積 等
- 生産記録
- みどりのチェックシート
- みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修の受講履歴（有機農業の取組を実施する農業者/農業者団体の場合）
- 資材証明書の写し（炭素貯留効果の高い有機農業の取組を実施した場合）
- 土壌診断結果の写し
- 実績報告書

※有機農業の取組を実施する農業者/農業者団体の場合、事業計画書/営農活動計画書の提出に併せて現地確認で使用する農場管理シート、現地確認チェックリストを提出する。

※農場管理シート、現地確認チェックリストの申請内容は以下。

- ①ほ場情報（所在、面積、作物名、収穫期等）
  - ②使用肥料及び土壌改良資材（使用時のみ）
  - ③土づくり技術
  - ④使用農薬（使用時のみ）
  - ⑤有害動植物の防除
  - ⑥使用種苗
  - ⑦使用禁止資材が飛来又は流入しないような措置
  - ⑧組み換えDNA技術の利用
  - ⑨放射線照射
- 【別添】ほ場地図

不要

3-1-2  
申請内容確認

紐づけ  
要否  
必要

6-1  
環境保全型農業  
直接支払制度紐  
づけ作業

3-2.  
実施状況  
確認(現地  
確認)へ

★本開発時の検討ポイント  
現地確認のインプットになるデータが「  
実施状況報告データ」か要確認

報告データが地図管理  
Webに連携される

eMAFF

地図管理  
Web

紐づけ管理  
Web

地図管理  
Web

# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 3-2.実施状況確認（現地確認）

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-2. 実施状況確認(現地確認)

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

市町村

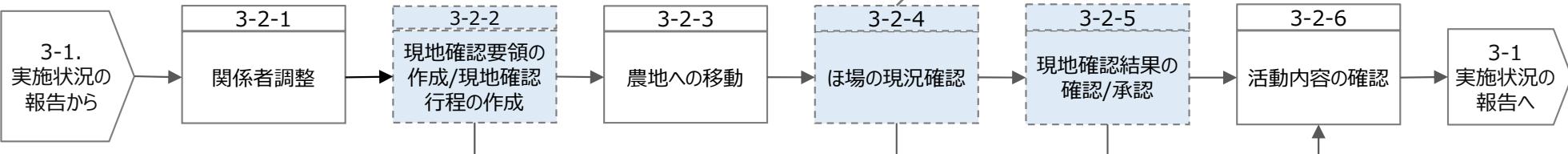
農業者

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

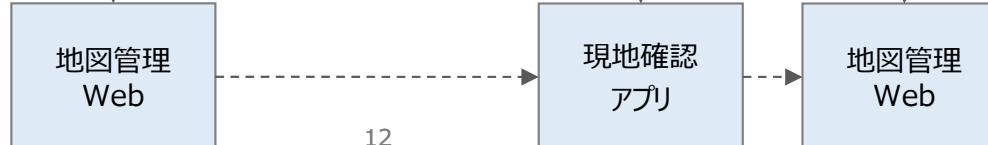
利用する  
システム

※現地視察、農業者への聞き取り等を通して、農場管理シートとの整合性を確認し、現地確認チェックリストに確認結果を記載する。現地確認チェックリストのチェック項目は以下。

- ①化学肥料・化学合成農薬等の禁止資材の使用有無
- ②土づくりの実施
- ③有害動植物の防除
- ④種子や苗等
- ⑤使用禁止資材が飛来又は流入しないような措置
- ⑥組み換えDNA技術の利用有無
- ⑦放射線照射の有無

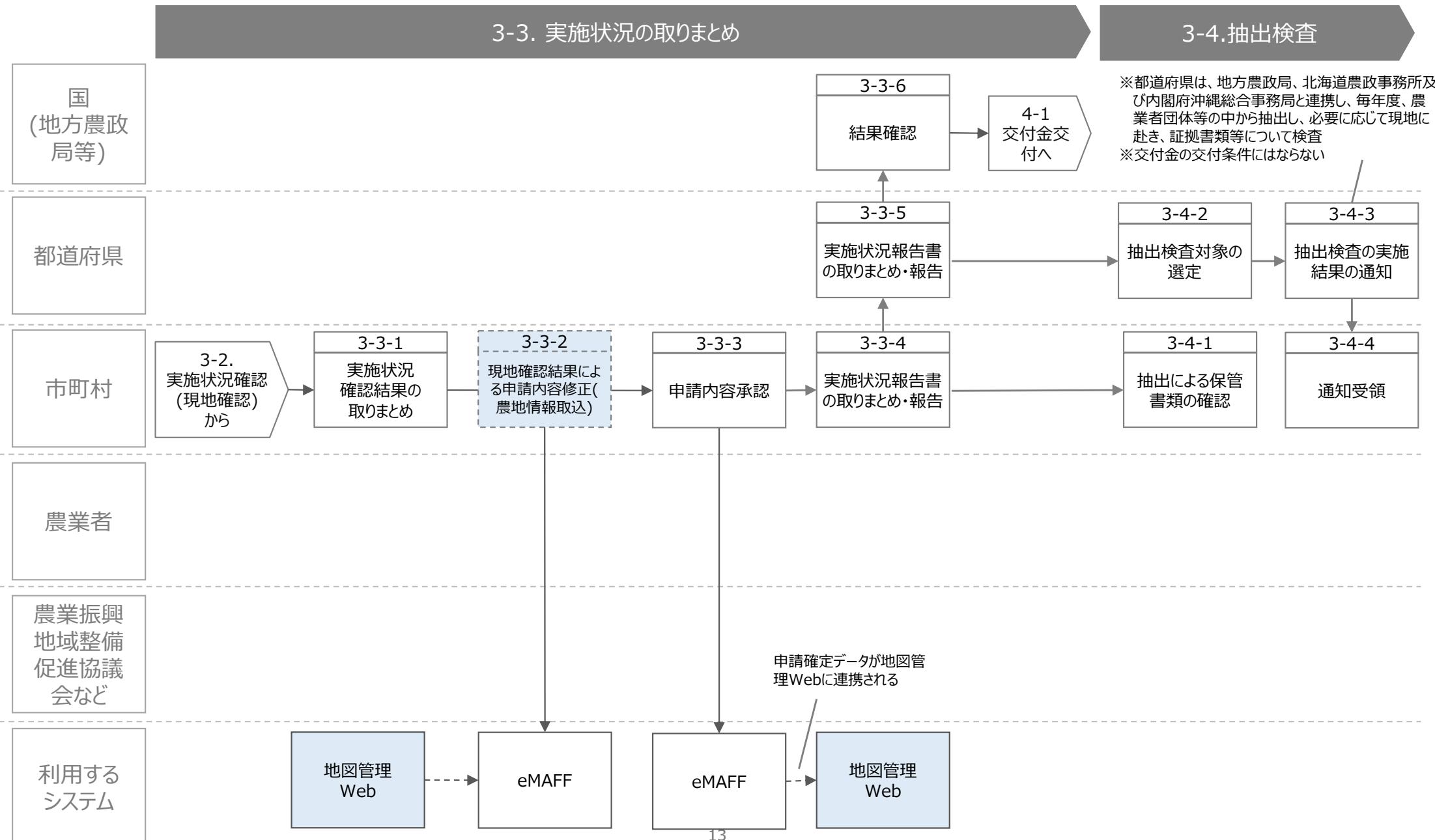


※有機農業以外の取組状況は市町村による現地確認を写真等の提出で代替するケースもある



## 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 3.実施状況報告

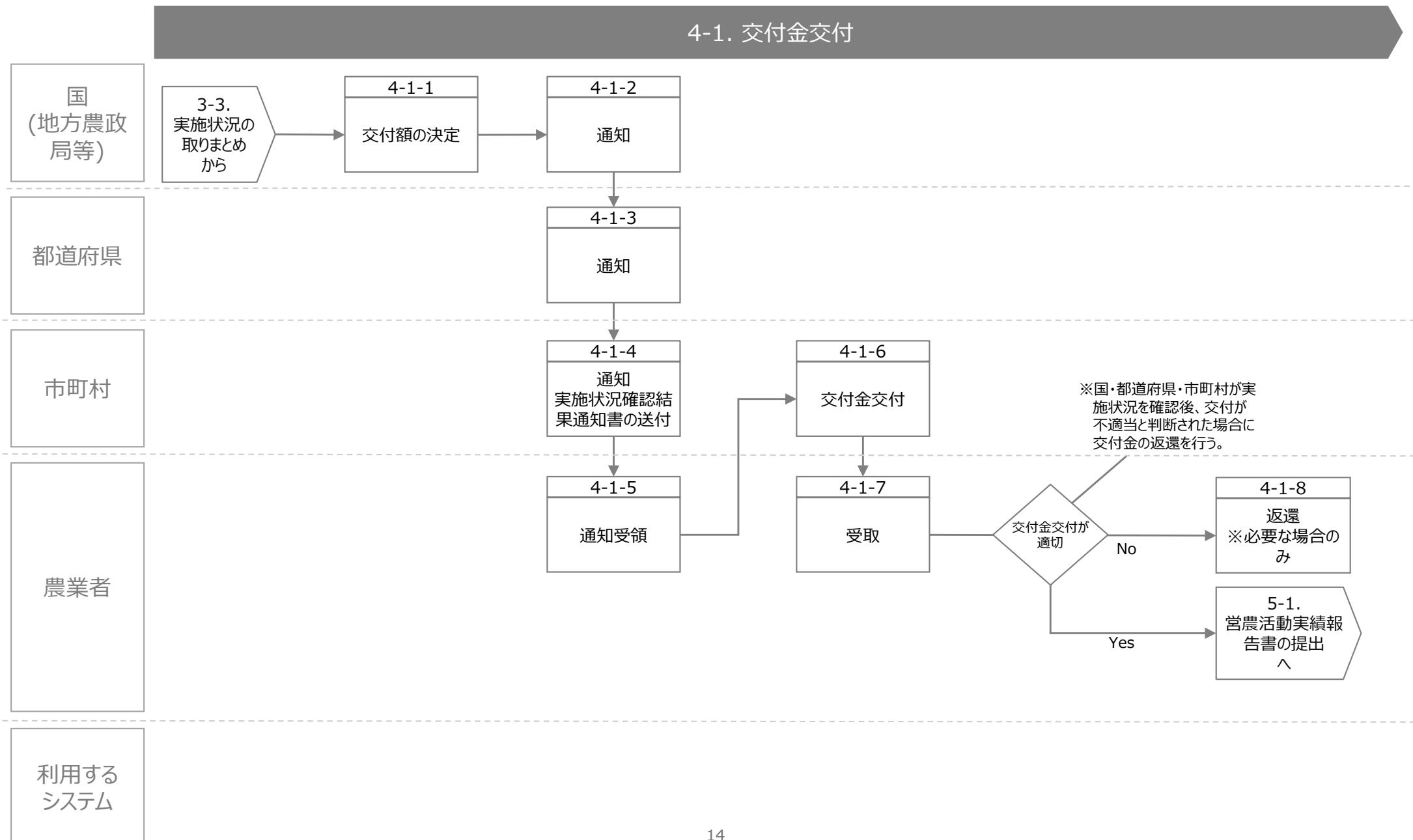
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 4-1.交付金交付

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 4-1. 交付金交付



# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 5-1. 営農活動実績報告書の提出

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-1. 営農活動実績報告書の提出

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

※実施状況報告書の提出時点で対象活動等が実施済みであり  
、報告内容に変更がない場合は提出の省略が可能

提出書類は以下

- ・営農活動活動実績報告書
  - 対象活動（対象活動の実施期間、作物名、栽培時期）
  - 推進活動
  - 対象活動の取組面積 等
- ・生産記録

市町村

農業者

4-1.  
交付金交  
付から

5-1-1  
営農活動実績報  
告書等の提出

5-1-2  
営農活動実績報  
告書等の確認

E

農業振興  
地域整備  
促進協議  
会など

利用する  
システム

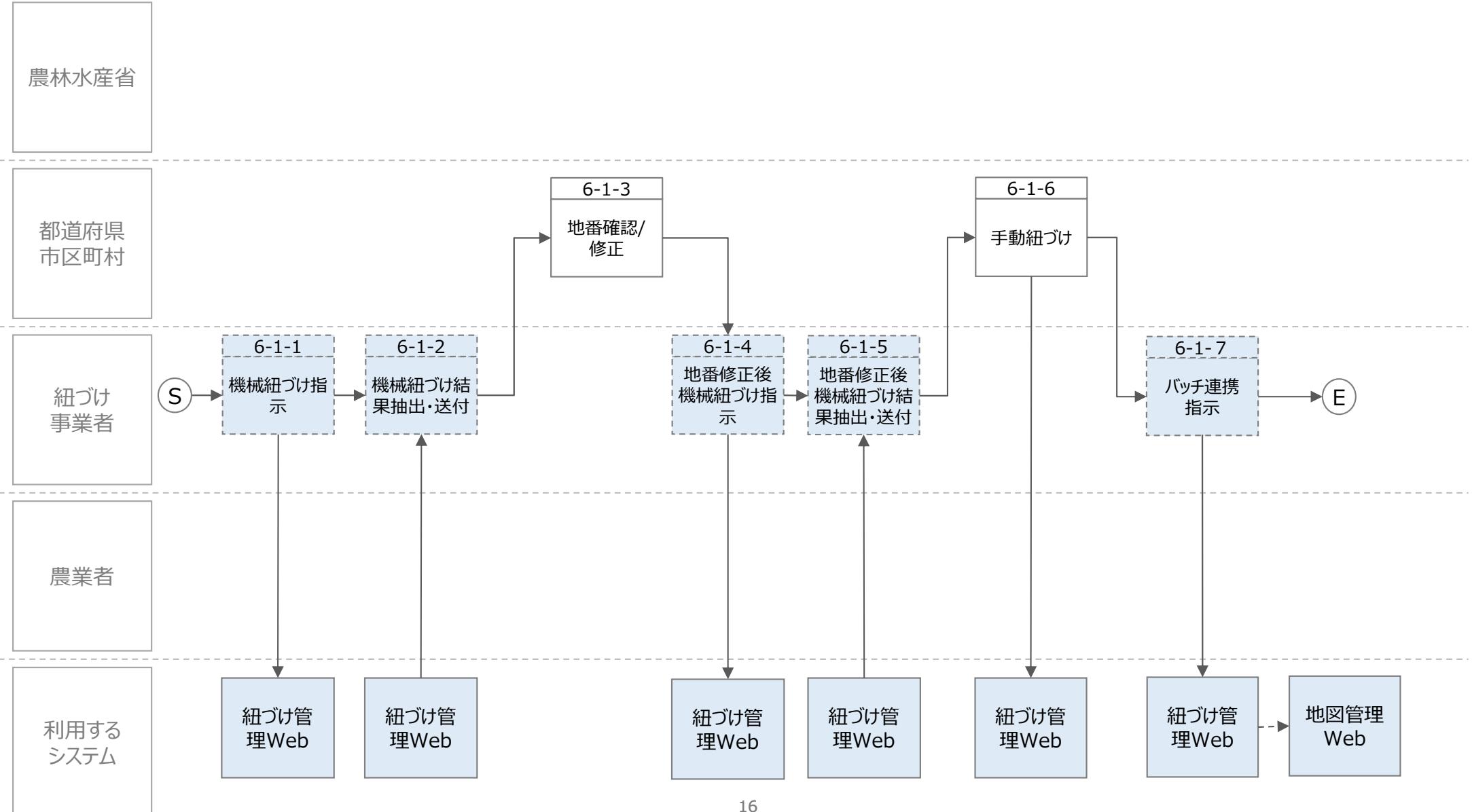
eMAFF

eMAFF

# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 6-1.紐づけ作業

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 6-1. 環境保全型農業直接支払制度紐づけ作業

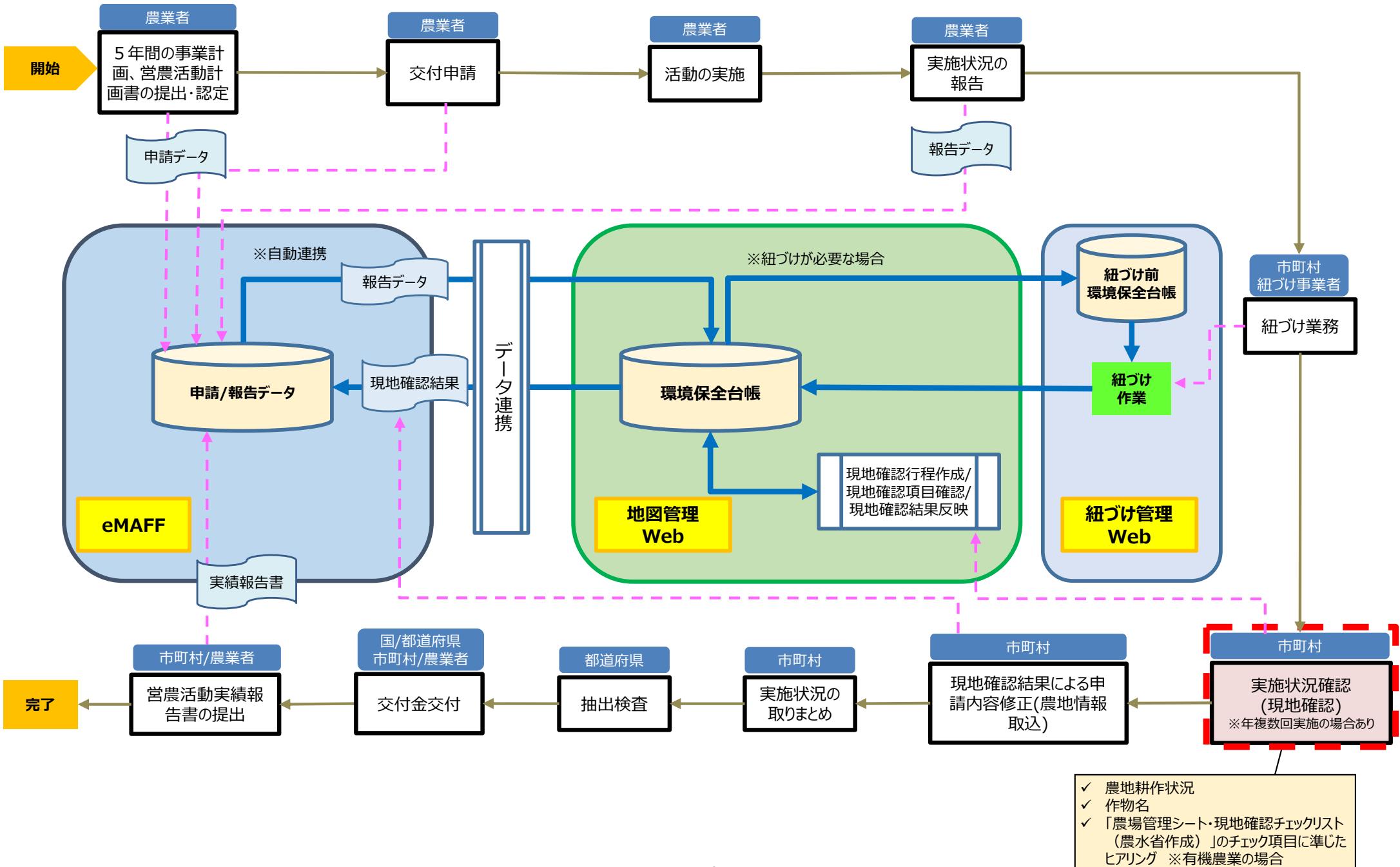


[参考資料]  
業務フロー概要図（環境保全型直接支払制度）  
(令和5年9月時点)

# 環境保全型直接支払制度 業務フロー 概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

# 環境保全型農業直接支払制度 業務フロー概要図



〔 令和7年度以降に開発予定 〕

## 附屬書②-5 業務フロー（多面的機能支払制度） (令和5年9月時点)

- 1.参考資料
- 2.システム化業務フロー 凡例定義
- 3.アクター凡例定義（ユーザ）
- 4.アクター凡例定義（システム）
- 5.システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「多面的機能支払交付金」にページに掲載の以下の資料

- 令和5年度多面的機能支払交付金のあらまし（パンフレット）
- 多面的機能支払交付金実施要綱（令和5年4月1日一部改正）
- 多面的機能支払交付金実施要領（令和5年4月1日一部改正）
- 別記（令和5年4月1日一部改正）

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



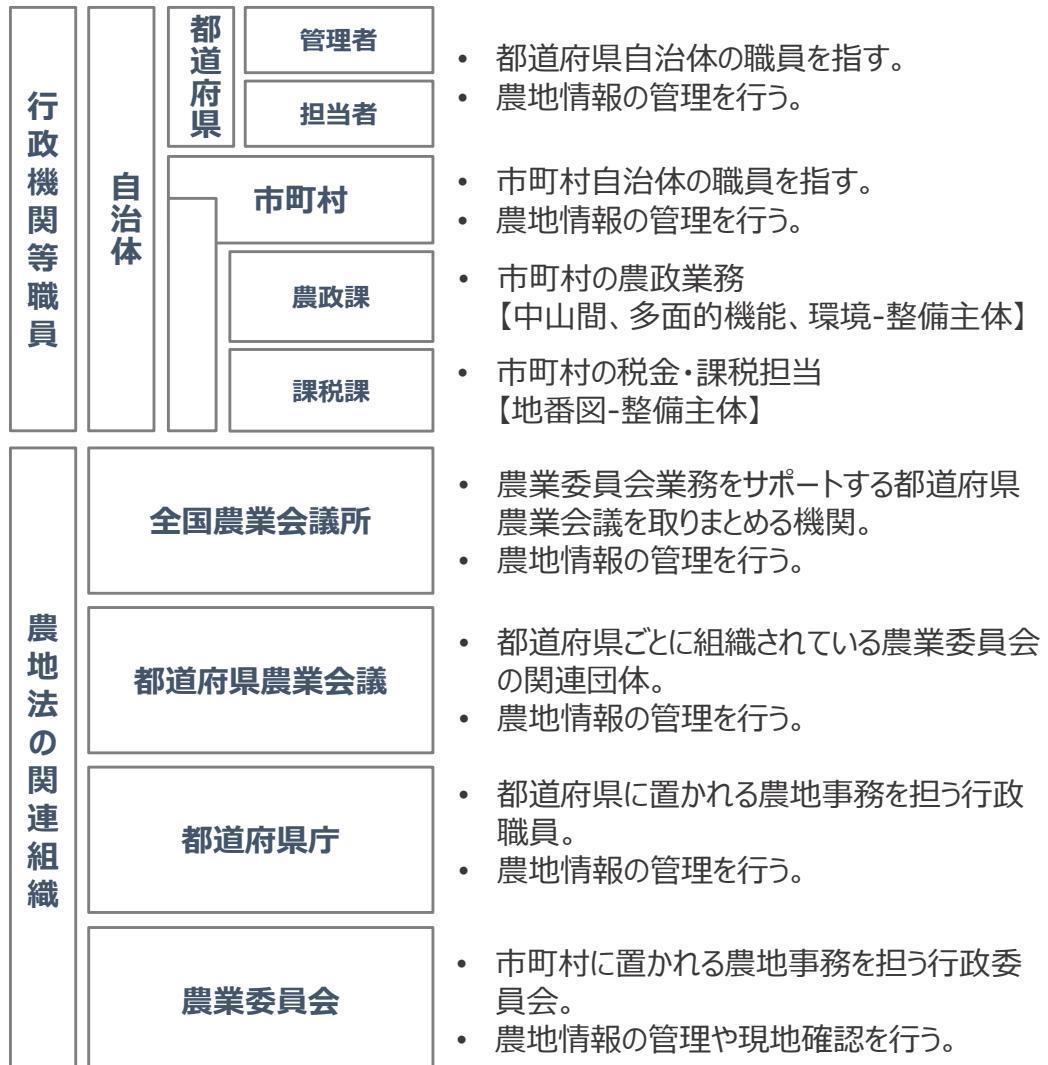
プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



- ・ 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- ・ 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- ・ 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- ・ 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- ・ 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- ・ 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- ・ 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金  
・ 【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 地方農政局等の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



- ・ 都道府県自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村自治体の職員を指す。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村の農政業務  
【中山間、多面的機能、環境-整備主体】
- ・ 市町村の税金・課税担当  
【地番図-整備主体】
- ・ 農業委員会業務をサポートする都道府県農業会議を取りまとめる機関。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県ごとに組織されている農業委員会の関連団体。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県に置かれる農地事務を担う行政職員。  
・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村に置かれる農地事務を担う行政委員会。  
・ 農地情報の管理や現地確認を行う。

# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- ・ 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- ・ 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- ・ 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- ・ 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- ・ 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- ・ 個人農業者、法人農業者等を指す。
- ・ 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- ・ 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- ・ 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- ・ 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- ・ 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- ・ 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ・ ユーザからの問い合わせ対応を行う。

### 紐付け実施事業者

- ・ 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

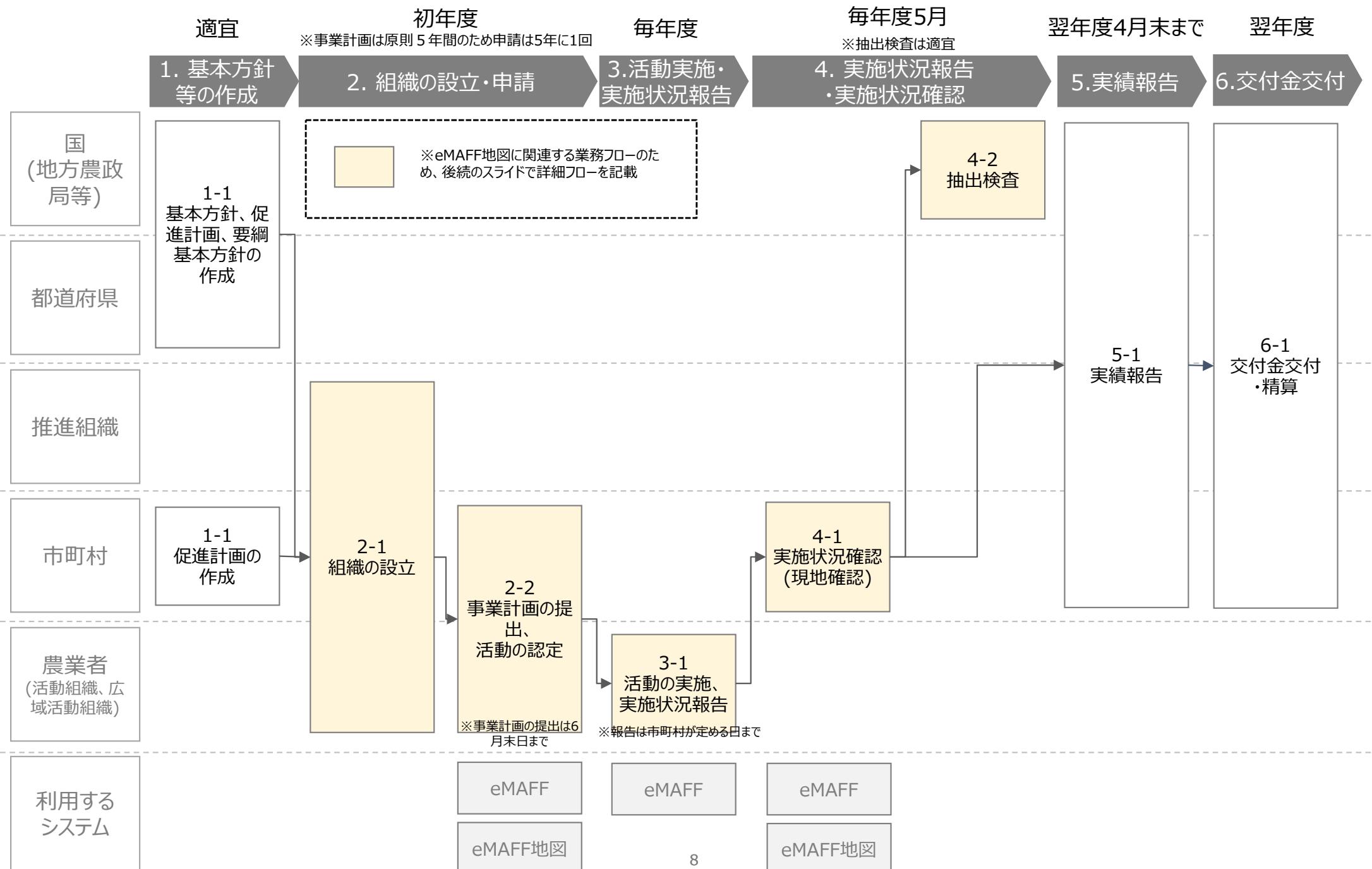
# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。</li></ul>
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。</li></ul>
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none"><li>農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。</li></ul>
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。</li></ul>
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。</li></ul>
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。</li></ul>
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none"><li>eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。</li></ul>
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。</li></ul>
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none"><li>農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム</li></ul>
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。</li></ul>
他システム	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外の農地情報を取り扱うシステム。</li></ul>

## 用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領とともに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

# 多面的機能支払制度 全体フロー



# 多面的機能支払制度 業務フロー 2-1.組織の設立、計画の作成

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-1. 組織の設立

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

2-1-1  
推進組織の設立  
/会員の選定

※都道府県知事は多面的機能直接支払制度の効果的な推進を図るため推進組織を設立する。推進組織は市町村をはじめ、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業団体、非営利団体等、その他、地域の実情に応じてその会員を選定する。

推進組織

2-1-2  
計画作成

市町村

農業者  
(活動組織、広域活動組織)

利用する  
システム

※広域活動組織の設立を希望する農業者は、以下を定めた広域協定書を作成する。  
・協定の対象となる区域内の対象農用地・施設  
・協定の有効期限  
・協定参加者の役割に関する事項  
・協定の運営に関する事項

2-1-3  
広域活動組織の設立

2-1-4  
広域協定書の作成

※活動組織の設立を希望する農業者は、活動組織の代表者、意思決定方法、会計処理方法等を活動組織規約に定める。

2-1-5  
活動組織の設立

2-1-6  
対象活動の選定

2-1-7  
対象農用地の情報整理

2-2.  
申請提出・  
活動の認定  
へ

※広域活動組織の設立を希望する農業者は、以下を対応  
- 広域協定運営委員会の設立  
- 運営委員会規則の作成

※多面的機能直接支払制度の対象活動の中から農業者にて実施する活動を選定する。

※対象農用地の位置、地目、面積などの情報を整理する  
面積は以下のいずれかの方法で測定  
・地籍図等に基づく台帳面積  
・縮尺図等による図測  
・実測  
・その他市町村が別に定める方法

# 多面的機能支払制度 業務フロー 2-2.申請の提出、活動の認定

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-2. 申請提出、活動の認定

国  
(地方農政局等)

都道府県

推進組織

市町村

農業者  
(活動組織、広域活動組織)

利用するシステム

- ※市町村長は対象組織に交付金を交付する際には都道府県知事に事業実施計画を提出する
- ・多面的機能支払交付金事業実施計画書
    - 事業の目的
    - 対象活動
    - 対象農用地の地目/面積
    - 交付単価/交付金額
    - 交付金額の負担額の内訳（国費、都道府県費、市町村費）
    - 事業の完了予定年月日
    - 収支予算（収入の予定額、支出の予定額）

- ※以下、申請書類
- ・認定申請書
  - ・事業計画書
  - ・活動計画書（広域活動組織の場合）
  - ・広域協定書
  - ・運営委員会規則（活動組織の場合）
  - ・活動組織規約（その他必要に応じて提出）
  - ・工事に関する確認書
  - ・長寿命化整備計画書

2-1.  
組織の設立から

- ※活動計画書は以下を記載
- 対象活動
  - 対象農用地の地目/面積
  - 交付単価
  - 交付金額
  - 組織の名称及び所在地
  - 活動期間
  - 位置図
  - 実施計画 等

- ※事業計画書は以下を記載
- 目標
  - 事業の内容
  - 実施期間
  - 対象組織の構成員

2-2-1  
事業計画の作成

2-2-2  
活動計画の作成

2-2-3  
申請書類の提出

eMAFF

2-2-4  
事業計画書/活動計画書の認定

2-2-5  
事業実施計画書の作成、提出

eMAFF  
→  
地図管理Web

2-2-6  
事業実施計画書の認定

2-2-7  
事業実施計画書の作成・提出

2-2-8  
事業実施計画書の認定

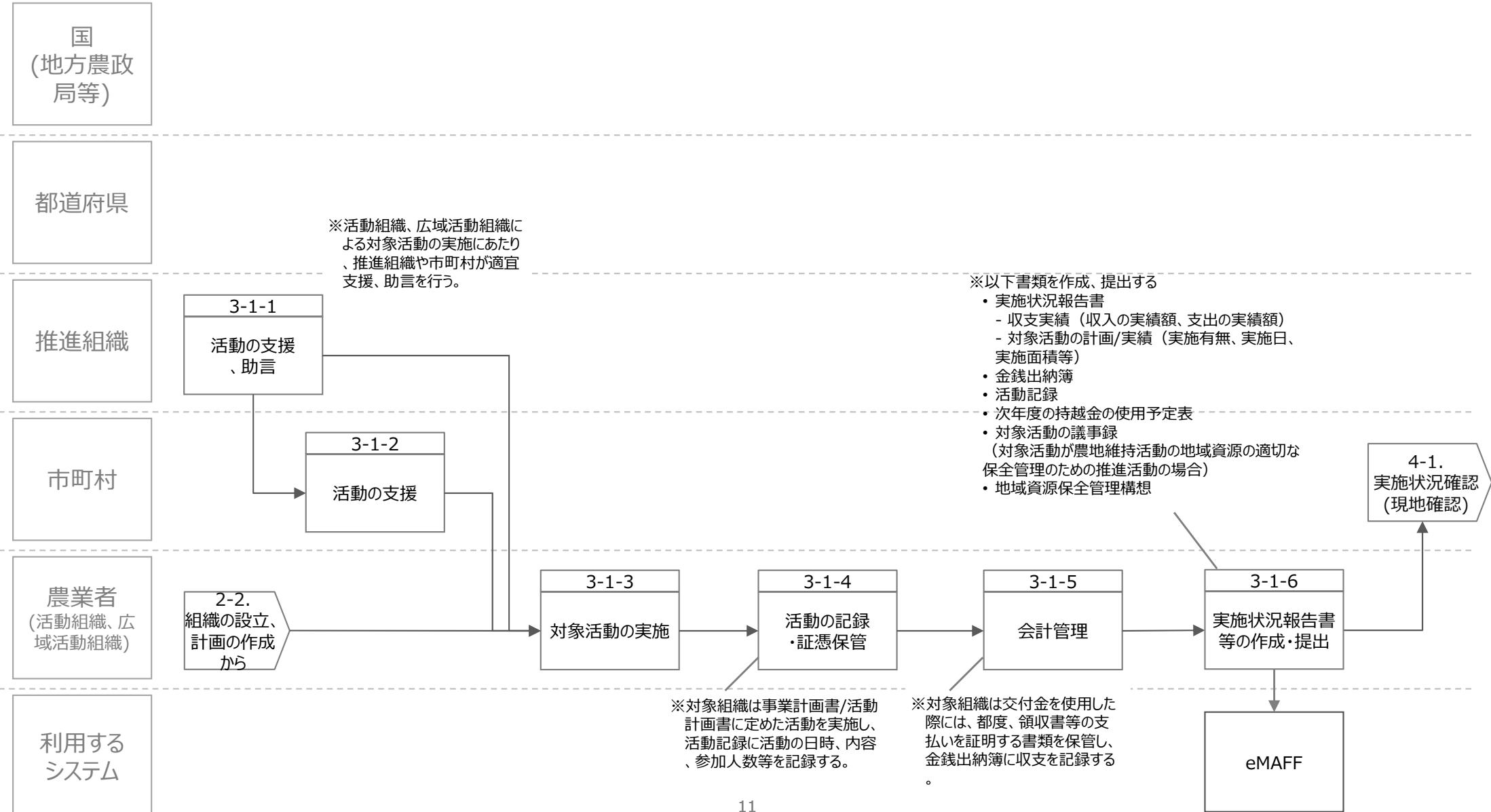
- ※都道府県知事は市町村に交付金を交付する際には国に事業実施計画を提出

No  
△紐づけ必要  
Yes  
7-1  
多面的機能支払制度紐づけ作業  
→  
3-1.  
活動の実施へ

# 多面的機能支払制度 業務フロー 3-1.活動の実施、実施状況報告

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 3-1.活動の実施、実施状況報告



# 多面的機能支払制度 業務フロー 4-1 実施状況確認(現地確認)

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 4-1 実施状況確認(現地確認)

国  
(地方農政  
局等)

都道府県

推進組織

市町村

農業者  
(活動組織、広  
域活動組織)

利用する  
システム

※市町村、推進組織は認定農用地野帳を基に農地維持活動の実施状況を確認する。

- ・対象農用地の管理状況の適否
- ・対象施設の管理状況の適否

※市町村、推進組織は実施状況確認チェックシートを基に現地確認を実施する。

- ・対象活動の計画に対する実績

※「現地確認要領の作成」は当面はシステム運用業者にて実施する。今後、システム改修を実施した後、必要に応じ、制度共通の現地確認要領に対し、項目を追加する場合に、市町村にて実施する

4-1-1  
書類確認

4-1-2  
実施状況確認の  
計画作成

4-1-3  
関係者調整

4-1-4  
現地確認準備  
(現地確認要領/現  
地確認行程の作成  
など)

4-1-5  
農地への移動

4-1-6  
保全管理状況、  
活動実施状況の  
確認

4-1-7  
現地確認結果の  
確認/承認

3-1.  
活動の実施、  
実施状況報告

※活動組織、広域活動組織ご  
とや地域ごとに対象活動の実  
施状況確認の体制、時期等  
を整理することを想定。

eMAFF

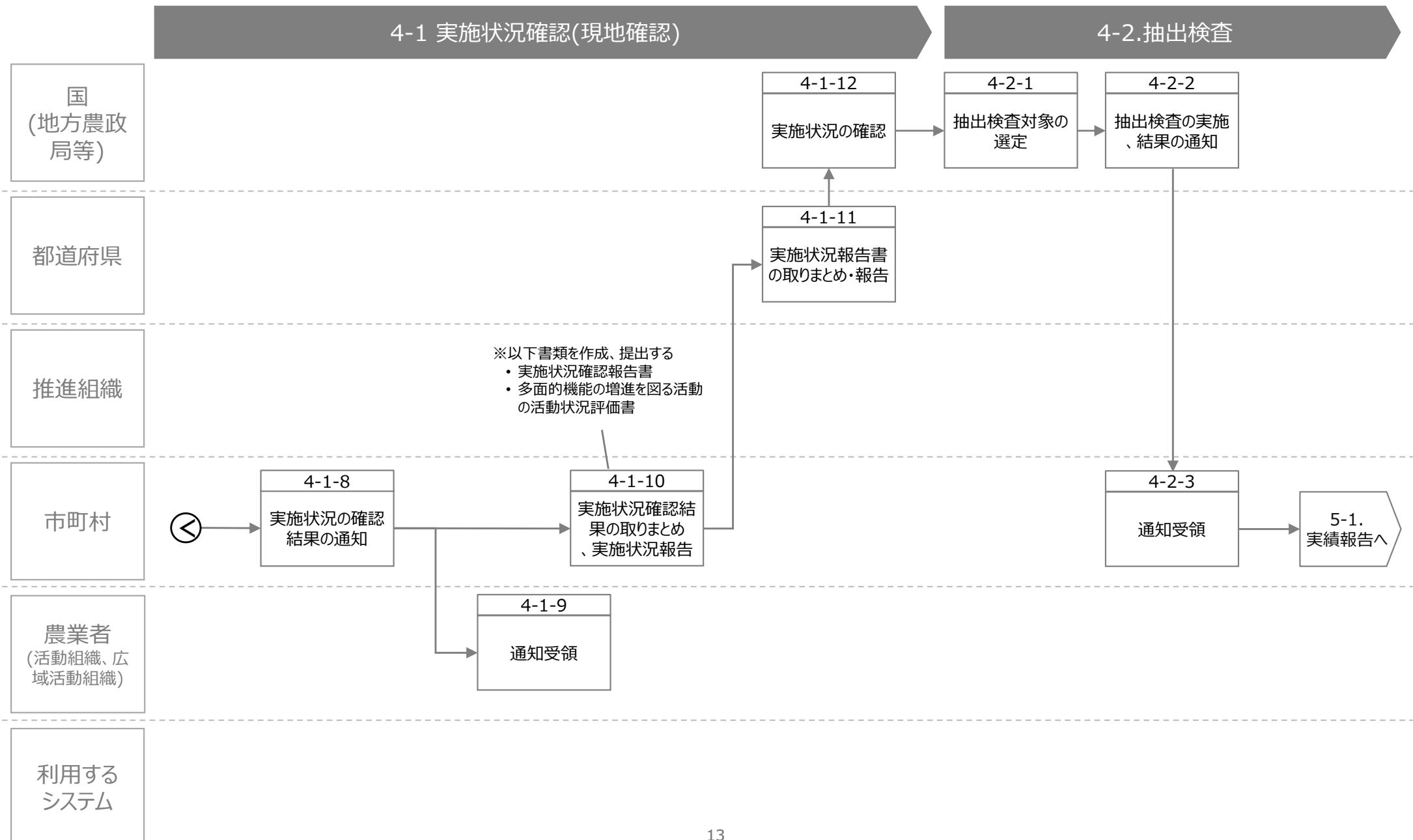
地図管理  
Web

現地確認  
アプリ

地図管理  
Web

# 多面的機能支払制度 業務フロー 4-1 実施状況確認(現地確認)

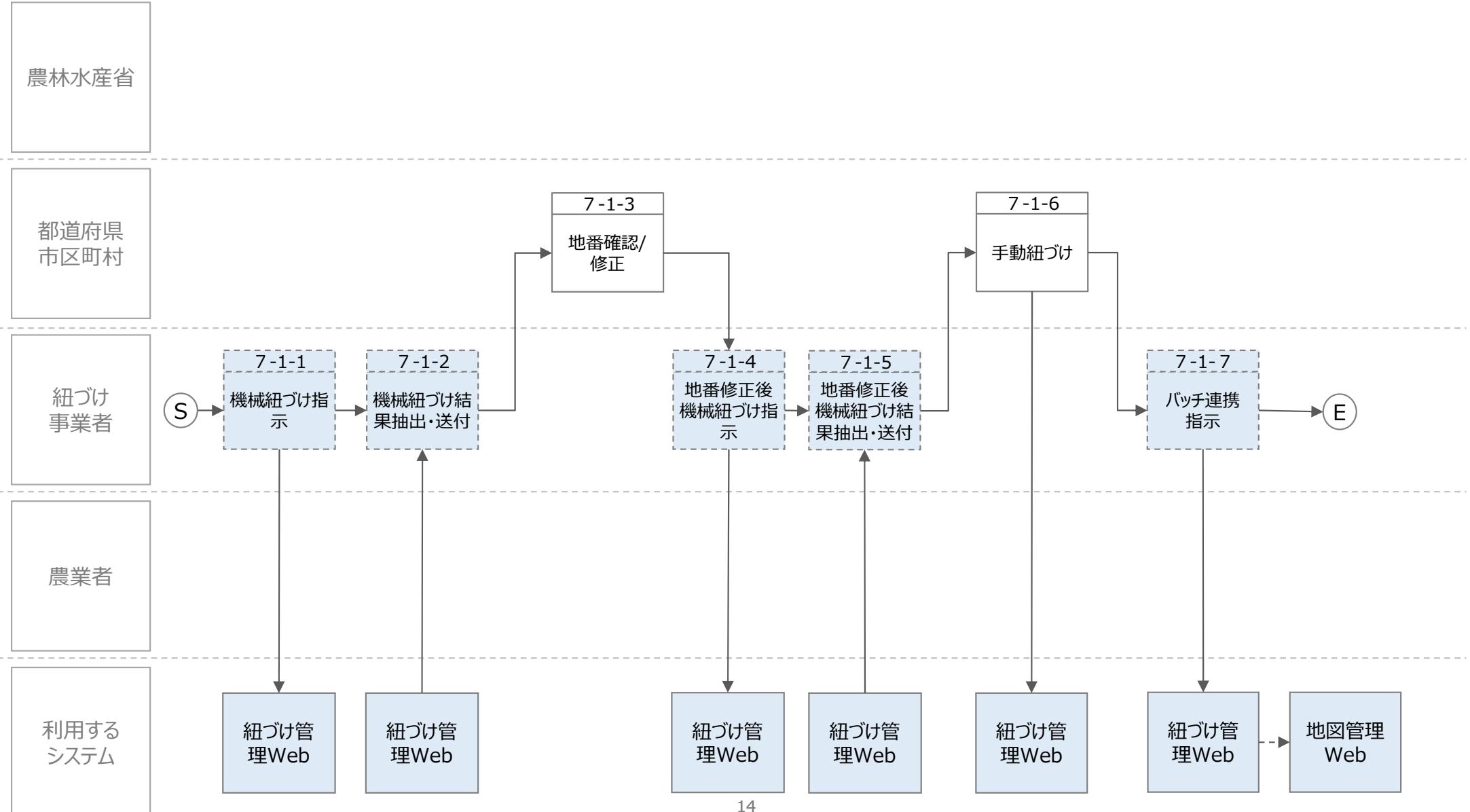
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



# 多面的機能支払制度 業務フロー 7-1.紐づけ作業

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 7-1.多面的機能支払制度紐づけ作業

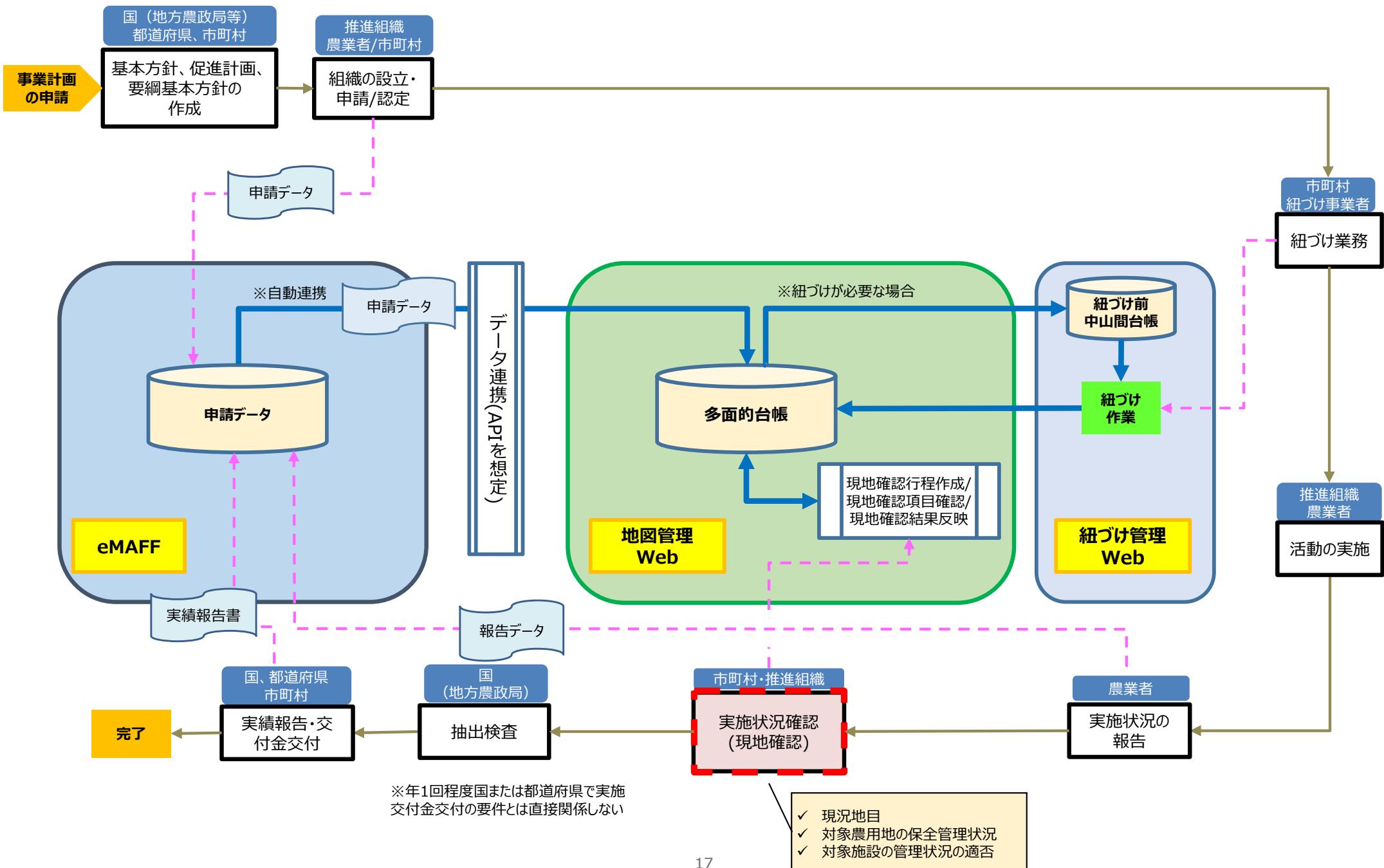


[参考資料]  
業務フロー概要図（多面的機能支払制度）  
(令和5年9月時点)

# 多面的機能支払制度 業務フロー 概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

# 多面的機能支払制度 業務フロー概要図



## 附属書②-6 業務フロー (経営所得安定対策制度)

1. システム化業務フロー 凡例定義
2. アクター凡例定義（ユーザ）
3. アクター凡例定義（システム）
4. システム化業務フロー

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力/  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

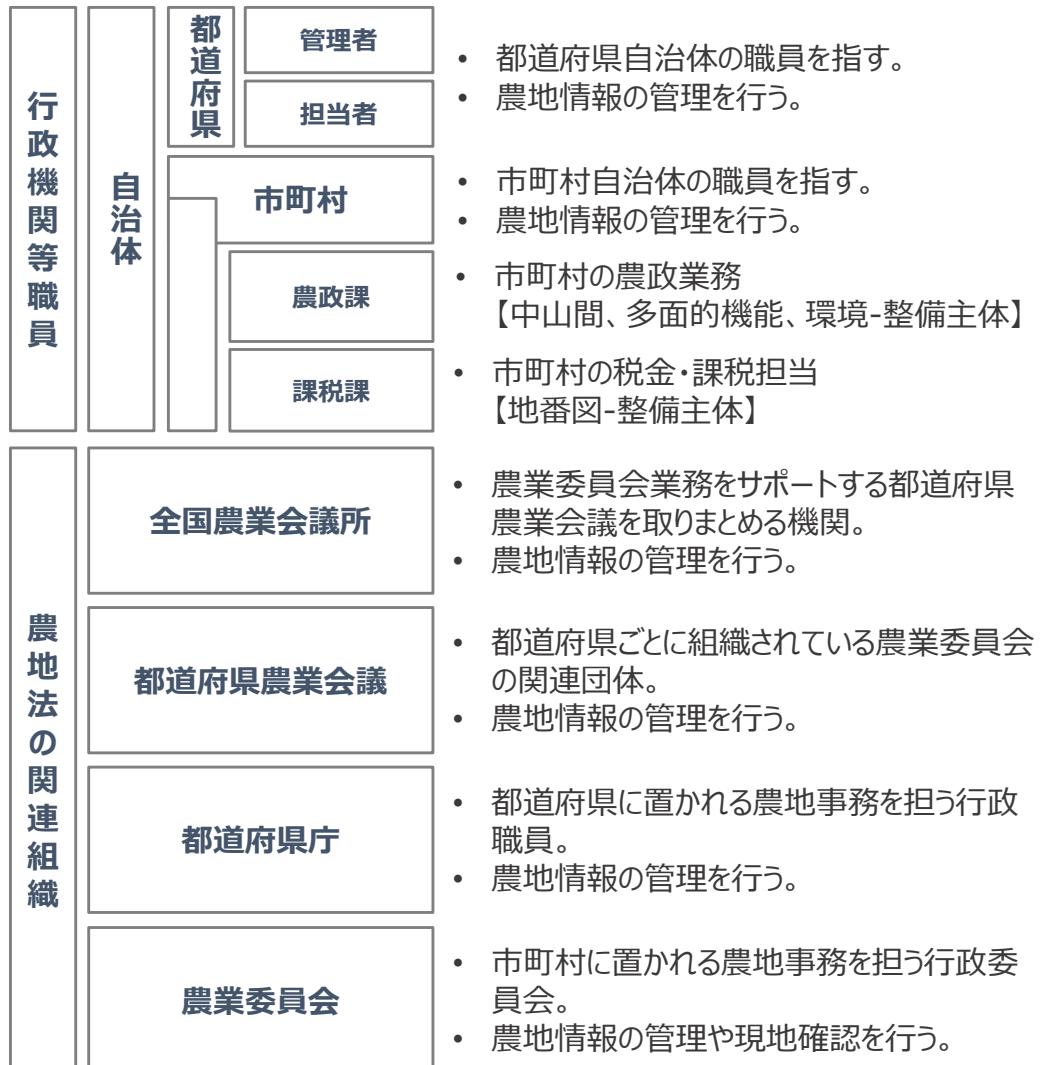
# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



農林水産省

- ・ 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- ・ 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- ・ 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- ・ 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- ・ 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- ・ 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- ・ 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金  
・ 【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 地方農政局等の職員を指す。
- ・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- ・ 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- ・ 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- ・ 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- ・ 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- ・ 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- ・ 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- ・ 個人農業者、法人農業者等を指す。
- ・ 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- ・ 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- ・ 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- ・ 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- ・ 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- ・ 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ・ ユーザからの問い合わせ対応を行う。

### 紐付け実施事業者

- ・ 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。</li></ul>
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。</li></ul>
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none"><li>農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。</li></ul>
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。</li></ul>
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。</li></ul>
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。</li></ul>
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none"><li>eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。</li></ul>
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。</li></ul>
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none"><li>農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム</li></ul>
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。</li></ul>
他システム	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外の農地情報を取り扱うシステム。</li></ul>

## 用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領とともに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

# 経営所得安定対策制度 現地確認が必要な交付金

経営所得安定対策制度の交付金のうち、畠作物の直接支払交付金（面積払い）と水田活用の直接支払交付金は、現地で作付作物・作付状況等を確認している。その他の交付金は申請内容で確認を行っている。

交付金/手続き等	対象作物	現地確認または交付金交付に係る確認点							補足
		農地耕作状況	作付作物	面積	作付状況	品種	品質/等級	出荷/生産数量	
畠作物の直接支払交付金(数量払い)	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね	-	○	-	-	○ ※1	○	○	1. 麦、なたね等の一部のみ
畠作物の直接支払交付金(面積払い)	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね	-	○	○	○	-	-	-	
収入減少影響緩和交付金	米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ	-	○	-	-	-	-	○	
水田活用の直接支払交付金	戦略作物助成	麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及び飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米及び米粉用米	-	○	○	○	-	△	2. 加工用米、飼料用米及び米粉用米 ※2
	産地交付金	転換作物、高収益作物	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握
	水田農業高収益化推進助成	野菜、花き・花木及び果樹など	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握
	都道府県連携型助成	戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握

# 経営所得安定対策制度 全体フロー

●～6月 ●～7月 ●～7～9月 ● 隨時 ※作物により時期が異なる ●～翌年3月

1. 申請

2. 現地確認

3. 生産・出荷・販売実績確認

4. 審査、  
交付金交付

農林水産省

国

地方農政局  
等

1-2  
申請書類  
の受付

都道府県

都道府県農業  
再生協議会

地域農業  
再生協議会

農業者等

1-1  
交付申請等の  
配布・提出

1-2  
申請書類  
の受付

2-1  
交付対象農地  
の整理

2-2  
現地確認準備

2-3  
作付面積、作付  
状況等の確認

3-1  
農産物検査、  
品位等検査

3-2  
生産・出荷・販  
売実績の報告・  
確認

4-2  
交付金交付

※水田活用の直接支払交付金の交付対象農  
地の交付対象作物の作付状況確認を行う  
※面積は公的資料等で照合や図面上での測量  
が出来ない場合に実測を行う

※水田活用の直接支払交付金の対  
象作物の出荷・販売等の実績確  
認を行う

需要者、農協等

システム

eMAFF  
(移行済み地域のみ)

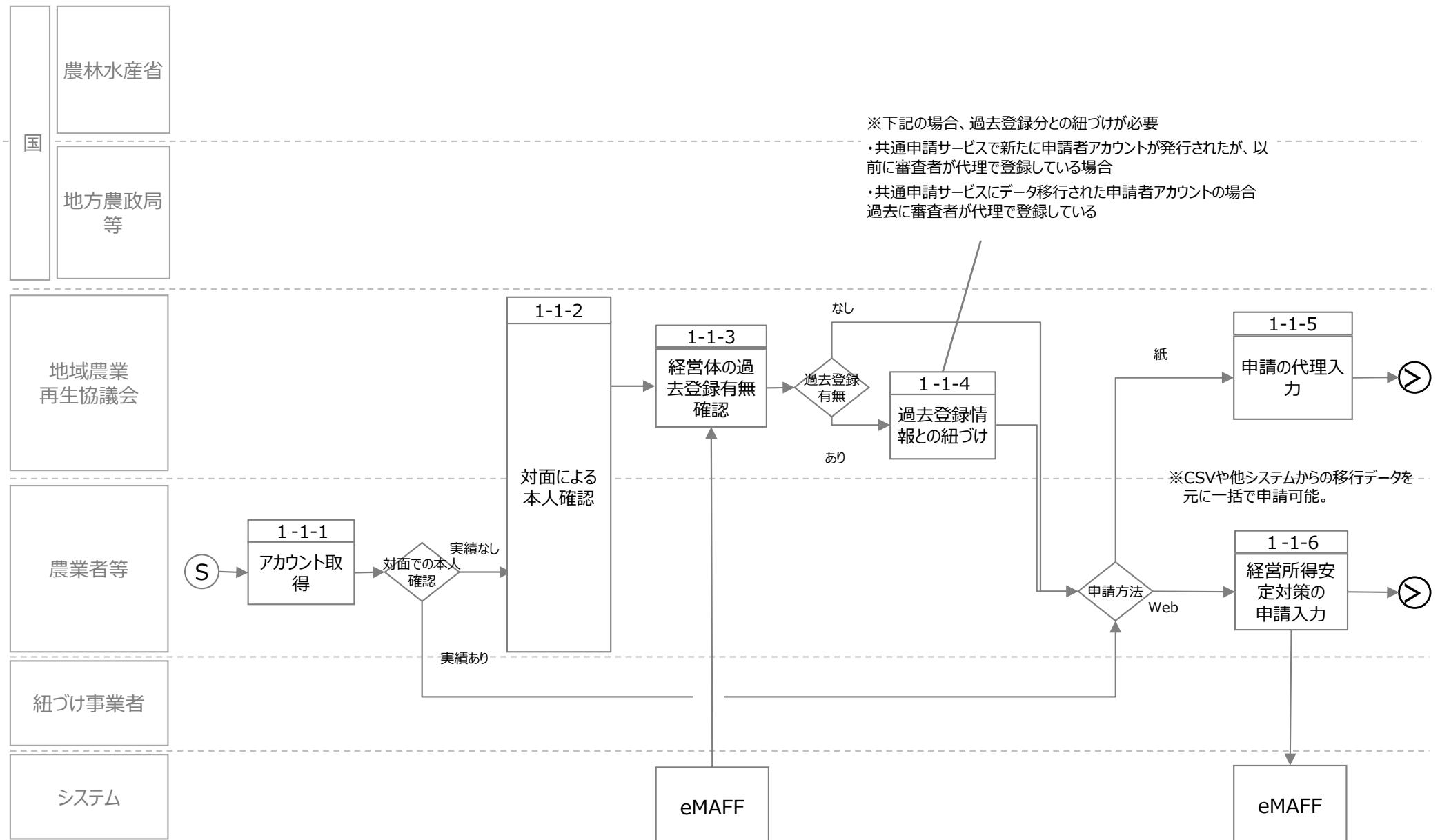
eMAFF地図

eMAFF(移行済みの地域のみ)  
、交付金算定システム

# 経営所得安定対策制度 業務フロー 1-1 交付申請等の配布・提出

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-1 交付申請等の配布・提出

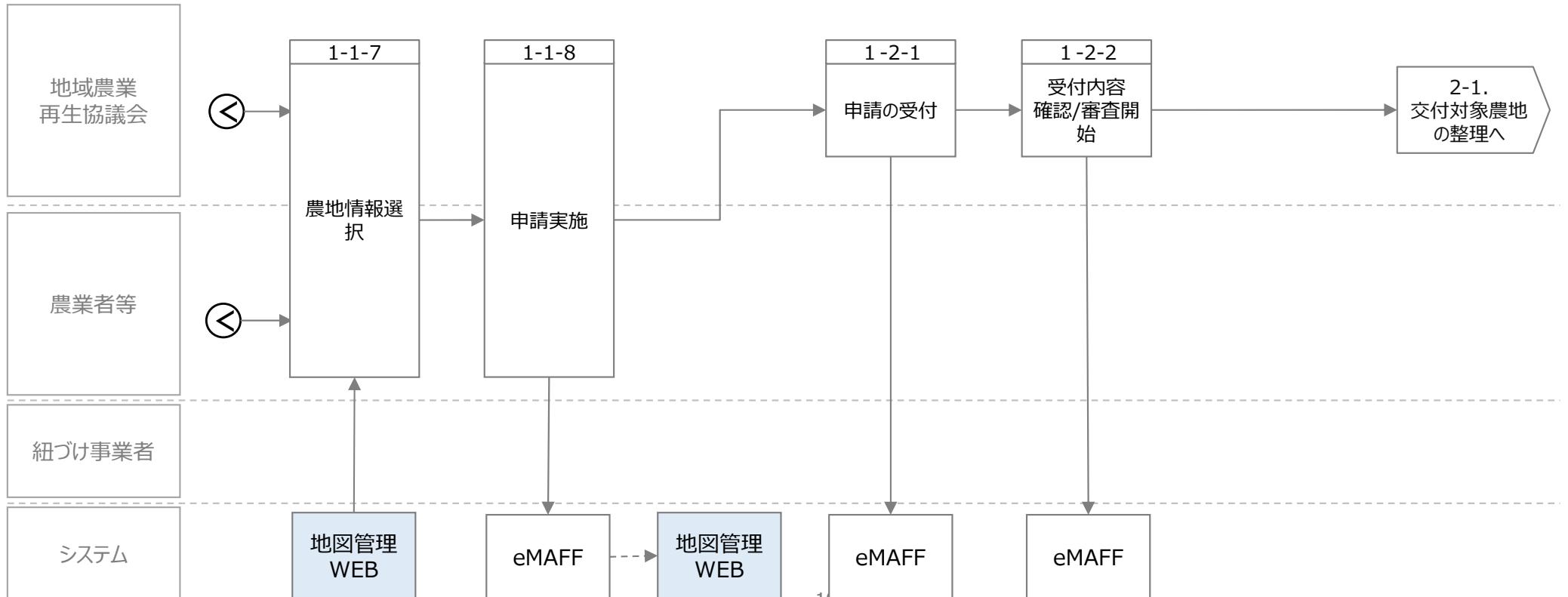


# 経営所得安定対策制度 業務フロー 1-1 交付申請等の配布・提出～1-2.申請書類の受付

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 1-1 交付申請等の配布・提出

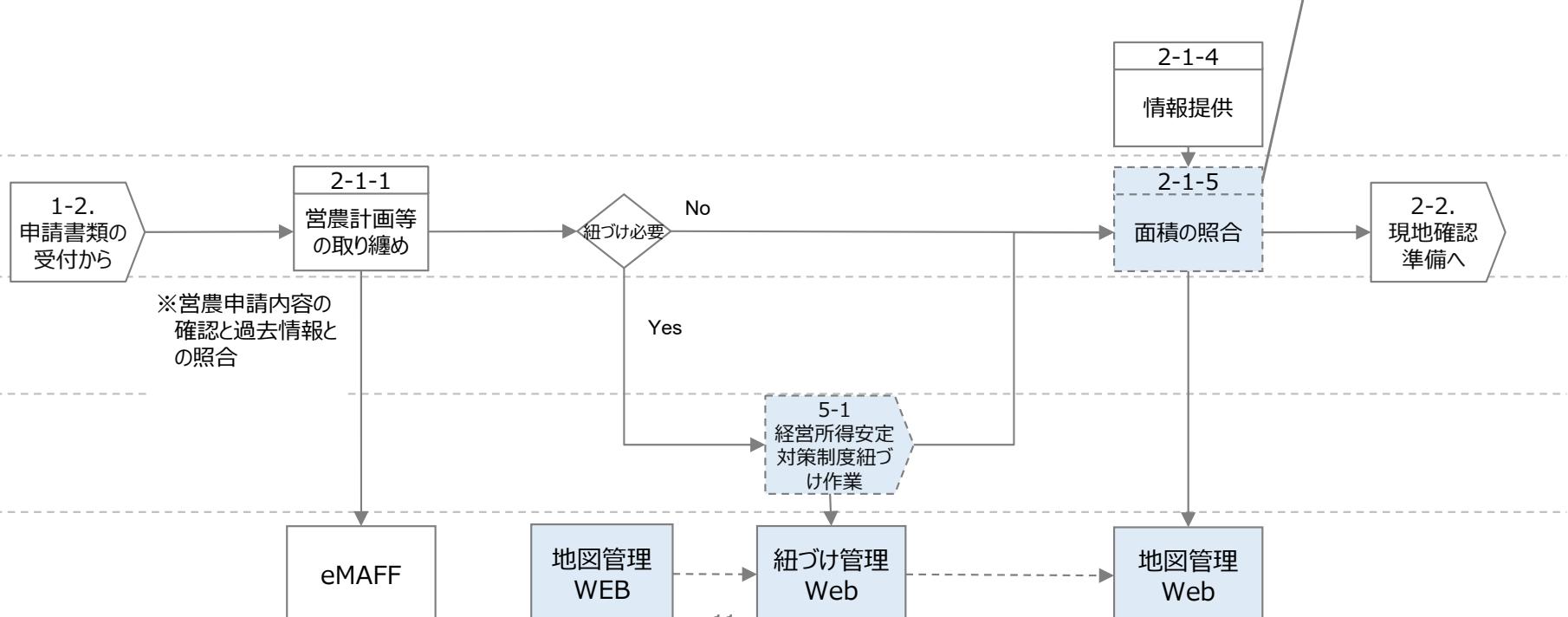
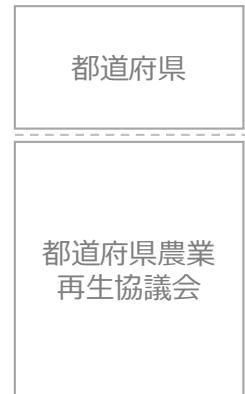
## 1-2. 申請書類の受付



# 経営所得安定対策制度 業務フロー 2-1.交付対象農地の整理

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-1. 交付対象農地の整理



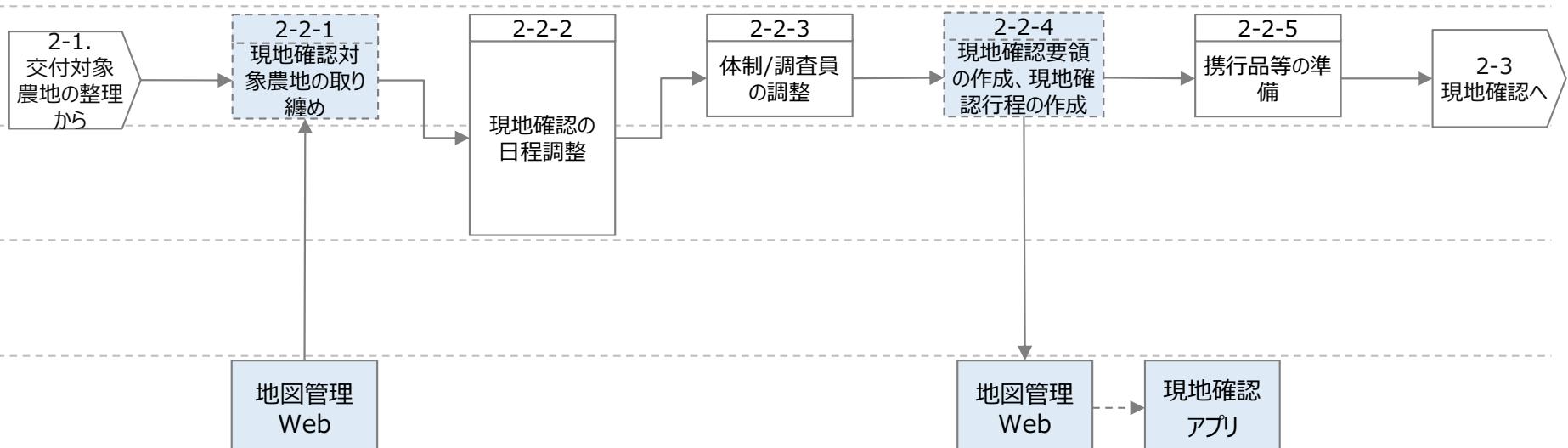
# 経営所得安定対策制度 業務フロー 2-2.現地確認準備

[ ] eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 2-2. 現地確認準備



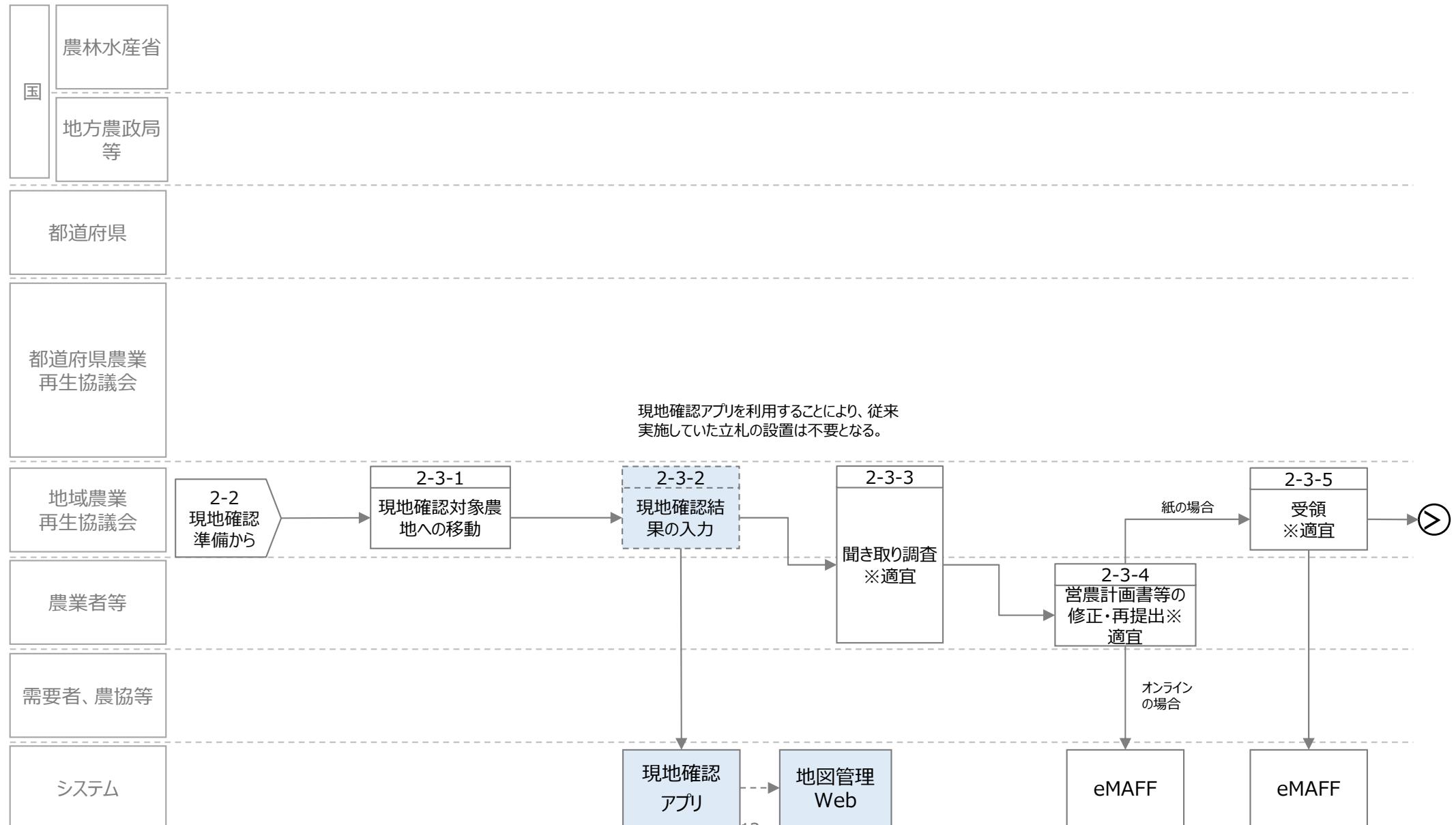
※「現地確認要領の作成」は当面はシステム運用業者にて作成を実施する。今後、システム改修を実施した後、必要に応じ、制度共通の現地確認要領に対し、項目を追加する場合に、地域農業再生協議会にて実施する



# 経営所得安定対策制度 業務フロー 2-3 作付面積、作付状況等の確認

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

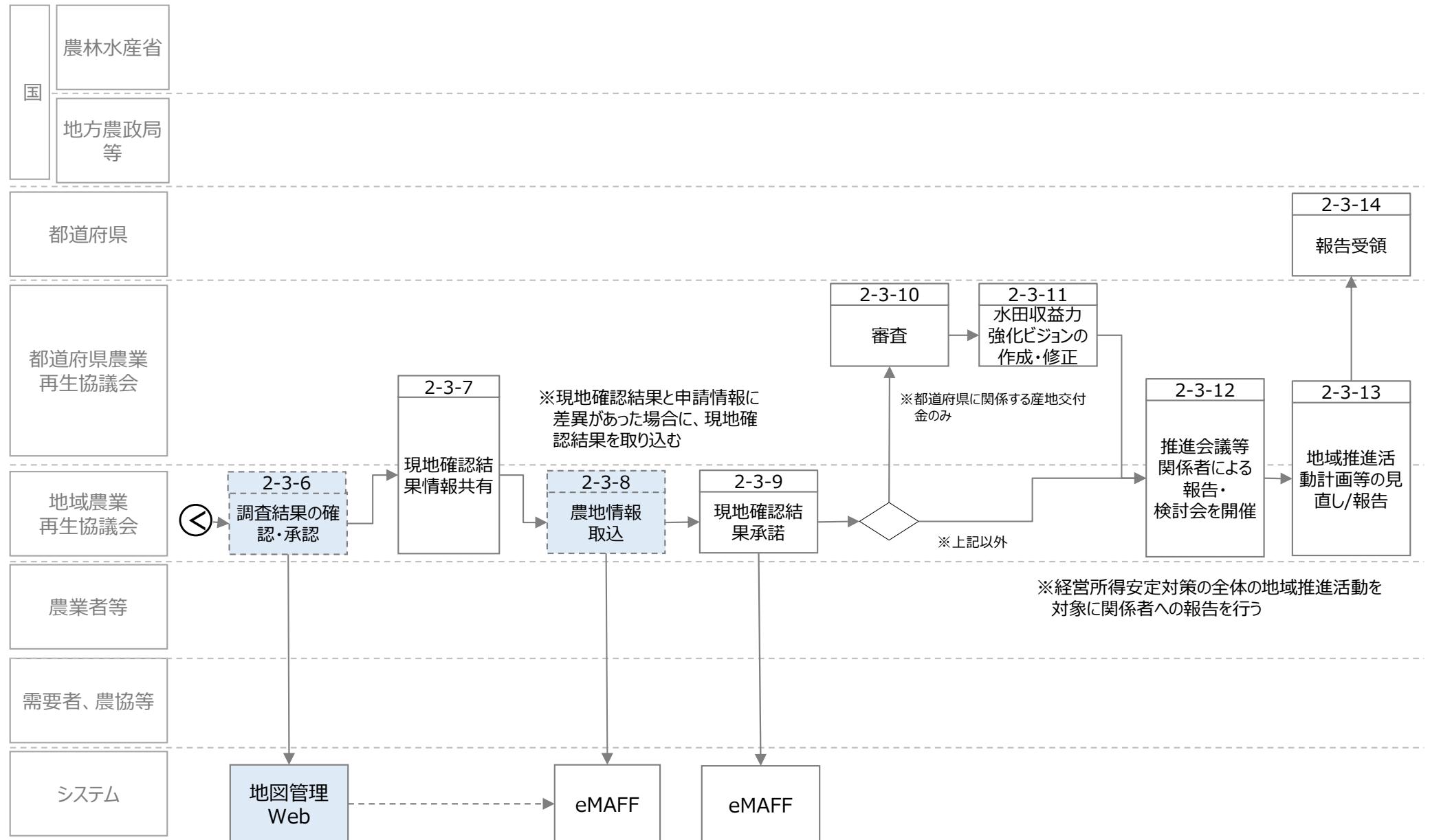
## 2-3 作付面積、作付状況等の確認



# 経営所得安定対策制度 業務フロー 2-3 作付面積、作付状況等の確認

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

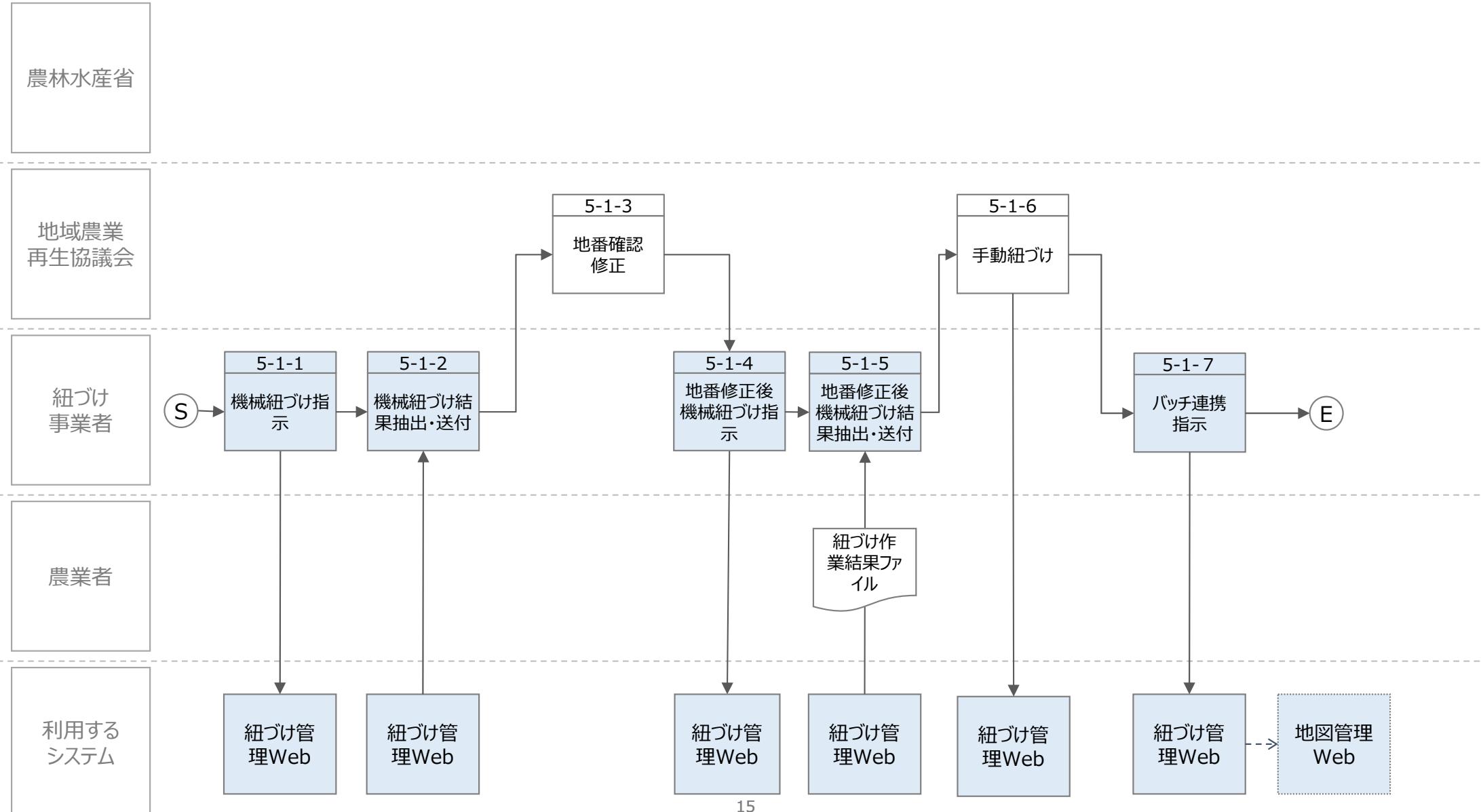
## 2-3 作付面積、作付状況等の確認



# 経営所得安定対策制度 業務フロー 5-1.紐づけ作業

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

## 5-1. 紐づけ作業

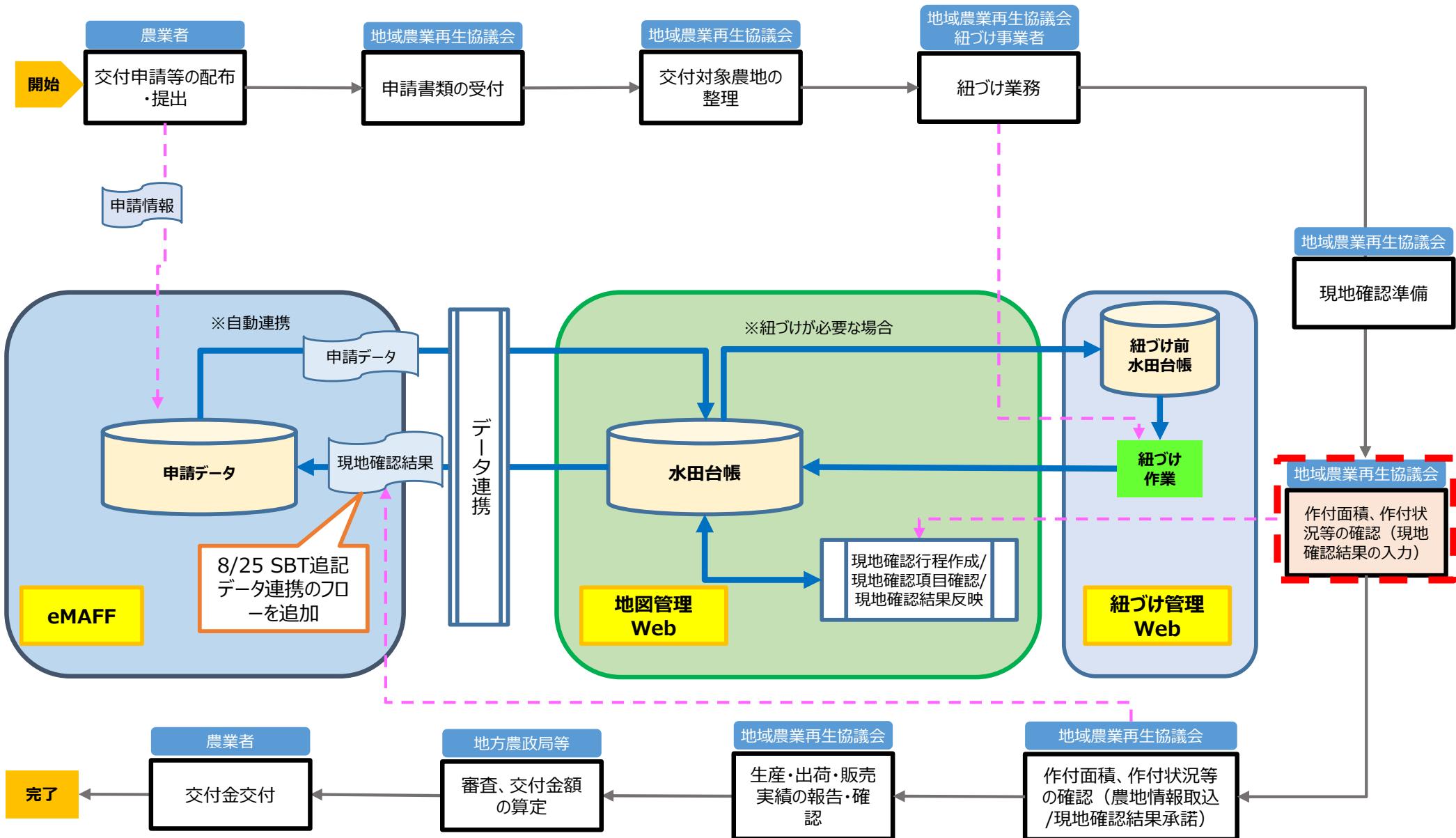


[参考資料]  
業務フロー概要図（経営所得安定対策制度）  
(令和5年9月時点)

# 経営所得安定対策制度 業務フロー概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業

# 経営所得安定対策制度 業務フロー概要図



附屬書②-7 紐づけデータ活用に係る業務フロー  
(農地台帳編)  
(令和6年12月時点)

- 1.システム化業務フロー 凡例定義
- 2.ユーザの分類について
- 3.アクター凡例定義（ユーザ）
- 4.アクター凡例定義（システム）
- 5.システム化業務フロー
  - 001:農地法に係る申請～紐づけ対象データ取込
  - 002:紐づけ業務に使用するデータの受領
  - 003:紐づけ業務
  - 004:現地確認
  - 005:eMAFF農地ナビ連携
  - 006:意向確認・目標地図作成
- 6.複数システム間のデータフローと業務フロー

# システム化業務フロー 凡例定義

## 凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力/  
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



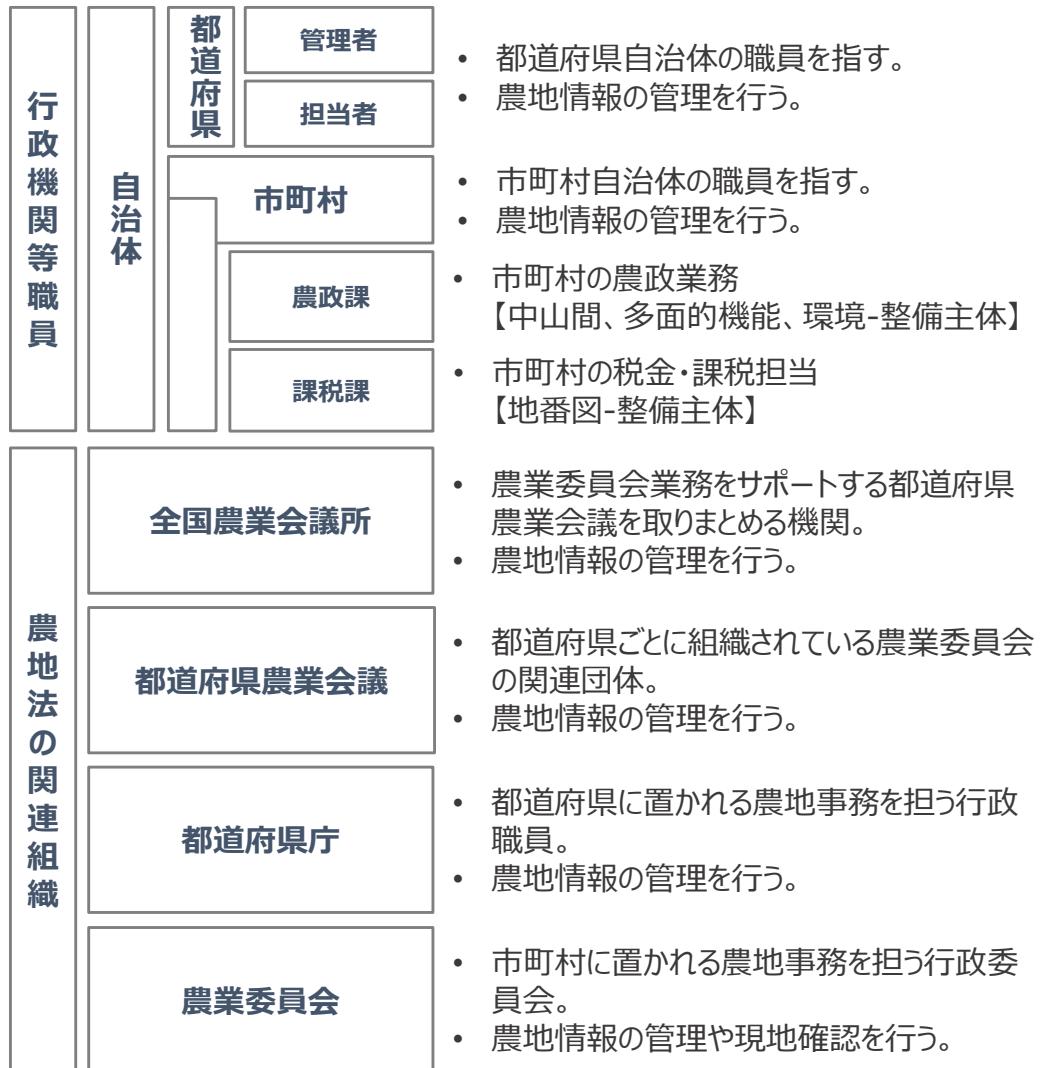
プロセスの前頁遷移

# アクター凡例定義（ユーザ）

行政機関等職員



- ・ 共通申請サービス、eMAFF地図の主管
- ・ 耕地・作付面積に係る統計調査  
【筆ポリゴン-原課、整備主体】
- ・ 経営所得安定対策の交付金の交付  
【水田台帳-原課】
- ・ 土地改良事業  
【水土里情報-原課】
- ・ 多面的機能支払を担当  
【多面的機能支払に関する台帳-原課】
- ・ 中山間地域等総合振興対策  
【中山間地域等直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 農地制度、農地税制、農地情報公開システム  
【農地台帳、農地ポリゴン、農地ピン-原課】
- ・ 農業共済 【農業共済台帳-原課】
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金  
・ 【環境保全型農業直接支払いに関する台帳-原課】
- ・ 地方農政局等の職員を指す。
- ・ 農地情報の管理を行う。
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図-原課】【登記情報-原課】
- ・ 登記・土地家屋調の事務処理  
【登記所備付地図、登記情報-整備主体】



- ・ 都道府県自治体の職員を指す。  
農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村自治体の職員を指す。  
農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村の農政業務  
【中山間、多面的機能、環境-整備主体】
- ・ 市町村の税金・課税担当  
【地番図-整備主体】
- ・ 農業委員会業務をサポートする都道府県農業会議を取りまとめる機関。  
農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県ごとに組織されている農業委員会の関連団体。  
農地情報の管理を行う。
- ・ 都道府県に置かれる農地事務を担う行政職員。  
農地情報の管理を行う。
- ・ 市町村に置かれる農地事務を担う行政委員会。  
農地情報の管理や現地確認を行う。

# アクター凡例定義（ユーザ）

## その他審査機関等

### 都道府県再生協議会

- 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 地域農業再生協議会

- 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
- 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】

### 農業共済組合等

- 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】
- 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。

### 土地改良事業団体連合会

- 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】

### 申請者

- 個人農業者、法人農業者等を指す。
- 農地に係る各種申請を行う。

### 農業者、就農希望者等

- 農業従事者や農業への従事希望者を指す。
- 農地情報の参照を行う。

## システム運用業者等

### 運用保守担当者

- 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。
- 定常時、障害時の運用保守を行う。

### コールセンター

- 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。
- ユーザからの問い合わせ対応を行う。

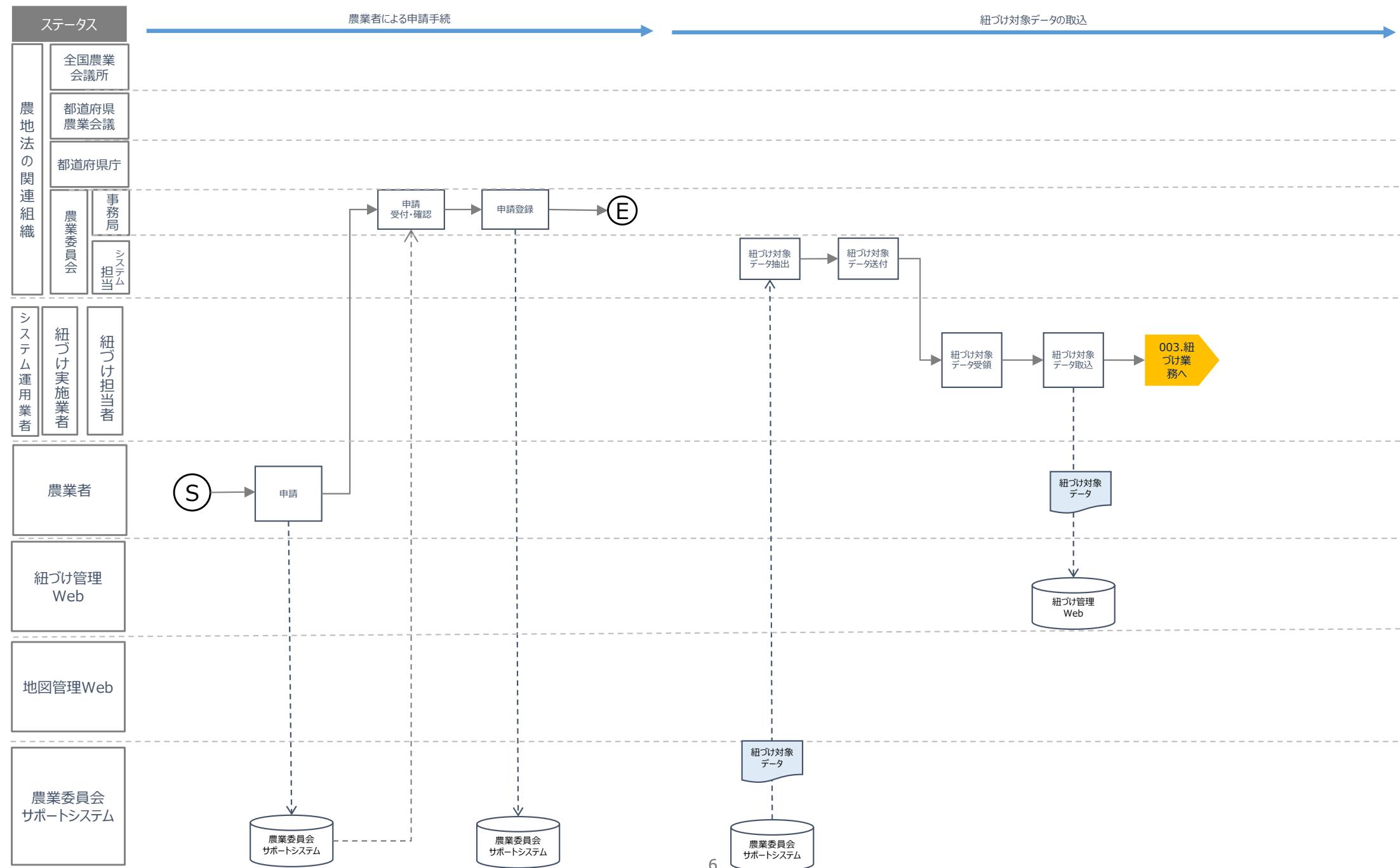
### 紐づけ実施事業者

- 農林水産省からの業務委託により、紐づけ作業を実施する事業者

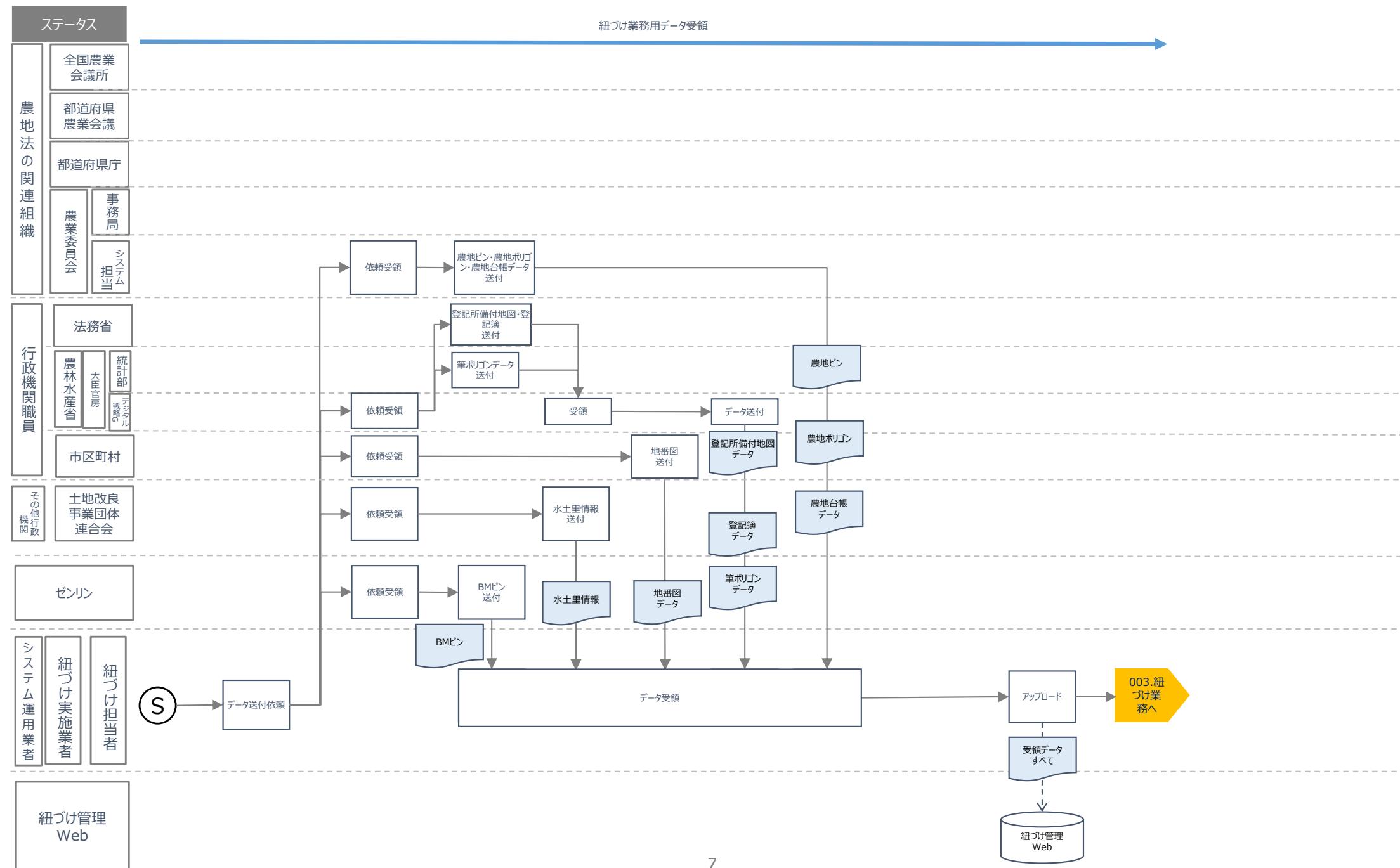
# アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	・ 各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	・ 自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化をするためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	・ 農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	・ 農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	・ 各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	・ 法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えるできるシステム。
eMAFF-IDP	・ eMAFF-IDPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	・ 農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
他システム	・ 上記以外の農地情報を取り扱うシステム。
GIS基盤	・ GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
全国データベース	・ 農地の出し手（貸す人）と受け手（借りる人）の意向を調査して、農地の現状地図と目標地図を作成し、「地域計画の実質化」を支援するシステム。

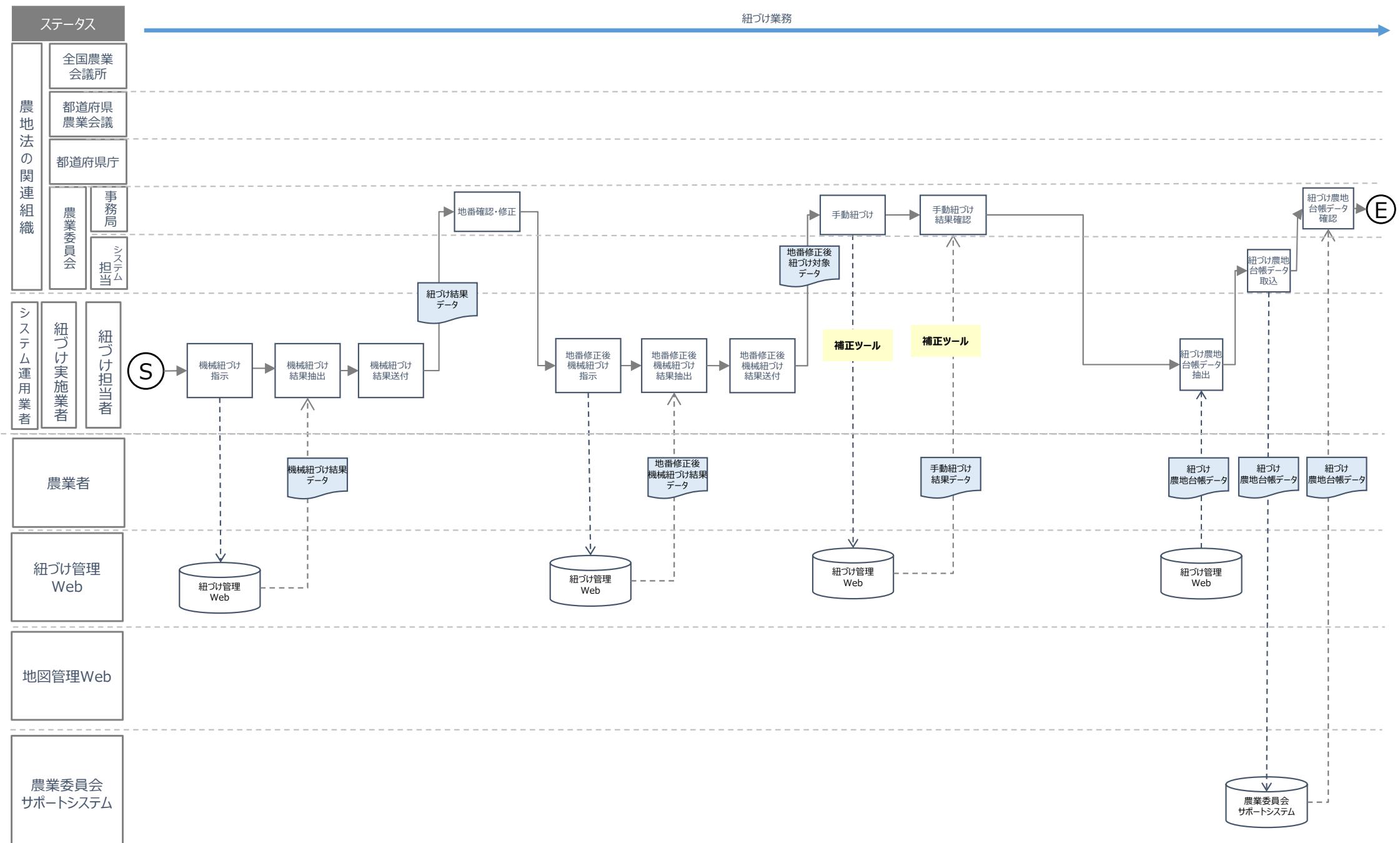
## 001. 農地法に係る申請～紐づけ対象データの取込



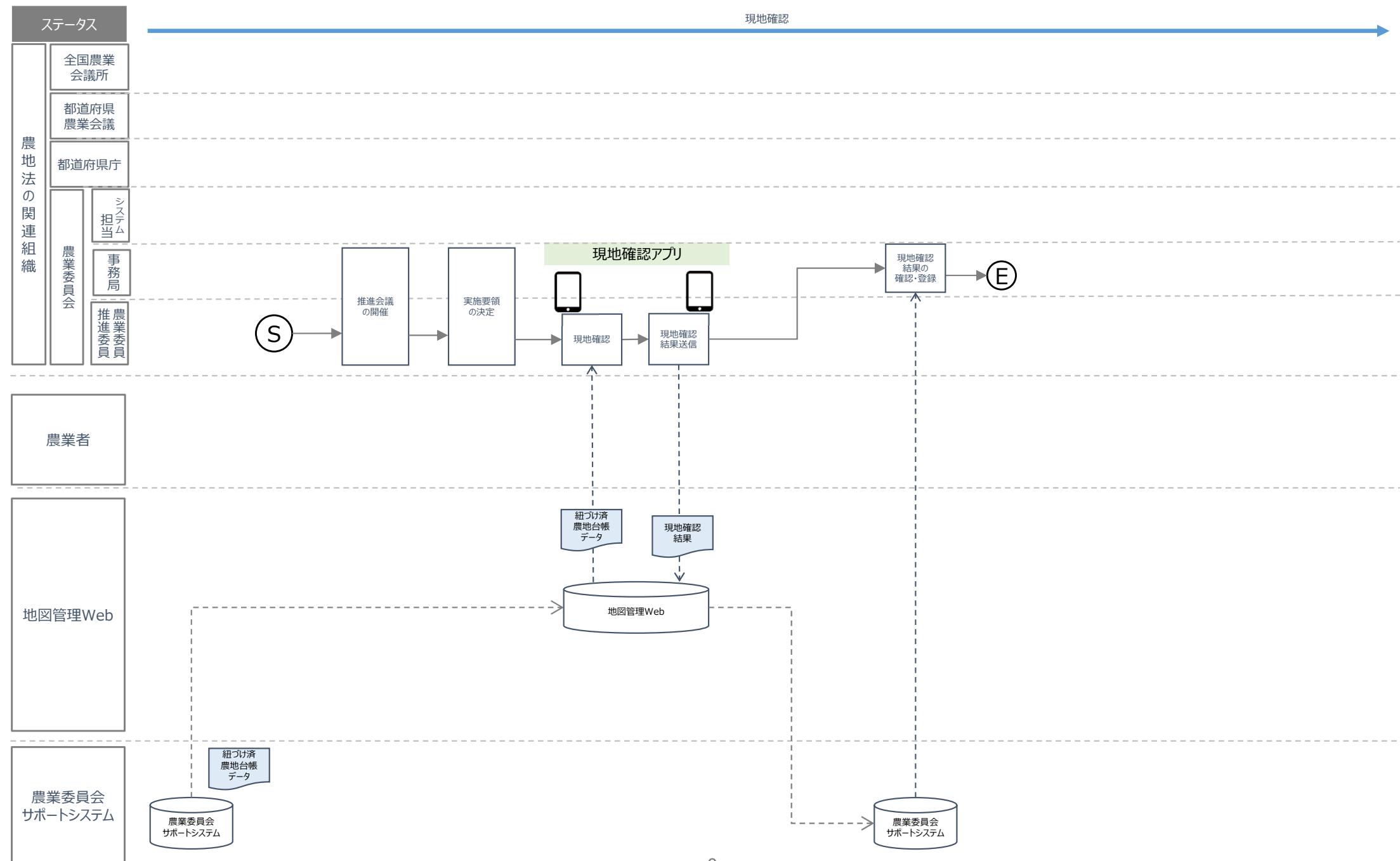
## 002. 紐づけ業務に使用するデータの受領



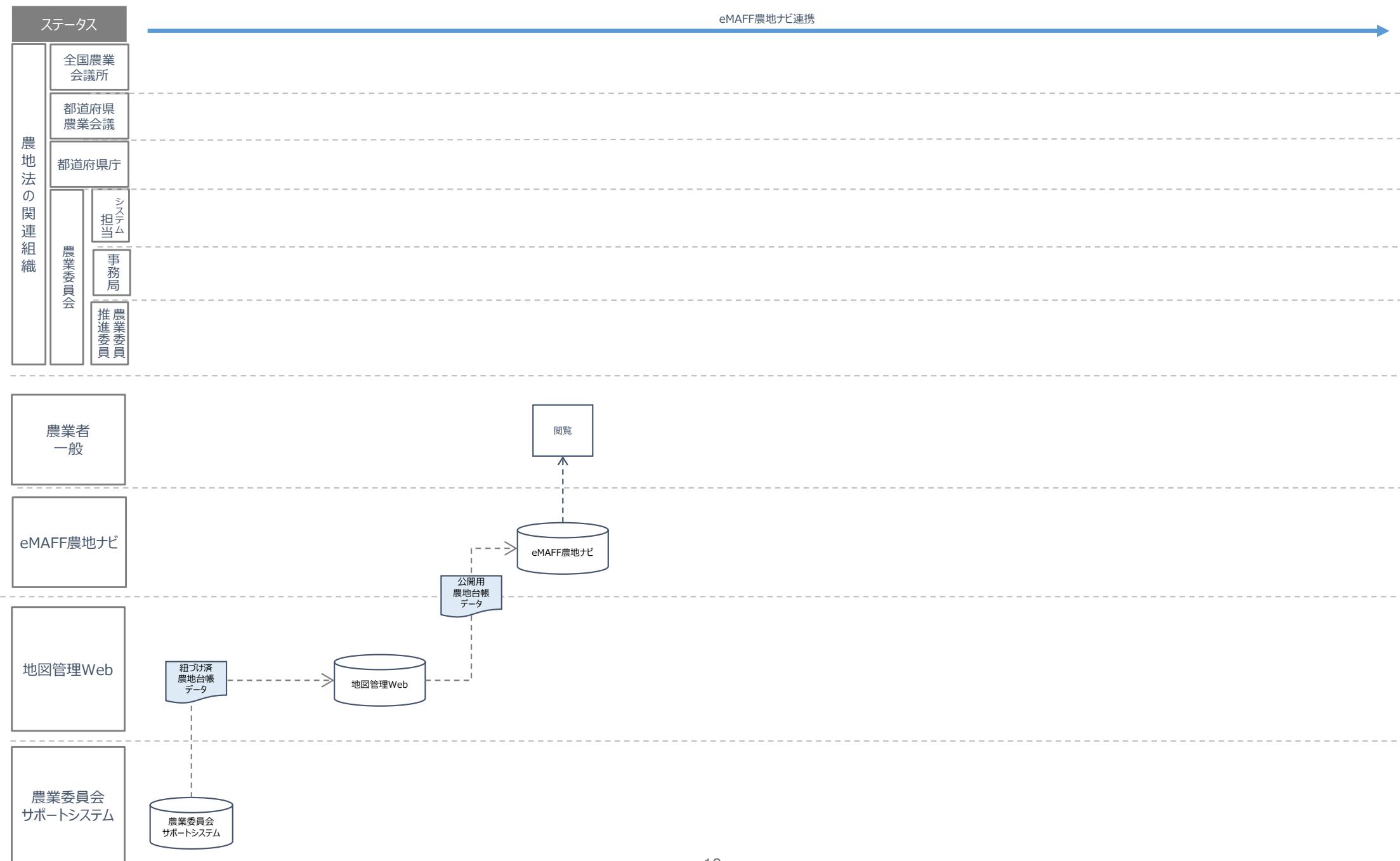
## 003.紐づけ業務



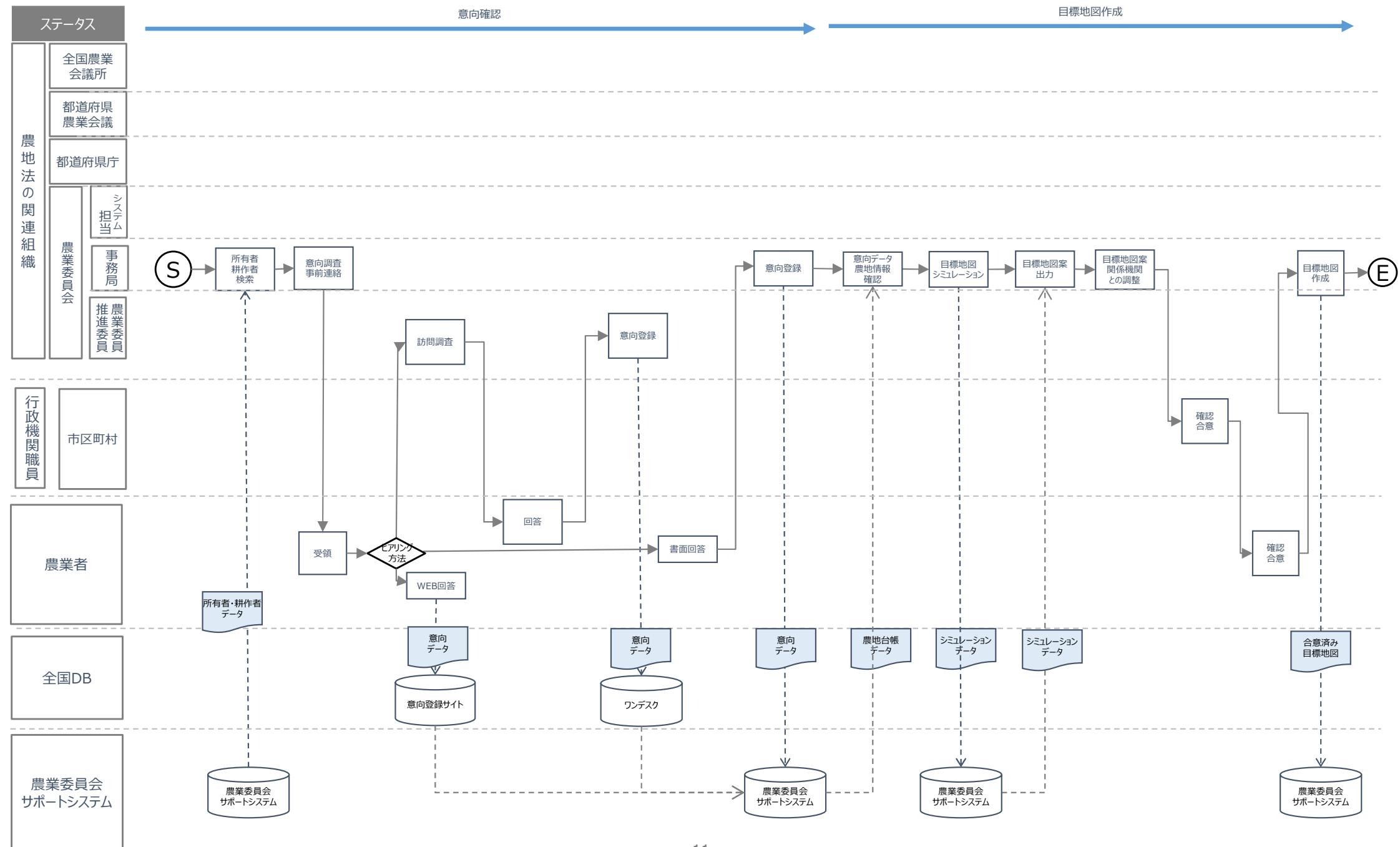
## 004. 現地確認



# 005.eMAFF農地ナビ連携



# 006.意向確認・目標地図作成

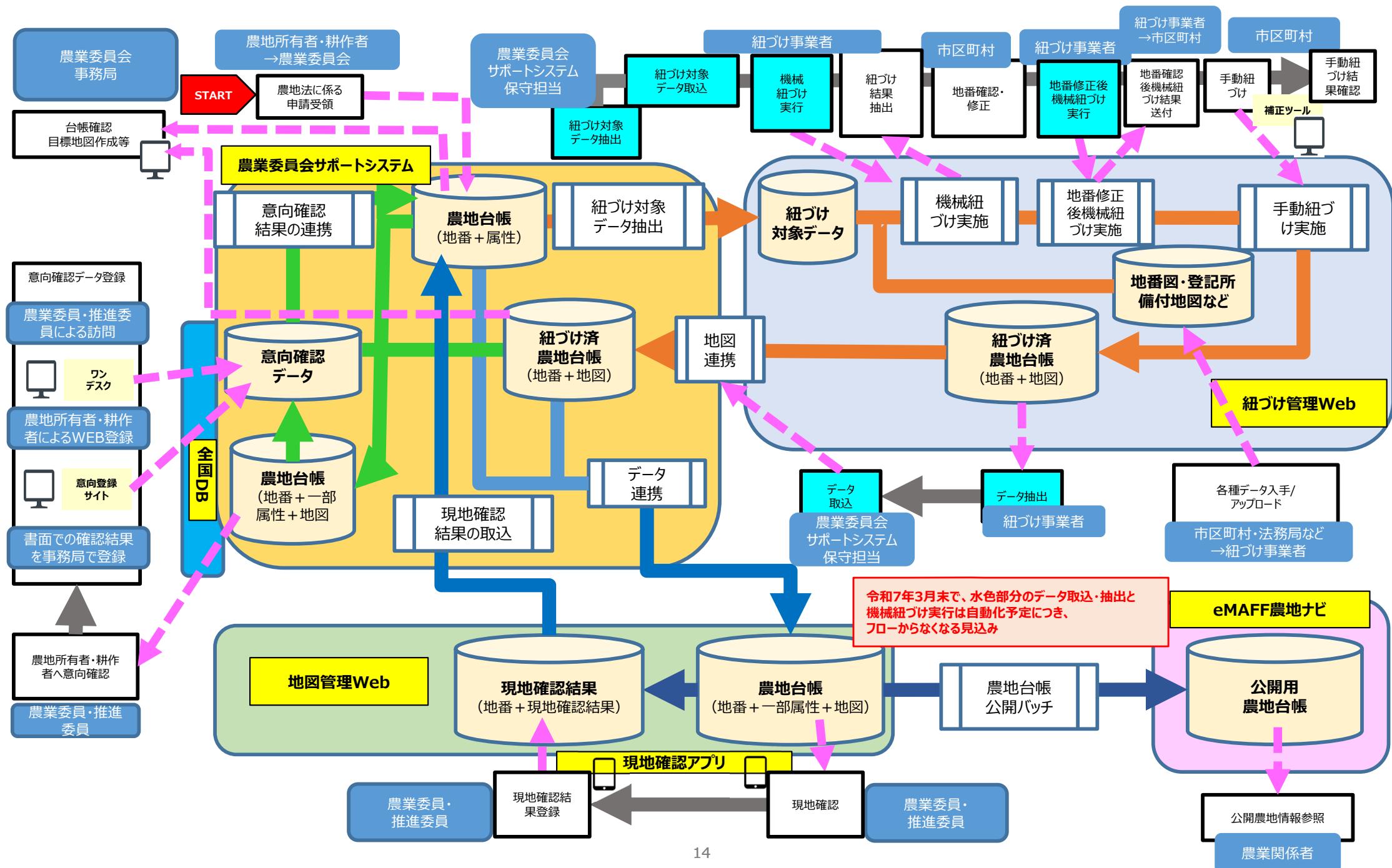


## 複数システム間のデータフローと業務フロー (俯瞰図)

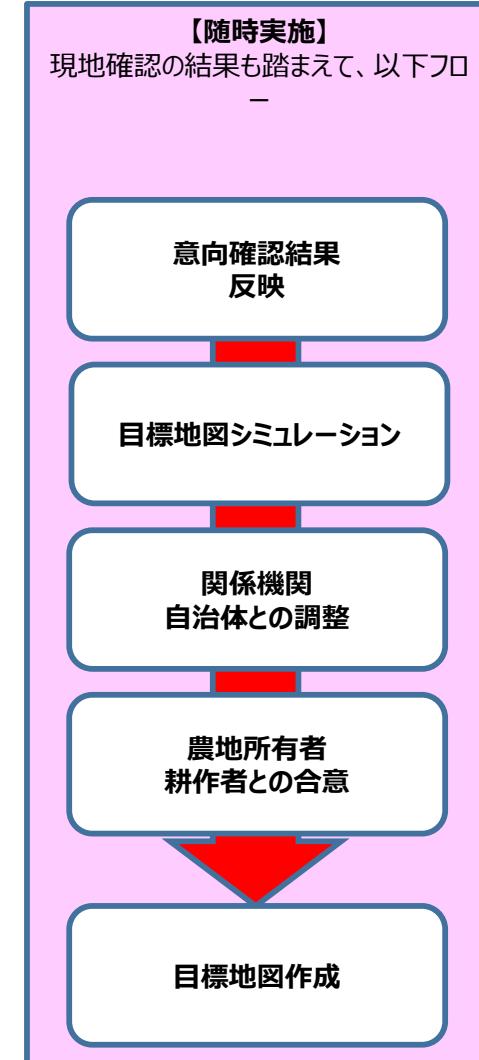
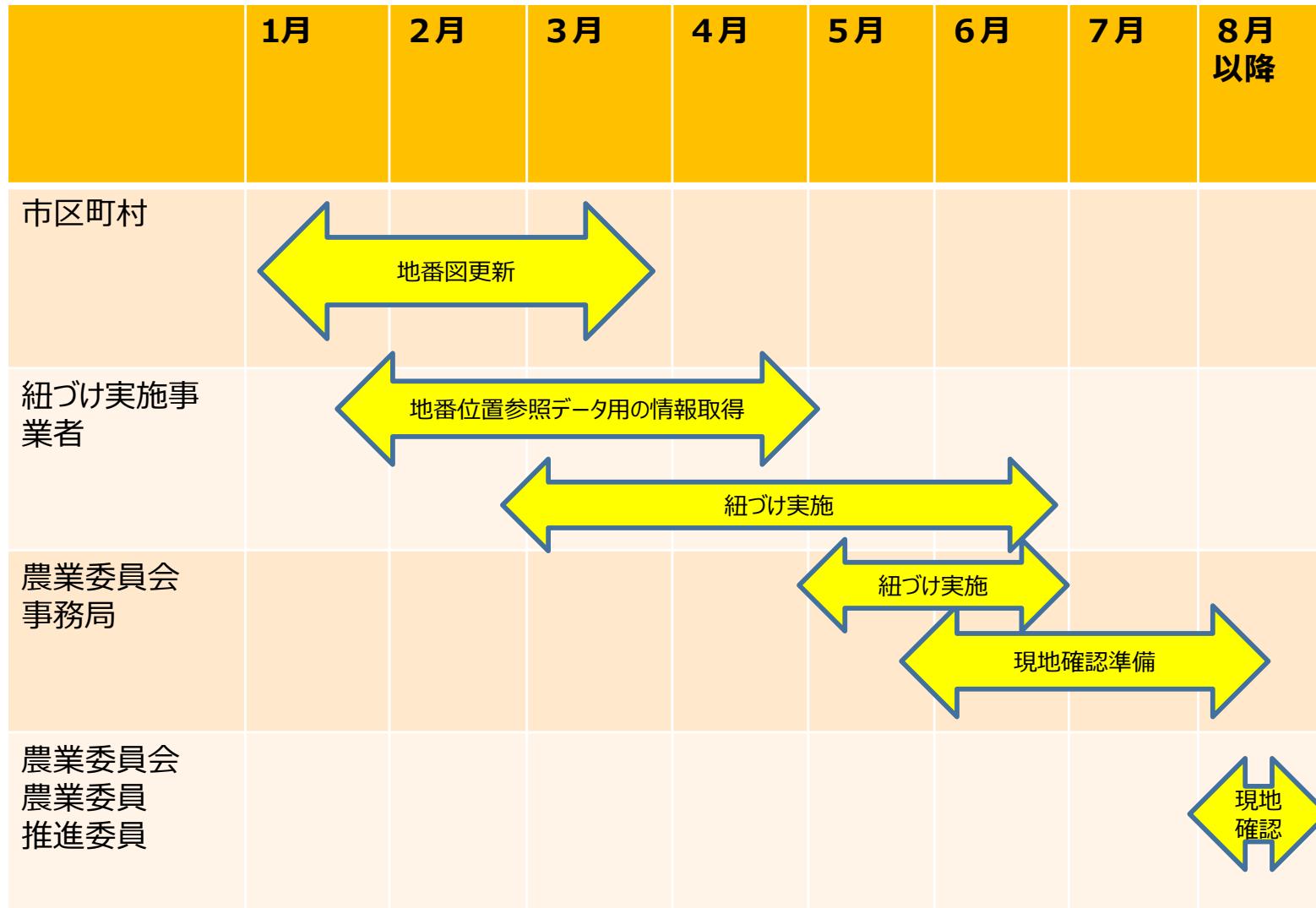
## 凡例

記号	説明	記号	説明
	紐づけ対象データの流れ		業務フロー
	農業委員会サポートシステムと 地図管理WEB間のデータの 流れ		システム内の処理
	意向確認に付随するデータの 流れ		実行する業務
	システムへのインプットとアウト プットの流れ		データ
	業務を実行する担当者・担 当部門		令和7年3月末で自動化され る予定の業務

## 複数システム間のデータフローと業務フロー（俯瞰図）



# 時系列での業務の流れ



## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
1	地図管理Web	地図画面	地図を介して行う操作一式を行う画面。  (令和4年度開発) 住所検索機能において地番検索も可能とすること。 クラスタの選択を可能とすること。	○	○ 改修要件				
2	地図管理Web	メニュー画面	スライド系画面の最上部に表示する画面。 検索（農地、現地確認行程、レイヤー、現地確認要領）や新規作成（農地、現地確認行程、現地確認要領）するための各画面に遷移する。 また、お気に入りの管理、各種ダウンロードの操作、ユーザ情報の表示、紐づけ管理WEBへの遷移および、ログアウトが可能。  (令和4年度開発) 紐づけ管理WEBへの遷移を可能とすること。	○	○ 改修要件				
3	地図管理Web	印刷設定ダイアログ	用紙サイズやズームレベル等を設定し、地図を印刷するダイアログ。  (令和4年度開発) クラスタの選択を可能とすることに伴い、凡例にクラスタが選択された場合の例を追加すること。	○	○ 改修要件				
4	地図管理Web	計測ダイアログ	計測する項目（距離計測、面積計測）を選択するダイアログ。 ・距離計測：地図上に描画したラインの距離を計測する。 ・面積計測：地図上に描画したポリゴンの面積を計測する。	○					
5	地図管理Web	範囲指定選択ダイアログ	範囲指定する際の対象（ピン、ポリゴン、クラスター）を選択するダイアログ。 地図上に描画したポリゴン内で、農地のピン、ポリゴンまたはクラスターが含まれる場合、選択状態とする。  (令和4年度開発) クラスタの選択を可能とすること。	○	○ 改修要件				
6	地図管理Web	お気に入り追加ダイアログ	メニュー画面の「お気に入り追加」ボタン押下時に表示するダイアログ。 お気に入りに追加するレイヤー情報を選択し保存する。（組織単位）	○					
7	地図管理Web	お気に入り一覧画面	ユーザが登録したお気に入りのレイヤーを一覧形式で表示する画面。 対象のレイヤーを一覧から選択し、削除する。 対象のレイヤーを一覧から選択し、地図上にレイヤーを追加する。	○					
8	地図管理Web	レイヤー一覧画面	既存のレイヤーを検索し、その結果を一覧形式で表示する画面。	○					
9	地図管理Web	レイヤー詳細画面	条件で農地を絞り込み、その結果を一覧形式で表示する画面。 選択した農地を既存の現地確認行程に追加する。 選択した農地を既存の編集レイヤーに追加する。 該当する既存のレイヤーを参照、編集する。	○					
10	地図管理Web	レイヤー農地詳細画面	以下を行なうことができる画面。 農地を新規に作成する。（詳細項目） 農地の詳細を表示する。（履歴を含む） 農地の詳細を変更する。（詳細項目） 農地に関連する現地確認行程の履歴を一覧形式で表示する。 農地の編集履歴を一覧形式で表示する。	○					
11	地図管理Web	レイヤー農地一覧画面（スライド）	以下を行なうことができる画面。 農地を新規に作成する。 条件で農地を絞り込み、その結果を一覧形式で表示する。 選択した農地を表示する。 選択した農地をもとに現地確認行程を作成する。（申請時は審査者に限る） 選択した農地を既存の現地確認行程に追加する。 選択した農地を編集（削除、分筆、合筆、ポリゴン編集、ピン編集）する。 選択した農地を申請する。 編集した農地を保存、破棄、承認する。 申請用の農地を保存、破棄する。	○					
12	地図管理Web	合筆選択ダイアログ	合筆時にIDや履歴情報を引き継ぐ筆を選択するダイアログ。	○					
13	地図管理Web	レイヤー農地詳細画面（スライド）	以下を行なうことができる画面。 新規にリコを作成する。 新規にピンを作成する。 農地を新規に作成する。（基本項目） 農地の詳細を変更する。（基本項目）	○					

## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
14	地図管理Web	色分け設定画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 地図上のボリゴンやピクセルの色分けをするための項目（色分け項目）を選択する。 色分け項目に応じた条件（色分け項目の値が数値なら閾値、文字列なら完全一致するテキスト、など）を入力する。 色分けける条件を追加、削除する。	○					
15	地図管理Web	配色設定ダイアログ	色分け設定画面（スライド）の配色を変更するダイアログ。 配色の透明度を変更する。	○					
16	地図管理Web	ラベル設定画面（スライド）	地図上のピンをクリックした際にラベル表示する項目を設定する。 ピン止め設定をすることで、選択農地のラベル表示を固定する。	○					
17	地図管理Web	ルート設定画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 手動または住所からルートの設定をする。 住所からルート設定する場合、出発地と目的地を指定する。 地図上に表示されたルートに隣接する農地を自動選択することも可能。	○					
18	地図管理Web	レイヤーダウンロードダイアログ	レイヤー情報をダウンドロードする形式を選択するダイアログ。	○					
19	地図管理Web	現地確認行程一覧画面	以下を行なうことができる画面。 既存の現地確認行程を検索し、その結果を一覧形式で表示する。 選択した現地確認行程を削除する。 選択した現地確認行程を表示する。 対象の行程を一覧から選択し地図上に現地確認行程レイヤーを追加する。	○					
20	地図管理Web	現地確認行程詳細画面	現地確認行程の農地の一覧形式で表示する画面、以下を行なうことができる。 選択した農地を削除する。 選択した農地を表示する。 選択した農地の現地写真的撮影依頼を送信する。  新規で現地確認行程を作成する。 既存の現地確認行程を変更する。 該当する現地確認行程を表示する。 現地確認行程の担当者を削除する。 現地確認行程の担当者変更時、変更した担当者へ現地確認の通知を送信する。	○					
21	地図管理Web	現地確認行程担当者選択ダイアログ	担当者を検索し、その結果を一覧形式で表示するダイアログ。 担当者を現地確認行程の一覧に追加する。	○					
22	地図管理Web	現地確認用農地詳細画面	現地確認行程の対象農地の詳細項目を表示する画面。以下を行なうことができる。 現地確認行程の対象農地の現地確認結果を更新する。 現地確認行程の対象農地に対するメモ、写真を確認、更新する。 現地確認行程の対象農地の撮影依頼を送信する。 該当する農地に関連する現地確認行程の履歴を一覧形式で表示する。	○					
23	地図管理Web	現地写真詳細情報ダイアログ	現地写真的プレビューと詳細情報（撮影日時、撮影者、方角情報など）を表示するダイアログ。	○					
24	地図管理Web	現地確認要領一覧画面	既存の現地確認要領を検索し、その結果を一覧形式で表示する画面。 表示した現地確認要領に対する変更、複製、削除をする。	○					
25	地図管理Web	現地確認要領詳細画面	現地確認要領の作成、更新、削除をする画面。	○					
26	地図管理Web	現地確認アプリレビュー画面	該当の現地確認要領をもとに、現地確認アプリでのイメージをレビュー表示する画面。	○					
27	地図管理Web	お問い合わせダウンロード画面	公開システムで一般ユーザが登録したお問い合わせの内容を検索し、一覧表示する画面。 一覧表示の内容をダウンロードする。	○					
28	地図管理Web	一般ユーザ向けFAQ管理画面	一般ユーザ向けのFAQを管理する画面。	○					
29	地図管理Web	一般ユーザ向けお知らせ管理画面	一般ユーザ向けのお知らせを管理する画面。	○					
30	地図管理Web	位置情報候補一覧画面	複数地番管理マスター、地番位置地図マスターからアドレスコードにより、位置情報候補リストを表示する 地図上にピン・ボタン情報を表示する 選択した位置情報を更新をしない、更新前の情報を履歴管理する			○			
31	地図管理Web	位置情報更新履歴一覧画面	位置情報を更新した際に履歴管理された情報を表示する			○			
32	地図管理Web	独自台帳取込画面	ジオメトリ情報が格納された外部ファイルをインポートするための画面。 インポートしたファイルは、地図管理Webの地図上で表示することが可能。		△ (基本設計までを実施)				○ (詳細設計以降を実施)

## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
33	地図管理Web	独自台帳マッピング画面	ジオメトリー情報が格納された外部ファイルと地図管理WebのDBとのマッピング定義をするための画面。 また、他組織への公開・非公開や画面表示名のカスタマイズも併せて設定することが可能。		△ (基本設計までを実施)				○ (詳細設計以降を実施)
34	現地確認アプリ	ログイン画面	eMAFF IdP認証を実施する画面	○					
35	現地確認アプリ	HOME画面	HOMEを表示する画面。オンラインモードとオフラインモードの切り替え機能、住所や施設を検索し中心に地図を表示する機能、地図上に描画した線や図形の面積を計算し表示する機能、フリーハンドで囲った範囲にある農地に対して現地確認結果を一括更新する機能、現地確認の対象農地を地図で現地確認農地検索・一覧画面を表示する機能などの利用が可能な画面。	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
36	現地確認アプリ	現地確認行程一覧画面	現地確認行程の一覧画面を表示し、オフラインモードで利用するための現地確認行程をアプリ内DBにダウンロード、アプリ内DBからアップロードする画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
37	現地確認アプリ	現地確認行程詳細画面	現地確認行程の詳細情報を表示し、オフラインモード利用用にダウンロードした現地確認行程データをアプリ内DBから削除する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
38	現地確認アプリ	現地確認農地一覧画面	現地確認行程に紐づく農地の一覧を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
39	現地確認アプリ	農地検索画面	農地の検索条件を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
40	現地確認アプリ	農地検索結果一覧画面	農地の検索結果を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
41	現地確認アプリ	農地位置確認画面	農地の位置を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
42	現地確認アプリ	レイヤー一覧画面	レイヤーの一覧を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
43	現地確認アプリ	農地詳細画面	農地の詳細情報を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
44	現地確認アプリ	現地確認対象農地検索画面	現地確認の対象農地の検索条件を表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
45	現地確認アプリ	一括更新設定画面	一括入力の規則を表示する画面	○					
46	現地確認アプリ	現地写真確認画面	現地写真を実寸大で表示する画面	○					
47	現地確認アプリ	現地確認農地更新履歴画面	過去の現地確認農地の履歴を確認する画面	○					
48	現地確認アプリ	お知らせ画面	お知らせを表示する画面	○					
49	現地確認アプリ	フッター	フッターを表示する画面	○	○ 改修要件（オフライン対応）				
50	現地確認アプリ	ログインモード選択画面	オンラインモードでのログイン、またはオフラインモードでのログインを自動選択する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
51	現地確認アプリ	オフライン認証画面	オフライン認証を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
52	現地確認アプリ	オフラインパスワード設定画面	オフラインモード利用時に必要な認証用のオフラインパスワード設定を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
53	現地確認アプリ	台帳ダウンロード・アップロード画面	台帳データのダウンロード・アップロード、オフラインモード利用用にダウンロードした台帳データをアプリ内DBから削除する画面 ※オフラインモードで利用するために使		○				
54	現地確認アプリ	背景画像ダウンロード画面	背景画像のダウンロード、端末ストレージ内に保存された背景画像の削除を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
55	現地確認アプリ	ダウンロード・アップロード履歴確認画面	現地確認行程と台帳のダウンロード・アップロード履歴、背景画像のダウンロード履歴を表示する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
56	現地確認アプリ	オフライン機能ポータル画面	オフライン機能に関連する各画面(項番35、52、53、54)への遷移と、オフラインパスワード設定画面(項番51)の表示、オフラインパスワードの削除を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				
57	現地確認アプリ	現地確認農地検索・一覧画面	絞り込み機能付き現地確認農地一覧リストを地図画面と並列で表示する画面		○				
58	eMAFF農地ナビ	ヘッダー	eMAFF農地ナビの画面共通ヘッダー 地図画面と一般情報画面にて表示内容が異なる。 ヘッダー（地図画面）：農地を探す機能の各ダイアログリンク、ハンバーガーメニュー（グローバルメニュー、サイト情報メニュー） ヘッダー（一般情報画面）：ハンバーガーメニュー（グローバルメニュー）		○ 改修要件（リニューアル対応）				

## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
59	eMAFF農地ナビ	フッター	eMAFF農地ナビの画面共通フッター	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
60	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ（都道府県を選ぶ）	都道府県の単位で範囲を指定できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
61	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ（市区町村を選ぶ）	市区町村の単位で指定できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
62	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ（大字を選択）	市区町村の単位で指定できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
63	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ	農地情報の条件を指定して、農地情報の絞り込みができる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
64	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ（都道府県選択）	都道府県の一覧が表示され、都道府県の範囲で名称を選択できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
65	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ（市区町村選択）	市区町村の単位で名称を指定できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
66	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ（大字選択）	大字の単位で名称を指定できる。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
67	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ（検索結果）	検索結果の一覧を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
68	eMAFF農地ナビ	地図画面	農地情報1件の詳細情報を表示する画面。  (令和7年度開発以降) 土地改良施設データの表示ができること	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			○ 改修要件
69	eMAFF農地ナビ	地図画面(パレット)	農地情報詳細画面の地図上に表示されるピンの色を変更することができる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
70	eMAFF農地ナビ	シミュレーションモード選択ダイアログ	農地ナビシミュレーションのシミュレーションモードを選択できる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
71	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション画面（地域モード）	地域内の農地に対し、条件を満たすかどうかで色分けできる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
72	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション農地選択画面	農地ナビシミュレーションの対象となる農地を選択できる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
73	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション画面（農地選択モード）	シミュレーション対象の農地に隣接する農地に対し、条件を満たすかどうかで色分けできる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
74	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション農地追加画面	農地ナビシミュレーションの対象となる農地を追加できる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
75	eMAFF農地ナビ	お問い合わせフォーム	よくある質問を表示し、サイト全般の問い合わせを行なうことができる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
76	eMAFF農地ナビ	お問い合わせ内容確認画面	サイト全般の問い合わせフォームに入れた内容を確認するために入力データを表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
77	eMAFF農地ナビ	お問い合わせ送信完了画面	サイト全般の問い合わせデータの送信が完了したことを表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
78	eMAFF農地ナビ	よくある質問一覧画面	お問い合わせフォームに表示していない、よくある質問を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
79	eMAFF農地ナビ	新着情報詳細画面	新着情報の詳細を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
80	eMAFF農地ナビ	このサイトのご説明	サイトについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			

## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
81	eMAFF農地ナビ	ご利用方法	サイトの利用方法について表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
82	eMAFF農地ナビ	個人情報保護規程	個人情報保護規程を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
83	eMAFF農地ナビ	システム利用規約	システム利用規約を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
84	eMAFF農地ナビ	サイトマップ	サイトマップを表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
85	eMAFF農地ナビ	お気に入りダイアログ	検索結果および農地詳細についてお気に入りから内容を表示できる画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
86	eMAFF農地ナビ	お気に入りのご利用方法説明画面	お気に入りについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
87	eMAFF農地ナビ	筆ボリコンについて	筆ボリコンについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
88	eMAFF農地ナビ	農地探しナビゲーター	農地ナビの使用方法を説明するページを表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
89	eMAFF農地ナビ	関係団体リンクページ	関係団体のサイトへのリンクの一覧を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
90	eMAFF農地ナビ	農業を始めるには 手続きについて	農業を始めたい人に対して、基本的な農業の始め方（就農）について説明する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
91	eMAFF農地ナビ	就農事例集	就農事例集を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
92	eMAFF農地ナビ	農業経営基盤強化促進法による所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示について、各市町村のリンクを一覧表示する画面。	農業経営基盤強化促進法による所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示について、各市町村のリンクを一覧表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
93	eMAFF農地ナビ	便利な使い方	地図機能に関する使い方など便利な利用方法を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
94	eMAFF農地ナビ	特集	特集（農地中間管理機構について）を表示する画面。	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
95	eMAFF農地ナビ	システムエラー画面	システムエラー時に遷移する画面	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
96	eMAFF農地ナビ	システムメンテナンス画面	システムメンテナンス時に表示する画面	○		○ 改修要件（リニューアル対応）			
97	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ	地図画面に表示された農地情報をファイルとしてダウンロードできる。または地方公共団体単位ダウンロードを選択できる。		○ (静的の画面によりダウンロード（対象は農地台帳のみ）)	○ 改修要件（リニューアル対応）			○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)
98	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ（都道府県選択）	都道府県単位でオープンデータをダウンロードできる。または都道府県を選択しダウンロード対象市区町村を表示する。			○ 改修要件（リニューアル対応）			
99	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ（市区町村選択）	市区町村単位でオープンデータをダウンロードできる。			○ 改修要件（リニューアル対応）			
100	eMAFF農地ナビ	操作ガイド一覧画面	操作ガイドの一覧を表示する。			○ 改修要件（リニューアル対応）			
101	eMAFF農地ナビ	お役立ち情報一覧画面	お役立ち情報の一覧を表示する。			○ 改修要件（リニューアル対応）			

## ■画面一覧

項目番号	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度以降の開発
102	eMAFF農地ナビ	新着情報一覧画面	新着情報の一覧を表示する。			○ 改修要件（リニューアル対応）			
103	紐づけ管理web	トップページ画面	eMAFF紐づけ情報管理Webシステムにログインする前に表示する画面。 eMAFF-IdP画面に遷移するのみ。特別な機能はない。	○					
104	紐づけ管理web	ログイン画面	eMAFF-IdPログイン画面からのレスポンスを受け、紐づけ管理システム内部のログインユーザ判定を行う画面。 判定結果、IDや市町村の選択を要する場合は、各選択画面へ。 不要ならばメニュー画面への制御を行う。 実体の画面は無し。	○					
105	紐づけ管理web	eMAFF-ID選択画面	今回のログインをどのユーザでログインするかを選択する画面。 【遷移条件】 eMAFF-IdPから入手したメールアドレスを共通申請サービスに問い合わせた結果、複数のeMAFFIDを持つユーザだった場合に遷移する。単一のeMAFFIDを持つユーザだった場合は遷移しない。	○					
106	紐づけ管理web	メニュー画面	eMAFF紐づけ情報管理Webシステム（位置情報付与ツール・対話ツール）で操作可能な機能の一覧を表示し、操作する機能を選択させる画面。 各業務実行の開始画面に導く導線の始端 ログインユーザの権限によって、各メニューの表示制御を行う。	○					
107	紐づけ管理web	ログインエラー画面	紐づけ管理システム内部でのログインユーザ判定でNGとなった場合の画面。 (アカウント、パスワードがeMAFF-IdPの認証に失敗した場合、共通申請サービスまたは紐づけ管理システムに事前ユーザ登録がなかった場合) 機能的にはトップページへの遷移リンクのみ。	○					
108	紐づけ管理web	ユーザー一覧画面	ユーザー一覧を表示する画面	○					
109	紐づけ管理web	ユーザー削除画面	ユーザー削除を行う画面	○					
110	紐づけ管理web	ユーザー登録画面	ユーザー登録を行う画面	○					
111	紐づけ管理web	ユーザー編集画面	ユーザー編集を行う画面	○					
112	紐づけ管理web	バッチ実行依頼画面	設定されている全バッチをオンラインでキックする画面。	○				○ 改修要件	
113	紐づけ管理web	バッチ実行結果確認画面	実行した全バッチの結果を取得して表示する画面。	○					
114	紐づけ管理web	データ状態一覧画面	アップロードしたファイルの一覧を表示し、各ファイルの業務状態を確認する画面。一覧からファイルを選択してダウンロードや削除を行う。	○				○ 改修要件	
115	紐づけ管理web	ファイルアップロード画面	ファイルをファイル格納領域に保存し、アップロードファイル状態の管理を行う画面。 対象は以下のファイル。 ・データ前準備に利用する各種データファイル ・農地台帳を除く全台帳（6種）	○				○ 改修要件	
116	紐づけ管理web	ログアウト画面	各画面からログアウトボタンが押下された場合、確認メッセージを表示して再確認を行う画面。「ログアウト」が選択された場合、ログアウト処理を行い結果を画面表示	○					
117	紐づけ管理web	ファイルバックアップアップロード画面	位置情報付与バッチ結果を各機関・自治体へファイルバック後、修正したファイルをアップロードする画面。	○				○ 改修要件	
118	紐づけ管理web	地図画面	地図を表示し、地図に関する共通の操作を行うことが可能となる画面。スライドを閉じることで地図を画面全体に表示する。	○					
119	紐づけ管理web	メニュー画面	スライド画面の上部に表示する台帳確認を行う画面に遷移するためのメニュー画面。また、ヘルプ情報・ユーザ情報の表示やログアウトが可能。	○					
120	紐づけ管理web	ユーザ情報画面	ユーザ情報メニューを表示する画面。	○					
121	紐づけ管理web	ヘルプダイアログ	ヘルプ情報を表示するダイアログ。	○					
122	紐づけ管理web	台帳確認ダイアログ	台帳に対して位置情報付与結果の確認を行う画面。各台帳及び「確認」ボタンは承認権限を持つユーザかつ確認・担当する台帳のみ表示するダイアログ。	○					
123	紐づけ管理web	台帳一覧画面	台帳操作に関するメニューを表示する画面。	○					
124	紐づけ管理web	台帳詳細画面	台帳一覧画面にて選択されている行の詳細情報を表示する画面。	○					
125	紐づけ管理web	CSV出力画面	CSV出力の設定を行う画面。	○					
126	紐づけ管理web	印刷設定画面	用紙サイズやズームレベル等を設定し、地図を印刷する画面。	○					
127	紐づけ管理web	面積表示設定画面	設定した各台帳の面積を表示する画面。	○					
128	紐づけ管理web	配色設定画面	レイヤの配色を変更する。配色の透明度を変更する画面。	○					

## ■帳票・ファイル一覧

項目番号	帳票・ファイル分類	帳票・ファイル名	入力元ログ	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発
1	運用保守	エラー対応クエリ	アクセスログ アプリケーションログ パッチログ APIログ エラーログ	該当ログから、対象となるエラーを検索し、エラー内容、処理内容等を取得する。	○					
2	運用保守	不正アクセス対応クエリ	アクセスログ APIログ	該当ログから、対象となるユーザーのアクセス情報、処理内容等を取得する。	○					
3	稼働実績集計	ユーザー単位実績集計クエリ	アクセスログ アプリケーションログ	該当ログから、ユーザー単位の利用実績情報（画面単位、機能単位など）を取得する。	○					
4	稼働実績集計	処理機能単位実績集計クエリ	アクセスログ アプリケーションログ	該当ログから、処理機能単位の利用実績情報（利用ユーザー数など）を取得する。	○					
5	稼働実績集計	アクセス元システム単位実績集計クエリ	アクセスログ	該当ログから、アクセス元システム単位の利用実績情報（月別、機能単位、API単位、利用ユーザー数、アクセス量など）を取得する。	○					
6	稼働実績集計	FAQ参照状況分析用クエリ	アプリケーションログ	該当ログから、任意の期間におけるeMAFF農地ナビのよくある質問・特によくある質問のFAQ参照回数を取得する。		○				

## ■情報・データ一覧

項目番号	データ名	用途	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発
1	農地情報	台帳種類（農地台帳／水田台帳／農業共済／中山間地域等直接支払／多面的機能支払／環境保全型農業直接支払に関する台帳及び筆ポリゴン等）毎に農地の所在／地番、面積、作期、作物、品種、地権者、耕作者等の農地情報	○					
2	農地情報紐付け情報	台帳種類（農地台帳／水田台帳／農業共済／中山間地域等直接支払／多面的機能支払／環境保全型農業直接支払に関する台帳及び筆ポリゴン等）、台帳ID、紐付けID等の台帳及び筆ポリゴンとの紐付け関係を示す情報 (令和4年度開発) 令和3年度開発において地図管理Webと別で構築された紐づけ管理Webと地図管理Webのデータベース統合 (令和6年度開発) 位置情報のマッチング処理の際に、地名地番を12桁コード+12桁以降コードへ変換を行うためのアドレスコードの情報 (令和7年度開発) 農地台帳の機械紐づけを自動実行するために必要となるキー項目を農業委員会サポートシステム側の管理テーブルより初期移行	○	○ (改修)		○ (改修)		
3	現地確認情報	現地確認要領、現地確認行程や農地の所在／地番、面積、作期、作物、品種、生産状況、現地写真等の現地確認結果等、現地確認に関する情報	○					
4	公開用農地情報	農地情報のうち、個人情報に係る項目を匿名化した情報	○					
5	レイヤー情報	地図上に表示するレイヤーや、お気に入りレイヤー、ユーザレイヤー等のレイヤー情報	○					
6	申請者情報	申請者、組織、経営体等、共通申請サービスで管理する申請者の情報	○					
7	認可情報	各台帳に対する組織のアクセス情報等の認可情報	○					
8	農地情報紐づけ辞書情報	農地情報紐づけを行うにあたって、台帳データへ位置情報を付与するため情報	○					
9	現地確認アプリ通知管理情報	現地確認アプリへの通知依頼状態等の管理情報	○					
10	MAFFアプリ通知管理情報	MAFFアプリへの通知依頼状態やメール送信依頼状態等の管理情報	○					
11	オープンデータ情報	本システムから提供するオープンデータの情報		○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)
12	オフライン利用時更新情報	現地確認アプリをオフライン利用した際に格納される一時領域の情報		○				
13	外部取込情報	外部から本システムにデータ取込を行い管理される情報		△ (基本設計までを実施)				○ (詳細設計以降を実施)
14	農地以外の地理的情報	土地改良施設（ダム等）、病害虫発生マップ、災害状況、ため池、ライセンサー等、農地以外の地理的情報（ピン情報、ポリゴン情報、ポリライン情報、メッシュデータ情報）						○

## ■外部インターフェース一覧

## 別紙3附属書⑥

項目番号	外部インターフェース	形式	呼出元	呼出先	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発
1	eMAFF-IdP連携	API	本システム	eMAFF-IdP	認証処理を行う際に利用するeMAFF-IdPのインターフェース。	○					
2	認可情報連携	API	本システム	共通申請サービス	共通申請サービスから認可情報を取得するインターフェース。	○					
3	農地選択	API	共通申請サービス	本システム	申請時に共通申請サービスから呼び出される申請対象農地を選択するインターフェース。	○					
4	共通申請審査完了受付	API	共通申請サービス	本システム	申請の審査が完了した地理情報を共通申請サービスから受領し、農地の紐付け情報を最新化を可能とするインターフェース。		○				
5	現地確認用地図情報生成	API	共通申請サービス	本システム	現地確認用地図情報を生成するためのインターフェース。		○				
6	現地確認用地図情報参照	API	農業委員会サポートシステム	本システム	本システムの現地確認用地図情報を参照するインターフェース。現地撮影写真を参照し、表示することも可能。	○					
7	現地確認用地図情報更新	API	農業委員会サポートシステム	本システム	本システムの現地確認用地図情報を更新するインターフェース。	○					
8	農地情報参照	API	他システム	本システム	本システムの農地情報を参照するインターフェース。  (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること ・対象となるシステムが増える可能性あり	○	○ 改修要件	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)			
9	農地情報更新	API	他システム	本システム	本システムの農地情報を更新するインターフェース。  (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること ・対象となるシステムが増える可能性あり	○	○ 改修要件	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)			
10	紐付け情報参照	API	他システム	本システム	本システムの紐づけ情報を参照するインターフェース。		○ (詳細設計までを実施)	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)			
11	紐付け情報更新	API	他システム	本システム	本システムの紐づけ情報を更新するインターフェース。		○ (詳細設計までを実施)	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)			
12	MAFFアプリ連携（現地確認実施依頼）	API	本システム	MAFFアプリ	審査者に対して現地確認依頼を通知する際に呼び出されるインターフェース。	○					
13	MAFFアプリ連携（現地写真撮影依頼）	API	本システム	MAFFアプリ	農業者に現地写真アップロード依頼を行う際に使用されるインターフェース。  (令和7年度以降の開発) ・撮影依頼を行う申請者のMAFFアプリ利用有無が判断できないか検討し実装すること	○	○ (基本設計までを実施)				○ (詳細設計以降を実施)
14	MAFFアプリ連携（現地写真アップロード）	API	MAFFアプリ	本システム	MAFFアプリで撮影された写真をテーブルにアップロードするインターフェース。	○					
15	MAFFアプリ連携（現地写真撮影依頼結果通知）	API	MAFFアプリ	本システム	MAFFアプリから現地写真がアップロードされたことを依頼元に通知する際に使用されるインターフェース。	○					
16	農委テーブル連携	パッチ	本システム	農業委員会サポートシステム	農業委員会サポートシステムの農地情報（農地台帳・農地ビン・農地ポリゴン等）のデータを取り込む。 また一意に識別するキー情報については農業委員会サポートシステムが採番したものを取り込む。	○					

## ■外部インターフェース一覧

別紙3附属書⑥

項目番号	外部インターフェース	形式	呼出元	呼出先	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和8年度以降の開発
17	現地確認行程連携	API	本システム	農業委員会サポートシステム	農業委員会サポートシステムと現地確認行程の情報を連携するためのAPI 【補足】 (令和6年度の開発) 農業委員会サポートシステムにおいて削除した現地確認行程の情報を読み込み、本システムにおいても該当の現地確認行程を削除する機能を追加する。	○					
18	農地台帳抽出	パッチ	本システム	農業委員会サポートシステム	紐づけ対象となる農地台帳レコードを市町村単位で本システムにコピー登録する事を目的としたデータ連携用パッチ。農業委員会サポートシステムの農地台帳データより本システムで必要な情報を抽出し、抽出した農地台帳データに対し自動加工を行う。	○					
19	水田台帳抽出	パッチ	本システム	共通申請サービス	紐づけ対象となる水田台帳レコードを市町村単位で本システムにコピー登録する事を目的としたデータ連携用パッチ。農林水産省共通申請サービスの申請／審査情報より水田台帳データ本システムへ必要な情報を抽出し、抽出した水田台帳データに対し自動加工を行う。	○					
20	筆ボリゴンデータ受取	ファイル	筆ボリゴン管理システム	本システム	筆ボリゴン管理システムで更新した筆ボリゴンデータを本システムで受け取る。	○					
21	筆ボリゴン更新データ提供	ファイル	本システム	筆ボリゴン管理システム	本システムで更新した筆ボリゴンデータを筆ボリゴン管理システムに提供する。	○					
22	登記所備付地図データ提供	API	本システム	G空間情報センター	G空間情報センターのWebサイト（ <a href="https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/">https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/</a> ）に配置される日本全国分の登記所備付地図データを自動でダウンロードを行う ・取得対象のデータは「全自治体を対象」または「任意の自治体を対象」で選択可能とする					○	

農林水産省地理情報共通管理システム  
運用設計書

3.02版

## 変更履歴

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
0.70	新規作成	-	2021/07/19 SBT 大山	2021/07/19 SBT 清水	2021/07/19 SBT 越前屋
0.80	共通申請のインシデント定義の変更に伴い、インシデント定義の追加、障害レベル定義の修正を実施。	第 7-1 (3) 運用保守サービスレベル 第 8-3 (1) インシデント管理 第 10-1 (2) 障害時対応内容	2021/07/27 SBT 大山	2021/07/27 SBT 清水	2021/07/27 SBT 越前屋
0.81	運用設計工程判定 指摘事項対応	● PMO 指摘事項(No9、No10、No12、No13) ・誤植を修正(No9、No10、No12、No13) ● PwC 指摘事項(No40、No43、No44)	2021/08/02 SBT 大山	2021/08/02 SBT 清水	2021/08/02 SBT 越前屋
1.00	運用項目の追加に伴う更新	第 8-3 (7) API キーの管理 第 9-1 (3) データ保守	2021/09/01 SBT 大山	2021/09/01 SBT 清水	2021/09/01 SBT 越前屋
1.00	AKS 監視について追記	第 5-2 監視システム	2021/10/15 SBT 大山	2021/10/15 SBT 清水	2021/10/15 SBT 越前屋
1.01	農委テーブル群 DB 構成変更対応に伴う更新	第 3-1 (4) システム構成説明 第 3-2 ネットワーク構成 第 5-2 監視システム 第 6-1 (2) ログ管理方法 第 6-2 (2) バックアップ・リストア方法 第 8-2 (4) セキュリティパッチ 第 8-3 (6) アカウント管理 表 8-3 (8) キャッシュ管理 第 8-3 (11) ライフサイクル管理 第 9-1 (2) ソフトウェア製品保守	2021/11/01 SBT 大山	2021/11/01 SBT 清水	2021/11/01 SBT 越前屋
1.02	AKS ログ管理办法変更	第 6-1 (2) ログ管理方法	2021/12/17 SBT 大山	2021/12/17 SBT 清水	2021/12/17 SBT 越前屋
1.03	農委テーブル群 DB のアクセス権について追記	第 4-1 (2) ウ 農委テーブル群 DB のアクセス権	2022/01/04 SBT 大山	2022/01/04 SBT 清水	2022/01/04 SBT 越前屋

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.04	アプリケーションのリグレッションテストについて追記	第9-1(1) アプリケーションの保守	2022/01/21 SBT 大山	2022/01/21 SBT 清水	2022/01/21 SBT 越前屋
1.05	筆ポリゴン取り込み業務の追加	第4-1(3) 関連する外部システムの運用保守体制 第9-1(3) データ保守	2022/03/11 SBT 大山	2022/03/11 SBT 清水	2022/03/11 SBT 越前屋
1.05	WAGRI 連携機能追加に伴う修正	第5-3 監視方法	2022/03/11 SBT 大山	2022/03/11 SBT 清水	2022/03/11 SBT 越前屋
1.06	版数を修正	—	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	体制図を最新化	第4 運用保守概要 (1) eMAFF 地図 運用保守体制図	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	役割分担を最新化	第4 運用保守概要 (1) eMAFF 地図 運用保守体制図	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	障害対応方針にインシデント管理対象、障害報告書対応の区分を追加	第10 障害対応業務	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.07	文書の位置付けの修正	第1-1 本設計書の位置づけ	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	参考資料の追加による修正	第1-5 本設計書の参考資料	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	実施年度に合せ文言削除	第2-1 業務の目的と範囲	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	ネットワーク構成図の更新	第3-2 ネットワーク構成	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	監査対象の変更に伴う修正	第8-2(9) 監査対応	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	保管方法変更に伴う修正	第8-1(6) ログ管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	業務用特権ユーザ新設に係る変更	第8-3(6) アカウント管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.07	eMAFF 地図 運用と農地情 報紐づけの運 用の運用統合	第 2-2(1) 業務内容	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	西日本リージョ ン廃止に伴う 修正	第 3-1(1) 運用環境 第 3-4(2)目標復旧時間	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	eMAFF 地図 運用と農地情 報紐づけの運 用の運用統合	第 3-1(2) サブシステム 第 3-1(4) システム構成説明 第 4-1(1) eMAFF 地図運用保守体制図 第 4-1(2) 運用保守体制の説明 第 5-2 監視システム 第 4-2(3) パッチ適用範囲 第 5-4 監視対象 第 6-2(3) バックアップ・リストア対象 第 7-1(1) システムのサービスレベル 第 7-1(2) 性能のサービスレベル 第 8-2(2) データ維持管理 第 8-2(3) 計画停止 第 8-2(7) アプリケーションの管理 第 8-2(8) 証明書更新 第 8-3(8) キャパシティ管理 第 8-3(11) ライフサイクル管理 第 8-4(1) コールセンター 第 8-4(3) 定型的変更への対応 第 9-1(1) アプリケーションの保守 第 9-1(2) ソフトウェア製品保守 第 9-1(3) データ保守	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	R4 年度開発 要件	第 3-1(4) システム構成説明 第 6-2(3) バックアップ・リストア対象	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	R4 年度開発 要件	第 4-2(3) パッチ適用範囲	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	誤記を修正	第 7-1(3) 運用保守サービスレベル 第 4-2(3) パッチ適応範囲 第 6-2 バックアップ管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	版数を変更	版数を 1.06 から 1.07 へ変更	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.08	西日本リージョン廃止に伴う記載修正	第7-1(3) 表7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	アプリケーションのバージョン見直し  対象アプリケーションの追加・見直し	第8-3(11) 表8-39 ライフサイクル管理対象	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	障害発生時の報告タイミング変更に伴う記載修正	第10-1(2) 障害時対応内容	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	表番号を修正	表10-2挿入に伴い以降の表番号を修正	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	現地確認アプリの掲載機能追加	第8-2(3) 計画停止	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	eMAFF 地図運用と農地情報紐づけの運用の運用統合	第9-1(3) データ保守	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	版数変更	版数を1.07から1.08へ変更	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.09	版数更新	版数を1.08→1.09	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	文言修正	第4-1(2)表4-1 運用保守担当の役割	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	バージョン情報更新対応に伴う記載修正	第8-3(11)表8-39 ライフサイクル管理対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	Azure Kubernetes Services 証明書更新作業廃止に伴う記載修正	第8-2(8)表8-16 証明書更新対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.09	ライセンス管理対象新規追加に伴う記載修正	第8-3(9)表 8 3 5ライセンス管理対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	R4年度運用保守要件に伴うソフトウェア管理対象更新対応	第9-1(2)表 9 3 ソフトウェア製品保守対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	詳細設計書_別紙_バッチ一覧修正に伴う記載修正	第9-1(3)表 9 4データ保守業務	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	公開農地台帳農地pin・農地ポリゴンデータ抽出作業運用引継ぎに伴う記載修正	第9-1(3)表 9 4データ保守業務	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	基本設計書修正に伴う記載修正	第2-2(1)表 2 1 業務一覧	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	基本設計書修正に伴う記載修正	第3-1(1)表 3-1 運用環境一覧	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	文言修正	第8-2(8)証明書更新	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	令和4年度最終納品版	全体	2023/03/31 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
2.00	2022年度の運用体制に合せ、農地情報紐づけの運用内容をeMAFF地図運用に追加	第1-5 表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	Azure Kubernetes Service 証明書更新作業運用引継ぎに伴う記載修正	第8-2(8)表8-13証明書更新対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	eMAFF 地図同期機能バッチ追加に伴う記載修正	第6-2(3)表6-1バックアップ・リストア対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第9-1(2)表9-4ソフトウェア製品保守対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	版数更新	第1-3用語定義	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	版数更新	第1-5表1-2参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	文言修正	全体	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用・保守実施計画書更新に伴う対応	第1-1図1-1本設計書の位置付け及び関連する文書との関係	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用設計書類記載方針見直しに伴う対応	第1-5表1-2参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	運用設計書類 記載方針見直 しに伴う対応	第2-1 業務の目的と範囲 第2-2(1) 業務内容 第3-1(2) 表3-2 サブシステム一覧 第3-1(3) 図3-1 システム構成図 第3-1(4) 表3-3 システム構成説明 第3-2 ネットワーク構成 第4-1(1) eMAFF 地図 運用保守体制図 第4-1(2) 運用保守体制の説明 第4-2(1) 運用・保守範囲" 第4-3(2) 環境毎の運用保守業務の種類 第4-4 運用保守スケジュール 第4-5 運用引継ぎ 第5-1 監視実装方針 第6-1 ログ管理 第6-2 バックアップ管理 第7-1(3) 表7-3 運用保守サービスレベル(障害対応) 第8 運用業務 第8-1 監視作業 第8-2(2) データ維持管理 第8-2(3) 計画停止 第8-2(7) アプリケーション管理 第8-3(11) ライフサイクル管理 第8-5(1) 表8-4 3定期報告業務 第9-1(1) アプリケーションの保守 第9-2(1) 表9-8 定期報告業務 第10-1(1) 障害時対応体制	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用保守等業 務調達仕様書 の更新に伴う 記載修正	第1-5表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	共通申請サー ビス接続用の 証明書更新作 業運用引継ぎ に伴う記載修 正	第8-2(8)表8-1 3証明書更新対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	公示・関連団体のリンク確認 運用開始に伴う記載修正	第9-1(3)表9-5データ保守業務	2023/7/4 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第5-2図5-1監視システムイメージ	2023/7/7 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第9保守業務	2023/7/7 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	文言修正	第4-3(1)表4-5システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第7-1(3)表7-3運用保守サービスレベル	2023/7/10 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	証明書管理対象追記	第8-2(8)表8-13証明書更新対象	2023/7/10 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.01	文言修正	第8-4(2)表8-42ヘルプデスク業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	Azure 提供サービス名変更対応	第4-2(2)ウ農委テーブル群DBのアクセス権 第4-2(3)表4-4パッチ適用範囲 第6-2(3)表6-1バックアップ・リストア対象 第10-2表10-4セキュリティ対応方針	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	Mapbox Atlas シークレットキー更新対応	第43(1)表4-5システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第43(2)表4-6環境毎の運用保守業務の種類 第83(12)シークレット管理	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	業務用特權一時利用ユーザ追加対応	第8-3(6)表8-27アカウント管理対象	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	農業委員会個人情報参照権限変更対応	第9-1(3)表9-3データ保守業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.01	基本設計書更新に伴う記載修正	第5-2図5-1監視システムイメージ 第5-3表5-1監視対象 第5-3表5-2 URL監視対象 第8-2(6)表8-9クラウドサービス一覧	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	現地確認アブリ新認証方式導入に伴う問合せ対応	第8-2(6)表8-9クラウドサービス一覧 第8-3(6)表8-27アカウント管理対象 第8-3(10)表8-35アクセス管理対象 第8-4(2)表8-42ヘルプデスク業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	運用設計書類記載方針見直しに伴う対応	第4-3(2)表4-6環境毎の運用保守業務の種類 第8-2(4)表8-6セキュリティパッチ業務 第8-2(7)アプリケーション管理 第8-2(7)表8-10アプリケーション管理業務 第9-1(2)表9-3ソフトウェア製品保守対象 第9-1(3)表9-5データ保守対象	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	基本設計書更新に伴う修正	第8-2(6)表8-9クラウドサービス一覧 第8-3(9)表8-33ライセンス管理対象	2023/12/5 SBT 新海	2023/12/5 SBT 西尾	2023/12/5 SBT 宇土
2.02	シークレット管理の記載箇所見直し	第4-3(1)表4-5システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第4-3(2)表4-6環境毎の運用保守業務の種類 第8-3(10)アクセス管理 第8-3(12)シークレット管理	2023/12/14 SBT 渡邊	2023/12/14 SBT 西尾	2023/12/14 SBT 宇土
2.02	テーブル設計・テーブル構成総点検の追記	第9-1(3)データ保守 表9-3データ保守業務	2023/12/14 SBT 峰岸	2023/12/14 SBT 西尾	2023/12/14 SBT 宇土
2.02	地域農業再生協議会における現地確認要領定義変更対応	第9-1(4)表9-4職員実装の支援業務	2023/12/26 SBT 渡邊	2023/12/26 SBT 西尾	2023/12/26 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.03	Azure Kubernetes Service 構成見直し対応	第6-2 (3) 表 6-1 バックアップ・リストア対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	外部連携用 API サーバの構築対応	第7-1 (2) 表 7-2 性能のサービスレベル計測対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	eMAFF 農地ナビ関連団体リンク一覧修正対応	第9-1 (3) 表 9-3 データ保守業務	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	外部連携用 API サーバの構築対応	第4-2 (3) 表 4-4 パッチ適用範囲 第6-2 (3) 表 6-1 バックアップ・リストア対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	長期保管ログ設定見直し対応	第4-3 (2) 表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類 第6-1 (1) ログ管理方針	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	文言修正	第4-2 (3) 表 4-4 パッチ適用範囲 第7-1 (2) 表 7-2 性能のサービスレベル計測対象 第7-1 (2) 性能のサービスレベル 第8-2 (2) 表 8-4 データ維持管理業務	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	運用設計書類記載方針見直しに伴う対応	第8-3 (4) 表 8-22 構成管理対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	農地情報紐づけ組織変更対応定型作業化対応	第9-1 (3) データ保守 表 9-3 データ保守業務	2024/02/02 SBT 峰岸	2024/02/02 SBT 西尾	2024/02/02 SBT 宇土
3.00	令和5年度最終納品版	全体	2024/03/29 SBT 峰岸	2024/03/29 SBT 西尾	2024/03/29 SBT 宇土
3.01	Cuenote 開発、ステージング環境統合対応	第4-3 (2) 「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」 第8-3 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/04/18 SBT 渡邊	2024/04/18 SBT 西尾	2024/04/18 SBT 宇土
3.01	お名前.com ライセンス追加	第8-3 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/04/18 SBT 渡邊	2024/04/18 SBT 西尾	2024/04/18 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.01	西日本リージョン削除に伴う記載修正	第71 (1)「表 7-1 システムのサービスレベル」	2024/05/15 SBT 渡邊	2024/05/15 SBT 西尾	2024/05/15 SBT 宇土
3.01	文言修正	第1はじめに 第14本設計書の改定 第2業務概要 第31システム全体構成 第33稼働環境 第34システム設計 第42(2)ア 本システムのアクセス権 第42(2)イ「表 4-2 Azure アクセス権」 第53「表 5-1 監視対象」 第53「表 5-4 URL 監視対象」 第82(8)「表 8-13 証明書更新対象」 第83(6)「表 8-27 アカウント管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	農委DBアクセス証跡取得に伴う農委用踏み台サーバの追加	第42(2)ウ農委テーブル群 DB のアクセス権 第52「図 5-1 監視システムイメージ」 第82(4)「表 8-7 セキュリティパッチ対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	ドキュメント参考先明示	第15「表 1-2 参考資料一覧」 第33稼働環境 第33(2)稼働時間 第35(1)目標稼働率 第35(2)目標復旧時間 第42(3)パッチ適用範囲 第43(2)環境毎の運用保守業務の種類 第52監視システム 第53監視対象 第62(3)バックアップ・リストア対象 第83(6)「表 8-27 アカウント管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.01	基本、インフラ設計書更新に伴う記載修正	第3 5 可用性・稼働率 第4 2 (3) 「表 4-4 パッチ適用範囲」 第5 2 「図 5-1 監視システムイメージ」 第6 2 (3) 「表 6-1 バックアップ・リストア対象」 第7 1 (1) 「表 7-1 システムのサービスレベル」 第8 2 (7) 「表 8-11CD 対象一覧」 第8 2 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」 第8 3 (8) 「表 8-31 キャパシティ管理対象」 第8 3 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	ログ保管方法変更対応	第6 1 (1) ログ管理方針	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	メンテナンスサーバ追加	第5 2 「図 5-1 監視システムイメージ」 第5 3 (3) 「表 5-4URL 監視対象」 第8 2 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	外部連携用 API サーバの構築対応	第8 2 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	Azure 権限グループの新規作成	第4 2 (2) イ「表 4-2 Azure アクセス権」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	共通申請サービス prestgres 環境廃止に伴う Heroku 証明書更新作業廃止	第8 2 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/23 SBT 渡邊	2024/5/23 SBT 西尾	2024/5/23 SBT 宇土
3.01	eMAFF 農地ナビオープンデータダウンロードオフライン機能追加に伴う記載修正	第7 1 (1) 「表 7-1 システムのサービスレベル」	2024/5/23 SBT 渡邊	2024/5/23 SBT 西尾	2024/5/23 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02	文言修正	第82(8)「表8-13証明書更新対象」	2024/7/26 SBT 渡邊	2024/7/26 SBT 西尾	2024/7/26 SBT 宇土
3.02	定期的スペック 変更自動化	第83(8)「表8-29キャパシティ管理業務」	2024/7/26 SBT 渡邊	2024/7/26 SBT 西尾	2024/7/26 SBT 宇土
3.02	eMAFF 農地 ナビ関連団体 リンク一覧修 正対応	第91(3)「表9-3データ保守業務」	2024/8/21 SBT 渡邊	2024/8/21 SBT 西尾	2024/8/21 SBT 宇土
3.02	R6年度ライセ ンス管理対象 更新	第83(9)「表8-33ライセンス管理対象」	2024/9/30 SBT 渡邊	2024/9/30 SBT 西尾	2024/9/30 SBT 宇土
3.02	基本、インフラ 設計書更新に 伴う記載修正	第33(1)「表3-1稼働環境一覧」 第35(2)目標復旧時間	2024/10/8 SBT 渡邊	2024/10/8 SBT 西尾	2024/10/8 SBT 宇土
3.02	文言修正	第82(8)「表8-13証明書更新対象」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	開発運用保守 等業務調達仕 様書の更新に 伴う記載修正	第15「表1-2参考資料一覧」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	ドキュメント参 照先明示	第43(2)「表4-6環境毎の運用保守業 務の種類」 第62(3)バックアップ・リストア対象 第82(2)「表8-5データ維持管理対象」 第82(8)証明書更新	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	長期保管ログ 削除	第61(1)ログ管理方針 第81(2)ア「表8-2ログ保管・分析業 務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02	現地確認APIサーバ削除及びGIS基盤統合	第42(3)「表4-4 パッチ適用範囲」 第52「図5-1 監視システムイメージ」 第53「表5-1 監視対象」 第53(1)「表5-2 メトリック監視対象」 第52(3)「表5-3 URL監視対象」 第53(4)「表5-4 ログ監視対象」 第62(3)「表6-1 バックアップ・リストア対象」 第82(7)「表8-10CD 対象一覧」 第82(8)「表8-12 証明書更新対象」 第83(8)「表8-29 キャパシティ管理業務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	基本、インフラ設計書更新に伴う記載修正	第91(3)「表9-3 データ保守業務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	文言修正	第13用語定義 第15「表1-2 参考資料一覧」	2024/11/28 SBT 我如古	2024/11/28 SBT 西尾	2024/11/28 SBT 宇土
3.02	共通申請サービス住所正規化・コード化依頼バッチ及び関連テーブルeMAFF 地図移行	第71(1)「表7-1 システムのサービスレベル」 第82(8)「表8-13 証明書更新対象」 第91(3)「表9-3 データ保守業務」	2024/11/28 SBT 渡邊	2024/11/28 SBT 西尾	2024/11/28 SBT 宇土
3.02	フレームワークの記載を削除	第42(3)「表4-4 パッチ適用範囲」	2024/12/13 SBT 新海	2024/12/13 SBT 西尾	2024/12/13 SBT 宇土
3.02		第82(2) データ維持管理	2024/12/13 SBT 大原	2024/12/13 SBT 西尾	2024/12/13 SBT 宇土
3.02	11~17 の資料を附属書②-1~7のシステム化業務化フローに修正	第15表1-1 参考資料一覧	2024/12/16 SBT 我如古	2024/12/16 SBT 藤原	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	「紐づけ実施事業者」を追加	第25「表2-1 システム利用者および関係者」	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02	基本設計書更新に伴う記載修正	第52「図5-1 監視システムイメージ」	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	参照ドキュメント追加	第31(2)システム構成図	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	定期的スペック変更自動化	第83(8)キャパシティ管理「表8-30キャパシティ管理対象」	2025/01/27 SBT 渡邊	2025/01/27 SBT 西尾	2025/01/27 SBT 宇土
3.02	共通申請サービス住所正規化・コード化依頼バッチ及び関連テーブルeMAFF 地図移行	第91(3)「表9-3データ保守業務」	2025/01/29 SBT 渡邊	2025/01/29 SBT 西尾	2025/01/29 SBT 宇土
3.02	文言修正	第83(8)「表8-29キャパシティ管理業務」	2025/02/04 SBT 渡邊	2025/02/04 SBT 西尾	2025/02/04 SBT 宇土

## 目次

<b>第1</b>	<b>はじめに</b>	<b>5</b>
1	本設計書の位置付け	5
2	本設計書の構成	6
3	用語定義	6
4	本設計書の改定	6
5	本設計書の参考資料	7
<b>第2</b>	<b>業務概要</b>	<b>9</b>
1	業務の目的	9
2	業務範囲	9
3	業務一覧	9
4	業務フロー	9
5	本システムの利用者及び関係者	9
<b>第3</b>	<b>システム概要</b>	<b>10</b>
1	システム全体構成	10
(1)	システム構成	10
(2)	システム構成図	10
2	ネットワーク構成	10
3	稼働環境	11
(1)	稼働環境	11
(2)	稼働時間	12
4	システム設計	12
5	可用性・稼働率	13
(1)	目標稼働率	13
(2)	目標復旧時間	13
(3)	目標復旧時点	13
<b>第4</b>	<b>運用保守概要</b>	<b>14</b>
1	運用保守体制	14
(1)	eMAFF 地図 運用保守体制図	14
(2)	運用保守体制の説明	14
(3)	関連する外部システムの運用保守体制	14
2	運用・保守範囲	15
(1)	運用・保守範囲	15
(2)	アクセス権	16

(3) パッチ適用範囲 .....	19
3 運用保守業務の種類 .....	23
(1) システム運用業者の運用保守業務の種類 .....	23
(2) 環境毎の運用保守業務の種類 .....	27
4 運用保守スケジュール .....	30
5 運用引継ぎ .....	30
(1) 運用保守の引継ぎ時の対応 .....	30
6 コミュニケーションルール .....	30
7 運用保守作業の自動化 .....	31
(1) CI/CD 基盤 .....	31
<b>第5 監視設計 .....</b>	<b>32</b>
1 監視実装方針 .....	32
2 監視システム .....	32
3 監視対象 .....	32
(1) メトリック監視 .....	34
(2) セキュリティ監視 .....	35
(3) URL 監視 .....	36
(4) ログ監視 .....	36
(5) サーバ監視 .....	37
(6) Service Health 監視 .....	37
<b>第6 システムデータ管理 .....</b>	<b>39</b>
1 ログ管理 .....	39
(1) ログ管理方針 .....	39
(2) ログ管理方法 .....	39
2 バックアップ管理 .....	39
(1) バックアップ・リストア方針 .....	39
(2) バックアップ・リストア方法 .....	40
(3) バックアップ・リストア対象 .....	40
<b>第7 サービスレベル .....</b>	<b>42</b>
1 サービスレベルの定義 .....	42
(1) システムのサービスレベル .....	43
(2) 性能のサービスレベル .....	43
(3) 運用保守サービスレベル .....	44
<b>第8 運用業務 .....</b>	<b>47</b>
1 監視作業 .....	47
(1) 監視作業共通 .....	47

(2)	ログ管理	47
2	情報システム維持管理	48
(1)	バックアップ管理	48
(2)	データ維持管理	48
(3)	計画停止	49
(4)	セキュリティパッチ	49
(5)	ハードウェア保守	50
(6)	クラウドサービスのリリースに伴う対応	50
(7)	アプリケーション管理	51
(8)	証明書更新	52
(9)	監査対応	54
3	運用管理業務	55
(1)	インシデント管理	55
(2)	問題管理	56
(3)	システム構成管理	57
(4)	変更管理	58
(5)	リリース管理	58
(6)	アカウント管理	59
(7)	APIキーの管理	61
(8)	キャパシティ管理	61
(9)	ライセンス管理	65
(10)	アクセス管理	66
(11)	ライフサイクル管理	67
4	ユーザサポート業務	69
(1)	コールセンター	69
(2)	ヘルプデスク	69
(3)	メンテナンス通知対応	70
(4)	定型的変更への対応	70
5	データ収集及び報告	71
(1)	定期報告	71
(2)	月次報告	71
(3)	年次報告	71
<b>第9</b>	<b>保守業務</b>	<b>72</b>
1	アプリケーション保守	72
(1)	アプリケーション保守	72
(2)	ソフトウェア製品保守	73
(3)	データ保守	73
(4)	職員実装の支援	75

2	データ収集及び報告 .....	76
(1)	定期報告 .....	76
<b>第10 障害対応業務</b>	<b>.....</b>	<b>77</b>
1	障害復旧対応 .....	77
(1)	障害時対応体制.....	77
(2)	障害時対応内容.....	77
2	セキュリティ対応.....	80
3	重大インシデント(大規模災害等) 対応業務 .....	81

第1章 はじめに

運用設計書(以下、「本設計書」という。)は、農林水産省様(以下、「貴省」という。)のeMAFF地図(以下本システム)の運用保守業務に係る業務範囲、業務内容、役割分担、責任範囲を示すものである。

## 1 本設計書の位置付け

本設計書の位置付け及び関連する文書との関係は、「図 1-1 本設計書の位置付け及び関連する文書との関係」とおりである。本設計書には赤枠の囲みが該当し、運用保守設計に関わる事項について記載する。

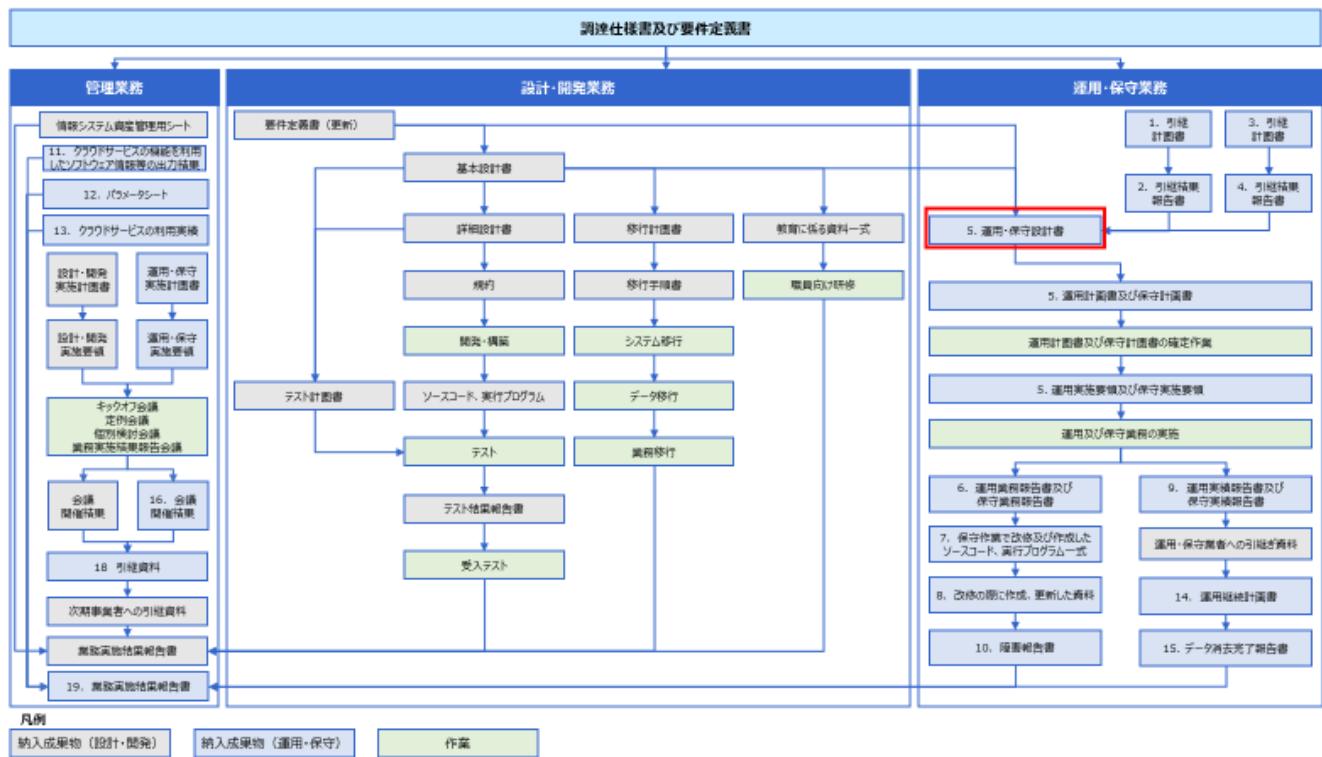


図 1-1 本設計書の位置付け及び関連する文書との関係

## 2 本設計書の構成

本設計書は、以下「表 1-1 本設計書の構成」の内容で構成する。

**表 1-1 本設計書の構成**

項目番	構成名	概要
1	はじめに	本設計書の位置付け、構成、参考資料について記載する。
2	業務概要	本システムを用いた農地情報管理に関する業務について記載する。
3	システム概要	本システムのシステム概要について記載する。
4	運用保守概要	本システムの運用保守業務の体制、範囲、種類、スケジュール、コミュニケーション管理、運用引継ぎ及び自動化について記載する。
5	監視設計	本システムの監視対象、監視方法を定義する。
6	システムデータ管理	本システムのログ管理及びバックアップ・リストア管理を定義する。
7	サービスレベル	本システムのサービスレベルを定義する。
8	運用業務	本システムの運用業務について記載する。
9	保守業務	本システムのアプリケーション保守業務について記載する。
10	障害対応業務	本システムの障害発生時の対応を定義する。

## 3 用語定義

本設計書で使用する用語については、「eMAFF 地図-01-0001-04\_別紙 1 用語集」、「eMAFF 地図-01-1001-02\_別紙 1 用語集」のとおりとする。

## 4 本設計書の改定

本設計書の改定は、以下の契機に準じて実施するものとする。

- 貴省、システム運用業者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合。
- 貴省、システム運用業者双方が必要と認めた場合。

## 5 本設計書の参考資料

本設計書の参考資料は、以下「表 1-2 参考資料一覧」とおりとする。

**表 1-2 参考資料一覧**

項目番	参考資料名称
1.	農林水産省地理情報共通管理システム令和5・6年度運用保守等業務 調達仕様書
2.	農林水産省地理情報共通管理システム開発等業務 調達仕様書
3.	農林水産省地理情報共通管理システム紐づけ実施業務 調達仕様書
4.	農林水産省地理情報共通管理システム令和6年度開発等業務_要件定義書
5.	eMAFF 地図-01-0000-04_設計・開発実施計画書
6.	eMAFF 地図-01-0001-04_別紙1 用語集
7.	eMAFF 地図-01-1000-02_運用・保守実施計画書
8.	eMAFF 地図-01-1001-02_別紙1 用語集
9.	eMAFF 地図-02-0000-04_設計・開発実施要領
10.	eMAFF 地図-02-1000-02_運用・保守実施要領
11.	eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書
12.	附属書②-1_システム化業務フロー_v1.01
13.	附属書②-2_システム化業務フロー（農業共済）_v1.02
14.	附属書②-3_システム化業務フロー（中山間）_v1.00
15.	附属書②-4_システム化業務フロー（環境保全）_v1.00
16.	附属書②-5_システム化業務フロー（多面的）_v1.00
17.	附属書②-6_システム化業務フロー（経営所得安定対策制度（水田台帳））_v1.00
18.	附属書②-7_システム化業務フロー（紐づけデータ活用に係る業務フロー_農地台帳編）_v1.00
19.	eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計
20.	eMAFF 地図-04-0025-01_農地情報紐づけ_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計
21.	eMAFF 地図-04-0004-01_基本設計書_別紙_地図管理 Web 方式設計
22.	eMAFF 地図-04-0005-01_基本設計書_別紙_GIS 基盤方式設計
23.	eMAFF 地図-04-0006-01_基本設計書_別紙_現地確認アプリ方式設計
24.	eMAFF 地図-04-0022-01_基本設計書_別紙_eMAFF 農地ナビ方式設計
25.	eMAFF 地図-05-0000-01_詳細設計書
26.	eMAFF 地図-05-0079-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S01 地図管理 Web）
27.	eMAFF 地図-05-0121-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S00 GIS 基盤）
28.	eMAFF 地図-05-0122-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S03 eMAFF 農地ナビ）
29.	eMAFF 地図-05-0191-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（共通）
30.	eMAFF 地図-05-0193-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（変換ツール）
31.	eMAFF 地図-05-0194-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（地番位置参照データ）
32.	eMAFF 地図-05-0213-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S02 現地確認アプリ_アプリ内 DB）
33.	eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計
34.	eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計
35.	eMAFF 地図-05-0197-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_インフラ設計

項目番号	参考資料名称
36.	eMAFF 地図-05-0196-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計

## 第2 業務概要

### 1 業務の目的

本業務の目的については、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第2業務設計 1 業務の目的」のとおりとする。

### 2 業務範囲

本システムの業務範囲については、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第2業務設計 2 業務の範囲」のとおりとする。

### 3 業務一覧

本システムの業務一覧については、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第2業務設計 3 業務一覧」のとおりとする。

### 4 業務フロー

本システムの業務フローについては、「eMAFF 地図-04-0001-01\_基本設計書 第2業務設計 4 業務フロー」のとおりとする。

### 5 本システムの利用者及び関係者

本システムの利用者及び関係者については、「表 2-1 システム利用者及び関係者」のとおりとする。

表 2-1 システム利用者及び関係者

ユーザ分類				役割	
行政機関等職員 (農業委員会等)	農林水産省	本省		農地情報の管理や現地確認を行う。	
		地方分部局			
	自治体	都道府県			
		市町村			
申請者				農地に係る各種申請を実施する際に地図情報の閲覧を行う。	
その他審査機関等	都道府県再生協議会			農地情報の管理や現地確認を行う。	
	地域農業再生協議会				
	共済組合等				
農業者、就農希望者等				公開用地図を閲覧、もしくはオープンデータのダウンロードを行う。	
システム運用業者				「第4 1 運用保守体制」のとおりとする。	
紐づけ実施事業者				農地情報（筆ポリゴン・各種台帳等）の紐づけを行う	

### 第3 システム概要

#### 1 システム全体構成

##### (1) システム構成

本システムを構成するサブシステムは、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第3機能設計 1システム全体構成」(2)システム構成「表3-1 本システムのサブシステム一覧」のとおりとする。

##### (2) システム構成図

運用保守対象となるシステムの構成図は、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第3機能設計 1システム全体構成」(2)システム構成「図3-1 システム全体図」「第4 情報システム稼働環境設計 1 農林水産省地理情報共通管理システムの稼働環境 (1) 稼働環境概要 イ システム構成方針「図4-2 システム構成図」」のとおりとする。

#### 2 ネットワーク構成

本システムを構成するネットワーク構成は「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第4 情報システム稼働環境設計 2 ネットワーク設計 (1) 全体ネットワーク構成概要」のとおりとする。

### 3 稼働環境

#### (1) 稼働環境

本システムの稼働環境は、「表 3-1 稼働環境一覧」とおりとする。

稼働環境の詳細は、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第4システム稼働環境設計 1 農林水産省地理情報共通管理システムの稼働環境 環境種別「表 4 1 環境種別一覧」」
- 「eMAFF 地図-05-0123-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ詳細設計 1.システム概要 1 サーバ構成 環境構成」

**表 3-1 稼働環境一覧**

項目番	環境	特徴・用途
1	本番環境	本システムのサービス提供環境。 現用系の一系統とし、東日本リージョンを現用系とするバックアップデータのみ西日本リージョンでも保管する。
2	ステージング環境	本番環境に展開する前に動作確認テストなどを行う環境。 現用系の一系統とし、東日本リージョンを現用系とするバックアップデータのみ西日本リージョンでも保管する。 構成においては、LGWAN 接続の有無を除いて本番環境と差異は無く同一構成とする。 性能においては、Azure 利用料削減のため、動作確認テストなどを行える範囲内にてスケールダウンする。
3	開発環境	プログラム開発を行う環境。必要に応じてテスト環境として用いる。本環境はプログラム開発を行う環境であり、開発担当者によるリソース操作が頻繁に行われることから非公開環境とする。 性能においては、Azure 利用料削減のため、システム開発などを行える範囲内にてスケールダウンする。
4	研修環境	行政機関等職員やその他審査機関担当者がシステムの使用方法を習得するための環境。 構成においては、本番環境と差異は無く同一構成とする。 性能においては、Azure 利用料削減のため、担当者によるシステムの研修が行える範囲内にてスケールダウンする。

※紐づけ管理 Web、eMAFF 農地ナビでは、研修環境の提供は行わない。

(2) 稼働時間

本システムの稼働時間は「eMAFF 地図-04-0019-01\_基本設計書\_別紙\_非機能設計 3.可用性設計」のとおり、24 時間 365 日(メンテナンス時間を除く) とする。

4 システム設計

運用保守対象となるシステム設計は、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 情報システム稼働環境設計システム設計 サブシステム一覧」とおりとする。

## 5 可用性・稼働率

### (1) 目標稼働率

本システムの目標稼働率はバッチ処理やシステムメンテナンス等を考慮し 97%以上とする。

なお、稼働率については、「eMAFF 地図-04-0019-01\_基本設計書\_別紙\_非機能設計 3.可用性設計【稼働率】」のとおりとする。

目標稼働率の算出方法は、「システムの実稼働時間 ÷ (システムの想定稼働時間 - 計画停止時間)」とする。

### (2) 目標復旧時間

本システムにおける目標復旧時間は、障害検知からシステムが復旧回復するまでの時間とし、24 時間以内の業務復旧を目標とする。

なお、Azure 基盤の復旧については、Microsoft での対応となるので、この目標復旧時間には含まない。

目標復旧時間の詳細は、「eMAFF 地図-04-0019-01\_基本設計書\_別紙\_非機能設計 8.継続性設計」のとおりとする。

### (3) 目標復旧時点

本システムにおける目標復旧時点は「eMAFF 地図-04-0019-01\_基本設計書\_別紙\_非機能設計 8.継続性設計」のとおりとする。

## 第4 運用保守概要

### 1 運用保守体制

#### (1) eMAFF 地図 運用保守体制図

本システムの運用・保守体制については、「eMAFF 地図-01-1000-02\_運用・保守実施計画書 3.3 運用保守業務」の作業実施体制とのおりとする。

#### (2) 運用保守体制の説明

運用保守体制のそれぞれの役割は、「eMAFF 地図-01-1000-02\_運用・保守実施計画書 3.4 運用保守業務の役割」とおりとする。

#### (3) 関連する外部システムの運用保守体制

本システムに関連する、外部システムの運用保守体制の役割は、「表 4-1 外部システム運用保守体制」とおりとする。

**表 4-1 外部システム運用保守体制**

項目番	システム	組織	役割及び団体名	役割
1.	共通申請サービス	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループ デジタル政策推進チーム)	システム管理者	共通申請サービスのサービス提供に関する事項を管理する。 ・農業に係る申請時に農地情報表示、農地情報の同期を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。 (※ 1)
2.		システム運用業者	システム運用担当	共通申請サービスの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
3.	MAFF アプリ	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループ デジタル政策推進チーム)	システム管理者	MAFF アプリのサービス提供に関する事項を管理する。 ・ジオタグ写真(農業情報作付証明写真)撮影、連携を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。 (※ 1)
4.		システム運用業者	システム運用担当	MAFF アプリの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
5.	農業委員会サポートシステム	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	農業委員会サポートシステムのサービス提供に関する事項を管理する。 ・本システムの農委テーブル群参照、更新を行う。 ・本システムの移行時に連携を行う。 (※ 1)
6.		システム運用業者	システム運用担当	農業委員会サポートシステムの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
7.	ワンデスクシステム	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	ワンデスクシステムのサービス提供に関する事項を管理する。

項目番号	システム	組織	役割及び団体名	役割
8.				<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの農委テーブル群参照を行う。</li> <li>・本システム移行時に連携を行う。（※1）</li> </ul>
		システム運用業者	システム運用担当	<p>ワンデスクシステムの運用を行う。</p> <p>システム管理者からの指示で、運用を行う。</p>
9.	全国データベース	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	<p>全国データベースのサービス提供に関する事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの農委テーブル群参照を行う。</li> <li>・本システム移行時に連携を行う。（※1）</li> </ul>
		システム運用業者	システム運用担当	<p>全国データベースの運用を行う。</p> <p>システム管理者からの指示で、運用を行う。</p>
10.	筆ポリゴン管理システム	システム管理組織(貴省大臣官房統計部)	システム管理者	<p>筆ポリゴン管理システムのサービス提供に関する事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積調査の対地標本実測調査(筆ポリゴン)の管理・公開を行う。</li> <li>・本システムと筆ポリゴンデータ連携を行う。</li> <li>・本システム移行時に連携を行う。（※1）</li> </ul>
11.		システム運用業者	システム運用担当	<p>筆ポリゴン管理システムの運用を行う。</p> <p>システム管理者からの指示で、運用を行う。</p>
12.	農業共済事務処理システム	システム管理組織(貴省経営局保険課)	システム管理者	<p>農業共済事務処理システムのサービス提供に関する事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの農地情報参照を行う。</li> <li>・本システム移行時に連携を行う。（※1）</li> </ul>
13.		システム運用業者	システム運用担当	<p>農業共済事務処理システムの運用を行う。</p> <p>システム管理者からの指示で、運用を行う。</p>
14.	eMAFF IdP	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループデジタル政策推進チーム)	システム管理者	<p>eMAFF IdP のサービス提供に関する事項を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eMAFF IdP アカウント発行、管理、個別権限設定を行う。</li> <li>・本システムへの認証時に eMAFF IdP 利用によるSSOを行う。</li> <li>・本システム移行時に連携を行う。（※1）</li> </ul>
15.		システム運用業者	システム運用担当	<p>eMAFF IdP の運用を行う。</p> <p>システム管理者からの指示で、運用を行う。</p>

※1 「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書第92（2）表 9-2 関連システム一覧 連携機能」とおりとする。」

## 2 運用・保守範囲

### (1) 運用・保守範囲

本システムにおける運用・保守範囲は、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 機能設計 システム全体構成 システム構成 システム全体図」の青塗りの範囲(農林水産省地理情報共通管理システム)」のとおりとする。

## (2) アクセス権

### ア 本システムのアクセス権

本システム利用者からのアクセスについては eMAFF IdP で認証を行い、ユーザ管理を eMAFF IdP に集約を行う。

eMAFF 地図の認証・認可の方針については、「eMAFF 地図-04-0002-01\_基本設計書\_別紙\_認可・権限方式設計」のとおりとする。

### イ Azure のアクセス権

本システムを構成する Azure 環境へのアクセスについては Microsoft Entra ID ロール及び Azure RBAC 機能を用いて管理を行う。Azure 環境へのアクセス権は、以下「表 4-2 Azure アクセス権」のとおりとする。

本システムの管理を行う権限種別や利用想定の Microsoft Entra ID ロールについては、「eMAFF 地図-05-0123-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ詳細設計 2.Microsoft Entra ID 3 オブジェクト設計」のとおりとする。

**表 4-2 Azure アクセス権**

項番	ユーザ	ユーザ種別/ Microsoft Entra ID グループ	割り当て Azure 環境				用途
			本番 環境	ステージ ング環境	開発 環境	研修 環境	
1	システム管 理組(農 林水産省)	全体管理者 (農林水産省)	所有者	所有者	所有者	所有者	・Azure 契約時に作成されるビルトインアカウント。 ・Microsoft Entra ID アカウントの発行を行う。
2		農林水産省 担当者	閲覧者	閲覧者	—	閲覧者	・eMAFF テナント上で発行するアカウント。 ・Azure 環境の帳票(ログ)閲覧を行う。
3	システム運 用業者 (eMAFF 地図)	システム管 理者	所有者	所有者	所有者	所有者	・Azure 契約時に作成される運用事業者用ビルトインアカウント。 ・サブスクリプションの作成、アカウント発行、ユーザのゲスト招待を行う。
4		運用保守担 当者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される運用保守用アカウント。 ・Azure 環境全般の運用保守に関する作業を実行する。
5	監視担当者	閲覧者	閲覧者	閲覧者	閲覧者	閲覧者	・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される監視用アカウント。 ・Azure 環境全般の監視作業を実行する。
6		アプリケーショ ン開発保守 管理者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発保守用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ・担当者よりも広範囲の作業を実施可能とする。

項目番号	ユーザ	ユーザ種別/ Microsoft Entra ID グループ	割り当て Azure 環境				用途
			本番 環境	ステージ ング環境	開発 環境	研修 環境	
	システム設計開発業者 ※1	アプリケーション開発保守管理者 (SQL Server 管理者)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発保守用アカウント。</li> <li>・SQL Server に対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> </ul>
7		アプリケーション開発保守管理者	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。</li> <li>・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> <li>・担当者よりも広範囲の作業を実施可能とする。</li> </ul>
8		アプリケーション開発保守担当者	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。</li> <li>・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> </ul>
		アプリケーション開発保守担当者(SQL Server ステージング管理者)	—	共同作成者	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。</li> <li>・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> <li>・SQL Server ステージング環境に 対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> </ul>
		アプリケーション開発保守担当者(SQL Server 開発管理者)	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。</li> <li>・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> <li>・SQL Server 開発環境に 対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。</li> </ul>

※1 システム運用事業者以外で、設計開発のため Azure へのアクセスが必要なユーザ

#### ウ 農委テーブル群 DB のアクセス権

本システム内に構成されている農委テーブル群 DB(SQL Server (IaaS) )へのアクセスについては、SQL Server(IaaS) と同環境に構成される、Active Directory Domain Services/DNS(IaaS) の制御にて、アクセスを行う。アクセス権については、以下「表 4-3 農委テーブル群 DB アクセス権」のとおりとする。

Active Directory Domain Services/DNS(IaaS) の構成については、「eMAFF 地図-05-0123-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ詳細設計 37.SQLServer (IaaS) 37-2 全体構成」のとおりとする。

**表 4-3 農委テーブル群 DB アクセス権**

項目番号	ユーザ	ユーザ種別	Active Directory Domain Services ユーザ				用途
			本番環境	ステージング環境	開発環境	研修環境	
1	システム運用業者(eMAFF 地図)	運用保守担当者用アカウント	ユーザ	ユーザ	ユーザ	ユーザ	・SQL Server(IaaS) のデータベースに接続するためのアカウント。 ・サーバおよび DB の障害対応を行う。
2	農業委員会サポートシステム運用保守担当者	運用保守担当者用アカウント	ユーザ	ユーザ	ユーザ	ユーザ	・SQL Server(IaaS) のデータベースに接続するためのアカウント。 ・データメンテナンスの作業を実施する。

## (3) パッチ適用範囲

本システムで利用するリソースにおけるパッチの適用範囲は、以下「表 4-4 パッチ適用範囲」とおりとする。

システム運用業者が行うパッチ適用については、「説明箇所」に記載の項に業務範囲、業務内容を記載する。

クラウド事業者が行うパッチ適用については、クラウドサービスの仕様として、クラウドサービス事業者が保守を行うため、個別の計画は不要となる。

各リソースの用途については「eMAFF 地図-05-0124-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ設計第 2 1 システム設計、第 2 2 サブシステム個別設計」、「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書（CI／CD 基盤）1.システム概要 1-1 サーバ構成 リソース構成一覧」の各リソース一覧のとおりとする。

表 4-4 パッチ適用範囲

○:パッチ適用担当、ー:対象外

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
共通	共通	ネットワーク	Virtual Network	ー	○	
			ExpressRoute (Circuit, Gateway)	ー	○	
			VPN Gateway	ー	○	
			Azure Firewall	ー	○	
			Traffic Manager	ー	○	
			Network Security Group	ー	○	
			Azure Private DNS	ー	○	
		コンピューティング	Virtual Machine	○	ー	セキュリティパッチ
			Log Analytics	ー	○	
		ログ	Application Insights	ー	○	
			Azure Storage	ー	○	
		ID 管理	Microsoft Entra ID	ー	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	ー	○	
		バックアップ	Azure Backup	ー	○	
地図管理 Web	地図管理 Web	ネットワーク	Private Endpoint	ー	○	
		コンピューティング	Azure App Service	ー	○	
			Azure Functions	ー	○	
		データベース	Azure SQL Database	ー	○	
			Azure Cache for Redis	ー	○	
		ストレージ	Azure Storage	ー	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	ー	○	
			Imperva App Protect	ー	○	
地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース	ネットワーク	マネージド仮想ネットワーク	ー	○	
			Private Endpoint	ー	○	
			Private Link Service	ー	○	
			Azure Data Factory	ー	○	

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
		コンピューティング	Azure Functions	—	○	
			Azure App Service	—	○	
			Virtual Machines	○	—	セキュリティパッチ
			Active Directory Domain Services/DNS サーバ	○	—	セキュリティパッチ
			Azure SQL Database	—	○	
		データベース	SQL Server	⊖	—	ソフトウェア製品保守 セキュリティパッチ
			Azure Storage	—	○	
		ストレージ	.NET Framework	⊖	—	ライフサイクル管理
		フレームワーク				
eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○	
		コンピューティング	Azure App Service	—	○	
		データベース	Azure SQL Database	—	○	
			Azure Cache for Redis	—	○	
		フレームワーク	.NET Framework	⊖	—	ライフサイクル管理
		オープンデータ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○
			コンピューティング	—	○	
			Azure Functions	—	○	
			セキュリティ	Imperva App Protect	—	○
			Microsoft Defender	—	○	
		ストレージ	Azure Storage	—	○	
現地確認アプリ	現地確認アプリ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○	
		コンピューティング	Web App for Container (Clam AV)	○	—	ソフトウェア製品保守
		ストレージ	Azure Storage	—	○	
		データベース	Azure SQL Database	—	○	
			Azure Cache for Redis	—	○	
		ストレージ	Azure Container Registry	—	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	—	○	
			Imperva App Protect	—	○	
紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web	ネットワーク	Private Endpoint	—	○	
			マネージド仮想ネットワーク	—	○	
		コンピューティング	Azure App Service	—	○	
			Azure Functions	—	○	
			Azure Data Factory	—	○	
		データベース	Azure SQL Database	—	○	
			Azure Cache for Redis	—	○	
		ストレージ	Azure Storage	—	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	—	○	
			Imperva App Protect	—	○	

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
GIS 基盤	GIS 基盤	ネットワーク	Private Endpoint	—	○	
		コンピューティング	Azure App Service	—	○	
			Azure Functions	—	○	
		データベース	Azure SQL Database	—	○	
			Azure Cache for Redis	—	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	—	○	
			Imperva App Protect	—	○	
		フレームワーク	.NET Framework	⊖	—	ライフサイクル管理
	Mapbox Atlas	ネットワーク	Route Table	—	○	
			Load Balancer	—	○	
			Azure Application Gateway	—	○	
			Private Endpoint	—	○	
		コンピューティング	Azure Kubernetes Service	○	—	ソフトウェア製品保守
			Mapbox Atlas	○	—	ソフトウェア製品保守
			Nginx Ingress Controller	○	—	ソフトウェア製品保守
			Falco	○	—	ソフトウェア製品保守
			Velero	○	—	ソフトウェア製品保守
		ストレージ	Virtual Machine Scale Sets	—	○	
			Managed Disk	—	○	
			Azure Container Registry	—	○	
			Azure Storage	—	○	
		セキュリティ	Microsoft Defender	—	○	
その他	踏み台サーバ	コンピューティング	Virtual Machines	○	—	セキュリティパッチ
		ストレージ	Managed Disk	—	○	
	CI/CD 基盤	ネットワーク	Virtual Network	—	○	
			VPN Gateway	—	○	
			Private Endpoint	—	○	
			Private DNS Zone	—	○	
			Network Security Group	—	○	
			Load Balancer	—	○	
			Traffic Manager	—	○	
			Network Interface	—	○	
	コンピューティング	Virtual Machines	○	—	セキュリティパッチ	
		GitHub Enterprise Server	○	—	—	ソフトウェア製品保守

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
			GitHub Enterprise Backup Server	○	—	ソフトウェア製品保守
			GitHub Enterprise Self-hosted Runner	○	—	ソフトウェア製品保守
		ログ	Log Analytics	—	○	
		ストレージ	Managed Disk	—	○	
			Azure Storage	—	○	
		ID 管理	Microsoft Entra ID	—	○	
		セキュリティ	Microsoft Defender for Storage	—	○	
		バックアップ	Recovery Service Vault	—	○	
			Backup Vault	—	○	
農委テーブル群	データベース	SQL Server	○	—	○	ソフトウェア製品保 セキュリティパッチ

### 3 運用保守業務の種類

#### (1) システム運用業者の運用保守業務の種類

システム運用業者が実施する運用保守業務の種類を、「表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類」とおりとする。各運用保守業務の詳細については、「第 8 運用業務」以降の各章にて定義を行う。

**表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類**

項目番	運用・保守業務の種類	概要
1	監視作業	死活監視 本システムを構成する機器類、アプリケーションの障害発生状況等を把握するために、機器の通信状況やサーバの使用可能又は使用不可能な状態の監視を行う。
2		性能監視 本システムの性能要件が維持されていることを確認するためにサーバの性能情報を取得し予め決められた閾値の監視を行う。また、業務特性やピーク時特性を踏まえて情報システムの性能等の分析・管理を行う。
3		稼働状況監視 本システムの稼働状況や利用状況を把握するために、サーバの稼働状況、資源の使用状況、パフォーマンス状況の監視を行う。
4		セキュリティ監視 本システムの情報セキュリティに関する事象の発生状況を把握するために、OS、ミドルウェア及び業務アプリケーションに対する不正アクセスを検知し、システムの安全性が維持されているか監視を行う。
5		ジョブ管理 本システムのジョブの実行結果を確認する。
6		ログ管理 本システムを構成する機器類、アプリケーションの異常検知等を把握するために、システムログやアプリケーションログの監視を行う。ログの解析結果を確認するために、クラウド及びソフトウェアから出力されたログの管理を行う。システムの利用履歴を特定するためのオペレーションログ、データベースログ、セキュリティインシデント等が発生した際に原因追跡を行うためのシステムログを対象とする。
7		ネットワーク監視 ネットワーク機器の稼働状況の監視を行う。
8		防犯監視 本システムはクラウド環境に構築されているため防犯監視については、クラウドサービス提供業者にて行う。 クラウドサービス提供業者にてデータセンターに対して物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視するために、監視カメラ/センサー/有人巡回により不審者の侵入を監視する。また、自動火災検知及び抑制装置により火災の早期発見と火災発生時に適切な消火を行う。

項目番号	運用・保守業務の種類		概要
9		データ監視	本システムで用いられるマスターデータや業務において生成される業務データに対して、不正アクセスや不正改ざんを監視するために、データ監視を行う。
10	情報システム維持管理	バックアップ管理	データバックアップについては、障害発生時に障害発生直前のシステム状態に速やかに復旧可能となるように、自動バックアップを取得する。また、必要に応じ手動でのバックアップ取得を行う。
11		データ維持管理	本システムで用いられるマスターデータや業務において生成される業務データから異常・不整合等が発生したデータを検出し修正または削除を実施する。また、データ損失を防止するため、適切なバックアップ取得の対応を行う。
12		計画停止	本システムはクラウド環境に構築されているため、原則、システム停止を伴う作業は発生しないが、万一発生する場合には事前に承認を受けた上で実施する。
13		セキュリティパッチ運用	本システムを構成するサーバのセキュリティパッチの適用やアップデートを行う。
14		ハードウェア保守	本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境については、クラウドサービス業者にて保守対応を行う。
15		クラウドサービスのリリースに伴う対応	本システムで利用するクラウドサービスにて更新が行われる場合、リリースに伴う影響を調査し、対応計画の立案をおこない、貴省の合意のもと対応を進める。
16		アプリケーション管理	リリースされるアプリケーションの改竄、破壊、誤消去の防止、開発中または修正中のアプリケーションファイルと本番ファイルの分離、バージョン管理に加え、ソースコードに対するアクセス制御を行う。
17		証明書更新	本システムで利用するSSL/TLSサーバ証明書について、有効期限が切れないように、更新作業を行う。
18		監査対応	第三者が行う情報セキュリティの監査を受入れ、情報セキュリティに係る外部機関による監査もしくは審査の内容及び結果を提示する。
19	運用管理業務	インシデント管理	本システムにおいて発生した問合せや障害等についてインシデント起票、管理を行い、インシデントの解決を行う。
20		問題管理	運用において解決すべき問題について、発生時の対応手順、管理手法等について記載する。
21		システム構成管理	本システムで利用する全ての情報資産を一元管理し、システム構成を更新・変更する場合は変更要求・管理を行い、システム構成の管理を行う。
22		変更管理	本システムにおいて、情報システムへの変更が発生した場合には、変更要求を行う。変更要求の承認後、変更を行い、

項目番号	運用・保守業務の種類		概要
			その後、変更した内容に関して情報システム管理の更新を行う。
23	リリース管理		本システムにおける変更管理対象のうち、システムに変更が発生する場合の作業について(本番環境への移行) リリース管理方針に則り、管理を行う。
24	アカウント管理		アカウントの種類と、ライセンスの割当先を(組織名、部局及び課室) 管理する。アカウントの追加、変更、削除及び無効に関する作業及び管理を行う。
25	キャパシティ管理		本システムのキャパシティ情報を管理する。
26	ライセンス管理		本システムで稼働するクラウドサービスのライセンス管理を行う。
27	アクセス管理		不正アクセスを防止するためにクラウド型 WAF(Web Application Firewall) と PaaS のセキュリティ設定管理を行い、本システムにおける Azure Key Vault のシークレットキー更新管理を行うことでアクセス制御を行う。
28	ライフサイクル管理		本システムを構成する OS、ソフトウェア等については、運用中にサポートが終了しないよう管理を行う。
29	ユーザサポート業務	コールセンター	ユーザからの問合せに対し、解決策を講じる。コールセンターの対応時間は、電話の場合は営業日 9 時 30 分から 17 時 30 分(行政機関の休日を除く。) を受付時間とし、メールの場合は 24 時間 365 日の受付時間とする。
30		ヘルプデスク	コールセンターでは FAQ 相当の問合せのみ対応し、詳細な問合せについて対応する。通常問合せは営業日 9 時 30 分から 17 時 30 分(行政機関の休日を除く。) 、障害問合せについては 24 時間 365 日対応を実施する。
31		定型的変更への対応	蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ(よくある質問とそれに対する回答)を作成し、システム上で閲覧出来るようにする。
32	データ収集及び報告 (運用業務)	定期報告	サービスレベルの達成状況、稼働状況、セキュリティインシデントの検出状況及びセキュリティインシデントへの対応状況等について、月次で定期報告を実施する。
33	アプリケーション保守	アプリケーション保守	アプリケーションで不具合が発生した場合、原因の調査、対応計画の立案を行い、貴省の合意のもと対応を進める。
34		ソフトウェア製品保守	ソフトウェア製品、ミドルウェアの脆弱性やバージョンアップ情報が提供された場合、脆弱性についてはユーザ影響を最小限に抑えるための対応を行う。
35		データの保守	マスターデータや業務データの品質確認、異常・不整合等が発生したデータの検出、異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行う。

項目番号	運用・保守業務の種類		概要
36	職員実装の支援		本システムの現地確認要領を定義する操作について、支援を行う。
37	データ収集及び報告 (保守業務)	定期報告	保守対応状況等について、定期報告を実施する。 運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置を検討する。
38	障害発生時対応	障害復旧対応	障害発生時に影響等の調査を行った上で、障害等による影響を最小限に止め、システム復旧を行うシステム障害等に対する問合せに対する一次対応や復旧作業実施者や関係する事業者と連携を行う。
39		セキュリティ対応	セキュリティアラート発生時、影響等の調査を行った上で、セキュリティ対応、報告を行う。
40		重大インシデント(大規模災害等) 対応	重大インシデント発生時に、システムの停止が原因となり業務の遂行ができなくなることを避けるため、必要な計画を事前に策定する。非常時におけるシステムの継続的な稼働、または停止した場合の早期復旧を実現する。

## (2) 環境毎の運用保守業務の種類

システム運用業者が実施する環境毎の運用保守業務の種類については、「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」のとおりとする。実施する業務を「○」、未実施の業務を「-」で示す。一部作業または対象のみ実施する業務は「△」で示す。また、本項目以降の業務の時間帯や作業量等については環境毎に差異はないため、本番環境と同様の内容とする。

「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」の備考に記載しているシステム構成の環境差異については、「eMAFF 地図-05-0123-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ詳細設計」、「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤)」のとおりとする。

表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類

○：実施 △：一部実施 -：未実施

項目番号	運用保守業務の種類		本番環境	ステージング環境	開発環境	研修環境	備考
1.	監視作業	死活監視	○	△	△	○	ステージング・開発環境については、システム利用者が利用する環境ではないため、システム管理者への連絡、エスカレーションは行わない。 本システムはクラウド環境に構築されているため防犯監視については、クラウドサービス提供業者にて行うため、システム運用業者では監視を行わない。 ログ管理について、Azure Storage 本番環境のログ保管期間は 5 年間、その他の環境は利用料削減のため、ログ保管を行わない。
2.		性能監視	○	△	△	○	
3.		稼働状況監視	○	△	△	○	
4.		セキュリティ監視	○	△	△	○	
5.		ジョブ管理	○	△	△	○	
6.		ログ管理	○	△	△	△	
7.		ネットワーク監視	○	△	△	○	
8.		防犯監視	-	-	-	-	
9.		データ監視	○	△	△	○	
10.	情報システム維持管理	バックアップ管理	○	○	○	○	-
11.		データ維持管理	○	○	○	○	-
12.		計画停止	○	-	-	○	計画停止に関する調整・メンテナンス情報の掲載について、システム利用者が利用する環境ではないステージング環境、開発環境は、対象外とする。 研修環境については、他システムへの影響が無いことからお知らせ掲載不要とし、「運用保守担当→システム管理者→全国農業会議所→研修環境システム利用者」のルートで個別に計画停止について通知を行う。
13.		セキュリティパッチ運用	○	○	○	○	作業対象及び環境に応じた実施タイミングについては、「eMAFF 地図-13-0003-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_運用保守スケジュール」のとおりとする。
14.	ハードウェア保守	-	-	-	-	-	本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境について

項目番号	運用保守業務の種類	本番環境	ステージング環境	開発環境	研修環境	備考
	運用管理業務					は、クラウドサービス業者にて保守対応を行うため、システム運用業者では対応を行わない。
15.	クラウドサービスのリリースに伴う対応	○	○	○	○	—
16.	アプリケーション管理	○	○	○	○	—
17.	証明書更新	○	○	○	○	—
18.	監査対応	○	—	—	—	—
19.	インシデント管理	○	○	○	○	—
20.	問題管理	○	○	○	○	—
21.	システム構成管理	○	○	○	○	本システムを構成する Azure リソースの環境差異については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計」とおりとする。
22.	変更管理	○	○	○	○	—
23.	リリース管理	○	△	—	○	開発環境については、プログラム開発を行う環境であるため、リリース管理は行わない。また、ステージング環境については、本番環境へのリリース前に動作確認環境として利用するため、本番環境と合わせて管理を行う。
24.	アカウント管理	○	○	○	○	担当者アカウント管理及び業務用特権ユーザーアカウントを除く共通アカウント管理は、本番環境・ステージング環境・開発環境・研修環境を対象とする。共通アカウントの業務用特権ユーザーアカウント管理は、本番環境を対象とする。
25.	API キー管理	○	—	—	—	—
26.	キャパシティ管理	○	○	○	○	—
27.	ライセンス管理	○	△	○	○	コスト削減のため、開発環境 Cuenote 廃止に伴いライセンス更新対象外とする。
28.	アクセス管理	○	△	△	○	システム利用者が利用しないため、ステージング環境は R-Cloud、開発環境は R-Cloud、クラウド型 WAF を導入していない。
29.	ライフサイクル管理	○	○	○	○	—
30.	ユーザサポート業務	コールセンター	○	—	—	○
31.		ヘルプデスク	○	—	—	○
32.		定型的変更への対応	○	—	—	○
						ステージング環境、開発環境については、本システムの利用者が利用する環境ではないため、本業務の対象外とする。

項目番号	運用保守業務の種類		本番環境	ステージング環境	開発環境	研修環境	備考
							また、研修環境については、本番環境と同様のFAQを掲載する。
33.	データ収集及び報告(運用業務)	定期報告	○	○	○	○	—
34.	アプリケーション保守	アプリケーション保守	○	○	—	○	開発環境については、本システムの利用者が利用する環境ではないため、不具合報告・連絡の受付、原因調査は行わない。
35.	ソフトウェア製品保守	ソフトウェア製品保守	○	○	○	○	—
36.	データの保守	データの保守	○	○	○	○	—
37.	職員実装の支援	職員実装の支援	○	—	—	○	ステージング・開発環境について、利用者が利用する環境ではないため、該当サービスに関する業務は行わない。
38.	データ収集及び報告(保守業務)	定期報告	○	○	○	○	—
39.	障害発生時対応	障害復旧対応	○	△	△	○	障害の発生した環境および、影響範囲に応じた障害レベルによって対応を行う。障害レベルは障害時対応業務より「表 10-1 障害レベル」とおりとする。
40.	セキュリティ対応	セキュリティ対応	○	○	△	○	—
41.	重大インシデント(大規模災害等) 対応	重大インシデント(大規模災害等) 対応	○	○	○	○	—

#### 4 運用保守スケジュール

本システムにおける定的な作業については、運用保守スケジュールを策定する。

運用保守スケジュールについては、「eMAFF 地図-13-0003-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_運用保守スケジュール」のとおりとする。

#### 5 運用引継ぎ

##### (1) 運用保守の引継ぎ時の対応

本システムの運用保守引継ぎ時には、「eMAFF 地図-24-0000-02\_引継計画書」を元に引継ぎを実施する。

#### 6 コミュニケーションルール

コミュニケーションルールについては、「eMAFF 地図-02-1000-02\_運用・保守実施要領 3.コミュニケーション管理要領 3.1 コミュニケーションの方針」のとおりとする。

## 7 運用保守作業の自動化

### (1) CI/CD 基盤

開発/運用保守作業のコスト削減、作業品質の向上、リードタイムの短縮を目的として、継続的デリバリー（以下、CD）の実施環境を構築する。

CD に関する方針は以下のとおりとする。

- CI/CD 基盤として、「GitHub Enterprise Server」を IaaS として構築する。
- ビルド/デプロイ作業の自動化を行い、開発/運用コストの削減、リードタイムの短縮、作業品質の向上を図る。
- コンポーネント（Azure App Service、Azure Data Factory、Azure Kubernetes Service 等）毎にソフトウェアライフサイクルが異なるため、異なる CD パイプラインを構成する。
- リリースに紐づけたビルド済みの以前のパッケージを保持し、アプリケーション障害発生時の短時間でロールバックを行う。
- CD 対象については、「第 8 2 （7）アプリケーション管理」のとおりとする。
- CI/CD 基盤のインフラ構成、非機能要件、構築パラメータ、パイプラインの詳細については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

## 第 5 監視設計

本システムの監視について定義を行う。

各監視における監視作業については、「第 8 1 監視作業」とおりとする。

アラート発生時の対応内容については、「第 1 0 障害対応業務」とおりとする。

### 1 監視実装方針

本システムにおける、監視の方針について記載する。

- システム運用保守業者にて、各システムの死活、性能、稼働状況、セキュリティ、ジョブ、ログ、ネットワーク、データ監視状況の監視を行う。
- 本システムはクラウド環境に構築されているため防犯監視については、クラウドサービス提供業者にて行うため、システム運用業者では監視を行わない。
- 環境毎の実装方法については「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

### 2 監視システム

監視システムのイメージ図は、「図 5-1 監視システムイメージ」、「図 5-2 CI/CD 基盤監視システムイメージ」とおりとする。構成要素の詳細については「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書第 4 2 (1)」「図 4-4 全体ネットワーク構成」、「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 1.システム概要 1 サーバ構成 サブシステム構成図」とおりとする。

図 5-1 監視システムイメージ

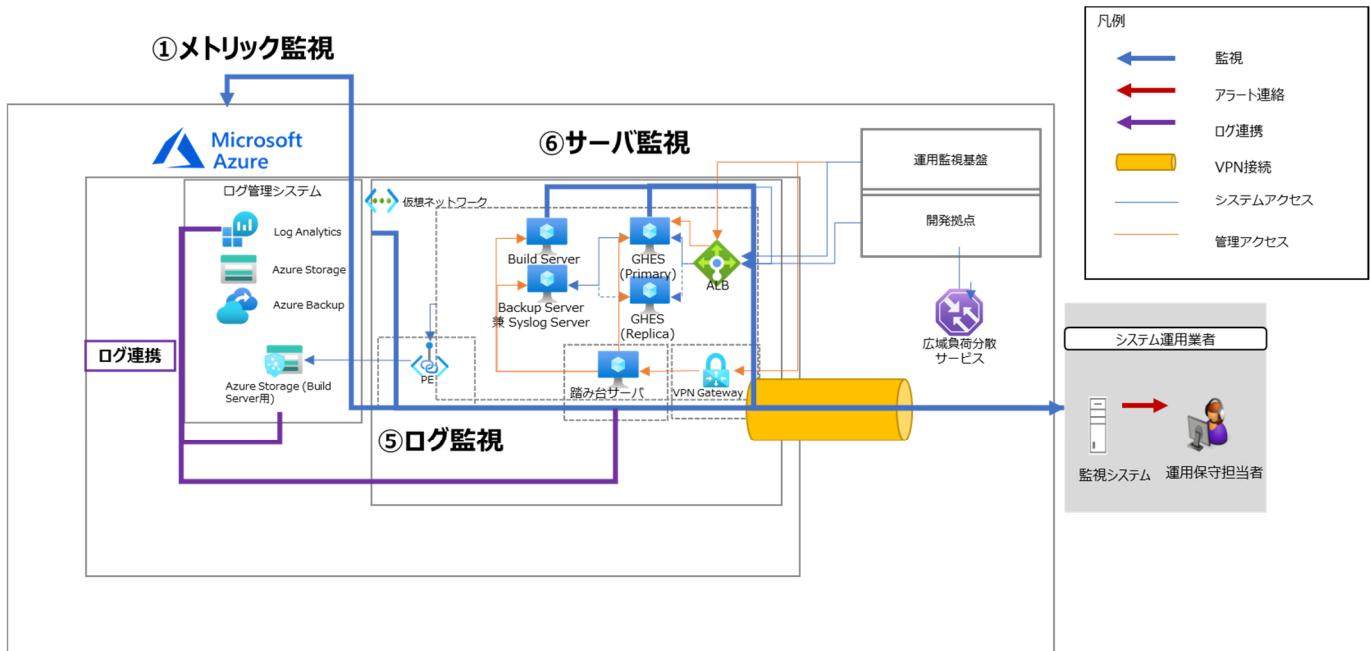


図 5-2 CI/CD 基盤監視システムイメージ

### 3 監視対象

本システムの監視対象は、「表 5-1 監視対象」とおりとする。

表 5-1 監視対象

項目番号	サブシステム/コンポーネント	①メトリック監視	②セキュリティ監視	③URL 監視 (VPN)	④URL 監視 (インターネット)	⑤ログ監視	⑥サーバ監視	⑦Service Health
1	地図管理 Web	○	○	—	○	○	—	○
2	地図情報連携インターフェース	○	○	—	○	○	○	○
3	eMAFF 農地ナビ	○	○	—	○	○	—	○
4	現地確認アプリ	○	○	—	—	○	—	○
5	GIS 基盤	○	○	○	○	○	—	○
6	紐づけ管理 Web	○	○	—	○	○	—	○
7	踏み台サーバ	○	○	○	—	○	○	○
8	CI/CD 基盤	○	○	—	—	○	○	○

## (1) メトリック監視

本システムのメトリック監視は、「表 5-2 メトリック監視対象」のとおりとする。

表 5-2 メトリック監視対象

項目番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web	App Service	死活、ネットワーク、性能
2		Azure Functions	死活
3		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
4		Azure Cache for Redis	稼働状況
5		Azure Storage	稼働状況
6		Web App for Containers	死活、ネットワーク
7		App Service プラン	稼働状況
8	地図情報連携インターフェース	Azure Data Factory	稼働状況
9		Azure Functions	死活
10		App Service	死活、ネットワーク、性能
11		SQL Database	ネットワーク、稼働状況 ※農委テーブル群は、外部システムと地図管理 web、現地確認アプリ、eMAFF 農地ナビ、GIS 基盤間のデータ連携時の中間 DB のためメトリック監視によるネットワーク、稼働状況監視は不可のため、サーバ監視を行う。
12	eMAFF 農地ナビ	SQL Server (IaaS)	ネットワーク、稼働状況 ※農委テーブル群は、外部システムと地図管理 web、現地確認アプリ、eMAFF 農地ナビ、GIS 基盤間のデータ連携時の中間 DB のためメトリック監視によるネットワーク、稼働状況監視は不可のため、サーバ監視を行う。
13		Azure Storage	稼働状況
14		App Service プラン	稼働状況
15	eMAFF 農地ナビ	App Service	死活、ネットワーク、性能
16		Azure Functions	死活 ※ログ監視にて死活監視を行っている為、メトリック監視は不要。

項目番号	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
17		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
18		Azure Cache for Redis	稼働状況
19		Azure Key Vault	稼働状況
20		App Service プラン	稼働状況
21	現地確認アプリ	SQL Database	ネットワーク、稼働状況
22		Azure Cache for Redis	稼働状況
23		Azure Storage	稼働状況
24		Azure Container Registry	稼働状況
25	GIS 基盤 ※対象「App Service」、「App Service プラン」については、GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	App Service	死活、ネットワーク、性能
26		Azure Functions	死活
27		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
28		Azure Cache for Redis	稼働状況
29		App Service プラン	稼働状況
30	Mapbox Atlas	Application Gateway	稼働状況
31		Azure Kubernetes Service	稼働状況
32		Virtual Machine Scale Sets	死活、稼働状況
33		Managed Disk	稼働状況
34		Azure Container Registry	稼働状況
35		Azure Storage	稼働状況
36	紐づけ管理 Web	App Service	死活、ネットワーク、性能
37		Web App for Containers	稼働状況
38		Azure Functions	死活
39		Azure Data Factory	稼働状況
40		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
41		Azure Cache for Redis	稼働状況
42		Azure Storage	稼働状況
43		App Service プラン	稼働状況
44	踏み台サーバ	Azure Firewall	死活、ネットワーク
45		Azure Storage	稼働状況
46	CI/CD 基板	Virtual Machine	ネットワーク、稼働状況
47		Azure Storage	稼働状況

## (2) セキュリティ監視

セキュリティ監視対象については、「表 10-4 セキュリティ対応方針」のとおりとする。

## (3) URL 監視

本システムの URL 監視は、「表 5-3 URL 監視対象」のとおりとする。

表 5-3 URL 監視対象

項目番号	サブシステム/コンポーネント	ネットワーク	対象	監視内容
1	地図管理 Web	外部接続セグメント	地図管理 Web	死活、性能、稼働状況
		LGWAN 接続セグメント	地図管理 Web	死活、性能、稼働状況
2	地図情報連携インターフェース	外部接続セグメント	地図情報連携インターフェース	死活、性能、稼働状況
3	eMAFF 農地ナビ	外部接続セグメント	eMAFF 農地ナビ	死活、性能、稼働状況
4	現地確認アプリ	外部接続セグメント	現地確認アプリ メンテナンス	死活、性能、稼働状況
5	GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	外部接続セグメント	GIS 基盤	死活、性能、稼働状況
		LGWAN 接続セグメント	GIS 基盤	死活、性能、稼働状況
6	Mapbox Atlas	LGWAN 接続セグメント	AKS(Mapbox Atlas)	死活、性能、稼働状況
7	紐づけ管理 Web	外部接続セグメント	紐づけ管理 Web	死活、性能、稼働状況
		LGWAN 接続セグメント	紐づけ管理 Web	死活、性能、稼働状況
8	踏み台サーバ	—	対象なし	—
9	CI/CD 基盤	—	対象なし	—

## (4) ログ監視

本システムのログ監視は、「表 5-4 ログ監視対象」のとおりとする。

表 5-4 ログ監視対象

項目番号	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web、地図情報連携インターフェース、eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリ、GIS 基盤及び紐づけ管理 Web	Azure Functions	ジョブ ※対象ジョブについては「eMAFF 地図-05-0070-01_詳細設計書_別紙_バッチ一覧 (S01 地図管理 Web)」、「eMAFF 地図-05-0167-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_バッチ一覧」のとおりとする。
2	地図情報連携インターフェース、紐づけ管理 Web	Azure Data Factory	ジョブ ※対象ジョブについては「eMAFF 地図-05-0070-01_詳細設計書_別紙_バッチ一覧 (S01 地図管理 Web)」

項目番号	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
			Web)、「eMAFF 地図-05-0167-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_バッチ一覧」のとおりとする。
3	地図管理 Web	Application Insights	ログ
4	eMAFF 農地ナビ	Application Insights	ログ
5	GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	Application Insights	ログ
6	紐づけ管理 Web	Application Insights	ログ
7	現地確認アプリ	Web App for Containers	セキュリティ、ログ
8	Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service	稼働状況、ネットワーク、ログ
9	地図情報連携インターフェース	SQL Server (IaaS)	ログ
10	地図情報連携インターフェース	Active Directory Domain Services/DNS サーバ	ログ
11	GIS 基盤	App Service	ログ
12	踏み台サーバ	Virtual Machine	ログ
13	CI/CD 基盤	Git Hub Enterprise Server	ログ
14	CI/CD 基盤	バックアップ兼ログ収集サーバ	ログ

### (5) サーバ監視

本システムのサーバ監視は、「表 5-5 サーバ監視対象」のとおりとする。

表 5-5 サーバ監視対象

項目番号	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図情報連携インターフェース	Active Directory Domain Services/DNS サーバ	死活、稼働状況
2	地図情報連携インターフェース	SQL Server (IaaS)	死活、稼働状況
3	踏み台サーバ	Virtual Machine	死活、稼働状況
4		Managed Disk	死活、稼働状況
5	農委用踏み台サーバ	Virtual Machine	死活、稼働状況
		Managed Disk	死活、稼働状況
6	CI/CD 基盤	ビルトサーバ	死活、稼働状況
7	CI/CD 基盤	Virtual Machine	死活、稼働状況
8	CI/CD 基盤	バックアップ兼ログ収集サーバ	死活、稼働状況
9	CI/CD 基盤	CD サーバ	死活

### (6) Service Health 監視

本システムの Service Health 監視は、「表 5-6 Service Health 監視対象」のとおりとする。

**表 5-6 Service Health 監視対象**

項目番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web、地図情報連携インターフェース、eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリ、GIS 基盤、Mapbox Atlas、紐づけ管理 Web、踏み台サーバ 及び CI/CD 基盤	全て	死活、稼働状況、セキュリティ

## 第6 システムデータ管理

本システムにおけるシステムデータ管理について記載する。

### 1 ログ管理

ログ管理について定義する。

本システムのログ管理について記載する。

#### (1) ログ管理方針

ログ管理の方針を以下に記載する。

- 障害時の調査やセキュリティインシデント等に迅速に対応するため、アプリケーション、ネットワーク、セキュリティ、システム、システム管理の各ログを Azure Log Analytics を利用し過去 30 日分のログを可視化・分析可能な構成とする。
- 長期ログ保管について、「第 4 3 (2) 環境毎の運用保守業務の種類」備考のとおりとする。利用料削減のため、30 日経過したログは Azure Storage を用いてホットアクセス層に保管し、1 年経過したログはホットアクセス層からアーカイブ層に保管場所の変更を行う。保管場所の変更については踏み台サーバの Power shell を用いる。Power shell の稼働については「第 5 3 (4) ログ監視」にて監視を行う。
- 長期保管後のログについて、コスト削減のため 5 年経過したログ削除を行う。
- ログ設定情報について、「eMAFF 地図-05-0126-01\_詳細設計書 別紙\_パラメータシート」で管理を行う。
- ログ収集、解析について、Log Analytics および Application Insights を用いる。
- 監査対応等でログ提示をシステム管理者から依頼された場合、ログ取得を行い提示する。
- Azure Kubernetes Service(AKS) について、自動で長期保管ログ用 Azure Storage へ出力されるため、手動での作業は不要となる。

#### (2) ログ管理方法

ログ管理方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

### 2 バックアップ管理

バックアップ管理について定義する。

#### (1) バックアップ・リストア方針

バックアップ・リストアの方針を以下に記載する。

- 機器の故障、誤操作等によるデータの滅失を防止するため、データ特性に合わせた適切なバックアップを取得する。
- バックアップは日次で取得し最低 30 日間の保管を行う。
- ヒューマンエラー等の人ため的障害によるデータ損失が発生した場合は、バックアップからデータを復元することで 1 営業日前のバックアップ取得時点までデータ復旧を行える構成とする。
- 災害等によるリージョン障害時もデータの滅失を防ぐため、バックアップデータは待機系サイトにも保管する。

## (2) バックアップ・リストア方法

本システムは Azure にて構築されているため、Azure のバックアップ機能を利用してバックアップを取得する。

本システムのバックアップ・リストア方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

## (3) バックアップ・リストア対象

バックアップ・リストア方針に則り、本システムのバックアップを行う。バックアップ・リストア対象は、以下「表 6-1 バックアップ・リストア対象」とおりとする。

各リソースのバックアップ・リストア対象の詳細については、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-05-0124-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ設計 第43「表 4-2 バックアップ/リストア方式一覧」」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 20.GitHub Enterprise Server 7 (3) バックアップ/リストア設計」  
各リソースの用途については、以下のとおりとする。
- 「eMAFF 地図-05-0124-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ設計第21システム設計、第22サブシステム個別設計」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 1. システム概要 1-1 サーバ構成 リソース構成一覧」

**表 6-1 バックアップ・リストア対象**

○:バックアップ/リストア実施、△:代替手法によるバックアップ/リストア、—:対象外

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
共通	共通	Azure Storage	○	○	
地図管理 Web	地図管理 Web	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Cache for Redis	—	—	格納されるデータは一時的なセッション情報のため、バックアップは取得しない。
		Azure Storage	○	○	
地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース	Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード（パイプライン定義等の JSON ファイル）をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップ

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
					は行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		SQL Server(IaaS)	○	○	
		Azure Storage	○	○	
eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行ない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Cache for Redis	—	—	格納されるデータは一時的なセッション情報のため、バックアップは取得しない。
	オープンデータ	Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード（パイプライン定義等の JSON ファイル）をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行ない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行ない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Storage	○	○	
現地確認アプリ	現地確認アプリ	Web App for Container	△	○	
		Azure Cache for Redis	—	—	格納されるデータは一時的なセッション情報のため、バックアップは取得しない。
		Azure Container Registry	△	△	コンテナイメージの基となる Docker file を、運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップする。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上の Docker file を用いて、再度コンテナイメージを作成・格納する。
GIS 基盤	GIS 基盤 ※リソース「Azure App Service」については、GIS 基盤（現地確認API 含む）	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行ない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Cache for Redis	—	—	格納されるデータは一時的なセッション情報のため、バックアップは取得しない。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップ

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service Azure Container Registry Azure Storage				は行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Kubernetes Service	○	○	
		Azure Container Registry	△	△	Mapbox 社のレジストリから再取得する。
紐づけ管理 Web	Azure App Service Azure Functions Azure Data Factory Azure SQL Database Azure Cache for Redis Azure Storage Azure Container Registry	Azure Storage	○	○	
		Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード（パイプライン定義等の JSON ファイル）をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Cache for Redis	—	—	格納されるデータは一時的なセッション情報のため、バックアップは取得しない。
		Azure Storage	○	○	
その他	踏み台サーバ	Azure Container Registry	△	△	コンテナイメージの基となる Docker file を、運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップする。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上の Docker file を用いて、再度コンテナイメージを作成・格納する。
		Virtual Machine	○	○	
	CI/CD 基盤	Azure Storage	○	○	
		Virtual Machine	○	○	
		Azure Storage	○	○	

## 第 7 サービスレベル

本サービスのサービスレベルの定義を行う。なお、定義する範囲はシステム運用業者が担当する運用保守対応とする。

### 1 サービスレベルの定義

運用保守業務の品質向上を図るため、本サービスにおける、サービスレベルを定義する。

本項で定めるサービスレベルは、定期的にサービスの達成・未達状況について確認を行う指標とする。

サービスの改善が必要と判断された場合、その原因と内容、改善案を提示し、協議の上対策を講じるものとする。

## (1) システムのサービスレベル

本システムにおけるシステムの信頼性に関するサービスレベルは以下を前提とし、システムのサービスレベルは、以下「表 7-1 システムのサービスレベル」のとおりとする。

- 信頼性の指標として、システム全体、またはサブシステムの稼働率を対象とする。
- 稼働率は利用者が本システムを利用できる状態を示す。メンテナンス等の計画停止時間は含めないこととする。
- 以下の機能は稼働率には含めない。  
ログ機能、バックアップ機能、システムアップデート目的の外部通信のための通信制御機能、および Azure 外のシステム。
- サービスレベルの評価対象は、本番環境を対象とする。
- 本システムに求められる稼働率要件を目標値とする。サブシステム単位での目標値は定義しない。

表 7-1 システムのサービスレベル

項目番	指標	サブシステム	コンポーネント	目標値	期待値※	説明
1.	信頼性	eMAFF 地図全体	eMAFF 地図全体	97%	地図管理 Web 98.0%、 農地ナビ 98.4%、 現地確認アプリ 98.2%、 紐づけ管理 Web 97.8%	「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 3.可用性設計（1）可用性要件」のとおりとする。
2.	信頼性	地図管理 Web	地図管理 Web	-	99.3%	地図管理 Web で期待される稼働率。
3.	信頼性	地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース	-	99.2%	地図情報連携インターフェースで期待される稼働率。
4.	信頼性	eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	-	99.8%	eMAFF 農地ナビで期待される稼働率。
5.	信頼性	eMAFF 農地ナビ	オープンデータ	-	99.9%	オープンデータで期待される稼働率。
6.	信頼性	現地確認アプリ	現地確認アプリ	-	99.5%	現地確認アプリで期待される稼働率。
7.	信頼性	GIS 基盤	GIS 基盤	-	99.7%	GIS 基盤で期待される稼働率。
8.	信頼性	GIS 基盤	Mapbox Atlas	-	99.8%	Mapbox Atlas で期待される稼働率。
9.	信頼性	紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web	-	99.1%	紐づけ管理 Web で期待される稼働率

## (2) 性能のサービスレベル

本システムの性能に関するサービスレベル計測対象は「表 7-2 性能のサービスレベル計測対象」のとおりとする。

- 本システムの性能のサービスレベルとして、レスポンスタイムを取得する。
- レスポンスタイムは、URL 監視にて測定を行う。
- 本システムの性能設計については以下基準のため、サービスレベルの目標値は設定しない。
- 各アプリケーションにおいてはユーザにストレスを与えない十分なレスポンスを確保できるよう機能設計する。

表 7-2 性能のサービスレベル計測対象

項目番	指標	サブシステム	コンポーネント
1.	性能	地図管理 Web	地図管理 Web
2.	性能	地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース
3.	性能	eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ
4.	性能	現地確認アプリ	現地確認アプリ
5.	性能	GIS 基盤	GIS 基盤
6.	性能	紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web

### (3) 運用保守サービスレベル

本システムにおける運用保守業務のサービスレベルについて記載する。

- 運用保守に関するサービスレベルについては、障害・アラート発生時の各種対応の時間を指標とする。
- 障害・アラートについて、システムへの影響度合いに応じた障害レベルを設定し、レベル毎にサービスレベルを設定する。
- 障害レベルに関する定義については、「表 8-18 インシデントの分類」「表 10-1 障害レベル」のとおりとする。

障害レベル毎の運用保守サービスレベルについては、「表 7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)」及び「表 7-4 運用保守サービスレベル(情報漏洩あり)」のとおりとする。

各対応ステータスの説明は「表 7-5 対応ステータス」のとおりとする。

表 7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)

障害 レベル	該当事象	対応ステータス			
		監視通報	一次応答	暫定対応※1	恒久対応提示
S2	サービス全面停止+データ復旧要 ・本番環境の eMAFF 地図でサービス障害が発生し、データの復旧が必要	—	4 時間	12 時間	20 日
A2	サービス全面停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが利用不可	—	4 時間	12 時間	20 日
B2	縮退運転 ・eMAFF 地図内的一部機能の停止	—	4 時間	1 営業日	20 日
C2	お知らせ ・システムの高負荷で利用に影響が生じている場合 ・ステージング環境、開発環境における全体、一部のサービス障害	—	—	2 営業日	月次報告書にて提示
D2-1	ユーザ影響は無い障害 ・本番環境、研修環境における全体、一部のサービス障害	—	—	2 営業日	月次報告書にて提示
D2-2	ユーザ影響は無い障害 ・ステージング環境、開発環境における全体、一部のサービス障害	—	—	7 営業日	月次報告書にて提示

※1 クラウドサービスに起因する問題については、対応時間の提供対象外とする。

表 7-4 運用保守サービスレベル(情報漏洩あり)

障害 レベル	該当事象	対応ステータス			
		監視通報	一次応答	暫定対応※1	恒久対応提示
S1	情報漏洩あり	—	4 時間	12 時間	20 日
A1					
B1					
C1					
D1					

表 7-5 対応ステータス

項目番	対応ステータス	説明
1	監視通報	システム運用業者は、障害を検知した場合に、システム管理者への障害通知を行う。
2	一次応答	システム管理者へ障害連絡の通知を行った後、障害切り分け、障害対応内容について報告を行う。
3	暫定対応	システム管理者に障害連絡の報告を行った後、システムを一時的に復旧するための対応を行う。(待機系へ切り替えによる復旧対応の実施等) インフラで復旧の目途が立たない場合に、利用者への障害連絡を実施する。 外部システムが関係するものについて、外部システム側のシステム運用業者へ連絡を行う。外部システム側のシステム運用業者から管理者に連絡を行い、復旧に必要な調整を行う。 障害がクラウドサービス側に起因する場合には、サービス事業者にて対応し、システム運用業者は状況をとりまとめ、システム管理者へ報告を行う。
4	恒久対応提示	障害復旧後するための発生した障害、アラートに対し、恒久対応が必要な事象が必要な場合の対応内容の提示を行う。(アプリケーションの不具合対応、リソースの拡張計画等)

## 第8 運用業務

### 1 監視作業

本システムにおける監視業務は、以下「表 8-1 監視業務」のとおりとする。

本システムの監視方針は、以下のとおりとする。

- 本システムに対して、24 時間 365 日監視を行う。
- 障害発生時の報告先や障害対応内容については、「第 10 障害対応業務」に記載する。
- 監視項目や監視閾値、対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-1 監視業務**

項番	業務名	説明
1	監視対応	監視システムを利用し、本システムの監視を自動で行う。
2	アラート対応	発生したアラートを検知し、システム管理者への連絡、エスカレーションを行う。
3	監視設定追加・変更・削除	監視システムの設定パラメータを追加・変更・削除を行う。

#### (1) 監視作業共通

監視対象については、「第 5 3 監視設計対象」のとおりとする。

#### (2) ログ管理

ログ管理対象については、「第 6 1 ログ管理」のとおりとする。

#### ア ログ保管・分析

本システムにおけるログ保管・分析業務は、以下「表 8-2 ログ保管・分析業務」のとおりとする。

**表 8-2 ログ保管・分析業務**

項番	業務名	説明
1.	ログ設定変更	登録済みログの取得設定変更を行う。
2.	ログ調査	ログの確認、出力を行う。
3.	長期保管ログ削除	長期保管後のログについて、コスト削減のため 5 年経過したログ削除を行う。

## 2 情報システム維持管理

### (1) バックアップ管理

本システムにおけるバックアップ管理業務は、以下「表 8-3 バックアップ管理業務」とおりとする。

本システムのバックアップ管理対象、方針については、「第 6.2 バックアップ管理」とおりとする。

リストア方法や対応フローについては、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

**表 8-3 バックアップ管理業務**

項目番	業務名	説明
1	バックアップ取得	バックアップ管理対象においてバックアップを取得する。
2	バックアップ設定変更	登録済みバックアップのスケジュール変更を行う。
3	リストア作業	取得済みの正常な最新のバックアップを用いて、リストアを行う。

### (2) データ維持管理

本システムで利用するデータにおけるデータ維持管理業務は、以下「表 8-4 データ維持管理業務」とおりとする。

本システムのデータリストア管理対象、方針については、「第 6.2 バックアップ管理」とおりとする。

データリストア方法や対応フローについては、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

**表 8-4 データ維持管理業務**

項目番	業務名	説明
1	バックアップ取得	データ維持管理対象においてバックアップを取得する。
2	バックアップ設定変更	登録済みバックアップのスケジュール変更を行う。
3	データリストア作業	取得済みの正常な最新のバックアップを用いて、データリストアを行う。

データ維持管理対象については、「eMAFF 地図-04-0003-01\_基本設計書\_別紙\_データベース方式設計」-「第 3 農林水産省地理情報共通管理システムにおけるデータベース設計」とおりとする。

### (3) 計画停止

本システムを構成するリソースやアプリケーションの改修等が行われる際に、システム停止を伴う作業が必要となつた場合の方針について記載する。

本システムの計画停止対応方針は、以下のとおりとする。

- 本システム及び外部システムへの影響確認、対応計画立案、承認、外部システム関係者への連絡、計画停止情報の掲載を行う。
- 本システムにて計画停止を行う場合の影響範囲、メンテナンス情報の掲載方法について、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書 運用保守実施方法 情報システム維持管理 計画停止 計画停止時の影響範囲」のとおりとする。
- 影響対象となる外部システム毎の調整に関する事項、計画停止情報の通知方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書 運用保守実施方法 情報システム維持管理 計画停止お知らせ掲載依頼情報」のとおりとする。

### (4) セキュリティパッチ

本システムを構成するサーバのセキュリティパッチ適用業務について定義する。

セキュリティパッチ業務は、以下「表 8-5 セキュリティパッチ業務」のとおりとする。

セキュリティパッチの適用頻度など、環境毎の実施方法については「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-5 セキュリティパッチ業務**

項目番	業務名	説明
1	パッチ影響度調査	セキュリティパッチに対して、本システムに及ぼす影響確認を行い、パッチ適用の要否を判断する。
2	パッチ適用	Windows Server については、Azure Automation Update Management を用いて、原則すべての更新プログラムを適用する。 Linux Server については、セキュリティパッチを対象とし、カーネルバージョンアップは対象外とする。

セキュリティパッチ対象は、以下「表 8-6 セキュリティパッチ対象」のとおりとする。

**表 8-6 セキュリティパッチ対象**

項目番	サブシステム	対象	説明
1	地図情報連携インターフェース	農委テーブル群(SQL Server(IaaS) ) (Windows Server)	Windows アップデートを行う。
2		農委テーブル群(Active Directory Domain Service/DNS Server(IaaS) ) (Windows Server)	Windows アップデートを行う。
3	その他	踏み台サーバ(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
4		農委踏み台サーバ(Windows Server)	Windows アップデートを行う。

項目番	サブシステム	対象	説明
5		CI/CD 基盤(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
6		CI/CD 基盤(Linux Server)	Linux セキュリティパッチ適用を行う。

#### (5) ハードウェア保守

本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境については、クラウドサービス業者にて保守対応を行うため、システム運用業者では対応を行わない。

#### (6) クラウドサービスのリリースに伴う対応

本システムで利用するクラウドサービスにて更新が行われる場合、以下「表 8-7 クラウドサービスのリリースに伴う対応」の対応を行う。

対応計画内容や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-7 クラウドサービスのリリースに伴う対応**

項目番	業務名	説明
1	リリースに伴う影響調査	クラウドサービス事業者が実施するリリースについて、本システムへの影響有無について調査を行う。
2	対応計画の立案	クラウドサービス事業者が実施するリリースについて、本システムへの影響がある場合、対応計画を立案しシステム管理者合意のもと対応を行う。

対象のクラウドサービスは、以下「表 8-8 クラウドサービス一覧」のとおりとする。

**表 8-8 クラウドサービス一覧**

項目番	対象	ネットワーク	説明
1	Azure	共通	本システムを構成するクラウド環境。
2	R-Cloud	LGWAN	LGWAN と繋がったクラウド環境上の専用プライベートネットワーク。
3	Mapbox	共通	本システムで利用する SaaS の地図サービス。
4	GRED	インターネット	本システムの Web ページの改ざんを検知するサービス。
5	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	インターネット	本システムへのインターネットを経由した悪意あるユーザからの Web サーバへのサイバー攻撃を防止するサービス。
6	国土地理院	空中写真	本システムで利用する電子地形図（空中写真、衛星画像を用いたタイル）データ。
		標準地図	本システムで利用する電子地形図（タイル）データ。
7	GEOSPACE CDS for LGWAN	ハイブリッド	本システムで利用する GEOSPACE コンテンツ（航空写真と衛星画像を併用したハイブリッド写真）を提供する LGWAN-ASP サービス。
		電子地図	本システムで利用する GEOSPACE コンテンツ（電子地図）を提供する LGWAN-ASP サービス
8	Cuenote	インターネット	本システムで利用するメール配信サービス。

## (7) アプリケーション管理

本システムにおけるアプリケーションのソースコード管理を行う。

アプリケーション管理業務は、以下「表 8-9 アプリケーション管理業務」のとおりとし、管理対象は、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 機能設計 機能概要 機能概要一覧」とおりとする。

管理対象のアプリケーション及びリソースについては、CD(継続的デリバリー) の仕組みを用意する。CD 対象については、以下「表 8-10CD 対象一覧」のとおりとする。

ソースコードの管理ルールやバージョンルール等については、以下のとおりとする。

- CD (継続的デリバリー) については、「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書（CI/CD 基盤）」のとおりとする。
- ビルド、デプロイのパイプラインについては、別紙「eMAFF 地図-13-0006-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_パイプライン詳細設計（CI/CD 基盤）」のとおりとする。

表 8-9 アプリケーション管理業務

項目番	業務名	説明
1.	ソースコード管理	本システムで使用するアプリケーションはソースコード管理サービス(GitHub Enterprise Server) を利用して管理を行う。 ソースコード管理サービスを利用することで、バージョンの管理、本番・開発のソースコードを分けて管理する。 ソースコードは、Git Flow に従い管理を行う。
2.	プロジェクトプロファイル更新管理	iOS アプリケーションの構築環境（運用端末）として、Mac Book 等を用意する。 Mac 端末には、プロジェクトプロファイルの導入を行う。プロジェクトプロファイルの有効期限 1 年に合わせ年次で更新を行う。 Android の構築環境については、iOS のプロジェクトプロファイルの更新に該当する作業は発生しないため、更新不要。

表 8-10CD 対象一覧

項目番	サブシステム	区分	リソース	CD 対象	補足
1.	地図管理 Web	Web	Web Apps	コード一式	コード改修の度に実施
2.	地図情報連携 インターフェース	バッチ ETL	Azure Data Factory	各種エンティティ用 JSON ファイル (Pipelines, Data Sets, Data Flows 等の定義ファイル)	パイプライン構成変更の度に実施
3.			Azure Functions	コード一式	コード改修の度に実施
4.	eMAFF 農地ナビ	Web	Web apps	コード一式	コード改修の度に実施
5.	現地確認アプリ	モバイルアプ リケーション	-	コード一式	iOS/Android 用
6.	GIS 基盤	Web	Web apps	コード一式	コード改修の度に実施

項目番	サブシステム	区分	リソース	CD 対象	補足
7.		Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service	Helm Chart、 Kubernetes マニフ エスト一式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成変更 (Pod の CPU/RAM スペック 変更等) の度に実施</li> <li>・Mapbox Atlas のバージョンアップの度 に、Helm Chart 内で指定するコンテナイ メージも変更</li> </ul>
		AKS 用ワー クロード (Ng inx Ingres s, Falco, Velero のマ ニフェスト群)	Azure Kubernetes Service	ロードバランサー (Application Gateway) 配下の クラスター	構成変更 (Nginx Ingress, Falco, Velero の設定変更、バージョンアップな ど) の度に実施
8.	紐づけ管理 Web	Web	Web Apps	コード一式	コード改修の度に実施
9.	共通	ウイルス検査 サーバ	Web App for Containers	コード一式	コンテナイメージ内の各種パッケージ (Clam AV, Nodejs 等) のバージョンア ップの度に実施

## (8) 証明書更新

本システムにおける証明書更新業務は、以下「表 8-11 証明書更新業務」のとおりとする。

対象のドメインについては、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-11 証明書更新業務

項目番	業務名	説明
1	証明書の更新	本システムで利用する証明書の有効期限が切れないように、証明書の調達・ 更新作業を行う。 ※証明書の発行時に、証明書発行機関より、確認のため、システム管理者 に連絡が行われる場合がある。

証明書更新対象は、以下「表 8-12 証明書更新対象」とおりとする。

証明書更新対象の詳細については、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-05-0124-01\_詳細設計書\_別紙\_インフラ設計 第 2 2 サブシステム個別設計（サブシステム/コンポーネント名） 4.ネットワーク (viii) 通信暗号化設計」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01\_運用計画書及び保守計画書\_別紙\_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 」1.システム概要 2-6 セキュリティ設計 (2)改ざん防止設計」

**表 8-12 証明書更新対象**

項目番号	サブシステム /コンポーネント	対象	証明書種別	提供元
1	地図管理 Web	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
2		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
3		Azure Functions	SSL/TLS サーバ証明書 Heroku 証明書	Heroku
4	地図情報連携インターフェース	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
5	eMAFF 農地ナビ	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
6		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
7	現地確認アプリ	クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
8	GIS 基盤 ※ 対象「Azure App Service」については、 GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
9		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
10		Azure Application Gateway	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
		Azure Kubernetes Service	SSL/TLS サーバ証明書 AKS 証明書	Microsoft

項目番号	サブシステム /コンポーネント	対象	証明書種別	提供元
11	紐づけ管理 Web	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
12		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
13	共通	GitHub Enterprise Server	SSL/TLS サーバ証明書 (Let's Encrypt)SAML 証明書	Internet Security Research Group
14		Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft

#### (9) 監査対応

本システムに対する監査対応について、以下「表 8-13 監査対応」のとおりとする。

監査方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-13 監査対応**

項目番号	業務名	説明
1	監査計画の立案	監査を実施するにあたり、実施時期、適用範囲等、監査の実施および報告の監査計画書を作成する。
2	監査対応	監査計画書に基づき、監査を行う。
3	監査結果の報告	監査報告書を作成し、対象組織へ監査結果の報告を行う。

### 3 運用管理業務

#### (1) インシデント管理

本システムの運用において、発生したインシデントの起票からクローズまでの対応状況を管理する。

本システムにおけるインシデント管理業務は、以下「表 8-14 インシデント管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-14 インシデント管理業務**

項目番	業務名	説明
1	インシデント登録	インシデント、サービス要求に基づき、インシデントの受付情報を登録する。
2	インシデントのクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済みインシデントのクローズ処理を行う。

インシデント管理対象は、以下「表 8-15 インシデント管理対象」のとおりとする。

**表 8-15 インシデント管理対象**

項目番	大分類	小分類	説明
1	インシデント	アラート	アラートメールにて受領した障害通知の管理を行う。
2	サービス要求	問合せ	受領した問合せの管理を行う。
3		作業	受領した運用作業依頼、システム設定作業依頼の管理を行う。

#### ア インシデントの重大度

インシデントの重要度について、以下「表 8-16 インシデントの重大度」のとおりとする。

**表 8-16 インシデントの重大度**

重大度	状況	説明
S	サービス全面停止 + データ復旧要	サービスが全面停止した状態で、かつ、データ復旧が必要。
A	サービス全面停止	サービスが全面停止した状態。データ復旧は必要ない。
B	縮退運転	サービスの一部機能が停止し、一部サービスを継続する。
C	お知らせ(サービス停止せずに、復旧対応をユーザにお知らせするのみ)	サービスの機能に影響が出ているが、お知らせで告知し、復旧にいたるまで障害状態そのままにサービス継続する。
D	ユーザ影響は無い障害	障害が起きているがユーザ影響はないもの。

#### イ 情報漏洩の有無

インシデントにおける情報漏洩の有無は以下「表 8-17 インシデントにおける情報漏洩有無」とおりとする。

**表 8-17 インシデントにおける情報漏洩有無**

区分	定義	説明
1	情報漏洩あり	インシデント起因で情報漏洩が発生した。
2	情報漏洩なし	インシデント発生したが、情報漏洩が無かった。

#### ウ インシデントの分類

重大度と情報漏洩有無の 2 つの定義を掛け合わせて、対応時の分類は以下「表 8-18 インシデントの分類」とおりとする。

**表 8-18 インシデントの分類**

重大度	情報漏洩	
	あり	なし
S	S1	S2
A	A1	A2
B	B1	B2
C	C1	C2
D	D1	D2

#### (2) 問題管理

インシデント管理において、一次対応を行ったもので、二次対応(インシデントの恒久対応や、サービス要求において発生した運用課題など)が必要な場合は、問題管理として起票し管理を行う。本サービスにおける問題管理について記載する。

本システムにおける問題管理業務は、以下「表 8-19 問題管理業務」とおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

**表 8-19 問題管理業務**

項目	業務名	説明
1	問題管理登録	インシデント管理において、二次対応が必要な場合、または一定期間経過したがクローズされていない場合、問題管理として登録する。
2	二次対応計画の策定	二次対応計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	問題管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済み問題管理のクローズ処理を行う。

問題管理対象は、以下「表 8-20 問題管理対象」のとおりとする。

**表 8-20 問題管理対象**

項番	大分類	小分類	説明
1	インシデント	アラート	障害に対する暫定復旧後に恒久対応が必要なもの。
2	サービス要求	問合せ	システム管理組織から本システムに対する問題を受領したもの。
3		作業	システム設定作業やメンテナンス作業において、手順書とおりの対応を行ったにも関わらず想定とおりの結果とならず、計画の再検討が必要なもの。

### (3) システム構成管理

本システムの納品物に対して変更が発生した場合、更新物のバージョンを管理する。

本システムにおけるシステム構成管理業務は、以下「表 8-21 システム構成管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-21 システム構成管理業務**

項番	業務名	説明
1	構成管理資料更新	構成管理対象に変更が生じた場合、関係者合意のもと、構成管理資料の修正を行う。

構成管理対象は、以下「表 8-22 構成管理対象」のとおりとする。

**表 8-22 構成管理対象**

項番	構成管理対象	説明
1.	システム構成情報	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (2) 「運用保守対象のシステムについて記載された情報表 3-1 1 本システムのサブシステム一覧」」のとおりとする。
2.	ソフトウェア構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (3) ソフトウェア構成」のとおりとする。
3.	アプリケーション構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (4) 「表 3-3 3 本システムのアプリケーション構成表 3-1 本システムのサブシステム一覧」」のとおりとする。
4.	ネットワーク構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 4 2 42 (1) 「図 4-4 全体ネットワーク構成表 3-3 本システムのアプリケーション構成」」のとおりとする。

項番	構成管理対象	説明
5.	セグメント構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第42 (2)「表 4-2 セグメント一覧図 4-4 全体ネットワーク構成」」のとおりとする。
6.	リソース構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第43 (1)「表 4-5 Azure リソース一覧図 4-4 全体ネットワーク構成」」のとおりとする。

#### (4) 変更管理

インシデント管理または問題管理において本システムのシステム構成(システム設定、構成データ) やドキュメントの変更が必要な場合、変更の起票からクローズまでの対応を管理する。

本サービスにおける変更管理について記載する。

- 本システムにおける変更管理業務は、以下「表 8-23 変更管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。
- 変更管理対象は、「表 8-22 構成管理対象」のとおりとする。

**表 8-23 変更管理業務**

項目	業務名	説明
1	変更管理の登録	変更要求を変更管理に登録する。
2	変更計画の策定	変更計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	変更の実装	変更計画に則り、変更を行う。
4	変更管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済み変更管理のクローズ処理を行う。

#### (5) リリース管理

変更管理において、変更承認を得た場合、本番環境へのリリース計画からリリース作業の実施・報告までの対応を管理する。

本システムにおけるリリース管理について記載する。

- リリース管理業務は、「表 8-24 リリース管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-24 リリース管理業務**

項目	リリース分類	分類定義
1	リリース管理登録	リリース管理の登録を行う。
2	リリース計画の策定	リリース計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	リリースの実施	リリース計画に則り、リリースを行う。
4	リリース管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済みリリース管理のクローズ処理を行う。

システム運用業者が行う運用保守業務について、変更管理にて承認された変更要求をリリース管理の対象とする。

なお、システム運用業者が行わないリリース作業についてリリース管理対象としないが、システム運用業者の運用保守業務への影響があるため、システム管理組織または当該サービス事業者より連絡をいただくものとする。

#### (6) アカウント管理

本システムで使用するアカウントの管理について記載する。

- 不要なアカウントがないことを確認するために、四半期毎にアカウントの棚卸を行う。棚卸の作業実績について、月次報告書に記載を行う。
- 運用保守担当者の変更がある場合には、必要最低限の権限でアカウントを付与、またはアカウント削除を行う。
- システム管理者や開発担当者等関連事業者のアカウントが必要な場合、必要最低限の権限でアカウントを付与する。
- 本システムにおけるアカウント管理業務は、以下「表 8-25 アカウント管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-25 アカウント管理業務**

項目番号	業務名	説明
1	アカウント棚卸	定期的に本システムで使用するアカウントの棚卸を行う。
2	アカウント追加	本システムで使用するアカウントの追加作業を行う。
3	アカウント変更	本システムで使用するアカウントの変更作業を行う。
4	アカウント削除	本システムで使用するアカウントの削除作業を行う。
5	アカウント無効	本システムで使用するアカウントの無効化作業を行う。
6	パスワード変更	定期的に本システムで使用するアカウントのパスワード変更を行う。

アカウント管理対象は、以下「表 8-26 アカウント管理対象」のとおりとする。

**表 8-26 アカウント管理対象**

項目番号	アカウントの種類	アカウントの区分	説明
1.	Azure	担当者アカウント	本システムを構築する Azure の管理画面へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「第 4.2 (2) イ Azure のアクセス権」のとおりとする。
2.	Mapbox	共通アカウント	本システムで利用する Mapbox の管理画面へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 35.Mapbox Atlas 2 システム構成」のとおりとする。

項目番号	アカウントの種類		アカウントの区分	説明
3.	Mapbox Atlas		共通アカウント	本システムで利用する Mapbox Atlas のアカウントページ、Studio ログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 35.Mapbox Atlas 2 システム構成」のとおりとする。
4.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)		担当者アカウント	本システムで利用するクラウド型 WAF の管理画面ログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0126-01_詳細設計書_別紙_パラメータシート 52.Imperva App Protect アカウント設計<共通>」のとおりとする。
5.	踏み台サーバ (Windows Server)		共通アカウント	踏み台サーバログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 33.踏み台サーバ 2 構成 (17) セキュリティポリシー設定」、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 17.踏み台サーバ 2 構成 (16) ユーザ設計」のとおりとする。
6.	農委テーブル群(SQL Server(IaaS)) (Windows Server)		共通アカウント	農委テーブル群の SQL Server の管理者アカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 37.SQLServer (IaaS) 3 OS 構成 (17) ユーザ設計」のとおりとする。
7.	農委テーブル群(Active Directory Domain Service/DNS Server(IaaS)) (Windows Server)		共通アカウント	農委テーブル群の AD/DNS サーバ、SQL Server ログインするための AD アカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 33.踏み台サーバ 3 Active Directory Domain Services/DNS 構成設計 (8) ユーザ設計」のとおりとする。
8.	CI/CD 基盤 (Linux Server)		共通アカウント	CI/CD 基盤ログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 19.バックアップ兼ログ収集サーバ 2 構成 (4) ユーザ・グループ設計」のとおりとする。
9.	eMAFF ID	業務用特権ユーザ	共通アカウント	本システムの現地確認アプリ及び地図管理 Web 本番環境の調査を行う場合、アプリ保守担当が利用するための特権ユーザアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計第 6「表 6 – 2 台帳のデータ更新に係る機能と役割の関係」」のとおりとする
		業務用特権一時利用ユーザ	共通アカウント	本システムの現地確認アプリ、紐づけ管理 Web 及び地図管理 Web 本番環境の調査を行う場合、アプリ保守担当者が一時的に利用するための特権ユーザアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計第 6「表 6 – 2 台帳のデータ更新に係る機能と役割の関係」」のとおりとする

項目番号	アカウントの種類	アカウントの区分	説明
10	Cuenote	共通アカウント	現地確認アプリの利用者がパスワード再発行メールの受信に失敗した場合、運用保守担当が Cuenote のログ調査を行うためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 51.Cuenote SR-S 設定項目 アカウント管理」のとおりとする。

ユーザごとのアカウントの種類は、以下「表 8-27 アカウントの区分」のとおりとする。

表 8-27 アカウントの区分

項目番号	アカウントの区分	説明
1.	担当者アカウント	個人で使用するアカウント
2.	業務用特権ユーザアカウントを除く共通アカウント	複数人で使用する共通のアカウント 「eMAFF 地図-13-0003-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_運用保守スケジュール」に従い、パスワードの変更を行う。
3.	共通アカウントの業務用特権ユーザアカウント	全農業委員会様の情報を参照できる共通アカウント 使用都度、「台帳認可マスター」で権限の設定、パスワードの変更を行う。

#### (7) API キーの管理

本システムで使用する API キーの管理について記載する。

- API キーには有効期限の設定が無いため、更新作業についての計画は不要となる。
- API キーに関して不正利用等のインシデントや、キー管理ルールの変更があった場合には速やかに対応を行う。
- API キーの更新が必要な場合には、API キーを利用しているシステム毎に、システム運用業者にて、既存のキーの停止および新規キーの発行対応を行う。その後各システムにて、新規 API キーへの更新を実施する。
- 本システムが提供する API の管理業務は、以下「表 8-28 API キーの管理業務」のとおりとする。
- 管理方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-28 API キーの管理業務

項目番号	業務名	説明
1	API キーの発行	API キーの発行を行う。 ※新規システム連携時等
2	API キーの削除	API キーの削除を行う。

#### (8) キャパシティ管理

本システムのキャパシティ管理業務は、以下「表 8-29 キャパシティ管理業務」のとおりとする。

管理方法や管理閾値、拡張の計画等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画

書」とおりとする。

**表 8-29 キャパシティ管理業務**

項番	業務名	説明
1	キャパシティ情報の収集	本システムを構成する Azure リソースやネットワークの使用状況等の情報を収集する。
2	キャパシティプランニング	収集した情報に基づき、リソースの拡張・縮退等の計画を行う。 コスト削減を目的とし、あらかじめ定めたリソースについて Azure Automation を用いて、使用率の低い時間帯にリソースの停止やスペックの低下（以下、「定期的スペック変更対象」という。）を自動で行う。 定期的スペック変更対象の詳細については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 39.Azure Automation」のとおりとする。

キャパシティ管理対象は、以下「表 8-30 キャパシティ管理対象」のとおりとする。

**表 8-30 キャパシティ管理対象**

項目番	サブシステム	管理項目	説明
1	地図管理 Web	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。
2		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure Cache for Redis のリソース状況。
		ストレージ領域	Azure Storage のストレージ領域。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4-4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
3	地図情報連携インターフェース	SQL Server のリソース容量	SQL Server のリソース状況。
		データベース容量	SQL Database のデータベース容量。
		ストレージ領域	Azure Storage のストレージ領域。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4-4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
4	eMAFF 農地ナビ	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。※定期的スペック変更対象
5		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。※定期的スペック変更対象 Azure SQL Database のデータベース状況。 Azure Cache for Redis のリソース状況。
6	現地確認アプリ	データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。 Azure Cache for Redis のリソース状況。
		ストレージ領域	Azure Storage、Azure Container Registry のストレージ領域。

項目番	サブシステム	管理項目	説明
			<p>※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第45「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。</p> <p>※Azure Container Registry は eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 25.Azure Container Registry 5(1)スケーリング設計より手動対応不要。</p>
7	GIS 基盤 ※「Azure App Service」については、GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。※定期的スペック変更対象
8		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。 Azure Cache for Redis のリソース状況。
		インターネット回線	Application Gateway の回線使用状況。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第45「表 4 3 スケーリング手法一覧」より手動対応不要。
9		Mapbox Atlas のリソース容量	Azure Kubernetes Service、Virtual Machine Scale Sets のリソース状況。
		ストレージ領域	Azure Storage、Azure Container Registry、Managed Disk のストレージ領域。 ※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第45「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。 ※Azure Container Registry は eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 25.Azure Container Registry 5(1)スケーリング設計より手動対応不要。
10	紐づけ管理 Web	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。 Web App for Container のリソース状況。
		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。 Azure Cache for Redis のリソース状況。
11	その他	踏み台サーバのリソース容量	Virtual Machine のリソース状況。※本番環境は定期的スペック変更対象外。ステージング、開発及び研修環境は定期的スペック変更対象。
		踏み台サーバのストレージ領域	Manage Disk のストレージ領域。
		CI/CD 基盤のリソース容量	Virtual Machine のリソース状況。
		CI/CD 基盤のストレージ領域	Azure Storage、Manage Disk のストレージ領域。 ※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第45「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
12	全体	LGWAN 回線	LGWAN 回線の回線使用状況。



## (9) ライセンス管理

本システムのライセンス管理業務は、以下「表 8-31 ライセンス管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-31 ライセンス管理業務**

項目番	業務名	説明
1	ライセンス棚卸	定期的に本システムで稼働するクラウドサービスのライセンスの棚卸を行う。
2	ライセンス更新	ライセンスの有効期限が切れる前に更新を行う。

本サービスでのライセンス管理対象は、以下「表 8-32 ライセンス管理対象」のとおりとする。

**表 8-32 ライセンス管理対象**

項目番	管理対象	説明
1.	Azure	本システムを構成する Azure を利用するためのライセンス。
2.	Mapbox	本システムで利用する Mapbox を利用するためのライセンス。
3.	Mapbox Atlas	本システムで利用する Mapbox Atlas を利用するためのライセンス。
4.	R-Cloud	本システムで利用する R-Cloud を利用するためのライセンス。
5.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	本システムで利用するクラウド型 WAF を利用するためのライセンス。
6.	GRED	本システムで利用する GRED を利用するためのライセンス。
7.	GEOSPACE CDS for LGWAN	本システムで利用する GEOSPACE CDS for LGWAN を利用するためのライセンス。
8.	Cuenote	本システムで利用する Cuenote を利用するためのライセンス。 ※「eMAFF 地図-05-0126-01_詳細設計書_別紙_パラメータシート 51.Cuenote SR-S ライセンス期限」より管理対象 Cuenote のライセンス期限は 2030/12/31 までと十分な有効期限があるため、ライセンス更新管理は行わない。
9.	GitHub Enterprise	本システムで利用する GitHub Enterprise を利用するためのライセンス。
10.	NTT データ AW3D オルソ画像	本システムで利用するオルソ補正を行った衛星画像データを利用するためのライセンス。
11.	お名前.com	本システムで利用する CI/CD 基盤のドメインを利用するためのライセンス。
12.	Symantec Endpoint Protection	本システムで利用する CI/CD 基盤の Symantec Endpoint Protection ソフトウェアを利用するためのライセンス。
13.	Windows Remote Desktop Services	本システムで利用する踏み台サーバを利用するためのライセンス。
14.	Computer Aided Test	本システムでテスト進捗管理を行うためのライセンス。

## (10) アクセス管理

本システムへのサイバー攻撃や外部からのアクセスを制限するために、通信許可対象の管理を行う。

本システムにおけるアクセス管理業務は、以下「表 8-33 アクセス管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-33 アクセス管理業務

項目番	業務名	説明
1.	アクセス制御の設定変更	遮断が必要と判断されたアクセス、または遮断が必要ないと判断されたアクセスが発生した場合、設定変更を行う。
2.	アクセス制御管理	クラウド型 WAF(Imperva App Protect)において、ホワイトリスト、ブラックリストの管理を行う。
3.	Azure ネットワーク管理	本システムを構成する Azure リソースアクセス、通信許可対象の管理を行う。
4	Azure Key Vault シークレットキー更新管理	本システムを構成する Azure リソースへのアプリケーション間のアクセス管理を行う Azure Key Vault のシークレットキーの定期的な棚卸、有効期限が切れる前に更新計画の策定、更新作業を行う。

本サービスでのアクセス管理対象は、以下「表 8-34 アクセス管理対象」のとおりとする。

表 8-34 アクセス管理対象

項目番	サービス	説明
1.	R-Cloud	LGWAN と繋がったクラウド環境上に構築した専用プライベートネットワークで外部からのアクセスを制限する。
2.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	インターネットを経由した悪意あるユーザからの Web サーバへのサイバー攻撃を防止、遮断する。
3.	Azure	許可した GIP(Global IP Address) からの通信のみアクセスを許可し、外部からの通信を制御する。
4.	Cuenote	許可した Cuenote 管理画面接続用の IP アドレス、API 接続用の IP アドレスからの通信のみアクセスを許可し、外部からの通信を制御する。

Azure Key Vault シークレットキー更新管理対象は、以下「表 8-35 Azure Key Vault シークレットキー管理対象」とおりとする。

**表 8-35 Azure Key Vault シークレットキー管理対象**

項目番	コンポーネント	管理対象	説明
1	農委テーブル群	SQL Server	農委テーブル群のデータを格納するデータベースとして構成する
2	GIS 基盤	Velero	Mapbox Atlas のバックアップに使用しているモジュール

#### (1 1) ライフサイクル管理

本システムを構成する OS、ソフトウェア等については、運用中にサポートが終了しないよう管理を行う。

本システムにおけるライフサイクル管理業務は、以下「表 8-36 ライフサイクル管理業務」とおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-36 ライフサイクル管理業務**

項目番	業務名	説明
1	ライフサイクルの棚卸	定期的に本システムで利用する OS、ソフトウェア等の棚卸を行う。
2	バージョンアップ計画の策定	サポート期限が切れる前にバージョンアップ計画を策定し、システム管理者へ承認を得る。
3	バージョンアップ対応	バージョンアップ計画に則り、バージョンアップを行う。
4	モバイルアプリの公開に関する情報管理	モバイルアプリの公開に関する手続き、公開可能な形式について情報の管理と最新情報の確認を行う。情報に更新がある場合には、現在のモバイルアプリの状況を確認し、必要な対策を行う。

ライフサイクル管理対象は、以下「表 8-37 ライフサイクル管理対象」とおりとする。

**表 8-37 ライフサイクル管理対象**

項目番	サブシステム	管理対象
1	地図管理 Web	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 機能設計 システム全体構成 ソフトウェア構成 本システムのソフトウェア構成」とおりとする。
2	地図情報連携インターフェース	
3	eMAFF 農地ナビ	
4	現地確認アプリ	
5	GIS 基盤	
6	紐づけ管理 Web	

項目番	サブシステム	管理対象
7.	その他	<p>以下ドキュメントのとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計情報セキュリティ設計 ライフサイクル管理 ライフサイクル管理対象ソフトウェア一覧」</li> <li>・「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書(CI／CD 基盤) 踏み台サーバ/ビルトサーバ/バックアップ兼ログ収集サーバ/GitHub Enterprise Server ライフサイクル管理設計」</li> <li>・「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 踏み台サーバ OS 設計」</li> </ul>

アプリケーション動作要件確認対象は、以下「表 8-38 アプリケーション動作要件確認管理対象」とおりとする。

**表 8-38 アプリケーション動作要件確認管理対象**

項目番	アプリケーション端末
1.	Android
2.	iOS

#### 4 ユーザサポート業務

##### (1) コールセンター

コールセンター業務について定義する。

コールセンター業務は、以下「表 8-39 コールセンター業務」のとおりとする。

担当者の対応範囲や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-39 コールセンター業務**

項目番号	業務名	説明	担当者
1.	eMAFF 地図に関する問合せ対応	行政職員等、一般国民からの eMAFF 地図サービスシステムの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。	共通申請サービスコールセンター、eMAFF 地図コールセンター
2.	API に関する問合せ対応	行政職員等からの API に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。	共通申請サービスコールセンター、eMAFF 地図コールセンター
3.	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーション対応	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーションについて、問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。	eMAFF 地図コールセンター

##### (2) ヘルプデスク

ヘルプデスク業務は、以下「表 8-40 ヘルプデスク業務」のとおりとする。

担当者の対応範囲や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-40 ヘルプデスク業務**

項目番号	業務名	説明	担当者
1	エスカレーション対応	eMAFF 地図コールセンターからのエスカレーションについて、確認及び回答を行う。	運用保守担当者
2	問合せ対応	システム管理者からの問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。	運用保守担当者
3	メンテナンス通知	メンテナンス情報の掲載・通知を行う。 関連システムへの影響がある場合、メンテナンス情報を連携する。	運用保守担当者

### (3) メンテナンス通知対応

本システムでメンテナンスを行う場合の方針について記載する。

- メンテナンスを行う場合には、メールまたは月次報告等でシステム管理者に報告を行う。
- システム停止を伴わない(非停止) メンテナンスを行う際は、システム利用者への連絡(情報掲載) は不要とする。ただし、作業リスクが懸念される場合には「運用業務 2 (3) 計画停止」のとおり情報連携、情報掲載を行う。

### (4) 定型的変更への対応

蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ の更新を行う。

定期的変更への対応業務は、以下「表 8-41 定期的変更への対応業務」のとおりとする。

対応頻度や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 8-41 定期的変更への対応業務**

項目番号	業務名	説明
1	情報収集	問合せの内容や傾向などを収集する。また既存の FAQ についても陳腐化していないことを確認する。
2	FAQ 更新	情報収集をもとに、システム管理者の承認を得て FAQ の更新を行う。

対象の FAQ については、以下「表 8-42 対象 FAQ」のとおりとする。

**表 8-42 対象 FAQ**

項目番号	対象	説明
1	地図管理 Web、現地確認アプリ FAQ	行政機関等職員、その他審査機関等、申請者が利用する地図管理 Web、現地確認アプリに関する FAQ。利用者が共通申請サービスと同じことから、共通申請サービスのプラットフォーム上に掲載する
2	eMAFF 農地ナビ一般ユーザ向け FAQ	農業者、就農希望者等一般国民が利用する eMAFF 農地ナビに関する FAQ。
3	コールセンター用 FAQ	コールセンター担当者間でのナレッジ共有を目的とした、内部用 FAQ。
4	紐づけ管理 Web FAQ	行政職員等からの紐づけ管理 Web の基本的な操作等に関する FAQ。

## 5 データ収集及び報告

### (1) 定期報告

本システムにおける定期報告業務は、以下「表 8-43 定期報告業務」とおりとする。

開催方法や頻度、報告内容等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

**表 8-43 定期報告業務**

項目番号	業務名	説明
1.	月次報告	本システムの稼働状況及び、運用保守業務実績の取りまとめを行う。取りまとめた結果について、安定的な運用の維持と継続的な改善のため、月ごとの評価を実施し、目標に満たない場合は要因分析、改善措置の検討を行う。
2.	年次報告	月次報告を行った運用保守業務実績を元に、年間の運用保守実績として取りまとめを行い、報告を行う。

### (2) 月次報告

月次報告内容は、以下「表 8-44 月次報告内容」とおりとする。

**表 8-44 月次報告内容**

項目番号	報告内容	説明
1	システム稼働状況	報告対象月のシステム稼働状況を報告する。
2	クラウドサービス利用状況	報告対象月のリソース使用状況、ライセンス使用状況を報告する。
3	インシデント管理状況	報告対象月のインシデント管理状況(アラート発生、問合せ、サービスリクエスト)の件数、クローズ状況を報告する。
4	コールセンター稼働状況	報告対象月のコールセンター稼働状況を報告する。
5	運用作業実績状況	報告対象月の運用作業実績を報告する。

### (3) 年次報告

年次報告内容は、以下「表 8-45 年次報告内容」とおりとする。

**表 8-45 年次報告内容**

項目番号	報告内容	説明
1	システム稼働状況	報告対象年のシステム稼働状況を報告する。
2	クラウドサービス利用状況	報告対象年のリソース使用状況、ライセンス使用状況を報告する。
3	インシデント管理状況	報告対象年のインシデント管理状況(アラート発生、問合せ、サービスリクエスト)の件数、クローズ状況を報告する。
4	コールセンター稼働状況	報告対象年のコールセンター稼働状況を報告する。
5	運用作業実績状況	報告対象年の運用作業実績を報告する。

## 第9 保守業務

本サービスにおける保守業務を定義する。

### 1 アプリケーション保守

#### (1) アプリケーション保守

プログラムの不具合の報告・連絡の受付について、以下「表 9-1 アプリケーション保守業務」に定義する。

システム管理組織と協議の上、改善対応に優先順位をつけて順次対応を行う。

保守対応方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 9-1 アプリケーション保守業務**

項目番号	業務名	説明
1	アプリケーションの不具合報告・連絡の受付	アプリケーションの不具合報告やアラートを受信した場合に、受付を行う。
2	アプリケーションの不具合の原因調査	アプリケーションの不具合の原因を調査し、特定する。
3	修正プログラムの作成、提示	アプリケーションの不具合を修正するための修正プログラムを作成し、ステージング環境においてテストを行う。
4	アプリケーションのリグレッションテスト	本システムを利用する環境、現地確認アプリを利用する端末について、OS の更新が発生した場合に、OS 更新後の本システムの動作影響を確認するために、アプリケーションのリグレッションテストを実施する。

アプリケーション保守対象は、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 機能設計 システム全体構成 システム構成 本システムのサブシステム一覧」とおりとする。

リグレッションテストの対象と実施端末については、「eMAFF 地図-04-0000-01\_基本設計書 第31（4）アプリケーション構成」とおりとする。

動作不良等が確認された場合には、アプリケーション不具合として登録を行い、システム管理者と協議の上、対応を実施する。

## (2) ソフトウェア製品保守

ソフトウェア製品保守業務は、「表 9-2 ソフトウェア製品保守業務」のとおりとする。

対応方法やバージョンアップ計画内容については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

ソフトウェア製品保守対象は、「表 8-37 ライフサイクル管理対象」のとおりとする。

**表 9-2 ソフトウェア製品保守業務**

項番	業務名	説明
1	脆弱性やバージョンアップ情報の確認	ソフトウェア製品、ミドルウェアの脆弱性、バージョンアップ情報が公開されているか確認する。
2	バージョンアップ計画の策定	サポート期限が切れる前にバージョンアップ計画を策定し、システム管理者へ承認を得る。
3	バージョンアップ対応	バージョンアップ計画に則り、バージョンアップを行う。

## (3) データ保守

本システムのデータ保守業務について記載する。

- 最新のデータを保持し、データの整合性を保つため、データの異常や不整合を検出し、問題のあるデータの修正・削除の対応を行う。
- 本システムの利用者側から変更が行えない設定(マスタ設定等)について、データ保守業務として、運用保守業者にて、データの変更対応を実施する。
- 新規の台帳移行に伴う、移行方針の調整および移行作業を実施する。
- 年次、月次での対応が必要なデータについてメンテナンスを実施する。

データ保守業務の詳細について、以下「表 9-3 データ保守業務」に記載する。

作業内容ごとの対応方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 9-3 データ保守業務**

項番	業務名	説明
1	異常・不整合等が発生したデータの検出	本システムのデータに異常や不整合が発生した場合に検知を行う。
2	異常・不整合等が発生したデータの修正・削除	異常や不整合が発生したデータを修正または削除を行う。
3	新規の台帳移行	新規の台帳移行を行う。対応事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 台帳の移行項目の確定。</li> <li>- 台帳の移行方式の確定。</li> <li>- 紐づけ情報を付与し、ジオメトリーを生成する。(ジオメトリーが無い場合)</li> <li>- 台帳のメタ情報の移行。</li> <li>- 台帳の移行の実施。</li> <li>- 汎用コードマスタへの台帳種別の追加。</li> <li>- 組織の移行。</li> </ul>

項目番号	業務名	説明
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- レイヤー設定の移行。</li> <li>- 認可情報を移行する。</li> </ul>
4	年度ごとの台帳移行 (台帳のレイアウト変更等)	<p>年次作業として年度ごとの台帳移行作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 過年度の台帳のレイヤーを過年度分とし、更新権限を削除する。</li> <li>- 新年度の台帳を移行する。※以降は、「新規の台帳移行」と同じ。</li> </ul>
5	組織変更対応	<p>組織変更が行われる場合、以下情報の移行を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 組織を移行する。</li> <li>- 認可情報を移行する。</li> </ul> <p>また、紐づけ管理 Web のアカウント情報の追加、削除を実施する。</p>
6	各種マスタ連携 (現地確認要領用)	<p>月次で下記マスタを共通申請サービスから連携する。(現地確認要領用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コード</li> <li>・コード詳細</li> </ul>
7	マスタ・設定値管理 (地図管理 Web)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷処理のズームレベルの閾値を変更する。</li> <li>・地図画面のズームレベルの閾値を変更する。</li> <li>・背景地図の種類を増やす。</li> <li>・認可情報を変更する。※役割マスタで管理している権限(台帳編集や参照、現地確認行程の作成の権限等)の品揃え変更時</li> <li>・一覧系画面の1ページの最大表示件数を変更する。</li> <li>・撮影依頼時に同一経営体に多量の撮影依頼を送ってもいいかの確認ダイアログを表示するための撮影対象農地件数の閾値を変更する。</li> <li>・台帳の項目が増えた場合、台帳メタ情報マスタのレコード登録と該当台帳テーブルのカラムを追加する。</li> </ul>
8	マスタ・設定値管理 (eMAFF 農地ナビ)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景地図の追加に伴い、設定ファイルに地図の参照 URL を追加する。</li> </ul>
9	マスタ・設定値管理 (紐づけ管理 Web)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷処理のズームレベルの閾値を変更する。</li> <li>・地図画面のズームレベルの閾値を変更する。</li> <li>・背景地図の種類を変更する。(追加、削除含む)</li> <li>・地番位置参照データの種類を変更する。(追加、削除含む)</li> <li>・認可情報を変更する。※役割マスタで管理している権限(紐づけ作業や紐づけ情報の編集や参照、の権限等)の品揃え変更時</li> <li>・一覧系画面の1ページの最大表示件数を変更する。</li> <li>・台帳や地番位置参照データの項目が増えた場合、該当テーブルのカラムを追加する。</li> </ul>
10	コンテンツ変更 (eMAFF 農地ナビ)	eMAFF 農地ナビのコンテンツを変更する。
11	公示のリンク確認	所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示のマスタを更新する。
12	筆ポリゴンのデータ連携	年1度、筆ポリゴン管理システムより提供される最新の筆ポリゴンデータをeMAFF 地図に取り込みを行い、eMAFF 農地ナビにて公開を行う。

項目番号	業務名	説明
		また、土地アドレス情報を付与加工したデータを筆ポリゴン管理システムへ連携を行う。
13	公開農地台帳農地ピン・農地ポリゴンデータ抽出	農業委員会サポートシステムからより依頼される公開農地台帳の農地ピン・農地ポリゴンデータ抽出作業を行う。
14	農業委員会個人情報参照権限変更	地図管理 Web、現地確認アプリの台帳許可マスタの個人情報参照権限変更を行い、所有者などの個人情報の非表示対応を行う。
15	テーブル設計・テーブル構成総点検	テーブル設計書と本番環境のテーブル構成を比較し、差異がある部分について設計書修正またはテーブル定義更新を行う。
16	アドレスコードマスタメンテナンス	依頼に基づきアドレスコードマスタの変更、管理を行う。

データ保守の対象は、以下「eMAFF 地図-04-0003-01\_基本設計書\_別紙\_データベース方式設計 農林水産省地理情報共通管理システムにおけるデータベース設計」のとおりとする。

#### (4) 職員実装の支援

本システムの職員実装の支援方針は、以下のとおりとする。

- 行政機関等職員から現地確認要領を定義する操作について、問合せを受領し受付を行う。
- 問合せ内容を確認し、現地確認要領を定義する操作について支援を行う。
- 本システムにおける職員実装の支援業務は、以下「表 9-4 職員実装の支援業務」のとおりとする。

**表 9-4 職員実装の支援業務**

項目番号	業務名	説明
1	操作支援	行政機関等職員からの現地確認要領を定義する操作について、支援を行う。 現地確認要領が定義されている制度（農地台帳、水田台帳、共済台帳）を対象に、年 1 回（年度始め）、制度改定有無をシステム管理者へ確認し、制度が改定されていた場合は、システム管理者と調整し、水田台帳、現地確認要領の定義追加・変更・削除を行う。

## 2 データ収集及び報告

### (1) 定期報告

本システムにおける定期報告業務は、以下「表 9-5 定期報告業務」のとおりとする。

開催方法や頻度、報告内容等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

**表 9-5 定期報告業務**

項目番号	業務名	説明
1.	月次報告	月次にて保守実績の報告、保守実績の評価、改善活動を行う。
2.	年次報告	年間の保守実績の報告、保守実績の評価、改善活動を行う。

#### ア 月次報告

月次報告内容は、以下「表 9-6 月次報告内容」のとおりとする。

**表 9-6 月次報告内容**

項目番号	報告内容	説明
1	保守作業実績状況	報告対象月のアプリケーション保守対応、システム設定、メンテナンスの作業実績を報告する。 保守作業実績：内容、工数、作業時間

#### イ 年次報告

年次報告内容は、以下「表 9-7 年次報告内容」のとおりとする。

**表 9-7 年次報告内容**

項目番号	報告内容	説明
1	保守作業実績状況	報告対象年のアプリケーション保守対応、システム設定、メンテナンスの作業実績を報告する。 保守作業実績：内容、工数、作業時間

## 第10 障害対応業務

### 1 障害復旧対応

本システムで発生した障害の復旧対応について、記載する。

アラートと障害レベルの紐づけや外部システムとの連携フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

#### (1) 障害時対応体制

本システムの障害発生時の対応体制は、「eMAFF 地図-01-1000-01\_運用・保守実施計画書 実施体制及び役割 運用保守業務の役割」のとおりとする。

#### (2) 障害時対応内容

本システムにて障害が発生した場合の対応内容について記載する。

対応内容については、障害の発生した環境および、影響範囲に応じたレベルによって対応を行う。障害レベルについては、「第83（1）インシデント管理」の重大度に応じた定義を行うものとし、以下「表 10-1 障害レベル」のとおりとする。

また、各障害レベルにおける対応・報告方針については、「表 10-3 障害対応方針」のとおりとする。

業務影響度の定義については、「表 10-2 業務影響度の定義」のとおりとする。

なお、定義に当てはめることが難しい事象が発生した場合は、都度業務影響範囲を判断する。

システム障害によって、外部システムに影響がある場合、外部システムの管理者への連携、障害情報の掲載を行う。影響対象を受ける外部システムについては、「第82（3）計画停止」のとおりとする。

**表 10-1 障害レベル**

障害レベル	該当事象	事象例	検知方法
S	サービス全面停止+データ復旧要 ・本番環境の eMAFF 地図でサービス障害が発生し、データの復旧が必要	・データのリストアが必要な障害	-
A	サービス全面停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが利用不可	・Azure リージョン障害 ・両系ネットワーク障害(LGWAN/インターネット)	・Azure Service Health ・URL 監視
B	縮退運転 ・eMAFF 地図内的一部機能の停止	・WEB ページアクセスエラー	・サービス監視

障害レベル	該当事象	事象例	検知方法
C	お知らせ ・システムの高負荷で利用に影響が生じている場合 ・ステージング環境、開発環境における、全体、一部のサービス障害	・WEB サーバサービス起動失敗 ・WEB サーバリソース枯渇 ・データベースのリソース枯渇	・性能監視(CPU,メモリ) ・性能監視(DTU)
D-1	ユーザ影響は無い障害 ・本番環境 ・研修環境	・冗長構成片系のトラブル ・アプリケーションエラー ・データ連携ジョブの実行失敗 ・研修環境におけるレベル A-C 相当のアラート	・アプリケーションログ監視 ・ジョブ監視
D-2	ユーザ影響は無い障害 ・ステージング環境 ・開発環境	・一時的なリソース高騰 ・ステージング環境、開発環境におけるレベル A-C 相当のアラート	・性能監視
D-3	ユーザ影響は無い障害	—	—

表 10-2 業務影響度の定義

パターン	業務影響内容	影響範囲	
		すべての利用者・組織に影響を及ぼすもの	特定の利用者・組織に影響を及ぼすもの
1	障害が発生し、障害復旧まで業務が進められない。	大	中
2	障害が発生し、業務は進められるが、障害復旧まで業務の進捗が遅れる。 ※「業務の進捗が遅れる」は、予定より3日以上の遅延の場合とする。	大	中
3	障害が発生したが、回避策があり、業務が継続できる。	中	小
4	障害が発生したが、一時的なエラーのみで、再処理すれば業務継続できる。	小	小
5	障害が発生し、エラーは発生しているが、業務に影響がないもの。	無	無

表 10-3 障害対応方針

障害 レベル	該当事象	環境	業務影響度	障害対応方針	外部システムへの連絡 有無	インシデ ント管 理対象	障害報 告書対 応
S	サービス全面 停止+データ 復旧要	・本番環境	大 ※当該障害レベ ルは「大」のみ	障害発生検知後即時 に電話および電子メール または、チャットツールに てシステム管理者へ報 告を行う。 24 時間/365 日にて障 害報告と障害対応を行 う。	障害検知後即時に影 響のある外部システムの システム運用業者へ連 絡を行う。 24 時間/365 日にて障 害連絡を行う。	対象	対象
A	サービス全面 停止		大 ※当該障害レベ ルは「大」のみ			対象	対象
B	縮退運転	・本番環境	大 ※当該障害レベ ルは「大」のみ	障害発生検知後即時 に電話および電子メール または、チャットツールに てシステム管理者へ報 告を行う。 ※必要に応じて電話に て報告 24 時間/365 日にて障 害報告と障害対応を行 う。	障害検知後即時に影 響を確認し、外部シス テムに影響がある場合、対 象のシステム運用業者 へ連絡を行う。 営業日 (9:30~17:30) にて 障害連絡を行う。	対象	対象
C	お知らせ	・本番環境	大 中 小	障害発生検知後、業務 影響度を確認し、當日 中に電子メールまたは、 チャットツールにてシス テム管理者へ報告を行 う。 ※必要に応じて電話に て報告 営業日 (9:30~17:30) にて 障害報告と障害対応を行 う。 月次報告にて、報告を 行う。 営業日 (9:30~17:30) にて 障害対応を行う。	障害検知後に影響を確 認し、外部システムに影 響がある場合、対象の システム運用業者へ連 絡を行う。 営業日 (9:30~17:30) にて 障害連絡を行う。	対象	対象
D-1	ユーザ影響は 無い障害	・本番環境 ・研修環境	無	月次報告にて、報告を 行う。	影響はないため、連絡は 行わない。	対象	-

障害レベル	該当事象	環境	業務影響度	障害対応方針	外部システムへの連絡有無	インシデント管理対象	障害報告書対応
D-2	・ステージング環境 ・開発環境	無	・営業日(9:30~17:30)にて 障害対応を行う。	・営業日(9:30~17:30)にて 障害対応を行う。	・営業日(9:30~17:30)にて 障害対応を行う。	対象	-
D-3		無				対象	-

## 2 セキュリティ対応

本システムにて実施するセキュリティ監視対応は、以下「表 10-4 セキュリティ対応方針」とおりとする。

表 10-4 セキュリティ対応方針

項目番号	セキュリティ製品	環境	対応方針
1	クラウド WAF (Imperva App Protect)	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	・24 時間/365 日対応を行う。 ・アラートを受信した場合、セキュリティログの内容をもとに、通信状況や環境への影響確認を実施する。 ・解析の結果、攻撃の可能性が高く、その通信が通過していると判断した場合には、攻撃元の IP アドレスをブラックリストへ登録し、該当 IP アドレスからの通信遮断の対応を行う。 ※誤検知であるとお客様が判断された場合には、ブラックリストから解除を行う。 ・解析時にレベルの判断を行い、次頁「表 10-5 クラウド WAF(Imperva App Protect) アラートの報告方針」に則り、報告を実施する。
2	改ざん検知 (GRED)	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	・営業日(9:30~17:30) 対応を行う。 ・改ざん検知アラート検知後、アラート内容について調査を実施する。 ・調査実施後、WEB サイトの改ざんが見られる場合には、電話およびメールにて報告を実施する。 ・改ざんが見られる場合には、サイトの復元を実施する。(バックアップからの復元) ・過検知の場合は、発生時点での報告は実施せず、月次報告にて報告を行う。 ※意図したサイト更新後のアラート検知の場合等
3	ウイルス検査ソフトウェア(Clam AV)	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	・営業日(9:30~17:30) 対応を行う。 ・アラート検知後、アラート内容の確認を実施する。 ・アラート発生毎の報告は実施しない。 ・月次報告にて、まとめて報告を行う。
4	Microsoft Defender	・本番環境 ・ステージング環境 ・開発環境 ・研修環境	・重大度 High のアラートについては、24 時間/365 日対応を行う。その他のアラートについては、営業日(9:30~17:30) 対応を行う。 ・アラート検知後、アラート内容の確認を実施する。

項目番	セキュリティ製品	環境	対応方針
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃や不正アクセスの可能性の高いアラート(重大度 : High) の場合、電話およびメールで報告を行う。</li> <li>・その他のアラートについて、確認結果として対応が必要なものについては、メールで報告を行う。</li> <li>・意図した操作や影響の無いものについては、月次報告で報告を行う。</li> </ul>

**表 10-5 クラウド WAF(Imperva App Protect) アラートの報告方針**

レベル	説明	報告方針
4	内部への侵入に成功し、何らかの不正活動が検出された場合	電話およびメールにて報告を行う。
3	攻撃が成功と判断できた場合	電話およびメールにて報告を行う。
2	実際に影響を与えるとする攻撃を検知しているが、攻撃の成功・失敗に確認を要する場合	メールにて報告を行う。
1	スキャンを行うためなど実害の無い攻撃の場合	本システムへの影響はないため、連絡は行わない。
0	通常の通信または誤検知と判断した場合	本システムへの影響はないため、連絡は行わない。

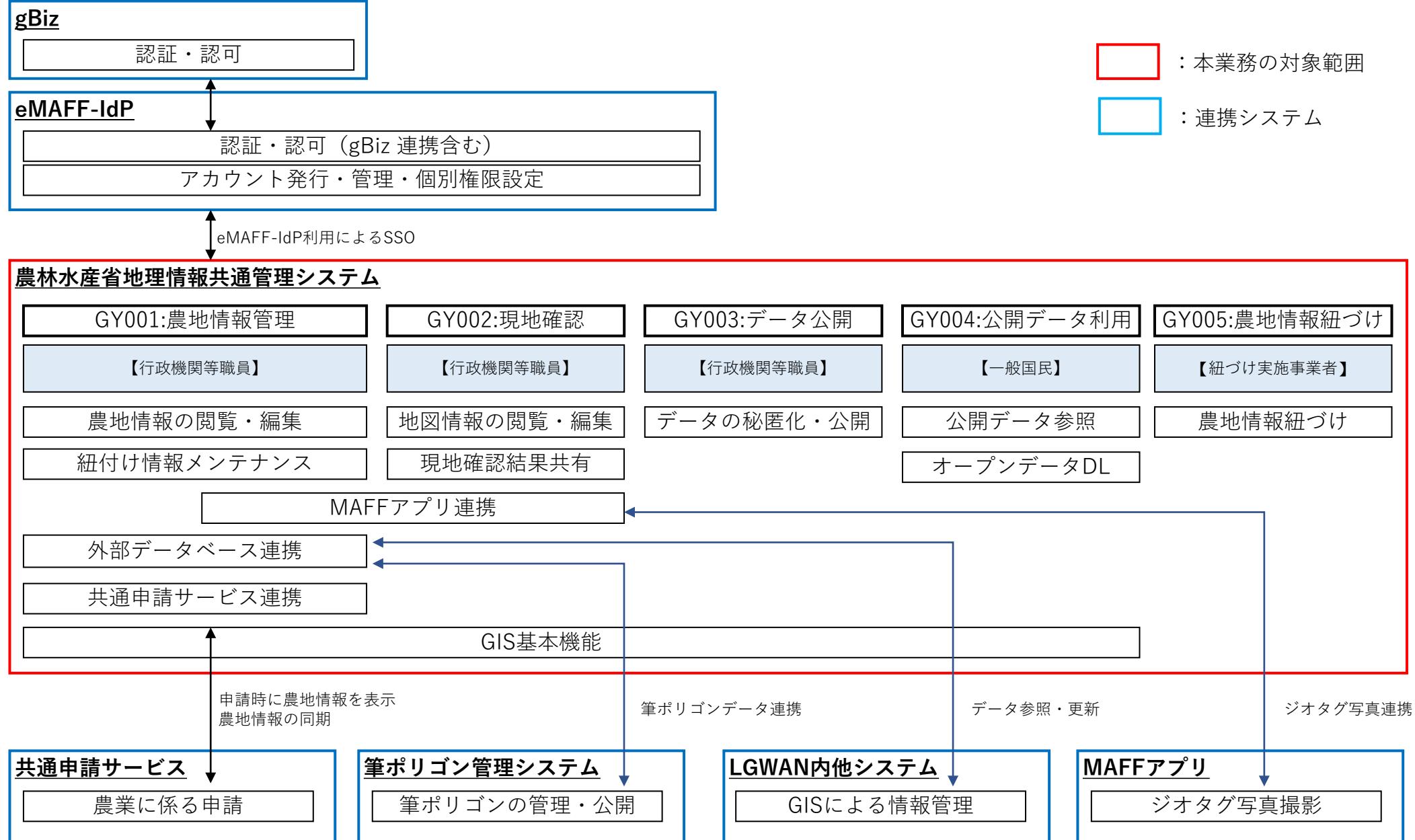
### 3 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務

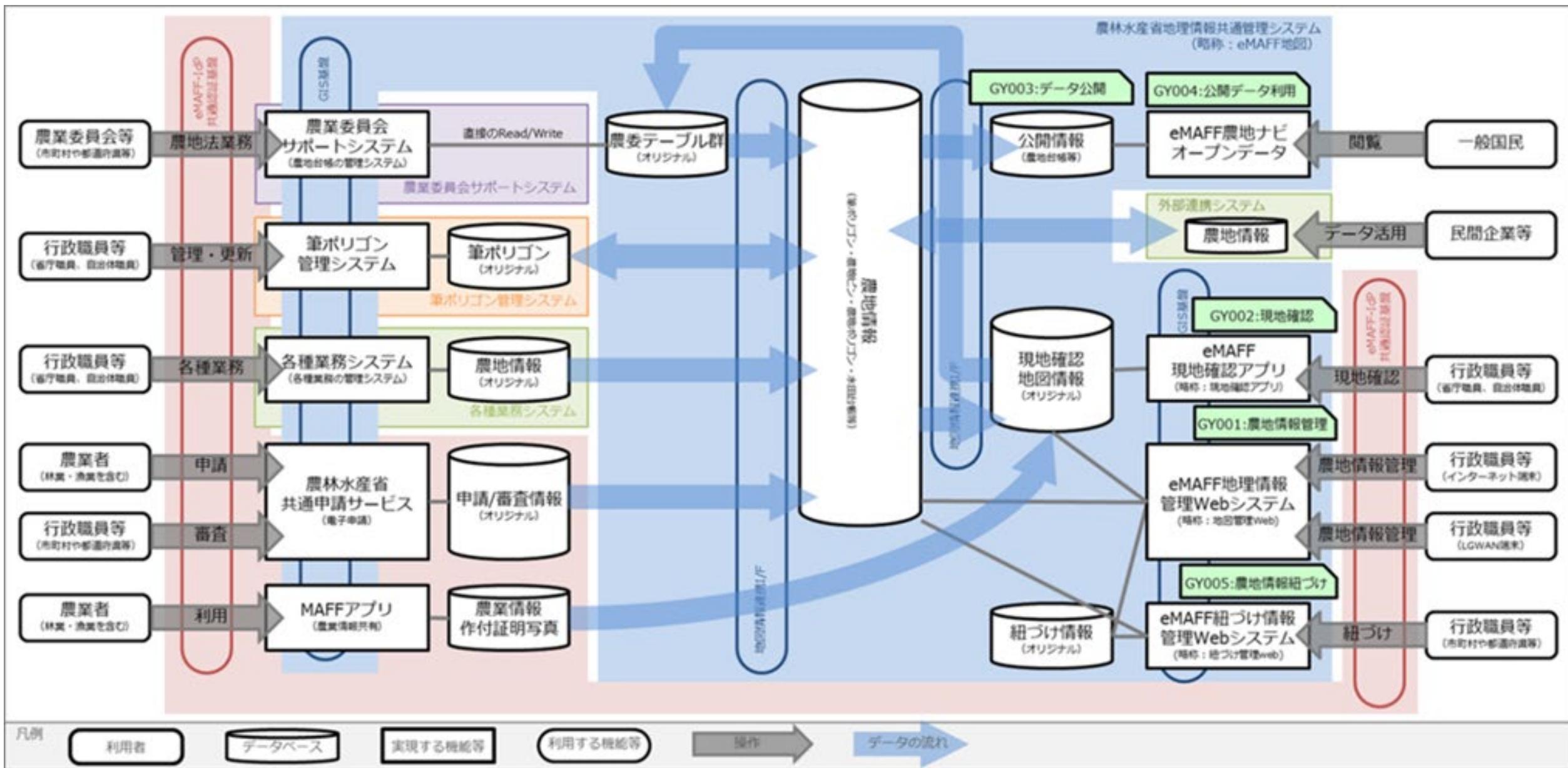
本システムにおける重大インシデント(大規模災害等) が発生した場合、以下「表 10-6 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務」の対応を行う。

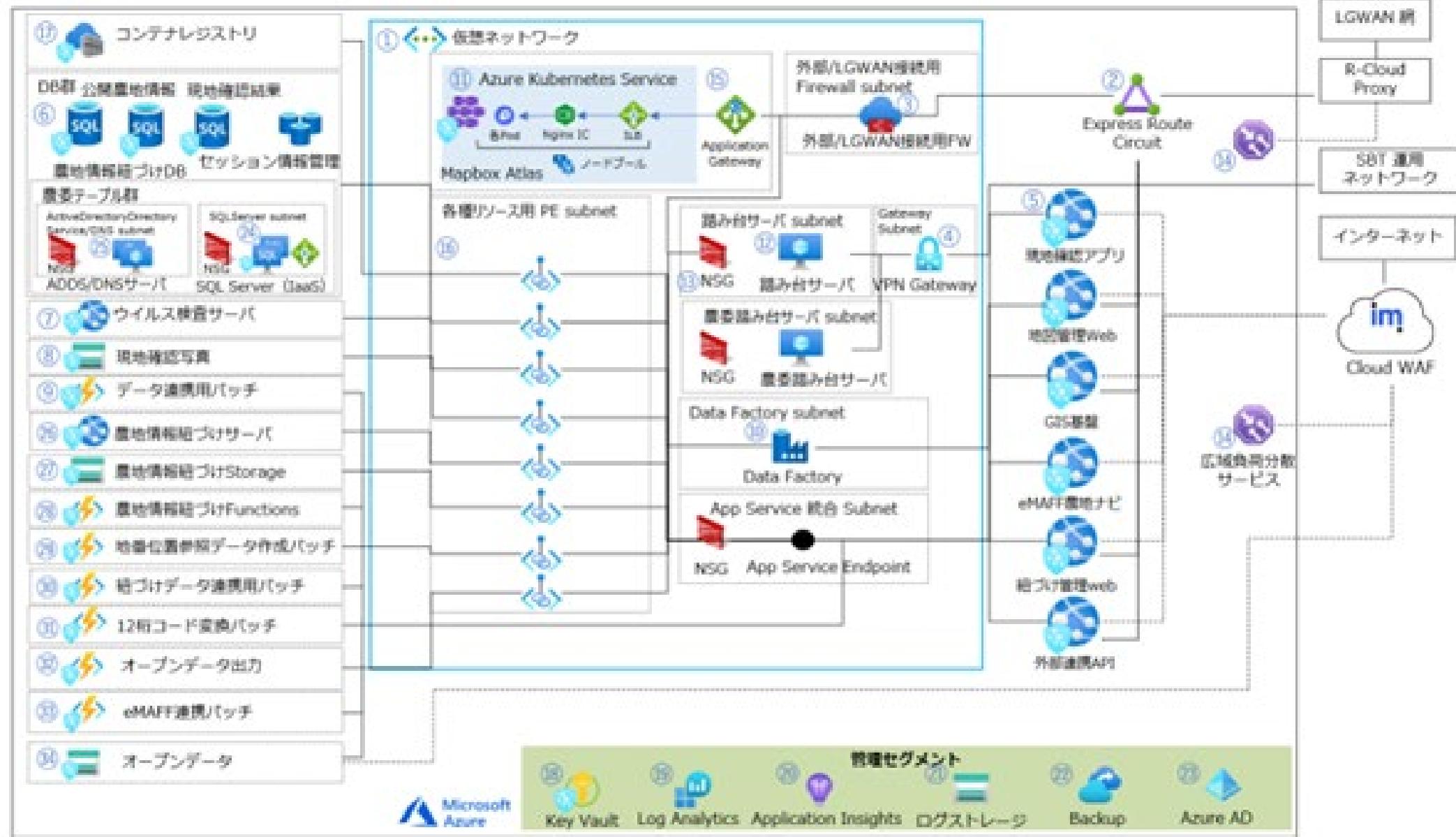
対応方法、フロー、役割分担などは「eMAFF 地図-13-0000-01\_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

**表 10-6 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務**

項目番	業務名	説明
1	災害対策発動	災害発動の発令をかける※サービス事業者に準ずる。
2	緊急連絡	システム管理者へ連絡する。また、影響を受ける外部システムのシステム運用業者へ連絡する。
3	緊急対策委員会の設置	災害発動時にシステム復旧までの緊急委員会を設置する。
4	災害復旧実施	災害復旧を実施する。
5	災害発生時運用業務	災害環境における復旧までの運用業務を実施する。
6	通常業務への復帰	災害発生時運用から通常運用への復帰状況を確認する。

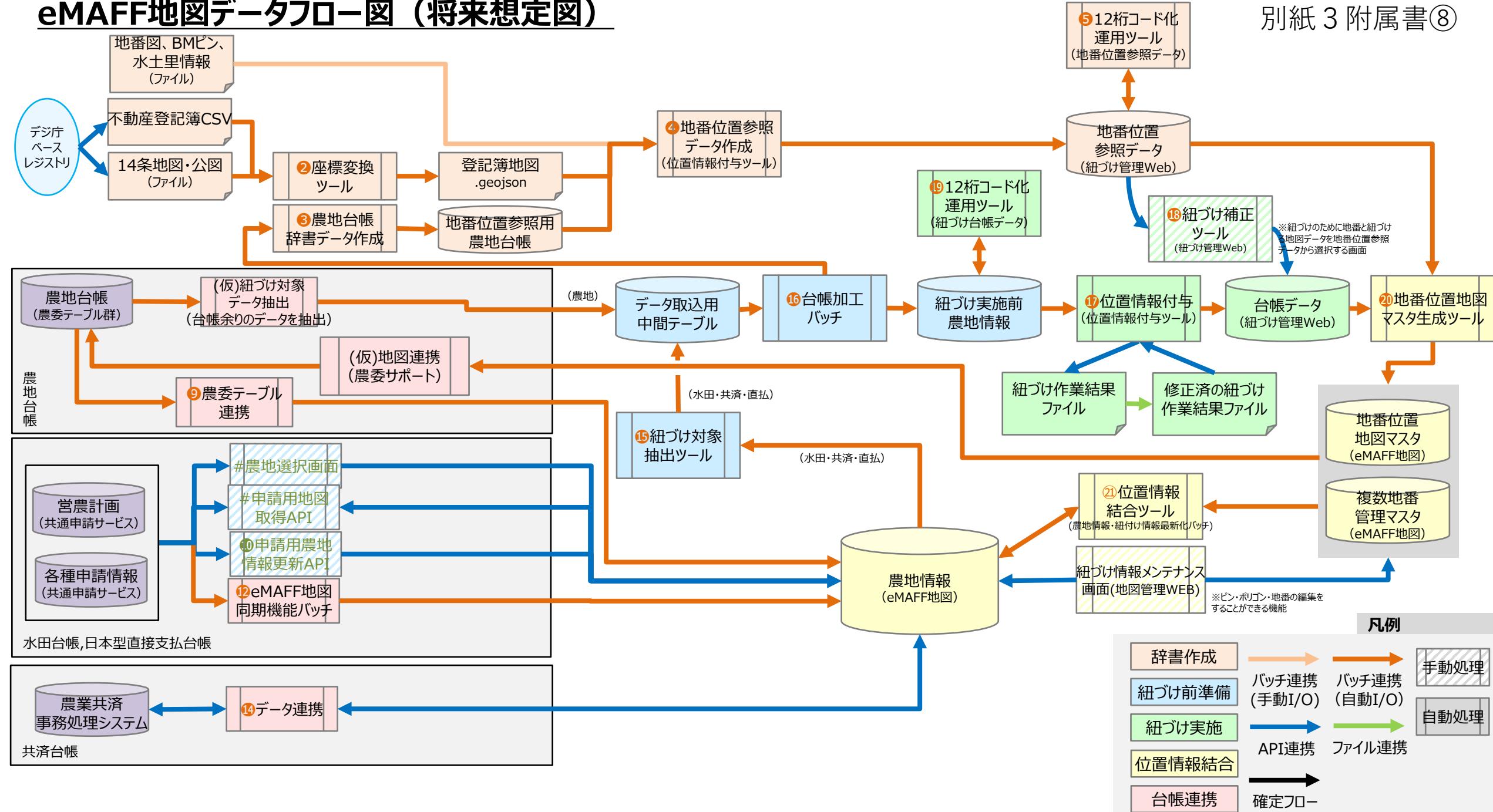






# eMAFF地図データフロー図（将来想定図）

別紙3 附属書⑧



## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

### I 情報セキュリティポリシーの遵守

1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。

3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

### II 応札者に関する情報の提供

1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属・専門性(保有資格、研修受講実績等)・実績(業務実績、経験年数等)及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報(○○国籍の者が△名(又は□%)等)を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

(1)ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2)プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

### III 業務の実施における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1)本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2)本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3)本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4)本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5)農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6)本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7)本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。

## 2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1)情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
  - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
  - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
  - ウ ログの取得・監視
  - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
  - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
  - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
  - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
  - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2)本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3)本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4)私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。

(5)本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

(1)本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

(2)成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。

(3)本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

#### IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1)本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)。

(2)本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。

2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1)情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア)農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

サービス不能攻撃を監視する機能

- (イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ) 端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ) ネットワークセグメント間の通信を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
- イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
- ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
- エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

(3) 開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
- イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
- ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変更が加えられないための管理体制を求めること。

(4) 要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。

- ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
- ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件

(5) 開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。

- ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離するとした場合に、分離を確実にするための要件

- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件
- ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件
- エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

- ア 主体認証機能
- イ アクセス制御機能
- ウ 権限管理機能
- エ 識別コード・主体認証情報の付与管理
- オ ログの取得・管理
- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク 監視機能
- ケ ソフトウェアに関する脆(せい)弱性等対策
- コ 不正プログラム対策
- サ サービス不能攻撃対策
- シ 標的型攻撃対策
- ス 動的なアクセス制御
- セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ
- ソ 政府ドメイン名(go.jp)の使用
- タ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

(3) 情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2025年5月27日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
- キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージ

ヨンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2)情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

- ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
- イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
- ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3)情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

- ア 監視するイベントの種類や重要度
- イ 監視体制
- ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段
- エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
- オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4)情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5)情報システムにおいて定期的に脆(せい)弱性対策の状況を確認すること。

(6)情報システムに脆(せい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(せい)弱性の対策を行うこと。

(7)要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

- ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し
- イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8)ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9)不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

(1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

## (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

### V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

- 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。
  - (1) 業務委託サービス中断時の復旧要件
  - (2) 業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法
- 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- 4 ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
- 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
- 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、Ⅱの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
- 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
- 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
- 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
- 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

### VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

## 1 サービス条件

- (1)クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2)クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3)クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4)本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5)クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6)ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7)原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8)ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。

## 2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1)クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
  - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求事項を満たすこと。
  - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
  - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
  - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
  - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
  - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサービス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。

ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。

ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の要求事項を満たすこと。

(2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コードの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理

イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス利用者に対する、強固な認証技術による認証

ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省の要求事項を満たすための措置の実施

(3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセス制御

イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずにクラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切なセキュリティ対策

(4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制

イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なログの管理

(6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施

イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等の関連する規則の確認

ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理

(7)クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策

イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用

ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用

エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策

(8)クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視

イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測

ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法

エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視

(9)クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。

(10)クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。

### 3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

(1)導入・構築時の対策

ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順

(イ)クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順

イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理

(イ)クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項

(ウ)クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

### (2) 運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

(イ)クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

(イ)クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆(せい)弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(イ)クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

(ウ)クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスの不正利用の監視

(イ)クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

(イ)要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

(ウ)クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

### (3) 更改・廃棄時の対策

ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

#### VII Webシステム／Webアプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Webシステム／Webアプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Webシステム／Webアプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

#### VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(せい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
  - (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験

の実施手順及び結果)

- (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとすること。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅷの1及びⅧの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式及び企画競争方式にあっては提案書等の評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びXに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

【別紙5】

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・その他 ( )		
----------	--	--

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、  
その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託すること也可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ( )		

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、  
その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

エ みどり戦略の理解に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ( )		

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、  
その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

## 令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務

事業者名：  
日付： 令和 年 月 日

No.	資料名	頁	仕様書の該当記載内容	分類 (意見/質問)	意見/質問内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

別紙7

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ  
デジタル政策推進チーム 宛

資料閲覧申込書

「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務」に係る資料閲覧を申し込みます。

申込日： 令和 年 月 日

1 会社名：

2 住所：

3 部署名・担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧日時： 第1候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分  
第2候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分  
第3候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

7 閲覧者氏名：

：  
：  
：  
：

別紙8

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ  
デジタル政策推進チーム 宛

機密保持誓約書

「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報を除く。）を本調達の目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩することのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本業務に係る調達の期間中及び終了後に関わらず、守秘義務を負います。
- 4 上記1～3に反して、情報の開示、漏えい若しくは使用した場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

別紙9 証明書別添資料

仕様書 該当箇所	仕様書 記載内容	回答欄
5 作業の実施体制・方法 (2)作業要員に求める資格等の要件	<p>本業務にあたるシステムエンジニアは、農林水産省に対して問題解決に資する情報を的かつ速やかに提供できる技術力を有すること。</p> <p>受注者は、運用保守業務の業務全体管理者及び担当者等の役割に応じて次に示すスキル・経験を持つ人員を充て、プロジェクト全体として全ての要件を満たす作業実施体制とすること。</p> <p>なお、同一要員がすべての資格・実績を保有していない場合は、農林水産省との協議により、同一チーム内の複数名で資格・実績要件を満たすことを認める場合がある。</p> <p>再請負をする場合には、再請負先の作業・意思決定権を持つ再請負先責任者を再請負先に配置すること。再請負先責任者及びその要員について、再請負の内容に適した資格・経験等を保有していることを確認すること。業務全体責任者は、再請負先も含めた業務の全体の進行管理を実施すること。</p> <p><b>ア業務全体管理者</b> 本業務全体を管理し、本業務における作業・意思決定の責任を持つ者として（ア）、（イ）及び（ウ）の全要件を満たす者を配置することし、定例及び重要かつ緊急時の打合せには原則参加すること。ただし、（ウ）については責任者を補佐する者が満たしている場合も可とする。 (ア)プロジェクト管理の経験を5年以上有し、標準ガイドラインを熟知しており、本業務実施範囲について、EVM (Earned Value Management) を用いたプロジェクト管理を行えること。 (イ)官公庁における情報システムの設計開発業務について、直近5年以内にプロジェクト管理者レベルとして業務を実施し、適正に業務を完了した実績を有すること。 (ウ)P M P (Project Management Professional) 若しくは情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）のいずれかの資格を有すること。</p> <p><b>イ運用・保守業務担当者（運用保守）</b> 情報システムの運用・保守業務の経験年数を2年以上有する者を1名以上配置すること。加えて受注者は、原則業務完了まで継続して続けられる者を担当者とすること。万が一交代する場合も担当部署の事前承認を得た上で、同等以上の人物を確保すること。 なお、本業務を行う担当者は、業務を効率的、効果的に推進するために求められる業務遂行能力を有すること。 ・情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力 ・課題・改善点を識別し、改善する能力 ・担当する職務に応じた技術力（クラウド業務を実施する場合は、（Azure）のスキル） また、運用・保守を行う担当者には、以下の資格のいずれかを有する者を1名以上配置すること。 Azure Solutions Architect Expert / Azure Administrator Associate</p> <p><b>ウ運用・保守業務担当者（紐づけ実施）</b> 受注者は、紐づけ実施業務の遂行にあたり、G I S、農地情報及びその諸制度について知識のある者、ならびに本業務に必要な知識・知見のある者を確保すると共に、適切な作業体制を確保すること。 なお、作業体制全体として満たすべき要件は以下の通り。 (ア)直近5年間に、クラウドサービスを用いたシステムの運用・保守業務の実績を有すること。 (イ)IPAの情報処理技術者試験の高度試験のうち、ネットワークスペシャリスト試験又はITサービスマネージャ試験のいずれかに合格している、あるいは情報処理安全確保支援士、情報セキュリティスペシャリスト又はテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の認定資格を有する者を配置すること。</p>	
8 入札参加資格に関する事項 (1)競争参加資格	予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条件下、特別の理由がある場合に該当する。 イ令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。	
8 入札参加資格に関する事項 (2)公的な資格や認証等の取得	応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。 (ア)品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものである。）の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。 (イ)上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）。 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。 (ア)情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。 (イ)一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。 (ウ)個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。 応札者は以下の（ア）又は（イ）のいずれかの条件を満たすこと。 (ア)クラウドサービスプロバイダーから代理店の認定を受け、かつLicensing Solution Partner (LSP) の登録を受けていること。加えて、本案件の関係者が、日本国内のクラウドサービスプロバイダーから日本語で契約や技術に関するサポートを受けられる商流であること。 (イ)国内企業のディストリビュータ経由でクラウドサービスの再販が可能であること。	
8 入札参加資格に関する事項 (3)受注実績	本調達を受注する業者は、本調達の実績以前5年以内に、クライアント端末が3,000台以上を有し、かつ、全国規模の情報ネットワークシステムの設計、開発を行った実績を複数有するものであること。また、情報システムを導入予定のパッククラウドへの移行又は構築を行った実績を過去3年以内に有すること。ただし、実績があったとしても、情報システムの受注者から委託、委任、代理又は下請けされたものである場合は、ここでいう実績には含まれない。	
8 入札参加資格に関する事項 (4)複数事業者による共同入札	複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。 イ共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関して協定の内容に含めること。 ウ共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。 エ共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。	

8 入札参加資格に関する事項 (5)入札制限	<p>ア調達の公平性の観点から本仕様書の作成支援事業者である「令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」及び「農地情報組づけ実施業務」の工程管理・コンサルティング業務」の受注事業者（再請負先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。</p> <p>イ相互けん制の観点から、「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム「改修業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務」の本業務は、相互に入札制限の対象とする。</p> <p>ウ本業務を直接担当する農林水産省ITアドバイザー（デジタル統括アドバイザーに相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その中に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。</p> <p>エ応札者は、eMAFF地図で利用中のパブリッククラウドにおいて運用・保守を行った実績を過去3年以内に有すること。</p>
---------------------------	---

別紙4 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様「XI 資料等の提出」

該当箇所	記載内容	回答欄
IIの1	<p>応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。</p> <p>なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載とともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○○国籍の者が△名（又は□名）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。</p>	
IIの2	<p>応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）</p> <p>（1）ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等</p> <p>（2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等</p> <p>（3）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書</p>	
IIIの1	<p>受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。</p> <p>（1）本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。</p> <p>（2）本業務に従事した要員が異動、退職等をした後ににおいても有効な守秘義務契約を締結すること。</p> <p>（3）本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。</p> <p>（4）本業務において、個人情報又は農林水産省における機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。</p> <p>（5）農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。</p> <p>（6）本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。</p> <p>（7）本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。</p>	
IVの1	<p>受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。</p> <p>（1）本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。</p> <p>（2）本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど）を整備していること。</p>	
Vの6	業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。	
Vの7	業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。	
Vの8	業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、IIの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。	
VIの1（5）	クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。	
VIの1（6）	ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。	
VIの1（8）	ISMAPPクラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAPPの管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標（3桁の番号で表現される項目）及び末尾にBが付された詳細管理策（4桁の番号で表現される項目）を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。	
VIIIの1	納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。	
VIIIの6	ISO/IEC 15408に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）	

## AWS/Azure設定確認リスト

【PaaS/IaaS】 基本的な設定すべきセキュリティ対策 (AWS/Azure)	担当		役割分担に関する補足
	MAFFクラウド管理者(PMO)	PJMO	
<b>IDおよびアクセス管理</b>			
組織が許可したアカウントの管理		○	
管理者アカウントに対する多要素認証の利用	△	○	多要素認証を設定していない限りあらゆるAWS/Azureリソースの操作が出来ないよう設定
管理者アカウントに紐づく最新の連絡先の登録と定期的な見直し	△	○	年度末に実施
必要最低限の管理者権限の割当て	△	○	AWS : Configを利用して実施 Azure : Azure Policyを利用して実施
グループを利用した権限の設定		○	
管理者アカウントに関する復旧手段の確保		○	
すべてのアカウントへのパスワードポリシーの適用	△	○	AWS : Configを利用して実施 Azure : Azure Policyを利用して実施
アクセスキー、サービスアカウントキー等の適切な管理		○	
管理者アカウントと日常的に使用するアカウントの分離		○	ユーザーの払い出しありはPJMO管理
アカウント・権限・認証情報の定期的な見直し		○	年度末に実施
<b>AWSにおいて考慮すべき設定</b>			
AWS サポートセンターへのアクセス設定		○	
IAMに保存されているサーバ証明書の管理		○	
IAM Access analyzerの有効化		○	
<b>Azureにおいて考慮すべき設定</b>			
Microsoft Azure サポートセンターへのアクセス設定		○	
Azure App Serviceに保存されているサーバ証明書の管理		○	
<b>ログの記録と監視</b>			
ログの有効化及び取得	△	○	MAFFクラウド管理者側で有効化の為の手順を作成し、PJMOに配布
ログの一元管理	△	○	
ログの保護	△	○	管理者アカウントで保管
ログの監視/通知の設定	△	○	AWS : アクセスログなどは管理者アカウント側でGuardDutyを用いて対応。 Azure : アクセスログなどは管理アカウント側でMicrosoft Defender for Cloudを用いて対応。 そのほかのログについてはPJMOに一任。
<b>ネットワーク</b>			
ロードバランサの接続設定		○	
<b>仮想マシン</b>			
最新のOSパッチの適用確認		○	
不正プログラム対策ソフトウェアの導入		○	
攻撃対象となるネットワークポートへのアクセス制限		○	
<b>ストレージ</b>			
匿名/公開アクセスの禁止	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
ストレージアクセスの通信設定	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
<b>AWSにおいて考慮すべき設定</b>			
Amazon RDSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Amazon EBSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
<b>Azureにおいて考慮すべき設定</b>			
Azure Databaseの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Azure Disk Storageの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視

## 別紙11

項目	見出し	要件	備考	必須可否
1 認証・認可	1.1 ユーザー認証	1.1.1 特定のユーザーや管理者のみに表示・実行を許可すべき画面や機能、APIでは、ユーザー認証を実施すること	特定のユーザーや管理者のみにアクセスを許可したいWebシステムでは、ユーザー認証を行う必要があります。また、ユーザー認証が成功した後にはアクセス権限を確認する必要があります。そのため、認証済みユーザーのみがアクセス可能な箇所を明示しておくことが望ましいでしょう。リスクベース認証や二要素認証など認証をより強固にする仕組みもあります。不特定多数がアクセスする必要がない場合には、IPアドレスなどによるアクセス制限も効果があります。OpenIDなどIdP(ID Provider)を利用する場合には信頼できるプロバイダであるかを確認する必要があります。IdPを使った認証・認可を行う場合も他の認証・認可に関する要件を満たすものを利用することが望ましいです。	必須
		1.1.2 上記画面や機能に含まれる画像やファイルなどの個別のコンテンツ（非公開にすべきデータは直接URLで指定できる公開ディレクトリに配置しない）では、ユーザー認証を実施すること		必須
		1.1.3 多要素認証を実施すること	多要素認証 (Multi Factor Authentication: MFA) とは、例えばパスワードによる認証に加え、TOTP (Time-Based One-Time Password : 時間ベースのワンタイムパスワード) やデジタル証明書など二つ以上の要素を利用した認証方式です。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
	1.2 ユーザーの再認証	1.2.1 個人情報や機微情報を表示するページに遷移する際には、再認証を実施すること	ユーザー認証はセッションにおいて最初の一度だけ実施するのではなく、重要な情報や機能へアクセスする際には再認証を行うことが望ましいでしょう。	推奨
		1.2.2 パスワード変更や決済処理などの重要な機能を実行する際には、再認証を実施すること		推奨
	1.3 パスワード	1.3.1 ユーザー自身が設定するパスワード文字列は最低8文字以上であること	認証を必要とするWebシステムの多くは、パスワードを本人確認の手段として認証処理を行います。そのためパスワードを盗聴や盗難などから守ることが重要になります。	必須
		1.3.2 登録可能なパスワード文字列の最大文字数は64文字以上であること	パスワードを処理する関数の中には最大文字数が少ないものもあるので注意する必要があります。	必須
		1.3.3 パスワード文字列として使用可能な文字種は制限しないこと	任意の大小英字、数字、記号、空白、Unicode文字など任意の文字が利用可能である必要があります。	必須
		1.3.4 パスワード文字列の入力フォームはinput type="password"で指定すること	基本的にinputタグのtype属性には「password」を指定しますが、パスワードを一時的に表示する可視化機能を実装する場合にはこの限りではありません。	必須
		1.3.5 ユーザーが入力したパスワード文字列を次画面以降で表示しないこと(hiddenフィールドなどのHTMLソース内やメールも含む)		必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
1.3 パスワード管理		1.3.6 パスワードを保存する際には、平文で保存せず、Webアプリケーションフレームワークなどが提供するハッシュ化とsaltを使用して保存する関数を使用すること	関数が存在しない場合にはパスワードは「パスワード文字列+salt（ユーザー毎に異なるランダムな文字列）」をハッシュ化したものとsaltのみを保存する必要があります。（saltは20文字以上であることが望ましい） パスワード文字列のハッシュ化をさらに安全にする手法としてストレッ칭があります。	必須
		1.3.7 ユーザー自身がパスワードを変更できる機能を用意すること		必須
		1.3.8 パスワードはユーザー自身に設定されること システムが仮パスワードを発行する場合はランダムな文字列を設定し、安全な経路でユーザーに通知すること		推奨
		1.3.9 パスワードの入力欄でペースト機能を禁止しないこと	長いパスワードをユーザーが利用出来るようにするためにペースト機能を禁止しないようにする必要があります。	推奨
		1.3.10 パスワード強度チェッカーを実装すること	使用する文字種や文字数を確認し、ユーザー自身にパスワードの強度を示せるようにします。またユーザーIDと同じ文字列や漏洩したパスワードなどのリストとの突合を行う必要があります。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
		1.4.1 認証時に無効なパスワードで10回試行があった場合、最低30分間はユーザーがロックアウトされた状態にすること	パスワードに対する総当たり攻撃や辞書攻撃などから守るために、試行速度を遅らせるアカウントロック機能の実装が有効な手段になります。アカウントロックの試行回数、ロックアウト時間については、サービスの内容に応じて調整することが必要になります。	必須
		1.4.2 ロックアウトは自動解除を基本とし、手動での解除は管理者のみ実施可能とすること		推奨
		1.5.1 パスワードリセット機能について パスワードリセットを実行する際にはユーザー本人しか受け取れない連絡先（あらかじめ登録しているメールアドレス、電話番号など）にワンタイムトークンを含むURLなどの再設定方法を通知すること	連絡先については、事前に受け取り確認をしておくことでより安全性を高めることができます。 使用されたワンタイムトークンは破棄し、有効期限を12時間以内とし必要最低限に設定してください。	必須
		1.5.2 パスワードはユーザー自身に再設定させること		必須
		1.6.1 アクセス制御について Webページや機能、データをアクセス制御（認可制御）する際には認証情報・状態を元に権限があるかどうかを判別すること	認証により何らかの制限を行う場合には、利用しようとしている情報や機能へのアクセス（読み込み・書き込み・実行など）権限を確認することでアクセス制御を行うことが必要になります。 画像やファイルなどのコンテンツ、APIなどの機能に対しても、全て個別にアクセス権限を設定、確認する必要があります。 これらはアクセス権限の一覧表に基づいて行います。 CDNなどをを利用してコンテンツを配置するなどアクセス制御を行うことが困難な場合、予測が困難なURLを利用することでアクセスされにくくする方法もあります。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		1.6.2 公開ディレクトリには公開を前提としたファイルのみ配置すること	公開ディレクトリに配置したファイルは、URLを直接指定することでアクセスされる可能性があります。そのため、機微情報や設定ファイルなどの公開する必要がないファイルは、公開ディレクトリ以外に配置する必要があります。	必須
		1.7 アカウントの無効化機能について	不正にアカウントを利用されていた場合に、アカウントを無効化することで被害を軽減することができます。	推奨
2 セッション管理	2.1 セッションの破棄について	2.1.1 認証済みのセッションが一定時間以上アイドル状態にあるときはセッションタイムアウトとし、サーバー側のセッションを破棄しログアウトすること	認証を必要とするWebシステムの多くは、認証状態の管理にセッションIDを使ったセッション管理を行います。認証済みの状態にあるセッションを不正に利用されないためには、使われなくなったセッションを破棄する必要があります。セッションタイムアウトの時間については、サービスの内容やユーザー利便性に応じて設定することが必要になります。また、NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	必須
		2.1.2 ログアウト機能を用意し、ログアウト実行時にはサーバー側のセッションを破棄すること	ログアウト機能の実行後にその成否をユーザーが確認できることを望ましい。	必須
	2.2 セッションIDについて	2.2.1 Webアプリケーションフレームワークなどが提供するセッション管理機能を使用すること	セッションIDを用いて認証状態を管理する場合、セッションIDの盗聴や推測、攻撃者が指定したセッションIDを使用させられる攻撃などから守る必要があります。 また、セッションIDは原則としてcookieにのみ格納すべきです。	必須
		2.2.2 セッションIDは認証成功後に発行すること 認証前にセッションIDを発行する場合は、認証成功直後に新たなセッションIDを発行すること		必須
		2.2.3 ログイン前に機微情報をセッションに格納する時点でセッションIDを発行または再生すること		必須
		2.2.4 認証済みユーザーの特定はセッションに格納した情報を元に行うこと		必須
	2.3 CSRF（クロスサイトリクエストフォージェリー）対策の実施について	2.3.1 ユーザーにとって重要な処理を行う箇所では、ユーザー本人の意図したリクエストであることを確認できるようにすること	正規ユーザー以外の意図により操作されることは困る処理を行う箇所では、フォーム生成の際に他者が推測困難なランダムな値（トークン）をhiddenフィールドやcookie以外のヘッダーフィールド（X-CSRF-TOKENなど）に埋め込み、リクエストをPOSTメソッドで送信します。フォームデータを処理する際にトークンが正しいことを確認することで、正規ユーザーの意図したリクエストであることを確認することができます。 また、別の方法としてパスワード再入力による再認証を求める方法もあります。 cookieのSameSite属性を適切に使うことによって、CSRFのリスクを低減する効果があります。SameSite属性は一部の状況においては効果がないこともあるため、トークンによる確認が推奨されます。	必須
3 入力処理	3.1 パラメーターについて	3.1.1 URLにユーザーID やパスワードなどの機微情報を格納しないこと	URLは、リファー情報などにより外部に漏えいする可能性があります。そのため URLには秘密にすべき情報は格納しないようにする必要があります。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		3.1.2 パラメーター（クエリーストリング、エンティティボディ、cookieなどクライアントから受け渡される値）にパス名を含めないこと	ファイル操作を行う機能などにおいて、URL パラメーターやフォームで指定した値でパス名を指定できるようにした場合、想定していないファイルにアクセスされてしまうなどの不正な操作を実行されてしまう可能性があります。	必須
		3.1.3 パラメーター要件に基づいて、入力値の文字種や文字列長の検証を行うこと	各パラメーターは、機能要件に基づいて文字種・文字列長・形式を定義する必要があります。入力値に想定している文字種や文字列長以外の値の入力を許してしまう場合、不正な操作を実行されてしまう可能性があります。サーバー側でパラメーターを受け取る場合、クライアント側での入力値検証の有無に関わらず、入力値の検証はサーバー側で実施する必要があります。	必須
	3.2 ファイルアップロードについて	3.2.1 入力値としてファイルを受け付ける場合には、拡張子やファイルオーマットなどの検証を行うこと	ファイルのアップロード機能を利用した不正な実行を防ぐ必要があります。画像ファイルを扱う場合には、ヘッダー領域を不正に加工したファイルにも注意が必要です。	必須
		3.2.2 アップロード可能なファイルサイズを制限すること	圧縮ファイルを展開する場合には、解凍後のファイルサイズや、ファイルパスやシンボリックリンクを含む場合のファイルの上書きにも注意が必要です。	必須
	3.3 XMLを使用する際の処理について	3.3.1 XMLを読み込む際は、外部参照を無効にすること	手法についてはXML External Entity Prevention Cheat Sheetなどを参照してください。 <a href="https://cheatsheetseries.owasp.org/cheatsheets/XML_External_Entity_Prevention_Cheat_Sheet.html">https://cheatsheetseries.owasp.org/cheatsheets/XML_External_Entity_Prevention_Cheat_Sheet.html</a>	必須
	3.4 デシリアライズについて	3.4.1 信頼できないデータ供給元からのシリализされたオブジェクトを受け入れないこと	デシリアライズする場合は、シリализしたオブジェクトにデジタル署名などを付与し、信頼できる供給元が発行したデータであるかを検証してください。	必須
	3.5 外部リソースへのリクエスト送信について	3.5.1 他システムに接続や通信を行う場合は、外部からの入力によって接続先を動的に決定しないこと	外部から不正なURLやIPアドレスなどが挿入されると、SSRF(Server-Side Request Forgery)の脆弱性になる可能性があります。外部からの入力によって接続先を指定せざるを得ない場合は、ホワイトリストを基に入力値の検証を実施するとともに、アプリケーションレイヤーだけではなくネットワークレイヤーでのアクセス制御も併用する必要があります。	推奨
4 出力処理	4.1 HTMLを生成する際の処理について	4.1.1 HTMLとして特殊な意味を持つ文字（< > " ' &）を文字参照によりエスケープすること	外部からの入力により不正なHTMLタグなどが挿入されてしまう可能性があります。「<」→「&lt;」や「&」→「&amp;」、「"」→「&quot;」のようにエスケープを行う必要があります。スクリプトによりクライアント側でHTMLを生成する場合も、同等の処理が必要です。実装の際にはこれらを自動的に実行するフレームワークやライブラリを使用することが望ましいでしょう。また、その他にもスクリプトの埋め込みの原因となるものを作らないようにする必要があります。 XMLを生成する場合も同様にエスケープが必要です。	必須
		4.1.2 外部から入力したURLを出力するときは「http://」または「https://」で始まるもののみを許可すること		必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		4.1.3 <script>...</script>要素の内容やイベントハンドラ（onmouseover=""など）を動的に生成しないようにすること	<script>...</script>要素の内容やイベントハンドラは原則として動的に生成しないようにすべきですが、jQueryなどのAjaxライブラリを使用する際はその限りではありません。ライブラリについては、アップデート状況などを調べて信頼できるものを選択するようにしましょう。	必須
		4.1.4 任意のスタイルシートを外部サイトから取り込めないようにすること		必須
		4.1.5 HTMLタグの属性値を「」で囲うこと	HTMLタグ中のname="value"で記される値(value)にユーザーの入力値を使う場合、「」で囲わない場合、不正な属性値を追加されてしまう可能性があります。	必須
		4.1.6 CSSを動的に生成しないこと	外部からの入力により不正なCSSが挿入されると、ブラウザに表示される画面が変更されたり、スクリプトが埋め込まれる可能性があります。	必須
4.2	JSONを生成する際の処理について	4.2.1 文字列連結でJSON文字列を生成せず、適切なライブラリを用いてオブジェクトをJSONに変換すること	適切なライブラリがない場合は、JSONとして特殊な意味を持つ文字（"¥,:{}[]）をUnicodeエスケープする必要があります。	必須
4.3	HTTPレスポンスヘッダーについて	4.3.1 HTTPレスポンスヘッダーのContent-Typeを適切に指定すること	一部のブラウザではコンテンツの文字コードやメディアタイプを誤認識させることで不正な操作が行える可能性があります。これを防ぐためには、HTTPレスポンスヘッダーを「Content-Type: text/html; charset=utf-8」のように、コンテンツの内容に応じたメディアタイプと文字コードを指定する必要があります。	必須
		4.3.2 HTTPレスポンスヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	HTTPヘッダーフィールドの生成時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、改行コードを入力することで不正なHTTPヘッダーやコンテンツを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、HTTPヘッダーフィールドを生成する専用のライブラリなどを使うようになることが望ましいでしょう。	必須
4.4	その他の出力処理について	4.4.1 SQL文を組み立てる際に静的プレースホルダを使用すること	SQL文の組み立て時に不正なSQL文を挿入されることで、SQLインジェクションを実行されてしまう可能性があります。これを防ぐためにはSQL文を動的に生成せず、プレースホルダを使用してSQL文を組み立てる必要があります。 静的プレースホルダとは、JIS/ISOの規格で「準備された文(Prepared Statement)」と規定されているものです。	必須
		4.4.2 プログラム上でOSコマンドやアプリケーションなどのコマンド、シェル、eval()などによるコマンドの実行を呼び出して使用しないこと	コマンド実行時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、外部から任意のコマンドを実行されてしまう可能性があります。コマンドを呼び出して使用しないことが望ましいでしょう。	必須
		4.4.3 リダイレクタを使用する場合には特定のURLのみに遷移できるようにすること	リダイレクタのパラメーターに任意のURLを指定できる場合（オープンリダイレクタ）、攻撃者が指定した悪意のあるURLなどに遷移させられる可能性があります。	必須
		4.4.4 メールヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	メールの送信処理にユーザーが指定した値を挿入できる場合、不正なコマンドなどを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、不正な改行コードを使用できないメール送信専用のライブラリなどを使うようになることが望ましいでしょう。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		4.4.5 サーバ側のテンプレートエンジンを使用する際に、テンプレートの変更や作成に外部から受け渡される値を使用しないこと	サーバ側のテンプレートエンジンを使用してテンプレートを組み立てる際に不正なテンプレートの構文を挿入されることで、任意のコードを実行される可能性があります。 外部から渡される値をテンプレートの組み立てに使用せず、レンダリングを行う際のデータとして使用する必要があります。 また、レンダリング時にはクロスサイトスクリプティングの脆弱性が存在しないか確認してください。	必須
5 HTTPS	5.1 HTTPSについて	5.1.1 Webサイトを全てHTTPSで保護すること	適切にHTTPSを使うことで通信の盗聴・改ざん・なりすましから情報を守ることができます。次のような重要な情報を扱う画面や機能ではHTTPSで通信を行う必要があります。 ・入力フォームのある画面 ・入力フォームデータの送信先 ・重要情報が記載されている画面 ・セッションIDを送受信する画面 HTTPSの画面内で読み込む画像やスクリプトなどのコンテンツについてもHTTPSで保護する必要があります。	必須
		5.1.2 サーバー証明書はアクセス時に警告が出ないものを使用すること	HTTPSで提供されているWebサイトにアクセスした場合、Webブラウザから何らかの警告が出るということは、適切にHTTPSが運用されておらず盗聴・改ざん・なりすましから守られていません。適切なサーバー証明書を使用する必要があります。	必須
		5.1.3 TLS1.2以上のみを使用すること	SSL2.0／3.0、TLS1.0／1.1には脆弱性があるため、無効化する必要があります。使用する暗号スイートは、7.2.1を参照してください。	必須
		5.1.4 レスポンスヘッダーにStrict-Transport-Securityを指定すること	Hypertext Strict Transport Security(HSTS)を指定すると、ブラウザがHTTPSでアクセスするよう強制できます。	必須
6 cookie	6.1 cookieの属性について	6.1.1 Secure属性を付けること	Secure属性を付けることで、http://でのアクセスの際にはcookieを送出しないようにできます。特に認証状態に紐付けられたセッションIDを格納する場合には、Secure属性を付けることが必要です。	必須
		6.1.2 HttpOnly属性を付けること	HttpOnly属性を付けることで、クライアント側のスクリプトからcookieへのアクセスを制限することができます。	必須
		6.1.3 Domain属性を指定しないこと	セッションフィクセイションなどの攻撃に悪用されることがあるため、Domain属性は特に必要がない限り指定しないことが望ましいでしょう。	推奨
7 その他	7.1 エラーメッセージについて	7.1.1 エラーメッセージに詳細な内容を表示しないこと	ミドルウェアやデータベースのシステムが outputするエラーには、攻撃のヒントになる情報が含まれているため、エラーメッセージの詳細な内容はエラーログなどに出力するべきです。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
	7.2 暗号アルゴリズムについて	7.2.1 ハッシュ関数、暗号アルゴリズムは『電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』に記載のものを使用すること	広く使われているハッシュ関数、疑似乱数生成系、暗号アルゴリズムの中には安全でないものもあります。安全なものを使用するためには、『電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』や『TLS暗号設定ガイドライン』に記載されたものを使用する必要があります。	必須
	7.3 亂数について	7.3.1 鍵や秘密情報などに使用する乱数的性質を持つ値を必要とする場合には、暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用すること	鍵や秘密情報に予測可能な乱数を用いると、過去に生成した乱数値から生成する乱数値が予測される可能性があるため、ハッシュ関数などを用いて生成された暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用する必要があります。	必須
	7.4 基盤ソフトウェアについて	7.4.1 基盤ソフトウェアはアプリケーションの稼働年限以上のものを選定すること  7.4.2 既知の脆弱性のないOSやミドルウェア、ライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントを使用すること	脆弱性が発見された場合、修正プログラムを適用しないと悪用される可能性があります。そのため、言語やミドルウェア、ソフトウェアの部品などの基盤ソフトウェアは稼働期間またはサポート期間がアプリケーションの稼働期間以上のものを利用する必要があります。もしアプリケーションの稼働期間中に基盤ソフトウェアの保守期間が終了した場合、危険な脆弱性が残されたままになる可能性があります。  利用コンポーネントにOSSが含まれる場合は、SCA（ソフトウェアコンポジション解析）ツールを導入し、依存関係を包括的かつ正確に把握して対策が行えることが望ましいでしょう。	必須
	7.5 ログの記録について	7.5.1 重要な処理が行われたらログを記録すること	ログは、情報漏えいや不正アクセスなどが発生した際の検知や調査に役立つ可能性があります。認証やアカウント情報の変更などの重要な処理が実行された場合には、その処理の内容やクライアントのIPアドレスなどをログとして記録することが望ましいでしょう。ログに機微情報が含まれる場合にはログ自体の取り扱いにも注意が必要になります。	必須
	7.6 ユーザーへの通知について	7.6.1 重要な処理が行われたらユーザーに通知すること	重要な処理（パスワードの変更など、ユーザーにとって重要で取り消しが困難な処理）が行われたことをユーザーに通知することによって異常を早期に発見できる可能性があります。	推奨
	7.7 Access-Control-Allow-Originヘッダーについて	7.7.1 Access-Control-Allow-Originヘッダーを指定する場合は、動的に生成せず固定値を使用すること	クロスオリジンでXMLHttpRequest (XHR)を使う場合のみこのヘッダーが必要です。不要な場合は指定する必要はありませんし、指定する場合も特定のオリジンのみを指定する事が望ましいです。	必須
	7.8 クリックジャッキング対策について	7.8.1 レスポンスヘッダーにX-Frame-OptionsとContent-Security-Policyヘッダーのframe-ancestors ディレクティブを指定すること	クリックジャッキング攻撃に悪用されることがあるため、X-Frame-OptionsヘッダーフィールドにDENYまたはSAMEORIGINを指定する必要があります。  Content-Security-Policyヘッダーフィールドに frame-ancestors 'none' または 'self' を指定する必要があります。  X-Frame-Options ヘッダーは主要ブラウザでサポートされていますが標準化されていません。CSP レベル 2 仕様で frame-ancestors ディレクティブが策定され、X-Frame-Options は非推奨とされました。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
	7.9 キャッシュ制御について	7.9.1 個人情報や機微情報を表示するページがキャッシュされないよう Cache-Control: no-store を指定すること	個人情報や機密情報が含まれたページはCDNやロードバランサー、ブラウザなどのキャッシュに残ってしまうことで、権限のないユーザーが閲覧してしまう可能性があるためキャッシュ制御を適切に行う必要があります。	必須
	7.10 ブラウザのセキュリティ設定について	7.10.1 ユーザーに対して、ブラウザのセキュリティ設定の変更をさせるような指示をしないこと	ユーザーのWebブラウザのセキュリティ設定などを変更した場合や、認証局の証明書をインストールさせる操作は、他のサイトにも影響します。	必須
	7.11 ブラウザのセキュリティ警告について	7.11.1 ユーザーに対して、ブラウザの出すセキュリティ警告を無視せざるを得ない指示をしないこと	ブラウザの出す警告を通常利用においても無視せざるを得ない指示をしていると、悪意のあるサイトで同様の指示をされた場合もそのような操作をしてしまう可能性が高まります。	必須
	7.12 WebSocketについて	7.12.1 Originヘッダーの値が正しいリクエスト送信元であることが確認できた場合にのみ処理を実施すること	WebSocketにはSOP (Same Origin Policy)という仕組みが存在しないため、Cross-Site WebSocket Hijacking(CSWSH)対策のためにOriginヘッダーを確認する必要があります。	必須
	7.13 HTMLについて	7.13.1 html開始タグの前に<!DOCTYPE html>を宣言すること	DOCTYPEで文書タイプをHTMLと明示的に宣言することでCSSなど別フォーマットとして解釈されることを防ぎます。	必須
		7.13.2 CSSファイルやJavaScriptファイルをlinkタグで指定する場合は、絶対パスを使用すること	linkタグを使用してCSSファイルやJavaScriptファイルを相対パス指定した場合にRPO (Relative Path Overwrite) が起きる可能性があります。	必須
8 提出物	8.1 提出物について	8.1.1 サイトマップを用意すること	認証や再認証、CSRF対策が必要な箇所、アクセス制御が必要なデータを明確にするためには、Webサイト全体の構成を把握し、扱うデータを把握する必要があります。そのためには上記の資料を用意することが望ましいでしょう。	必須
		8.1.2 画面遷移図を用意すること		必須
		8.1.3 アクセス権限一覧表を用意すること	誰にどの機能の利用を許可するかまとめた一覧表を作成することが望ましいでしょう。	必須
		8.1.4 コンポーネント一覧を用意すること	依存しているライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントに脆弱性が存在する場合がありますので、依存しているコンポーネントを把握しておく必要があります。	推奨
		8.1.5 上記のセキュリティ要件についてテストした結果報告書を用意すること	自社で脆弱性診断を実施する場合には「脆弱性診断士スキルマッププロジェクト」が公開している「Webアプリケーション脆弱性診断ガイドライン」などを参照してください。	推奨